

八王子市地域防災計画

【本 冊】

令和 7 年修正

素案

八王子市防災会議

計 画 の 体 系

		(章)	(章のタイトル)
八 王 子 市 地 域 防 災 計 画 (本 冊)	第1編 総 則	第1章	計画の策定方針
		第2章	防災機関の業務大綱
		第3章	市民・事業者の基本的責務
		第4章	市の概況
		第5章	被害想定及び市域の災害危険性
		第6章	防災ビジョン
	第2編 災害予防計画	第1章	災害に強い都市づくり
		第2章	災害に強い体制づくり
		第3章	災害に強い人づくり
		第4章	調査・研究
	第3編 震災応急対策計画	第1章	応急活動体制
		第2章	情報の収集、調査、報告等
		第3章	災害広報・広聴
		第4章	応援要請
		第5章	災害救助法の適用
		第6章	救助・救急・消防活動等
		第7章	医療救護活動
		第8章	交通・輸送対策
		第9章	避難対策
		第10章	帰宅困難者対策
		第11章	要配慮者等対策
		第12章	生活救援活動
		第13章	住宅対策
		第14章	保健衛生・清掃活動
		第15章	遺体の収容、火葬等
		第16章	園児・児童等の安全確保及び文教対策
		第17章	ライフライン、公共施設等の応急対策
		第18章	災害警備活動
	第4編 風水害応急対策計画	第1章	水防本部体制
		第2章	市の水防活動
		第3章	関係機関の水防活動
		第4章	災害対策本部体制
		第5章	情報の収集、調査、報告等
		第6章	災害広報・広聴
		第7章	応援要請
		第8章	災害救助法の適用
		第9章	避難対策
		第10章	救助・救急・消防活動等
		第11章	医療救護活動
		第12章	交通・輸送対策
		第13章	各種応急対策活動
		第14章	園児・児童等の安全確保等
		第15章	ライフライン、公共施設等の応急対策
		第16章	災害警備活動
	第5編 危機管理(大規模事故等対策)計画	第1章	計画の目的、対象
		第2章	危機管理体制
		第3章	危機初動時の情報連絡等
		第4章	災害対策本部設置後の各種対策活動
		第5章	危険物事故対策
		第6章	大規模事故等対策
		第7章	火山災害対策
		第8章	原子力災害対策
		第9章	新型インフルエンザ等対策
	第6編 復旧復興計画	第1章	被災者等の生活再建等の支援
		第2章	災害復旧事業
		第3章	災害復興計画
	付 編 東海地震・南海トラフ地震対応計画	第1章	総則
		第2章	防災機関の業務大綱
		第3章	災害予防対策
		第4章	東海地震に関連する情報の種類とその対応
		第5章	調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応
		第6章	警戒宣言時の応急活動
		第7章	市民・事業所のとるべき措置
		第8章	南海トラフ地震対策

第1編 総 則

第1章	計画の策定方針
第2章	防災機関の業務大綱
第3章	市民・事業者の基本的責務
第4章	市の概況
第5章	被害想定及び市域の災害危険性
第6章	防災ビジョン

第1編 総則 目次

第1章 計画の策定方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の前提・性格及び災害の範囲	1
第3節 他の計画との関係	2
第4節 計画の修正	3
第5節 計画の習熟	3
第2章 防災機関の業務大綱	4
第1節 市	4
第2節 東京都	11
第3節 指定地方行政機関	12
第4節 自衛隊	14
第5節 指定公共機関	14
第6節 指定地方公共機関	16
第7節 一部事務組合	17
第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者等	17
第3章 市民・事業者の基本的責務	20
第1節 自助・共助・公助	20
第2節 市民・事業者の基本的責務	20
第4章 市の概況	22
第1節 自然的条件	22
第2節 社会的条件	26
第5章 被害想定及び市域の災害危険性	27
第1節 地震(被害想定)	27
第2節 風水害等	35
第3節 複合災害	37
第6章 防災ビジョン	39
第1節 計画の理念	39
第2節 基本理念達成への方策	39
第3節 減災目標	41

第1章 計画の策定方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び八王子市防災会議条例第2条の規定に基づき、八王子市防災会議が作成する計画である。市、東京都及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、「自助」「共助」「公助」、それぞれの主体間が連携を図り、市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、都市機能を維持することで、八王子市の防災力の向上及び減災を図ることを目的とする。

第2節 計画の前提・性格及び災害の範囲

1 計画の前提

- (1) この計画は、本編第5章に掲げる「被害想定」、東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震など近年発生した大規模地震、平成26年2月大雪、平成27年9月関東・東北豪雨や平成29年台風第21号、令和元年東日本台風などの風水害から得た教訓や、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた自然災害と感染症との複合災害対策の課題など、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの提言を反映し策定した。
- (2) 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、高齢者、障害者、女性、子ども、性的マイノリティ等の要配慮者等の視点に立った、よりきめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が、必ずしも十分ではなかったとの指摘に対して、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方など多様な性の在り方に配慮した防災対策を推進していくことや、近年の災害で、本来避難すべき避難指示等のタイミングで避難せず逃げ遅れにより被災する者が多く発生した状況を踏まえ、国の防災基本計画及び東京都地域防災計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、市としてもこうした動向を踏まえて計画を策定した。
- (3) 住民が「自らの命は自らが守る」との自覚をもって避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向けた防災対策を推進していく。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、東京都、防災関係機関、公共的団体の処理分担すべき事務、業務又は任務を明示するとともに「自らの身の安全は自らが守る」との基本原則に立ち、市民・事業所の役割までを明示した、総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、各対策項目に関して市の責任担当部を示し、あわせて東京都、防災関係機関、公共的団体及び市民の責任を明確にするとともに、可能な限りそれぞれがとるべき事業若しくは措置の一覧、優先順位、連携・協力の基本方針を示し、事業若しくは活動の施策効果の総合的な向上を図るための「ものさし」となるべき計画である。

(3) この計画は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月公表）その他の各種調査に基づき、市の地域としての災害危険性を踏まえ策定するものである。

3 この計画で扱う災害の範囲

この計画では、次の災害等について対応を図る。

(1) 地震災害	(2) 風水害	(3) 大規模事故等
(4) 火山災害	(5) 原子力災害	(6) 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症

第3節 他の計画との関係

1 東京都地域防災計画その他法令に基づく防災業務計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき市の区域に係る災害から、市民（来街者を含む）の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び各指定行政機関等が作成する防災業務計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2 八王子未来デザイン 2040（八王子市基本構想・基本計画）との関係

八王子未来デザイン 2040（八王子市基本構想・基本計画）は、市が総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定した最上位計画であり、基本構想では、まちづくりの基本理念に基づき本市が目指す6つの都市像（私たちが目指すまち）を定めている。

2040年を展望した基本計画は、令和5年度から令和12年度までの8か年を計画期間として、「みんなで目指す2040年の姿」の実現に向けた「重点テーマ・取組方針」と37の施策を定めて体系化している。

防災に関する施策は、都市像4（編）「安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち」基本施策2（章）「地域力を活かした安全で安心なまちづくり」施策番号24（第1節）「強さとしなやかさを持ったまちづくり」に位置づけている。

八王子未来デザイン 2040 は目指す姿の実現に向けた基本的な施策展開等を示した計画であり、その中で「人とひととの支えあい、つながり」と市民と行政のお互いの役割と責任ある行動による「協働」をさらに発展させた「地域自治」と「共創」を「未来を拓く原動力」として位置づけている。

一方、この計画は、市域におけるあらゆる市民の生命・身体・財産を守るとともに都市機能の維持という目的において、市、防災関係機関、事業者、市民の果たすべき役割についても規定するものであることから、両計画は相互に補完し、矛盾を生じないよう整合を図っていくべきものである。

3 八王子市国土強靱化地域計画との関係

八王子市国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）に基づき令和2年3月に策定した。（令和5年3月改訂）

この計画は、どのような大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、八王子市地域防災計画の指針となる。また、発災前における（平時の）施策や施策の進捗率、効果を把握するための重要事業指標（KPI）を掲載しており、地域防災計画が担う発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとして位置づけられていることから、両計画は相互に連動し、八王子市国土強靱化地域計画との整合を図っていくものとする。

4 その他の計画との関係

この計画は、市域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、市で作成する他の計画の防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各対策担当部及び防災関係機関は関係のある事項について、毎年3月末日（緊急を要する事項については、その都度市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議へ提出しなければならない。

第5節 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から自然災害や危機管理に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 防災機関の業務大綱

第1節 市

1 全 体

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	(災害予防) 1 市防災会議及び市災害対策本部に関すること 2 市民による地域防災力の向上に関すること 3 防災都市づくり事業の推進に関すること 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備に関すること 6 市域に存する公共的団体及び自主防災組織の育成、指導並びにボランティア環境整備に関すること 7 事業所防災に関すること 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること 9 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (災害応急対策) 1 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること 2 避難の指示等及び誘導に関すること 3 災害広報及び災害相談の実施に関すること 4 被災者に対する救助及び救護措置に関すること 5 緊急輸送の確保に関すること 6 消防及び水防に関すること 7 公共施設・設備の応急復旧に関すること 8 医療、防疫、保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること 9 外出者の支援に関すること 10 ボランティアの支援に関すること 11 防災関係機関との連絡調整に関すること 12 その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること (災害復旧・災害復興) 1 被災者の生活再建支援に関すること 2 施設の災害復旧に関すること 3 災害復興に関すること

2 各部等

名 称	事務又は業務の大綱
生 活 安 全 部	1 防災会議及び災害対策本部の運営の総合調整に関する事 2 防災対策の総合調整に関する事 3 防災対策の組織、体制の整備、充実にに関する事 4 災害対策用物資、資器材等の備蓄、確保に関する事 5 防災教育及び防災訓練に関する事 6 災害時の非常配備態勢に関する事 7 各部との連絡調整、情報収集活動の総括、被害状況のとりまとめに関する事 8 帰宅困難者対策に関する事 9 災害関連情報の収集伝達、防災行政無線に関する事 10 東京都への報告並びに他市町村、関係機関等との連絡調整に関する事 11 報道機関への発表に関する事 12 自衛隊の派遣要請に関する事 13 東京都、他市町村等への応援要請及び民間団体等の協力要請に関する事 14 災害救助法の適用に関する事 15 避難の指示等の伝達に関する事 16 災害復興本部との連絡調整に関する事 17 業務継続計画（BCP）に関する事 18 他の部の所管に属さない事 19 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
都 市 戦 略 部	1 災害に関する広報に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 被害状況等の撮影及び記録に関する事 4 見舞者、災害視察者等の応接に関する事 5 復興方針及び復興計画の策定に関する事
デジタル推進室	1 重要な情報システムの復旧及び機能確保に関する事 2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
総 合 経 営 部	1 職員の応援体制に関する事 2 国、東京都への陳情に関する事 3 災害復興本部の設置及び運営に関する事 4 復興方針及び復興計画の策定に関する事 5 各種復興対策の総合調整に関する事 6 災害に関する広聴に関する事 7 業務継続計画（BCP）に関する事

名 称	事務又は業務の大綱
市民活動推進部	1 避難指示等発令時の避難誘導に関する事 2 避難所の開設及び運営に関する事 3 避難所生活者への支援に関する事 4 町会・自治会に関する事 5 市民活動団体（NPO等）との協力に関する事 6 外国人への支援に関する事 7 女性の視点に立った支援に関する事 8 帰宅困難者の対応の協力に関する事 9 所管施設の災害予防及び復旧に関する事 10 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
総 務 部	1 職員の安否確認、動員及び服務に関する事 2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関する事 3 災害救助法、その他災害関連法規に関する事 4 自衛隊及び災害派遣職員の受け入れに関する事 5 合同慰霊祭等儀式に関する事 6 災害関連情報の収集伝達の協力に関する事 7 災害に関する広報の実施の協力に関する事 8 災害時における生活安全部の応援に関する事 9 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
契 約 資 産 部	1 災害時の本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関する事 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 3 災害対策に必要な用地等の総合調整に関する事 4 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関する事 5 市有建物の修理（他の部に属するものを除く）に関する事 6 応急仮設住宅の設営に関する事 7 被災住宅の応急修理に関する事 8 被災建物の解体の支援に関する事 9 八王子市庁舎消防計画及び自衛消防隊に関する事 10 本庁舎の災害予防及び復旧に関する事 11 市の燃料の調達に関する事 12 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
財 政 部	1 被害状況の調査及び住家の被害認定調査の実施に関する事 2 災害関連情報の整理及び提供に関する事 3 被害等に関する調査の総合調整に関する事 4 罹災証明書等の交付に関する事 5 租税の減免等に関する事 6 災害対策に関する財政計画、予算及び決算認定資料に関する事 7 災害救助法適用に係る帳票調製に関する事 8 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事

名 称	事務又は業務の大綱
市 民 部	1 帰宅困難者対策に関すること 2 事務所における被災者等の対応に関すること 3 行方不明者の捜索に関すること 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること 5 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
福 祉 部	1 救援救護対策の総合調整及び計画に関すること 2 ボランティア（他の部が所管するものを除く）に関すること 3 日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものを除く） 4 要配慮者対策に関すること 5 義援金品、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等に関すること 6 他の部に属さない救助救援に関すること 7 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 8 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
健 康 医 療 部	1 医療救護対策に関すること 2 医療に係る救護所の設置及び運営に関すること 3 医薬品、衛生材料及び資器材の調達に関すること 4 保健対策の総合調整及び計画に関すること 5 防疫対策に関すること 6 帰宅困難者の対応の協力に関すること 7 災害時の動物対策に関すること 8 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 9 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
子 ど も 家 庭 部	1 園児等の救助救援、保護及び安否確認等に関すること 2 応急保育の実施に関すること 3 乳幼児及び児童に係る相談に関すること 4 災害時における他の部の応援に関すること 5 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
産 業 振 興 部	1 食品その他救援物資の確保、調達及び配布に関すること 2 農林業、商工業、観光施設等の被害状況把握及び災害対策に関すること 3 観光客等対策に関すること 4 避難指示等発令時の避難誘導に関すること 5 避難所の開設及び運営に関すること 6 避難所生活者への支援に関すること 7 帰宅困難者の対応の協力に関すること 8 山地災害に関すること 9 被災者等の雇用対策に関すること 10 事業所防災対策（BCP事業継続計画策定支援を含む）に関すること 11 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること

名 称	事務又は業務の大綱
環 境 部	1 災害時の環境保全及び環境回復に関すること 2 被災地の消毒等防疫対策の協力に関すること 3 井戸の活用（応急給水）の協力に関すること 4 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送の総合調整に関すること 5 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の総合調整に関すること 6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
資 源 循 環 部	1 生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること 2 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送の協力に関すること 3 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること 4 応急給水の実施の協力に関すること 5 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
水 循 環 部	1 応急給水に関すること 2 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 3 災害時のトイレ対策に関すること 4 雨水対策に関すること 5 土砂災害警戒区域等の情報収集及び警戒に関すること 6 関係機関との連絡調整に関すること 7 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
都 市 計 画 部	1 都市防災に関する基本方針に関すること 2 災害時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策の総合調整に関すること 3 代替交通手段の確保に関すること 4 災害時のヘリポート開設に関すること 5 都市復興基本方針等の策定に関すること 6 都市復興対策の総合調整に関すること
拠 点 整 備 部	1 拠点の整備、防災機能の確保に関すること 2 災害時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策に関すること 3 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること 4 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
まちなみ整備部	1 市街地の整備、防災空間の確保に関すること 2 建築物の耐震化、安全化に関すること 3 土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関すること 4 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること 5 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること 6 災害時の住宅対策に関すること 7 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること 8 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 9 市街地等の復興対策に関すること 10 災害復興に係る建築制限の実施に関すること 11 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること

名 称	事務又は業務の大綱
道 路 交 通 部	1 土木構造物等の災害対応力の強化に関する事 2 土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事 4 貸出用自転車の提供に関する事 5 住家、河川、道路等の障害物除去に関する事 6 道路、堤防、橋りょう、所管施設の災害予防及び復旧に関する事 7 水防活動に関する事 8 危険建物、危険区域等の安全確保に関する事 9 帰宅困難者の対応の協力に関する事 10 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関する事 11 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
会 計 部	1 現金の出納及び保管に関する事 2 指定金融機関等との連絡調整に関する事 3 災害対策に係る決算に関する事 4 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
学 校 教 育 部	1 児童・生徒に対する防災教育に関する事 2 学校施設等の災害予防に関する事 3 避難指示等発令時の避難誘導に関する事 4 避難所の開設及び運営に関する事 5 避難所の開設・運営に係る総合調整に関する事 6 児童及び生徒の安否確認等に関する事 7 児童及び生徒の救護並びに支援に関する事 8 避難所生活者に対する支援に関する事 9 応急教育に関する事 10 帰宅困難者の対応の協力に関する事 11 給食センターによる食支援に関する事 12 所管施設の災害予防及び復旧に関する事 13 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	1 避難指示等発令時の避難誘導に関する事 2 避難所の開設及び運営に関する事 3 避難所生活者に対する支援に関する事 4 文化財の被害状況把握等に関する事 5 地域内輸送拠点及び臨時ヘリポート開設の協力に関する事 6 帰宅困難者の対応の協力に関する事 7 災害時における学校教育部の応援に関する事 8 学童保育所入所児童の救助救護、保護及び安否確認等に関する事 9 所管施設の災害予防及び復旧に関する事 10 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関する事

名 称	事務又は業務の大綱
選挙管理委員会 事 務 局	1 災害時における他の部の応援に関すること 2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
監 査 事 務 局	1 災害時における他の部の応援に関すること 2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
議 会 事 務 局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
消 防 団	1 水・火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること 2 救助・救護活動、避難誘導に関すること 3 被災状況の収集伝達に関すること 4 行方不明者、遺体の捜索に関すること 5 その他消防団活動に関すること

第2節 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 東京都防災会議に関すること 2 防災に係る組織及び施設に関すること 3 災害情報の収集及び伝達に関すること 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること 7 緊急輸送の確保に関すること 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること 9 人命の救助及び救急に関すること 10 消防及び水防に関すること 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること 12 外出者の支援に関すること 13 応急給水に関すること 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること 17 公共施設の応急復旧に関すること 18 災害復興に関すること 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること 21 事業所防災に関すること 22 防災教育及び防災訓練に関すること 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 〔東京財務事務所〕 〔立川出張所〕	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること
関東農政局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2 応急用食料・物資の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10 被害農業者に対する金融対策に関すること
関東森林管理局 東京事務所	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
関東運輸局	1 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること 2 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること
東京航空局 （東京空港事務所）	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
気象庁 （東京管区气象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の発表、伝達及び解説に関すること 4 区市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
東京労働局 〔八王子公共 職業安定所〕	1 産業安全（鉱山保安関係を除く）に関する事 2 雇用対策に関する事
関東地方整備局 〔相武国道事務所 ※以上道路〕 〔京浜河川事務所 多摩川上流出張所 多摩出張所 ※以上河川〕	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事 2 通信施設等の整備に関する事 3 公共施設等の整備に関する事 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 6 豪雪害の予防に関する事 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事 10 災害時における復旧資材の確保に関する事 11 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事
関東信越厚生局	1 被害情報の収集及び伝達に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事

第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 (第1施設大隊)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成
海 上 自 衛 隊 (横須賀地方総監部)	(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること
航 空 自 衛 隊 (作戦システム運用隊)	(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 郵 便 (八王子郵便局)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部 (以下「日赤東京都支部」という。)	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・遺体の処理を含む）の実施に関すること 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること 3 こころのケア活動に関すること 4 赤十字ボランティアの活動に関すること 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること 6 義援金の受付、配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない） 7 災害救援物資の支給に関すること 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること 9 外国人の安否調査に関すること 10 遺体の検案協力に関すること 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 放 送 協 会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む）に関すること 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む）に関すること 3 放送施設の保全に関すること
中 日 本 高 速 道 路 （八王子支社）	1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること 2 災害時の緊急交通路の確保に関すること 3 道路、施設の災害復旧工事に関すること
水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。）又は改築の実施に関すること 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること
N T T 東 日 本 （東京支店）	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること 2 重要通信の確保に関すること 3 気象予警報の伝達に関すること 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること 5 災害時における電気通信設備の復旧に関すること
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること
N T T ド コ モ	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
K D D I	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と通信設備等の早期復旧に関すること
楽 天 モ バ イ ル	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通の確保と通信設備の復旧に関すること
J R 東 日 本 （八王子支社）	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
J R 貨 物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
東 京 ガ ス 東京ガスネットワーク （以下「東京ガス グループ」という。）	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること 2 ガスの供給に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸	1 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること
東京電力 パワーグリッド (多摩総支社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
京王電鉄	1 鉄道施設等の安全保安に関すること
多摩都市 モノレール	2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会 (多摩支部)	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること
東京都医師会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること 3 遺体の検案の協力に関すること
東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること
東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
東京都立病院機構	1 所管する病院の医療救護活動に関すること
献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関すること
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること
報道各社	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること 2 放送施設の保全に関すること
東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること
東京ハイヤー・ タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること
東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること
日本エレベーター協会 関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る）に関すること 2 エレベーターの早期復旧に関すること

第7節 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京たま広域資源循環組合 多摩ニュータウン環境組合 南多摩斎場組合	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関する事

第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者等

機関の名称	事務又は業務の大綱
ジェイコム東京 多摩テレビ 八王子エフエム	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事 2 放送施設の保全に関する事
八王子市医師会 (以下「市医師会」という。)	1 医療及び助産活動に関する事 2 防疫及び遺体の検案の協力に関する事 3 東京都医師会及び各医療機関との連絡調整に関する事
八南歯科医師会 (八王子支部) (以下「市歯科医師会」という。)	1 歯科医療活動に関する事 2 遺体の検案の協力に関する事 3 東京都歯科医師会及び各医療機関との連絡調整に関する事
八王子薬剤師会 (以下「市薬剤師会」という。)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事 2 東京都薬剤師会及び各医療機関との連絡調整に関する事
東京都柔道整復師会 (以下「柔道整復師会」という。)	1 応急手当の協力に関する事 2 応急手当に必要な衛生材料の提供に関する事
医療機関	1 BCPの整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
高尾登山電鉄	1 災害時における旅客の安全確保に関する事 2 観光客の救出救助等への協力に関する事
京王電鉄バス 西東京バス 神奈川中央交通	1 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関する事
八王子建設業協会 八王子砕石協会	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事 4 その他災害時における復旧活動の協力に関する事 5 加盟各事業者との連絡調整に関する事
多摩中央管工事協同組合	1 災害時における応急給水用資器材の提供及び飲料水の供給等に関する事 2 加盟各事業者との連絡調整に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
八王子市農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること 5 災害時における食糧及び物資の供給に関すること
八王子商工会議所 各商店街（会） その他商工関係団体・ 八王子市内大型小売店	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること 4 加盟各事業者との連絡調整に関すること 5 被災者に対する炊き出し及び支援に関すること
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
東京都LPガス協会 八王子支部	1 災害時におけるLPガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること 2 災害時におけるLPガス等の供給に関すること 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること 4 加盟各事業者との連絡調整に関すること
東京都電気工事 工業組合 八王子地区本部 西東京電設工業協同組合 桑都電業協会	1 災害時における電気設備資器材、労務の提供に関すること 2 加盟各事業者との連絡調整に関すること
危険物・有毒物等 保管施設の管理者	1 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること
社会福祉施設 管理者	1 避難施設の整備に関すること 2 災害時における入所者の保護に関すること 3 災害時における高齢者、障害者等のための福祉避難所の提供に関すること 4 避難確保計画の作成と避難訓練の実施に関すること（本市地域防災計画掲載施設）
大学・専修学校 その他民間教育 機関等管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における施設利用者の保護に関すること 3 災害時における地域住民の一時避難への協力に関すること 4 市が行う応急教育活動への協力に関すること
交通安全協会 防犯協会	1 災害危険箇所、異常現象等を発見した場合における市、警察署、消防署等へ連絡通報に関すること 2 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること 3 その他災害応急対策の業務の協力に関すること
八王子市 社会福祉協議会 （以下「市社協」という。）	1 災害時のボランティアの受け入れに関すること 2 要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関すること 3 東京都による生活福祉資金貸し付けの申込受付に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
八王子市赤十字奉仕団	1 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の運営業務等の協力に関すること
福祉関係団体等	2 その他災害応急対策の業務の協力に関すること 3 会員との連絡調整の協力に関すること
自主防災組織、町会、自治会、PTA等地域団体	1 自主防災活動の実施に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の運営業務等の協力に関すること 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 4 避難者の誘導及び救出・救助・救護の協力に関すること

第3章 市民・事業者の基本的責務

第1節 自助・共助・公助

市は、災害から多くの生命や財産を守るために、次の3つの理念を重視する。

- 1 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方
- 2 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方
- 3 この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないという考え方

第2節 市民・事業者の基本的責務

上記の理念を推進するために、本計画では、東京都地域防災計画に準じて市民、事業者の基本的責務を次のとおり定め、これに基づき、防災対策の推進を図る。

区 分	基 本 的 責 務
市 民	1 市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2) 家具類の転倒・落下・移動の防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食糧の確保 (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 3 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 4 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

区 分	基 本 的 責 務
事 業 者	1 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 2 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。 4 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知徹底に努めなければならない。 5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。 6 事業者は、その事業活動に関して被害を防止するため、東京都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第4章 市の概況

第1節 自然的条件

1 位 置

本市は、東京都心から 40 km圏にあり、東京都の西端部に位置する。

市役所（元本郷町三丁目 24 番 1 号）の位置及び本市の隣接市町村は、次のとおりである。

市役所の位置	東 経	139° 18′ 57″
	北 緯	35° 40′ 00″
	海 抜	126.46m
隣接市町村	東	日野市、多摩市
	西	檜原村、神奈川県相模原市
	南	町田市、神奈川県相模原市
	北	あきる野市、福生市、昭島市

2 面積、広ぼう及び海拔

市の面積、広ぼう及び海拔は次のとおりで、多摩 26 市の合計面積の約 24%を占める。

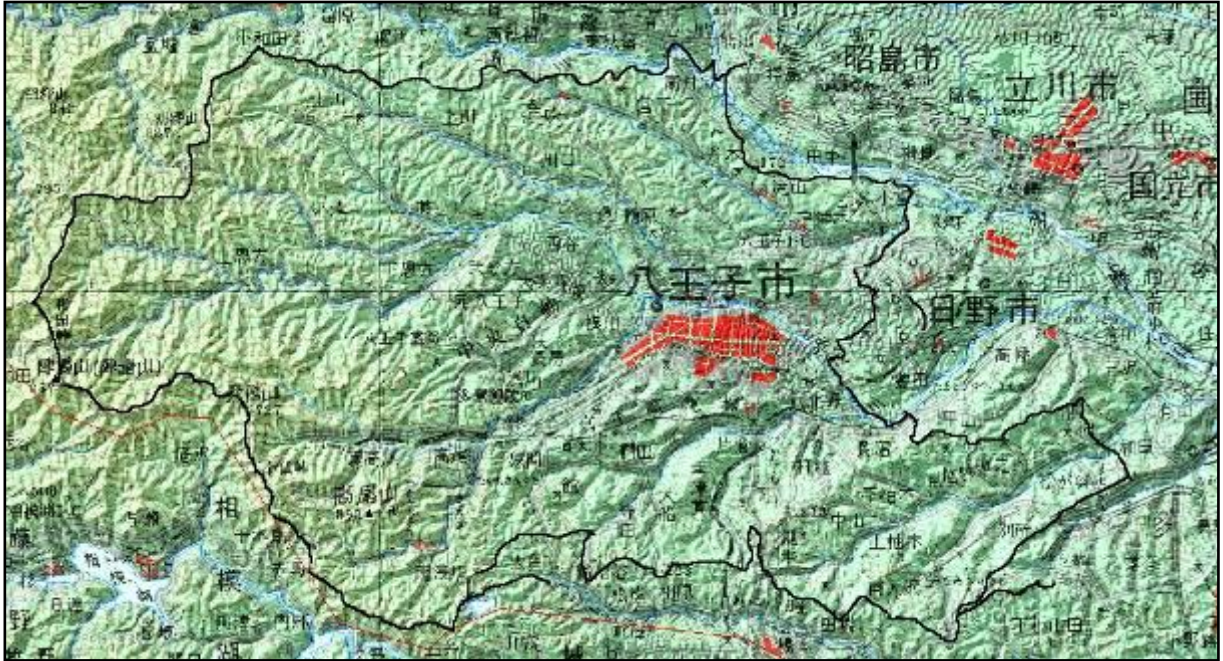
市 全 体	広 ば う	周 囲	95.8 km	
		東 西	24.3 km	
		南 北	13.4 km	
	海 抜	最 高	862.7m	
		最 低	63.0m	
	面 積	市全体	186.38 km ²	
事 務 所 別面積※	本 庁	12.838 km ²	元八王子	12.781 km ²
	浅 川	26.339 km ²	恩 方	37.283 km ²
	由 木	7.816 km ²	川 口	24.290 km ²
	由木東	4.086 km ²	加 住	14.515 km ²
	南大沢	9.474 km ²	由 井	8.625 km ²
	横 山	6.192 km ²	北 野	5.853 km ²
	館	8.124 km ²	石 川	8.094 km ²

（統計八王子（令和 4 年〔2022 年〕版））

※ 事務所別面積の合計が必ずしも市全体の面積にならない場合があります。

3 地形、地質

八王子市の地形図



※（国土地理院 1/5 万地形図を加工）

市域の地形を概観すると、山地、丘陵、台地、低地に区分することができる。

市の中心街は、浅川によって開析された低地にあり、その北側は加住丘陵が、南側は多摩丘陵が、それぞれ西方の山地から東方へ張り出した形で連続的に連なっている。加住丘陵の東方は、日野の台地となって多摩川、浅川によって侵食されたがけとなって終わっている。多摩丘陵は、町田市、稲城市、さらに川崎市、横浜市方面に連なっている。

したがって、本市域は、西から東へゆるく傾斜した小規模な盆地状の地形をなしている。

本市を流れる河川は、西高東低の地形にしたがって、ほぼ東方へ流れ、小河川を集めて浅川となり、多摩川に合流する。本市の低地はこのような河川による侵食によってできたもので、市街地は浅川などの流域にある。

市街地の北方にある加住丘陵は、西方から流れる谷地川によって南北に分けられ、加住北丘陵の北方は多摩川に、加住南丘陵の南方は川口川に接している。川口川と北浅川に挟まれた川口丘陵が、また、北浅川と南浅川に挟まれた船田丘陵が東方へ突き出している。南浅川の南方には小比企丘陵があり、その南東は湯殿川を挟んで多摩丘陵がある。

これらの丘陵は、標高 140～250m とほぼ同じで西方から東方へしだいに低くなる、地表には小起伏が見られるものの、全体的にはほぼ平坦なスカイラインをもっている。地質構造においても似ている点が多く、多摩ローム層の堆積面と考えられ、かつては一連の地形であったものが幾多の河川によって侵食されて分断されたものである。

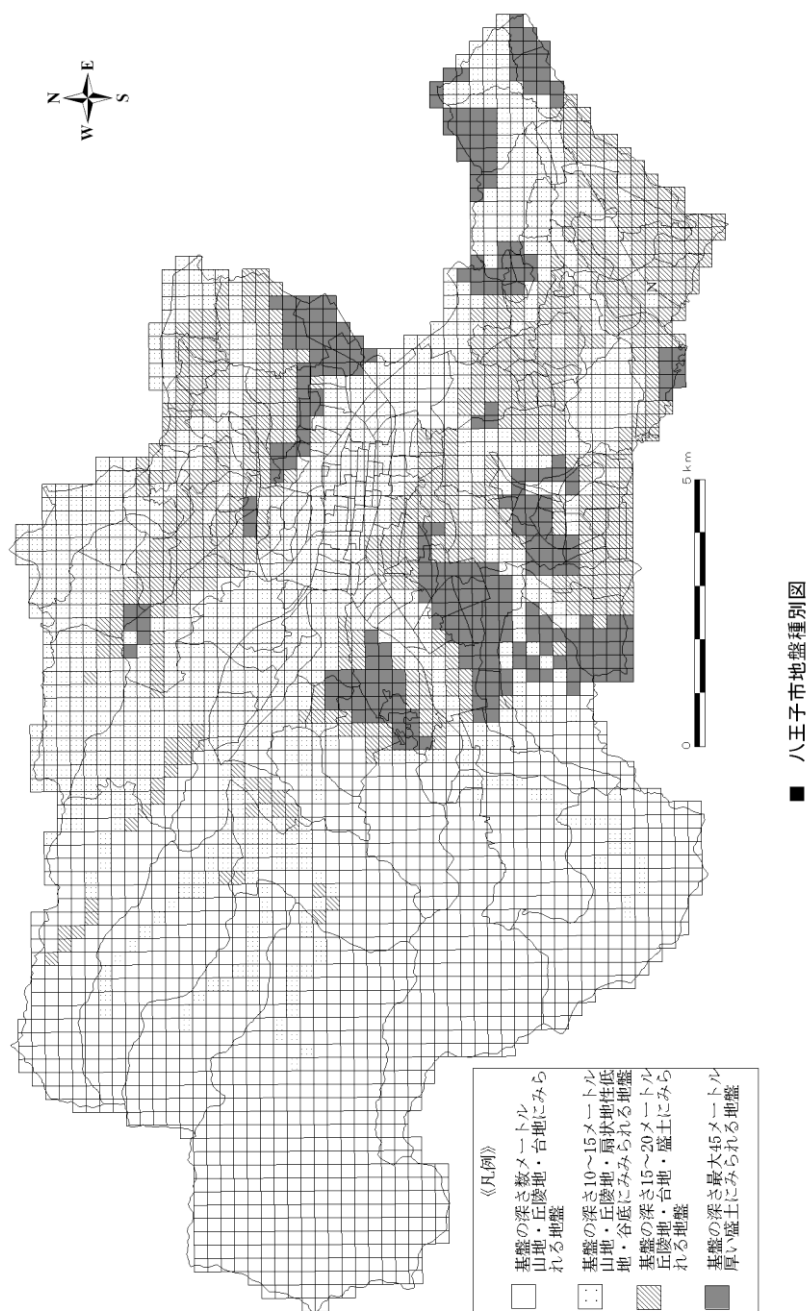
市内で最も規模の大きい台地は、加住丘陵東方の大和田町、石川町、高倉町から日野市に連なる日野台地である。標高 100～200m の平坦な台地は、下末吉層の堆積面である。丘陵、台地は古期ロームと呼ばれる多摩ローム層、下末吉ローム層に厚くおおわれている。

台地の縁辺部には、それより低い数多くの段丘が発達している。その規模は小さく、新規ローム層

(武蔵野ローム、立川ローム)におおわれているが、その厚さは2～4mと薄い。

市の中心部をはじめ、各所の低平地は、浅川をはじめ他のいくつもの河川の氾濫によってできた沖積平地である。ここには河成砂れき層を中心とした沖積層が直接おおっていて、いわゆる関東ローム層は見られない。

丘陵地の西側には関東山地の南縁部をなす小仏の山地がある。この山地は本市では小仏層群と呼ばれる中生代白亜紀(6500万～1億3500万年前)に海底で堆積した岩石からできている。この地層は本市北部では、砂岩を主体とし、若干のれき岩・砂岩・泥岩の互層部を帯状に含んでいる。中央部にいくと、この互層岩体が広く分布する。南部の神奈川県との境界付近には泥岩が広がる。これらの地層は北西から南東に走る構造をなす。



4 気 象

近年、本市も都市気候化が徐々に進行している。

気温は夏季には 39℃という猛暑や、冬季には 20℃を超えるような日がある一方で－5℃前後となる日もある。年間の降水量は、ここ数年の平均で 1,590mm 程となっている。

気象概況

年 及 月	次 び 次	気 温 (℃)			降 水 量 (mm)	最 日 降 水 量 (mm)	最 小 湿 度 (%)	風 速 (m/s)					
		月 平 均	月 最 高	月 最 低				平 均 風 速	最 大 瞬 間 風 速、風 向				
平成29年		14.9	36.7	-5.9	1,514.5	175.0	6	2.7	24.6 南西				
30		15.9	39.3	-8.7	1,436.0	87.0	8	2.8	45.6 南南東				
令和元年		15.6	37.0	-4.8	1,966.0	392.5	10	2.7	33.3 北				
2		15.7	39.3	-5.4	1,604.5	115.0	11	2.7	24.3 北北西				
3		15.6	39.0	-6.3	1,448.5	80.0	0	2.7	23.1 北北西				
1月		4.0	18.1	-6.3	51.0	20.5	10	2.2	21.5 西				
2		6.7	21.8	-3.6	51.0	49.0	0	2.7	19.9 西				
3		11.6	23.7	0.0	111.5	47.5	12	3.1	20.9 南				
4		14.1	26.4	3.8	81.0	47.0	8	3.4	20.3 北北西				
5		18.9	29.1	7.2	78.5	30.0	18	3.2	20.8 南				
6		22.4	31.9	14.9	81.5	20.5	21	3.0	20.8 南				
7		25.9	36.1	19.0	273.0	63.5	38	2.4	18.0 北				
8		27.0	39.0	18.3	307.5	80.0	29	3.0	22.7 南南西				
9		21.7	32.3	14.4	148.0	35.5	29	2.5	12.0 南				
10		17.3	30.1	4.6	114.5	53.0	31	2.5	19.3 北				
11		12.0	21.6	-1.1	82.0	59.0	19	2.0	17.1 北				
12		6.3	19.5	-5.8	69.0	38.0	15	2.3	23.1 北北西				
年 及 月	次 び 次	気 温 階 級 別 日 数				降 水 量 階 級 別 日 数					風速10m/s 以上の日数	日 照 時 間 (h)	雷 雨 日 数 (1mm以上)
		最低気温		最高気温		1mm 以上	10mm 以上	30mm 以上	50mm 以上	100mm 以上			
		-5℃ 以下	0℃ 未 満	25℃ 以 上	30℃ 以 上								
平成29年		5	74	119	51	92	41	10	6	2	41	2,131.3	14
30		10	56	131	67	91	45	11	5	-	44	2,154.1	14
令和元年		-	53	113	53	109	45	18	6	2	43	1,966.2	12
2		1	41	123	56	107	43	15	7	1	42	1,754.3	17
3		6	59	118	48	102	39	17	5	-	42	2,135.9	15
1月		4	25	-	-	5	2	-	-	-	1	194.3	-
2		-	15	-	-	2	1	1	-	-	5	237.6	-
3		-	-	-	-	7	3	1	-	-	8	176.1	1
4		-	-	3	-	7	3	1	-	-	9	216.5	1
5		-	-	13	-	10	2	1	-	-	8	147.5	2
6		-	-	24	3	12	3	-	-	-	2	132.6	2
7		-	-	27	19	16	8	2	2	-	1	173.6	5
8		-	-	26	23	12	6	5	1	-	4	158.7	2
9		-	-	15	2	11	4	3	-	-	-	104.1	-
10		-	-	10	1	10	4	1	1	-	2	174.9	1
11		-	3	-	-	5	1	1	1	-	-	204.8	1
12		2	16	-	-	5	2	1	-	-	2	215.2	-

(統計八王子(令和4年〔2022年〕版))

第2節 社会的条件

1 人 口

八王子市は、都心から40km圏内にある多摩地域最大の都市であり、国道16号や国道20号などが交差する交通の要衝としてなどの立地条件にも恵まれ、高度経済成長とともに宅地開発、都市化が進んだ。その結果、本市の人口は、昭和30年頃から昭和55年頃にかけて急激に増加した。

しかし、昭和50年代後半から人口増加の割合は、やや緩やかになってきている。

平均世帯人員については、昭和61年に3人を割り、現在に至るまで減少を続けており、核家族化の傾向が顕著となっている。

また、年齢別人口の割合については、年少人口（0～14歳）が10.8%、生産年齢人口（15～64歳）が61.6%、老年人口（65歳以上）が27.6%となり、本市においても年々高齢化が進んでおり、今後こうした傾向は続くと思われている。

市全体	人 口		562,145 人			
	世 帯 数		279,627 世帯			
	人 口 密 度		3,016 人／k m ²			
	1 世帯当たり人口		2.01 人			
事務所別 人口・ 世帯数	本 庁	128,135 人	70,524 世帯	元八王子	50,493 人	24,162 世帯
	浅 川	20,916 人	10,433 世帯	恩 方	13,328 人	6,484 世帯
	由 木	36,389 人	16,827 世帯	川 口	31,441 人	15,446 世帯
	由 木 東	20,767 人	10,572 世帯	加 住	13,510 人	8,098 世帯
	南 大 沢	54,492 人	24,204 世帯	由 井	45,160 人	19,676 世帯
	横 山	49,200 人	24,450 世帯	北 野	37,314 人	19,178 世帯
	館	28,175 人	14,286 世帯	石 川	32,825 人	15,287 世帯

（統計八王子（令和4年〔2022年〕版）、令和5年1月1日現在）（外国人住民含む）

2 交 通

(1) 道 路

現在、広域的な機能を果たす市域の主要幹線道路は、中央自動車道、国道16号、同八王子バイパス、国道20号（甲州街道）、国道411号（滝山街道）、国道468号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、都道府中相模原線（野猿街道）、都道八王子五日市線（秋川街道）、都道八王子町田線（町田街道）、都道八王子あきる野線（高尾街道）、都道八王子武蔵村山線（多摩大橋通り）、都道山田宮の前線（美山通り）の12路線である。また、都道上館日野線（北野街道）、都道上野原八王子線（陣馬街道）、都道下柚木八王子線（野猿街道）、都道淵上日野線（新滝山街道）、都道瑞穂あきる野八王子線、都道小山乞田線（多摩ニュータウン通り）、都道八王子城山線等の一部幹線道路が主要幹線道路の機能を代替している。

(2) 鉄 道

鉄道は、東西方向にJR中央線及び京王電鉄京王線・高尾線・相模原線、南北方向にJR八高線・横浜線及び多摩都市モノレールの計7路線が通っており、そのうちJR八高線・横浜線と京王電鉄京王線・高尾線の4路線が市内の駅を始発駅にしている。また、高尾山に高尾登山電鉄がある。本市は、従来にも増して多摩地域の交通の要衝になってきている。

第5章 被害想定及び市域の災害危険性

第1節 地震(被害想定)

1 想定された地震

東京都では平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)を踏まえたなか、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表後、約10年が経過するなかで、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき10年ぶりに被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

その被害想定では、マグニチュード(M)7クラスの首都直下地震として、「都心南部直下地震(M7.3)」、「多摩東部直下地震(M7.3)」、「立川断層帯地震(M7.4)」及びM8～9クラスの海溝型地震として、「大正関東地震(M8クラス)」、「南海トラフ巨大地震(M9クラス)」の5つの地震が発生した場合の人的・物的被害が明らかになった。また、その被害想定の中で、時系列ごとの災害シナリオと被害の様相を初めて公表した。災害シナリオと被害の様相は、M7.3の首都直下地震が冬の18時、風速8m/sの条件で発生した場合、発生直後から1か月以降までに起こりうる事象について、定量的に示すことが困難な事項についても定性的な被害シナリオとして示すとともに、防災対策を検討する基礎資料として被害様相をまとめている。この他に都心東部直下地震、都心西部直下地震、多摩西部直下地震(いずれもM7.3)の3つの地震に関しては震度分布のみが提示された。

これらの地震のうち、本市では、多摩東部直下地震が発生した場合に市域の97.6%で震度6弱以上の強い揺れが想定され、人的被害、焼失棟数を含む建物被害が最も大きくなることから、これをこの計画における想定地震とする。

2 被害想定的前提条件

(1) 想定地震

想定地震	規模	震源	震源の深さ	発生確率
多摩東部直下地震	M7.3	多摩地域	約45km	今後30年以内70% (南関東地域における M7クラスの確率)

(2) 想定シーン

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬・早朝 5時 風速 4m/s、8m/s	・阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12時 風速 4m/s、8m/s	・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕 18時 風速 4m/s、8m/s	・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ・ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(3) 震源モデルの設定

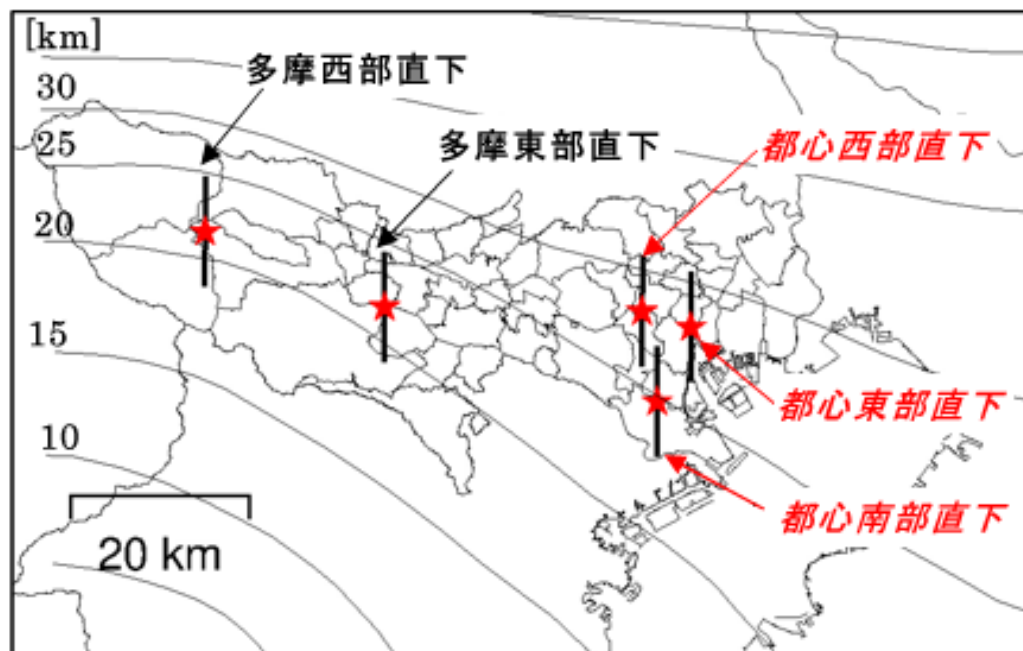


図 プレート上面等深線と設定したプレート内地震の震源断層位置
(図中、星は震央、内閣府と同一位置のものを斜体字で記載)

3 想定された地盤の震動・液状化

多摩東部直下地震は多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として想定している。震度6強以上の地域は、多摩地域に加えて、区部当部を含めて広く分布する。震度7の面積はごくわずかであり、震度6強の面積は約485km²である。

本市における震度別面積率は、震度6強が24.1%、震度6弱が73.5%、震度5強以下が2.4%で、震度7の揺れは想定されていないが、市域の97.6%で震度6弱以上の強い揺れの地域が分布する。

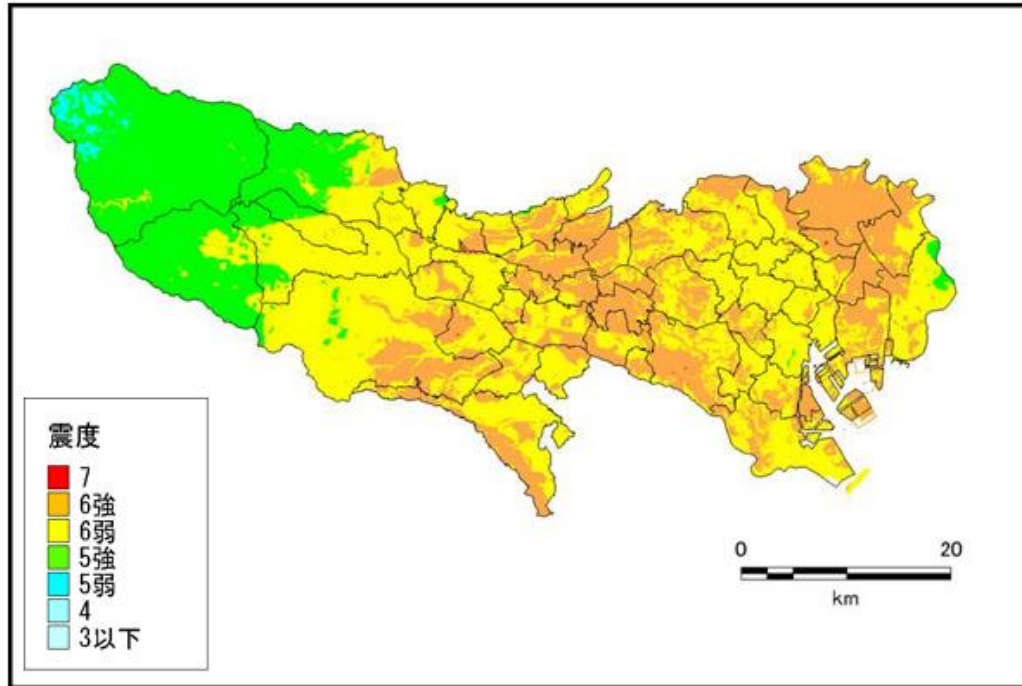


図 多摩東部直下地震(M7.3)の震度分布

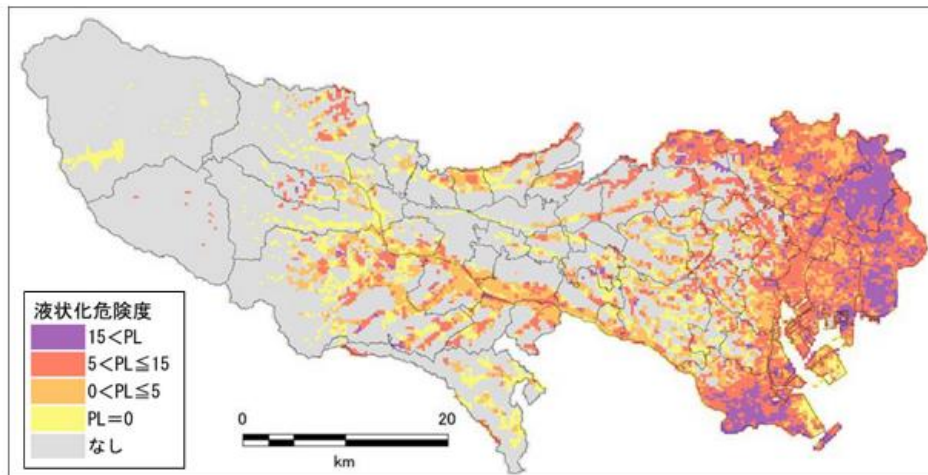


図 多摩東部直下地震(M7.3)の液状化危険度分布

表 PL値による液状化危険度判定区分（岩崎ほか(昭和55(1980)年)に加筆）

	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	PL>15
PL値による液状化危険度判定	液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化危険度が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

4 想定される被害

多摩東部直下地震が発生した場合、想定される各種被害は、次のとおりである。

項目			単位	多摩東部直下地震 (M7.3)						
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕		
				風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	
夜間人口			(人)	579,355						
昼間人口			(人)	576,240						
面 積			(km ²)	186.4						
震度別面積率	5強以下	(%)	2.4							
	6弱	(%)	73.5							
	6強	(%)	24.1							
	7	(%)	0.0							
建物棟数	計	(棟)	147,379							
	木造	(棟)	111,540							
	非木造	(棟)	35,839							
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	2,452							
	ゆ れ	(棟)	2,342							
	液状化	(棟)	20							
	急傾斜地崩壊	(棟)	90							
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	10,409							
	ゆ れ	(棟)	10,036							
	液状化	(棟)	167							
	急傾斜地崩壊	(棟)	206							
	うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	2,125						
		ゆ れ	(棟)	2,025						
		液状化	(棟)	59						
		急傾斜地崩壊	(棟)	40						
		火災	出火件数	(件)	13	13	16	16	27	27
焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	1,379	1,490	1,760	1,896	2,864	3,094		
	倒壊建物を含まない	(棟)	1,351	1,461	1,726	1,859	2,807	3,033		
	人的被害	死 者	計	(人)	183	186	114	117	167	172
ゆれ建物被害			(人)	134	134	60	60	89	89	
屋内収容物			(人)	9	9	8	8	7	7	
急傾斜地崩壊			(人)	8	8	6	6	6	6	
火災			(人)	32	34	40	43	61	66	
ブロック塀等			(人)	0	0	1	1	4	4	
屋外落下物			(人)	0	0	0	0	0	0	
重 傷		計	(人)	3,047	3,059	2,464	2,478	2,764	2,785	
		ゆれ建物被害	(人)	2,739	2,739	2,103	2,103	2,227	2,227	
		屋内収容物	(人)	190	190	172	172	160	160	
		急傾斜地崩壊	(人)	10	10	7	7	8	8	
		火 災	(人)	103	115	141	155	243	265	
		ブロック塀等	(人)	5	5	41	41	125	125	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	
		うち重傷者	計	(人)	285	288	264	268	329	335
			ゆれ建物被害	(人)	207	207	167	167	173	173
			屋内収容物	(人)	42	42	37	37	35	35
			急傾斜地崩壊	(人)	5	5	4	4	4	4
			火 災	(人)	29	32	39	43	68	74
			ブロック塀等	(人)	2	2	16	16	49	49
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
要配慮者	死者数	(人)	99	100	61	63	90	92		
避 難 者	発生数	(人)	79,948	80,350	81,331	81,833	85,330	86,163		
帰宅困難者	発生数	(人)	—	—	101,663	101,663	101,663	101,663		
都内滞留者	発生数	(人)	—	—	553,589	553,589	553,589	553,589		
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	(台)	500	500	502	510	509	510	
自力脱出困難者		発生数	(人)	943	943	775	775	788	788	
災害廃棄物		重 量	(万 t)	93	93	94	94	96	97	
ライフライン	電 力	停電率	(%)	4.4	4.5	4.6	4.7	5.2	5.3	
	通 信	不通率	(%)	1.8	1.0	1.2	1.3	1.9	2.0	
	上水道	断水率	(%)	21.4						
	下水道	管きよ被害率	(%)	5.2						
	ガ ス	供給停止率	(%)	0.0						
物 資	食料 (万食)	～3日目	(万食)	22	22	23	23	25	26	
		4～7日目	(万食)	58	59	59	60	63	64	
	飲料水 (万L)	～3日目	(万L)	26	26	26	27	27	27	
		4～7日目	(万L)	50	50	50	50	50	50	
	毛 布	必要量	(万枚)	11	11	11	11	11	11	

第1編 総則 第5章 被害想定及び市域の災害危険性

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟 /ha)	順位	ランク	危険量 (棟 /ha)	順位	ランク		危険量 (棟 /ha)	順位	ランク
上柚木	丘陵	0.22	4718	1	0.00	4575	1	0.28	0.06	4417	1
上柚木2丁目	丘陵	0.17	4806	1	0.00	4664	1	0.10	0.02	4885	1
上柚木3丁目	丘陵	0.04	5060	1	0.00	5004	1	0.08	0.00	5099	1
川口町	丘陵	0.33	4535	1	0.03	3652	1	0.55	0.20	3142	1
川町	丘陵	0.21	4738	1	0.00	4446	1	0.17	0.04	4675	1
北野町	谷底低地1	0.52	4250	1	0.04	3388	1	0.18	0.10	4070	1
清川町	谷底低地1	1.47	2422	2	0.09	2607	2	0.08	0.13	3741	1
櫛田町	台地1	0.44	4373	1	0.02	3945	1	0.12	0.05	4487	1
越野	丘陵	0.28	4626	1	0.01	4050	1	0.15	0.04	4598	1
小比企町	台地1	0.58	4166	1	0.02	3912	1	0.27	0.16	3483	1
小宮町	丘陵	0.47	4317	1	0.02	3808	1	0.24	0.12	3881	1
子安町1丁目	台地1	1.16	2964	1	0.05	3131	1	0.22	0.27	2618	2
子安町2丁目	台地1	1.33	2634	2	0.07	2809	2	0.17	0.24	2845	2
子安町3丁目	台地1	1.08	3144	1	0.04	3285	1	0.13	0.14	3657	1
子安町4丁目	台地1	1.66	2129	2	0.05	3151	1	0.10	0.18	3341	1
左入町	谷底低地1	0.36	4499	1	0.01	4303	1	0.19	0.07	4357	1
散田町1丁目	台地1	1.85	1933	2	0.14	2129	2	0.20	0.39	1936	2
散田町2丁目	台地1	1.72	2061	2	0.98	581	3	0.20	0.53	1393	2
散田町3丁目	台地1	1.36	2587	2	0.09	2599	2	0.15	0.22	2993	1
散田町4丁目	台地1	1.64	2171	2	0.18	1921	2	0.14	0.25	2741	2
散田町5丁目	台地1	0.80	3727	1	0.03	3531	1	0.14	0.11	3918	1
下恩方町	山地	0.07	4998	1	0.00	4637	1	0.39	0.03	4762	1
下柚木	丘陵	0.22	4715	1	0.01	4399	1	0.21	0.05	4537	1
下柚木2丁目	丘陵	0.13	4884	1	0.00	4480	1	0.09	0.01	4964	1
下柚木3丁目	丘陵	0.07	5005	1	0.00	4822	1	0.16	0.01	4986	1
新町	台地1	2.03	1755	2	0.07	2749	2	0.12	0.26	2688	2
諏訪町	台地1	1.48	2403	2	0.31	1394	2	0.36	0.65	1080	3
千人町1丁目	台地1	1.58	2260	2	0.04	3382	1	0.11	0.18	3348	1
千人町2丁目	台地1	1.42	2506	2	0.05	3215	1	0.10	0.15	3585	1
千人町3丁目	台地1	1.39	2547	2	0.12	2295	2	0.14	0.21	3094	1
千人町4丁目	台地1	1.15	2999	1	0.03	3521	1	0.11	0.13	3788	1
平町	沖積低地1	0.23	4709	1	0.00	4667	1	0.54	0.12	3836	1
高尾町	山地	0.05	5042	1	0.00	4668	1	0.59	0.03	4718	1
高倉町	台地1	0.43	4382	1	0.00	4448	1	0.09	0.04	4647	1
滝山町1丁目	丘陵	0.11	4925	1	0.00	4782	1	0.20	0.02	4825	1
滝山町2丁目	谷底低地1	0.17	4812	1	0.00	4729	1	0.30	0.05	4513	1
館町	丘陵	0.16	4829	1	0.00	4473	1	0.29	0.05	4548	1
田町	谷底低地1	1.45	2450	2	0.02	3777	1	0.11	0.16	3484	1
丹木町1丁目	谷底低地1	0.23	4703	1	0.00	4497	1	0.19	0.04	4587	1
丹木町2丁目	丘陵	0.15	4835	1	0.00	4600	1	0.23	0.04	4676	1
丹木町3丁目	谷底低地1	0.39	4450	1	0.00	4452	1	0.16	0.06	4404	1
台町1丁目	台地1	1.42	2501	2	0.10	2498	2	0.15	0.22	2966	1
台町2丁目	台地1	0.86	3594	1	0.02	3956	1	0.15	0.13	3756	1
台町3丁目	台地1	0.89	3540	1	0.03	3483	1	0.11	0.10	4059	1
台町4丁目	台地1	1.11	3088	1	0.14	2172	2	0.11	0.14	3695	1
大楽寺町	台地1	1.41	2512	2	0.28	1481	2	0.24	0.41	1831	2
寺田町	丘陵	0.12	4896	1	0.00	4638	1	0.22	0.03	4766	1
寺町	台地1	1.74	2034	2	0.13	2207	2	0.13	0.25	2763	2
天神町	台地1	2.06	1741	2	0.40	1211	2	0.14	0.34	2171	2
戸吹町	丘陵	0.09	4974	1	0.00	4879	1	0.39	0.03	4704	1
中町	台地1	2.27	1578	2	0.06	2894	1	0.13	0.30	2409	2
中野上町1丁目	谷底低地1	1.89	1899	2	0.20	1766	2	0.25	0.51	1442	2
中野上町2丁目	谷底低地1	1.58	2267	2	0.15	2067	2	0.26	0.45	1658	2
中野上町3丁目	台地1	1.91	1863	2	0.35	1308	2	0.19	0.43	1736	2
中野上町4丁目	谷底低地1	1.20	2887	1	0.11	2353	2	0.18	0.24	2823	2
中野上町5丁目	台地1	1.27	2773	2	0.27	1526	2	0.25	0.38	1962	2

第1編 総則 第5章 被害想定及び市域の災害危険性

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟 /ha)	順位	ランク	危険量 (棟 /ha)	順位	ランク		危険量 (棟 /ha)	順位	ランク
中野山王1丁目	台地1	1.02	3274	1	0.04	3401	1	0.19	0.20	3135	1
中野山王2丁目	谷底低地1	0.50	4276	1	0.01	4201	1	0.20	0.10	4027	1
中野山王3丁目	谷底低地1	0.11	4921	1	0.00	4691	1	0.11	0.01	4958	1
中野町	台地1	0.87	3570	1	0.11	2390	2	0.23	0.23	2946	1
中山	丘陵	0.14	4861	1	0.00	4735	1	0.42	0.06	4438	1
長沼町	谷底低地1	0.91	3488	1	0.10	2526	2	0.19	0.19	3247	1
長房町	台地1	0.63	4069	1	0.04	3354	1	0.22	0.15	3605	1
並木町	台地1	1.16	2959	1	0.03	3582	1	0.16	0.20	3174	1
檜原町	谷底低地1	0.72	3902	1	0.06	2940	1	0.23	0.18	3302	1
西浅川町	山地	0.22	4712	1	0.01	4283	1	0.23	0.05	4481	1
西寺方町	谷底低地1	0.42	4400	1	0.01	4243	1	0.24	0.10	3993	1
式分方町	台地1	0.77	3794	1	0.04	3262	1	0.28	0.23	2921	1
狭間町	台地1	0.67	4004	1	0.01	4061	1	0.19	0.13	3749	1
八幡町	台地1	1.95	1824	2	0.03	3650	1	0.11	0.22	2967	1
初沢町	山地	0.09	4966	1	0.00	4525	1	0.43	0.04	4632	1
東浅川町	台地1	0.96	3401	1	0.07	2816	2	0.18	0.19	3272	1
東中野	丘陵	0.17	4810	1	0.00	4533	1	0.26	0.05	4578	1
日吉町	台地1	2.67	1340	2	0.37	1262	2	0.11	0.33	2205	2
平岡町	台地1	1.91	1864	2	0.09	2584	2	0.10	0.19	3207	1
富士見町	台地1	1.70	2086	2	0.08	2658	2	0.31	0.56	1293	2
別所1丁目	丘陵	0.16	4831	1	0.00	4466	1	0.12	0.02	4868	1
別所2丁目	丘陵	0.02	5114	1	0.00	4907	1	0.13	0.00	5118	1
堀之内	丘陵	0.13	4890	1	0.00	4542	1	0.22	0.03	4748	1
堀之内2丁目	丘陵	0.21	4736	1	0.00	4501	1	0.09	0.02	4869	1
堀之内3丁目	丘陵	0.15	4844	1	0.01	4381	1	0.12	0.02	4888	1
本郷町	台地1	3.12	1129	3	0.25	1596	2	0.16	0.53	1377	2
本町	台地1	2.23	1608	2	0.13	2261	2	0.12	0.28	2508	2
松が谷	丘陵	0.05	5047	1	0.00	4910	1	0.20	0.01	5003	1
松木	丘陵	0.13	4880	1	0.00	4469	1	0.12	0.02	4903	1
丸山町	丘陵	0.90	3516	1	0.03	3567	1	0.14	0.13	3801	1
三崎町	台地1	2.32	1547	2	0.10	2442	2	0.09	0.21	3041	1
緑町	台地1	0.97	3368	1	0.13	2230	2	0.34	0.37	2005	2
南浅川町	山地	0.01	5154	1	0.00	5056	1	0.58	0.00	5081	1
南大沢1丁目	丘陵	0.06	5020	1	0.00	4779	1	0.17	0.01	4989	1
南大沢2丁目	丘陵	0.22	4722	1	0.00	4629	1	0.10	0.02	4842	1
南大沢3丁目	丘陵	0.01	5140	1	0.00	4979	1	0.13	0.00	5138	1
南大沢4丁目	丘陵	0.12	4895	1	0.00	4647	1	0.09	0.01	4973	1
南大沢5丁目	丘陵	0.11	4927	1	0.00	4862	1	0.15	0.02	4908	1
南新町	台地1	2.25	1591	2	0.10	2522	2	0.10	0.24	2836	2
南町	台地1	1.40	2538	2	0.03	3475	1	0.18	0.26	2689	2
宮下町	丘陵	0.11	4923	1	0.00	4799	1	0.35	0.04	4650	1
美山町	山地	0.02	5111	1	0.00	4889	1	0.24	0.01	5074	1
明神町1丁目	谷底低地1	1.00	3319	1	0.04	3308	1	0.14	0.15	3589	1
明神町2丁目	谷底低地1	0.94	3437	1	0.02	3876	1	0.14	0.13	3733	1
明神町3丁目	台地1	0.88	3554	1	0.02	3986	1	0.10	0.09	4124	1
明神町4丁目	谷底低地1	0.58	4161	1	0.01	4178	1	0.15	0.09	4184	1
めじろ台1丁目	台地1	1.58	2262	2	0.02	3733	1	0.10	0.15	3542	1
めじろ台2丁目	台地1	1.18	2927	1	0.05	3107	1	0.08	0.10	4000	1
めじろ台3丁目	台地1	1.35	2603	2	0.07	2827	2	0.09	0.13	3752	1
めじろ台4丁目	台地1	1.25	2805	2	0.02	3738	1	0.11	0.14	3650	1
元八王子町1丁目	台地1	0.60	4130	1	0.03	3657	1	0.23	0.14	3658	1
元八王子町2丁目	台地1	0.39	4447	1	0.01	4040	1	0.19	0.08	4286	1
元八王子町3丁目	山地	0.09	4959	1	0.00	4714	1	0.29	0.03	4775	1
元本郷町1丁目	台地1	2.25	1590	2	0.16	1987	2	0.11	0.27	2624	2
元本郷町2丁目	谷底低地1	1.00	3301	1	0.06	2908	1	0.19	0.20	3150	1
元本郷町3丁目	谷底低地1	1.18	2919	1	0.07	2796	2	0.15	0.19	3268	1
元本郷町4丁目	谷底低地1	0.79	3762	1	0.03	3667	1	0.18	0.15	3628	1

第1編 総則 第5章 被害想定及び市域の災害危険性

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟 /ha)	順位	ランク	危険量 (棟 /ha)	順位	ランク		危険量 (棟 /ha)	順位	ランク
元横山町1丁目	谷底低地1	1.33	2640	2	0.06	2967	1	0.17	0.23	2915	1
元横山町2丁目	台地1	1.63	2178	2	0.08	2647	2	0.13	0.23	2937	1
元横山町3丁目	谷底低地1	2.49	1435	2	0.46	1084	3	0.19	0.56	1287	2
八木町	台地1	1.34	2615	2	0.02	3897	1	0.11	0.15	3554	1
谷野町	丘陵	0.13	4893	1	0.00	4692	1	0.23	0.03	4744	1
山田町	台地1	0.69	3955	1	0.05	3136	1	0.20	0.15	3601	1
鍵水	丘陵	0.09	4961	1	0.00	4766	1	0.23	0.02	4832	1
鍵水2丁目	丘陵	0.08	4987	1	0.00	4753	1	0.15	0.01	4966	1
八日町	台地1	1.08	3146	1	0.01	4363	1	0.08	0.09	4159	1
横川町	台地1	1.15	2994	1	0.15	2058	2	0.25	0.32	2250	2
横山町	台地1	2.02	1770	2	0.02	3895	1	0.13	0.27	2580	2
四谷町	台地1	1.31	2669	2	0.16	2003	2	0.22	0.33	2224	2
万町	台地1	1.66	2140	2	0.09	2605	2	0.14	0.24	2829	2
廿里町	丘陵	0.09	4953	1	0.00	4611	1	0.33	0.03	4720	1
絹ヶ丘1丁目	丘陵	1.49	2391	2	0.04	3247	1	0.14	0.21	3061	1
絹ヶ丘2丁目	丘陵	1.63	2188	2	0.04	3231	1	0.10	0.17	3434	1
絹ヶ丘3丁目	丘陵	1.54	2314	2	0.19	1857	2	0.25	0.42	1761	2
南陽台1丁目	丘陵	1.36	2589	2	0.02	3728	1	0.20	0.28	2559	2
南陽台2丁目	丘陵	1.50	2373	2	0.03	3511	1	0.11	0.17	3369	1
南陽台3丁目	丘陵	1.21	2861	1	0.03	3467	1	0.10	0.12	3843	1
久保山町1丁目	丘陵	0.37	4470	1	0.02	3951	1	0.10	0.04	4628	1
久保山町2丁目	丘陵	0.28	4621	1	0.02	3948	1	0.13	0.04	4663	1
北野台1丁目	丘陵	1.88	1905	2	0.07	2841	2	0.13	0.25	2783	2
北野台2丁目	丘陵	1.63	2180	2	0.08	2673	2	0.13	0.22	2994	1
北野台3丁目	丘陵	2.04	1751	2	0.11	2366	2	0.12	0.26	2710	2
北野台4丁目	丘陵	1.33	2633	2	0.11	2406	2	0.12	0.17	3388	1
北野台5丁目	丘陵	0.53	4235	1	0.08	2709	2	0.17	0.10	4018	1
みつい台1丁目	台地1	1.79	1991	2	0.04	3365	1	0.10	0.19	3249	1
みつい台2丁目	台地1	1.38	2567	2	0.03	3482	1	0.11	0.15	3568	1
城山手1丁目	丘陵	0.17	4808	1	0.02	3803	1	0.09	0.02	4904	1
城山手2丁目	丘陵	0.24	4695	1	0.02	3718	1	0.10	0.02	4791	1
西片倉1丁目	谷底低地1	0.25	4671	1	0.00	4496	1	0.11	0.03	4776	1
西片倉2丁目	台地1	0.27	4641	1	0.01	4244	1	0.09	0.02	4795	1
西片倉3丁目	台地1	0.26	4661	1	0.01	4096	1	0.11	0.03	4725	1
兵衛1丁目	谷底低地1	0.29	4610	1	0.02	3925	1	0.14	0.04	4608	1
兵衛2丁目	丘陵	0.12	4908	1	0.00	4598	1	0.24	0.03	4749	1
みなみ野1丁目	台地1	0.01	5137	1	0.00	5020	1	0.12	0.00	5137	1
みなみ野2丁目	丘陵	0.18	4787	1	0.01	4341	1	0.12	0.02	4813	1
みなみ野3丁目	台地1	0.30	4591	1	0.02	3916	1	0.12	0.04	4644	1
みなみ野4丁目	台地1	0.20	4760	1	0.04	3302	1	0.13	0.03	4719	1
みなみ野5丁目	台地1	0.17	4801	1	0.01	4156	1	0.12	0.02	4838	1
みなみ野6丁目	台地1	0.31	4575	1	0.02	3814	1	0.18	0.06	4441	1
七国1丁目	丘陵	0.04	5075	1	0.00	4566	1	0.15	0.01	5071	1
七国2丁目	丘陵	0.28	4624	1	0.01	4030	1	0.08	0.02	4823	1
七国3丁目	丘陵	0.27	4639	1	0.01	4011	1	0.10	0.03	4764	1
七国4丁目	丘陵	0.20	4753	1	0.06	2923	1	0.08	0.02	4843	1
七国5丁目	丘陵	0.29	4603	1	0.03	3457	1	0.08	0.03	4767	1
七国6丁目	台地1	0.28	4614	1	0.03	3607	1	0.13	0.04	4626	1

第2節 風水害等

1 水害について

八王子市域には、多くの河川や水路が存在し、河川等の洪水による水害は、河川整備が進むにつれて減少している。しかし、河川整備の状況は、整備計画に対して国の管理区間では堤防整備率が約54%、東京都の管理区間では約69%となっている。

そして、宅地化等の土地利用の進展により、浸透機能が低下した結果、降雨による流出量が多くなり、局地的な内水はん濫型の水害が発生するようになっている。

こうした水害の危険性については、関東地方整備局が、水防法に基づき「想定しうる最大規模の降雨（48時間雨量588mm）」があった場合における、河川の氾濫による浸水を「多摩川・浅川・大栗川の洪水浸水想定区域図」として平成28年5月に公表した。

その他、東京都管理河川のうち、浅川上流、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御霊谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、大栗川、大田川については、令和2年（2020年）1月に、秋川については令和2年（2020年）8月に想定雨量を「想定しうる最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）」があった場合に、河川から水が溢れることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管の能力を超えた雨水が窪地などに溜まることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を示した浸水予想区域図を公表した。この浸水予想区域図のうち、外水氾濫に係る浸水予想区域については令和6年（2024年）2月に水防法に基づく洪水浸水想定区域に指定された。

また、関東地方整備局が洪水浸水想定区域を公表した多摩川及び浅川流域における内水氾濫の浸水予想については、東京都と同一の想定で市が独自に行い、令和3年（2021年）9月にハザードマップで公表した。

これらの浸水想定（予想）によると、多摩川は高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域が、浅川（国直轄区域）は萩原橋付近から日野市境までの河川沿いの区域が浸水するものと想定されているなか、高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域では浸水深が「5.0m以上」となる区域が見られるほか、各河川沿いの一部地域及び地盤高が低い場所では浸水深が「1.0～3.0m」となる区域が見られる。

また、東京都が、東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和5年12月）ならびに東京都地下空間浸水対策ガイドライン（平成20年9月）等に基づいて5年ごとに作成・公表している「地下空間浸水対策用浸水実績図」によると、本市では中心市街地を除くと、地階を有する建物（個人住宅を除く）は一部地域に点在しているのみであり、これらにおける浸水被害は発生していない。

しかしながら、建築様式の多様化により、個人の住宅等でも半地下式の駐車場や地階を持つものが増えてきており、本市においてもかなりの数が存在しているものと想定されることから、記録的な豪雨や局所的な集中豪雨があった場合の危険性は内在しているものと考えられる。

「令和元年東日本台風」では、八王子市では初となる大雨特別警報が発表され、日降水量としては1976年の統計開始以来、年間を通じて第1位となる392.5mm（アメダス八王子）、最大1時間降水量においては10月としては第1位となる47.0mmの記録的な大雨となり、市内における人的被害は1件もなかったものの、市内187か所で土砂崩れが発生したほか、建物の全壊10棟、大規模半壊3棟、半壊12棟、一部損壊（準半壊）48棟、一部損壊（10%未満）163棟、床上浸水25棟、床下浸水70棟など、市民生活に大きな影響をもたらす被害があった。

このような台風については、近年多発しているゲリラ豪雨とともに今後も起こりうる風水害である。市民の命を守るために、市として避難対策の充実・強化を図っていくほか、河川・水路・公共下水道整備などの流下施設対策や雨水貯留浸透施設の設置などの雨水流出抑制施策の推進とともに、水位・雨量情報の提供やハザードマップの周知、避難訓練等のソフト対策を総合的治水対策として展開することが不可欠である。

2 土砂災害について

市域における土砂災害発生の危険性のある地域については、西部山地部と丘陵地における人工改変地があげられる。

本市の西部山地部は、地質的に見ると中生代に属し、この山地を貫流する河川はV字形をなし壮年期の様相を呈している。地質としては変成千枚岩、砂岩、粘板岩からなっており、荒廃溪流が多く、大正7年頃から砂防指定地の指定を受け、大部分対策工事は完了し、おおむね安定してきている。西部山地部では、道路などの法面を除けば、大規模な人工がけは極めて少ないが、宅地周囲の人工がけは多数存在している。さらに土石流による被害も考慮に入れると、住家に影響のある斜面は著しく広いものとなる。

また、市域の東部のかなり広い地域を占める丘陵地は、1960年代から始まり、1970年代に多数の開発が行われている。丘陵地の標高は100～200mあり、多数の谷により樹枝状に浸食され、開析が進んでいるため、起伏はかなり大きい。そのため谷埋め地や切り盛り地盤が多く、土砂災害の発生する可能性のある箇所は少なくない。

そこで、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）が制定され、八王子市内でも、東京都によって、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定が行われている。区域指定は、土砂災害のおそれがあるとされる土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害により市民に大きな被害が生じるおそれがあるとされる土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）があり、さらに、がけ崩れ、土石流、地すべりの3要素別に分類されて指定される。

本市では、平成30年3月で市内全域の土砂災害警戒区域の指定が完了した。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに地形の改変など社会情勢の変化を反映させるための基礎調査を行うこととされており、本市では、市内を複数の地域に分割し、東京都が順番に基礎調査を行っている。令和6年より3巡目の調査が開始され、地形や構造物の状態等に変化があった場合には、調査結果に基づき区域の指定・変更が行われる。

3 大雪について

平成26年2月の本市は、寒気の影響で低温となった日が多く、冬型の気圧配置となって晴れた日が多かったが、数日の周期で低気圧が通過したため、曇りや雨、また、8日、14日からと2度にわたる大雪に見舞われた。特に14日から16日にかけては関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。また、2月の月平均気温は3.1℃と平年より1.0℃低く、月降水量は126.5mmと平年の3倍程度の値を記録した。一方、月日照時間は157.0時間と平年より約17時間短かった。

この年の2度にわたる大雪について、2月上旬は、3日にかけて暖気が流れ込み全国的に気温が高

くなったが、8日から9日にかけては低気圧が日本の南岸を発達しながら通過したことから広い範囲で大雪や大雨となった。中旬は、14日から15日にかけて日本の南海上を低気圧が発達しながら通過した影響で関東甲信地方は記録的な大雪となり、本市においても独自観測ではあるが15日午前4時時点で最大積雪量50.5cmを記録し、過去の最大積雪量44cm（昭和43年2月16日）の記録を更新した。こうしたことから、本市では市民等への情報提供体制の強化や自助、共助、公助による除雪体制の強化等を図っていくことが不可欠である。

第3節 複合災害

1 複合災害の想定

異種の災害が同時期に発生又は短時間のうちに立て続けに起きる複合災害が発生した場合に想定される事象を整理した。

	震 災	風 水 害	火山噴火	感 染 症
震 災	—			
風 水 害	①	—		
火山噴火	②	④	—	
感 染 症	③	⑤	⑥	—

① 震災×風水害

- ・市内には、土砂災害特別警戒区域等が分布している。仮に地震時に斜面崩壊等が生じなかった場合においても、地盤の緩みやひび割れ等が生じている場合もあり、特に、地震発生時期が梅雨期間前であった場合などには、その後の長雨や集中豪雨により、斜面崩壊等が生じる可能性がある。
- ・梅雨期や台風シーズンなど降雨期に地震が発生した場合、雨水ポンプ場等の雨水管路施設の流下・排水機能が低下し、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生する可能性がある。
- ・避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生。
- ・指定緊急避難場所は、災害種別ごとに指定しているため、震災の直後に大規模風水害が発生又は発生する恐れがあるときには、避難所の再配置が必要となる場合がある。

② 震災×火山噴火

- ・降灰により交通支障が発生し、救助救出活動や物資等の搬送が困難となる。
- ・火山灰が除去される前に震災が発生すると、降灰荷重により建物被害が拡大する可能性がある。

③ 震災×感染症

- ・新型インフルエンザや感染力の高い未知の感染症等の特に警戒が必要な感染症が流行している場合には、避難所の避難者や災害対応に従事している者に感染が広まってしまう可能性がある。
- ・避難所内で感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生する可能性がある。
- ・救助救出や避難者受入れ等に感染症対策が必要となる。

④ 風水害×火山噴火

- ・降灰が地表に積もったまま雨水が流れることで川や用水路を詰まらせて、洪水や土砂災害が発生する可能性が高まる。

⑤ 風水害×感染症

- ・③の再掲

⑥ 火山噴火×感染症

- ・降灰により飲料水や食品が汚染する可能性があり、感染症の拡大につながる恐れがある。
- ・降灰による呼吸器系の疾患の増加と感染症の拡大により医療体制に大きな影響を及ぼす可能性がある。

2 複合災害に対する対策

複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、対応における制約が大きくなるほか、長期化も想定される。また、被害想定も不確定であるため、次の点に留意する必要がある。

- ・避難体制の整備と避難所確保、適切な避難方法の周知
- ・被害状況の把握と災害情報の発信
- ・複合災害を想定した様々なシナリオを設定した訓練と検証、マニュアルの整備
- ・災害対応従事者の確保と受援応援体制の構築
- ・災害関連死抑止措置

3 感染症対策との連携

市は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、八王子市感染症予防計画を策定し、市民の健康被害の軽減を図ることとしている。感染症と自然災害が同時発生した場合、第1項で示した事象が想定され、対応も複雑化するため、地域防災計画と八王子市感染症予防計画は互いに連携・補完し合いながら、それぞれの計画に掲げた取組みを推進していくことで、被害軽減策を図る。

第6章 防災ビジョン

第1節 計画の理念

この計画は、災害の危険から市民の生命及び財産の安全を守ることと都市機能を維持することで、八王子市の防災力の向上及び減災を図ることを目的としたものである。

八王子市は、甲州街道や秋川街道、町田街道など古来より交通の要として栄えてきたため、市の中心部には古くからの住宅が建ち並ぶ市街地が形成されてきたが、近年は大規模マンションなどの共同住宅が増加している。また、東京都心から40km圏内という立地条件から丘陵地域をはじめ各所で大規模な宅地開発が進み、新しいまちが形成される一方で、市の西部の山地には由緒ある家々が点在している。

このような市の地域特性や、今後の都市としての開発動向を踏まえた上で、この計画では、災害の発生時軽減化を図るために次の三つの理念を掲げ、防災対策を推進することとする。

1 あらゆる立場で、あらゆるケースに「備える」

八王子市国土強靱化地域計画で掲げる推進目標の展開に向け、ハード、組織、人材などの面で十分な準備を行う。同時に、災害時に迅速な行動ができる体制づくりを進める。

2 知恵と力を出し合い、お互いを「支える」

要配慮者などへの積極的な支援をはじめ、被災者のニーズに沿った生活支援等の対応を行う。

3 広域的な視点をもって、「備える」「支える」を全体に「つなげる」

多摩地域をはじめとする近隣自治体や、より広域的な視点に立った自治体間等共助体制との連携に加え、市民やボランティアなどとの連携促進を行う。

第2節 基本理念達成への方策

基本理念を具体化するため、次の方策を定める。

この方策は、「災害に強い都市をつくる」「災害に強い体制をつくる」「災害に強い人をつくる」といった視点をもって、市民と行政が一体となって取り組むものであり、適宜達成状況を検証し、必要に応じて見直ししながら、実現させるものである。

1 備える

＜主な施策＞

- 【1】最新の被害想定と今後の防災施策の展開を見据えた減災目標の設定
- 【2】備蓄・物資配送対策の推進
- 【3】情報通信の確保
- 【4】地域力を活かした減災に向けたまちづくり
- 【5】平常時からの防災コミュニティ構築

- 【6】原子力災害等への対応
- 【7】感染症対策
- 【8】防災DXの推進
- 【9】脱炭素社会の実現を兼ね備えた防災対策の推進

<具体的な事項>

- 1) 最新の災害シミュレーションの結果を反映した、減災目標の設定
- 2) 食糧、飲料水、毛布等の確保及び物資配送体制の充実
- 3) 市民等への情報提供手段の充実
- 4) 市民の的確な防災行動に繋がる情報伝達手段の複線化
- 5) 震災に強い施設、住宅づくりの推進
- 6) 自主防災組織を中心とした防災リーダーの育成及び防災のまちづくりの推進
- 7) 実践的な防災訓練によるコミュニティ単位での防災力向上
- 8) 地区防災計画の策定の促進と、策定に向けた地域への支援
- 9) 避難所における感染症対応の体制整備
- 10) 放射性物質に係る正確な情報提供の推進
- 11) モバイルアプリやSNSを活用した情報共有
- 12) 再生可能エネルギーの導入による継続的な電源確保

2 支える

<主な施策>

- 【1】要配慮者対策の推進
- 【2】共助の活性化
- 【3】避難者対策の充実
- 【4】医療対策の充実

<具体的な事項>

- 1) 要配慮者（高齢者・障害者・妊産婦及び乳幼児など）への特性に沿った積極的な支援の実施
- 2) 自助から共助へ市民が主体となった支えあい体制の構築
- 3) スタンドパイプの活用による初期消火体制の強化
- 4) 女性の視点を踏まえた避難所の管理運営体制の構築
- 5) 八王子市中心部の災害医療体制の充実（災害拠点病院の新規指定を東京都に働きかける）
- 6) 医療機関等の連携促進（市災害医療コーディネーターを中心とした情報連携）
- 7) 必要な医療を迅速・的確に提供するための医療体制・医薬品等の確保
- 8) 早期の生活復旧へ向けた被災調査の迅速化

3 つなげる

<主な施策>

- 【1】広域での防災体制整備
- 【2】帰宅困難者対策の推進
- 【3】ボランティアなどとの連携体制の整備
- 【4】外部機関等への災害に関する円滑な情報提供

<具体的な事項>

- 1) 他自治体等からの受援に係る体制の構築
- 2) 他自治体・事業者との連携によるライフラインの確保
- 3) 鉄道等輸送関係事業者や駅周辺集客施設事業者等との連携強化
- 4) 民間等との連携による一時滞在施設の確保
- 5) ボランティアの受け入れ体制の構築、市民要望への的確な対応
- 6) 大学コンソーシアム八王子のネットワークを活かした大学等との連携強化
- 7) 情報関係事業者等との連携による支援情報の確実な発信

4 調査・研究

法改正等を含めた社会的情勢の変化を踏まえたなかで、災害に強い「都市」、「体制」、「人」をつくるため、平時よりこれらに関する調査・研究を継続的に実施する。

第3節 減災目標

市は、東京都地域防災計画との整合性を図り、次のとおり減災目標を定め、東京都、他区市町村及び市民、事業者と協力して、減災のための対策を推進していく。減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。なお、この減災目標は東京都地域防災計画やこの計画の上位計画である八王子未来デザイン 2040、八王子市国土強靱化地域計画との整合を図り、令和 12 年度(2030 年度)までに達成する。

減災目標の前提として、東京都が令和 4 年に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」で対象とした地震のうち、市域の 97.6%で震度 6 弱以上の揺れが想定され被害が最大となる「多摩東部直下地震」を採用する。

【減災目標】

令和 12 年度（2030 年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減する。

1 死傷者数を概ね半減させる

(1) 建物の耐震化

第 2 次八王子市耐震改修促進計画（平成 29 年 4 月策定）に基づき、建物の耐震化を進める。

- ・住宅の耐震化率は、令和 7 年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする。
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を令和 7 年度までに 100%とする。
- ・防災上重要な市所有の公共建築物の耐震化を令和 7 年度までに、耐震化率 100%となるよう早期に実施する。
- ・耐震診断や耐震改修を実施する場合に、その費用の一部を助成するための制度を周知し、民間建築物の耐震診断と耐震改修を促進する。

(2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- ・市民が自ら自宅や事業所内の家具類の転倒・落下・移動防止対策を講じるよう、効果や重要性を周知する。

- ・市は、市民に対して出前講座や、自主防災組織のリーダーに対する研修を通じて、転倒防止器具の重要性について周知啓発を行う。
- ・消防署は、家具類の転倒・落下・移動防止対策について、市民、事業者への普及・啓発及び自衛消防訓練、立入検査実施時において指導を強化する。

(3) 救出・救助・救護体制の強化

自助・共助による救出・救助・救護体制の充実を図るとともに、行政による支援のもと地域と事業所の連携を強化し、自主防災組織、事業所による救出・救助・救護体制の充実・強化を図る。

- ・自主防災組織の活性化を図るため、多様化した災害に対応できる防災リーダーの育成に努め、地域防災力の強化を図る。
- ・自主防災組織に対する救出・救助資器材助成の充実を図り、地域における救出・救助体制の強化を支援する。
- ・1年間のうちに地域の防災訓練に参加したことがある市民の割合を、令和12年度までに35%（「八王子未来デザイン2040」の目標値）とすることを目標に、訓練への参加を促進する。
- ・消防署及び消防団、災害時支援ボランティア等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及・啓発を推進する。
- ・内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改正）に基づき、福祉関係団体等の協力を得ながら避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進め、避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に係る体制の整備を図る。

(4) 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消

ア 住宅・建築物の不燃化

- ・都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ、建築物の不燃化、土地利用の誘導、その他多様な手法の活用により、「延焼火災に強い市街地整備」を総合的に推進する。

イ 延焼遮断機能の強化

- ・道路・河川・鉄道、公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する。
- ・都市計画道路の整備にあたっては、延焼遮断などの防災機能の向上を図る整備を行う。

(5) 消防力の充実・強化

- ・消防団員の団員充足率が令和12年度までに定数の100%となるよう人員確保に取り組むとともに、機能強化を図る。
- ・自主防災組織の活動活性化を図る。
- ・既設の防火水槽の適正な維持管理に努め、長寿命化の推進を図っていく。
- ・消火栓の耐震化率の向上に努める。

(6) 市民や事業所の火災対応力の強化

- ・自主防災組織に対する資器材助成にスタンドパイプ等を組み入れ、地域における初期消火体制の強化を図る。
- ・市内にある街頭消火器については、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における火災危険度が高い地域においては、おおむね30世帯に1本、その他の地域についてはおおむね80世帯に1本の割合で配備する。なお、これに伴い自主防災組織は、資器材助成の消火器等を活用し、地域内で初期消火体制の強化を図る。
- ・建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策を進めるとともに、火気使用設備・器具の安全化を進めるなど出火防止対策を推進する。

- ・事業所自衛消防隊との連携を図り地域の初期消火力を強化する。
- ・防災訓練・救命講習等により市民の対応力の強化を図る。
- ・住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの設置を促進する。
- ・停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。

(7) 災害関連死の抑止

- ・避難所の衛生環境や既往症の悪化等に伴う災害関連死を抑止するため、被災生活環境を改善する。

2 避難者数を概ね半減させる

(1) 情報伝達手段の多様化、迅速化

適切な避難方法の周知や二次災害を防止するため、災害時における迅速かつ適切な情報伝達体制の強化及び情報伝達手段の多様化を図り、複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合を令和 12 年度に 85%（「八王子未来デザイン 2040」の目標値）とする。

- ・防災行政無線、防災行政無線確認アプリ、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディアなどを活用し、市民が迅速に緊急地震速報や市からの二次災害防止対策情報などを受けられる体制づくりを進める。
- ・小・中・義務教育学校その他避難所予定施設、防災関係機関に関する災害時優先電話の指定、及び特設公衆電話の整備のほか、近年普及率が高くなっているスマートフォンやタブレット等による通信環境の整備を図る。
- ・災害発生直後の電話輻輳（携帯電話含む）を防止するため、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等を活用するよう、PRに努め、その周知徹底を図る。
- ・孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の指定など通信手段の確保を図る。

(2) 食糧・飲料水の備蓄の推進

- ・災害時のための食糧及び飲料水を3日以上備えている市民の割合を、令和 12 年度までに 70%（「八王子未来デザイン 2040」の目標値）とすることを目標に、各家庭等における備蓄が進むよう啓発する。

(3) 被災住宅の応急危険度判定の早期実施完了

- ・被災住宅に対する応急危険度判定を10日以内に完了させる。
- ・応急危険度判定員の確保、研修の充実を促進する。

(4) ライフラインの早期復旧

- ・ライフラインの早期復旧を図る。

(5) 災害情報の共有化

- ・災害時の避難場所を家族や友人等と共有している割合を令和 12 年度までに 70%（「八王子未来デザイン 2040」の目標値）とする。

(6) 建物の耐震化・不燃化、及び太陽光発電等の導入による電力自己調達の推進

- ・建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、住宅用太陽光発電等の設置による電力自己調達を進めることにより在宅避難者の比率を高める。

(7) 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消 (目標1-(4)の再掲)

(8) 消防力の充実・強化 (目標1-(5)の再掲)

(9) 市民や事業所の火災対応力の強化 (目標1-(6)の再掲)

3 帰宅困難者対策を強化する

(1) 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

- ・「むやみに移動を開始しない」等の基本原則を、「外出者の行動ルール」の周知を通して啓発を図る。
- ・災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板等の複数の安否確認手段の周知をする。
- ・災害時の安否確認の方法を家族や友人等と共有している割合を令和12年度までに70%（「八王子未来デザイン2040」の目標値）とする。
- ・「東京都帰宅困難者条例（平成25年4月1日施行）」及び「八王子行動ルール」の周知を図り、企業や学校等に、3日分の食糧・飲料水の備蓄及び従業員や児童・生徒等の一時待機を促進する。

(2) 一時滞在施設の確保

- ・一時滞在施設を確保するため、市、東京都及び国の公共施設の指定を促進する。
- ・民間事業者等との協定締結を促進し、一時滞在施設の確保及び整備を図る。

(3) 帰宅困難者への情報通信体制整備

- ・八王子駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、交通情報・一時滞在施設等の情報を提供する情報拠点の設置を円滑に行えるように、必要な資機材等を配備するなど、運営体制を整備する。

(4) 徒歩帰宅者への支援

- ・地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者への周知徹底
- ・代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制整備、災害時帰宅支援ステーション（都立学校等及び九都県市と帰宅困難者支援協定を結んでいるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど）による水道水・トイレの提供、情報発信を行い、帰宅困難者支援体制の充実を図る。

4 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる

(1) 建物の耐震化	(目標1-(1)の再掲)
(2) 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消	(目標1-(4)の再掲)
(3) 消防力の充実・強化	(目標1-(5)の再掲)
(4) 市民や事業所の火災対応力の強化	(目標1-(6)の再掲)

第2編 災害予防計画

第1章	災害に強い都市づくり
第2章	災害に強い体制づくり
第3章	災害に強い人づくり
第4章	調査・研究

注：各計画の文末にある〔 〕内の名称は、市の所管部である。

第2編 災害予防計画 目次

第1章 災害に強い都市づくり	1
第1節 強く、しなやかな減災都市づくり	1
第2節 燃えにくい市街地の形成	3
第3節 オープンスペースの確保	5
第4節 地震火災等の防止	8
第5節 建築物の安全化	11
第6節 公共施設等の防災点検	14
第7節 地盤の液状化対策	15
第8節 がけ・よう壁・ブロック塀等対策	16
第9節 落下物等対策	17
第10節 危険物・有毒物等対策	19
第11節 超高層建築物における安全対策	20
第12節 土砂災害対策	21
第13節 総合的な治水対策の推進	25
第14節 農林水産施設対策	28
第15節 鉄道施設等の対策	29
第16節 道路輸送の環境整備	31
第17節 ライフライン施設の安全化	34
第18節 エレベーター対策	37
第19節 市施設における防災拠点機能の整備・強化	38
第20節 指定避難所（避難所）等の指定・整備	40
第21節 エネルギーの確保	45
第2章 災害に強い体制づくり	46
第1節 市の応急活動体制の充実・強化	46
第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化	48
第3節 災害時の広報体制の整備・強化	52
第4節 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化	54
第5節 消防活動、救助・救急、医療体制の整備	59
第6節 道路輸送体制の整備	63
第7節 航空輸送体制の整備	65
第8節 避難誘導体制の整備	66
第9節 帰宅困難者対策	69
第10節 水の確保・給水体制の整備	71
第11節 備蓄体制の整備	73
第12節 応急危険度判定実施体制の整備	76
第13節 災害時における住宅供給・補修体制等の整備	77
第14節 生活ごみ・災害廃棄物処理体制の整備	78

第15節	下水道復旧のための体制整備	79
第16節	災害時トイレ対策のための体制整備	80
第17節	公衆衛生対策等実施体制の整備	82
第18節	教育対策の環境整備	84
第19節	ライフライン施設の二次災害防止のための体制強化	86
第20節	要配慮者の安全確保	87
第21節	外国人対策の推進	91
第22節	山間部防災対策の推進	93
第23節	雪害対策	95
第24節	業務継続計画の整備	97
第25節	震災復興を円滑に行うための事前の備え	98
第3章	災害に強い人づくり	99
第1節	市民・職員の防災対応力強化	99
第2節	地域・組織の充実・強化	103
第3節	防災訓練の実施	107
第4章	調査・研究	109

第1章 災害に強い都市づくり

第1節 強く、しなやかな減災都市づくり

基本方針	災害による被害を最小化する減災都市づくりを進め、都市機能を維持させるため、様々な分野にわたり政策連携を図る。 1 地震に強い都市づくり 2 風水害等に強い都市づくり 3 震災復興都市づくり

1 地震に強い都市づくり

(1) 八王子市都市計画マスタープランの策定

市は、都市計画の基本方針となる都市づくりビジョン八王子(第2次八王子市都市計画マスタープラン)に掲げた減災都市づくりに向けて、適切な防災対策を講じることができるよう情報提供に努めるとともに、災害履歴やリスクを踏まえた土地利用や施設整備を誘導する。さらに大規模災害への対応力を一層強化するため、事前復興などの考え方に基づく取組を推進する。

[都市計画部・関係各部]

(2) 災害時でも持続する都市機能の強化

災害時における物資搬送や被災者の救援救護活動に必要となる特定緊急輸送道路沿道の耐震化や電気、ガス、水道、下水道、通信網などのライフラインの耐震化を進めるとともに、多様なエネルギーの利用を促進することで、災害時でも持続する都市機能の強化を目指す。

[都市計画部・まちなみ整備部・水循環部・関係各部]

(3) 大規模災害時の活動拠点とアクセス機能の強化

圏央道八王子西IC周辺、中央道八王子IC北地区、多摩NT鏈水周辺及び八王子駅南口集いの拠点(仮称)を大規模災害時の活動を支援する拠点として位置づける。また、災害拠点病院である東京医科大学八王子医療センターや東海大学医学部附属八王子病院と大規模災害時の活動を支援する拠点を結ぶアクセス道路等の整備を図る。

[都市計画部・拠点整備部・道路交通部・関係各部]

2 風水害等に強い都市づくり

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域など、土砂災害の恐れがある区域では、土砂災害防止対策を進めるとともに、警戒避難体制の整備を図り、災害履歴やリスクを踏まえた土地利用の規制・誘導を進める。

[生活安全部・都市計画部]

3 震災復興都市づくり

大地震により被災した場合に備え、八王子市震災復興マニュアル及び八王子市震災復興の推進に関する条例に基づき、市民生活にかかわる都市と住宅の迅速な復興を進めるために、市街地特性ごとの復興モデルプランを作成する。また、災害時に市民の資産を保護し、災害後の迅速な復旧・復興活動を可能とする地籍調査事業を進める。

[都市計画部・生活安全部・関係各部]

第2節 燃えにくい市街地の形成

基本方針	災害に強いまちづくりの一環として、燃えにくい市街地の形成を総合的に進める。 1 都市計画における延焼遮断機能の強化や建築物の耐震・不燃化等による「延焼火災に強い市街地整備」の推進 2 市街地の整備（市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画制度の活用等）による防災上危険な市街地の解消

1 延焼火災に強い市街地整備の推進

(1) 延焼火災に強い市街地づくり

市は、八王子市都市計画マスタープランに基づき、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により「延焼火災に強い市街地整備」を総合的に推進する。

[都市計画部]

(2) 道路・河川・鉄道沿線・公園等の延焼遮断機能強化

道路・河川・鉄道・公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する。

[都市計画部・まちなみ整備部・道路交通部]

(3) 都市計画道路の整備

防災上重要な軸となる都市計画道路の整備と併せて延焼遮断帯を形成し、防災機能の向上を図る。

[都市計画部・道路交通部]

2 市街地の整備

(1) 市街地再開発事業の推進

市、関係機関等は、災害時には延焼遮断空間となる街路の拡幅、その他公共スペースの確保を通して、地域の防災性や生活環境の向上を図るため、市街地再開発事業の推進に努める。

[拠点整備部]

(2) 土地区画整理事業の推進

市、関係機関等は、中心市街地の住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等を通して、災害時には避難・延焼遮断空間となる道路・公園等の整備及び倒壊等危険性の高い地域の不燃化を図るため、現在施行中若しくは計画中の土地区画整理事業について、引き続き推進に努める。

また、生活基盤整備や都市機能が整った新市街地の整備をめざし、施行地区や施行方法についての調査を行うとともに、組合、個人などが施行する区画整理事業について、協議・調整・指導を行う。

[拠点整備部]

(3) 地区計画制度の活用

市は、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限等を定めた地区計画制度を活用し、建て詰まりの防止や狭あい道路の拡幅等の促進を図り、地区の防災性を高める。

[都市計画部]

(4) 旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進

市は、東京都立多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）と連携し、旭町・明神町地区の一体的なまちづくりを推進している。このなかで、防災性の向上を図るため、一時的な避難スペース等の防災機能を持った広場施設の整備や、周辺道路の無電柱化を推進していく。

[拠点整備部]

(5) 八王子駅南口集いの拠点整備

市は、JR 八王子駅南口の南に位置する、八王子医療刑務所跡地を活用し、防災機能を備えた公園、ミュージアム、ライブラリ、交流スペースが一体となった複合機能施設の整備を進めている。

災害時、大規模な延焼火災等における避難場所等の強化のため、広域避難場所として指定するほか、八王子駅周辺に滞留した帰宅困難者の受入れ対策のため、一時滞在施設として活用ができるよう推進していく。

[拠点整備部]

第3節 オープンスペースの確保

基本方針	将来の市街地化によるオープンスペースの減少を見込み、計画的に災害時に有効なオープンスペースの確保に努める。
	1 火災の延焼拡大防止と避難地の確保を図るための都市公園整備
	2 主要幹線道路とのアクセス性に優れた多目的防災拠点の整備
	3 公共施設・公園等の適正配置と住宅密集地区における「公共空地」の集積・連担化の推進
	4 農地・緑地の保全
	5 公園・植樹の持つ延焼遮断効果の活用等、防災機能強化の視点による「みどりの基本計画」の推進
	6 オープンスペースの把握

1 都市公園の整備

市内にある7種の都市公園（下記1～7）は、市民の憩いの場であるとともに、災害時における火災の延焼防止や退避場としての役割も担っており、これまでも整備に努めてきたところであるが、今後も景観や防災面にも配慮して計画的な整備に努める。

- (1) 街区公園（街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園）
- (2) 近隣公園（近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園）
- (3) 地区公園（徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園）
- (4) 総合公園（休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園）
- (5) 運動公園（運動の用に供することを目的とする公園）
- (6) 特殊公園（風致公園、動植物公園、歴史公園、墓地等特殊な公園）
- (7) 都市緑地（都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地）

[まちなみ整備部]

2 主要幹線道路沿いの多目的防災拠点の整備

(1) 道の駅八王子滝山

平成25年3月に全面開通した新滝山街道沿いに位置し、中央道八王子IC、国道16号、国道16号八王子バイパスに近接しており、交通の要衝となっている。

災害時には、地域住民の避難場所となるほか、完備している駐車場を活用し道路利用者の避難場所としての活用を推進する。

また、施設にはマンホールトイレ、井戸（飲用不可）が備えられており、今後は、現在ある備蓄品の拡充を図るとともに、施設が備えている機能を活用して、炊き出しの実施や農家による地場産農産物の無償提供ができる体制の維持に努める。

[産業振興部]

(2) 北野多目的広場

国道16号八王子バイパス等の主要幹線に近接するオープンスペースを災害時の地域の避難場所としての機能保全に努める。

また、マンホールトイレ、独立型防災倉庫が備えられているほか、災害時にはヘリコプター臨時離発着所としての活用や、自衛隊の災害派遣部隊の活動拠点として位置づける。

[まちなみ整備部]

3 公共施設・公園等の適正配置と空地の集積・連たん化の推進

公共施設や公園等の配置についてオープンスペース確保の観点から総合的に進めるため、関係各部との連携・調整を積極的に行う。また、公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備等により、住宅密集地内における「空地」部分の集積・連たん化及び拡大の推進に努める。

[まちなみ整備部・関係各部]

4 農地・緑地の保全

(1) 農地・緑地の保全

市は、残存する農地や緑地等に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく。

[環境部・まちなみ整備部・産業振興部・都市計画部]

緑地等の状況

区 分	か 所 数	面積	備 考
都 市 計 画 緑 地	11 か所	366.15 ha	都市計画法に基づき都市計画決定された緑地
緑 地 保 護 地 区	6 か所	78,241 m ²	八王子市緑化条例に基づく指定
東京都保全地域	14 か所	744,276 m ²	東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく指定
斜面緑地保全区域	47 か所	268,536.82 m ²	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例に基づく指定
生産緑地地区	1,000 か所	207.95 ha	生産緑地法に基づき都市計画決定された市街化区域内の農地(R2.12.11 告示)

(令和6年4月1日現在)

(2) 保全すべき緑地の確保・管理

市は、緑を将来にわたって確保するため、保全制度を活用し、保全すべき緑地の確保・管理を推進する。

[環境部・まちなみ整備部]

5 防災機能強化の視点による「みどりの基本計画」の推進

市は、市域における公園・緑地の適正な配置と整備、都市緑化の推進など、みどりに関する各種施策をとりまとめた、みどりとオープンスペースの総合的計画である「みどりの基本計画」を策定している。今後は、街路樹などの整備や斜面林の保全による延焼防止機能の確保など「みどりの基本計画」に基づく取組を進めていく。

[環境部・関係各部]

(1) 公園の防災機能の充実

公園は、災害発生時地域住民の避難スペースとなることに加え、施設周辺への延焼遮断効果を持つことから、樹木による緑化等の防災機能の強化を図る。

[まちなみ整備部]

(2) 緊急輸送道路等の緑化の推進

緊急輸送道路、避難路として位置づけられる主要道路については、容易に燃える種類の樹木の植栽を行わないように努め、必要に応じ、延焼遮断効果を持つ樹木による緑化を図る。

[道路交通部]

6 オープンスペースの把握

オープンスペースは、災害時には、防災機関の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、建設型応急住宅建設用地等様々な用途での利用が期待される。

市は、市域の災害時に利用可能な一定規模以上のオープンスペースを把握して、データベース化し、災害発生時に円滑に活用できるよう体制を構築する。

[生活安全部]

第4節 地震火災等の防止

基本方針	現在は、多数の火気使用設備・器具等が使用されており、過去の地震の被害状況からみて、地震時にこれらの設備・器具等から出火する危険性は極めて高いといえる。 このため、地震火災等を防止するため、消防力や消防水利の整備・強化を総合的かつ計画的に進める。 1 出火要因除去対策等の推進による出火防止 2 地震時においても発揮できる消防力の整備・強化 3 消防水利の整備・維持管理 4 水道管路網の耐震性能強化や非常時における消防用水利供給・補充等に関する市、東京都及び消防署の連携・協力の強化

1 出火の防止

(1) 火気使用設備・器具の安全化

消防署は、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化、火気使用設備の固定、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの普及等、各種の安全対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図っていく。

(2) 石油等危険物施設の安全化

消防署は、石油等の危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などを行うことにより出火防止、流出防止を図っていく。

また、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

(3) 液化石油ガス消費施設の安全化

東京都は、所管する液化石油ガス販売事業者に対して立入検査等を行い、保安の確保に努めているが、特に震災対策の強化を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限にとどめるよう指導の徹底を図る。

(4) 化学薬品の安全化

消防署は、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対する実態調査を行うなど、個別的、具体的な安全対策を推進していく。

<主な指導事項>

- ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- エ 化学薬品収納場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備

(5) 電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。

消防署は、電気器具や配線からの出火を防止するため、耐震化・不燃化を強力に指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の推進を図る。

(6) 事業所、一般住宅等の安全指導

消防署は、立入検査及び防火診断を通じた指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

2 地震時にも発揮できる消防力の整備・強化

(1) 常備消防力の強化

平成29年11月、東日本大震災で得た教訓をもとに整備された、総合的な消防防災施設である東京消防庁南多摩総合防災施設が完成。また平成30年12月、北西部地域に檜原出張所を新たに開設されるなど、災害対応・消防力の増強が図られた。市は、広域的な地域特性を踏まえ、常備消防体制の強化を東京都に対して強く求め、地域性、人口密度、火災発生状況などを勘案し、消防力の整備指針に基づいて消防署所の適正配置を促進する。

[生活安全部]

(2) 消防団体制の充実強化

市は、消防団体制の充実を図るため、消防団器具置場の公有地化や消防ポンプ車、消防用資器材、救助用資器材等の配備を進めるとともに、団員の確保、資質の向上に努める。

[生活安全部]

(3) 街頭消火器配備

市は、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における火災危険度等に応じ、八王子市地域消火器配備要綱を定め、地域内での初期消火体制の強化を図る。

[生活安全部]

(4) 市民・事業所の火災対応力強化

住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの設置を促進するとともに、停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。

[生活安全部]

(5) 地域防災力の向上

市は、消防署と連携して、消防団、自主防災組織等が訓練に活用できる訓練施設、資器材等の確保に努める。

また、消火栓等を活用した地域での初期消火体制の強化を図るため、市は、自主防災組織等に対して、スタンドパイプ及び消火器等の資器材の助成を行い、消防署等による訓練を推進し、地域防災力の向上に努める。

[生活安全部]

(6) 自衛消防隊の活動力向上

消防署は、事業所自衛消防隊が災害時に効果的な活動ができるよう、訓練等の指導を推進する。

3 消防水利の整備・維持管理

(1) 防火水槽の整備

市は、消防水利の充実・強化を図るため、公共施設の整備時に防火水槽等を設置するよう努める。

また、開発行為を行う事業者に対して、八王子市宅地開発指導要綱、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する。

[生活安全部・施設所管部・まちなみ整備部]

(2) 排水栓等の活用に向けた整備

市は、平成24年9月10日に、東京都と排水栓を消火用に活用するため、「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」及び「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書実施細目」を締結した。今後は、消防署と連携して水利指定に向けた整備を図る。

[生活安全部]

(3) 消防水利の維持管理

市は、既設の消防水利について、その機能を損なわないよう維持管理に努める。

[生活安全部]

4 市、八王子消防署、東京都の連携強化

(1) 震災時における消防水利確保のための連携強化

震災時における消防水利確保のため、市・八王子消防署・東京都の3者による連携の強化を図っていく。

[生活安全部]

(2) 地震に強い消火栓の整備

地震時にも機能し得る消火栓のあり方について、東京都や関係機関と協力・連携し、その整備に努める。

[生活安全部]

第5節 建築物の安全化

基本方針	防災拠点施設となる公共的建物やその他建築物における、建築物耐震性の向上、安全化を総合的に進める。
	1 耐震改修促進法に基づき国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修促進を定めるための基本的な方針」及び「東京都耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修の対象となる建物の耐震化の目標数値を設定する。
	2 市施設・防災機関・医療機関その他防災拠点施設となる建築物及び不特定多数者が利用する施設等の耐震性強化を図る。
	3 木造住宅の耐震診断に対する補助や、耐震診断・耐震改修の必要性のPR等、民間建築物の耐震性強化の促進を図る。

1 耐震化の目標

「第2次八王子市耐震改修推進計画（平成29年4月策定）」における耐震化の現状と目標

対象建築物	耐震化率				
	第2次八王子市耐震改修促進計画策定時		現 状		目 標
特定緊急輸送道路沿道の建築物	平成27年度末 (2015年度末)	87.7%	令和5年度末 (2023年度末)	94.7%	令和7年度（2025年度）までに100%とする
一般緊急輸送道路沿道の建築物	平成26年度末 (2014年度末)	83.5%	令和5年度末 (2023年度末)	90.6%	令和7年度（2025年度）までに90%とする
住宅	平成27年度末 (2015年度末)	87.1%	令和4年度末 (2022年度末)	92.9%	令和7年度（2025年度）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする
特定建築物	平成27年度末 (2015年度末)	93.2%			令和2年度末（2020年度末）までに95%とすることを目標とし、令和7年度末（2025年度末）の目標については耐震化の進捗状況等を踏まえた八王子市耐震化推進計画の改定時に設定
防災上重要な市所有の公共建築物	平成27年度末 (2015年度末)	94.9%	令和5年度末 (2023年度末)	100%	令和7年度（2025年度）までに100%となるよう早期に実施する

[まちなみ整備部]

2 防災拠点施設及び不特定多数者利用施設における耐震性強化

第2次八王子市耐震改修促進計画（平成29年4月策定）等に基づき、公共建築物及び民間建築物で多数の人が利用する建築物等の耐震診断・耐震改修を以下のとおり促進する。

(1) 市施設及び公共公益性の高い建築物等の耐震診断及び耐震強化

市施設、病院、学校及び大規模小売店、映画館等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設の耐震診断及び耐震補強工事を順次行うように努める。なお、耐震補強にあたっては、施設構造物の「重要度」に応じた耐震性強化を図る。あわせて、避難所として指定している市民センターの体育施設等については、非構造部材の耐震化についても随時実施していく。

また、建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、市民が安心して建築物を利用することができるよう創設された東京都耐震マーク表示制度について、防災上重要な公共建築物への耐震マークの導入を進める。

[まちなみ整備部・契約資産部・施設所管部]

(2) 小学校・中学校の耐震性の確保

市は、昭和 56 年以前の基準で建築された市立の小・中学校について校舎及び体育館の耐震化が平成 25 年度に終了した。

また、非構造部材も、体育館の照明器具やバスケットゴールについては、耐震化が終了した。引き続き学校全体の非構造部材の耐震化についても随時実施していく。

[学校教育部]

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者が多数利用する公立社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に行うよう努める。また、民間福祉施設についても、同様の措置を講ずるよう要請していく。

[福祉部・健康医療部]

3 民間建築物の耐震化

第2次八王子市耐震改修促進計画（平成 29 年 4 月策定）に基づき、緊急輸送道路等を閉塞する恐れのある民間建築物の耐震化を以下のとおり促進する。

(1) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震性の確保

地震により緊急輸送道路等、防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながるおそれがある。このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、沿道の建築物については、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、順次対象建築物の把握をすすめ、東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例や耐震改修促進法に基づく指導、助言を行うとともに、特に重要な道路の沿道の建築物に対しては、公共的な観点から必要な支援を行い、令和 7 年度までに耐震化率 100%をめざす。

[まちなみ整備部・都市計画部]

(2) 耐震診断・改修のPR等

民間建築物の耐震診断については、建築物の所有者が行うことが原則である。

市は、東京都、国の示す指針に基づき、民間建築物所有者に対し、耐震診断の必要性のPR、耐震改修による税制優遇措置等建築物の安全確保に関し普及・啓発を行う。

[まちなみ整備部・生活安全部]

(3) 木造住宅の耐震診断等に対する助成

市は、市内で昭和 56 年以前の基準で建築された在来工法による木造住宅について、所有者が耐震診断を実施する場合に費用の一部を補助する「八王子市木造住宅耐震診断補助金」制度を創設し、耐震診断の実施を促進している。また、所有者が耐震改修工事等を行う場合に、その費用の一部を助成するための制度を実施している。今後もこれらの制度の利用を促進し、地震時における住宅の安全に対する市民の意識向上と災害に強いまちづくりを推進していく。

[まちなみ整備部]

(4) マンションの耐震化助成制度の活用促進

市は、市内で昭和 56 年以前の基準で建築された分譲マンションについて、管理組合が実施する耐震化に係る耐震診断、補強設計、耐震改修等に要する費用の一部を助成する制度を実施している。また、個別訪問による耐震化の意識啓発、促進に努めるとともに、分譲マンション耐震化促進アドバイザーを派遣するなど必要な支援を行う。

[まちなみ整備部]

第6節 公共施設等の防災点検

基本方針

災害時における職員や施設利用者の安全確保や円滑な避難対応等に備え、公共施設等において災害対応力の強化を総合的に進める。

- 1 非常時における安全確保のための防災点検の実施等
- 2 福祉避難所との連携強化

1 非常時における安全確保のための防災点検の実施等

各施設管理者は、非常時における安全確保のため、事務用品・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、建物及び塀等の防災性能の調査・補強、防災設備の作動点検等に努める。

なお、市は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、転倒防止対策の普及・啓発を図る。

[生活安全部・施設所管部]

2 市と協定を締結している福祉避難所との連携強化

市は、要配慮者のうち支援が必要と判断される方を対象とした二次的な避難所としての協定を締結している各団体等に対して、災害時における速やかな初動活動が行えるよう協力して訓練を実施するなど、連携強化を図る。

[福祉部]

第7節 地盤の液状化対策

基本方針	東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」等によると、市域の一部に液状化の発生可能性がある地域が存在する。開発による盛土地域等については液状化の可能性がないとはいえないことから、公共土木構造物、防災拠点施設及びその他建築物における地盤の液状化対策を総合的に進める。 1 公共土木施設の液状化対策の推進 2 上水道、下水道の液状化対策 3 民間建築物等に対する液状化対策工法の実施促進 4 液状化に関する地盤情報公開の促進

1 公共土木施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共土木施設の機能障害を最小限のものとするため、国、東京都及び市の各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮し、必要に応じて地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策等に努める。

[まちなみ整備部・道路交通部・施設所管部]

2 上水道、下水道の液状化対策

上水道施設に関しては、東京都水道局に対して、液状化対策の最新の進行状況を定期的に確認していくとともに、対策の実施について要請を行っていく。

下水道施設に関しては、施設の重要性や再構築時期などを勘案しながら液状化対策に取り組んでいく。

[水循環部]

3 民間建築物等に対する液状化対策工法の実施促進

市は、建築確認審査などの機会を捉え、液状化のおそれのある地域における木造住宅などの建築物を対象とした対策工法などについて情報提供を行い、建築物の設計者などに対して的確な対策を講じるよう促していく。

[まちなみ整備部]

4 液状化に関する地盤情報公開の促進

東京都及び市は、東京都が開設している「東京都建物における液状化ポータルサイト」内に集められた地形、地質、土質、地下水位等に関する情報をはじめ、地盤災害の危険度に関する情報の公開体制の整備・促進に努める。

[まちなみ整備部]

第8節 がけ・よう壁・ブロック塀等対策

基本方針

地震時に倒壊する危険性のある、建築基準法に定める技術基準を満たさないがけ・よう壁・ブロック塀等の対策を総合的に進める。

- 1 倒壊の危険性がある、若しくは新たに設置するがけ・よう壁・ブロック塀等の安全化指導
- 2 所有者に対する、定期点検の実施その他安全確保のためのPR

1 がけ・よう壁・ブロック塀等の安全化

(1) がけ・よう壁の安全化

市及び東京都は、がけ地に建築物やよう壁を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例並びに都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づき、防災上の見地からの指導、監督を行う。

また、既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び盛土規制法に基づき、宅地等の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう指導を行う。

[まちなみ整備部]

(2) ブロック塀等の安全化

建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀等は、地震の際に倒壊しやすい。

このため、市は市内の避難路に面した地震時に倒壊するおそれがあるブロック塀の診断、ブロック塀等の撤去・新設工事の費用の一部を助成し、安全化を推進する。

[まちなみ整備部]

2 定期点検の実施その他安全確保のためのPR

がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等は、地震時の倒壊により人的被害の原因となる可能性があるとともに、避難や救助活動の妨げとなることも考えられる。このため、市は、ブロック塀等の所有者に対し、定期点検の実施、改修、その他安全化措置の必要性についてPRに努め、対策実施を促進していく。

[まちなみ整備部]

第9節 落下物等対策

基本方針	屋内における落下物、ビル関連落下物、道路上における落下物等の対策を総合的に進める。 1 学校その他公共施設における落下物防止対策の推進 2 家具類等の固定や棚の整理等、転倒・落下・移動防止対策の推進 3 道路上における落下物危険等の防止

1 公共施設等における落下物危険の防止

(1) 学校等公共施設における落下物危険等の防止

市は、小・中・義務教育学校、保育園等の公共施設の窓ガラスの飛散防止対策を講ずるとともに、屋内における物品・器具等の転倒・落下・移動の防止に努める。

[学校教育部・子ども家庭部・施設所管部]

(2) 不特定多数の人が集まる施設における落下物危険の防止

市は、大規模小売店舗、文化的施設等の不特定多数の人が集まる公共公益施設等の管理者に対し、地震時の落下物等による被害を防止するため、市の施設に準ずる措置を講ずるよう、協力を要請していく。

[関係各部]

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊及び家具類の転倒による圧死者が多数発生した。また、東日本大震災では、震源地から遠く離れている東京などでも、超高層建築物では、長周期地震動により地面の揺れよりも上部が大きく揺れ、家具類の転倒・落下・移動が発生した。

このことから、市は、屋内における家具類の転倒・落下・移動による被害防止のためのPRに努めており、引き続き市民への周知を図る。特に、寝室については、就寝中は無防備であることから「なるべく家具は置かない、やむを得ず設置する場合は固定する」こと等被害防止のためのPRを推進するとともに、全ての市民が自助として家具類の転倒・落下・移動防止器具の取り付けを行うよう普及啓発に努める。また、市で発行している「八王子市総合防災ガイドブック」のほか、東京消防庁が効果的な転倒防止策としてとりまとめた「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」の内容の普及・啓発を図る。

[生活安全部]

3 道路上における落下物危険等の防止

(1) 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市は八王子市屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対して行っている、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関する改善指導を一層強化していくよう努める。

[まちなみ整備部・道路交通部]

(2) 自動販売機の転倒防止

東京都は、道路に設置する自動販売機は通行の阻害要因となることから設置を認めていない。そのため、違法に占用されたものについては設置者及び自動販売機業界に対して、撤去指導を行い、都道

上から自動販売機を一掃した。市についても、東京都に準じて同様の措置を講ずるよう努めるとともに、道路上での違法占用を発見した場合は、速やかな撤去措置実施を促進する。また、沿道の私有地等に設置されたもので、危険が予測されるものについては、転倒防止対策をとるよう促していく。

[道路交通部]

第10節 危険物・有毒物等対策

基本方針	危険物・有毒物取扱施設の管理者に対する安全指導を通じて、危険物・有毒物等対策を総合的に進める。 1 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導 2 事業所防災計画の作成状況の確認・指導 3 危険物等の輸送の安全化

1 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導

市は、必要に応じて、関係機関・団体等と連携し、危険物・有毒物取扱施設の立ち入り検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する。

[各施設所管部]

2 事業所防災計画の作成状況の確認・指導

消防署は、危険物施設、高圧ガス取扱事業所、劇物・毒物取扱施設及び放射線等使用施設に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合はその作成を指導し、震災時の出火防止対策や流出防止対策を推進する。

3 危険物等の輸送の安全化

(1) 指導取締りの実施

保健所は、関係機関と連携して毒物・劇物運搬車両の路上点検、及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。また、要届出毒物・劇物運搬運送業者の所有す毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

[健康医療部・関係機関]

(2) 立入検査等の実施

消防署は、隣接各縣市町村と連絡を密にし、タンクローリーについては立入検査を適宜実施し、構造・設備等を法令基準に適合させるとともに、当該基準を維持するよう指導を強化する。また、トラック等の危険物を運搬する車両についても同様に、適宜、立入検査を実施し、安全対策を進め、「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の促進を図る。

また、警察署は、危険物等を運搬する車両の通行路線について、危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。

第11節 超高層建築物における安全対策

基本方針

関係法令に基づく超高層建築物の施工者、管理者等、並びに鉄道機関に対する安全指導、東京都をはじめ関係機関の連携を通じて、超高層建築物における安全対策を総合的に進める。

- 1 超高層建築物の安全化対策
- 2 長周期地震動対策の強化

1 超高層建築物の安全化対策

(1) 超高層建築物の安全性の維持

建築基準法上の超高層建築物（60m超）の建築に際しては、建築基準法に基づく構造計算等については国土交通大臣の認定を受けることになっているが、特に防災上、構造上の安全性を確保するため、市は施工計画書の審査を行い、市又は指定確認検査機関は中間検査を行う。また、既存の超高層建築物に対しては、特定建築物定期調査報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全について報告を求め、安全性の維持を指導する。

[まちなみ整備部]

(2) 超高層建築物における孤立化等対策

首都直下地震などの大地震が発生した場合、マンション等の高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類の転倒・落下・移動や、エレベーター内の閉じ込め、排水管の損傷等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

このため、市、東京都、市民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め対策を推進するとともに、地震後の排水管修理未完了に備えた携帯トイレ・簡易トイレの準備、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組の促進に努める。

また、警察署及び消防署は、それぞれ所管業務に基づき、火災予防対策・避難対策（混乱防止対策）・防火管理対策・消防活動対策、避難誘導・救出救護活動等について指導、対策を講じる。

[生活安全部]

2 長周期地震動対策の強化

(1) 建築物所有者等の対策の促進

市は、東京都と協力し、建築主及び建築士等に対して、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策等について情報提供する。

[まちなみ整備部]

(2) 室内の安全確保対策

市は、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、「高層住宅の防災対策」リーフレットを通じて広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

[生活安全部]

第12節 土砂災害対策

基本方針	降雨時と地震時の2つの場合における、土砂災害対策を総合的に進める。
	1 適正土地利用の誘導等
	2 斜面崩壊防止対策の推進
	3 造成地災害防止対策の推進
	4 山地災害・土石流等防止対策の推進
	5 土砂災害防止法による各種対策の推進
	6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

1 適正土地利用の誘導等

(1) 安全を重視した土地利用の推進

都市への急激な人口集中により、多くの宅地造成や建築が進み、また、地価の高騰を主な理由として、宅地開発が周辺のがけ地等へも及んでいる。このため、無秩序な市街化を招き、環境を悪化させ、災害に対する危険性を増大させる一因となった。

このような状況を改善し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、土地利用計画及び有効な法的規制が必要である。

都市計画は、広域的な視点から計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての市街化区域と、市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域とに区分している。市街化区域では一定規模以上の開発を許可制とし、市街化調整区域内の開発は原則として抑制されている。また、宅地造成等工事規制区域で宅地造成等を行う場合は、盛土規制法により許可制としている。

これら土地利用計画及び法的規制の活用により、引き続き、良好な市街地の形成及び安全な宅地の造成を図っていく。

[都市計画部・まちなみ整備部]

(2) 避難所及び要配慮者関連施設の安全確保対策

土砂災害により被害が想定される避難所及び要配慮者関連施設については、代替施設の確保や警戒避難体制の整備等のソフト対策とあわせ、必要に応じて土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策のハード対策の促進について東京都へ要請していく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

(3) 立地適正化計画による災害危険性のある区域の周知

都市再生特別措置法第81条に基づき令和2年3月に策定した八王子市立地適正化計画により、土砂災害や水害などの危険性のある区域を周知することで、災害リスクへのしなやかな対応と居住誘導を促していく。

[都市計画部]

2 土砂災害に対する警戒避難体制整備等

土砂災害の恐れのある場所について、昭和41年度以降、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等に資することを目的に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」が調査・公表されてきたが、平成13年、土砂災害防止対策の推

進を図るため、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、その区域では一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うこと等を目的とした土砂災害防止法が施行されたことにより、このような警戒避難体制の整備等を要する区域の調査・公表の仕組みは同法に引き継がれ、東京都でも土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めてきた。

令和3年度末にそれらの区域の指定が全国的に概ね完了し、土砂災害警戒区域等の名称も国民の間で一定程度定着したことから、令和6年度より、これまでの「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」としていたものは、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」と読み替えることとなった。（令和5年11月10日付国水砂第208号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」より）

この土砂災害警戒区域等について、本市では平成24年から区域指定が行われ、平成30年3月に市内全域の区域指定が完了している。その後、市内の土地開発・土地改変に伴って区域指定の変更等の可能性があることから、引き続き調査が行われている。

指定された区域については、土砂災害警戒区域等や避難体制などのハザード情報を示した「八王子市総合ガイドブック」へ掲載し、市民等への情報提供を行うとともに、警戒避難体制の整備等を図っていく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

3 斜面崩壊防止対策の推進

(1) 急傾斜地の安全化対策

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他要因により斜面が突然崩れ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。

これら、急傾斜地の崩壊防止対策については、所有者が行うのが原則であるが、東京都は、この法律に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行っている。

市は、これらの箇所について市民への情報提供に努め、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告等の安全化対策の推進、警戒避難体制の整備を図るとともに、崩壊防止工事のさらなる促進について東京都へ要請していく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

(2) 崩壊の危険のある急傾斜地の巡視及び啓発活動等

市は、東京都と連携し、風雨時等、がけ崩れの危険が予想される場合の巡視の実施及び危険区域内居住者宅への安全確保のための啓発活動に努める。

[生活安全部・まちなみ整備部]

4 造成地災害防止対策の推進

(1) 造成地データベース（台帳）の作成

市は、東京都と連携し、造成地の位置図、開発行為が行われた年次、設計基準等を、造成地データベース（台帳）にまとめる。これにより予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る。

[まちなみ整備部]

(2) 災害防止に関する指導・監督等

市、東京都は、造成地に発生する災害を防止するため、都市計画法、建築基準法、盛土規制法その他に基づき、許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を行っている。今後も引き続き指導・監督を行うとともに、巡視等により違法開発行為の取り締まりを行い、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意喚起に努める。

＊市内全域を「宅地造成等工事規制区域」として指定
(令和6年7月規制区域公示予定)

[まちなみ整備部]

(3) 盛土等に伴う災害防止

市は、「盛土規制法」において規制区域を指定するにあたり、法に基づき盛土等に伴う災害発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査を実施し、盛土等の安全性を確保することで、防災機能の向上を図る。

[まちなみ整備部]

(4) 大規模盛土造成地の安全対策

市は、東京都が実施している大規模盛土造成地の調査結果に基づき、市内の危険個所について対応方針を検討し、必要に応じて対策工事を実施することで、防災機能の向上を図る。なお、大規模盛土造成地 525 箇所(第一次スクリーニング結果)に対する安全対策の実施の有無を判定する調査の進捗率を令和12年度(2030年度)までに90%とする。

[まちなみ整備部]

5 山地災害・土石流等防止対策の推進

(1) 山地災害危険地区の安全化

東京都は、森林法等に基づき、治山事業を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等、災害の軽減・防止に努めている。市は、東京都と連携してこれら被害軽減策を推進するとともに、治山工事の促進について東京都へ要請していく。

＊市内の山地災害危険地区 (東京都産業労働局所管分 令和4年4月1日現在)

崩壊土砂流出危険地区 18 箇所

山腹崩壊危険地区 20 箇所

[産業振興部]

(2) 土砂災害計画区域等(土石流)の安全化

東京都は、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いものから、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を実施している。市は、これら、危険区域の把握に努める。

[水循環部]

(3) 地すべり対策

市は、地すべり危険区域の把握に努めるとともに、東京都が進める総合的な地すべり対策に協力していく。

[関係各部]

6 要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成

平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定（予想）区域及び土砂災害警戒区域に該当する、要配慮者利用施設を地域防災計画に定めることが規定された。

これに伴い市は、当該区域に指定されている要配慮者利用施設を地域防災計画に規定するとともに、該当施設が行う避難確保計画の作成、訓練の実施等について指導及び支援を行う。

[生活安全部・関係各部]

第13節 総合的な治水対策の推進

基本方針	災害に強いまちづくりの一環として、治水対策を総合的に進める。
	1 河川整備の推進
	2 水路と公共下水道（雨水）の整備
	3 雨水流出抑制施策の推進
	4 緑地保全（森や林の流木対策）の推進
	5 水防体制の充実・強化による水害発生時の被害軽減・対応力の向上
	6 気象観測体制の整備
	7 ハザードマップの普及による水害防止のための市民啓発
	8 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等への防災対策の強化

1 河川整備の推進

河川法の適用となる河川は、八王子市内に18河川あり、これらの河川は、国及び東京都により管理されている。

国は、令和5年3月に多摩川水系整備基本方針を変更し、将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標水量である洪水の規模（基本高水）を約1.2倍とした。それを受け、東京都は同年12月に東京都豪雨対策を改定し、整備を進めている。

市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都に対し、河川などの整備を推進するよう要請していく。

[水循環部]

2 水路と公共下水道（雨水）の整備

市が管理する小河川や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画を検討、策定し整備を行う。

[水循環部]

3 雨水流出抑制施策の推進

市は、浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制施策を実施し、令和12年度（2030年度）までに下水道区域の雨水流出抑制対策の割合を66%にする。

[まちなみ整備部・水循環部・施設所管部]

4 緑地保全（森や林の流木対策）の推進

河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取組、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。

[産業振興部・水循環部]

5 水防体制の充実・強化

(1) 水防倉庫及び資器材の整備等

市は、市内における水害の防御、被害軽減を図るため、事務所などに水防倉庫を設置し、水防資器材の配備を行っている。今後も国・東京都と連携し、市域の水防を十分に果たせるよう、水防倉庫の適正配置及び資器材の整備に努める。

[生活安全部・道路交通部・関係各部]

(2) 東京都水防災総合情報システム等の活用

東京都は、洪水などの水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、水防上必要な地点に水位計、雨量計を設置し観測データを把握するとともに、河川監視カメラの映像等をシステム化し水防に係る多様な情報を集中管理する「東京都水防災総合情報システム」を構築し、東京都ホームページで提供している。本システムで収集された河川水位、雨量データ等は防災行政無線を使用した共有情報となっているため東京都の各建設事務所においても本庁同様の情報をリアルタイムで入手でき、本市においては、防災課に設置してある東京都災害情報システム端末経由で見ることができる。また、市内にはこれら東京都が設置した雨量観測所（テレメーター）9か所、水位観測所（テレメーター）17か所のほか、市の雨量観測所（テレメーター）7か所、国の水位観測所（テレメーター）1か所が設置されており、引き続き有効活用に努める。

[生活安全部・水循環部]

(3) 八王子市流域水災害リスク情報の活用

市は、令和5年(2023年)4月、市内の降雨予測、河川水位、ライブカメラをリアルタイムで観測できる「八王子市水位等監視情報システム」の運用を開始し、その情報を「八王子市流域水害リスク情報」としてホームページで公開している。これを多くの市民が利用し、有効活用することで早期の防災行動につながるよう積極的に周知を図る。

[水循環部・生活安全部]

(4) 消防団の強化

市は、各地域における水防行動力を強化する観点から、必要な資器材の確保等に努め、都市化や高齢化の進展等の状況の変化に対応できるよう消防団の強化・資質向上を図る。

[生活安全部]

6 気象観測情報の活用

気象観測は、気象庁により全国規模の観測が行われており、データは広域的なものであるが、気象現象は、地域、地形によって大きく異なるため、防災面では局地的な気象状況把握が極めて重要である。そのため、気象庁や民間気象事業者との連絡を密にとり、市内の詳細な気象情報を収集することで水防対策に活用するとともに、市民に対して積極的に情報発信を行う。

市では、市内7か所に設置している雨量観測所（テレメーター）等により気象観測を実施して災害防御のための情報収集を図っている。今後も雨量観測機器の計画的維持管理に努め、ゲリラ豪雨や線状降水帯などの局地的な災害に対処するとともに、ホームページを利用し、観測情報の市民への提供を行う。

[生活安全部]

7 浸水想定(予想)区域の指定・公表

(1) 浸水想定(予想)区域等の指定

国は、想定し得る最大規模の降雨により、管理する河川が氾濫したことを想定した洪水浸水想定

区域図を公表しており、東京都は、管理する河川区域において、河川が氾濫したことを想定した洪水浸水想定区域図と内水氾濫を想定した浸水予想区域図を公表している。また、市は、国が管理する河川区域において、排水施設等で想定最大規模の降雨による雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、内水浸水予想区域として指定している。

[水循環部・生活安全部]

(2) ハザードマップ等の普及

市は、国及び東京都が指定する洪水浸水想定区域、東京都及び市が指定する雨水出水浸水予想区域をもとにハザードマップ等を作成し、市民への周知を行う。

令和4年12月には、水害の特性、水害時の避難方法、ハザードマップなどを記載した八王子市総合防災ガイドブック（第3版）をホームページで公開した。今後も出前講座やホームページ等を通して普及・啓発を行う。

[生活安全部]

(3) 立地適正化計画による災害危険性のある区域の周知

東京都市再生特別措置法第81条に基づき令和2年3月に策定した八王子市立地適正化計画により、土砂災害や水害などの危険性のある区域を周知することで、災害リスクへのしなやかな対応と居住誘導を促していく。〔再掲〕

[都市計画部]

8 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災対策の強化

(1) 自衛水防の促進

市は、水防法第15条の2、3、4の規定により、浸水想定区域内に地下空間を有する施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等が作成する避難確保計画、浸水防止計画、訓練の実施等に関する支援を行う等、自衛水防を促進する。

[生活安全部・関係各部]

(2) 洪水に関する情報等の伝達

市は、水防法第15条の規定により、浸水想定区域内に地下空間を有する施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等がある場合は、施設についての現状を把握し、その施設の管理者等に対し関東地方整備局等から得た洪水に関する情報を伝達できる体制の整備に努める。

また、市は、浸水想定区域内等の社会福祉施設、学校、医療施設、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設についての現状を把握し、施設管理者等が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の円滑かつ迅速な伝達に努める。

[生活安全部・関係各部]

(3) 避難確保計画の作成等

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定（予想）区域及び土砂災害警戒区域に該当する、要配慮者利用施設を地域防災計画に定めることが規定された。

これに伴い市は、当該区域に指定されている要配慮者利用施設を地域防災計画に規定するとともに、該当施設が行う避難確保計画の作成、訓練の実施等について指導及び支援を行う。

[生活安全部・関係各部]

第14節 農林水産施設対策

基本方針

豪雨や台風時における農水産施設等の被害防止や森林保全の対策を総合的に進める。

- 1 かんがい、排水施設の整備による田畑の湛水排除等
- 2 水産施設の管理者への災害予防の各種指導
- 3 森林の機能保全のための保安林の整備

1 かんがい、排水施設の整備

東京都及び市は、各河川の改修状況も勘案の上、特に降雨時の湛水排除を考慮した、かんがい、排水施設の整備を行うとともに、周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成配布等の計画的推進などの災害予防を行っている。

市は、関係団体・事業者と連携し、これを促進するとともに必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

2 水産施設の管理者への指導

東京都は、漁業協同組合等の管理者に対する各種指導により内水面養殖場などの水産施設についての災害予防を行っている。

市は、関係団体・事業者と連携し、これを促進するとともに必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

3 保安林の整備

森林は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした森林の機能保全のため、保安林の整備に努める。

(1) 水源涵養林

東京都は、第11次水道水源林管理計画（平成28年度から平成37年度までに至る10年間）に基づき、水源涵養や土砂流出の防備等を促進している。

市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、その他必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

(2) 土砂流出防備林

東京都は、治山事業計画を策定し事業を実施している。また、既往の災害により荒廃した地区については、復旧の観点から事業を実施してきた。具体的な実施計画は、人家、公共施設等の保全対象を勘案の上、地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を検証し策定している。

市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、また、山地災害危険地区について崩壊発生の危険性、土石流に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図るほか、必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

第15節 鉄道施設等の対策

基本方針

鉄道施設及びバス会社の災害対応力の強化を総合的に進める。

- 1 耐震性の強化等による震災予防対策
- 2 土留壁、排水溝の整備等による風水害予防対策
- 3 非常時における安全措置の教育等による災害予防対策

1 鉄道会社の震災予防対策

(1) 鉄道施設の耐震性の強化

各鉄道会社は、鉄道駅、駅間施設等定期的な検査により耐震性などのチェックを行って防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取り替え等の事業を推進する。

(2) 職員・利用者の安全確保

各鉄道会社は、列車の緊急停止装置の整備と並行して停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。

また、災害に関する取組みについて利用者に分かりやすく周知する。

(3) 非常時活動体制の整備・強化

各鉄道会社は、大規模な地震被害により運転不能箇所が発生し社会的影響を及ぼすおそれのあるときは、災害対策本部を設置し必要な初動措置を講ずることになっている。社員はその非常時活動体制の習熟に努めるとともに、必要な資器材・物資等の備蓄や、東京都・市・関係機関・協力会社等との連携体制の確立を行う。また、緊急地震速報システムを活用し、列車運行中に速報を受信した場合の職員・利用者の安全を確保するための体制を確立する。

2 鉄道会社の風水害予防対策

(1) JR東日本

JR東日本は、風水害の防止のため、土留壁、法面工、落石止、排水溝の防災措置を講じている。引き続き風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に努め、重点的な防災強化工事を実施するとともに、全社的な防災管理システムの研究開発に対応して、災害予測、検知、情報連絡のために必要な機器の開発整備を推進する。

(2) 京王電鉄

京王電鉄は、風水害の防止のため、土留壁、法面防護、排水溝等の整備などの防災措置を講じているが、その他に次の予防対策を行う。

ア 風害対策

鉄道線路における風害防止のため、対策を必要とする場所（箇所）について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化、橋りょう上又は高架部分に風速計の設置等の改善を逐次行っており、今後も事業計画にあわせて改善に努める。

イ 水害対策

鉄道線路における水害防止のため、低地など出水が予想される箇所に排水孔を整備するとともに、雨量計を設置するなど逐次改善を行っており、今後も事業計画にあわせて改善に努める。

(3) 高尾登山電鉄

高尾登山電鉄は、風水害の防止のため、土留壁、排水溝等の整備、線路巡回による環境変化の予知、風速計・雨量計・監視カメラ等の活用などの防災対策に努めており、今後ともこれら防災対策の計画的な改善に努める。

(4) 多摩都市モノレール

台風等による強雨時は、沿線から仮設物や樹木の倒壊、飛来による列車・軌道・構造物への接触事故が懸念されるので、近接施工協議時や沿線巡視時において沿線工事業者への注意喚起を行っている。また、沿線樹木の繁茂状況を把握し、必要に応じ所有者と協議を行っている。

3 バス会社の災害予防対策

各バス会社は、災害による運転中の事故防止のため、運行中止、乗客の救護・避難誘導等の安全措置について、運転者等に対し教育・徹底するとともに、非常時における関係機関との連絡体制の確立など防災対策に努める。

第16節 道路輸送の環境整備

基本方針	災害時の道路輸送のための環境整備を総合的に進める。また、道路・橋りょうの持つ防災機能強化を総合的かつ計画的に進める。 1 緊急活動用道路の指定・整備 2 市内各地域並びに公園・緑道、避難場所、市役所・事務所、救急医療機関その他防災拠点施設間のネットワーク化を総合的・計画的に推進するための道路網等の整備 3 計画的な橋りょうの架替え・新設・維持補修 4 高齢者、障害者、子ども等の歩行・避難に配慮した、ひとにやさしい道路環境の整備 5 無電柱化の促進 6 アンダーパス部の冠水危険個所周知

1 緊急活動用道路の指定・整備

東京都は、発災時における人命救助及び被災者支援等の応急対策活動を展開する上で必要な緊急輸送のために確保すべきルートの考え方や基本的な対処等を示した「発災時における緊急ルート確保に向けた基本方針(平成28年3月策定)」を策定し、その中で道路(陸上ルート)については、緊急道路障害物除去路線、緊急輸送道路、緊急交通路を指定している。

市は、東京都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑えるよう努める。また、災害時における緊急輸送道路を確保するため、緊急車両等の通行障害物の除去や災害時の資器材の撤去、障害物除去業務に対する労務提供など民間団体との協定に基づく連携・応援体制の強化を図る。

[都市計画部・まちなみ整備部・道路交通部・拠点整備部・生活安全部]

2 道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

現在、事業を進めている八3・4・54号線、八3・4・61号線、八3・3・74号線の早期完成に努める。また、更なる道路ネットワーク充実のため、事業を進めている都市計画道路の進捗状況を見ながら、次の路線整備に対する検討に努める。

[都市計画部・道路交通部・拠点整備部]

(2) 一般市道の整備

市は、地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭あいな道路の拡幅整備や舗装の打替えなど避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める。

[道路交通部]

(3) 立体交差化の促進

市内には、鉄道と道路が平面交差している場所も多く、これが交通混雑の原因のひとつとなっているため、市幹線1級35号線(散田立体)、市幹線1級31号線(桜横町立体)とJR中央線などの立体交差化事業を行ってきたところであるが、鉄道による地域の分断については、災害時の円滑な避難に

支障を来すおそれもあることから、その他の平面交差点についても調査を行い、立体交差化の促進に努める。

[都市計画部]

(4) 国道等の整備促進

国、東京都、中日本高速道路㈱などの各道路管理者は、交通機能の充実や防災面での安全確保を図るため、首都圏中央連絡自動車道などの広域幹線道路や主要幹線道路を整備してきたところである。

渋滞解消や災害時のリダンダンシー確保などに資する道路ネットワーク構築のため、今後も市は各道路管理者に対し整備推進を要請していく。

[都市計画部]

(5) 道路地下の空洞化対策の強化

各道路管理者は、路面下空洞調査などにより、道路の維持管理を行ってきたところであるが、今後も引き続き対策の強化を図るとともに、関係機関に対し整備推進を要請していく。

[道路交通部]

3 橋りょうの架替え・新設・維持補修

橋りょうの架替えや補強・維持補修については、耐震性など防災面も考慮し、整備を行っているところであり、今後も引き続き計画的な整備に努める。また、幹線道路の整備に伴う橋りょうの新設等についても国・東京都など関係機関へ要請していく。

[都市計画部・道路交通部]

4 ひとにやさしい道路環境の整備

(1) 道路環境の整備

市は高齢者、障害者、子ども等も安心して歩け、また、うるおいのある道路空間の創出を図るため、歩道の拡幅、段差の解消、道路の緑化を推進する。

[都市計画部・道路交通部・まちなみ整備部]

(2) 道路標識の整備

市は、道路標識の設置にあたっては、災害時避難の安全確保の観点から必要な配慮を行う。

[都市計画部・道路交通部・まちなみ整備部]

5 無電柱化の推進

市は道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や緊急輸送道路等機能の確保など都市防災の一層の向上を図るため、無電柱化の推進に努める。

[都市計画部・道路交通部]

6 アンダーパス部の冠水事前対策

道路管理者は、異常な豪雨時に冠水のおそれがあるアンダーパス部（※）の冠水注意個所に、排水設備や走行注意を促す標識類の設置を行い、維持管理を行っている。

今後も、排水設備等の適正管理に努めるとともに、地図等を活用して注意個所の周知を図っていく。

※アンダーパス部：主要幹線道路や鉄道などと立体的に交差する道路で、路面の高さが前後と比べて低くなっている箇所

市内の道路冠水注意箇所

道路種別	路線名	地先名又は通称名
国道	16号（八王子B P）	中央線立体
国道	16号（八王子B P）	大和田八高線高架下
国道	20号	20号南浅川アンダーボックス
市道	八王子市幹線1級23号線	明神町1-5-9先 明神架道橋
市道	八王子市幹線1級23号線	北野町586番地先 浅川架道橋 日本オイルターミナル横
市道	八王子市幹線1級24号線	明神町3-2-1先 横山架道橋
市道	八王子市幹線1級35号線	散田町5-1-1 散田架道橋
市道	市道八王子895号線	石川町2975-9先 国立府中37 大星教会入口
市道	市道八王子902号線	石川町943-1先 国立府中35 大星教会入口先
市道	八王子市幹線1級31号線	台町4-6先 桜横町立体

（国土交通省関東地方整備局 令和元年7月資料・一部加工）

〔都市計画部・拠点整備部・道路交通部〕

第17節 ライフライン施設の安全化

基本方針

ライフライン施設の災害対応力の強化を総合的に進める。

1 ライフライン施設の安全化

1 ライフライン施設の安全化

(1) 水道施設の安全化

東京都は、水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。また、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

ア 水道施設の耐震化の推進

イ 管路の効果的な耐震継手化の推進

ウ バックアップ機能の強化

エ 自家発電設備の新設・増強

市は、避難所の敷地内給水管の耐震化を考慮するとともに、より強固な連携・協力体制を築くために東京都が設置した多摩水道連絡会などを通じ、「災害に強い水道施設の早期整備」を東京都に要望していく。

[水循環部]

(2) 下水道施設の安全化

ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の延命化を図るとともに効率的な維持管理を進める。

また、緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める。

近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める。

ア 下水道施設の耐震化

イ 下水道施設の維持管理

ウ 下水道施設の安全対策

エ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

[水循環部]

(3) 電力施設の安全化

東京電力パワーグリッドは、電力の安定供給のため、電力系統のネットワーク化を行い、万一、ひとつの送電ルートが使用不能でも、別ルートによる送電を可能としているが、電気の供給信頼度の向上を図るため、一層の電力施設の安全化を図る。

ア 架空電線路については、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路については地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針に基づいて設計する。

(4) 通信施設の安全化

N T Tは、災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。また、その他通信機関においても、これに準じた対策を行う。

- ア 主要な伝送路の多ルート化、ループ化
- イ 主要な中継交換機の分散設置
- ウ とう道、共同溝網の構築
- エ 通信ケーブルの地中化推進
- オ 主要な電気通信設備についての必要な予備電源設置
- カ 重要な加入者についての、2ルート化推進

(5) 都市ガス施設の安全化

東京ガスグループは、ガスの安定供給を図るため、ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上を図る。

ア 製造所・整圧所設備

(ア)重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を屋上させ安全性を確保する。

(イ)防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

イ 供給設備

(ア)導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。

(イ)全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。

(ウ)この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

施 設 名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	1 ループ化された固定無線回線の整備。 2 可搬型無線回線の整備。
その他の安全装備	1 地震センサーの設置 LNG 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナリー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスバーナーの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

第18節 エレベーター対策

基本方針	震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出の体制の確立、並びにエレベーター復旧を円滑に行うための体制構築を総合的に進める。 1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上 2 救出体制及び早期復旧体制の構築状況の把握

1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

市は、市有施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進める。特に、避難者や要配慮者を収容する施設、多数の人が利用する市大規模集客施設等を優先する。その他、東京都の対策に準じてエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進する。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床措置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄り階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型 地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初動微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

[各施設所管部]

2 救出体制及び早期復旧体制の構築状況の把握

市は、東京都が一般社団法人日本エレベーター協会と連携して進める、エレベーター閉じ込め発生時における救出体制の構築、並びに早期復旧体制の構築の市内における進捗状況を定期的に把握するよう努める。

[各施設所管部]

第19節 市施設における防災拠点機能の整備・強化

基本方針	災害時に災害対策の拠点となる市施設について、拠点機能の整備・強化を総合的に進める。
	1 市本庁舎・事務所、小・中・義務教育学校その他市施設における防災拠点機能の整備・強化
	2 災害対策及び防災活動を実施するための拠点整備
	3 電力、ガス事業者との連携

1 市施設における防災拠点機能の整備

(1) 市役所本庁舎、各事務所等におけるバックアップ設備等の整備

市は、市役所本庁舎、各事務所等において、災害によりライフラインが停止した場合でも、FAX・コピー機等、必要最小限の機器が使用でき、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備、対策等について整備強化に努める。

また、市施設は災害時における防災拠点となることやBCP対策として、大規模停電を想定した長時間利用可能な容量をもつ非常用発電設備の整備を進めるほか、電源車の確保を電力事業者に要請して機能を維持する。

[契約資産部・市民部・生活安全部・関係各部]

(2) 地区防災拠点の整備

市は、災害時における市民の救援救護対策活動拠点となる各小・中・義務教育学校及び市民センター等について、その機能を果たすために必要な設備・資器材等の整備を図る。

- ア 防災倉庫の設置及び食糧、生活物資等の備蓄
- イ 拠点施設として必要な資器材や備品の整備
- ウ 地域防災無線、消防水利の整備
- エ 非構造部材の耐震化
- オ その他避難所として利用するための条件整備

[生活安全部・避難所主管部]

(3) 市施設の新增改築等における防災機能の整備

ア 市は、新增改築・大規模改修に際しては、災害時における施設の役割等を踏まえ、災害時にも利用できるマンホールトイレ・防災倉庫の設置などに努める。また、災害時におけるエネルギーの確保についても電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム（※）等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る。

※ コージェネレーションシステム：エンジン・タービンなどを用いて発電し、副次的に発生する熱を蒸気や温水として回収することで総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムをいい、天然ガスコージェネ、LPガスコージェネ、石油コージェネ、燃料電池コージェネなどがある。

イ 市は、新增改築等をする際は、その施設が大規模災害時にも活用できる施設となるよう努めていく。

また、地域の地理的要因及び過去の災害状況を踏まえ、大規模災害時には自主避難所としての活用も検討していく。

[各施設所管部]

(4) 風水害対策

市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定状況から洪水や土砂災害等の危険性を精査し、その危険性に応じた風水害対策を検討し、可能な箇所から順次実施していくよう努める。災害対策本部を置く本庁舎は令和5年度に浸水防止対策を終え、防災拠点機能の強化を図った。

[各施設所管部]

(5) 行政情報システムの予防対策

市は、災害によるシステムの被害を最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行うため、システム用電源の確保、バックアップデータの分散保管、非常時のネットワーク通信の確保、復旧手順等の整備を図る。

[デジタル推進室、契約資産部]

(6) ヘリサインの設置

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑・的確に行うため、都有建築物に準じて、市有建築物屋上に、上空から判読可能な施設名を表示していくことを推進する。

[各施設所管部]

(7) 転倒・落下・移動対策

パソコン、通信設備、キャビネットなどは、揺れにより転倒したり、落下したり移動しないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

[総務部・契約資産部・デジタル推進室・各施設所管部]

(8) 市施設への再生可能エネルギー設備整備

市は二酸化炭素排出量削減のため、設置可能な市施設等への太陽光発電設備等の導入を進めている。

この再生可能エネルギー設備は災害時の停電対策にも有効であるため、今後も引き続き、様々な手法を活用しながら市施設への導入を行い、防災機能の強化を図る。

[環境部・各施設所管部]

2 災害対策本部代替施設の検討

施設の新増改築・大規模改修に際しては、災害対策本部の新たな移設先としての活用を検討する。

[生活安全部・各施設所管部]

3 電力、ガス事業者との連携

重要なライフラインである電気、ガスに関しては、各事業者が災害時の応急対策に優先順位を設けて復旧作業を行うこととしているが、市も人命保護を最優先として災害拠点病院や重要防災施設の復旧を迅速に行うよう事業者に要請していく。

[生活安全部]

第20節 指定避難所（避難所）等の指定・整備

基本方針	災害時に市民の生命を守るため、市は、災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）及び被災者を避難のために一定期間滞在させるための指定避難所（避難所）を指定し、円滑な避難のための条件整備を総合的に進める。
	1 避難路及び避難場所周辺の整備
	2 指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）の指定・整備
	3 指定避難所（避難所）の指定・整備
	4 感染症発生期の避難対策
	5 指定緊急避難場所、指定避難所以外の避難先の確保・整備
	6 地域活動拠点の確保
	7 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保 8 避難所における通信環境の整備

1 避難路及び避難場所周辺の整備

(1) 避難路等の整備

市街地における延焼火災から一時的に身体・生命の危険を避けるため、避難場所への安全な経路として避難路及び避難場所案内板等の整備に努める。

また、道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、避難路沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導に努める。

[まちなみ整備部・道路交通部・生活安全部・関係各部]

(2) 避難場所周辺地区の安全性確保

市は、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）の周辺地区及び避難路等について、周辺施設の不燃化や緑化を促進し、安全・円滑な避難確保の観点から、面的な環境整備に努める。

また、市は東京都水道局と連携して、避難場所周辺における避難者の安全を確保するため、当該地域に消火栓等を整備する。

[都市計画部・まちなみ整備部・生活安全部・各施設所管部]

2 指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）の指定・整備

災害対策基本法第49条の4に基づき、異常な現象の種類（洪水、土砂災害、地震等）ごとに災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所として、広域避難場所及び一時避難場所を指定・整備する。

(1) 指定緊急避難場所（広域避難場所）の指定・整備

地震火災やその他の市街地における大規模火災発生時の、火災による輻射熱から避難者の生命を保護するため、市は、必要な安全距離が確保されたオープンスペースとして、おおむね、市街地の各2km圏に1か所を目途に指定緊急避難場所（広域避難場所）を確保しており、令和6年4月現在、富士森公園、陵南公園、小宮公園、清水公園、工学院大学、東京都立大学、中央大学、東京工科大学、東京薬科大学、拓殖大学、創価大学、明星大学、共立女子学園、浅川河川敷（長沼橋付近～市立上壱分方小学校付近間）の14か所を指定している。

今後も、市街化の状況に応じ、安全な避難のための指定緊急避難場所（広域避難場所）の指定及び周辺環境の整備に努めていく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

(2) 指定緊急避難場所（一時避難場所）の指定・整備

市は、災害が発生、または発生する恐れがある時に、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所として市立の小・中・義務教育学校、市民センター及び都立高校等を異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所（一時避難場所）として指定・整備する。また、八王子市総合防災ガイドブックやホームページ等を活用し、これら指定緊急避難場所（一時避難場所）の周知を図るとともに、各施設の管理者と連携して、円滑な避難のための条件整備に努める。

<地震>

地震災害が発生した時に、災害の危険から緊急に逃れるため、家族や近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難のための集団を形成する場所として、市立の小・中・義務教育学校及び都立高校等の校庭（屋外）を指定。

<風水害>

風水害による災害が発生する恐れがあり、市が避難指示等を発令した際に、市民等が立退き避難をする場所として市立の小・中・義務教育学校、市民センター及び都立高校等の体育館等（屋内）を指定。

<主な整備目標項目>

- ア 本部・事務所との相互情報連絡手段の多ルート化
- イ 初期消火・救助救援活動を行うために必要な資器材の配備
- ウ 夜間・休日に地域住民が指定緊急避難場所（一時避難場所）として利用するために必要な準備措置等

[生活安全部・関係各部]

3 指定避難所（避難所）の指定・整備

(1) 災害時における避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づき、災害の影響が比較的少ない場所、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造などの基準に適合する施設を指定避難所（避難所）として指定・整備する。

災害により被害を受け、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者について、市は、一時的居住施設として、避難所を開設し、応急的な食糧配布を行うなどの保護を行う。

このため、市は、避難所開設予定施設として、市立の小・中・義務教育学校、市民センター、富士森体育館及び都立高校等を指定避難所（避難所）として指定し、八王子市総合防災ガイドブック、ホームページ等を活用し市民への周知を図る。

また、避難所に指定した建物については、防火管理者を定め、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保する。

[生活安全部・避難所主管部]

(2) 学校施設の営繕工事

小中学校は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には子どもたちの命を守り、また、避難所として地域住民の避難生活をする場所にも指定している。施設の機能向上や生活の環境の改善を図るべく、トイレの洋式化やバリアフリー化など、老朽化した施設について改修工事を推進していく。

[学校教育部]

(3) 避難所開設・運営に必要な食糧等の備蓄

市は、独立した防災倉庫のほか、小・中・義務教育学校及び市民センター等各避難所に防災倉庫を設置し、被災した市民のための食糧や避難所の開設・運営に必要な備蓄を行っており、引き続き計画的な整備に努める。その備蓄品目等については、要配慮者をはじめプライバシー等にも配慮したもの、また避難所内での感染症の拡大防止を図るものを備蓄していく。また、被害の状況により、指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、東京都その他関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の提供・確保、野外受入施設用資材（テント・ビニールシート等）確保・調達のための体制を確立していく。

[生活安全部・避難所主管部]

(4) 避難所内の生活環境整備

指定避難所には、生活環境の整備を目的として、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯型トイレ、マット、非常用電源、ガス設備のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した設備の整備に努めるとともに、感染症の拡大防止対策を図るための資器材、物品のほか、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器やスマートフォン等の充電器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

なお、避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室 3.3 ㎡あたり 2 人とする。ただし、新たな感染症の拡大が懸念される際には、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」や本市「避難所開設時の感染症対策対応方針（令和 5 年 9 月策定）」を参考にし、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

[生活安全部・避難所主管部]

(5) 福祉避難所の指定・整備

高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者は、一般的な避難所生活には耐えられないことも想定される。このため、市は、要配慮者のうち支援が必要と判断される方の避難所として福祉避難所の指定を行うとともに、社会福祉施設等とは二次的な避難所としての活用を目的とした協定締結を進め、協定等による福祉避難所（以下「協定福祉避難所」という。）の更なる確保に努める。

福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、福祉避難所は、要配慮者の特性を踏まえた建物とするように努める。

[福祉部・生活安全部・関係各部]

(6) 地域、事業者等との連携

市は、あらかじめ指定等した福祉避難所では収容定員が不足する場合を想定して、町会・自治会が管理する集会施設、集合住宅の空き部屋、ホテル・旅館等の宿泊施設等への避難について管理者に協力を要請し、要配慮者が居住地近隣で安全に避難できるよう十分な避難先の確保に努める。

[生活安全部・福祉部・関係各部]

4 感染症発生期の避難対策

新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の発生期における災害時の避難対策については、国や東京都の対応指針等を踏まえた対応を行う。

(1) 感染者等に関する適切な避難方法等の調整

市は、避難所等における感染症拡大を防止するため、平時から感染症の流行状況を把握し、災害時の適切な避難所等や避難誘導等の対応をあらかじめ調整する。

[生活安全部・健康医療部]

(2) 感染者専用避難施設の確保

感染症の自宅療養者等が立ち退き避難をする必要が生じた場合、避難所等における感染拡大防止の観点から、指定避難所等以外の避難施設をあらかじめ確保しておくよう努める。

また、感染者等が指定避難所等に避難した場合に備え、同一避難所等内での避難スペースの確保について調整を行う。

[生活安全部・健康医療部・関係各部]

(3) 感染者専用避難施設の運営に必要な物資・資器材の備蓄

感染者専用避難施設は、パーティションやテントで区画化して避難者が互いに接触しない配置とする。また、保健師等による健康管理体制を整えるとともに、徹底した環境衛生対策による避難施設従事者の感染防止策を図る。そのために必要な物資、資器材を備蓄する。

[生活安全部・健康医療部・関係各部]

5 指定緊急避難場所、指定避難所以外の避難先の確保・整備

市は、市民が災害発生時、又は発生の恐れのある場合、時間的に余裕がないなどの理由から避難場所等への避難が困難となった場合、公共又は民間施設等を活用し、緊急的かつ一時的に受け入れられるよう場所の確保と体制づくりを構築していく。

[生活安全部]

6 地域活動拠点の確保の推進

本市では、自主防災組織等が地域独自で活動拠点を定め、そこに地域住民が一時的に集合し、そこを拠点に災害対策活動を行うとしている地域がある。そこで、市では、この拠点を「地域活動拠点」として、自主防災組織等からの申請により位置づけることで、共助としての災害対策の推進を図る。

[生活安全部]

7 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで受け入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定している。今後も駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努める。

[生活安全部・関係各部]

8 避難所における通信環境の整備

市は避難所運営者や避難所に受け入れた避難者が安否確認や各種災害情報、行政情報等の収集を行いやすくするため、Wi-Fi アクセスポイント、移動基地局の設置等、通信事業者とも連携を図りながら、避難所における避難者の通信環境の整備強化に努める。

[生活安全部・関係各部]

第21節 エネルギーの確保

基本方針

災害時のエネルギー確保策として再生可能エネルギー等の導入を積極的に進める。

- 1 エネルギーの確保
- 2 再生可能エネルギーの利活用促進
- 3 事業者と連携した電源確保

1 エネルギーの確保

市施設における災害時のエネルギーの確保について、電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実に図る。

[各施設所管部]

2 再生可能エネルギーの利活用促進

(1) 住家への太陽光発電等の導入促進

太陽光発電システムや蓄電池等の設置導入により、災害時にも電力の自己調達・自己消費が可能となることから、市は、住家への太陽光発電等の導入を推進し、自宅等での在宅避難者の比率を高める。

また、市は、太陽光発電システム等再生可能エネルギーの普及促進のために設けた市の助成制度や、東京都等が個人や事業者向けに実施している助成制度について積極的に周知啓発を行う。

[環境部]

(2) 市施設への再生可能エネルギー設備整備

市は二酸化炭素排出量削減のため、設置可能な市施設等への太陽光発電設備等の導入を進めている。

この再生可能エネルギー設備は災害時の停電対策にも有効であるため、今後も引き続き、様々な手法を活用しながら市施設への導入を行い、防災機能の強化を図る。

[環境部・各施設所管部]

3 事業者と連携した電源確保

市は、災害時の電力供給体制の構築を目的として、レンタル会社と発電機を含めたレンタル機材の提供に関する協定を、また、自動車販売会社等と電気自動車（EV）や給電車両（HV、PHV）の貸与に関する協定を締結し、災害時の非常用電源の確保を進めている。今後も各種事業者と協力・連携を図りながら、災害時の電源確保に努める。

[防災課・関係各部]

第2章 災害に強い体制づくり

第1節 市の応急活動体制の充実・強化

基本方針

災害には、大きく分けて、震災等に代表される突発的災害と風水害のようにある程度事前予測が可能なものが存在する。これら突発対応型と予知対応型のどちらの場合においても迅速かつ適切な応急活動がとれるよう、体制の整備強化を総合的に進める。

1 各種マニュアル作成・点検による応急活動体制の充実・強化

1 市の応急活動体制の充実・強化

(1) 災害対応・危機管理体制の充実・強化

災害時に、迅速かつ的確な対応をとるために、平常時から、市域の現状を調査、把握し、災害時に発生するであろう状況及び対策を研究・分析して、実際に対策を行う部署、機関等と連携・調整を行い、体制の充実・強化を図る。また、今後も社会環境等の変化を踏まえ、適宜体制の見直しを行う。

[総合経営部・生活安全部]

(2) 災害対策本部運営マニュアル等の点検・周知

市は、災害時に迅速かつ適切な災害対策を行うため、災害対策本部運営マニュアルを点検し、必要な場合は修正を施し、関係職員に周知を図る。また、災害に至る以前の異常現象への対応や、所管事項・施設における危機対応のための危機管理マニュアルについてもこれを点検し、必要な場合は修正を施し、職員の危機管理意識の維持・向上に努める。

[生活安全部・関係各部]

(3) 避難所運営マニュアルの点検・周知

市は、災害時に迅速かつ円滑な避難所の開設及び運営ができるよう、関係職員への周知を行うとともに、避難所運営マニュアルを随時点検し、必要に応じて修正を施すなど円滑な避難所運営体制の整備に努める。

[生活安全部・避難所主管部]

(4) 職員用防災マニュアルの点検・周知

市は、災害初動期に市の職員が迅速かつ適切な対応がとれるよう、職員用防災マニュアルを点検し、必要な場合は修正を施し修正版を作成・配布し、市職員としての責務と災害初動対応について習熟を図るとともに、訓練及び実践の資料として活用していく。

[生活安全部・関係各部]

(5) 災害対応マニュアルの点検・周知

市の各部は、災害発生時の各任務について、発災時に迅速かつ適切な応急活動をとれるよう、事前に指定管理者や委託先を含めた部内の組織体制の構築に努めるとともに、各部・各課における迅速な非常時初動体制を確立するための災害対応マニュアルを作成し、関係職員に周知する。また、災害対策本部設置運営訓練等を実施し、そこで得た課題等について適宜盛り込んでいくほか、指定管理者や委託先に対して、災害対応マニュアルの作成を推進していく。

[関係各部]

(6) 非常時職員動員システムの構築

災害等における職員参集状況や安否確認を行うことを目的に平成 29 年度に導入した安否確認システムを活用し、発災時の円滑な活用に向けた訓練を実施する。

[総務部]

(7) 男女共同参画の取組推進

地域防災計画や避難所運営マニュアル等の点検に際しては男女共同参画の視点を取り入れるよう努め、災害対応における男女共同参画の取組を推進していく。

[市民活動推進部・生活安全部]

第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化

基本方針	迅速かつ適切な情報の収集・伝達体制の整備・強化を総合的に進める。
	1 防災機関相互の通信・連絡手段の多ルート化の推進
	2 停電対策等を通じた通信設備の機能確保
	3 十分な災害情報が集まらない場合においても適切な対応をとるための体制整備と、情報システム等の整備活用による情報技術環境の整備
	4 市民・事業所・民間団体等との協力体制づくりの推進
	5 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底
	6 情報収集体制の整備

1 通信・連絡手段の多ルート化

(1) 八王子市地域防災無線整備

市は、市役所本庁舎を統制局として、各事務所や小・中・義務教育学校等避難所予定施設に加え、警察署、消防署、救急告示病院、ライフライン機関、市医師会、八王子建設業協会、東京都トラック協会多摩支部等の防災関係機関相互を結ぶ 260MHz 帯のデジタル式地域防災無線を整備している。今後は、通信手段の複線として新たに防災施設として位置づける施設への配備を進めていく。

[生活安全部]

(2) 八王子市防災行政無線整備

災害時等に、市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。このため市は、市役所本庁舎に設置される親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカーを通じて、一斉同報放送を行うための防災行政無線システムを整備している。今後も市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう、既設機器の適正な維持管理に努めるとともに、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進める。また、各個人宅向け防災ラジオの導入など、確実に放送を聞くことができる多様な情報伝達手段についても研究していく。

[生活安全部]

(3) 災害時優先電話指定の拡充

市は、N T T に対し、市各部、事務所、その他出先施設、小・中・義務教育学校その他避難所予定施設、防災関係機関に関する災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図る。

[契約資産部・生活安全部・施設所管部]

(4) J-ALERT（全国瞬時警報システム）、緊急速報メール等の整備

市民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、受信設備及び伝達体制等を整備する。また携帯電話メールサービス（緊急速報メール等）、ソーシャルメディア等への連携など多様な情報伝達手段の確保に努める。

[生活安全部・都市戦略部]

(5) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

Lアラート（災害情報共有システム）は、総務省が普及・利活用を促進し、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営しているもので、市町村が発信した災害時の避難指示など地域の安全・安心に関するきめ細かな情報をテレビやインターネットなどの事業者と共有し、広く地域住民に迅速かつ効

率的に提供する情報基盤である。市は、これが速やかな避難の実現と災害の低減につながる情報基盤であることから、災害時における市民への一斉情報提供手段として積極的な活用を図る。

[生活安全部・都市戦略部]

(6) 衛星携帯電話等の配備

市は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備などの通信手段の確保を図る。

[生活安全部]

(7) 特設公衆電話の設置

大地震等の大規模災害が発生した際には、携帯基地局の電源枯渇による不通地域の拡大や輻輳により音声通話が困難になることから、避難所が開設された際に、避難者の通信を確保することを目的として、市内主要駅周辺にある避難所の一部に、災害時優先電話となる特設公衆電話の整備を行った。今後も、全避難所及び一時滞在施設へ、災害時優先電話となる特設公衆電話の設置に向けた取組を行う。

[生活安全部]

(8) 市災害対策（警戒）本部員及び災害対策本部職員等への非常連絡体制の整備

市災害対策（警戒）本部員及び災害対策本部職員等の自宅電話・携帯電話番号及びメールアドレス等を把握し、職員の安否確認・参集の可否等、災害等非常時の緊急情報連絡・動員体制の確保に努めるとともに、円滑な非常時通信を可能にするシステムの整備を図っていく。

[総務部・生活安全部・関係各部]

2 通信設備の機能確保等

(1) 停電対策

市は、停電時の電源を確保するため、非常用発電設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備に努める。なお、災害対策本部を置く本庁舎は、平成26年度に、非常用発電設備を更新し、外部電源の供給が停止した場合でも72時間以上通常業務が可能となる電力確保を図った。

[契約資産部・施設所管部]

(2) 災害時優先電話の確保

市は、災害時に優先的に発信できる災害時優先電話の指定について、電気通信事業者等とあらかじめ協議し、拡充に努める。

[契約資産部・施設所管部]

3 情報技術環境の整備

(1) 情報処理の環境整備

市は、十分な災害情報が集まらない場合若しくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることができるよう、情報の集約・整理や処理方法等について、全庁的の共通ルール構築を図る。また、職員の情報処理能力の向上に努めるとともに、新しい情報技術の導入について調査研究を進める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 災害情報システム等の活用

東京都は、区市町村等の関係機関が収集した災害情報を一元的、総合的に把握し、迅速かつ的確な災害対策活動に役立てるとともに、防災に必要な気象情報等を関係機関に提供し、情報の共有化を図

るため「東京都災害情報システム（D I S）」を整備していることから、市はこのシステムを活用して東京都との連携強化を図る。

[生活安全部]

(3) 被災者生活再建支援システムを活用した自治体間連携

市では、被災者生活再建支援業務の効率化・標準化を目的に平成28年度に東京都の共通システムを導入した。今後は、本システムを活用し東京都と都内市区町村が協働設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」を通して都内自治体と連携し、人材育成を充実・強化する。

[生活安全部・財政部・関係各部]

4 民間団体・事業所等との協力体制づくり

(1) 事業所等との協力体制の充実

市は、災害時における道路情報等の収集及び情報の伝達を確保するため、八王子市タクシー合同営業運営委員会八王子駅構内ハイヤー会と「災害時における情報提供に関する協定」を締結しているが、今後は、路線バスに搭載されている無線機等の活用による情報収集・伝達についても各バス会社と協議し、協力体制の充実強化を図る。

[生活安全部・都市計画部]

(2) アマチュア無線団体等との協定に基づく協力体制の充実

市は、アマチュア無線を活用して、災害発生直後における情報収集・伝達ルートを確保するため、市内のアマチュア無線団体と「非常無線通信の協力に関する協定」を締結しており、今後も災害発生後の救援、救護対策活動を実施するために不可欠な「情報ボランティア活動」に関する協力のあり方について協議し、その充実に努める。

[生活安全部]

5 市民相互の情報伝達手段等の周知徹底

市、東京都及び通信事業者は、災害発生直後の電話輻輳（携帯電話含む）を防止するため、市民に対し、非常時における「留意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話及び携帯電話の利用は控えるよう周知する。

また、市は、家族・知人の安否確認など、発災時の行動を家族等とよく相談するよう周知するとともに、その安否確認手段として、災害時の災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板やソーシャルメディア等の活用について周知徹底を図る。

[生活安全部]

6 情報収集体制の整備

(1) ドローン等を活用するための体制整備

市は、災害時の情報収集手段の一つとしてドローンを導入し運用を行っている。今後もドローンの様々な活用方法を検討するとともに、職員の育成を図る。民間企業等との連携についても検討を図っていく。

また、市消防団は東京都から貸与を受けたドローンを活用し、災害情報の収集や訓練等を実施しており、今後も訓練等を通して、体制整備を図っていく。

なお、今後も様々な資機材の活用について、調査・研究を行っていく。

[都市戦略部・生活安全部]

(2) SNSによる災害情報の活用

市は、令和3年に市民からの情報を収集・活用する仕組みを導入した。今後、市民から寄せられた情報を精査し、迅速に対応できる体制を強化する。

[生活安全部・都市戦略部・デジタル推進室・総合経営部・関係各部]

7 防災情報共有システムの整備

市は、デジタル技術を活用して防災関係機関や市民から収集した被害情報や措置状況、道路情報、その他各種防災情報等を映像や地図情報上で「見える化」し、庁内各部署が横断的に共有すべき情報を一括管理することで迅速な意思決定に寄与する「防災情報共有システム」の調査研究を行い、システム導入に向けた環境整備を図る。

[生活安全部・デジタル推進室]

第3節 災害時の広報体制の整備・強化

基本方針

- 災害時、市民へ迅速かつ適切な広報活動を行うための体制の整備・強化を総合的に進める。
- 1 災害時に迅速かつ適切な広報活動を行うための広報体制の整備
 - 2 点字、手話、多言語等の要配慮者や外国人にも配慮した、非常時の多様な広報要員の確保
 - 3 大量かつ迅速な広報活動を実施するために必要な官民協力体制の確立
 - 4 市の災害時広報体制の整備・強化

1 非常時における広報活動体制の整備

市は、災害時を想定し、地震時、風水害時等の状況別広報文例、協力機関リスト、要配慮者や外国人向け広報活動関係資料等を含む「災害時の広報活動マニュアル」を作成するとともに、災害の状況に応じた適切な広報体制の整備を図る。

[都市戦略部・福祉部・市民活動推進部・生活安全部]

2 非常時における多様な広報要員の確保

(1) 要配慮者や外国人への広報要員の確保

市は、職員への資格取得奨励、ボランティア団体等との連携等により、要配慮者や外国人に対して点字・手話・多言語など広報活動に必要な技術をもつ要員の確保を図る。

[総合経営部・福祉部・市民活動推進部・総務部]

(2) 取材対応要員の確保

災害時にマスコミ等からの取材に対応するため、情報の一元化を図るとともに、取材対応に関わる専門員の確保を図る。

[都市戦略部]

3 民間との災害時広報活動協力体制の確立

(1) 災害臨時広報紙の発行に関する民間との協力体制の確立

市は、災害臨時広報紙を迅速に発行できるよう、編集から印刷までの各分野にわたり、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進める。

[都市戦略部]

(2) ケーブルテレビ及び新聞・テレビ・ラジオ等報道機関との協力体制の確立

市は、災害時に、各報道機関へ避難所情報や救援救護対策情報などの地域密着型生活情報の提供を行うとともに、各メディアがもつ特性を生かし、聴覚・視覚等の障害者、外国人向けの広報媒体としても機能の活用強化を図るよう協力を求めていく。また、放送業務等について災害協定を締結しているジェイコム東京、多摩テレビ及び八王子エフエムと災害時における情報発信体制を確立する。

[都市戦略部・福祉部・健康医療部・市民活動推進部]

4 非常時における広報機能の整備

(1) 八王子市防災行政無線の整備

市は、屋外・屋内受信機設置による一斉無線放送システムとしての防災行政無線の機能拡張を含めた整備を進める。

[生活安全部]

(2) 各種広報機能の活用

市は、災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムに提供する手段として、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、モバイルアプリ、コミュニティFM（※）、ケーブルテレビなどを活用するほか、その他の手段について検討を行うとともに、市民に情報入手方法等を周知する。また、市は、関東地方整備局がJR八王子駅前に設置した河川情報表示板についても、国・東京都と協議の上、活用していく。

※ 市はコミュニティFMの事業者と「災害情報の放送に関する協定」（平成29年（2018年）締結）を締結しており、必要に応じ災害情報の放送要請を行うが、今後、市が臨時災害放送局を開設し放送を行う場合に備え、事前にコミュニティFMの事業者と準備・調整を行っていく。

[都市戦略部・生活安全部]

第4節 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

基本方針	災害時における、市と防災関係機関、自治体、民間団体等との相互協力・応援体制の整備・強化を総合的に進める。 1 二次災害防止と迅速な都市機能復旧のために必要な防災関係機関相互の連携強化 2 大規模災害発生時における近隣市町村及び広域的市町村相互の応援協力体制の整備・強化 3 広域かつ著しく大規模な震災の発生時における受援体制の整備 4 行政機関の能力を大幅に上回る救援ニーズに対処するために必要な民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化 5 大量な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティア等との災害時連携・協力体制の整備

1 防災関係機関との連携強化

(1) 防災会議の充実

市は、防災会議が平時における防災に関する諮問機関だけでなく、地域防災計画を作成及び実施し、地域に係る防災に関する重要事項の審議を有効かつ円滑に推進等する実施機関としての性格も有していることから、防災会議を構成する機関・団体等との連絡調整、意見交換を積極的に実施するものとする。

また、防災会議を構成する委員について女性の参画を促進するように努める。

[生活安全部]

(2) 大規模応急活動拠点マニュアルの整備等

都は、災害時における応急対策活動の円滑化を図るとともに、二次災害を防止するため、市や関係機関等と協議の上、利用可能なオープンスペースを把握し、具体的な使用方法等を確立する。

この応急対策活動を円滑に行えるよう、市と東京都は施設管理者が作成する発災時のオープンスペースの使用に係るマニュアル等の作成に協力する。

[生活安全部]

2 自治体間の災害時相互応援等連携強化

(1) 近隣市町村との連携強化

都内、多摩地域 29 市町村及び相模原市との間で、災害時の物資や人員の派遣等について取り決めた相互応援に関する協定を締結しているが、市は、今後も、これら多摩地域の市町村をはじめとする近隣市町村との連携を強化し、災害時の適切な相互応援体制の確立に努める。

また、都は、令和 3 年に都内区市町村と災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築していることから、災害時には都を仲介した都内区市町村間の受援応援も実施する。

[生活安全部]

(2) 広域的市町村相互応援協力協定の締結等

市は、近隣市町村も被災し、八王子市に応援ができない場合に備えて、姉妹都市や甲州街道沿道の各市、首都圏中央連絡自動車道沿道に所在する業務核都市の川越市、中核市との間で、災害時の相互応援についての協定を締結している。今後も、協定締結先の自治体と災害時の相互応援体制の強化を図るとともに、新たな自治体間連携の強化に努める。

[生活安全部]

(3) 応急対策職員派遣制度による受援要請

総務省は、「応急対策職員派遣に関する要綱」を制定し、総務省及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災区市町村を支援することとしている。

市は、都内区市町村や協定締結市町村からの派遣職員だけでは災害対応業務が実施できないときは、東京都を通じて応急対策職員の派遣要請を行い、被災者の早期生活再建支援業務等に必要な人員を確保する。

[生活安全部]

3 受援体制の整備

市は、広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、令和2年1月に「八王子市災害時受援応援計画」を策定しており、今後必要に応じて改定を行う。

また、実効性のあるものとするために必要な体制整備に努める。

[生活安全部・関係各部]

4 民間団体・事業所・大学等との災害時協力体制の強化

(1) 協定締結団体・事業所等との災害時協力体制の強化

市は、現在協定を締結している市医師会、東京都トラック協会多摩支部、大型店その他の民間団体、事業者等が、災害時の人員、応急資器材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ効果的に行えるよう、市の関係各部との調整を図り、災害時協力連携体制の強化に努める。

[関係各部]

(2) 民間団体・事業所等との応援協力体制の強化

市は、災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体・事業所等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく。

また、災害時において市と連携協力して応急対策活動に取り組む民間団体・事業所等を募り、災害や大規模事故等が発生した場合に、必要に応じて協力を要請する体制を構築する。

[関係各部]

(3) 市域の大学等との協力体制の強化

市内には、20以上の大学等（大学・短期大学・高等専門学校）が存在し、9万人以上の学生が学んでおり、全国でも有数の学園都市となっている。

市は、こうした地域特性を活かすため、大学コンソーシアム八王子との連携などにより、学校間における連携体制の構築や市域の大学等の学生の力を災害時に活用できる体制の整備を図っていく。

[市民活動推進部・生活安全部]

5 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備

(1) 災害時におけるボランティア等受け入れ体制の整備

災害時におけるボランティアやNPOなどの市民活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害廃棄物の除去に大きな役割を果たすものと期待されている。災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要がある。このため、市は、これらボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受け入れ方法及び活動拠点等について、体制の整備を図っていく。

[福祉部・市民活動推進部]

(2) 専門ボランティアの育成及び連携・協力体制の整備

震災等、災害時のボランティア活動は大きく次のように区分できる。

ア 被災建物の応急危険度判定等、一定の知識・経験や特定の資格を要するもの

イ 避難所等における炊き出し、支援物資の管理や配布あるいは、被災者の世話や話し相手等特別な資格を必要としないもの

このうち、一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。

このため、東京都は、「応急危険度判定員」、「防災（語学）ボランティア」、「被災宅地危険度判定士」等、防災ボランティアの登録育成を図っている。また、警察署は、「交通規制支援ボランティア」、消防署は、「東京消防庁災害時支援ボランティア」、日赤東京都支部は、「赤十字災害救護ボランティア」等の登録育成を図っている（次表参照）。

市は、東京都及び関係機関と連携して、これら専門ボランティアの確保、充実を図るとともに、災害時に即時対応ができるよう、受け入れ及び協力体制の確立に努めていく。

[まちなみ整備部・市民活動推進部・生活安全部・関係各部]

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都 都 市 整 備 局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都 都 市 整 備 局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都 建 設 局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

【交通規制支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
警 視 庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東 京 消 防 庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

【赤十字ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日 本 赤 十 字 会 東 京 都 支 部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

(3) 市社協との連携

市は、災害発生時の官民連携体制を強化するため、ボランティアセンターの運営を行う市社協との役割分担を定め、連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施に努める。

市社協は、ボランティアの受け入れ計画の作成及び災害ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及び災害ボランティアセンターの支援体制の構築を図る。

[福祉部・市民活動推進部]

第5節 消防活動、救助・救急、医療体制の整備

基本方針	大規模災害発生時に、1人でも多くの人命を救うためには、消防活動、救助・救急、医療の円滑かつ的確な連携が不可欠である。そのための体制整備を総合的に進める。 1 消防活動体制等の整備・強化 2 救助・救急の専門的能力を有した警察・消防等防災機関との連携強化 3 災害拠点病院、災害拠点連携病院及び市医師会等との連携強化による初動医療体制の整備・充実 4 災害発生直後に必要な医療体制・医薬品・医療資器材等の整備

1 消防活動体制等の整備・強化

(1) 消防署における有事即応体制の確立

消防署は、平時の消防力を地震時においても最大限に発揮するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制の確立と徹底を図る。

(2) 震災消防活動能力の向上

消防署は、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的な総合震災消防訓練を実施する。

(3) 消火活動困難地域の解消促進

消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

(4) 消防用設備等の適正化指導

消防署は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震発生時にも有効にその機能が発揮されるよう、耐震措置の実施について指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震により破壊されないよう指導を強化する。

(5) 初期消火資器材等の普及

市及び消防署は、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図るとともに、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うため、消火器等初期消火資器材の普及を図る。

[生活安全部]

(6) 初期消火体制の強化

初期消火体制を強化するために、市は、自主防災組織等に対し次の事項を行う。

ア 各種訓練、講演会、印刷物等を通して市民の防災意識の高揚及び消火、避難、通報等の防災行動力の向上を図る。

イ 市は、自主防災組織に対し、スタンドパイプ等の資器材を助成し、活用を促進する。

[生活安全部]

(7) 消防団の機能強化・充実

消防団の機能を強化・充実させるため、訓練の充実、資器材確保、器具置場の耐震化、団員の確保を行う。

[生活安全部]

2 救助・救急の専門的能力を有した防災機関との連携強化

(1) 警察・消防等防災機関との連携強化

災害時・緊急時の救助には、警察、消防、自衛隊等、救助・救急に関する専門技術や機材を持った防災機関との連携が不可欠である。このため、平常時からできる限り情報の共有化を図るとともに、防災訓練等を通じて、市職員の救助・救急技術の習得と市民への技術啓発を図る。

[生活安全部・関係各部]

(2) 自主防災組織等による初期救助活動体制の強化

自主防災組織等は、防災訓練等を通じて、災害発生時に初期救助が行えるよう救助・救急技術の習得を図る。

[生活安全部]

(3) 消防団による初期救助活動体制の強化

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動が行えるよう、日頃から地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

[生活安全部]

(4) ヘリコプター等による救急搬送体制の確立

市は、災害時に、ヘリコプター所有機関（東京都ドクターヘリを含む。）等の協力により、空路による、重傷者の医療機関への搬送や輸血用血液・医療用資材等の受け入れができるよう防災機関と連携して、ヘリコプター臨時離着陸場候補地を各地域に確保するよう努める。

なお、孤立地区等において、ヘリコプター離着陸場がない場合、代替手段としてヘリコプターのホイスト（※）が行える地点を事前に選定するよう努める。

※ホイスト

救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内へ釣り上げること。

[生活安全部・都市計画部・施設所管部]

3 初動保健医療体制の整備・充実

(1) 八王子市中心部の災害医療体制の充実

災害拠点病院の新規指定を東京都に働きかけ、八王子市中心部の災害医療体制の充実を推進していく。

[健康医療部]

(2) 医療救護活動体制の構築

市は、あらかじめ災害時の医療救護活動に必要な医療救護活動拠点等を設置できる場所を確保し、その運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議し、体制の整備を図る。

名 称	説 明
医療救護活動拠点	市が、発災直後から、医療救護所や在宅療養者等の医療支援に関して調整・情報交換する場所
保健活動拠点	市が、被災者の健康管理全般に関して調整・情報交換する場所
緊急医療救護所	市が、発災直後から超急性期（おおむね 72 時間以内）に災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置・運営する医療救護所

	主に傷病者のトリアージ※、軽症者に対する応急処置を実施する場所
避難所医療救護所	市が、主に急性期（発災後1週間程度）以降に、必要に応じ避難所または被災現場付近の公共施設等に設置する医療救護所
災害薬事センター	市が、医薬品の発注・供給等を行う場所

※トリアージ

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

[健康医療部]

(3) 市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携強化

市は、防災訓練等の機会を通じて、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る。

[健康医療部]

(4) 市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターの任命と情報連絡体制の構築

市は、災害時に市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを、薬事の観点から市災害医療コーディネーターをサポートする市災害薬事コーディネーターを任命するとともに、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療救護活動の状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

[健康医療部]

(5) 負傷者の搬送体制の構築

市は、あらかじめ医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。

[健康医療部・関係各部]

(6) 医師、看護師等の移動体制の整備

市は、災害時に迅速かつ円滑に救命処置等を実施するため、あらかじめ医師、看護師等の移動体制の整備に努める。

[健康医療部]

(7) 保健活動体制の構築

市は、災害時に組織横断的な保健活動を実施するため、保健活動拠点等における保健師を中心とした保健活動体制の構築と、関係機関との連携強化を図る。

[健康医療部・関係各部]

4 救急医薬品・医療資器材等の整備

(1) 災害対策用備蓄医薬品等の配備

市は、災害時に緊急医療救護所等で使用する、医薬品等の計画的な配備を進める。なお、医療品の内容等については、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターのもと、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努めるとともに、災害時に有効に使用するため、定期的な入替えを行う。

なお、備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

[健康医療部]

(2) トリアージタグの整備

災害発生時など多数の傷病者が発生した場合の医療救護では、限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療に当たることが求められる。このため、傷病者の症病の緊急度や程度に応じたトリアージ（傷病者分類）により、治療に当たることとなる。

市は、災害時、緊急医療救護所等で行われるトリアージに使用するトリアージタグ（識別票）を計画的に整備する。

The image shows two versions of a triage tag. The left tag is a detailed form with fields for patient information, triage classification (O, I, II, III), and a color-coded priority scale. The right tag is a simplified version with a patient silhouette and a color-coded priority scale.

トリアージタグ

緊急度と重症度を判定し、後方医療施設（災害拠点病院など）への伝達事項を記して傷病者へ装着する。

[健康医療部・生活安全部]

(3) 医薬品・医療資器材等の調達体制の整備

市は、医薬品等の卸売販売業者と締結している「災害時における医薬品等の調達協力に関する協定」に基づき、各卸売販売業者と医薬品等の調達方法について協議し、医薬品等の調達体制の整備に努める。

[健康医療部]

第6節 道路輸送体制の整備

基本方針	災害時の道路輸送のための体制整備を総合的に進める。 1 市外からの救援物資の受け入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うための地域内輸送拠点の指定・整備 2 災害発生直後の適切な初動措置を講ずるために必要な警察・各道路管理者等関係機関との連携強化 3 民間団体等との協力・連携の強化

1 地域内輸送拠点の指定・整備

市は、市外からの広域的な救援物資の受け入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、甲の原体育館、あったかホール、片倉つどいの森公園、南大沢文化会館、総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子)をそれぞれ大規模災害時における地域内輸送拠点に指定している。今後は、地域内輸送拠点として必要な環境整備を図っていく。

また、首都圏三環状道路の一つである首都圏中央連絡自動車道は、災害時の救援・支援活動や、復興支援をさせる交通・物流ネットワークなどを強化する重要な道路であり、圏央道八王子西インターチェンジ周辺において、地域内輸送拠点としての整備を推進する。

[産業振興部・都市計画部・拠点整備部・生活安全部・施設所管部]

2 警察その他関係機関との連携の強化

(1) 警察その他関係機関との連携の強化

市は、非常時における緊急輸送環境を整備するため、指定路線表示板の設置、臨時交通規制用資器材の整備・調達協力、う回路設定計画等について、警察その他関係機関と協議を行い、災害時の連携強化を図る。

[都市計画部・まちなみ整備部・道路交通部]

(2) 緊急通行車両等の事前申出の促進

災害発生時、災害対策で使用する車両が交通規制のかけられた緊急通行路をいち早く通行できるようにするため、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴って必要となる車両について、事前に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくべく、警察署への事前申出を促進する。(災害発生前における緊急通行車両の確認に係る運用が変更される前(令和5年8月31日以前)に緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両を除く)

[契約資産部・生活安全部・資源循環部・道路交通部・関係各部]

(3) 車両等の除去に関する民間業者との連携強化

市は、災害時における緊急輸送道路を確保するため、緊急車両等の通行の障害となっている車両等の除去業務について、日本自動車連盟(JAF)や民間事業者と協定を締結しており、本市総合防災訓練等を通じ、災害時の連携・応援体制の強化を図る。

[道路交通部]

3 民間団体等との連携の強化

(1) 八王子建設業協会との連携の強化

市は、災害時の資器材の提供、障害物除去作業に対する労務提供などに関し、八王子建設業協会と応援協定を締結しているが、具体的な活動や連絡体制等について協議を行い、災害時の連携・応援体制の強化を図る。

[道路交通部・生活安全部]

(2) 東京都トラック協会・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合等との連携の強化

市は、災害時の自動車、労務の提供などに関し、東京都トラック協会多摩支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部等と応援協定を締結しているが、具体的な活動や連絡体制等について協議を行い、災害時の連携・応援体制の強化を図る。

[産業振興部・生活安全部]

(3) 民間物流事業者等との連携の強化

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうちに大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、体制整備に努める。

[産業振興部]

第7節 航空輸送体制の整備

基本方針	災害時における航空輸送のための体制整備を総合的に進める。 1 各地域におけるヘリコプター臨時離着陸場候補地の確保 2 民間航空会社等との連携

1 災害時ヘリコプター臨時離着陸場候補地の確保

市は、重症者の医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材、救援部隊の受け入れ、及び物資の緊急輸送の中継基地となるヘリコプター臨時離着陸場候補地を、警察、消防、自衛隊等各機関の所有するヘリコプターが離着陸可能と思われるオープンスペースの中から選定し、各機関による確認を経て、指定している。今後も、防災上拠点となる施設若しくはその周辺地域を中心として、候補地の確保・指定に努める。また、これらの候補地が、災害時に有効に利用できるよう、関係機関及び市民に対し周知を図っていく。

なお、孤立地区などヘリコプター臨時離着陸候補地がない場合、代替手段としてホイストが行える地点を事前に選定しておく。

[都市計画部・生活安全部・施設所管部]

2 民間航空会社等との連携

市は、災害時におけるヘリコプターの確保と航空輸送の迅速かつ円滑な実施を図るため、調布空港を利用する民間航空会社等関連事業所・団体との連携を図る。

[生活安全部・都市計画部]

第8節 避難誘導体制の整備

基本方針	災害時に市民の生命を守るため、市は、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）及び指定避難所（避難所）を確保・指定しており、円滑な避難のための条件整備を総合的に進める。 1 大規模災害等による多数の避難所開設を想定した、避難所運営職員（※）等の確保、配備 2 避難所におけるプライバシー保護や要配慮者等への配慮、また、女性の視点に立った避難環境の整備 3 避難所の開設、運営を効率的に行うための体制等の整備 4 緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確保 5 円滑な避難誘導を行うための関係機関・団体等との連携の強化 6 高齢者・障害者等の要配慮者の安全な避難のための支援体制の確立

※ 避難所運営職員：避難所主管部職員及び避難所主管部外で避難所の開設運営に携わる職員

1 大規模災害を想定した避難所運営職員等の確保、配備

大規模な災害時には、同時に多数の避難所を開設、運営する必要があるため、それに応じた避難所運営職員を確保し、配備する必要がある。特に勤務時間外に大規模な災害が発生した場合には、避難所主管部の職員のみでは対応できないことも予想される。

そのため、発災後速やかに緊急応援職員等を配備するなど、円滑な避難所開設、運営のための職員配備体制の確立を図っていく。

併せて、自主防災組織及び町会・自治会等との連携による開設・運営体制を構築する。

[避難所主管部・生活安全部]

2 避難所における避難環境の整備

避難所では、老若男女、思想・信条、健常であるなしを問わず、様々な被災者が一時的に生活をとるようになる。円滑な避難所運営には避難者相互の理解と協力が不可欠ではあるが、被災者の性別も踏まえ、プライバシー保護や出入口その他の段差の解消、救護スペースの確保など要配慮者への配慮等を図る必要がある。市は、こうした状況を踏まえ、設備等の改修が必要なものについて、避難所開設予定施設の整備・改修にあわせて設置を図っていく。

[避難所主管部]

3 効率的な避難所運営体制等の整備

避難所の開設、運営は、市民の安全確保、生活の維持、健康・衛生管理など様々な配慮が必要である。市は、担当職員が迅速かつ適切な対応をとるため施設管理者等と使用する部屋等について事前に調整を行い、避難所運営マニュアルを作成し、職員への周知を図っている。避難所運営マニュアルを随時点検し、必要に応じて修正を施すなど作成後も引き続き、円滑な避難所運営体制の整備に努めていく。

また、各地での災害対応の検証によると、避難所運営業務は発災直後から大幅に業務量が増し、災害対策業務の中でも業務割合が大きく、避難所運営職員の負荷が大きいことが判明していることから、避難者、避難所運営職員、災害対策本部の負荷軽減のため、現在、紙ベースで作成している避難者名簿や必要物資の調達等をシステム化するなど、避難所運営の効率化を図るための方策について調査研

究を行う。

[生活安全部・避難所主管部]

4 避難情報伝達体制の整備・強化

(1) 避難情報伝達体制の整備

市は、災害時の緊急放送等を行うため、防災行政無線を整備しており、今後も市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう計画的かつ適正な整備に努めるとともに、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進める。また、各個人宅向け防災ラジオの導入など確実に放送を聞くことができる多様な情報伝達手段についても研究していく。

また、「土砂災害防止法」及び「水防法」等に基づき指定された土砂災害（特別）警戒区域、浸水想定（予想）区域などについては、これらの法律に基づき、確実な警戒避難体制の整備を図っていく。

[生活安全部]

(2) 避難情報伝達の効率化

「避難情報に関するガイドライン」や、令和元年東日本台風等の課題を検証し、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

また、効率的・効果的な避難を実現するため、指定避難所（避難所）、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）などの役割の違い、安全な避難方法について、東京都と連携を図りながら周知していく。

[生活安全部・避難所主管部]

5 関係機関・団体等との連携の強化

(1) 自主防災組織等との連携強化

指定避難所等の開設、運営については、自主防災組織、町会・自治会等の参加協力が欠かせないことから、市は、こうした地域団体と避難所の開設手順やスペース配置、運営方法、避難所生活のルール等を調整、共有して避難所運営が円滑に行われるよう、避難所ごとに運営協議会の設置をすすめ、訓練実施等を通じて避難所生活の長期化に備えた避難者自身による自主運営の形態が確立できる体制の強化に努める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 八王子駅周辺滞留者対策推進協議会との連携強化

市は、平成22年5月、大規模災害が発生した場合に八王子駅周辺で予想される多数の滞留者について、その混乱防止を図るため、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察署及び消防署等を構成員として「八王子駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置している。今後は、八王子駅周辺地区等、不特定多数の人が集まる地域や災害が夜間に発生した場合の避難誘導を混乱無く行うため、本協議会と連携し、交通安全協会、自主防災組織等との協力体制確立を図り、その連携の強化に努める。

[生活安全部・関係各部]

6 避難行動要支援者※の避難支援体制の確立

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の強化

市は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）に基づき、福祉関係団体等の協力を得ながら避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進

め、避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に係る体制の整備を図っていく。

また、自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者避難支援対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

※避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

[福祉部・生活安全部・市民活動推進部]

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否を確認し、避難誘導を行うため、関係機関や福祉関係団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

[福祉部・生活安全部・市民活動推進部]

(3) 福祉避難所の受け入れ体制の整備

市は、平時から福祉避難所と避難者の受入れ等について調整を行い、災害時に避難行動要支援者の円滑な避難に備える。

[福祉部]

(4) 在宅人工呼吸器使用者対策の強化

市は、自主防災組織、町会・自治会等と連携して、平常時より在宅人工呼吸器使用者を把握し、災害時人工呼吸器使用者リスト及びマップの作成に努めるとともに、災害時個別支援計画の作成に努める。

[健康医療部]

7 広域避難体制の構築

市は、市内の指定避難所や福祉避難所等で収容しきれない避難者が発生する等で、自治体の枠を超えた広域的な避難が必要となる場合に備え、東京都や近隣市町村等との連携を図り、避難者が安全に避難できる場所の確保及び避難体制の整備に努める。

[生活安全部]

第9節 帰宅困難者対策

基本方針

災害時に滞留者の安全確保を図るため、市は、一時滞在施設の確保、駅周辺滞留者対策の強化を総合的に進める。

1 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

2 駅周辺滞留者対策の強化

※滞 留 者＝災害時に外出している者（鉄道利用者、買い物客、観光客等）

帰宅困難者＝災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

1 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで受け入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定している。今後も駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努める。〔再掲〕

〔生活安全部・関係各部〕

2 駅周辺滞留者対策の強化

(1) 駅等の混乱防止対策

市は、平成22年5月、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察署及び消防署等を構成員とする、「八王子駅周辺滞留者対策推進協議会」を設立し、滞留者の誘導方法と災害時の役割分担、誘導場所の選定、八王子駅周辺における行動ルール等の策定を行った。

引き続き、訓練の実施など連携を図り、駅周辺の混乱防止対策に努めるとともに、東日本大震災の教訓から駅周辺に滞留する帰宅困難者を収容させる一時滞在施設の確保・指定に向けた取組を進めていく。

〔生活安全部・市民部・産業振興部〕

(2) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

市及び八王子駅周辺滞留者対策推進協議会は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項（一斉帰宅の抑制、備蓄の確保等）について定めた、東京都帰宅困難者対策条例（※）について、ホームページ、パンフレット等により普及啓発に努める。

※【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

〔生活安全部・関係各部〕

(3) 滞留者への情報提供体制の整備

市及び八王子駅周辺滞留者対策推進協議会は、災害関連情報等の提供を行うため、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の開設情報等を提供する情報拠点（八王子駅南口総合事務所内及びクリエイトホール消費生活センター内）の設置及び対応が円滑に行えるように、初動に必要な資器材等を配備するなど、運営体制の整備を図る。

また、市は、震災時の帰宅困難者に対する安否確認、災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。さらに、今後、都が開発中である発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の導入及び情報拠点や一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化について検討を行う。

[生活安全部・市民部]

(4) 安全な帰宅のための支援

災害発生以降の混乱収拾後、職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報、徒歩帰宅者に対する沿道支援の情報を提供する体制を整備していくほか、鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の駅の混乱を避ける適切な帰宅方法・ルールの在り方について国、東京都、関係機関等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において検討していく。

[生活安全部]

第10節 水の確保・給水体制の整備

基本方針

水は、生命及び生活の維持に必要不可欠である。このため、災害時における飲料水等の確保、給水体制の整備を総合的に進める。

- 1 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備及び応急給水体制の構築
- 2 給水用資器材の整備・強化
- 3 小・中・義務教育学校のプールの活用
- 4 民間井戸の活用
- 5 東京都、他市町及び民間団体・事業所等との災害時相互応援・協力体制の確立
- 6 初動マニュアルの整備等による非常時活動体制の整備・強化

1 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備及び応急給水体制の構築

市内には、東京都が指定した災害時給水ステーション（給水拠点）が19か所あるが、東京都職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水栓、照明設備及び施錠方法の変更等の整備を実施した。今後、市は東京都、自主防災組織等と連携し、これら給水拠点における災害時の具体的な給水方法及び場所について、市民への周知を図っていく。

また、避難所付近のあらかじめ指定された消火栓等や各避難所に整備された応急給水栓を活用した応急給水体制を整える。

[水循環部・生活安全部]

2 給水用資器材の整備・強化

市は、都の応急給水活動を補完するために給水車を配備しているとともに、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の計画的な整備強化に努める。

[水循環部・生活安全部]

3 小・中・義務教育学校のプールの活用

市は、災害時給水ステーション（給水拠点）等での応急給水を補完するため、プールの水を生活用水として活用できるよう、避難所となる市立の小・中・義務教育学校にろ水機等を配備している。水は生活に必要不可欠なものであるため、災害時にろ水機等が確実に使えるよう、計画的に点検を行うとともに使用方法等の周知を図る。

※いずみの森義務教育学校のろ水機については学校教育部が設置。

[生活安全部]

4 民間井戸の活用

市は、災害時の生活用水を確保するため、井戸を所有している市内事業所などと「災害時における井戸水の供給協力に関する協定」を締結し、震災対策用井戸としている。今後は、災害時における所有者との連携・協力体制や具体的な供給方法、民間井戸を活用するための調査研究を行う。

[水循環部・環境部・生活安全部]

5 相互応援・協力体制の確立

(1) 公益社団法人日本水道協会関東支部災害時相互応援に関する協定

大規模な災害が発生し、水道の応急復旧及び応急給水が独自で実施できない場合の相互応援体制の確立を図るため、東京都は日本水道協会の関東支部に属する都県支部間における相互応援活動及び日本水道協会の他の支部との間における相互応援活動についての協定を締結している。今後は災害時において円滑な応急給水活動体制がとれるよう、東京都との調整を図っていく。

[水循環部]

(2) 民間事業者との資器材等緊急調達その他非常時協力体制の整備

東京都は、震災等非常災害時における水道工事に用いる材料供給に関する協定、応急対策用建設機械の供給に関する協定等関連業者と締結し、災害時における応急復旧活動を円滑に行う体制を確立する。

また、市は指定管工事組合と災害時における応急給水業務に関する協定を締結し、応急給水活動を円滑に行う体制を確立する。

[水循環部]

6 非常時活動体制の整備・強化

市は、東京都水道局震災応急対策計画等と整合性を図り、大規模災害発生時における非常時マニュアルを作成する。

[水循環部]

第11節 備蓄体制の整備

基本方針	災害時のための備蓄体制整備を総合的に進める。
	1 大規模災害時を想定した備蓄計画の策定及び推進
	2 東京都及び民間団体・事業所等からの緊急調達体制の整備
	3 各家庭・事業所等における備蓄の推進
	4 自主防災組織等における備蓄の推進
	5 集合住宅等における備蓄倉庫設置の推進

1 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進

(1) 市役所・事務所等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進

市は、本庁舎・事務所の備蓄計画等の策定及び推進に努めるとともに、東京医科大学八王子医療センター・東海大学医学部附属八王子病院等の災害対策に関する重要な拠点として位置づけられる施設への備蓄計画等の策定の推進に努める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 地区防災拠点整備事業

市は、小・中・義務教育学校及び市民センター等を、災害時における市民への救援救護対策活動の拠点として整備し、防災倉庫の設置、初期救援対策及び避難所運営のために必要な資器材・物資等の備蓄を進める。

[生活安全部・避難所主管部]

(3) 一時滞在施設への備蓄の推進

市は、一時滞在施設として位置づけられる施設に、施設開設時に必要となる物品、水、食糧、その他生活必需品等の備蓄を進める。

[生活安全部]

(4) 備蓄に対する留意事項

ア 市は、分散備蓄等により東京都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。

なお、必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数等を基準とする。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、市は、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資（お粥や液体ミルクなど）の確保に留意する。

ウ 物資の確保にあたっては、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の環境を十分に考慮する。

エ 食糧の備蓄については、可能な限り栄養面やアレルギーへの配慮を行う。

オ 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の避難所内における集団感染を防ぐために必要な物資の確保に努める。

カ 交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

[生活安全部・産業振興部・避難所主管部]

2 緊急調達体制の整備

(1) 東京都からの救援物資等受け入れ手順等に関する実施マニュアルの作成

市は、東京都からの救援物資等の受け入れ手順等について確認するとともに、非常時における実施を円滑にするため、実施マニュアルを作成する。

[産業振興部]

(2) 市内大規模小売店舗等との災害時協力体制の確立

市は、災害時における生鮮食品その他の食糧供給等物資の調達に関し、市内大規模小売店舗等との協力協定の締結の推進を図るほか、非常時の調達・供給方法等について、実施マニュアルを作成する。

[産業振興部]

(3) 燃料事業者等との災害時協力体制の確立

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都LPGガス協会八王子支部と協定を締結している。

今後、更なる災害対応力の強化を図るため、災害時における市の燃料の調達に関し、市内燃料事業者等との協力協定の締結の推進に努める。

[契約資産部]

(4) 給食センターを活用した食支援体制の整備

市は、食事に配慮が必要な被災者に対する食支援を行うため、給食センター内に特殊栄養食品ステーションを設置し、アレルギー対応食等の特殊栄養食品の調達・輸送及び提供を行うため東京都栄養士会と協定を締結している。

この食支援について、災害時に円滑に実施できるようマニュアルを作成するとともに体制の整備を図る。

[学校教育部]

3 各家庭・事業所における備蓄の推進

市は、水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品のほか、各自のニーズに合ったもの等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図り、2030年度までに食料、飲料水を備蓄している市民の割合を70%とする。また、動物飼養者に対しても、ペットフード、ケージ等を備蓄するよう啓発を図る。

また、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料やバッテリー残量を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

[生活安全部・健康医療部]

4 自主防災組織等における備蓄の推進

市は、地域における水や食糧等の備蓄について、助成事業などの活用を推進し、地域ぐるみでの備蓄体制の強化を図る。その際、地域での防災倉庫の活用を積極的に進める。

あわせて、都有地への防災倉庫設置について、自主防災組織からの相談等があった場合には、東京都に対して働きかけを行う。

[生活安全部]

5 集合住宅等における備蓄倉庫設置の推進

集合住宅等の建築を行う事業者に対して、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、将来の自主防災組織結成を見据えた備蓄倉庫の設置に努めるよう指導する。

[生活安全部・まちなみ整備部]

第12節 応急危険度判定実施体制の整備

基本方針

大規模地震発生時における多数の建築物及び宅地被害を想定し、各応急危険度判定実施のための体制づくりを総合的に進める。

- 1 東京都の応急危険度判定員講習会の活用を中心とした判定員の養成・確保の促進
- 2 円滑な判定業務実施に向けた準備、必要な資器材等の整備
- 3 災害時における判定員確保体制の整備
- 4 アスベスト対策

1 応急危険度判定員の養成・確保

市、東京都は、地震発生により被災した建築物及び宅地が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う応急危険度判定員(被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士)の養成・確保を促進する。

[まちなみ整備部]

2 判定業務実施に向けた準備、必要な資器材等の整備

市は、必要に応じて各応急危険度判定業務実施マニュアルの見直しを行い、効率的な判定業務実施のための体制を構築する。また、災害時に各応急危険度判定が円滑に実施できるように、建物関係書類や各物件を示す住宅地図等についてバックアップ措置を講じておくとともに、市域の地理に不案内な判定員のための市街地図、調査票、調査結果を示すステッカーなど必要な備品類の整備に努める。

[まちなみ整備部・生活安全部]

3 災害時における判定員確保体制の整備

市は、東京都、近隣市町村及び建築関係団体と連携協力して、各応急危険度判定員を災害時速やかに確保するための体制の整備に努める。

また、判定員が不足する場合に備え、被災状況に応じて八王子市災害時受援応援計画に基づき、東京都防災ボランティアに登録されている応急危険度判定員の派遣を含め、東京都へ支援要請を行う体制の整備を行う。

[まちなみ整備部]

4 アスベスト対策

市は、被災建築物応急危険度判定の際、被災した建物からアスベストの飛散のおそれに係る判定を行い、ばく露からの保護策に関し、国、東京都、関係団体から情報収集を行い、住民へ適切な情報提供を行う。

[まちなみ整備部]

第13節 災害時における住宅供給・補修体制等の整備

基本方針	大規模災害時における被災市民への住宅供給等のための体制づくりを総合的に進める。 1 災害時を想定した住宅供給等実施計画の策定 2 住宅建設・補修・解体等の各分野における専門的技術や機材を保有する関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保 3 都内・近隣及び遠隔地市町村との相互応援協力体制の確保

1 災害時を想定した住宅供給等実施計画の策定

(1) 大規模災害時住宅供給等実施計画の策定

市は、大規模災害時に想定される住宅必要量に基づき、非常時における住宅供給等の実施に関する計画を策定し、これにより東京都に対し必要な体制確立等を要請する。

[まちなみ整備部]

(2) オープンスペース台帳の作成

市は、市内の公園、公有地等を中心として、災害時に利用可能なオープンスペースの把握に努め、そのデータベース化を図るなどして大規模災害時における迅速な住宅供給及びその他の災害対策に活用する。

また東京都の求めに応じ、これらの情報を最新の建設予定地の状況として年1回報告する。

[生活安全部・施設所管部]

2 関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保

市は、大規模災害発生後に想定される大量の住宅補修・住宅解体事案に迅速かつ効果的に対応するため、関係団体・事業者等と応援協力協定を締結し、広域的かつ大量の調達を可能にするための体制づくり等について協議し、必要な体制を確立する。

[まちなみ整備部・契約資産部]

3 都内・近隣及び遠隔地市町村との相互応援協力体制の確保

(1) 都内及び近隣市町村との連携の強化

市は、都内及び近隣市町村との相互応援・協力の一環として、災害時における住宅用建設・補修用建材及び建設技術者のあっせん等に関する連携協力の可能性について調査研究を行う。

[まちなみ整備部・契約資産部・生活安全部]

(2) 広域的市町村相互応援協定の締結

都内及び近隣市町村は、日常の交流も活発であり、距離的にも近いこと、災害時の迅速な連携・協力が期待できる一方、災害の規模等によっては、同様に被害を受け、相互応援が不可能となることもありえる。このため、市は、姉妹都市をはじめとする都外の都市、中核市などと相互応援協定を締結している。

今後は、それらの協定に基づく、災害時の協力連携に関する調整や新たな他都市との相互応援協定締結等の機会を通じて住宅用建設・補修用建材及び建設技術者のあっせん等に関しても、相互応援・協力の可能性について調査研究を行う。

[生活安全部・まちなみ整備部・契約資産部]

第14節 生活ごみ・災害廃棄物処理体制の整備

基本方針	震災等、大規模災害発生時には一度に大量の災害廃棄物等が発生する。これらを迅速かつ適切に処理するための体制整備を総合的に進める。 1 八王子市災害廃棄物処理計画に基づく対応 2 近隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の確立 3 清掃施設の適切な整備

1 八王子市災害廃棄物処理計画に基づく対応

市は、震災等、大規模災害時に生活のなかで発生する生活ごみ及び被災家屋等から発生する災害廃棄物の処理を「八王子市災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。今後は、所管区域内の廃棄物関連施設や収集車等の現況を把握するとともに、不足が想定されるマンパワーや資器材等を勘案しつつ、災害廃棄物処理マニュアルを検証し適時見直しを行う。また、災害廃棄物の仮置場として活用できる場所をあらかじめ選定する。

[資源循環部]

2 近隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の確立

(1) 広域的な災害廃棄物処理体制の構築

市は、災害時の生活ごみ・災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理するため、国、東京都、多摩地域の自治体・一部事務組合等と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。

また、市は相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る。

[資源循環部]

(2) 民間業者等との協力協定の締結

市は、災害時の生活ごみ・災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理するため、民間事業者、収集運搬事業者等に対し、災害時に人員、資器材等の確保並びに民間処理施設への受け入れについて協力が得られるよう、協定締結を行うなど必要な体制確立を図る。

[資源循環部]

3 清掃施設の適切な整備

市は、大量に発生する災害廃棄物を円滑に処理するために、ごみ処理基本計画、清掃施設整備計画及び八王子市循環型社会形成推進地域計画に基づき、焼却施設及びリサイクル施設等の適切な整備を行う。

[資源循環部]

第15節 下水道復旧のための体制整備

基本方針	震災等により、下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速に下水道施設を復旧するための体制整備を行う。 1 災害時相互応援協力体制の整備 2 下水道BCP（業務継続計画）の推進

1 災害時相互応援協力体制の整備

市は、震災等の大規模な災害により、下水道施設が被災し、被災した自治体単独では対応が困難な場合に相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づく関東ブロックルールや多摩ルールに従い、都県及び多摩地域の下水道事業関係者間の支援体制を整備する。

[水循環部]

2 下水道BCP（業務継続計画）の推進

大規模地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレの機能不全や、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、市民の生命・財産に係わる重大な事態が生じるおそれがあることから、市は、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することができるよう「下水道BCP」を策定しており、今後、必要に応じて改定を行う。また、実効性のあるものとするために必要な体制整備に努める。

[水循環部]

第16節 災害時トイレ対策のための体制整備

基本方針	震災等により、上下水道等が破断した場合を想定した、し尿処理体制の整備を総合的に進める。 1 災害時におけるトイレ等確保体制の確立 2 大規模災害時を想定した「し尿収集・処理計画」等の策定・体制整備 3 東京都・近隣市町村及び収集業者・民間団体等との応援協力体制の整備

1 災害時におけるトイレ等確保体制の確立

(1) 仮設トイレ等の備蓄・整備

大規模地震発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、市は、仮設トイレ等の備蓄整備を進めている。

今後は、災害時のトイレ対策に関する総合的な計画の策定を進め、仮設トイレ、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）や、より取扱いが簡単な、簡易トイレ、携帯用トイレ等の備蓄を行うとともに、避難所や災害拠点などで学校のプールの水等を利用するマンホールトイレの整備及び確保を計画的に行い、女性用トイレについては、可能な範囲で多く設置するように努め、災害時のトイレ対策に万全を期していく。

[学校教育部・生活安全部]

(2) 災害時における仮設トイレ等の確保

市は、備蓄している仮設トイレ及び市有の資器材では、対応しきれない場合に備え、東京都・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達による、バキュームカー、仮設トイレ・携帯用トイレ等、資器材確保に努める。

[水循環部]

(3) 災害時における「トイレ用水」確保・簡易トイレの備蓄等についての周知

近年日本各地で発生した大規模地震では、トイレ自体は破損を免れたものの、上水道の破断により使用不能となったトイレが多数存在したことが報告されている。

このことから、市は、「ふろ水の貯め置き」や「雨水貯留槽の活用」等、災害時に備えたトイレ用水・生活水の確保や各家庭での簡易トイレの備蓄について、市民への周知を図っていく。

[生活安全部・水循環部]

(4) 仮設トイレ等の普及啓発

市は、仮設トイレ等の備蓄についてあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

また、仮設トイレの設置等を経験しておくことは、極めて重要であることから、市は、仮設トイレ等を利用した訓練の実施に努める。

[生活安全部・水循環部]

2 大規模災害時を想定した「し尿収集・処理計画」等の策定・体制整備

(1) 大規模災害時を想定した「し尿収集・処理計画」の策定

水洗トイレの普及により、平常時のし尿収集量は減少傾向にあるが、大規模災害時には、水洗トイレの使用不能により、仮設トイレが設置されることによって、大量のし尿収集・処理需要の発生が予

想される。

また、一方では、市の処理施設や市職員も被災する可能性があり、市の処理能力は低下するものと想定される。そのため市は、これら非常時においても、適切かつ迅速な収集・処理を行うため、大規模災害時し尿収集・処理計画を策定している。

今後も随時この計画を見直し、災害時の的確なし尿収集・処理に努めていく。

[水循環部]

(2) し尿収集資器材等の確保及び体制整備

大規模災害時には、仮設トイレの設置により大量のし尿収集需要が発生するが、水洗トイレの普及により、都内自治体のバキュームカーは大幅に減少している。また、し尿収集を行う民間事業者も同様に減少傾向であることから、災害時のし尿収集・運搬には困難が予想される。

そのため市は、災害発生時においても迅速かつ確にし尿収集・運搬ができるよう、保有しているバキュームカー等資器材や人員の維持・確保を図り、災害時における収集・運搬体制の整備に努める。

[水循環部]

(3) し尿等処理施設整備

市は、震災等、大規模災害時においても被害を最小限に抑え、施設が適切に機能するよう整備を進めている。し尿処理施設は、し尿処理量の減少に伴い、処理方式を変更するため改修を行った。

北野ポンプ場では、停電時の対応として、自家発電機を設置し、維持管理を行いながら、災害時に利用可能なオープンスペースの確保等、大規模災害時に備える。

[水循環部]

3 東京都・近隣市町村・民間業者等との応援協力体制の整備

(1) 東京都・近隣市町村との相互応援協力体制の整備

都内、多摩地域 30 市町村は、災害時の物資や人員の派遣等について取り決めた「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、また、平成 23 年 2 月 25 日東京都下水道局流域下水道本部とは、「し尿の搬入及び受け入れに関する覚書」を締結しているが、市は、今後も、これら多摩地域の市町村をはじめとする近隣市町村や東京都との連携を強化し、災害時の適切な相互応援体制の確立に努めていく。

[水循環部・生活安全部]

(2) 民間業者等との災害時協力体制の確立

市は、大規模災害時に発生が予想される大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、民間し尿収集・運搬事業者の団体である八王子環境管理協議会と平成 28 年 9 月 1 日に「災害時におけるし尿処理に関する協定」を締結している。今後も具体的運用等について協議し、災害時に迅速、かつ的確な連携ができるよう必要な体制の整備を図る。

[水循環部]

第17節 公衆衛生対策等実施体制の整備

基本方針

災害時の防疫・衛生、環境保全及び遺体の取扱い等、公衆衛生対策等実施体制の整備を総合的に進める。

- 1 災害時の感染症患者の発生等を予防するための防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備
- 2 大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合の遺体収容等に関する事前準備

1 防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備

(1) 大規模災害時における作業実施計画の作成

大規模災害時には、感染症患者の発生等を予防するため、市は、東京都と連携して、必要に応じた、防疫活動を行う必要がある。また、災害の種類及び状況によっては、有毒ガスや汚染水の流出等が発生する可能性もある。このため、市は、災害時に発生する可能性があるこれらの事象について調査し、災害時に関する作業実施計画を作成していく。

[健康医療部・環境部・水循環部]

(2) 関係機関・民間業者等との協力体制の整備

市は、大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動及び環境保全対策を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資器材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図る。

[健康医療部・環境部]

(3) 防疫・衛生及び環境保全関係資器材の確保

市は、災害時における防疫・衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置・器材等の備蓄に努める。また、市有の器材、備蓄では、対応しきれない場合を想定し、東京都、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制を構築する。

[健康医療部・環境部]

2 遺体収容等に関する事前準備

(1) 遺体収容、火葬・埋葬計画の作成

大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、市は、遺体収容所を設置し、警察による検視、東京都監察医の検案等、各関係防災機関等と連携して、迅速かつ適切に、遺体の取扱いに関連する各種活動を行う必要がある。このため、遺体の収容、火葬・埋葬等一連の遺体の取扱いについて計画を作成する。

なお、遺体収容所については、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

[市民部・関係各部]

遺体収容所選定条件〔東京都地域防災計画より〕

- ① 屋内施設とする。
- ② 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。
- ③ 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設とする。
- ④ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設とする。
- ⑤ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を可能な限り考慮する。

(2) 遺体収容等に関する関係機関等との協力体制の整備

市は、災害時の遺体収容所の運営等に関する事項について、事前に、東京都、警察署、その他の関係機関と協議を行い、条件整備に努める。また、災害時における遺体の安置に必要な納棺用品、ドライアイス等の確保を円滑に行うため、協定を締結するなど関係業者との関係を構築する。

[市民部・生活安全部]

遺体収容所の運営等に関する事項
① 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
② 火葬場への遺体搬送に関する事項
② 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
④ 遺体収容所設置等に供する資機材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

(3) 遺体の適正処理

市は、大規模災害時に大量に発生することが想定される遺体の火葬等の案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう、必要な整備に努める。

[市民部]

(4) 広域火葬体制の確立

東京都地域防災計画では、被災地における火葬場の機能低下や、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない区市町村及び近隣県市の火葬場を活用して、広域火葬を行うとしている。市においても、東京都と協力連携して広域火葬体制の確立に努めていく。

[市民部・生活安全部]

第18節 教育対策の環境整備

基本方針	災害時の教育対策の環境整備を総合的に進める。
	1 大規模災害時を想定した学校教職員用初動マニュアルの策定
	2 災害時を想定したカリキュラムの策定
	3 大規模災害時を想定した学校教職員等の訓練の実施
	4 市本部及びPTA等関係者との協力計画の策定
	5 メンタルケア対策、その他教育的ケア等に関する研究及び習熟
	6 文化財の安全対策

1 教職員用大規模災害時初動マニュアルの策定

市は、学校と協力して、大規模災害の発生を想定し、大規模災害時における学校教職員の初動マニュアルを策定する。

<基本事項>

- (1) 教職員の連絡網の作成
- (2) 教職員の待機及び出勤
- (3) 学校の避難所開設及び運営
- (4) 避難と学校運営
- (5) 児童・生徒及び教職員の被害状況の把握

[学校教育部]

2 災害時を想定したカリキュラムの策定

市は、大規模災害の発生を想定し、大規模災害時における応急教育対策用カリキュラムを作成する。

<基本事項>

- (1) 児童・生徒の在宅時における指導
 - ア 児童・生徒の緊急連絡網の作成と連携
 - イ 家庭における避難の仕方
 - ウ 家庭における安全な生活の仕方
 - エ 児童・生徒の被害状況の把握
- (2) 児童・生徒の学校生活時における指導
 - ア 安全な登下校の仕方
 - イ 保護者と学校との連携、家庭・勤務先との連絡網
 - ウ 避難所での児童・生徒の学校生活の仕方
 - エ 避難所での児童・生徒の家庭生活の仕方
 - オ 災害に対する児童・生徒の避難の仕方
 - カ 地域全体の被害状況の把握
 - キ その他教科書が入手できるまでの期間における教育内容

[学校教育部]

3 大規模災害時を想定した学校教職員等の訓練の実施

学校教職員は、初動マニュアル等に即した訓練・研修を適宜実施し、災害時に迅速かつ適切な対応が行えるよう知識と技術の向上を図る。

[学校教育部]

4 市、学校及びPTA等関係者との協力計画の策定

市は、次の点を中心として、学校及びPTA等関係者との協力計画を作成する。

<基本事項>

(1) 初動マニュアルに従った協力体制の確立

- ア 学校災対本部の設置
- イ 災対学校教育部と学校災対本部との連携
- ウ 学校とPTA及び地域との連携
- エ 被災者への援助、協力体制

(2) 避難所の開設・運営

[学校教育部]

5 その他教育的ケア等に関する研究及び習熟

市は、次の点を中心として、被災者に対するメンタルケア対策及び教育的ケア等に関する研究を行う。

<基本事項>

(1) 被災者に対するメンタルケア対策

(2) 児童・生徒の教育的ケア等の研究

- ア カウンセリングマインド
- イ 家庭及び地域、関係団体との連携
- ウ 学校教育全体及び道徳、安全指導等

[健康医療部・学校教育部]

6 文化財の安全対策

八王子市文化財保存活用地域計画（令和4年（2022年）7月策定）に基づき、文化財の防災対策の強化を進める。

<基本事項>

(1) 防災の観点を含めた文化財の現況把握調査を行う。

(2) 文化財防災に対する意識啓発及び所有者等への支援を行う。

[生涯学習スポーツ部]

第19節 ライフライン施設の二次災害防止のための体制強化

基本
方針

ライフライン施設の災害対応力の強化を総合的に進める。

1 地震発生時における二次災害防止等のための体制の強化

1 地震発生時における二次災害防止等のための体制の強化

市及び関係機関は、地震発生時における二次災害の防止、効率的な復旧の実施等を図るため、平常時において下水道、水道、電気、電話、ガス、道路管理者等の災害時協力連携体制の強化に努める。

[生活安全部・道路交通部・水循環部]

第20節 要配慮者の安全確保

基本方針	高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の安全環境整備を総合的に進める。 1 社会福祉施設等の耐震性の向上による人的被害の防止 2 福祉避難所の確保 3 ひとり暮らしの高齢者等の安全確保のための住宅火災直接通報及び救急直接通報の整備 4 ヘルプカードの普及・啓発 5 避難所等における要配慮者への対応方法の確立・徹底 6 避難支援等関係者との連携強化 7 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 8 他市町村及び広域的な相互扶助組織等との協力体制の整備

1 社会福祉施設等の耐震性の向上

市は、東京都をはじめ関係機関と連携し、要配慮者優先又は専用の避難所となる公立社会福祉施設の耐震診断・耐震補強工事の計画的な推進を図る。また、民間施設についても耐震性を確保するよう促進していく。

[福祉部・施設所管部]

2 福祉避難所の確保

市は、東京都をはじめ関係機関と連携し、要配慮者の中で支援が必要と判断される方用の福祉避難所として、市内の福祉施設、老人保健施設、療養病床等及び他市町村所在の同様施設を確保するよう、必要な体制の整備を図る。

[福祉部・生活安全部]

3 住宅火災直接通報及び救急直接通報の整備

東京都は、65歳以上の病弱なひとり暮らしの高齢者や18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等へ通報できる住宅火災直接通報及び救急直接通報等の整備を推進している。

市は、これらの申し込み受付を行うとともに、市民への周知・普及に努める。

[福祉部]

4 ヘルプカードの普及・啓発

市は、障害者等が普段から身につけておくことで災害時や緊急時、困った際に周囲の配慮や支援を受けるための「ヘルプカード」を障害者等へ配付するとともに、市民や職員への周知を図る。

[福祉部]

5 避難所等における要配慮者への対応方法の確立・徹底

市は、東京都をはじめ関係機関と連携し、災害時の避難所等における要配慮者への対応方法について、あらかじめ明確にし、避難所運営マニュアルによりその確立を図るとともに、職員への周知徹底に努める。

[福祉部・避難所主管部・生活安全部]

6 避難支援等関係者との連携強化

(1) 連携体制の強化

市は、東京都を始め避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の避難支援等について連携強化を図る。

※ 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援（安否確認、避難誘導等）等にかかわる、警察、消防署、消防団、市社協、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、町会・自治会、自主防災組織、その他関係機関等

[福祉部、生活安全部、市民活動推進部]

(2) 避難支援等関係者の安全確保

市は避難支援等関係者に対して、自らの安全を最優先に避難支援等を行うことを周知する。

[福祉部]

7 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、要配慮者のうち、自ら避難することが困難なため、避難支援が必要な避難行動要支援者の把握に努め、その者への避難支援やその他必要な措置を講ずるための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者の範囲

(ア) 介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ、施設等に入所していない者

(イ) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）、愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。）、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）所持者で、施設等に入所していない者

- ・自力避難が困難な者
- ・避難情報の入手が困難な者
- ・避難の判断が困難な者

(ウ) 75歳以上のひとりぐらし高齢者で、自力避難が困難かつ同意をする者

(エ) 75歳以上のみの世帯で、自力避難が困難かつ同意をする者

(オ) 上記の他、特に災害時に支援が必要と市長が認める者

ウ 名簿の記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 避難行動要支援者名簿の更新

年1回以上、避難行動要支援者の把握に努め、最新の状態に保つ。

オ 同意者名簿の提供

- (ア) 市は、避難行動要支援者名簿に掲載された者のうち、市長が必要と判断し、かつ避難支援等関係者への情報提供に同意したもので同意者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供する。
- (イ) 市は、災害が発生又は発生のおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿の情報を提供する。

[福祉部]

(2) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画を作成する。

イ 個別避難計画の対象者

個別避難計画の対象者は、避難行動要支援者のうち、市長が必要と判断し、かつ個別避難計画を作成することに同意する者とする。

ウ 個別避難計画の記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 災害が発生又は発生するおそれがある場合の情報収集方法
- (ク) 避難支援等関係者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (ケ) 避難施設その他の避難場所
- (コ) その他、避難支援等の実施に関し市長が認める事項

エ 個別避難計画の作成期間及び更新

個別避難計画の作成は、対象者に位置付けてから概ね5年以内で完成させ、以降随時更新に努め、最新の状態に保つ。

オ 個別避難計画作成の進め方

個別避難計画は、避難行動要支援者の安否確認ができる者が作成することを原則とし、避難支援等関係者と連携しながら進めていく。

[福祉部]

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成に必要な情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するにあたり、関係各部で把握している避難行動要支援者に関する情報を集約するとともに、市で把握していない必要な情報については、東京都や避難支援等関係者等に情報提供を求める。

[福祉部]

(4) 避難支援等関係者による適正な情報管理

市は、避難支援等関係者に避難行動要支援者及び個別避難計画の情報の適正な管理に努めるよう伝えるとともに、情報漏えいの防止のための適切な措置を講ずる。

[福祉部]

(5) 避難行動要支援者の避難のための情報

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、防災行政無線、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、避難行動要支援者に避難のための情報伝達を行うとともに、それらの情報を避難行動要支援者が適切に収集できるように、個別避難計画に収集方法の記載を行う。

[福祉部・生活安全部]

8 他市町村及び広域的な相互扶助組織等との協力体制の整備

(1) 他市町村との相互応援協定の締結

市は、他市町村との相互応援協定を締結し、非常時における人員・資器材・救援物資等の確保及び福祉避難所の確保を図る。

[生活安全部・福祉部]

(2) 広域的な相互扶助組織等の連携

市は、高齢者、障害者、その他要介護者及び家族、知人等で組織される相互扶助組織等との連携を確立し、非常時における全国的なネットワークによる相互応援体制の確立を図る。

[福祉部]

第21節 外国人対策の推進

基本方針	災害時における外国人の安全確保を図るため、外国人対策を総合的に推進する。
	1 外国人への防災知識の普及・啓発
	2 外国人支援センターの設置・運営
	3 外国人へのコミュニケーション支援
	4 東京都や関係団体等との連携
	5 道路標識等の整備

1 外国人への防災知識の普及・啓発

市は、災害時に外国人も適切に防災行動がとれるよう、多言語での防災ガイドブックの作成・配布、やさしい日本語やピクトグラム、ICT を活用した情報提供、防災訓練への参加を促進し、防災知識の普及・啓発に努める。

[市民活動推進部・生活安全部]

2 外国人支援センターの設置・運営

市は、災害が発生した際、必要に応じて外国人支援センターを設置し、外国人向けの情報の収集・提供、外国人相談、語学ボランティアの派遣など、災害時における外国人への総合的な支援を行う。

外国人支援センターの業務	
○	外国人が必要とする情報の収集
○	やさしい日本語や多言語での情報提供
○	語学ボランティア等の派遣
○	東京都や関係団体等との連携
○	被災者総合相談窓口（多言語での相談）への支援

[市民活動推進部]

3 外国人へのコミュニケーション支援

市は、日本語に不慣れな外国人にも必要な情報が正確に伝わるよう、多言語化に加え、やさしい日本語やピクトグラム等の活用に努める。また、避難所における多言語対応の充実を図るため、コミュニケーション支援ボードや、多言語音声翻訳アプリ等 ICT の活用を進めるとともに、語学ボランティア等の確保・育成を行う。

[市民活動推進部]

4 東京都や関係団体等との連携

市は、災害が発生した際、必要に応じて東京都や他市町村、関係団体と連携し、災害時における外国人支援体制の強化を図る。

[市民活動推進部]

5 道路標識等の整備

災害発生時、屋外において、外国人が迅速かつ安全に避難できるよう、ローマ字・英文併記を原則に、道路標識等の整備を行う。

[道路交通部]

第2.2節 山間部防災対策の推進

基本方針	災害時に、想定される孤立地区において、孤立による被害を防止又は最小限にとどめるため山間部防災対策を総合的に推進する。
	1 孤立可能性地区の実態把握及び情報の収集・伝達体制の整備
	2 避難所の確保
	3 救命・救助活動体制の整備
	4 飲料水・食糧等の確保
	5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保
	6 孤立可能性地区内の市民への普及啓発
	7 林野火災の防止対策の推進

1 孤立可能性地区の実態把握及び情報の収集・伝達体制の整備

市は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努めるとともに、孤立した場合においても、情報の収集・伝達体制が確保されるよう、防災行政無線の非常用電源確保、衛星携帯電話の配備又は調達体制の確保、その他情報通信手段の確保を行う。

[生活安全部・関係各部]

2 避難所の確保

市は、孤立が想定される地区に避難所を確保し、避難所の耐震化、不燃化等を推進する。

[生活安全部・関係各部]

3 救命・救助活動体制の整備

市は、孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び救命・救助活動に要する資器材の充実を図るとともに、東京都と連携し、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送など医療救護要請時におけるバックアップ体制の整備を進める。

[生活安全部・関係各部]

4 飲料水・食糧等の確保

市は、孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び飲料水・食糧等備蓄を進めるとともに、市民・事業所等に対し、1週間分程度のローリングストック備蓄を奨励する。

[生活安全部・関係各部]

5 ヘリコプター緊急離着陸場等の確保

市は、孤立が想定される地区ごとにヘリコプター活用のための離着陸地点、ホイスト地点を事前選定し、東京都をはじめとする関係機関との情報共有に努める。

[生活安全部・都市計画部]

6 孤立可能性地区内の市民への普及啓発

市は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄の推進を啓発する。また、孤立可能性地区の自主防災組織、町会・自治会、事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信する必要があることから、自主防災組織等による防災訓練等の実施を促す。

[生活安全部]

7 林野火災の防止対策

市は、消防署及び関係団体と密接に連携し、林野火災の防止に対する予防広報、消防活動訓練の実施に努める。

[生活安全部・産業振興部]

第23節 雪害対策

基本方針	雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、都市機能の停滞防止及び市民生活維持に資するため、雪害に対する予防を総合的に進める。 1 初動体制の確立 2 関係機関との連携強化 3 市民等への普及啓発・注意喚起 4 市民等への情報提供 5 除雪体制の整備 6 雪置場の確保 7 孤立可能性地区内の市民への予防対策

1 初動体制の確立

市は、防災気象情報等により大雪等による大きな被害が予測される場合においては、市の態勢、施設の業務・機能維持、除雪体制について、関係部と協議し初動体制の構築を図る。

[生活安全部・関係各部]

2 関係機関との連携強化

市は、降雪、除雪情報等を共有するため、国、東京都、近隣市町村及び関係機関との連絡体制の構築を図る。

[生活安全部・道路交通部]

3 市民等への普及啓発・注意喚起

(1) 市民等への普及啓発

市は、市民等に対して長靴、手袋、カイロ、スコップ、冬用タイヤの早期装着、タイヤチェーンの準備をするなど、事前対策に努めるよう多様な情報伝達手段を用いて普及啓発に努める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 市民等への注意喚起

市は、除雪作業中の事故防止を図るため、家族・近所への声かけや複数名で作業を行うなど、安全対策を講ずるよう周知するとともに、以下に示すところへ除雪した雪を撒かないなどの注意喚起に努める。

ア 道路への雪捨て イ 消火栓等の消防水利付近への雪捨て ウ 集水舁等への雪捨て

[生活安全部・道路交通部]

4 市民等への情報提供

市は、気象庁が発表する大雪注意報、大雪警報、大雪特別警報等の防災気象情報や降積雪状況等について、多様な情報手段を活用し、市民等が適切な行動が取れるよう、情報伝達体制の構築を図る。

[都市戦略部・生活安全部]

5 除雪体制の整備

(1) 道路管理者

市は、市道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資器材等の整備、必要な要員・委託業者を確保して除雪体制の確立を図る。

併せて、国・東京都の道路管理者及び警察と情報共有を行い協力体制の強化を図る。

[道路交通部・生活安全部]

(2) バス事業者との連携

市は、バス事業者と降雪時の運行状況等の情報共有を行い、バス路線の安全確保に努める。

[道路交通部・生活安全部・都市計画部]

(3) 鉄道会社との連携

市は、鉄道各社と降雪に伴う運行状況等の情報共有を行い、駅周辺における滞留者の混乱防止に努める。

[生活安全部・都市計画部・関係各部]

(4) 市民等による除雪活動の推進

市は、生活道路等の除雪については、自主防災組織、町会・自治会が中心となる地域コミュニティによる除雪を推進するとともに、除雪に関する支援制度の構築を図る。

[生活安全部・関係各部]

(5) 自主防災組織の資器材充実

市は、自主防災組織に対する資器材助成の品目に除雪作業に有効な資器材の導入を行い、共助による除雪体制の充実を図る。

[生活安全部]

6 雪置場の確保

市は、現在確保している雪置場に加え、国・東京都及び関係機関と協議し、新たな雪置場の確保に努める。

[生活安全部・道路交通部・関係各部]

7 孤立可能性地区内の市民への予防対策

(1) 孤立可能性地区内の市民への普及啓発

市は、大雪による孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での食糧、水、燃料等の十分な備蓄の推進を啓発する。

[生活安全部]

(2) 孤立可能性地区の状況把握

市は、過去の大雪での被害履歴を参考に、大雪で孤立しやすい地区については、自主防災組織、町会・自治会と連携し世帯数や連絡先などの状況把握に努める。

[生活安全部・市民活動推進部]

第24節 業務継続計画の整備

基本方針	災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するとともに、経済被害を軽減させ、早期の地域経済復旧を実現するため、市の業務継続計画及び中小事業者の事業継続計画策定を推進する。 1 市の業務継続計画（BCP）の整備 2 中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援

1 市の業務継続計画（BCP）の整備

市は、市政に関する業務継続計画（BCP）を策定しており、今後必要に応じて改定を行う。また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努めるとともに、災害対応から得た教訓や訓練成果等を反映した見直しを継続的に行う。

また、業務継続計画（BCP）は、災害（震災・風水害）発生時に応急業務と業務継続の優先度が高い通常業務の両立を図るものであるため、各部が作成している災害対応マニュアルにも業務継続の取組みを反映させる。

[総合経営部、生活安全部・関係各部]

2 中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援

地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、市は、東京都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

[産業振興部]

第25節 震災復興を円滑に行うための事前の備え

基本方針

大規模な震災後速やかに被災者自らが立ち上がり、行政やボランティア、NPOなどの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、多様な復興の課題の解決にあたるよう、以下の3点を中心に、事前の備えを推進する。

- 1 震災復興訓練の実施
- 2 震災復興マニュアルの更新
- 3 市民の生活再建のための事前準備

1 震災復興訓練の実施

市は、職員が、「八王子市震災復興マニュアル」の内容を習熟し、被災時にマニュアルを定める手順を速やかに実行するため、震災が起こる前から被災後の状況をイメージしながら、職員や市民と共に問題解決に取り組む「震災復興訓練」を実施する。

[都市計画部・拠点整備部・都市戦略部・総合経営部・生活安全部]

2 震災復興マニュアルの更新

市は、東京都が策定した「震災復興マニュアル 復興プロセス編」及び「同 復興施策編」と、整合を図りつつ、市民及び職員を対象とした震災復興訓練などを通じて、「八王子市震災復興マニュアル」を適宜更新する。

なお、マニュアルの更新にあたっては、「震災復興訓練」の検証を十分行い、その成果の反映に努めるものとする。

[都市計画部・拠点整備部・都市戦略部・総合経営部・生活安全部]

3 市民の生活再建のための事前準備

(1) 罹災証明書の発行

ア 住家被害認定調査や、罹災証明書発行についてのガイドラインの適時見直しを行う。

イ 罹災証明書をより迅速に発行するため、東京都と都内市区町村が協働設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」を通して都内自治体と連携し、人材育成を充実・強化する。

ウ 被害状況調査体制を充実させるため、消防署と連携して合同訓練や情報交換を行う。

エ 住家被害認定調査及び罹災証明書発行に関する職員研修を行い、災害時に調査等に従事する要員を確保し、罹災証明書を迅速に発行するための全庁的な体制を構築する。

[財政部]

(2) 義援金の募集等事務

市は、東京都の義援金募集等に協力する場合及び独自で義援金を募集する場合について、必要な手続を明確にするよう努める。

[福祉部]

第3章 災害に強い人づくり

第1節 市民・職員の防災対応力強化

基本方針

災害対策に万全を期し、被害を防止するためには、災害に強い人づくりを進めていく必要がある。このため、市民や職員の防災行動力向上を図る。

- 1 総合防災ガイドブック等の活用や学校等の防災教育推進による、市民の防災意識高揚
- 2 市職員の防災行動力の向上

市民は、地域防災力向上の主たる担い手として、次の措置をとる必要がある。

市民による自助の備え〔東京都地域防災計画より〕

- ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの出火の防止
- ③ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ⑧ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ⑨ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ⑩ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- ⑪ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ⑫ 防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ⑬ 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ⑭ 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- ⑮ 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- ⑯ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1 市民の防災意識高揚

災害による被害を防止し、災害に強い社会づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という自助の考え、「自分たちのまちは自分たちが守る」という共助の考えを持ち、それらを防災力につなげていくことが不可欠である。また、女性の視点に配慮した災害対策の推進も必要である。

このため、市は、総合防災ガイドブックやホームページ、出前講座、防災講演会、各種防災訓練等の実施を通じて、女性の参画を促すとともに、防災意識の高揚及び防災力の向上に努める。

(1) 総合防災ガイドブック等による防災広報の充実

防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、市は、避難場所・避難所等の位置や大規模災害時における行動基準及び災害に対する備え等を記載した、総合防災ガイドブックの市ホームページへの公表や、東京都が作成した東京防災、東京くらし防災も市民に配布しているほか、地域への「出前講座」の講師としての職員派遣や市有の防災DVDの貸出し等を行っている。今後もひきつづき、これらを充実させていくとともに、市のホームページ、ソーシャルメディア等も積極的に活用して、市民への防災広報の充実に努めていく。

[生活安全部]

(2) 各種ハザード情報、地域危険度等の周知

市内における水害の危険地区等を示した洪水ハザード情報、土砂災害のおそれのある区域等を示した土砂災害ハザード情報、地震の揺れによる建物倒壊の危険性、火災の発生による延焼の危険性等を示した地域危険度等について、総合防災ガイドブックやホームページ、出前講座等で市民へ周知する。

[生活安全部]

(3) 避難方法等の周知・啓発

地震や風水害といった災害は、いつ、どこで発生するわからないため、市の避難指示等を待っているだけでは避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、市は、日頃から避難先や危険箇所の周知、避難判断の目安や避難方法、市の発令する避難指示等について、ホームページ、防災情報メール、出前講座等、様々な手段や機会を捉えて、市民へ周知することで、市民自らの判断により自主的に避難することができるよう啓発を行う。

なお、避難方法については、避難所等への避難の他、自宅等での生活が可能な場合における在宅避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難方法の啓発を行う。

[生活安全部]

(4) 学校・事業所等における防災教育の推進

市は、学校、幼稚園・保育園及び市内事業所等、それぞれの現場における生徒・児童・園児・従業員などの防災行動力の向上を図るため、各施設管理者と協力して、市有の起震車の派遣や防災DVDの貸出し、各種資料の提供等を行い、防災教育を推進していく。

[生活安全部・学校教育部・関係各部]

(5) 市民への普及・啓発

市及び消防署は、市民の防災意識の高揚を図るため、東京消防庁が地震時の備えや行動指針としてとりまとめた「地震に対する10の備え」、「地震その時10のポイント」、「地震から命を守る（7つの問いかけ）」等の普及・啓発を通して、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、住宅用火災警報器を始め住宅用防災機器等の普及を図る。

ア 出火防止等に関する「備え」の主な指導事項

- a 住宅用火災警報器設置及び維持管理の徹底
- b 消火器の設置、風呂水のくみ置き（溺れ防止のため子供だけで浴室に入れないようにする）やバケツの備えなど初期消火準備の徹底
- c 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器、感震ブレーカーなど出火を防ぐための安全な機器の普及
- d 家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底

- e 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- f カーテンなどへの防災製品の普及
- g 灯油など危険物の安全管理の徹底
- h 防災訓練への参加

イ 出火防止等に関する教育・訓練等の指導推進

- a 起震車を活用した「地震時の身体防護・出火防止体験訓練」の推進
- b 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は身の安全を図る習慣の徹底
- c 落ち着いて火の元確認 初期消火（火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末 出火した時は、落ち着いて消火する）の徹底
- d 避難等により自宅を離れる場合の電気ブレーカー及びガス元栓の遮断など出火防止の徹底
- e ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- f ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

[生活安全部]

(6) 東京都の行う防災教育

東京都では、「東京マイ・タイムライン」の活用や一般都民（市民）向けに、総務局が防災市民大学等のセミナー、防災ポスター・コンクールを、消防署では、講演・講習会の開催及び地域の防災訓練への消防職員の参加等を通じて、初期消火・応急救護知識及び技術の普及に努めている。

[生活安全部]

(7) その他出火防止のための査察指導

消防署は、飲食店、百貨店、ホテル、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対し立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。その他事業所、一般住宅についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。さらに、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

2 市職員の防災行動力の向上

(1) 職員用防災マニュアル、危機管理マニュアルの作成・配布

大規模災害時に、少しでも被害を抑え、迅速な災害対応を行うためには、防災担当の職員のみならず、すべての職員が自分の使命を認識し、的確な行動をとることが必要である。このため、市は、市の地域防災計画のあらましと大規模災害時における職員としての行動基準、対策項目ごとの初期活動要領、防災関係機関リスト等を内容とする、職員用防災マニュアルや危機管理マニュアルを作成し、職員に配布している。研修、訓練を通じ、災害対応についての習熟、徹底を図っていくとともに、随時これを点検し、必要に応じて修正版を作成する。

[生活安全部]

(2) 職員研修・訓練の実施

市は、地域防災計画の内容や災害時の対応等、防災に関する研修項目を、新任研修、職場研修、幹部研修等に総合的に組み合わせ、各職員への周知及び習熟を図るとともに、東京都が実施する区市町村防災担当職員対象の研修会については、これを積極的に活用する。また、災害時に使用する防災関連機器について、担当部署へ使用方法等の講習会を行い、非常時に的確な操作が行えるよう担当職員の習熟に努める。

[総務部・生活安全部]

(3) ドローン、A I 活用人材の育成

市は、発生予測が困難な首都直下地震や頻発化・激甚化が著しい風水害に備え、ドローンやA I等の最先端技術を活用して災害情報収集を行うため、各種研修会、講習会を企画又は参加により活用技術の習得に努める。

特にドローンに関しては、災害時の情報収集以外にも情報発信や支援物資の搬送など、多様な用途が見込まれるほか、平時においても直接目視が難しい橋梁や擁壁等の点検に活用するなど、円滑な活用が図れるよう技術者の養成を行い、災害対応力向上に努める。

[都市戦略部・生活安全部・関係各部]

第2節 地域・組織の充実・強化

基本方針	災害対策に万全を期し、被害を防止するためには、都市構造を災害に強い構造につくり変えるとともに、災害に強い社会づくり・人づくりを進めていく必要がある。
	このため、市民及び地域の防災行動力向上を図る。
	1 自主防災組織の結成促進及び活性化等、地域住民による自主防災体制の強化
	2 地区防災計画
	3 民間団体・事業所等防災体制の強化
	4 市民及び団体・事業所の相互協力体制の確立
	5 非常時において地域の支援協力を得るための交流の推進
	6 市民、事業所の自主防災体制の強化
	7 地域における救出・救助・救急能力向上の促進

1 地域住民による自主防災体制の強化

災害による被害を軽減するには、地域の事情に精通した自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救助、初期消火及び避難所運営支援などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、このため、市は、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化に努める。

また、地域の防災力向上のため、防災指導員育成研修会などによる防災リーダーの育成に努める。

[生活安全部・市民活動推進部]

自主防災組織（防災市民組織）等の役割やとやるべき措置〔東京都地域防災計画より〕
① 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
② 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
③ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄
④ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
⑤ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別計画計画作成等の災害時の支援体制の整備
⑥ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

2 地区防災計画

地区防災計画は、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。地区防災計画が地区居住者等により策定され、市（防災会議）に対し提案された場合、市（防災会議）は、市地域防災計画との整合が図られているか等を確認のうえ、市地域防災計画に認定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。また、市は地区居住者等が地区防災計画を策定する際には、必要に応じて助言等を行う。あわせて、未策定の地区に対しては、地区防災計画策定に向けた普及啓発を積極

的に推進し、地区防災計画を策定している組織・団体などがある中学校区の割合を令和12年度に50%とする。

なお、地区防災計画の内容としては、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資器材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動が挙げられる。

[生活安全部]

3 民間団体・事業所等防災体制の強化

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。

事業所がとるべき役割〔東京都地域防災計画より〕
① 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記） ② 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食糧等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ③ 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進 ④ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める ⑤ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 ⑥ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 ⑦ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

（1）事業所防災計画の作成指導

事業所は、その用途や規模に係わらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。このため、消防署は、各事業所の業態、規模等の実態に即して、事業所防災計画の策定、見直しを指導する。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める事項（震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画）について消防計画に定めるよう指導する。なお、震災対策条例施行以前に地震対策を記載している消防計画については、告示で定める事項と適合す

るよう見直し、変更届け出について指導する。

イ 防火管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

ウ 防災対策上重要な施設の防災計画

都市ガス、電気、鉄道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対し、事業所防災計画の作成を指導する。

なお、市は、消防署が行うこれらの指導に対し、側面的な協力・支援を行う。

エ 事業所防災訓練の指導

消防署は、事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速・的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

オ 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

カ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

- a ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練及び救命講習等の受講を促進する。
- b 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

[関係各部]

4 市民及び団体・事業所の相互協力体制の確立

市は、各事務所（本部）との連携の下で、区域の被害状況等の把握及び地域住民への広報を遅滞なく行い、地域防災行動力の向上を図るため、消防団及び消防署等と連携し、各事務所管内における自主防災組織間、団体・事業所間若しくはそれらすべての相互協力を促進する。また、要配慮者通所・入所施設と地域内他組織との交流を促進する。

[生活安全部・福祉部・関係各部]

5 施設周辺地域との交流の推進

市は、市施設周辺地域の事業所、団体、住民等との日常的な交流を通じて、非常時において地域の支援協力を得られるように努める。

[施設所管部]

6 市民、事業所の自主防災体制の強化

市及び消防署は、市民、事業所の自主防災体制の強化に努める。

(1) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握し、市民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター等を活用した訓練体験の推進及び自主防災組織等を対象とした高度で実践的な訓練を推進する。また、地域の協力体制づくりを進め、要配慮者及び外国人を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防災体制の強化

消防署は、すべての事業所が防災計画を作成するよう指導し、各種訓練等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるために、保有資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

[生活安全部]

7 地域における救出・救助・救急能力向上の促進

(1) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団は、消防署、市、自主防災組織や地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である（「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」）。

市は、消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当指導員及び応急手当普及員を養成するとともに、簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

[生活安全部]

(2) 市民の自主救出活動能力の向上

ア 救出活動技術の普及・啓発

市は、消防・警察等の防災機関と連携し、防災訓練等を通じて、救出・救助技術の市民への普及・啓発を図っていく。

イ 応急救護知識及び技術の向上

災害時における多数の救急事象に対応するため、市は消防署及び消防団、災害時支援ボランティア等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及・啓発を推進するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

ウ 自主防災組織の救出・救助・救護能力の向上

災害時に1人でも多くの人命を救うためには、消防・警察等防災機関や市による救助を待つまでの間も、自主防災組織等を中心とした地域住民の自主的な救出・救助・救護活動が行われることが不可欠である。このため、市は、自主防災組織に対し、救助資器材や防災用資器材の助成を行っており、必要に応じて助成品目の見直しを行っていく。また、あわせて、自主防災組織等を対象とした研修会等を開催し、地域住民による救出・救助・救護能力向上を図っていく。

[生活安全部]

第3節 防災訓練の実施

基本方針	災害に即した実践的な防災訓練を総合的に推進する。
	1 市民・事業所・団体、各防災関係機関の参加する総合防災訓練の実施
	2 水害等に対応するための、水防訓練の実施
	3 市の防災体制の中心となるべき職員の災害対応力向上のための各種訓練の推進
	4 非常時における円滑な対応のための公共施設における防災訓練の実施等
	5 自主防災組織、町会・自治会等が行う訓練に対する支援
	6 消防署、消防団による消防訓練の実施

1 八王子市総合防災訓練

市は、地域の防災行動力を向上させるために、関係防災機関との連携に加え、専門的な知識技能を有する支援ボランティアの支援活動や自主防災組織、事業所の自衛消防隊等の協力が必要なことから、これらの組織間の連携促進を目的とし、毎年1回以上、「八王子市総合防災訓練」を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、市の有する防災行動力の現状到達点や問題点を明らかにするため、他市町村との協力や広域的連携等の実際に即した条件設定の訓練、またはその時の世情を反映させた訓練（感染症に対応した訓練等）をするなど、毎年テーマを決めて行う。また、避難訓練については、ハザードマップ等を活用するなど、地域特性を踏まえた実践的な訓練となるよう工夫して行う。

[生活安全部・関係各部]

2 八王子市総合水防訓練

市は、水防法及び水防計画等に準拠し、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫等、有事における水防工法の習得及び技術向上を目的として、消防署、消防団と連携し、警察その他の防災機関の協力を得て「八王子市総合水防訓練」を実施する。また、東京消防庁第九消防方面本部等が行う水防演習及び訓練には、必要に応じ、消防団員等を派遣し、水防工法等の知識の習得に努める。なお、実施時期は原則として、毎年台風シーズン前に実施する。

[生活安全部・関係各部]

3 市職員の災害対応訓練

市は、災害時に職員が迅速かつ適切に参集及び応急対策活動を行うため、職員を中心とした参集訓練、災害対策本部設置運営訓練等の分野別訓練を企画し、適宜実施するよう努める。また、あわせて、市各部における、災害時の分担任務に関する独自訓練実施を促進していく。

[生活安全部・関係各部]

4 公共施設等の防災訓練等

各施設管理者は、非常時における職員や施設利用者の円滑な避難対応等のため、各施設の特性に応じた防災マニュアルの作成や防災訓練の定期的な実施を推進する。また、施設内外の標識・案内板等のデザイン・設置場所について、障害者や日本語に不慣れな外国人に配慮したものとするよう努める。

[施設所管部]

5 自主防災組織、町会・自治会等が行う訓練への支援

市、消防団及び消防署は、要請により、自主防災組織、町会・自治会等地域住民、学校、事業所等が実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言及び参加を行う。

市及び消防署は、自主防災組織、町会・自治会、女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るとともに、要請により、市有の起震車や東京消防庁のVR防災体験車、まちかど防災訓練車を派遣するほか、訓練用のスタンドパイプや防災に関する資料等の提供など、必要な指導・支援を行う。

[生活安全部]

6 消防訓練

(1) 消防署

消防署は、地震火災等の各種災害に対処するため、災害時支援ボランティアを対象とした訓練、講習会を実施するほか、消防計画に基づき、事業所等を対象とする基本的防災訓練を個別に行う。

また、要請により、地域住民、自主防災組織等が実施する防災訓練への参加・指導を行い、地域における共助活動を支援するとともに、市民や事業所を対象として、応急救護の知識及び技術の普及を図り、事業所における応急手当の指導的立場となるべき者を養成し、自主救護能力の向上を図る。

さらに、教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育を行う。

(2) 消防団

年間教育訓練計画を策定し、団員の災害対応力の向上を図るための各種訓練を実施するほか、要請により、地域住民、自主防災組織等が実施する防災訓練への参加・協力を行い、地域における共助活動を支援する。

[生活安全部]

第4章 調査・研究

基本方針

震災、風水害等、災害対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、国、東京都をはじめとする各防災機関において、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施している。

市は、これらの研究成果、データ等の積極的活用を図るとともに、常に新たな研究・調査結果を注目し、防災対策の充実に努める。

- 1 災害対策の前提となる被害想定に関する調査研究
- 2 国、東京都による調査、研究成果等の活用
- 3 デジタル技術の調査研究

1 被害想定

震災対策を効果的に推進する上で、地震による被害の発生態様、被害の予測及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは極めて重要である。このため、八王子市防災会議は、昭和60年から調査を行い、平成2年度に、関東大震災の再来を前提とした「八王子市における地震被害の想定に関する報告書」を公表した。

東京都防災会議においては、昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域、平成3年に都全域を対象として、同じく関東大震災の再来を前提とする地震被害想定調査研究を実施し、公表した。

また、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱（平成4年8月 中央防災会議）」（以下「大綱」という。）及び阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成9年に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。その後、東京の都市構造の変化や平成17年に国が公表した首都直下地震の被害想定を受け、平成18年5月に「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。平成24年4月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。この被害想定から約10年が経過し、この間、住宅の耐震化や不燃化などの取組みが進展する一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など社会環境の変化、最新の科学的知見を踏まえ、令和4年5月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表。首都直下地震等発生時の被害の全体像を明確化した。

一方、風水害に関しては、「水防法（昭和24年法律第193号）」において、国及び東京都が、洪水予報河川等についての洪水浸水想定区域を指定・公表し、市町村防災会議が市民への洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等について、地域防災計画に定めていくものとされている。本市においては、多摩川及び浅川が洪水予報河川となっており、国がこの河川沿いに対して洪水浸水想定区域を指定・公表している。この洪水予報河川の区域における内水氾濫については、市が浸水予想区域図を作成した。それ以外に東京都が管理している河川については、都市型水害対策連絡会が外水氾濫と内水氾濫に関する浸水予想区域図を作成した後、そのうちの外水氾濫に関しては東京都が水防法に基づく洪水浸水想定区域として指定・公表した。

また、土砂災害については、東京都により平成24年から平成30年にかけて土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が行われ、市内全域の区域指定が完了している。その後、市内の土地開発・土地改変に伴って区域指定の変更等の可能性があることから、引き続き調査が行われている。市

はこの土砂災害警戒区域等のほか、洪水浸水想定区域や避難体制などのハザード情報を示した「八王子市総合防災ガイドブック」を作成し、市民等へ情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図っていく。

[生活安全部・関係各部]

2 国、東京都による調査、研究成果等の活用

現代においては、ライフスタイルの変化や市街化の進展等により、災害の態様は年々変化している。また、ニューヨーク、ロンドンなどのテロ事件に見られるような、新たな災害に対する対策も必要となっている。このため、国、東京都をはじめとする各防災機関は、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施し、現状分析と対策の立案に努めている。市は、これら各種の調査・研究成果の活用を図り、研究を進めるとともに、国、東京都等が実施する災害対策のためのセミナー等へ担当職員を積極的に派遣して、災害及び対策に対する知識・技術の向上に努めていく。

[生活安全部]

3 デジタル技術の調査研究

災害時の応急対策において、迅速かつ正確な情報収集、関係機関等との通信及び市民への情報伝達は、最重要の課題である。災害時に発生する膨大な情報を適切に管理し、市民に的確な情報を迅速に提供するためには、高速なワイヤレスブロードバンド（無線通信サービス）、クラウドコンピューティング技術及びSNSといった様々な情報通信技術（ICT）を活用していくことが有効である。また、AI及びIoT等の技術を活用することで、災害対策をより効果的・効率的に実施できる可能性がある。これらを踏まえて、今後も災害対策に関するデジタル技術の動向に注目し、調査研究を推進していく。

[デジタル推進室・生活安全部・関係各部]

第3編 震災応急対策計画

第1章	応急活動体制
第2章	情報の収集、調査、報告等
第3章	災害広報・広聴
第4章	応援要請
第5章	災害救助法の適用
第6章	救助・救急・消防活動等
第7章	医療救護活動
第8章	交通・輸送対策
第9章	避難対策
第10章	帰宅困難者対策
第11章	要配慮者等対策
第12章	生活救援活動
第13章	住宅対策
第14章	保健衛生・清掃活動
第15章	遺体の収容、火葬等
第16章	園児・児童等の安全確保及び文教対策
第17章	ライフライン、公共施設等の応急対策
第18章	災害警備活動

第3編 震災応急対策計画 目 次

第1章 応急活動体制	1
第1節 活動体制の決定	1
第2節 災害警戒本部の設置	2
第3節 災害対策本部の設置	6
第4節 災害対策本部の運営	9
第5節 職員の配備	19
第6節 勤務時間外に地震が発生した場合の措置	21
第2章 情報の収集、調査、報告等	27
第1節 情報連絡体制の確立	27
第2節 地震情報等の収集、伝達	29
第3節 被害情報等の収集、報告	29
第4節 各種の被害調査	30
第5節 被害情報等のとりまとめ	31
第6節 東京都、国への被害報告	31
第7節 危険箇所情報等の収集等	32
第8節 住家の被害認定調査	34
第3章 災害広報・広聴	36
第1節 災害広報・広聴	36
第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表	39
第4章 応援要請	40
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等	40
第2節 東京都、他市町村等への応援要請	42
第3節 民間団体、公共的団体等への協力要請	43
第4節 ボランティア等の活動支援	44
第5節 労働力の確保	47
第6節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ	48
第5章 災害救助法の適用	49
第1節 災害救助法の適用申請	49
第2節 災害報告及び救助実施状況の報告	51
第6章 救助・救急・消防活動等	52
第1節 救助・救急活動の実施	52
第2節 行方不明者の捜索	54
第3節 消防活動の実施	55
第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	57
第5節 水防対策	64
第7章 医療救護活動	65
第1節 医療救護活動拠点の設置及び派遣応援要請の連絡調整	66

第2節	緊急医療救護所等の設置	68
第3節	医療救護活動の実施	69
第4節	医薬品、衛生材料及び資器材の確保	71
第5節	負傷者の収容先の確保と重症者の搬送	71
第6節	被災者の保健対策	72
第7節	山間部における医療救護活動	74
第8章	交通・輸送対策	76
第1節	交通情報の収集、道路規制	76
第2節	緊急輸送道路等の確保	83
第3節	緊急通行車両の確認申請	84
第4節	車両、燃料の確保、配車	84
第5節	緊急輸送の実施	85
第6節	地域内輸送拠点の設置	86
第7節	臨時ヘリポートの開設	87
第9章	避難対策	88
第1節	避難の指示等	89
第2節	避難誘導	91
第3節	避難所等の開設	93
第4節	避難所の運営	96
第5節	感染症流行時における避難所運営	99
第6節	被災者の他地区等への移送	100
第10章	帰宅困難者対策	101
第1節	駅周辺の混乱防止策	101
第2節	一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	102
第3節	事業所等における帰宅困難者対策	103
第11章	要配慮者等対策	105
第1節	要配慮者等への支援活動	105
第2節	避難行動要支援者の安否確認等	106
第3節	避難所の要配慮者に対する応急支援	107
第4節	協定福祉避難所の確保と移送	108
第5節	要配慮者への健康相談、生活支援相談等	108
第6節	要配慮者向け仮設住宅の供給と支援	108
第12章	生活救援活動	109
第1節	水の確保、供給	110
第2節	食糧の確保、供給	112
第3節	炊き出しの実施、支援等	114
第4節	生活物資の確保、供給	115
第5節	物資の受け入れ、仕分け等	117
第6節	金融対策	117
第7節	被災者相談	117

第 1 3 章	住宅対策	119
第 1 節	被災建築物の応急危険度判定	119
第 2 節	被災宅地の危険度判定	120
第 3 節	被災住宅の応急修理	121
第 4 節	応急的な住宅の確保	122
第 5 節	建設型応急住宅の用地確保、建設等	123
第 6 節	応急仮設住宅の入居者の募集、選定	124
第 7 節	市営住宅の応急修理	124
第 1 4 章	保健衛生・清掃活動	125
第 1 節	保健衛生活動	125
第 2 節	災害時トイレ対策	128
第 3 節	生活ごみの処理	130
第 4 節	災害廃棄物の処理	130
第 1 5 章	遺体の収容、火葬等	132
第 1 節	遺体の捜索、収容	132
第 2 節	遺体の検視、検案	134
第 4 節	遺体の火葬等	135
第 1 6 章	園児・児童等の安全確保及び文教対策	137
第 1 節	児童・生徒の安全確保、安否確認	137
第 2 節	園児の安全確保、安否確認	138
第 3 節	子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認	138
第 4 節	応急教育	139
第 5 節	応急保育	139
第 6 節	文化財の対策	139
第 1 7 章	ライフライン、公共施設等の応急対策	141
第 1 節	水道の応急対策	141
第 2 節	下水道の応急対策	142
第 3 節	電気の応急対策	142
第 4 節	ガスの応急対策	144
第 5 節	通信関係の応急対策	145
第 6 節	鉄道等の応急対策	151
第 7 節	道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策	154
第 8 節	社会公共施設等の応急対策	157
第 1 8 章	災害警備活動	159
第 1 節	警備体制の確立	159
第 2 節	防犯・防火活動への協力	160

第1章 応急活動体制

章の概要	地震が発生したときは、市域の震度や被害状況に応じて、適切な応急対策活動を行うために災害対策本部等を設置するとともに、必要な職員の配備を行う。 災害対策本部において、各部は定められた分掌事務に基づき応急対策活動を行う。 なお、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合、大規模地震非常体制として職員は事前に定められた場所に参集する。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 活動体制の決定	関係各部	
第2節 災害警戒本部の設置	関係各部	
第3節 災害対策本部の設置	関係各部	
第4節 災害対策本部の運営	災对生活安全部、災対総務部、 災対契約資産部、関係各部	関係機関
第5節 職員の配備	災对生活安全部、関係各部	
第6節 勤務時間外に地震が発生した場合の措置	関係各部	

第1節 活動体制の決定

1 各部の警戒体制

市の各部は、地震が発生したときは、指令の有無に関わらず、警戒配備態勢相当の職員で警戒活動を行うとともに、活動状況等を生活安全部長に報告する。なお、報告は特に指示がない限り震度4以上の場合とする。

また、地震発生直後における市庁舎及び来庁市民等への対応については、「八王子市庁舎消防計画」に基づき実施するものとする。

2 現地情報収集班の設置

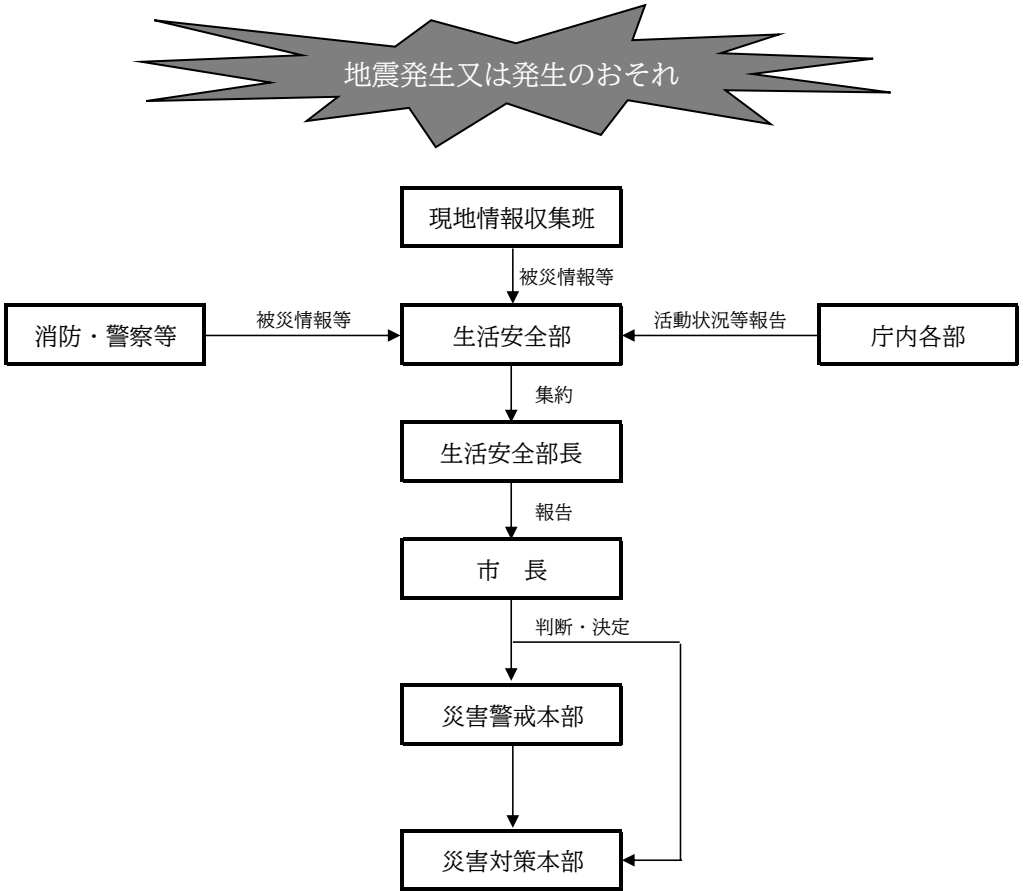
生活安全部長は、市域に災害が発生又は発生するおそれがあると判断したときは、活動体制や活動方針の決定及び被害が甚大な地区に活動資源を集中させるため、市民、消防署、警察署、消防団等から早期に情報を収集するとともに、現地情報収集班を市内各地に巡回させて初動対応に必要な情報を収集する。現地情報収集班が収集した被災情報等は生活安全部が集約し、生活安全部長又は防災課長が市長に報告する。

3 活動体制の決定

市長は、生活安全部長又は防災課長の報告により、応急対策等が必要と判断したときは、災害警戒本部又は災害対策本部の設置を決定する。

なお、災害警戒本部については、原則として市域の震度が5強以下で、比較的軽度の被害と予想さ

れる場合、若しくは初動体制として設置するものとする。



第2節 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置等

生活安全部長は、市長の指示に基づき、災害警戒本部を設置したときは、速やかに災害警戒本部員会議を開催し、職員の配備態勢及び活動内容等を決定する。なお、生活安全部長に事故があるときは、総務部長がこれを行う。

2 災害警戒本部の組織

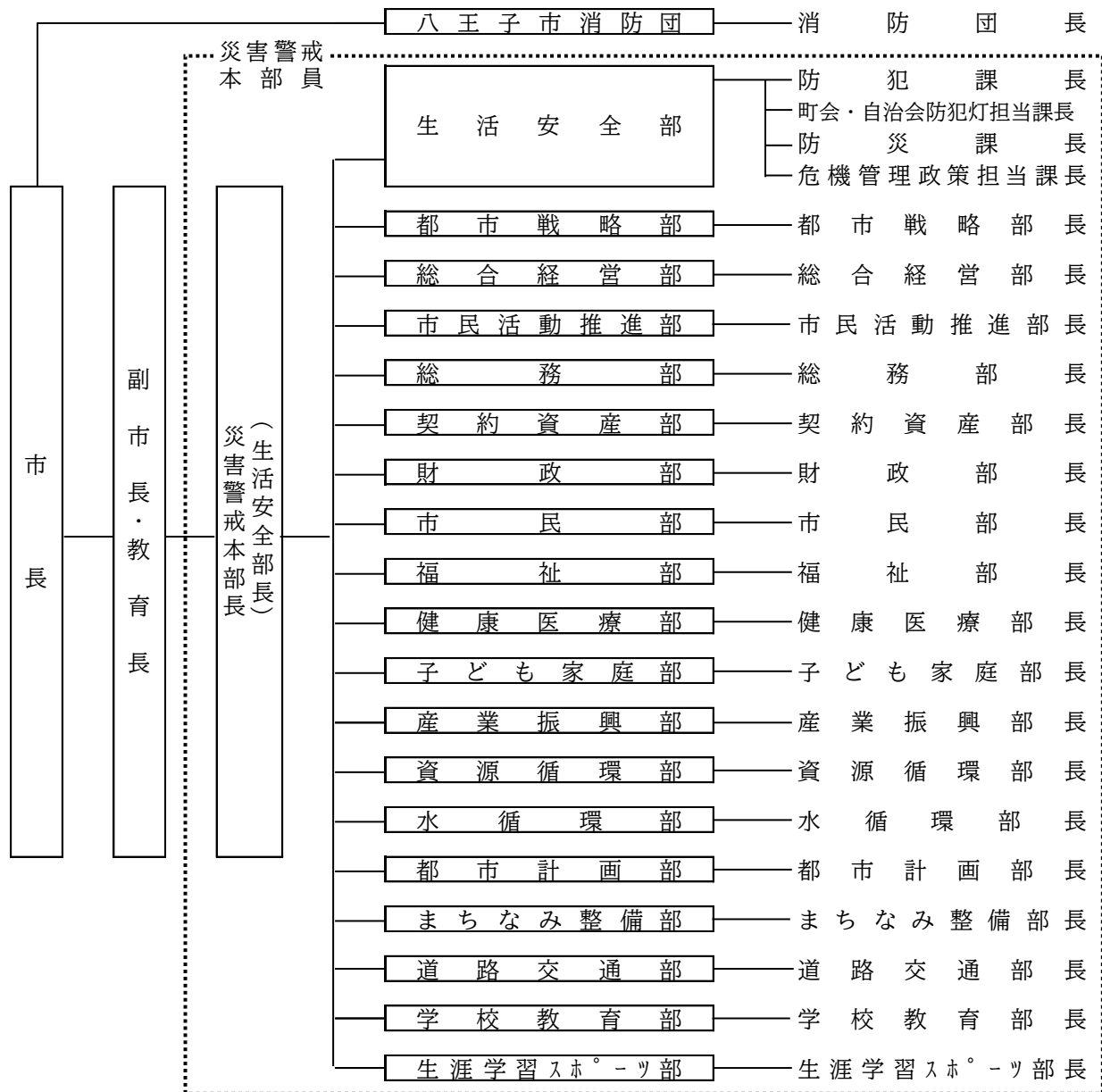
災害警戒本部は、生活安全部長を本部長とし、次の者を本部員とする。

災 害 警 戒 本 部 員	生活安全部長（本部長）
	都市戦略部長、総合経営部長、市民活動推進部長、総務部長、契約資産部長、財政部長、市民部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、産業振興部長、資源循環部長、水循環部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長

災害警戒本部を構成する各部（本部員の部長が所掌する各部）は、生活安全部長（本部長）の指示、本部員会議の決定事項に基づき応急対策活動を行う。

なお、生活安全部長（本部長）は、災害対策上必要があると認める場合は、上記以外の部課長等を災害警戒本部員に加え、当該部課長等が所掌する部課を災害警戒本部に追加することができる。

八王子市災害警戒本部組織図



※ 担当部長は災害警戒本部員ではない。

注1) 災害対策本部の本部長は市長であるが、災害警戒本部の場合は比較的軽度の被害若しくは初動体制との位置づけから、生活安全部長が本部長として指揮をとる。（ただし、市長が災害対策の総括的な責任者であることは変わりなく、本部設置の最終決定権は市長である。）

注2) 災害の状況に応じ、関連する部課（部課長）を指名、追加する。全庁的な対応が必要なときは、市長の判断により災害対策本部に移行する。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、市内における被害状況の把握と、局所的又は数地域の被害に対応する応急対策活動である。

主 な 活 動 内 容	○ 災害情報等の収集伝達 ○ 市域の被害情報の収集、東京都及び関係機関への伝達 ○ 消防、警察等による消火、救助活動の支援 ○ 医療救護所の開設と負傷者の搬送支援 ○ 避難所の開設と避難者への支援 ○ 市民への災害情報等の伝達 ○ その他必要な事項

4 活動状況等の報告

災害警戒本部の各部は、随時（報告時期について特に指示があったときはそれに基づき）活動状況等について生活安全部長へ報告する。

生活安全部長は、各部からの報告及び収集情報等を総合し、随時、市長へ報告する。

5 東京都への報告及び防災関係機関等との通信・連絡

東京都への報告及び防災関係機関等との通信・連絡については、状況に応じ、災害対策本部設置時に準じて行う。

6 災害警戒本部の廃止等

市長は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

- 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動発令）
- 市域に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき
- 東海地震の警戒宣言が発せられ、災害が発生すると認められるとき
- その他、市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎内に設置するが、市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、市長（本部長）の判断により、次の施設へ災害対策本部を移設する。

○ 第1位 大横保健福祉センター	：大横町 11-35	Tel 625-9128
○ 第2位 東浅川保健福祉センター	：東浅川町 551-1	Tel 667-1331
○ 第3位 芸術文化会館（いちょうホール）	：本町 24-1	Tel 621-3001

2 現地災害対策本部の設置

市長（本部長）は、市内の特定の地域に被害が集中したことで、局地的または緊急的な応急対策活動拠点を設置する必要があると認めるときは、八王子市災害対策本部条例に規定する現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の組織

- 現地災害対策本部の長は、本部長が副本部長、本部付部門長又は本部員のうちから指名する。
- 現地災害対策本部の本部員は、本部長が本部員又は本部職員のうちから指名する。
- 現地災害対策本部の本部職員は、本部長が本部職員のうちから指名する。

(2) 現地災害対策本部の事務分掌

- 被災状況の調査確認及び災害対策本部への報告
- 災害現場における応急対策活動の指揮、関係機関との連絡調整
- 災害現場付近への広報、被災者ニーズの把握
- その他、災害対策本部の指示事項

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現場付近にある市が管理する施設に設置する。ただし、避難所に指定されている施設は除く。

(4) 設置期間

緊急的な応急対策活動が終了するまでとする。

3 現地活動本部の設置

市長(本部長)は、災害現場で総合的且つ効果的な活動を行うために必要と認めるときは、現地活動本部を設置する。現地活動本部に責任者を置き、災害対策本部または現地災害対策本部との連絡調整、災害対応従事者の活動状況の把握と安全管理、その他災害現場で必要となる活動を行う。

災害対策本部構成

災害対策本部	
本 部 長	市 長
設 置 場 所	市庁舎内（代替施設あり）
設 置 基 準	地域防災計画による設置基準

現地災害対策本部	
本部長	副本部長、本部付部門長、本部員の中から災害対策本部長が指名
設 置 場 所	災害現場付近の市施設
設 置 基 準	局地的又は緊急的な応急活動拠点を設置する必要がある場合

現地活動本部	
本 部 長	本部員又は本部職員のうち災害対策本部長が指名
設 置 場 所	市職員が災害応急活動を実施している場所
設 置 基 準	災害現場で総合的且つ効果的な活動を行うために必要がある場合

4 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

生活安全部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに東京都へ報告するとともに、市役所入口に標識を掲示又は撤去を行う。

また、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	担当	通知及び公表の方法
庁内各部室課	防災課	庁内放送、市防災行政無線、電話、行政情報ネットワーク（LAN等）、口頭等
東京都、消防署、警察署、その他関係機関	防災課	都防災行政無線、電話、FAX、E-mail等
近隣市町村	防災課	都防災行政無線、電話、FAX、E-mail等
市民	防災課 都市戦略部	市防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFM（※）、広報車、報道機関による報道等 ※ 臨時災害放送局が開設している場合を含む。
報道機関	都市戦略部	文書、FAX、電話、E-mail、ホームページ、口頭等

第4節 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長に事故があるときは、次の者が設置し、事後、速やかに市長の承認を得る。

設置、指揮 の順位	(1) 生活安全部担当副市長	(2) 生活安全部担当外副市長
	(3) 教育長	(4) 生活安全部長
	(5) その他先着上位の職員	

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の構成員は、次のとおりである。

区 分	担 当	主な任務
本 部 長	市 長	災害対策本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	生活安全部担当副市長、 生活安全部担当外副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本 部 付 部 門 長	教育長	本部長、副本部長を補佐し、本部長、副本部長に事故があるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本 部 員	市各部の部長（室長、担当部長、局長を含む）、消防団長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長その他本部長が必要に応じ指名した職員	本部員会議を構成し、災害対策に係る協議を行うとともに、本部長の命を受け、担当部の職員を指揮監督する。 また、本部員のうち災対部長については、災対各部の分掌事項を統括する。
本 部 連 絡 員	本部員（各部長）が所属課長補佐・主査の中から指名した職員、関係機関からの連絡員	本部員会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。
本 部 職 員	各課長（課長級の職員がいない部、室、事務局は、部長級職員が本部職員を兼務）	本部員会議の決定事項及び本部員（部長）からの指示に基づき、所属職員を指揮監督する。また、部内の調整については各部の庶務担当課長が行う。
	その他の職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

八王子市災害対策本部の組織図



注1) 部門長は担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。

注2) 土木・復旧部門の各部は、災害初動期においては主に被災者の救助・救援を行う。

注3) 本部長は必要に応じて、上記本部員以外の市職員及び他機関の職員を本部員に指名することができる。

3 本部員会議

本部長は、必要に応じて本部員会議を開催し、市域の被害状況や各部の活動状況等の報告を受けるとともに、必要事項を協議し、活動方針等の決定を行う。

開催時期	○ 災害対策本部の設置後、本部長が必要と認めるとき
構成員	○ 本部長、副本部長、本部付、本部員 ○ 本部員に事故あるときは、当該部の庶務担当課長
本部員会議事務局	○ 災対生活安全部、災対総務部
協議事項	次の各事項に係る基本方針 ○ 職員非常配備態勢及びその廃止に関すること ○ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること ○ 避難情報に関すること ○ 災害救助法等の適用に関すること ○ 東京都、他市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること ○ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ○ 業務継続計画の発動及び解除に関すること ○ その他災害対策の重要事項に関すること

4 本部員会議室等の設置、資器材等の確保

災対契約資産部は、災害対策本部の設置が決定したときは、災対生活安全部及び災対総務部と連携し、次の措置を講ずる。なお、被害の状況により、本庁舎以外に災害対策本部を設置するときは、当該施設所管部がこれを行う。

区分	内容
本部員会議室等の設置	○ 本部員会議を開催する部屋の確保 ○ その他本部員会議事務局や関係機関等からの本部連絡員が使用する部屋などの確保
資器材等の確保	○ 防災関連の情報を整理した地図、資料等 ○ 住宅地図、その他地図類 ○ パソコン関連機材 ○ ホワイトボード等の表示装置 ○ コピー機等の複写装置 ○ カメラ、ビデオ、ICレコーダー等の記録装置 ○ 関係機関、協力団体等の連絡先リスト ○ 各種報告様式等 ○ その他必要資器材等

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「八王子市災害対策本部の分掌事務」のとおりであるが、被害状況に応じて他部の応援協力体制を図るなど柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

なお、災害対策本部等の本部体制が未設置な場合においても、災害予防や防御活動等の各種災害対応が必要な場合には、本分掌事務を準用し、関係各部が災害対応にあたるものとする。

※ 分掌事務の主な活動時期については、大規模災害が発生した場合を想定し、災害発生直後から時間経過（初動→応急→復旧→復興）に沿って整理している。

<主な活動時期>

～72時間	～1週間程度	～1ヶ月程度	1ヶ月以降
初 動	応 急	復 旧	復 興

八王子市災害対策本部の分掌事務（１）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災 対 生 活 安 全 部	生活安全部 選挙管理委員会事務局 監査事務局	○	災害対策本部の運営の総合調整に関する事				
		○	本部員会議等の庶務に関する事				
		○	防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整に関する事				
		○	帰宅困難者対策に関する事				
		○	避難の指示その他本部長命令の伝達に関する事				
		○	災害救助法の適用に関する事				
		○	災害関連情報の収集の総括に関する事				
		○	報道機関への発表に関する事				
		○	防災無線の統制活用に関する事				
		○	東京都知事への要請、他市町村等との相互協力及び応援、並びに民間協力団体等への協力の要請に関する事				
		○	災害派遣受入れ用地確保に関する事				
		○	防犯対策に関する事				
		○	前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関する事				
		○	他の部の所管に属さないこと				
		◆	災害復興本部との連絡調整に関する事				
災 対 戦 略 部	都市戦略部 デジタル推進室 総合経営部 議会事務局	○	災害広報に関する事				
		○	報道機関との連絡調整に関する事				
		○	被害状況等の撮影及び記録に関する事				
		○	重要な情報システムの復旧及び機能確保に関する事				
		○	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事				
		○	市議会との連絡調整に関する事				
		○	職員の応援体制に関する事				
		○	国、東京都等への陳情に関する事				
		○	見舞者、災害視察者等の応接に関する事				
		○	本部長及び副本部長の健康管理その他支援業務に関する事				
		◆	復興方針の策定及び復興対策の総合調整に関する事				
災 対 市 民 活 動 推 進 部	市民活動推進部	○	避難所の開設及び運営に関する事				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関する事				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関する事				
		○	八王子周辺の大学等への協力要請に関する事				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関する事				
		○	市民活動団体（NPO等）との協力に関する事				
		○	町会及び自治会に関する事				
		○	外国人への支援に関する事				
		○	女性に係る相談に関する事				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関する事				
		○	災害ボランティアセンターの運営の協力に関する事				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関する事				
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関する事				
		○	災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関する事				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関する事				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（２）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災対総務部	総務部	○	災害対策本部の運営の協力に関すること				
		○	災害救助法、その他災害関連法規に関すること				
		○	職員の安否確認、動員及び服務に関すること				
		○	職員応援の総合調整に関すること				
		○	災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること				
		○	災害派遣職員の受入れに関すること				
		○	合同慰霊祭等儀式に関すること				
		○	災害関連情報の収集の協力に関すること				
		○	災害広報の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対契約資産部	契約資産部	○	本庁舎の被害状況把握等に関すること				
		○	本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関すること				
		○	車両その他の輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること				
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること				
		○	災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること				
		○	災害対策に必要な用地等の総合調整に関すること				
		○	被災住宅の応急修理に関すること				
		○	応急仮設住宅の設営に関すること				
		○	市有建物の修理（他の部に属するものを除く。）に関すること				
		○	被災建築物応急危険度判定の協力に関すること				
		○	被災建物の解体（市が実施するものに限る。）に関すること				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること				
		○	市の燃料の調達に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対財政部	財政部	○	被害状況の調査及び住家の被害認定調査の実施に関すること。				
		○	災害関連情報の整理及び提供に関すること				
		○	被害等に関する調査の総合調整に関すること				
		○	罹災証明書等の交付に関すること				
		○	租税の減免等に関すること				
		○	要搜索者名簿の作成の協力に関すること				
		○	災害対策に関する財政計画、予算及び決算認定資料に関すること				
		○	災害救助法適用に係る帳票調製に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対市民部	市民部	○	要搜索者名簿の作成に関すること				
		○	帰宅困難者対策に関すること				
		○	事務所の修理に関すること				
		○	被災者相談、要望等の受付に関すること				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関すること				
		○	遺体収容所の設置及び運営に関すること				
		○	災害死亡者に係る情報の収集に関すること				
		○	遺体の火葬及び埋葬に関すること				
		○	被害状況の調査その他災害情報の収集の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（3）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災対福祉部	福祉部	○	救援救護対策の総合調整及び計画に関すること				
		○	災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること				
		○	日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものを除く。）				
		○	救助物資の確保・調達の協力及び配布に関すること				
		○	義援金の受領及び配分の計画に関すること				
		○	災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付けの計画に関すること				
		○	高齢者、障害者等要配慮者の救助救援及び介護に関すること				
		○	福祉避難所の確保及び運営に関すること				
		○	被災者生活再建支援金の支給に関すること				
		○	要搜索者名簿の作成の協力に関すること				
		○	遺体の火葬、埋葬の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対健康医療部	健康医療部	○	医療救護対策に関すること				
		○	医療に係る救護所の設置及び運営に関すること				
		○	医療品、衛生材料及び資器材の調達に関すること				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること				
		○	保健対策の総合調整及び計画に関すること				
		○	防疫対策に関すること				
		○	災害時の動物対策に関すること				
		○	所管施設の災害予防及び復旧に関すること				
		○	災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対子ども家庭部	子ども家庭部	○	園児等の救助救援、保護及び安否確認等に関すること				
		○	応急保育の実施に関すること				
		○	乳幼児及び児童に係る相談に関すること				
		○	避難所の運営の協力に関すること				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること				
		○	応急教育の協力に関すること				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対産業振興部	産業振興部	○	食品その他救援物資の確保、調達及び配布に関すること				
		○	農林業及び商工業の災害応急対策に関すること				
		○	観光客等対策に関すること				
		○	避難所の開設及び運営に関すること				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関すること				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営に関すること				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること				
		◆	産業に係る復興対策に関すること				
		◆	中小企業の復興支援に関すること				
		◆	被災者等の雇用対策に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（４）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災害資源循環・環境部	環境部 資源循環部	○	災害時の環境保全及び環境回復に関すること				
		○	生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること				
		○	被災地の消毒等防疫対策に関すること				
		○	遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関すること				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出に関すること				
		○	重傷被災者等の搬送に関すること				
		○	応急給水の実施の協力に関すること				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること				
		○	遺体の収容及び埋葬の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
水災循環部	水循環部	○	応急給水に関すること				
		○	災害時のトイレ対策に関すること				
		○	土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関すること				
		○	災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災害都市計画・拠点整備部	都市計画部 拠点整備部	○	交通情報の収集及び交通輸送計画の立案に関すること				
		○	臨時ヘリポートの開設に関すること				
		○	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること				
		○	災害時の交通規制の実施の協力に関すること				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出の協力に関すること				
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関すること				
		◆	都市復興基本方針等の策定に関すること				
		◆	市街地復興の対象区域の設定に関すること				
		◆	都市復興基本計画等の策定に関すること				
		◆	市街地復興に係る時限的市街地の形成に関すること				
		◆	その他都市復興対策の実施に関すること				
災害まちなみ整備部	まちなみ整備部	○	土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関すること				
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること				
		○	被災建築物応急危険度判定に関すること				
		○	被災宅地の危険度判定に関すること				
		○	市営住宅に関すること				
		○	被災者への住宅供給に関すること				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整に関すること				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出の協力に関すること				
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関すること				
		◆	市街地復興に係る時限的市街地の建設及び運営に関すること				
		◆	建築制限の実施に関すること				
		◆	被災者の住宅復興に係る相談に関すること				
		◆	市街地復興の対象区域の設定の協力に関すること				
		◆	都市復興基本計画等の策定の協力に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（5）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災対道路交通部	道路交通部	○	道路、堤防、橋りょう等の被害状況把握に関する事				
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関する事				
		○	緊急輸送道路の確保に関する事				
		○	代替交通手段の確保に関する事				
		○	貸出用自転車の提供に関する事				
		○	水防活動に関する事				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関する事				
		○	土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関する事				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出の協力に関する事				
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関する事				
		◆	市街地復興に係る時限的市街地の建設及び運営に関する事				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関する事				
		◆	都市復興基本計画等の策定の協力に関する事				
会 計 部 対	会計部	○	現金の出納及び保管に関する事				
		○	指定金融機関等との連絡調整に関する事				
		○	災害対策に係る決算に関する事				
災対学校教育部	学校教育部	○	避難所の開設及び運営に関する事				
		○	避難所の開設及び運営に係る総合調整に関する事				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関する事				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関する事				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関する事				
		○	児童及び生徒の安否確認等に関する事				
		○	被災児童及び生徒の救護に関する事				
		○	被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事				
		○	応急教育に関する事				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関する事				
		○	災害派遣職員の受入れの協力に関する事				
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関する事				
		○	臨時ヘリポートの開設の協力に関する事				
		○	被災者への応急給食の実施と食支援に関する事				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関する事				
災対生涯学習スポーツ部	生涯学習スポーツ部	○	避難所の開設及び運営に関する事				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関する事				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関する事				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関する事				
		○	文化財等の被害状況把握及び保全に関する事				
		○	帰宅困難者の対応に関する事				
		○	災害ボランティアセンターの開設及び運営の協力に関する事				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関する事				
		○	災害派遣受入れ用地確保の協力に関する事				
		○	遺体収容所の設置の協力に関する事				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事				
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関する事				
		○	臨時ヘリポートの開設の協力に関する事				
		○	学童保育所入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に関する事				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関する事				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（6）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災 対 消 防 部	消防団	○	災害及び火災の警戒及び防御に関すること				
		○	救急救助に関すること				
		○	避難者の誘導に関すること				
		○	災害情報の収集及び伝達に関すること				
		○	行方不明者及び遺体の捜索に関すること				
		○	その他消防団活動に関すること				
各 部 共 通		○	部内職員の配備に関すること				
		○	緊急応援職員に関すること				
		○	所管施設、事項の被害調査に関すること				
		○	所管施設の応急復旧に関すること				
		○	部内の応援協力に関すること				
		○	本部長、部門長の指示に基づく他部の応援協力に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

6 関係機関からの本部連絡員の派遣

市災害対策本部との連携を図るため、自衛隊、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部員会議事務局に派遣するよう要請する。なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡に当たる。

7 防災会議の招集

市域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市及び防災関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、市長（防災会議会長）は、防災会議委員を招集し、防災会議を開催する。

また、防災会議の委員は、同様に関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、会長（市長）に防災会議の開催を要請することができる。

8 東京都本部派遣員の派遣

本部長は、東京都本部から要請され、東京都本部との連絡調整にあたる職員の派遣が必要と認める場合は、課長級以上の職員から派遣員を指名する。

9 公共空間の使用調整等

大規模な地震により、市域を超える広域的な被害が発生し、応急対策上重要となるオープンスペース等の利用調整について東京都本部が総合調整を行う場合、市はこれに協力する。

市は、オープンスペースの利用要望を東京都本部に提出するとともに、使用状況を取りまとめ、定期的に東京都本部へ報告する。

10 復旧活動拠点の確保

大規模な地震により、全国からの応援により人員・資器材の数が膨大になり、各事業者が確保する活動拠点では不足し、東京都本部が広域応援を受け入れるライフライン復旧活動拠点を確保する場合、

市はこれに協力する。

災対生活安全部は、復旧活動拠点の利用要望や使用状況を取りまとめ、東京都に報告する。

第5節 職員の配備

1 配備態勢

災害時の職員の配備態勢は、次表のとおりであるが、各態勢における各部の配備要員及び員数は各部長が定める。なお、災害の状況等により、特定の部又は課に対し、種別の異なる配備態勢を指示することがある。

態勢	配備基準	配備態勢	配備要員の目安
警 戒 態 勢	○ 市域に震度4の地震が発生したとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	各部課が所管する施設、事項等の被害の有無を確認するとともに、庁内相互及び関係機関との連絡活動等が円滑に実施できる態勢	左記に必要な各部の部課長、職員及び防災課職員
第1 非常 態 勢	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき ○ 市域に地震で局地的災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	各部課・所が、それぞれ分掌する事務分野に応じ、小規模な応急措置をとり、救助活動、情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢	2～3割
第2 非常 態 勢	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき ○ 市域に地震で数地域の災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	数地域についての救助救護活動を行い、また、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢	6～7割
第3 非常 態 勢	○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○ 市域に地震で激甚な災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	市が有する組織・機能のすべてをもって対処する態勢	全職員

注1) 市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、全職員の配備が自動発令される。

注2) 各担当職員は、体感その他により市域に震度4以上の地震が発生したと推定したときは、気象庁の発表及び配備指示の伝達がないときでも震度相当の配備態勢をとる。

注3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、防災課において連絡要員を確保し情報の収集にあたる。

2 配備指示の伝達

防災課長は、配備態勢の決定がなされたときは、各部に対し職員配備の伝達を行う。

各部長は、部内の伝達方法を定め、職員に対し周知徹底する。特に、勤務時間外に配備指示を受けたときも、所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡体制を確立しておく。

3 任務分担

各部長は、災害対策本部の分掌に基づき、事前に所属職員の配備を区分して、任務分担を定めておく。なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は、配備から除外することができる。

4 職員の配備及び報告

(1) 職員の配備

各部長は、次の点に留意し、職員の配備を行う。

職員配備の留意点	○ 災害に対処できる班編成等による配備 ○ 高次の非常配備態勢に移行できる措置 ○ 他部への応援要請の措置 ○ 職員交代方法等の措置 ※ 長期化した場合または見込みがある場合には、ローテーション等にも配慮する。

(2) 職員配備の報告

各部は、所定の職員配備報告書に所属職員の配備状況を記録し、災対生活安全部に報告する。

災対生活安全部は、全体の配備状況を取りまとめ、本部長に報告する。

(3) 職員の服務

職員は、災害時には、次の事項を遵守する。

災害時の遵守事項	○ 配備についていないときも、災害情報、本部長指示に注意する。 ○ 勤務場所を離れるときは、所属長と連絡をとり、所在を明確にする。 ○ 状況に応じて不急の会議、行事、出張等を中止する。 ○ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。 ○ 市民に不安や誤解を与えないように、自らの言動には細心の注意をする。

5 各部の配備職員

各部長は、平常時から配備態勢種別に応じた所管部の配備計画を作成し、生活安全部長に報告するとともに、職員に周知徹底を行う。人事異動等で計画内容に変更が生じたときは、その都度速やかに修正するとともに、生活安全部長に報告し、関係職員に周知する。

第6節 勤務時間外に地震が発生した場合の措置

市は、勤務時間外に市域に被害を及ぼす可能性がある地震が発生したときは、職員が一刻も早く参集し、災害に対処するために市の態勢を整える必要がある。このため、職員は次のとおり参集態勢をとり、震度等に応じて初動・初期応急活動を行う。

1 緊急応援職員

勤務時間外において、市域で震度6弱以上の地震が発生したときなどに、本来参集すべき職員が到着するまでの間、指定された避難所等の施設近くに居住する職員を緊急応援職員として参集させることで、迅速かつ的確な初動対応を行う。

参集対象施設	○指定された避難所
対象職員	○自宅から施設まで徒歩で概ね 30 分以内のところに居住する職員の中から指定
主な役割	○施設の被災状況収集 ○地域の被災情報収集 ○避難住民への対応 ○参集してきた一般、指定動員職員への引継ぎ ○本部長が災害対策上必要と認めたときは、避難所の開設
参集基準	○市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動参集） ○参集する必要があると判断された場合
活動終了時期	○一般、指定動員職員が参集し、引き継ぎが終了したとき ○避難者がいないなど想定した事態に至らなかったとき

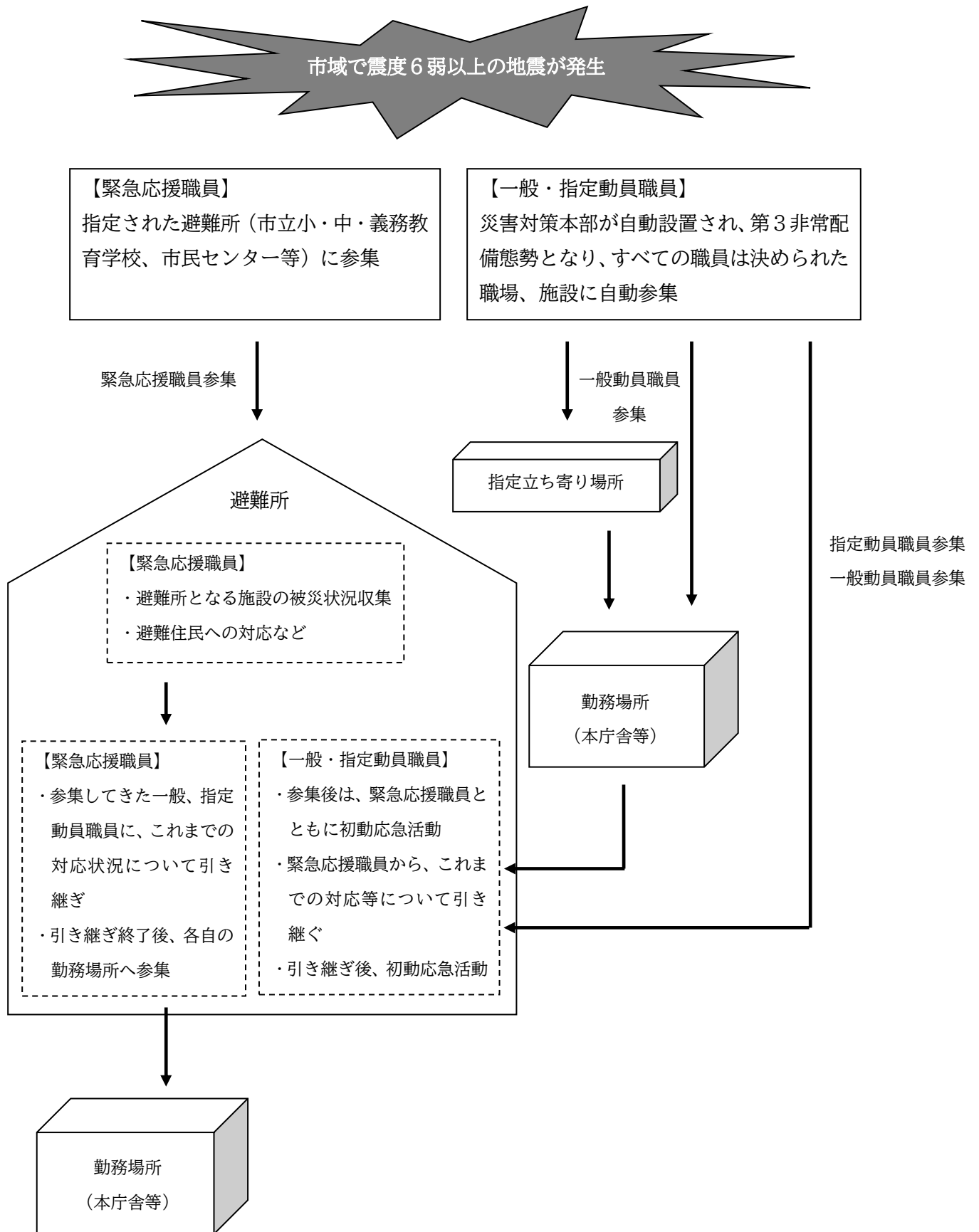
※ 必要に応じて大雨等の災害でも活用する場合があります。

2 一般・指定動員職員

職員は原則として、平常時の勤務場所へ参集する（一般動員）。ただし、避難所、緊急医療救護所等を所管する各部及び災害対策事務の遂行のため、平常時の勤務場所以外へ職員を派遣する必要がある部については、部長が事前にその要員と参集場所を指定しておき（指定動員）、指定動員職員はそれに基づき参集する。また、一般動員のうち、指定立ち寄り場所（平常時の勤務場所に参集する前に、事前に指定された施設に立ち寄り、情報を収集する場所）を定められた職員は、その立ち寄り場所で情報を収集する。

動員区分	一般動員職員	○ 平常時の勤務場所に参集する職員（指定立ち寄り場所が決められている職員は、当該場所を経由する） ※ 指定立ち寄り場所：平常時の勤務場所に参集する前に、事前に指定された施設に立ち寄り、情報を収集する場所
	指定動員職員	○ 避難所等を所管する部の職員で、平常時の勤務場所以外に参集する職員 ○ 各部で分掌する災害対策事務の遂行に必要なため、事前に部長から指定され、平常時の勤務場所以外に参集する職員

地震発生時の参集フロー図（例）避難所の場合



3 職員の動員(参集)・配備態勢

勤務時間外における職員の動員(参集)・配備については、勤務時間内の配備態勢に準じて行う。
(⇒ 第5節 第1項「配備態勢」参照)

4 自主参集

勤務時間外において、配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は配備指示を待つことなく自主的に参集する。

自主参集時の留意事項	○ 状況により事前に定められた場所へ参集が不可能なときは、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、応急対策活動に従事する。 ○ 病気、けがなどやむを得ない状況によりいずれの施設にも参集不可能なときは、なんらかの手段によりその旨を所属長又は最寄りの施設の責任者に連絡する。 ○ 災害により緊急に参集するときは、各自食糧、飲料水等を持参する。 ○ 参集途上では、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後に参集場所の責任者に報告する。

5 職員参集状況の報告

各部は、所属職員の参集状況を記録し、その累計を職員参集報告表により、生活安全部(災害対策本部設置時は災対生活安全部)へ報告する。

6 時間外に市域で地震が発生したときの体制等

勤務時間外に、市域に震度4以上の地震が発生した場合の体制及び活動手順等の内容は次のとおりである。

区分	内 容	
震度4	組 織 体 制	被害状況等により、市長が必要と認めるときは、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。
	職 員 配 備 態 勢	警戒配備態勢に準じた態勢をとる。ただし、防災課以外の配備要員は、防災課からの被害情報等を基に各所属長の判断で必要に応じて参集する。
	職員の参集場所	配備該当職員は、原則として、平常時の勤務場所へ参集し、被害の有無の確認及び情報連絡活動等を行う。
震度5弱	組 織 体 制	原則として、災害警戒本部を設置する。状況に応じて、市長が必要と判断する場合は災害対策本部を設置する。
	職 員 配 備 態 勢	原則として、第1非常配備態勢をとる。各部課長及び第1非常配備該当職員は直ちに参集する。
	職員の参集場所	指定動員職員は、あらかじめ指定された場所へ参集する。 その他の職員は、原則として平常時の勤務場所へ参集し、被害状況確認、情報連絡及び災害対策本部の分掌事務に応じた応急対策活動を行う。

区分	内 容	
震度5強	組 織 体 制	直ちに災害警戒本部を設置する。状況に応じて、市長が必要と判断する場合は災害対策本部を設置する。
	職 員 配 備 態 勢	原則として、第2非常配備態勢をとる。各部課長及び第2非常配備までの該当職員は直ちに参集する。 第3非常配備職員は、参集連絡があったら直ちに参集する。
	職員の参集場所	指定動員職員は、あらかじめ指定された場所へ参集する。 その他の職員は、原則として平常時の勤務場所へ参集し、被害状況確認、情報連絡及び災害対策本部の分掌事務に応じた応急対策活動を行う。
(震度6弱以上) (特別警報)	組 織 体 制	大規模地震非常体制をとる。 (⇒次項「大規模地震非常体制」参照)
	職 員 配 備 態 勢	
	職員の参集場所	

活動手順 (震度4) ↳ (震度5強)	○ 防災課長は、市域に震度4以上の地震が発生し、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、防災課職員に参集を命じるとともに生活安全部長へ報告し、その指示のもと必要な体制をとる。(震度5弱以上の場合、参集該当職員は、参集指示・連絡がなくても自主的に参集する。)
	○ 守衛室当直職員は、関係職員が参集するまでの間、生活安全部長又は防災課長の指示に従い、災害情報等の収受に当たる。 ○ 参集した職員は、各部ごとの参集状況を生活安全部長へ報告するとともに、初期応急対策活動を行う。

7 大規模地震非常体制（勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合の体制）

勤務時間外において市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、市域及び近隣地域で多大な被害が発生し、防災関連施設や職員等も被災することが想定される。さらに、交通機関や通信手段等の途絶、混乱により、職員が所定の場所に参集するまでに、多くの時間と困難を要することが予想される。

こうした事態に備え、発災初動期の混乱をのりきるために、勤務時間外において市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、通常の体制とは異なる大規模地震非常体制をとり、初期応急活動を行う。

(1) 大規模地震非常体制の内容等

大規模地震非常体制の区分と活動手順は次のとおりである。

区 分	内 容
組 織 体 制	直ちに災害対策本部を設置し（自動発令）、避難所を開設する。
職 員 配 備 態 勢	第3非常配備態勢をとる。（自動発令） 全職員は直ちに参集する。
職員の参集場所	○ 緊急応援職員：事前に指定された避難所 ○ 指定動員職員：各部において事前に指定された場所 ○ その他の職員：原則として平常時の勤務場所（指定されている者は、指定立ち寄り場所を経由）

	※ 状況により事前に定められた場所への参集が困難なときは、所属長へ連絡し、その指示のもと直近の市施設等へ参集する。

活動拠点	活 動 手 順
本 庁 舎 (災害対策本部)	○ 時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合、本庁舎へ参集する全職員は直ちに参集を開始する。 ○ 守衛室当直職員は、災害情報を収受したときは、直ちに防災課長又は防災課職員に連絡する。 ○ 守衛室当直職員は、市長及び関係職員が参集するまでの間、生活安全部長又は防災課長の指示に従い、災害情報等の収受に当たる。 ○ 災害対策本部員及び防災課職員等関係職員は、市長の指示に基づき参集次第、災害対策本部会議の準備を開始する。 ○ 本庁舎へ参集した職員は、各部ごとに参集状況を生活安全部長へ報告するとともに、避難所及び所管する市施設等と連携し、災害対策本部の分掌事務に応じた初期応急活動を行う。
本庁以外 の市施設	○ 施設の被害状況、電源、通信等の機能状況を調査する。 ○ 各部ごとに職員の安否、参集状況を把握して生活安全部長へ報告する。 ○ 災对各部の分掌事務に基づく初動対応を開始する。
避 難 所	○ 緊急応援職員等は、事前に指定された避難所へ参集後、直ちに施設の被災状況等を点検し、避難所開設の可否を判断し、避難所受入れが可能であれば準備を行うとともに状況を災害対策本部に報告する。 ○ 避難者が集まってきた場合には、混乱を抑え、野外の安全な場所に集合させるとともに、施設の安全を確認してから内部に避難誘導する。 ○ 避難所運営職員は、教職員等と連携し、災害対策本部の指示のもと、避難所の初期運営を行う。

※ その他の施設に参集する職員については、各部が事前に定めた活動手順及び災害対策本部の指示に従い、初期応急活動を行う。

※ 避難所運営職員：避難所主管部職員及び避難所主管部外で避難所の開設運営に携わる職員

(2) 初期応急活動の内容

初期応急活動の主な内容は、次のとおりである。

活動拠点	主 な 内 容
本 庁 舎 (災害対策本部)	○ 庁舎の機能確認と災害対策本部の設置、運営 ○ 参集途上の報告、調査員の派遣等による全市の情報収集 ○ 東京都、自衛隊、その他関係機関への応援要請、連絡 ○ 避難所の支援、緊急医療救護所、一時滞在施設等の開設手配 ○ 水、食糧等の緊急確保と搬送 ○ 道路交通の状況把握と緊急輸送道路の確保 ○ 防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、臨時災害 FM 放送等による市民への広報 ○ その他必要な事項

活動拠点	主 な 内 容
本庁以外 の市施設	○ 施設の機能確認 ○ 参集途上の報告、調査員の派遣等による施設周辺の情報収集 ○ 災害対策本部及び災対各部、関係機関等との連絡 ○ 初期消火、救助活動、負傷者の搬送等 ○ その他災害対策本部からの指示事項
避 難 所	○ 施設の機能確認と避難所の開設、初期運営 ○ 災害対策本部、関係機関等との連絡 ○ 避難者への食糧、生活物資等の供給 ○ 医療救護所等開設の支援 ○ 災害情報の避難者への広報 ○ その他災害対策本部からの指示事項

第2章 情報の収集、調査、報告等

章の概要	大規模な地震災害時には、効果的な応急対策活動を行うために、迅速かつ的確に被害の全体像を把握することが不可欠である。そのために情報連絡体制を確立して、迅速に被害情報等を収集、調査するとともに、これらを取りまとめて東京都へ報告する。 また、余震による二次災害を防止するためにも、危険な斜面や建物等の状況を把握し、必要に応じて安全措置や警戒を行う。さらに、災害救助法の適用や、被災者の罹災証明発行の基礎となる住家の被害認定調査を迅速に行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 情報連絡体制の確立					関係各部	各関係機関
第2節 地震情報等の収集、伝達					災対生活安全部	
第3節 被害情報等の収集、報告					災対生活安全部、 災対財政部、関係各部	各関係機関
第4節 各種の被害調査					災対生活安全部、 関係各部	各関係機関
第5節 被害情報等のとりまとめ					災対生活安全部 災対財政部	
第6節 東京都、国への被害報告					災対生活安全部	東京都総務局
第7節 危険箇所情報等の収集等					関係各部	各関係機関
第8節 住家の被害認定調査					災対財政部	消防署

第1節 情報連絡体制の確立

1 連絡窓口の統一

災対各部及び関係機関は、災害時の相互連絡窓口の統一を図るため災害情報通信用電話番号を指定するとともに、通信事務従事者を配置し、通信連絡に従事させる。

なお、指定する電話番号は、原則として、N T Tに事前登録された災害時優先電話を発信用、それ以外の一般電話から受信用として指定する。

2 通信機能の確保

災対各部は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能確保に努める。

災対契約資産部は、電話・F A X等の通信施設・設備の機能確認を行い、停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置を行う。

また、通信設備のうち防災無線の機能確認は、災対生活安全部、災対契約資産部が連携して行う。

3 通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		災害対策本部からの主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	関係機関等
	災害時優先電話	
	専用回線FAX	事務所
	行政情報ネットワーク(LAN等)、インターネット	庁内・各出先機関等
無線	東京都防災行政無線※1	東京都、関係機関、都内市町村
	市地域防災無線	市施設、避難所、市内関係機関、災害現場等
	市防災行政無線	屋外拡声子局及び戸別受信機で地域住民等や避難所等の公共施設へ一斉通報
	消防団無線	消防団
	携帯電話、衛星携帯電話	関係機関、災害現場等
口頭	連絡員による伝令	各部、市内関係機関等

※1 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

4 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を利用する。

(1) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信として、他機関の無線設備を利用して、通信の確保を図る。

利用 する 無線	○ 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象事務、鉄道事務、軌道事務、電気事業、鉱業を行う機関又は自衛隊の保有する無線 ○ 放送局の保有する無線 ○ 非常通信協議会の構成員の保有する無線 ○ その他無線局を有する機関の無線

(2) その他通信手段の活用

その他必要に応じて、伝令派遣、タクシー無線、アマチュア無線等を活用する。

(3) 防災無線の管理

災対生活安全部は、防災無線機器等の管理を行い、円滑な通信の確保に努める。

第2節 地震情報等の収集、伝達

1 地震情報等の収集、伝達

災対生活安全部は、地震を覚知したときは、地震計ネットワーク、東京都災害情報システム、テレビ等を利用し、市内や近隣地域の地震情報の収集を行うとともに、必要に応じて市長、副市長、関係各部長に報告、伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

また、災害原因に関する重要な情報について、東京都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する。

2 緊急地震速報の利用

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせて被害軽減を図ることを目的としたシステムである。市は、この情報を最大限に利用して、これを覚知した場合は、ただちに庁内に伝えるとともに、危険回避のための対応力向上に努める。

3 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

通報を受けた市長（災対生活安全部）は、東京都（総務局）及び気象庁に通報する。

第3節 被害情報等の収集、報告

1 関係各部の報告

関係各部は、速やかに関係機関、関係団体等と協力し、所管施設、所管事項を中心とした被害情報を収集するとともに、応急対策の活動状況とあわせて、災対生活安全部に報告する。

被害情報等の第一報は、地震発生後概ね1時間以内に行い、地震発生当日については、1時間ごとに定時報告を行う。

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
各 部	所属する職員が見聞きした情報を収集、整理し、災対生活安全部に報告する。	
災 対 生 活 安 全 部	東京都、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 消防署に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を東京都及び総務省消防庁に報告する。	

2 災対財政部の概況調査、報告

災対財政部は、地震発生直後から本部長の指示の有無にかかわらず、被災地の被災状況など災害情報の収集を行い、災対生活安全部に報告する。また、効果的な応急対策活動を行うため必要があると認めるときは、本部長は災対財政部に被災地の現地調査を指示する。

3 新たな手法による情報収集

市は、被害情報の収集を行う際、必要に応じてドローン等を活用した直接目視による収集のほか、LINE等のSNSを活用して市民から情報収集を行う。

第4節 各種の被害調査

1 被害調査

関係各部は、災害の危険性が解消した段階で、被害等に関する調査の総合調整を担う災対財政部と連携のうえ、所管施設、所管事項等に関する被害調査を行う。調査結果は、災害対策本部から指示する期間内に災対生活安全部に報告する。

調査事項				担当部
被災調査	人的被害・ 住家被害	人的被害	死者、行方不明者	災対市民部
			負傷者	災対健康医療部
		住家被害	災対財政部	
	上下水道施設 関係被害	上水道被害		災対水循環部
		下水道被害		
	公共土木 施設被害	道路施設 の被害	市道	災対道路交通部
			市道以外	災対都市計画・拠点整備部
		河川・水路施設の被害		災対水循環部
		砂防施設関係の被害		災対水循環部、災対道路交通部
	医療機関の被害			災対健康医療部
	商工関係・農林水産関係被害			災対産業振興部
	教育関係被害	学校関係の被害		災対学校教育部
文化財の被害		災対生涯学習スポーツ部		
参集途上の見聞情報				各部
被災地概況調査情報				災対財政部
市民からの通報情報				災対生活安全部
市有施設 緊急点検	本庁舎の被害			災対契約資産部
	所管施設関係 の被害	施設の被害		各施設所管部
		施設利用者等の被害		
関係機関の 通報、問い 合わせ情報	公共交通機関 の被害	公共交通機関の被害		災対都市計画・拠点整備部
	都心、多摩地区、近隣市町村等の被害状況			災対生活安全部

報告すべき事項	○ 災害の原因 ○ 災害が発生した日時 ○ 災害が発生した場所又は地域 ○ 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づく） ○ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・ 災害対策本部の設置状況 ・ 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資器材等） ・ その他必要事項 ○ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ○ その他必要な事項

報告の種類		入力期限	入力画面
発 災 通 知		即 時	被害第一報報告
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告、被害箇所報告
要 請 通 知		即 時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災 害 年 報		4 月 20 日	被害数値報告

2 国への被害報告

災对生活安全部は、国の火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、市域で震度5強以上の地震が発生した場合は、第一報として、被害の有無は問わず可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告は、原則として電子メールで行う。ただし、電子メールが使用不能になるなどで当該方法により報告ができない場合は、迅速性を最優先に電話等通信可能な方法により報告する。

第7節 危険箇所情報等の収集等

関係各部は、災害発生の有無の確認、二次災害防止の観点などから、次の危険箇所等には特に留意して情報収集や警戒対応を行う。

1 土砂災害警戒区域等の危険箇所

災対まちなみ整備部、災対水循環部、災対道路交通部、災対産業振興部、災对生活安全部は、次の土砂災害警戒区域等の危険箇所の現地の状況を把握し、周辺の情報を収集して災害対策本部へ報告する。報告後、災害対策本部の指示により安全措置を行うが、緊急を要し、指示を待ついとまがないときは、必要な安全措置を行う。

土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 の 危 険 箇 所	○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（災対水循環部・災対道路交通部・災対生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（災対まちなみ整備部・災対生活安全部） ○ 山地災害危険地区（災対産業振興部） ○ その他危険と認める箇所

2 危険建物等

災対まちなみ整備部、災対道路交通部は、余震により倒壊するおそれのある次の建物、ブロック塀等の状況を把握する。これら危険な建物やブロック塀には、危険標識設置や、立ち入り又は通行禁止などの安全措置を行う。

建物、ブロック塀 等の調査対象	○ 幹線道路沿道のもの ○ 小・中・義務教育学校通学路沿道のもの ○ 駅周辺地区 ○ その他担当部長が必要と認めるもの

3 都心区等の情報

災対生活安全部は、東京都災害情報システム（DIS）やラジオ等を通じて、都心区、多摩地区、近隣市町村の事業所、学校等の被害情報や安心情報、交通途絶による帰宅困難者に関する情報等の収集を行う。これらの情報は、市の応急対策活動に活かすとともに、必要に応じて災対戦略部を通じて市民に周知広報する。

第8節 住家の被害認定調査

災対財政部は、大規模な地震災害で多数の住家が被災したときは、他部の職員を調査員として招集するとともに、消防署との連携及び東京都、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、被災地の概況調査とは別に、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、罹災証明書の発行等のため、住家の被害認定調査を行う。

1 調査体制の確立

災対財政部は、次のような事前準備を行い、調査体制を確立する。

事前準備の内容	○ 調査実施計画策定 ○ 調査員の確保 ・市職員（財政部以外の職員も招集） ・他市町村への応援職員の派遣要請 ○ 調査備品等の準備 ・調査携帯品の調達、準備 ・「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（コピー）の用意 ・調査用地図の用意（住宅地図等） ・調査員運搬用車両の手配 ○ 参考資料の整理 ・被災建築物応急危険度判定による調査結果 ・消防署による火災の調査結果

2 調査活動

(1) 調査方法

住家被害の判定は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて、あらかじめ定めた調査方法により行い、都本部に報告する。

(2) 判定基準

住家被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行い、この判定に基づいて発行される罹災証明書が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられていることから、的確性、公平性が要求される。そのため、判定が困難なときは、東京都や国に助言を求めるとともに、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からの助言・協力を得て判定するなどして対応する。

(3) 被災者台帳、罹災証明書

災対財政部は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化して、罹災証明書の交付に備える。住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、罹災証明書交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成する。

なお、火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、消防署と連携を図る。

3 広報活動

災対財政部は、災対戦略部を通じて、住家の被害認定や罹災証明書の交付等に関する必要事項を広報する。

広 報 内 容	○ 調査の進捗状況 ○ 罹災証明の発行手続や発行時期、発行窓口、窓口受付時間等 ○ 第1次調査に不服のあるときの申請方法 ○ 罹災証明と被災証明・被災届出証明の相違点等（注1） ○ 住家被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等（注2）

注1）罹災証明と被災証明・被災届出証明の相違点等について

被災証明書・被災届出証明書は、住家に限定せず「被災した事実」や「被災の届出があったこと」を証明するものであるため、被害の度合いは証明されない。

一方、罹災証明書は、災害対策基本法に基づき交付されるもので、災害によって住家が破損した場合に、被害状況を調査（住家被害認定調査）したうえで、「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水」の範囲で被害の度合いを証明するものであり、各種被災者支援策適用の判断材料として幅広く活用されている。

注2）住家被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等について

住家の被害認定調査は、災害救助法に基づき被害程度を判断するもので、罹災証明の発行など各種の被災者救済措置の基礎資料となるものである。

一方、被災建築物応急危険度判定は、法律に基づく制度ではなく、あくまで余震等による二次災害の防止を目的として、事前登録された建築士等が防災ボランティアとして一定の技術基準に基づき、被災建築物の安全性を判断するものである。

このように上記の調査は、その目的、性格が異なるため、その結果は直接関連しない。しかし、阪神・淡路大震災など過去の災害においては、例えば、市民が応急危険度判定で「危険」と判定されないと、被害認定で「全壊」と認められないと考えて、「危険」の判定を求めるなどの混乱が生じている。

第3章 災害広報・広聴

章の概要	大規模な地震災害時には、市民に対して混乱や二次的被害を防止するため、被害の状況、ライフライン施設の被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等の正確な情報を提供するとともに、相談・要望・苦情などの広聴活動を実施する。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 災害広報・広聴					災対戦略部	各関係機関
第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表					災对生活安全部、 災対戦略部	報道機関

第1節 災害広報・広聴

1 市民への広報活動

災対戦略部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行う。関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を災対戦略部に提供する。

時 期	広 報 内 容
地震発生直後	○ 地震・気象情報 ○ 出火防止及び初期消火の呼びかけ ○ パニック防止、デマ情報への注意呼びかけ ○ 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 ○ 避難情報及び避難の方法等 ○ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況 ○ 要配慮者への支援、人命救助の呼びかけ ○ 被害状況や危険箇所に関する情報 ○ 学校等の措置状況 ○ 応急活動体制、応急対策活動の実施状況等
応急対策活動時	○ 地震、余震等の情報 ○ 建物倒壊・危険物流出等二次災害に対する避難指示 ○ 被害状況・道路交通状況等 ○ 避難所開設状況、医療機関の診療状況 ○ 食糧・飲料水の供給等の生活関連情報 ○ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 ○ 防疫・保健衛生措置状況 ○ 学校の休校・再開等の措置状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 防犯に関する注意喚起 ○ その他必要な事項

手 段	実 施 方 法
防 災 行 政 無 線	広報文を作成し、屋外スピーカー、戸別受信機、モバイルアプリを通じて市内全域又は必要に応じて地域別に放送する。
八 王 子 市 防災情報メール	登録者に災害情報を配信する。
広 報 車	必要に応じて市有車両、調達車両で出動・巡回し、広報を行う。
緊急速報メール	地震等災害発生時に該当エリア（市区町村単位）内にいる携帯電話に、一斉にメールで情報を配信する。
ソ ー シ ャ ル メ デ ィ ア	X（旧ツイッター）、LINEなどの情報を投稿・閲覧するインターネット上のサービスである。このサービスを利用し、防災情報メールに準じ、防災情報を投稿する。
市 職 員 に よ る 口 頭 伝 達	防災行政無線や広報車による広報活動では不十分と判断される地域に対し、無線機等を携帯した市職員が口頭で伝達する。 本庁管内地区は災対戦略部が、各事務所管内地区は各事務所が中心となり担当する。
ケーブルテレビ コミュニティ FM	ジェイコム東京、多摩テレビ及び八王子エフエムは、状況に応じて災害情報の広報活動を行う。
臨時災害 FM 放送	大地震などによる大規模災害が発生した場合に、市町村が開局する臨時の FM 放送局であり、周波数は、開局の都度、総務省により決定される。
その他テレビ等 の 放 送	必要に応じて、東京都が下記放送機関と締結している協定に基づき、東京都を通じて放送要請を行う。緊急やむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに東京都へ報告する。 日本放送協会、TBSテレビ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、Inter FM、日本テレビ、テレビ東京、フジテレビジョン、テレビ朝日、TOKYO MX、TBSラジオ&コミュニケーションズ、 ※ ラジオ・ライフラインネットワークによる放送 ライフライン6社（NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、東京電力グループ、東京ガスグループ、東京都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と連携して構築している恒久的ネットワークにより、必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。
広 報 紙 の 発 行	大規模な災害が発生したときは、速やかに臨時災害広報紙を定期的に発行するよう努める。 印刷した広報紙の配送やFAX送信等により市役所、各事務所、避難所等に配布し、各担当職員は被災者に対し掲示又は配布を行う。
八 王 子 市 ホームページ、 河 川 情 報 板	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。

2 被災記録の収集

災対戦略部は、広報活動とあわせて、災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等を行う。また、災対各部においても災害対応に伴う経過記録、写真記録等に努める。

3 関係機関の広報活動

市及び関係機関は、災害の状況に応じて相互に連携し、広報活動を行う。

関係機関名	主な広報内容
消 防	出火防止、初期消火の呼びかけ、救出救護及び要配慮者への支援 呼びかけ、火災・水災・避難指示等に関する情報、医療機関の診療情報等
警 察	災害情報、被害状況、交通規制、道路等の被害状況、今後の見通し、警備状況、犯罪の防止等
東京都水道局（多摩水道改革推進本部）	施設の被害状況、飲料水の確保状況、応急対策の基本方針、協力要請等
東京都下水道局（流域下水道本部）	施設の被害状況、復旧の見通し 下水道使用自粛、使用制限等
東京都生活文化スポーツ局	外国語による災害情報の提供
東京電力パワーグリッド	施設の被害状況、復旧の見通し、感電事故防止、避難時の漏電等による出火防止措置等
NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ	利用制限、仮設電話の設置、災害用伝言ダイヤル等の開設、復旧の見通し等
KDDI	通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請
東京ガスグループ	被害状況の提供（ガスの供給停止発生地域、復旧の見通し等） ○広報手段 テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体及び当社ホームページ、FAX等 ○周知活動 NHK、民放各社、地域のケーブルTV、FMに「マイコンメーター復帰方法」の映像を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客さまがご自身で復帰できるよう復帰操作をご案内する。ホームページ・ソーシャルメディア等では、大規模な地震災害発生時の都市ガス供給状況や、復旧進捗状況を地図上でお知らせする「復旧マイマップ」を掲載する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
JR東日本、京王電鉄、高尾登山電鉄、多摩都市モノレール	災害情報、施設の被害状況、列車の運行状況・不通区間、運転再開の見通し等
中日本高速道路	応急対策の状況、交通規制、避難方法等
京王電鉄バス、西東京バス、神奈川中央交通	災害情報、車両の運行状況・不通区間、運転再開の見通し等

4 市民からの広聴活動

災害時には、被災者からの相談・要望・苦情などを受け、適切な措置を実施するとともに、市災害応急対策や復旧・復興計画に対する意見等を市の災害対応の参考とする。

第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表

1 報道機関との連絡調整及び報道発表の準備

災対戦略部は、報道機関に対し、災害情報の提供・協力の要請を行う。その際、取材対応に関わる専門員を指定し、情報の一元化を図る。

また、市庁舎内に記者詰め所及び記者会見場を設置し、報道発表の準備を行う。

その際、情報の不統一を避けるため、発表内容の一元化を図る。

2 記者会見の実施

災対生活安全部は、災対戦略部と協力し、報道機関に対し、適宜、共同記者会見、資料提供等により災害情報の提供を行う。

発 表 者	内 容
本部長又は 災対生活安全部長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

第4章 応援要請

章の概要	大規模な地震災害が発生し、市だけでは対応できないときは、自衛隊、東京都、他市町村、民間団体、事業所等の応援活動が不可欠であり、そのために速やかな応援要請並びに受け入れを行う。 また、ボランティアや民間非営利団体（NPO）は、柔軟性やきめ細やかな特性をもち、行政とは異なる立場から被災者の救援等に多大な役割が期待される。このため、大規模災害においてボランティア等が効果的な活動を行えるように、その活動支援を行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等					災対生活安全部、関係各部	自衛隊、東京都
第2節 東京都、他市町村等への応援要請					災対生活安全部、災対戦略部	
第3節 民間団体、公共的団体等への協力要請					災対生活安全部、関係各部	
第4節 ボランティア等の活動支援					災対福祉部、災対市民活動推進部、関係各部	市社協
第5節 労働力の確保					災対総務部、関係各部	東京都、東京労働局
第6節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ					災対生活安全部、関係各部	警察署、消防署、東京都

第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、都知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

1 派遣要請依頼

市長（災対生活安全部）は、都知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、必要な事項を明らかにし、電話等をもって早急に連絡し、事後速やかに文書を提出する。

ただし、通信の途絶等により都知事に連絡できないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に直接通知することができる。

要請依頼先	東京都災害対策本部	
依 頼 に 必 要 な 事 項	○ 災害の状況 ○ 派遣を希望する期間 ○ その他参考となる事項	○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容

部隊名等	時間内連絡先	時間外連絡先
陸上自衛隊第1施設大隊 (東京都練馬区)	第3係主任又は連絡幹部 048(460)1711 内線 4830・4832	部隊当直司令 048(460)1711 内線 4898
航空自衛隊 (作戦システム運用隊) (横田)	企画部長又は防衛班長 042(553)6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊 当直 042(553)6611 内線 2348

2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

自衛隊の 活動内容	○ 被害状況の把握	○ 避難の援助	○ 避難者等の搜索援助
	○ 水防活動	○ 消防活動	○ 道路、水路の啓開
	○ 応急医療、救護、防疫	○ 人員及び物資の緊急輸送	○ 被災者生活支援
	○ 救援物資の無償貸付、譲与	○ 危険物の保安、除去	○ その他臨機の措置等

3 自衛隊の自主派遣

防衛大臣又はその指定する者並びに自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、都知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受け入れ

災対生活安全部は、自衛隊の派遣が確定したときは、関係各部と連携し、次の受け入れ体制を準備する。

項目	内容
連絡窓口	災対生活安全部から連絡担当者を定め、自衛隊に連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
受け入れ準備	○ 応援を求める作業についての計画を作成する。 ○ 関係各部と連携し、必要な資器材を準備する。 ○ 関係各部と連携し、作業に関係する施設の管理者等の了解を得る。 ○ 災対都市計画・拠点整備部に連絡し、ヘリポートの開設準備を要請する。
派遣部隊活動拠点	○ 上柚木公園 ○ 北野多目的広場 ○ 富士森公園 ○ 滝ガ原運動場 ※ 状況に応じて、自衛隊以外の活動拠点として活用する。

5 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

経 費 の 負 担 範 囲	○ 必要な資器材等の購入費、借上料及び修繕費 ○ 宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料 ○ 宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等 ○ 天幕等の管理換に伴う修理費 ○ その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。

6 撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収を要請するときは、都知事及び派遣部隊長と協議の上行う。

第2節 東京都、他市町村等への応援要請

1 受援総括班の設置

他自治体等への応援要請及び応援職員の受入れ（以下「受援」という。）業務を一元的に対応する専門部署として、受援総括班を設置する。

なお、受援総括班の構成及び業務の詳細については、八王子市災害時受援応援計画において、別途定めることとする。

2 東京都への要請

市長は、必要に応じて都知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

要 請 先	東京都本部（人員調整部門）
要 請 方 法	「応援要請シート」により応援を要請する 「応援要請シート」により応援を要請するいとまがないときは、電話等により東京都本部（人員調整部門）あてに口頭で要請し、後日速やかに提出する
要 請 事 項	○ 要請人数 ○ 期間 ○ 集合場所 ○ 活動内容 ○ 活動場所 ○ 応援職員に求める要件（職種、資格、経験） ○ 必要な資機材等

3 国の機関への要請

市長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。また、必要に応じて都知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づくあっせんを求める。

要 請 先	指定地方行政機関又は東京都災害対策本部
伝 達 方 法	文書（緊急のときは無線等で行い、事後文書送付）
伝 達 事 項	○ 災害の状況および派遣を要請する理由 ○ 派遣を要望する期間 ○ 派遣を希望する区域および活動内容 ○ その他参考となるべき事項

4 他市町村への要請

市長は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づく各種応援を要請する。

5 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、東京都及び他市町村からの派遣職員に対する経費負担は、災害対策基本法施行令 18 条に基づき行うが、その概要は次のとおりである。

区分	給与等の種別	経費負担	支払者
国	俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、公務災害補償又はこれらに相当するもの	国が派遣した職員に対して支給した額及び共済組合の事業に要する費用で国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受ける市が負担	国が支給
	退職手当、退職年金、退職一時金、共済制度による給付	国が負担	
	通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給夜勤手当、宿日直手当、義務教育教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又はこれらに相当するもの、災害派遣手当、旅費	市が負担	市が支給
東京都・区市町村	給料、手当（退職手当を除く）、旅費	市が負担	派遣した東京都・区市町村が支給
	退職手当、退職年金、退職一時金	派遣した東京都・区市町村が負担	

第3節 民間団体、公共的団体等への協力要請

1 民間団体等への協力要請

市は、必要に応じて民間団体、事業所等へ協力要請を行う。

要 請 内 容	☐ 非常通信、情報提供 ☐ 救助・救急活動 ☐ 医療救護活動、医薬品等の供給 ☐ 食糧、生活物資、飲料水、生活用水の供給 ☐ 燃料、搬送用自動車、建設資器材、労務等の提供 ☐ その他市が行う応急対策活動への協力支援
要 請 方 法	協定を締結している場合は、その定めるところによるが、緊急を要する場合は、次の事項について、把握できた範囲で口頭又は電話で要請する。 ☐ 活動の内容 ☐ 協力を希望する人数 ☐ 調達を要する資器材等 ☐ 協力を希望する地域、期間 ☐ その他参考となる事項

2 公共的団体、自主防災組織等への協力要請

公共的団体とは、赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所等をいう。

市は、必要に応じて関係各部と連携し、公共的団体、自主防災組織へ協力要請を行う。

協 力 業 務	☐ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合、市及び関係機関に連絡すること ☐ 災害に関する予警報その他情報を地域住民に伝達すること ☐ 震災時における広報広聴活動に協力すること ☐ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること ☐ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること ☐ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること ☐ 被災状況の調査に協力すること ☐ 被災区域内の秩序維持に協力すること ☐ 罹災証明書交付事務に協力すること ☐ その他の災害応急対策業務に協力すること

第4節 ボランティア等の活動支援

1 災害ボランティアセンターの設置

災対福祉部は、必要に応じて市社協に対し、一般ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、市社協との協働により運営を行う。

災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

設 置 場 所	☐ こども科学館
災害ボランティアセンターの役割	☐ ボランティアの募集・受け付け ☐ 市及び市民からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ☐ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ☐ ボランティア活動用のスペース・資器材の確保 ☐ ボランティア連絡会議の開催 ☐ 市との連絡調整 ☐ その他ボランティア活動について必要な活動

2 一般ボランティアの活動支援等

一般ボランティアの活動支援を必要とする部は、災害ボランティアセンターに要望等を連絡する。
なお、一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

一般ボランティアの活動内容	○ 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達 ○ 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配送） ○ 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供） ○ 地域内輸送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送） ○ 被災地外からの応援者に対する地理案内 ○ 災害廃棄物等の撤去 ○ その他被災者の生活支援に必要な活動

3 東京都の登録ボランティア等の活動

東京都は「東京都防災ボランティアに関する要綱」（平成7年5月）に基づく応急危険度判定員、防災（語学）ボランティア及び被災宅地危険度判定士の確保、「東京都建設防災ボランティア制度」に基づく建設防災ボランティアの確保に努めている。

関係各部は、必要に応じて、これら事前登録ボランティアの支援要請を行う。

《東京都の登録》 [市担当部]	要 件	活動内容
《応急危険度判定員》 [まちなみ整備部]	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住、又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
《防災（語学）ボランティア》 [市民活動推進部]	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
《建設防災ボランティア》 [道路交通部]	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握
《被災宅地危険度判定士》 [まちなみ整備部]	盛土規制法施行令第22条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施

また、警視庁、東京消防庁、日赤においてそれぞれ事前登録されたボランティアは、自主的に活動を行う。

《 登録 》 [機関名]	要 件	活動内容
《 交通規制支援 ボランティア 》 [警 視 庁]	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動
《 東京消防庁 災害時支援 ボランティア 》 [東京消防庁]	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1 災害時 東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。
《 東京都赤十字 ボランティア 》 [日赤東京都支部]	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
《 地域赤十字 奉仕団 》 [日赤東京都支部]	地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施
《 特別赤十字 奉仕団 》 [日赤東京都支部]	学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
《 赤十字個人 ボランティア 》 [日赤東京都支部]	日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

4 その他の専門ボランティアの活動

その他の専門ボランティアは、関係各部が受け入れ等の対応を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

その他の専門 ボランティア の活動内容	○ 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等） ○ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等） ○ 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等） ○ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等） ○ 通訳ボランティア（八王子国際協会 語学ボランティア、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者等） ○ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

5 市民活動団体（NPO等）への活動支援等

災対市民活動推進部は、災対福祉部と連携し、NPOなど市民活動団体に関する連絡調整、受け付け、活動支援等を行う。

第5節 労働力の確保

各部が行う災害対策のために必要な労働者については、市職員や防災関係機関、民間との連携協力により確保することが基本であるが、市独自で確保が困難若しくは不足を生じる場合は、必要とする人員を災対総務部がとりまとめ、次の方法で確保する。

1 雇上

災対総務部は、職業安定所及び公益財団法人東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに協力をもとめ、雑役土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速かつ、確実に雇上げる。

賃金は、公共事業設計労務単価表による。

2 労務供給の要請

災対総務部は、所要人員を東京労働局及び公益財団法人東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）を要請する。

労務供給を要請した部は、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、労働者の引き渡しを受ける。なお、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力するものとする。

賃金は、労務供給を要請した部においてあらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに労働者に対し支払うものとする。

3 退職職員への協力要請

市は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

第6節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ

市長（本部長）は、応援の申し出を受け、受入れる必要があると認めるときは、連絡員を指名し、受入れ体制を確保する。災対生活安全部は、応援隊の案内や配置、活動拠点の提供等に努める。

なお、大規模災害発生時、東京都は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各機関と緊密に連携を図ることとしている。また、東京都は、平常時から防災訓練等を通じ在日米軍や海外からの救援部隊の受入体制の整備に努めることとしている。

第5章 災害救助法の適用

章 の 概 要	大規模な地震災害時の災害救助は、災害救助法により国の責任において行われる。ここでは、災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続き等について明示する。

項 目	活動時期				実施担当	
	初 動	応 急	復 旧	復 興	市 担 当	関係機関等
第1節 災害救助法の適用 申請					災対生活安全部	東京都総務局
第2節 災害報告及び救助 実施状況の報告					災対生活安全部、 災対財政部、関係各部	東京都総務局

第1節 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

市長（災対生活安全部）は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。その場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって連絡し、後日改めて文書を提出する。

災 害 救 助 法 の 申 請 事 項	○ 災害発生の日時及び場所 ○ 災害の原因及び被害の状況 ○ 適用を要請する理由 ○ 適用を必要とする期間 ○ 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置 ○ その他必要な事項

2 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 150 世帯以上	第1項第1号
(2) 都内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	都内 2,500 世帯以上 かつ 市 75 世帯以上	第1項第2号
(3) 都内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	都内 12,000 世帯以上 かつ ※ 市多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、都知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

4 救助の実施者

災害救助法による救助業務は、都知事が実施者となるが、都知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、市長は、その他の事務についても、都知事が行う救助を補助するものとする。

なお、災害救助法が適用されない小規模な災害については、災害対策基本法第5条に基づき市町村の責務として市長が応急措置を行うこととなる。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、次のとおりであり、救助は現物で行うことが原則であるが、都知事が必要と認めたときは、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

なお、救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村や関係機関に通知することとなっている。災害救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、その基準の変更を申請できる。申請は都知事に対して行うが、期間の延長は定められた救助期間内に行う必要がある。

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

救 助 の 種 類	○ 避難所及び応急仮設住宅の供与 ○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ 被災者の救出 ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬 ○ 死体の搜索及び処理

第2節 災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく災害報告には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があり、市長（災対生活安全部）が、その都度、都知事に報告する。

また、災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務づけられている。このため関係各部は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、市長（本部長）に報告する。災対財政部は、関係各部からの報告に基づき所定の帳票調製を行う。

第6章 救助・救急・消防活動等

章の概要	大規模な地震が発生したときは、建物の倒壊等により、多数の者が生き埋めになるなどの事態が発生する。市は、これらの被災者を救助するため救助班を編成し、出動する。救助班は、災対消防部（消防団）、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、救助・救急活動を行う。行方不明者は、警察署が市と連携して把握し、関係機関等の協力を得て搜索活動を行う。 また、消防署、災対消防部（消防団）、市民、自主防災組織、事業所等は、同時多発火災が発生し、延焼火災に至らぬように、出火防止、初期消火等に努めるとともに、危険物、有毒ガス等の漏えいなどの拡大防止を図る。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 救助・救急活動の実施					災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部、災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、建設業協会、市民、自主防災組織、事業所
第2節 行方不明者の搜索					災対市民部 災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、自主防災組織
第3節 消防活動の実施					災対消防部	消防署、市民、自主防災組織、事業所
第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置					災対生活安全部、災対市民活動推進部、災対生涯学習スポーツ部、災対学校教育部、災対消防部、災対健康医療部、災対産業振興部	東京都、警察署、消防署、自主防災組織、事業所、国、J R貨物
第5節 水防対策					災対水循環部、災対道路交通部、災対生活安全部、災対消防部	関東地方整備局、東京都建設局（南多摩西部事務所）、消防署、警察署

第1節 救助・救急活動の実施

1 救助情報の収集

建物や崩壊土砂等の下敷きになっている要救助者を発見した者は、市、消防署、警察署等へ通報する。

2 市の救助活動

(1) 救助班の編成等

災対資源循環・環境部は、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部及び災対道路交通部とともに、災害の規模、状況等に応じて救助班を編成し、救助情報等に基づき災害現場に出動する。

災対消防部（消防団）は、各地域において自主防災組織や付近の住民の協力を得て、救助活動を行う。

(2) 救助活動の実施

救助班の班長は、救助資器材等を活用し、災対消防部（消防団）、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。建設重機や救助用器具などが必要なときは、建設業協会等に協力を要請する。

(3) 応援要請

市の救助班だけで救助が困難なときは、災対生活安全部を通じて、消防署、警察署、自衛隊等に応援を要請する。

消防署、警察署、自衛隊等の救助活動専門部隊が到着したあとは、現場指揮者の指示に基づき、救助者の搬送、付近の交通整理など、必要な活動に従事する。

(4) 情報提供

市は、人命救助活動の円滑化を図るため、東京都に安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

※ 市が提供可能と判断した情報に限る。

3 消防署・警察署の救助活動等

消防署、警察署は、災対消防部（消防団）、市の救助班、自主防災組織等と連携・協力し、被災者の救助活動等を行う。

機関名	救 助 活 動 内 容
消防署	○ 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 警察署、自衛隊、東京DMA T、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○ 市本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
警察署	○ 救出救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○ 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動にあたっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救助に万全を期する。

4 市民、自主防災組織、事業所の救助活動

市民、自主防災組織、事業所は、二次災害の発生に注意しながら、連携して地域及び事業所内の被害状況を把握し、要救助者の発見に努める。

建物や崩壊土砂等の下敷きとなっている者を発見した場合は、救出・救助資器材等を活用し、可能な限り協力して救助を行うとともに、消防署、警察署等へ通報し、救助隊が到着したときは、その指示に従い救助・救急活動に協力する。

5 救急活動

市の救助班（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）及び災対消防部（消防団）は、自主防災組織や付近の住民の協力を得て、被災現場から最寄りの緊急医療救護所まで救助者を搬送する。

重症者などを後方医療施設へ収容する必要があるときは、緊急医療救護所統括者の指示を仰ぐ。

第2節 行方不明者の搜索

1 行方不明者の把握

警察署は、市（災対市民部）と協力し、所在を確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、要搜索者（行方不明者）の名簿を作成する。

行方不明者名簿の作成要領	○ 災対市民部は、相談窓口や被災現場からの要搜索者情報を名簿に整理する。 ○ 名簿には、要搜索者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴を、可能な限り詳細に記録する。 ○ 名簿は、市と警察署で相互に連絡をとり、共有化を図る。 ○ 災対市民部は、要搜索者名簿を避難者名簿、診療記録簿、その他市で把握する安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。

2 行方不明者の搜索

警察署は、要搜索者名簿に基づき、消防署、自衛隊、災対消防部（消防団）、自主防災組織等の協力を得て、搜索活動を行う。

搜索活動	○ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。 ○ 搜索活動中に行方不明者又は遺体を発見したときは、直ちに警察署に連絡し、警察署は搜索依頼者に連絡する。 ○ 発見した遺体は、災害対策本部の指示により遺体収容所に収容する。（⇒ 第15章「遺体の収容、火葬等」参照） ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。

第3節 消防活動の実施

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

基本方針	○ 消防署、災対消防部（消防団）は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。 ○ 市民、自主防災組織、事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 ○ 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。

2 消防署の活動

(1) 消防署の活動態勢

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、第九消防方面本部に方面隊本部、八王子消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、災害に即応できる体制を確保している。

発災時には、これらの各本部が次の発令基準により震災消防活動態勢を確立する。

発令基準	活動態勢
震災第一非常配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	1 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 2 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(2) 関係機関等との連携

東京消防庁は、地震発生後の消防活動に際し、市、警察、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド等の関係機関との連携を強化して情報交換等を行い、ガス漏れ、通電再開による出火、放火等の事態を防止する。

(3) 消防活動の方針

消防署の震災消防活動方針は以下のとおり。

活動方針	○ 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(4) 消防応援

東京消防庁及び災対消防部（消防団）は、地震による同時多発火災等が発生し、運用可能な消防力で対応が困難なときは、消防組織法第 39 条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、任務を遂行する。

3 災対消防部（消防団）の活動

災対消防部（消防団）は、災害発生後、直ちに市本庁舎防災課内に団本部を設置する。各分団は、指定の部に分団本部を設置する。また、各分団員は、各所属部に参集する。活動に際しては、災対消防部長（消防団長）の命に従い、消防署等の関係機関と連携し、地域の実情に合わせた活動を行う。

災対消防部（消防団）の基本的な活動内容は、次のとおりである。

災 対 消 防 部 （消防団）の 活 動 内 容	○ 発災と同時に付近の住民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行うとともに、出火が認められたときは、住民と連携して初期消火を行う。 ○ 消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集と伝達を行う。 ○ 消防署隊と連携して消火活動、避難路等の防護活動を行う。 ○ 救助器具を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。 ○ 避難指示等が出されたときは、住民への伝達と避難者の安全確保、避難場所の防護活動を行う。

4 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生したときは、街頭消火器やスタンドパイプなどを活用した初期消火活動を行う。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防署、災対消防部（消防団）が到着したときは、その指示に従う。

5 事業所の活動

事業所は、火災が発生したときは、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

事 業 所 の 消 火 活 動 等	○ 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ○ 必要に応じた従業員、顧客等の避難 ○ 消防及び市への通報 ○ 周辺住民に対する必要な情報の伝達 ○ 立ち入り禁止措置等の実施

6 惨事ストレス対策

消火活動等を行う各機関は、惨事ストレス対策の実施に努める。

第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連携
東京消防庁 (八王子消防署)	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 ① 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

2 火薬類保管施設の応急措置

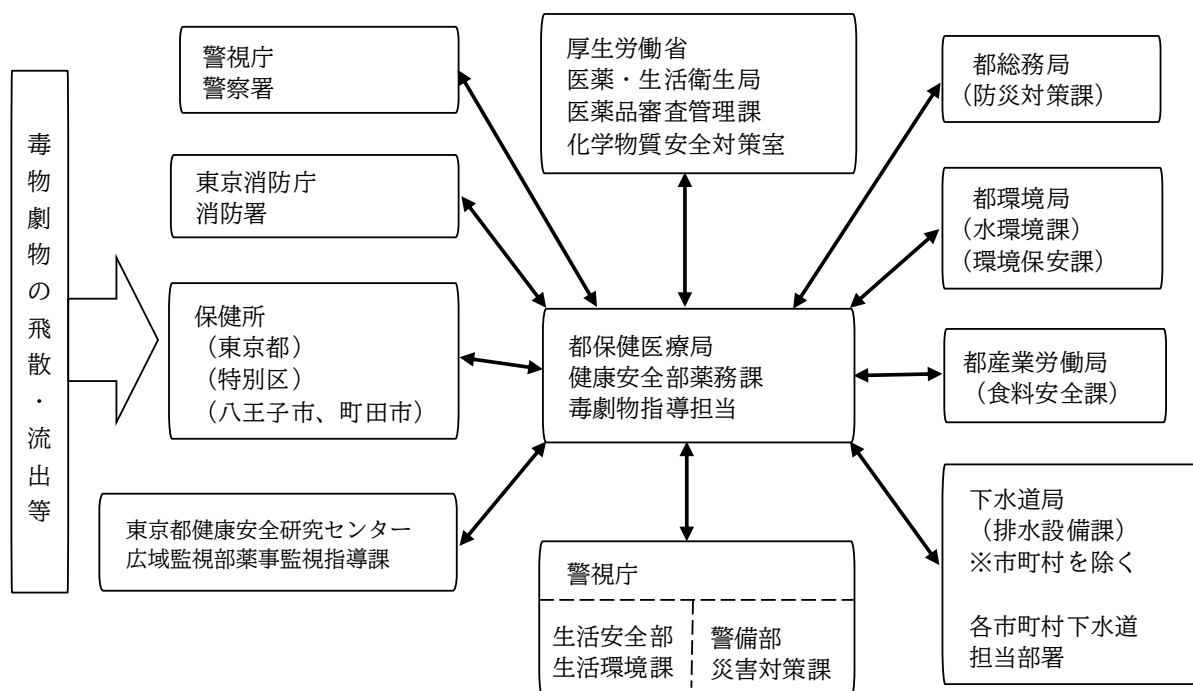
機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東京都環境局	① 火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合、または危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導する。 ② 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。 ③ 必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。
関東東北産業保安監督部	① 火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、または危険が予想される場合には、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行う。 ② 必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。

3 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東京都総務局	都県市境周辺で漏えい事故が発生したときは、「高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
東京都環境局	① 高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。 ② 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。 ③ 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命ずる。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ② 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	① 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ② 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報 ③ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ④ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。なお、応急対策は、前節の「消防活動の実施」により対処する。
関東東北産業保安監督部	① 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 東京都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。
東京都高圧ガス地域防災協議会	災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時応援連絡体制」に基づき、ガス種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。
防災事業所	高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動する。

4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

【機関別対応措置】



機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設、避難住民の保護 ④ 情報提供、関係機関との連絡
東京都保健医療局 八王子市保健所	① 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 ② 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ③ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ② 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	① 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ② 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の市への通報 ③ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ④ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前節「消防活動の実施」により対処する。

機 関 名	対応措置
東京都教育庁	発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 ① 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ② 出火防止及び初期消火活動 ③ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ④ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ⑤ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ⑥ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ⑦ 避難場所及び避難方法
東京都下水道局	① 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。 ② 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

5 石綿含有建築物等の応急措置

機 関 名	対応措置
市	① 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 ② 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 ③ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。
東京都環境局	① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

6 放射線等使用施設の応急措置

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。また、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

市は、関係機関との連絡を密にし、災害情報の収集、伝達に努める。

機 関 名	対応措置
市	関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡

機 関 名	対応措置
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者に要請する。また事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。 ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
東 京 都 保 健 医 療 局	R I 使用医療施設で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

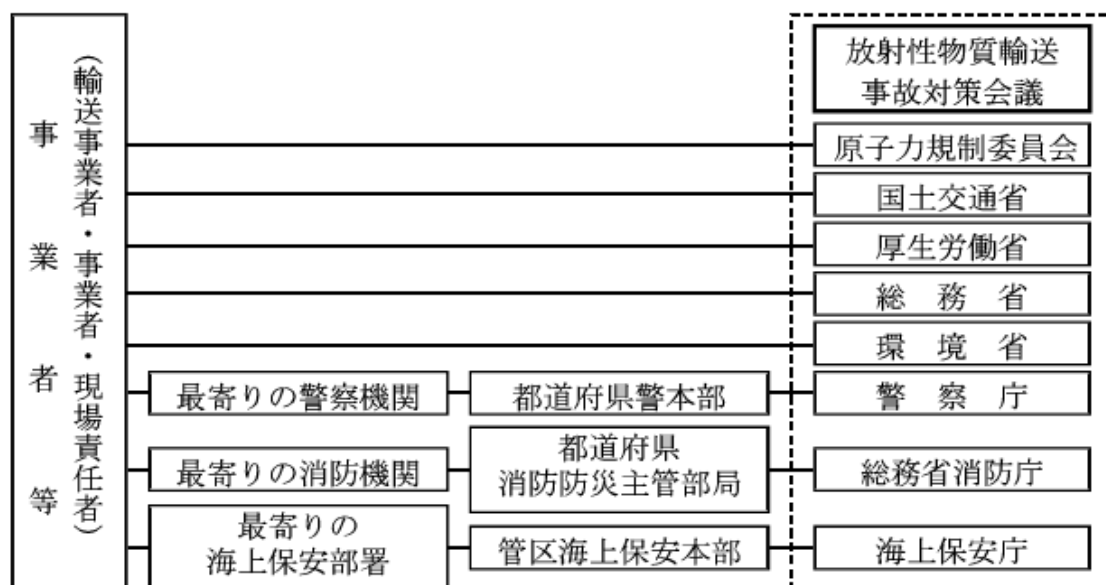
7 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物輸送車両の応急対策

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東 京 都 環 境 局	① 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ② 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。 ② 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ③ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	① 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 災害応急対策は、前節の「消防活動の実施」により対処する。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	① 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
関 東 運 輸 局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ① 災害発生時の緊急連絡設備の整備 ② 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ③ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
J R 貨 物	危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。



機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
国の各省庁 (原子力規制委員会) (国土交通省) (厚生労働省) (総務省) (環境省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁)	(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 ① 事故情報の収集、整理及び分析 ② 関係省庁の講ずべき措置 ③ 係官及び専門家の現地派遣 ④ 対外発表 ⑤ その他必要な事項 (2) 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

機 関 名	対応措置
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。 ② 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ③ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東 京 都 総 務 局	事故の通報を受けた東京都総務局は、東京都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。
第三管区海上保安本部	事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともにし、事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。措置を実施するために必要な体制を整備する。 また、海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行う。
そ の 他 (事業者等)	事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

8 特定動物等の逸走時対策

市は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走があった場合は、必要に応じて下表の措置を行う。

機 関 名	対応措置
市	① 住民に対する避難指示 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡

東京都は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、下表の関係機関の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対応措置
東 京 都 総 務 局	情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
東 京 都 保 健 医 療 局	情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。

機 関 名	対応措置
東京都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等の指導を行う。
東京都建設局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

第5節 水防対策

地震による堤防等の決壊による被害を防止するための、水防対策について定める。

1 水防組織

大規模地震発生後の水防組織は、災害対策本部が設置されているため、災害対策本部とする。

2 水防活動

機 関 名	水防活動の内容
市	地震により被災した河川堤防の状況に応じて、区域内の水防を十分果たすため活動する。(⇒ 第4編 第2章「市の水防活動」参照)
東京都建設局	(1) 水位の観測を行う。 (2) 管内の水防活動が十分行われるよう情報の連絡、交換を行い、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与えるなどその調整に当たる。また、他の水防機関との連絡、調整を行う。 (3) 堤防護岸の崩壊による災害の発生防止のため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	被災者の人命救助等にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	水防活動は、第3節「消防活動の実施」に準じて、人命救助を伴う水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案して水災活動にあたる。
関東地方整備局	地震により、河川管理施設及び許可工作物等が損壊した場合、被害状況を迅速に把握し、関係地方公共団体と協力して、浸水の防御あるいは被害を軽減する措置をとる等、水防活動が十分行われるよう努める。 (1) 水位の観測を行う。 (2) 水防警報等の発表及び連絡を行う。 (3) 他の水防機関との連絡、調整を行う。 (4) 被害情報の収集を行う。 (5) 堤防決壊拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。

第7章 医療救護活動

章の概要	大規模な地震災害時には、多数の負傷者に対処するため、医療救護活動拠点を設置するとともに、南多摩保健医療圏の東京都地域災害医療コーディネーター（以下「地域災害医療コーディネーター」という。）、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターと連携して、市医師会を中心とした関係機関等の協力を得て緊急医療救護所等を設置し、医療救護活動を行う。同時に医薬品、衛生材料及び資器材を確保するとともに、後方医療施設を確保し重症者等を搬送する。また、災害が長期化したときは、被災者の健康管理やメンタルヘルスケアなどの対応を行う。山間部等で孤立化した集落については、ヘリコプターを活用した救護体制を確保する。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 医療救護活動拠点の設置及び派遣要請の連絡調整					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都、地域災害医療コーディネーター
第2節 緊急医療救護所等の設置					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会
第3節 医療救護活動の実施					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都
第4節 医薬品、衛生材料及び資器材の確保					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都

第5節 負傷者の収容先の確保と重症者の搬送					災対健康医療部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部、災対資源循環・環境部	市災害医療コーディネーター、東京都、地域災害医療コーディネーター、消防署
第6節 被災者の保健対策					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都、地域災害医療コーディネーター
第7節 山間部における医療救護活動					災対健康医療部、災対生活安全部	東京都

【医療救護活動における活動時期（フェーズ区分）】

活動時期	フェーズ区分		想定される状況
初 動	0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
	1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
応 急	2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
復 旧	3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
復 興	4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
	5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

第1節 医療救護活動拠点の設置及び派遣応援要請の連絡調整

1 医療情報の収集伝達体制

市は、医療救護活動拠点を設置し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーター・市健康危機管理アドバイザーの助言を受け、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会及び東京都等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターに報告する。また、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知する。

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため医学的な助言を行う、東京都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために東京都が指定する医師 なお、八王子市は、町田市、日野市、多摩市、稲城市とともに南多摩保健医療圏を構成
市災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定する医師
市災害薬事コーディネーター	薬事の観点から市災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する
市健康危機管理アドバイザー	災害時において、市に対し医療救護活動やその他健康危機管理に関する助言を行う、災害医療に精通したアドバイザー
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

2 配備及び要請

震度6弱以上の地震が発生した場合は、市職員及び市医師会員等はあらかじめ指定された場所に集合する。

また、上記だけでは不十分と判断したときは、地域災害医療コーディネーターを通じて東京都に医療チーム等の派遣を要請する。

東京都は、地域災害医療コーディネーターを通じて市から派遣要請があったときに、医療チームを派遣する。

3 医師会の対応

市医師会は、市から医療救護活動の要請を受けたとき、又は医師会長が必要と認めたときは、次のように運営体制等を確立する。

運 営 体 制	○ 八王子市医師会館内に八王子市医師会医療救護対策本部を設置する。 ○ 本部、支部の要員及び組織構成は、市医師会の責任者が定める。 ○ 市の要請によらず市医師会長の判断で本部等を設置するときは、直ちに市へ通報する。

第2節 緊急医療救護所等の設置

1 緊急医療救護所等の設置場所

災対健康医療部は、市災害医療コーディネーター・市健康危機管理アドバイザーの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整するとともに、被害状況に応じて、緊急医療救護所等の設置場所を決定する。緊急医療救護所の設置場所は、災害拠点病院等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）の近接地等とする。避難所医療救護所は、原則として開設した避難所のうちから施設及び人的状況等を考慮して必要に応じて設置する。なお、被災現場付近の公共施設等も設置候補地とする。

緊急医療救護所等を設置したときは、東京都及び関係機関に通知するとともに、災対戦略部と連携し、速やかにその旨を市民等に周知する。

災害時における緊急医療救護所開設場所

No	施設名	住 所	機能区分		
			災害拠点病院	災害拠点連携病院	災害医療支援病院
1	東京医科大学 八王子医療センター	八王子市館町 1163	○	—	—
2	東海大学医学部附属八王子病院	八王子市石川町 1838	○	—	—
3	一般財団法人 仁和会総合病院	八王子市明神町 4-8-1	—	○	—
4	医療法人財団興和会 右田病院	八王子市暁町 1-48-18	—	○	—
5	医療法人社団東光会 八王子山王病院	八王子市中野山王 2-15-16	—	○	—
6	医療法人社団永生会 南多摩病院	八王子市散田町 3-10-1	—	○	—
7	医療法人社団清智会 清智会記念病院	八王子市子安町 3-24-15	—	○	—
8	医療法人社団八九十会 高月整形外科病院	八王子市高月町 360	—	○	—
9	医療法人社団親和会 野猿峠脳神経外科病院	八王子市下柚木 1974-1	—	○	—
10	医療法人社団KN I 北原国際病院	八王子市大和田町 1-7-23	—	○	—
11	医療法人社団永生会 永生病院	八王子市櫛田町 583-15	—	○	—
12	医療法人社団健心会 みなみ野循環器病院	八王子市兵衛 1-25-1	—	—	○
13	医療法人社団玉栄会 東京天使病院	八王子市上壱分方町 50-1	—	—	○
14	医療法人 永寿会 陵北病院	八王子市西寺方町 315	—	—	○

15	一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所*	八王子市南大沢 4-5	—	—	—

※災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う病院

※災害拠点連携病院：主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院

※災害医療支援病院：主に専門医療、慢性疾患への対応、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

※一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所は、医療機関ではないため、いずれの機能区分にも該当しないが緊急医療救護所を開設できる場所として記載。

2 緊急医療救護所の開設準備

市職員は、医薬品、衛生材料及び資器材等を保管場所から搬出し、緊急医療救護所の開設準備を行う。

3 医療関係スタッフの参集

緊急医療救護所等の関係スタッフは、発災後速やかに定められた緊急医療救護所等に自力で参集する。

第3節 医療救護活動の実施

市職員及び市医師会等々は、発災直後から負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに緊急医療救護所を設置する。また、必要に応じて避難所医療救護所で医療救護活動を実施する。

1 緊急医療救護所における活動

区 分	活動内容
医 療 救 護	○ 傷病者に対する応急処置 ○ 傷病者の傷害度、緊急度の判別（トリアージ） ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 死亡の確認 ○ 状況に応じて遺体の検案への協力
歯 科 医 療 救 護	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 検視、検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師	○ 緊急医療救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 限られた医薬品で最良の処方ができるよう、医師への処方アドバイス ○ 上記業務を円滑に行うため、必要に応じてモバイルファーマシーを活用する。

※ モバイルファーマシー：薬局機能を搭載し、大規模災害時にも調剤作業、医薬品の供給を可能とする災害対策医薬品供給車両

緊急医療救護所における班編成

運営部門

- ・情報連絡・通信班（情報収集・連絡調整・クロノロ記録）
 - ・人員・資材班（消耗品・資器材・人員の確保）
 - ・受付・誘導班（トリアージ班や軽症処置班への誘導業務）
- ※クロノロとは、クロノロジーの略で、物事を時系列に記録すること。

診療部門

- ・トリアージ班（傷病者へのトリアージ・記録業務）
- ・治療・診療班（軽症者（慢性疾患含む）に対する治療）
- ・薬剤班（調剤・服薬指導・医薬品管理）

2 避難所医療救護所における活動

区 分	活動内容
医 療 救 護	○ 傷病者に対する応急処置 ○ 被災者の健康に関するアドバイス ○ 医療救護班で対応できない患者の搬送・専門家への引き継ぎ ○ 感染症の蔓延防止 ○ 慢性疾患患者の処方、処方薬の取り寄せ
歯 科 医 療 救 護	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 避難所内における搬送困難な患者及び軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
薬 剤 師	○ 傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医薬品の仕分け、管理、供給手配 ○ 限られた医薬品で最良の処方ができるよう、医師への処方アドバイス ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 ○ 上記業務を円滑に行うため、必要に応じてモバイルファーマシーを活用する。

※ 助産救護については、対応可能な医療機関の情報提供を行うとともに、市外への搬送などについて、必要に応じ東京都と連携して対応していく。

※ 保健師等の活動については、第6節「被災者の保健対策」を参照。

第4節 医薬品、衛生材料及び資器材の確保

1 医薬品、衛生材料及び資器材の使用方針

緊急医療救護所における医薬品、衛生材料及び資器材の使用は、原則として次のとおりである。

使用 方 針	○ 災対健康医療部は、発災後速やかに災害薬事センター及び他自治体等からの医療救護班等の拠点である、医療救護活動拠点を設置する。 ○ 災対健康医療部は、備蓄する医薬品、衛生材料及び資器材を緊急医療救護所設置場所へ搬出する。 ○ 緊急医療救護所で使用する医薬品、衛生材料及び資器材は、市で確保することが原則であるが、必要により医師、歯科医師、薬剤師が携行したもの・病院に備え付けてあるものを使用した場合は、市がその費用を負担する。 ○ 東京都医療救護班は、原則として携行した医薬品、衛生材料及び資器材を使用する。

2 医薬品、衛生材料及び資器材の調達

災対健康医療部は、緊急医療救護所で使用する医薬品、衛生材料及び資器材の不足が生じたときは、協定に基づき市薬剤師会に要請するとともに、東京都に協力を要請する。

東京都は、直轄医療救護班用及び区市町村の補充用等に備蓄を行っており、要請に基づき対応する。

それでもなお不足が生じるときは、市は、市薬剤師会と協議のうえ、卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、東京都に調達を要請する。

卸売販売業者は、緊急医療救護所等で使用する医薬品を、各緊急医療救護所等へ納品する。

3 血液製剤等の確保

災対健康医療部は、血液製剤等が必要なときは、東京都に供給要請を行うとともに、市民へ献血の呼びかけを行う。

東京都は、必要に応じて、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）、献血供給事業団に血液製剤等の供給要請を行う。

4 ライフラインの維持

医療救護所及び医療機関で使用する水及び燃料は、他の施設に優先して確保する。

第5節 負傷者の収容先の確保と重症者の搬送

1 医療情報の収集

災対健康医療部は、市医師会等の協力を得て、市内の診療所、歯科診療所及び薬局の被害状況、活動状況等を可能な限り把握し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターへ報告するとともに、市内及び近隣の医療情報を収集するよう努める。

なお、情報収集方法は、次のとおりである。

種 別	情報収集方法
災害拠点病院 災害拠点連携病院 災害医療支援病院	市災害医療コーディネーターと市が連携し、地域防災無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。
診療所等	市災害医療コーディネーターと災対健康医療部が連携し、市医師会等との協力で収集する。

2 市外の医療施設の確保

市は、市内で重症者等の収容が困難な場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに対して収容先の確保を要請する。

3 重症者の搬送

緊急医療救護所等から災害拠点病院等への重症者の搬送は、消防署等のほか、市内医療機関の所有する病院救急車による搬送を要請する。また、必要に応じて市職員（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）が、車両を確保し搬送する。なお、必要に応じ、市災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターとの協議のうえ、市内病院が所有するDMA Tカーや緊急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）による搬送を要請する。

市災害医療コーディネーターは、緊急医療救護所統括者と連携をとり、緊急度に応じた搬送順位を決定するとともに、搬送先施設等の受入体制を確認し搬送する。

地域災害医療コーディネーターは、医療施設への搬送において、必要に応じてヘリコプターによる搬送を要請する。

第6節 被災者の保健対策

災対健康医療部は、次の役割を担い、保健対策を総合的に推進する。

- ① 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握
- ② 避難者や在宅生活者の健康相談
- ③ 環境・食品営業施設等の監視指導等
- ④ 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整
- ⑤ 保健衛生全般に関する「情報センター」としての被災住民や営業施設等に対する必要な情報提供
- ⑥ 被災者に対する適切な保健衛生活動のための関係機関との連携

1 保健活動拠点の設置

災対健康医療部は、保健活動拠点を設置し、医療救護活動拠点や関係機関と連携をとりながら保健活動に関わる情報を収集し、保健活動を行う。

2 避難所等での保健予防活動

災対健康医療部は、初動・応急期は、避難所からの医療相談に関する電話窓口を設置し、復旧期以降は保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し避難所等（避難所・野外テント・車中泊・自宅等）に派遣することで、被災者の健康保持を推進する。

また、必要に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師等による巡回診療を行う。

保健活動班は、医療救護班や巡回精神相談チーム、食品衛生指導班、環境衛生指導班、防疫班等との連携を図る。また、市の編成で不足するときは、東京都へ保健活動班の派遣を要請する。

避難所等における保健活動班の活動内容は、以下のとおりとする。

保 健 活 動 班 の 活 動 内 容	○ 健康相談、こころのケアの実施 ○ 感染症予防 ○ 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の予防、栄養指導、口腔ケア等の避難者の健康維持・増進活動についての支援・周知 ○ 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア ○ 健康調査の実施

3 メンタルヘルスケア

災対健康医療部は、東京都保健医療局をはじめ関係機関と連携し、精神障害者・精神疾患患者への対応として精神科病院との協力による精神保健活動を展開する。また、大規模な災害による被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(1) 精神障害者・精神疾患患者対策

ア 医療機関の情報把握

精神科病院・診療所の外来実施状況については、東京都と連携し、把握・提供できるよう努める。

イ 入院患者対策

被災した精神科病院の入院患者については、東京都や精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域への精神科病院への転院を図る。

ウ その他緊急に精神科医療が必要な被災者について、東京都や巡回精神相談チームと連携して対応する。

(2) メンタルヘルスケア

保健活動班を編成し、被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。また、巡回精神相談チームを必要に応じて避難所等へ派遣する。巡回精神相談チームは保健活動班と連携する。

なお、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

4 透析患者・難病患者への対応

(1) 透析患者への対応

災対健康医療部は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、災害時透析医療ネットワークや市医師会と連携し、市内の医療機関の被災の状況、透析医療の可否等について情報の収集・把握に努め、東京都保健医療局と情報共有する。東京都は東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供するとともに、被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。また、東京都は他県市

への支援要請について必要な調整を図る。

災対水循環部は、医療機関向けの、水の優先的供給に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

災対健康医療部は、関係機関と連携し、在宅難病患者の安否確認、搬送及び救護の体制を確保し、対応する。

5 在宅人工呼吸器使用者への対応

災対健康医療部は、訪問看護ステーション、自主防災組織、町会・自治会等と連携して、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認等を行う。

また、在宅人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。なお、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。

6 医療情報の提供

災対健康医療部は、市災害医療コーディネーター等と連携し、被災者総合相談窓口において市内で診療可能な医療機関等の情報提供を行うとともに、医療相談に応じる。

7 応援チームの編成

災対健康医療部は、応援要請した他自治体等からの公衆衛生専門職（医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等）を受け入れ、必要なチームを編成する。

第7節 山間部における医療救護活動

山間部では、地震等により道路の寸断や通信線の断線が発生し、集落が孤立するおそれがある。孤立地区における負傷者への応急医療活動は、まずその地区内で行うが、地区に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。この場合、ヘリコプターによる搬送手段を活用し、災害拠点病院等へ搬送し救命医療を施す必要があるが、地区によってはヘリコプター離着陸場がない場合もあるため、以下のとおり行う。

1 医療スタッフの派遣等

(1) 災対健康医療部は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を東京都に要請する。

(2) 東京都は、要請に応じ東京都立病院機構、東京都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、東京都は災害の状況に応じて東京DMA Tの出場調整を行う。

2 ヘリコプターの活用

- (1) 災対健康医療部は、災対生活安全部を通じて、東京都に対しヘリコプターによる負傷者等の搬送を要請する。
- (2) 東京都は、市から要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関に搬送する。
- (3) 東京都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においてもヘリコプターの活用を図る。
- (4) 市は、ヘリコプター離着陸場がない場合は、ヘリコプターのホイスト（※）を行える地点を確保する。
※ 救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内まで吊り上げること。

3 ドローンの活用

市は、地震による道路の寸断や通信線の断線等により孤立化した被災者に対し、ドローンを活用した医薬品や医療資器材、緊急物資等の搬送体制を整える。

第8章 交通・輸送対策

章の概要	大規模な地震が発生したときは、道路損壊や倒壊建物等の道路障害物による道路不通が発生するとともに、所定の交通規制も実施され、緊急車両以外の通行は規制される。このため、市及び関係機関は、連携して道路障害物の除去等を行い、緊急輸送道路（※）を確保するとともに、必要な車両、人員等の確保や地域内輸送拠点、臨時ヘリポート等を設置して、避難所等への緊急輸送活動を行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 交通情報の収集、道路規制					災対都市計画・拠点整備部、災対道路交通部	警察署、道路管理者 交通安全協会
第2節 緊急輸送道路等の確保					災対道路交通部	警察署、道路管理者、 建設業協会
第3節 緊急通行車両の確認申請					災対契約資産部・関係各部	警察署
第4節 車両、燃料の確保、配車					災対契約資産部	東京都トラック協会 多摩支部
第5節 緊急輸送の実施					災対契約資産部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部	東京都トラック協会 多摩支部
第6節 地域内輸送拠点の設置					災対産業振興部	
第7節 臨時ヘリポートの開設					災対都市計画・拠点整備部	

※ 緊急輸送道路とは、東京都が定めた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する路線に、市が防災活動上必要な路線として指定した路線を加えた道路。

第1節 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集、交通輸送計画

災対都市計画・拠点整備部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各部に伝達する。特に、緊急輸送道路の状況については、警察署、関係機関と密接な連絡をとる。

また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡する。

2 警視庁の交通規制

(1) 第1次交通規制

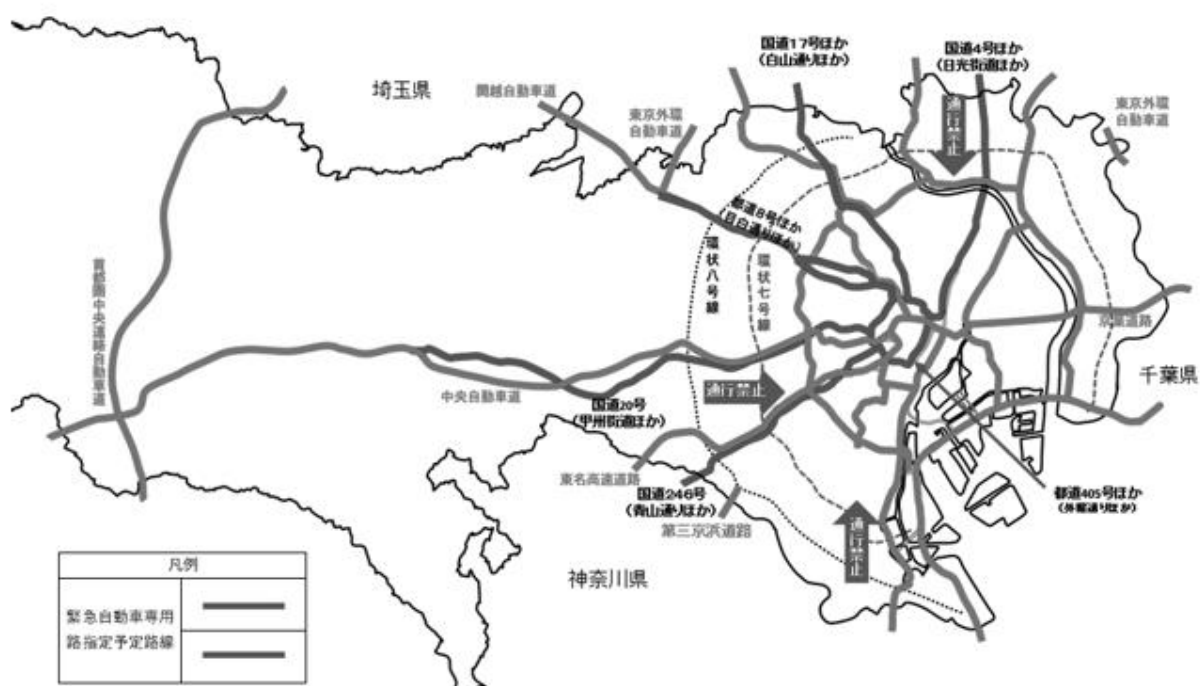
警視庁は、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察

官が認知したとき、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の第1次交通規制を行う。

第1次交通規制（災害発生直後）	※緊急自動車専用路指定予定路線
① 環状七号線内側への一般車両の流入禁止 ② 環状八号線内側への一般車両の流入抑制 ③ 緊急自動車専用路の指定 ④ 被災状況に応じて、①②③の交通規制を拡大若しくは縮小 ⑤ 緊急自動車専用路指定予定路線※を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する	国道4号ほか（日光街道ほか） 国道20号（甲州街道ほか） 都道8号（目白通り） 都道8号（新目白通り） 国道17号ほか（白山通りほか） 国道246号（青山通りほか） 都道405号ほか（外堀通りほか） 首都高速道路・東京高速道路株式会社線・ 自動車専用道路・高速自動車国道

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



(2) 第2次交通規制

警視庁は、被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路※」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。緊急通行路指定予定路線は次表のとおり。

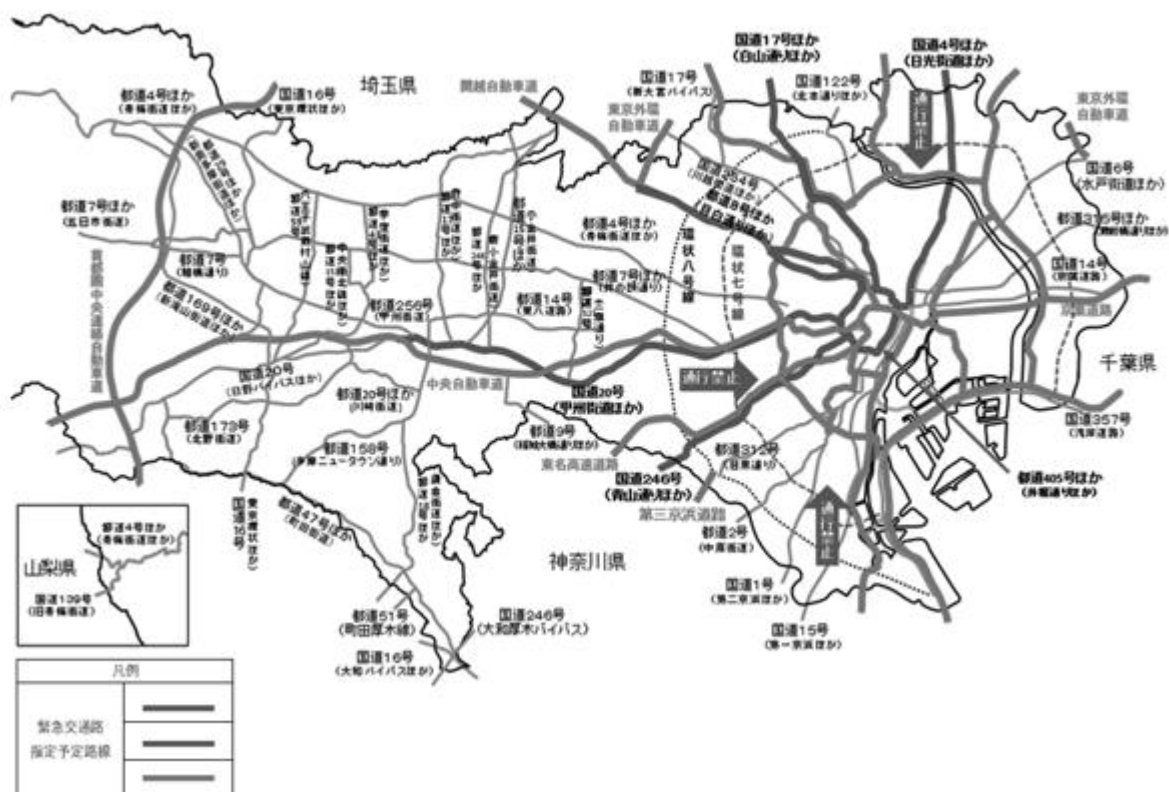
※緊急交通路

災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急通行路指定予定路線			
国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道1号 (第二京浜ほか)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号 (井の頭通り)	都道312通り (目黒通り)
		都道7号 (睦橋通り)	
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
	国道16号 (東京環状)		
	国道16号 (大和バイパスほか)		
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号 (府中街道ほか)	都道18号 (鎌倉街道ほか)	都道20号 (川崎街道)	都道29号ほか (真奥多摩街道ほか)
都道43号 (芋窪街道ほか)	都道47号 (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号 (三鷹通り)	都道153号 (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号 (北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道246号 (甲州街道)	

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



3 その他の交通規制

道路管理者等は、道路の被害状況等に応じて交通規制を行う。

災対道路交通部は、市道の道路管理者として被害状況を把握し、必要に応じて危険箇所の交通規制を行う。

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	都内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3

警 察 官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

4 交通規制の実施等

(1) 警察

警察は、交通規制の要員確保や装備資器材等の効果的な活用等により、適切な交通規制の実施に努める。

また、現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

(2) 市

災対都市計画・拠点整備部は、警察と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努める。

交通規制に関する留意点	○ 主要な玄関口となる中央自動車道八王子インターチェンジ周辺に、交通・輸送の拠点施設を確保する。 ○ 道路通行の負荷を軽減するため、路上障害物の仮置場、車両一時待避スペース等の確保に努める。

(3) 交通安全協会

交通安全協会は、緊急交通路の確保のために、指定主要交差点に要員を配置し、交通規制の支援活動を行う。

支援活動	○ 警察官が行う交通規制、交通整理、誘導等の補助 ○ 交通広報活動 ○ 交通規制資器材の搬送及び設置の補助 ○ 通行許可書の発行の補助 ○ その他の支援活動

指定主要交差点

八王子警察署管内	高尾警察署管内	南大沢警察署管内
大和田四丁目	町田街道入口	片倉町
八幡町	並木町	相原
八日町	高尾山入口	打越町
追分町	館町	坂下
左入町	医療センター入口	片倉高校入口
左入橋	山王坂	新浅川橋南詰
谷野街道入口		
本郷横丁		
中央高速八王子インター上り		

(4) 運転者のとるべき措置

警察及び市は、交通規制の実施に関し、運転者がとるべき措置について広報を行う。

運 転 者 の と る べ き 措 置	1 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。 2 現に車両を運転中の運転手は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路に若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。 3 高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。 ① あわてずに減速した後、右車線を緊急通行車両の通行車線として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを切る。 ② カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。 ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。 ④ カーラジオ、交通情報板等による警察や高速道路会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。 4 やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大鉄則を守る。 ① 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。 ② エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。 ③ 窓を閉め、ドアはロックしない。 ④ 貴重品を車内に残さない。

5 代替交通手段の確保要請

災対都市計画・拠点整備部は、災害により鉄道の運行が停止したとき、又は道路交通規制による一般自家用車両の通行自粛を徹底するため、必要に応じて関係機関に代替交通手段の確保を要請する。

要 請 内 容 等	○ 鉄道不通区間の代替バスの運行、臨時ダイヤの運行等を要請する。 ○ バス・タクシーの専用車線の指定を要請する。 ○ 相乗りを含む多人数利用タクシーの営業を要請する。

6 貸出用自転車の提供

災対道路交通部は、市域に道路交通規制等が実施され必要と認めたときは、関係各部と協力し、市民向けに自転車の貸出サービスを行う。

活動内容	○ 関係団体、事業者等に保有自転車の提供を要請する。 ○ 保管期限が過ぎた放置自転車を使用するために必要な手続きを行う。 ○ 自転車の貸し出し、返却、保管を行う拠点施設を確保する。 ○ ボランティアに対し、自転車の貸し出しサービスの運営協力を要請する。 ○ 市民に対し、貸出サービスの広報を行う。 ○ その他提供サービスに必要な活動を行う。

第2節 緊急輸送道路等の確保

1 緊急輸送道路

災対道路交通部は、各道路管理者及び建設業協会等と連携して市域の緊急輸送道路※の状況を把握し、交通規制や障害物除去（啓開）作業により緊急輸送道路を確保する。

なお、各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

※緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

(1) 東京都建設局が指定したもの

大地震時における緊急輸送を円滑に実施するため、優先的に道路啓開を行う道路を東京都建設局が定めたもの。優先順位順に第1次～第3次の緊急輸送道路を定めている。

また、緊急輸送道路には指定していないが、道路警戒を優先的に行う道路として道路障害物除去作業路線を定めている。

※詳しい指定箇所は、地域防災計画別冊を参照

(2) 市が独自に指定したもの

市の災害対応を円滑に実施するため、東京都の緊急輸送道路とは別に優先的に道路啓開を行う道路を市独自に定めたもの。

	路 線 名	区 間		道路 管理者
		始 点	終 点	
1	市幹線1級10号線 (かすみ学園通り)	甲の原体育館	都道洲上日野線接続部	市
2	市幹線1級17号線 (北大通り)	大和田橋南詰交差点	追分町交差点	市
3	市幹線1級21号線	八王子市役所北交差点	稲荷坂南交差点	市
4	市幹線1級21号線	市役所入口	市民体育館交差点	市
5	市道八王子588号線	都道八王子武蔵村山線接続部	国土交通省相武国道事務所	市
6	市道由井378号線 市道横山442号線	八王子市斎場入口交差点	八王子市斎場	市

2 緊急医療救護所等への道路

災対道路交通部は、警察署、各道路管理者及び建設業協会と連携し、緊急医療救護所、災害拠点病院・災害拠点連携病院等の周辺道路についても、障害物除去（啓開）作業により確保する。

3 その他の道路

災対道路交通部は、道路及び道路施設等に倒壊や崩壊により入り込み、早急に除去する必要がある障害物について、各道路管理者及び建設業協会と連携し、除去する。

第3節 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（標章及び確認証明書の交付）を受ける必要があることからその手続き等を行う。（事前に標章及び確認証明書の交付を受けている車両を除く）

緊急通行車両の種類	○ 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 ○ 道路交通法第 39 条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両 ○ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両 ○ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両 ○ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） ○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 ○ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車 ○ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車 ○ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両 ○ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両 ○ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両 ○ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両 ○ 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

2 緊急通行車両の確認申請

災対契約資産部は、災害対策に使用する車両について、警察署に対して緊急通行車両の確認申出を行い、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、令和5年8月31日以前（災害発生前における緊急通行車両の確認に係る運用が変更される前）に緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両は、警察署に緊急通行車両等事前届出済証を提示することで緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができる。

交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第4節 車両、燃料の確保、配車

1 市による車両、燃料の調達

災対契約資産部は、必要な車両の確保、市の燃料の調達を行う。市で保有する車両のみでは不十分と認めるときは、東京都トラック協会多摩支部等に対し、車両、人員の応援要請を行うとともに、東京都に調達あっせんを要請する。

2 東京都トラック協会多摩支部の対応

東京都トラック協会多摩支部は、市から要請を受けたときは、次のように運営体制等を確立して

加盟会員が保有する車両、人員を提供するとともに、災対契約資産部と連携し、応急対策活動に必要な輸送活動の支援を行う。

運 営 体 制 等	○ 市役所本庁舎内に東京都トラック協会多摩支部八王子対策本部を設置する。 ○ 本部の要員及び組織構成は、東京都トラック協会多摩支部の責任者が定める。 ○ 会員各社は、事前に定める計画により、本庁舎に車両、人員を集結させ、輸送活動に従事する。

3 配 車

災対契約資産部は、災对生活安全部と連携し、被害状況、災害活動内容等を踏まえ、市保有車両の配車を決定するとともに、車両が不足する場合にはトラック協会等から応援を受けた車両を総合的に調整し、配車する。

なお、車両の運行に必要な人員は、原則として各部の要員をあてる。

輸 送 の 優 先 対 象	○ 被災者の救出救助、医療救護のための対策要員、資器材 ○ 被災者の避難のための対策要員、資器材 ○ その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資 ○ 後方医療施設へ搬送する傷病者、要配慮者等 ○ 拠点施設の応急復旧のための要員及び資器材 ○ 飲料水、食糧等生命維持に必要な物資 ○ 救助物資、生活必需品等 ○ 遺体の搜索及び処理のための物資及び遺体 ○ 埋葬のための物資 ○ その他災害対策に必要な要員及び物資

第5節 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の分担

災対都市計画・拠点整備部は、被害状況や道路規制の状況等を考慮し、交通輸送計画を作成する。

関係各部は、配車を受けて分担された輸送活動を行うが、不足するときは災対契約資産部にその旨を連絡する。災対契約資産部は、東京都トラック協会多摩支部等の協力を得て、必要な車両を確保するとともに、状況に応じて各部が行う輸送の応援や特に分担の定めのない輸送を行う。

輸送区分	輸 送 先	輸送分担（担当部）
食糧、水（ペットボトル） 生活物資	避難所、医療機関等	災対産業振興部
水	避難所、医療機関等	災対水循環部、災対資源循環・ 環境部 東京都水道局
仮設トイレ	避難所、医療機関等	災対水循環部
医薬品、医療資器材	緊急医療救護所、医療救護所	災対健康医療部

2 車両以外の輸送

災対都市計画・拠点整備部は、道路被害等により車両輸送が困難なときや緊急を要するときなどで、ヘリコプター等の車両以外の輸送手段の活用が有効と考えられるときには、関係各部と連携して、より有効な輸送手段による輸送計画を作成し、災害対策本部を通じて関係機関への要請を行う。

車 両 以 外 の 輸 送 手 段	○ 自衛隊、東京都等のヘリコプターによる輸送 ○ 鉄道（ＪＲ東日本、ＪＲ貨物、京王電鉄等）による輸送

3 輸送業務の業者委託

災対契約資産部は、必要に応じて輸送業者との委託業務に関する事務を行う。

4 緊急輸送ネットワーク

東京都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点（各防災関係機関の主要施設）と他県及び指定拠点相互間を結ぶ、緊急輸送ネットワークの整備を行っている。

緊急輸送ネットワークの分類	目 的	説 明
① 第一次緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中枢を担う都本庁舎、東京都立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
② 第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送道路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送道路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
③ 第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、東京都備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

第6節 地域内輸送拠点の設置

災対産業振興部は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は東京都、他市町村からの救援物資の受け入れのため、必要に応じて地域内輸送拠点を開設する。地域内輸送拠点は、調達した物資の容量に応じて下表のうち必要な施設に設置する。

地域内輸送拠点では、ボランティア等の協力を得て、物資の受け入れ、仕分け、保管等を行う。

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ（IC）
甲の原体育館	中央自動車道八王子 IC
あったかホール	中央自動車道 八王子 IC
片倉つどいの森公園	八王子バイパス 打越 IC

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ（IC）
南大沢文化会館	八王子バイパス 鏈水 IC（八王子方面より）
総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	首都圏中央連絡自動車道 高尾山 IC

第7節 臨時ヘリポートの開設

災対都市計画・拠点整備部は、災害対策本部の指示に基づきヘリポートを使用する機関と連携して臨時ヘリポートを開設する。

また、災対都市計画・拠点整備部は、ヘリポートの開設に備え、事前に候補地及び周辺地域の被害状況等を把握し、必要な措置を講じておくものとする。

第9章 避難対策

章の概要	大規模な地震災害時に、延焼火災やその他の危険から市民を守るため、市長は、必要に応じて避難指示等を発令し、安全な場所に避難誘導を行う。 また、家屋等が被害を受けて住めなくなった市民や市内で被災した市外の者を臨時に受け入れ、保護するために、担当者を派遣して避難所を速やかに開設する。 避難所の運営は、災害初動期には、市の避難所運営職員が教職員等の協力を得て行うが、長期化が見込まれるときは、避難者自身がボランティア等の協力を得て自主運営できるよう努めていく。なお、運営については、要配慮者や女性の視点にも配慮する。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 避難の指示等					災对生活安全部	警察署、消防署、自衛隊
第2節 避難誘導					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、災対消防部	警察署、消防署、 自主防災組織
第3節 避難所等の開設					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、避難所主管部 外の避難所運営職員	施設管理者、教職員
第4節 避難所の運営					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、避難所主管部 外の避難所運営職員、 関係各部	ボランティア、自主防災 組織
第5節 感染症流行時に おける避難所運営					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、避難所主管部 外の避難所運営職員、 関係各部	ボランティア、自主防災 組織

第6節 被災者の他地区等への移送				災对生活安全部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対福祉部	東京都、警察署、消防署、自衛隊、自主防災組織

第1節 避難の指示等

1 基本方針

大規模な地震災害時には、次のような広域避難場所等を有効に活用して避難対策を行い、被災者の生命と身体の安全を保護する。

区 分	指定緊急避難場所・指定避難所の定義 (避難場所 ・ 避難所)	指定施設
指定緊急避難場所 (広域避難場所)	大規模な災害時に発生する延焼火災やその他の有毒ガスなどの危険から避難者の生命を保護するためのオープンスペースである。	浅川河川敷、大規模公園、大学等を指定
指定緊急避難場所 (一時避難場所)	様子をみるために、とりあえず避難する場所で、正確な情報を得て、地域ぐるみで防災活動を行う拠点である。また、広域避難場所へ避難するときの集結地点でもある。	市立の全小・中・義務教育学校、市内の全都立高等学校の校庭等を指定
指 定 避 難 所 (避 難 所)	災害が発生した場合や発生する可能性が高まった場合に、市民の安全を確保する役割や被害が復旧されるまで、住家を失った市民等が臨時に生活する場としての役割を持つ施設である。	市立の全小・中・義務教育学校、市民センター、富士森体育館、市内の全都立高等学校等を指定
指 定 福 祉 避 難 所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための避難所である。なお、受け入れる被災者等は事前に特定をする。	市内の特別支援学校
協 定 福 祉 避 難 所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための二次的な避難所である。	市内協定先の社会福祉施設等
一 時 滞 在 施 設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。	J : COMホール八王子（市民会館）、芸術文化会館（いちようホール）等を指定

※緊急避難先

災害発生時、又は発生の恐れのある場合、市民が時間的に余裕がないなどの理由から指定緊急避難場所等への避難が困難となった場合、公共又は民間施設等を活用し、緊急的かつ一時的に避難をする場所をいう。

なお、本市独自の取組みとして行うことから、災害対策基本法等の法令に基づく指定は行わない。

2 避難の指示等

(1) 避難指示等の発令

市長ほか次の者は、緊急避難の必要を認めたときは、避難指示等を発令する。

災対生活安全部は、市長が避難指示等を発令するときは、災対戦略部、関係機関等と連携し、その事務及び広報伝達を行う。

避難指示等の広報伝達は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、モバイルアプリ、ソーシャルメディア、広報車、市職員・消防団員による巡回等のほか、関係地域のすべての人に伝わるように、ケーブルテレビやテレビ・ラジオ等放送機関その他報道機関の協力を得るなど、あらゆる手段を活用するよう努める。

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、日本語に不慣れな外国人等の要配慮者に対しては、地域住民等の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

※ 地震による堤防等の決壊のおそれ、または土砂災害の危険等で避難指示等を発令する場合は、第4編第9章第2節「避難の体制及び避難指示等」を参照する。

発 令 者	避難の指示を行う要件	根拠法令
本 部 長 (市 長)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認める とき、避難指示等を行う。	災害対策基本法 第 60 条
警 察 官	市長が避難のための立ち退きを指示することができ ないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、避 難の指示を行い、その旨を直ちに市長に通知する。	災害対策基本法 第 61 条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に 重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要すると き、避難の指示を行い、その旨を公安委員会に報告す る。	警察官職務執行 法（昭和23年法律 第136号）第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危 険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき、 避難の指示を行い、その旨を長官の指定する者に報告 する。	自衛隊法第 94 条
知 事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったとき、市長に代わって避難指 示を行う。この場合、事務の代行を開始又は終了したと きは、その旨を公示する。	災害対策基本法 第 60 条
知事、その命を受け た職員、水防管理者	洪水等により著しい危険が切迫していると認められ るとき、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の 者に対し、避難のために立ち退くべき指示を行う。	水防法第 29 条

注1) 消防職員は、市長の委任を受けて、居住者等に対して避難のための立ち退きの指示を
することができる。（根拠法令：地方自治法第153条第1項）

(2) 避難指示等の内容等

避難指示等は、次の内容を明らかにして行う。

また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

避難指示の内容	○ 避難対象地域（町丁目名、施設名等） ○ 避難対象者（立退き避難が必要な住民） ○ 避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所等） ○ 避難先（避難経路、安全な方向、避難場所の名称等）

	☐ 緊急安全確保に関する措置 ☐ その他避難行動時の注意事項 (携行品、要配慮者への支援呼びかけ等)

(3) 東京都への報告

災対生活安全部は、避難の措置及び解除の状況について、避難状況表により記録し、速やかに東京都災害対策本部に報告する。

報告事項	☐ 発令者 ☐ 発令の理由と発令の日時 ☐ 避難の対象地域 ☐ 避難地 ☐ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

本部長ほか次の者は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定に関する事務、広報伝達は、前述した「避難の指示等」に準じて行う。

種類	発令者	設定要件	根拠法令
警戒区域	本部長 (市長)	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条
	警察官	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき なお、警戒区域を設定した場合、直ちに市長に通知する。	
	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき なお、警戒区域を設定した場合、直ちに市長に通知する。	
火災警戒区域	消防署長	火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫しているとき	消防法第23条の2
警戒区域の設定が必要とされる場所の事例	☐ 土砂災害の危険が及ぶと予想される地域 (土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区等) ☐ 大規模建物の倒壊により危険が及ぶと予想される地域 ☐ 施設被害等により爆発、有毒ガス、放射線の危険が及ぶと予想される地域 ☐ その他災害から地域の居住者等の保護を図る必要がある地域		

第2節 避難誘導

1 危険地域からの避難誘導

(1) 避難誘導の方針

避難指示等が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会、自治会、事業所単位

に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織のリーダーや事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある広域避難場所等に誘導する（２段階避難方式）。

避難指示等を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、広域避難場所への直接避難も行う。

避難指示等が発令されて対象地域内の市民等が避難するとき、又は避難場所が危険となり他の場所へ再避難するときなどは、次の方針で避難者の安全な避難誘導を行う。

避難誘導の方針	○ 状況が許す限りあらかじめ経路の安全を確認する。 ○ 避難は徒歩とし、自動車による避難は禁止する。 ○ 携帯品は必要最小限のものに限定する。 ○ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の避難を優先する。 ○ 被災動物にも配慮する。

(2) 市の活動

市は、消防署、警察署、自主防災組織等と連携し、任務分担に基づき避難誘導を行う。

なお、避難の状況については、適宜、災対生活安全部長へ報告する。

(3) 消防署、警察署の活動

区 分	活 動 内 容
消 防 署	○ 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合において避難の指示等及びその後の市への通報を行う。 ○ 避難指示等が発令されたときは、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、警察署等に通報する。 ○ 避難指示等がなされたときは、広報車等の活用により、避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難路等の安全確保に努める。
警 察 署	○ 避難路等に警戒員を配置するなど、現場における個別広報や地域住民の避難誘導にあたる。 ○ 地域住民や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を行う。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に表示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。 ○ 広域避難場所では所要の警戒員を配置し、関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集、広報活動、行方不明者等の把握、危険と認めた場合の再避難の措置等を行い、秩序維持に努める。

(4) 施設、事業所等の活動

施設、事業所の管理者、責任者等は、必要に応じ、職員、施設利用者、来客者等を安全な場所に避難誘導する。

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

携 帯 品 等 の 目 安	○ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの） ○ 食糧、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、簡易トイレ、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯充電器等 ○ マスク等（感染症流行時） ○ 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等 ○ 家族に要配慮者がいるときは、その援護に必要なもの ○ ヘルプカード、ヘルプマーク ○ その他現金等少量の貴重品以外の荷物は携行しないこと

3 要配慮者対策

高齢者や障害者、日本語に不慣れな外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮し、災対生活安全部、災対福祉部、災対市民活動推進部、その他関係災対各部が連携を図り、自主防災組織等の協力を得て適切に避難誘導を行うとともに、安否確認を行う。

第3節 避難所等の開設

1 避難所の開設

避難所の開設は、市が指定している避難所の中から市長が必要に応じて決定することを基本とし、避難所運営職員が施設管理者等の協力を得て実施する。また、勤務時間内において緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

また、避難所の施設管理者等は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。避難所が被害を受けている場合には、避難所としての使用可否の確認のため、災害対策本部に応急危険度判定員の支援要請をする。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

指定避難所の区分	担 当 部
市立の小・中・義務教育学校、 稲荷山行政資料保管等施設（旧 稲荷山小学校）	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
市内の都立高等学校	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
富士森体育館	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部

指定避難所の区分	担 当 部
市民センター、デジタルハリウッド大学	災対市民活動推進部
夕やけ小やけふれあいの里	災対産業振興部
福祉避難所	災対福祉部

（注）避難所の開設状況によっては、担当部間で相互に応援する。

2 避難所管理責任者

避難所に管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数、被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを把握し自主防災組織や関係機関との連携に努めるとともに、管理運営に際して、女性・要配慮者の視点に配慮する。

3 避難所内事務室の開設

避難所運営職員は、避難所となる施設内に事務室を開設し、表示を掲げて運営拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

4 避難所開設の報告

避難所運営職員は、避難所を開設したときは、避難所・救護所開設状況速報により、避難所主管部を通じて災对生活安全部に報告を行う。

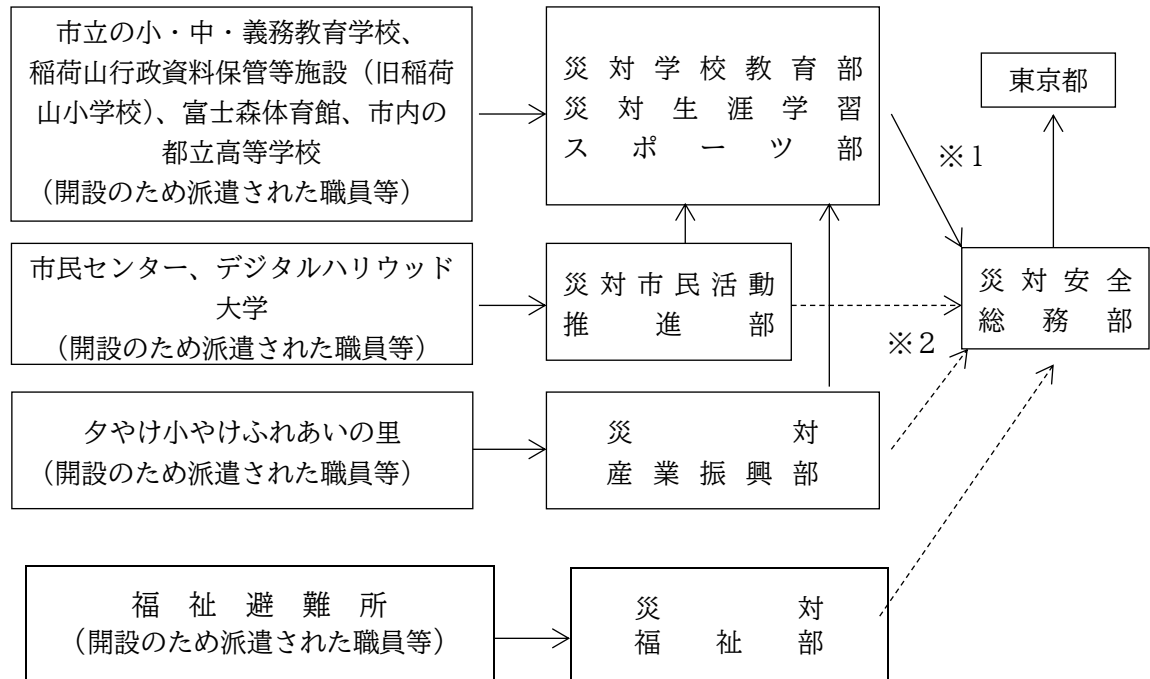
災对生活安全部は、東京都福祉局に連絡する。東京都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行うとともに、警察署、消防署等関係機関に連絡する。

また、福祉避難所を開設したときは、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）等を、速やかに所定の様式により、東京都及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

避難所開設 の報告事項	☐ 避難所開設の日時及び場所 ☐ 箇所数及び収容人数 ☐ 開設予定期間

避難所報告の伝達系統図



※1 災对学校教育部で集約のうえ災对生活安全部へ報告

※2 災对生活安全部へ伝達が遅れる場合は、災对学校教育部とともに災对生活安全部へ直接報告

5 避難者の受け入れ

(1) 受け入れ場所

避難所運営職員は、施設の責任者等と協議し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。

受け入れにおいては、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携するとともに、女性・要配慮者に配慮する。また、被災者の多様な性の在り方も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

(2) 野外受け入れ施設の開設

避難所主管部は、避難所施設が不足するときは、災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント等）の開設に努める。

野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、東京都に調達を依頼する。

野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(3) 緊急避難先の開設

発災時、避難所等への避難が困難となった被災者の緊急的かつ一時的な避難先として、事前に協定等で締結した公共又は民間施設等の開設に努める。

なお、市民がその場に留まる期間は、周囲の危険が無くなり、自宅や避難所等に移動が可能になった時までとする。

(4) 福祉避難所の開設

発災時、迅速に福祉避難所を開設できるよう、協定先施設等と連携した対応を行うなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

第4節 避難所の運営

1 運営担当

避難所の運営は、避難所運営職員が教職員等の協力を得て実施する。

避難所生活が長期化するときは、災害ボランティアセンター等と連携して、避難所で活動するボランティアを活用するとともに、自主防災組織、町会・自治会等にも運営の協力を要請し、避難所運営が円滑かつ統一的行われるよう連携を図り、避難者自身による自主運営の形態が確立できるよう努める。

なお、運営にあたっては、多様な性の在り方を踏まえ、男女双方が参画するとともに、責任者やリーダー等に女性を複数名加えるよう配慮する。

2 避難者カード・名簿の作成

避難所運営職員は、避難所ごとの避難者に係る情報を早期に把握するため、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にデータ化するなどして、安否・避難者情報として活用する。また、ホームページへの掲載等による情報発信を行う場合には、DVやストーカー被害等の理由から掲載を希望されない方もいることから、避難者カードに個人情報の開示・非開示について本人確認欄を設け、個人情報に配慮する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防・救助等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性が高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

3 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所運営職員は、地区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

協力要請事項	○ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知 ○ 飲料水、食糧、生活物資の配布活動等の補助 ○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ ○ 防疫活動等への協力 ○ 施設の保全管理等

4 飲料水、食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所運営職員は、飲料水、食糧、生活物資等の必要量を、避難所主管部を通じて災対水循環部及び災対産業振興部に連絡する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

被災者に対する食糧・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市の備蓄又は調達する食糧等を支給し、炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定める基準に従って行う。

5 運営記録の作成、報告

避難所運営職員は、避難所の運営記録を作成し、1日1回、避難所主管部へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

6 広報活動、相談受け付け等

避難所運営職員は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないように広報活動を行う。また、避難者の各種要望や相談を受け付けて対応する。

なお、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、災対戦略部は、臨時広報紙を発行する。また、避難所運営職員は、テレビ・ラジオ等の設置、特設公衆電話、インターネット、FAX等を用いて、被災者の特性に応じた情報提供手段の確保を図る。

7 要配慮者への配慮

災対福祉部及び災対学校教育部は、避難所運営職員、ボランティア等と連携し、高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者に十分配慮した避難所運営に努め、次のような対策を行う。

要 配 慮 者 対 策	○ 要配慮者の心身双方の健康状態への特段の配慮 ○ ヘルプカードの活用などによる障害特性や個々の状態、ニーズの把握 ○ 要配慮者専用スペースの確保 ○ 要配慮者の特性に応じて必要となる物品の確保 ○ 必要に応じ協定福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣 ○ 避難所から協定福祉避難所への移送手段の確保 ○ 男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等への配慮 ○ 要配慮者のニーズに応じた食事への配慮

8 避難所における多言語対応

災対市民活動推進部は、避難所における日本語に不慣れな外国人に対するコミュニケーションが円滑に図れるよう、コミュニケーション支援ボードや、ICTの活用、語学ボランティアの派遣要請など、避難所における多言語対応を支援する。

また、日本語に不慣れな外国人の避難状況を踏まえ、必要に応じて、開設した避難所の中から多言語支援強化施設を選定し、指定する。

9 避難所生活環境の整備

避難所運営職員は、関係各部の協力を得て、避難所生活環境を良好に保つため、次のような対策を行う。

避難所生活 環境の整備 対 策	○ 市民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況の把握 ○ 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域の設定 ○ 避難住民の生活環境上必要な物品の確保 ○ 相談窓口の設置、医師や看護師、助産師等による巡回、その他必要な保健活動の実施

避難所生活環境の整備対策	○ プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等を調査・確認 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法について助言・指導 ○ 避難所の運営における女性の参画の推進、男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等への配慮（特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、トイレの設置場所、性暴力防止の周知、男女ペアによる防犯パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上といった避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営の実施） ○ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項の周知 ○ インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策の実施 ○ 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の発生予防に向けた注意喚起の実施 ○ 防火担当責任者の指定等、防火安全対策の実施 ○ 同行避難動物の把握、安全な飼育場所の確保、フードやケージ等の必要な物品の確保、鳴き声や臭い等に配慮した飼育管理の実施

10 長期化への対応

避難所運営職員は、関係各部の協力を得て、避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

長期化への対策	○ 自主運営体制の構築（女性の視点にも配慮） ○ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立 ○ 冷暖房器具、洗濯機等の家電の確保 ○ ごみ箱等の設置、仮設トイレの設置場所への配慮、入浴施設の確保等による良好な衛生状態の確保 ○ 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等 ○ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難者の旅館やホテル等への移動の検討等 ○ 避難者の健康管理 ○ 避難者の栄養管理 ○ 避難者のメンタルヘルス ○ 避難所生活の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応

11 指定避難所以外の被災者への対策

在宅、野外テント、車中泊等の市が指定した避難所以外へ避難をしている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置を講じる。

※ 車中泊については、東京都では認めることは困難であるとしていることから、実施をする際は、被害状況等を踏まえ慎重に判断し、適切な広報を行う。

(1) 在宅避難、車中泊等への対応

自宅等の住家に避難している在宅避難者や車中泊、市の開設していない野外テント泊等（市が開設

している避難所外へ避難している被災者）に係る情報収集に努め、可能な限り食糧等の提供を行う。

なお、車中泊等への避難者には静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等への健康管理に係る注意喚起を行う。

(2) 市指定避難所外施設における避難者対応

町会・自治会の会館等、市の指定する避難所以外の施設に避難している被災者等に係る情報収集に努め、可能な限り指定避難所に準じて物資の提供等を行う。

12 避難所の統合、廃止

災害対策本部は、災害の復旧状況、避難所人数の減少状況等を総合的に考慮し、関係各部との調整を図り、避難所の統合及び廃止を決定する。

避難所主管部は、災害対策本部の指示に基づき、避難所の統合及び廃止を行う。

第5節 感染症流行時における避難所運営

警戒が必要な感染症が流行しているときに避難所を開設する際は、避難所内での集団感染や感染拡大による災害関連死を防ぐため感染防止対策の徹底を図る。

なお、感染症対策は、流行している感染症によって注意すべきことが変わることから、国や東京都の通知に基づき柔軟な対応に努める。

1 可能な限り多くの避難スペースの確保

- (1) 学校、市民センター等の避難所は、体育館以外の教室、会議室等も活用して十分な避難スペースを確保する。
- (2) 発災した災害や被災者の状況等によっては、指定避難所以外の施設を避難所として開設するなど、通常よりも多くの避難所を開設することに努める。

2 在宅避難等の周知

避難所での過密状態を防止するため、次のことを周知する。

- (1) 避難所は住家を失った市民等が一定期間生活を行うための施設であり、自宅での生活に危険等がなければ在宅避難を行うこと。
- (2) 親戚や友人宅等への避難について検討すること。

3 避難者の健康状態の確認

- (1) 避難者の健康状態は、避難時に聞き取り調査等を行うと共に、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認を行う。
- (2) 発熱、息苦しさ、強いだるさなど、健康状態に異常がある場合は、速やかに申し出るように避難者へ徹底するとともに、救急診療に相談・受診するように周知する。

4 発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

- (1) 発熱、咳等の症状が出た避難者のために、専用のスペースを確保する。

- (2) 専用スペースは可能な限り個室を用意できるように努め、難しい場合は、動線から隔離し、他の避難者と接触ができないようにパーテーションで区切る等の対応を行う。

5 手洗い、咳エチケット等の徹底

避難者及び避難所運営にかかわる者は、頻繁に手洗いや手指消毒用アルコールを使用するとともに、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を行う。

6 避難所の衛生環境確保

ドアや手すり等といった多くの人が触る場所や物品等は、定期的（目に見える汚れがある場合はその都度）に清掃するなど、避難所内の衛生環境をできる限り整える。

7 十分な換気の実施、スペースの確保

- (1) 避難所内は十分な換気に努める。
 (2) 避難者家族ごとに十分な間隔が確保できるようにし、避難者同士が接近しないように配慮する。

8 感染者専用避難施設

- (1) 感染症の自宅療養者等が立ち退き避難をする必要が生じた場合は、専用の避難施設を開設することに努める。
 (2) 感染者専用避難施設を開設した時には、保健師等により避難者及び避難施設従事者の健康管理を行うとともに、徹底した環境衛生対策を行う。また、避難施設内は、パーテーションやテントで区画化して避難者が互いに接触しない配置とする。

第6節 被災者の他地区等への移送

1 孤立地区からの全集落集団避難

災対生活安全部は、大規模地震発生により市内の山間部において、全集落集団避難が必要となった場合は、東京都及び自衛隊、バス輸送業者等関係機関に協力を要請し、おおむね以下のとおり行う。

- 移送先となる避難所は、集落単位に受け入れ可能な施設を最優先し、必ずしも同一事務所管内にある指定避難所にこだわらないものとする。
- 移送手段は、バス、ヘリコプターを活用する。

2 市外他地区への移送

本部長（市長）は、市内の避難所への受け入れが困難な被災者について、市外他地区（近隣の非被災地若しくは小被災地又は隣接県）への移送を、知事（東京都福祉局）に要請する。

移送方法は、東京都と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、東京都財務局調達のバス等を中心に、東京都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

この場合、本部長（市長）は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

第10章 帰宅困難者対策

章の概要	大規模な地震災害時に、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することができない通勤者、通学者、観光客、旅行者等の帰宅困難者等に対し、市、公共交通機関、警察署・消防署並びに駅周辺事業者等は、相互に連携し、情報提供や一時滞在施設の提供等の支援を行うとともに、一斉帰宅の抑制を図り、市内主要駅周辺の混乱防止に努める。

項目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市担当	関係機関等
第1節 駅周辺の混乱防止策					災对生活安全部、災対戦略部、災対市民部	東京都、ＪＲ東日本、京王電鉄、多摩都市モノレール、バス事業者、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会
第2節 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ					災对生活安全部、災対市民活動推進部、災対市民部、災対健康医療部、災対子ども家庭部、災対産業振興部、災対道路交通部、災対生涯学習スポーツ部	東京都、ＪＲ東日本、京王電鉄、警察署、消防署、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会、事業所等
第3節 事業所における帰宅困難者対策					災对生活安全部	事業所等

第1節 駅周辺の混乱防止策

1 滞留者の一斉帰宅抑制

災对生活安全部は、災対戦略部と連携し、震災発生直後から市内の滞留者に対して報道機関やSNS等を活用して迅速に安全確保のための行動を呼びかけるとともに、一時滞在施設の開設の要否を判断するため、混雑状況や被害状況、公共交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全状況等を情報収集して、東京都災害情報システム（DIS）等で東京都と適宜情報を共有する。また、市内主要駅周辺の滞留者情報を収集し、公共交通機関の運行状況に応じて一斉帰宅の抑制等を広報周知して混乱防止を図る。

公共交通機関の責任者等は、地震災害時に利用者等を最寄りの安全な場所へ誘導するとともに、市、警察署・消防署並びに駅周辺事業者等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 滞留者抑止に関する情報提供

災対市民部は、クリエイトホール内消費生活センター及び八王子駅南口総合事務所に情報拠点を開設し、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の情報・帰宅支援情報を提供する。

また、八王子駅周辺の中心市街地では滞留者の集中により通信の輻輳が想定されるなか、市が中心市街地に提供している公衆無線LANサービス（Hachioji Free Wi-Fi）の災害時切替え機能により容易にインターネットに接続できる環境が整備されていることから、災対生活安全部及び災対戦略部は、公共交通機関の運行状況や一時滞在施設に関する情報を市ホームページやSNSにより地図上で表示するなど、滞留者の混乱防止を図るための周知を行う。

3 情報連絡体制の構築

災対生活安全部及び災対市民部は、帰宅困難者の動向に大きな影響を与える公共交通機関の運行状況について、市内主要駅近隣の市施設から情報収集を行うとともに、東京都、交通事業者と連携して情報を共有し、市内滞留者に適切に情報発信を行う。

第2節 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

災対生活安全部は、一時滞在施設の開設が必要になった場合、あらかじめ指定した一時滞在施設の施設管理者等に開設を要請する。また、一時滞在施設の開設要請後、開設、運営状況を東京都災害情報システム（DIS）等で東京都に報告する。

一時滞在施設の施設管理者等は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。施設に被害が見受けられるが、危険度の判定を実施することが困難な場合には、一時滞在施設としての使用可否の確認のため、災害対策本部に応急危険度判定員の支援要請をする。

また、一時滞在施設の施設管理者等は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、災対生活安全部からの要請等を受け、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、受入れスペースや立入禁止区域の設定、施設利用案内の表示、通信手段を確保して一時滞在施設を開設し、災対生活安全部に開設の報告を行う。

なお、新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症が流行しているときは、避難所における感染症対策に準じた対応に努めるものとする。

2 一時滞在施設への誘導

市は一時滞在施設を開設したときは、警察署、消防署、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会と連携して、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導する。

3 一時滞在施設の運営

一時滞在施設の施設管理者等は、帰宅困難者を受け入れたとき、女性、要配慮者等に配慮したスペース配置、救護所設置等の保健衛生活動、水・食糧、備蓄品等の供給、情報収集と受入者への伝達に努め、災対生活安全部へ受入状況の報告等を行う。また、公共交通機関の運行状況等の帰宅支援情報を提供し、受入者の帰宅誘導を行う。

なお、災対生活安全部は、一時滞在施設に備蓄している食糧・物資等に不足が見込まれる場合に

は速やかに必要数を手配する。

※ 一時滞在施設の開設期間は、受入れた帰宅困難者が安全に帰宅できるまでの間、原則として最大3日間程度とする。

一時滞在施設	○ 八王子駅北口地下自由通路	○ 八王子城跡ガイダンス施設
	○ J：COMホール八王子（市民会館）	
	○ 東浅川保健福祉センター	○ クリエイトホール
	○ 総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	
	○ 南大沢文化会館	○ 高尾 599 ミュージアム
	○ 芸術文化会館（いちょうホール）	

※都施設及び民間施設については別冊を参照。

施設利用案内の掲示項目	○ 共助の観点から管理者が一時的に施設を開放していること
	○ 一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者等の指示に従うとともに、施設管理者等が責任を負えない場合もあることを理解したうえで、施設内において行動すること
	○ 余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者等の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること
	○ 負傷者の治療等、施設において対応できない事項

第3節 事業所等における帰宅困難者対策

1 事業所等における帰宅困難者対策

事業所等の責任者は、交通情報等を収集して被害状況を把握し、従業員等が一斉に帰宅して救助・救出活動の妨げとならないよう東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ一斉帰宅の抑制等を行う。

また、従業員等に対して、仮泊場所、水、食糧、生活必需品等の確保（3日分）などに努める。

なお、事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない帰宅困難者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。また、事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努めるとともに、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助になるよう努める。

2 学校等における対応

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

3 徒歩帰宅者の支援

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。

その際、市は、東京都、関係団体及び事業所等と連携し、都が指定した都立学校等及び協定を締結しているコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ファミリーレストラン等で水道水・トイレ・災害情報の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」を周知して、帰宅困難者の秩序立った徒歩帰宅を支援する。

第11章 要配慮者等対策

章の概要	大規模震災時には、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者及び日本語に不慣れな外国人は、健常者と比べてより一層大きな生活上の制約、困難等が生じる。このため、災害後、直ちに避難行動要支援者等の安否確認を行うとともに、必要とする支援内容を把握し、地域住民、関係団体、ボランティア等と連携・協力して適切な支援・援護に努める。特に避難所、仮設住宅等においては、要配慮者専用の設備、施設等を確保するとともに、その他様々な場面において、要配慮者及び外国人への配慮を行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 要配慮者等への支援活動					災対福祉部、災対市民活動推進部、災対市民部、災対子ども家庭部、災対学校教育部	市社協、福祉関係団体等
第2節 避難行動要支援者の安否確認等					災対福祉部	市社協、福祉関係団体等
第3節 避難所の要配慮者に対する応急支援					災対福祉部、災対学校教育部	市社協、福祉関係団体等
第4節 協定福祉避難所の確保と移送					災対福祉部	市社協、福祉関係団体等
第5節 要配慮者への健康相談、生活支援相談等					災対福祉部	市社協、福祉関係団体等
第6節 要配慮者向け仮設住宅の供給と支援					災対福祉部、災対契約資産部	市社協、福祉関係団体等

第1節 要配慮者等への支援活動

1 要配慮者とその支援方針

要配慮者の区分とその支援方針は、次のとおりである。

要 配 慮 者 の 区 分	支 援 方 針
高 齢 者	病気や衰弱による震災関連死を防止するため、安否・所在を確認し、避難所や仮設住宅等において健康的な生活を維持できる環境の確保、向上に努める。
障 害 者	支援ニーズがきわめて多様で個別であることを踏まえ、安否・所在を確認し、多種多様な支援団体等との連絡体制の確立に努める。

要 配 慮 者 の 区 分	支 援 方 針
妊 産 婦	災害ショック、環境変化によるストレス解消に配慮するとともに、避難中の切迫流産等の健康管理に留意する。
乳 幼 児	保護者を失ったときの保護、養育と、乳幼児が受ける生活上の制約解消に努める。
そ の 他	難病患者、人工透析患者等については、障害者と同様に救援ニーズがきわめて多様で個別的であることを踏まえ、安否・所在を確認し、多種多様な支援団体等との連絡体制の確立に努める。 (⇒ 第7章 第6節 第4項「透析患者・難病患者への対応」参照) 食物アレルギー等疾患者にはアレルギー対応食などの支援に努める。

2 要配慮者への支援体制の構築

災対福祉部、災対健康医療部、災対学校教育部及び災对生活安全部は、関係機関や福祉関係団体等と連携して、避難行動要支援者の安否確認や支援ニーズを把握し、次のような一連の支援活動を行う。

支 援 活 動	○ 安否確認、「ヘルプカード」等の活用などによる支援内容の把握、支援者等の確保 ○ 避難所での応急支援 ○ 協定福祉避難所の確保と移送 ○ 健康診断、こころのケア、栄養・生活相談、広報活動等 ○ 要配慮者向け仮設住宅の供給と支援

3 日本語に不慣れな外国人への支援

災対市民活動推進部及び災対市民部は、連携して日本語に不慣れな外国人への支援を行う。日本語に不慣れな外国人への対応については、多言語のほか、やさしい日本語やピクトグラム等の活用により、必要な情報が正確に伝わるよう配慮する。

4 保護者を失った乳幼児の支援活動

保護者を失った乳幼児がいる場合、保護可能な親戚に速やかに引き渡す。保護可能な親戚が見つからない場合は、児童相談所に保護を依頼する。

また、病気や衰弱した乳幼児がいる場合は、受け入れ可能な病院等に速やかに引き渡し又は移送する。引き渡し又は移送先が確保されるまでの間は、保育所等で保護する。

第2節 避難行動要支援者の安否確認等

1 安否確認等

災対福祉部は、関係機関や福祉関係団体等の協力を得て、避難行動要支援者の安否と所在の確認を行う。

なお、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行

動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができることに留意する。

確 認 方 法	○ 避難行動要支援者名簿の活用 ○ 避難者名簿の活用 ○ 民生委員・児童委員の調査に基づく報告 ○ 障害者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告 ○ 自主防災組織の調査に基づく報告 ○ 災対福祉部及び関係部署の調査に基づく報告 ○ その他関係機関の調査に基づく報告

2 支援ニーズの把握等

災対福祉部は、安否確認とあわせて、市社協、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、福祉関係団体、自主防災組織等の協力を得て、支援ニーズの把握を行うとともに、必要な介護・介助要員、資器材等の確保や支援計画の策定に努める。

支援ニーズ の 内 容	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量 ○ その他支援を必要とする事項や留意点等

第3節 避難所の要配慮者に対する応急支援

災対福祉部及び災対学校教育部は、避難所運営職員等と連携し、避難所における要配慮者の支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。このとき、付添者への支援も考慮する。

支援項目	支援内容
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消や手すりの取り付け ○ 簡易ベッドの確保 ○ 間仕切り、カーテン等の設置 ○ 車椅子、杖、紙おむつ、ミルク、簡易トイレの確保等
要配慮者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、出入り、トイレ等への配慮等
生活支援措置	○ 適温食、アレルギー対応食など要配慮者に配慮した食事の供給 ○ ボランティアの派遣、介護等
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達等

第4節 協定福祉避難所の確保と移送

1 協定福祉避難所の確保

災対福祉部は、必要に応じて、市内の社会福祉施設等を協定福祉避難所として確保する。

2 協定福祉避難所への移送

災対福祉部は、協定福祉避難所が確保されたときは、避難者の容態に応じて関係機関等の協力を得て速やかに要配慮者を移送する。このとき、要配慮者の家族等の支援者も協定福祉避難所へ避難させる。

第5節 要配慮者への健康相談、生活支援相談等

災対福祉部は、災対健康医療部と連携し、関係機関、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等の要配慮者に対し、次のような支援を行う。

なお、健康相談等については第7章第6節「被災者の保健対策」を参照。

支 援 内 容	○ 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康相談等 ○ ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活支援相談 ○ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援 ○ チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等

第6節 要配慮者向け仮設住宅の供給と支援

1 要配慮者向け仮設住宅の供給

災対契約資産部は、東京都が仮設住宅を建設するにあたり、必要に応じて高齢者や障害者に配慮した設備・構造の住宅となるよう東京都と調整を行う。

要配慮者向け仮設住宅の供給において、次の点に留意する。

供 給 の 留 意 点	○ 要配慮者のニーズの把握と住宅仕様の検討 ○ 東京都が策定する選定基準に基づき、優先的な入居への配慮

2 要配慮者向け仮設住宅での支援

災対福祉部は、災対健康医療部と連携し、関係機関、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者向け仮設住宅において、要配慮者に対し、次のような支援を行う。

なお、健康相談、メンタルヘルス対策については第7章第6節「被災者の保健対策」を参照。

要 配 慮 者 向 け 仮 設 住 宅 で の 支 援 内 容	○ スタッフ詰所の設置と運営 ○ 居住環境の向上 ○ 健康相談、メンタルヘルスケア対策の実施 ○ 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談 ○ ホームヘルパーの派遣等

第12章 生活救援活動

章の概要	大規模な地震により、水道施設等が被害を受けた場合は、飲料水を中心とした応急給水が不可欠である。また、避難所等に集まる多数の被災者のために、食糧や生活物資の供給も必要となる。これら食糧、生活物資については、発災直後は備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて市外部からの調達・救援物資を、地域内輸送拠点等において仕分けて、効率的に被災者へ供給する。その後は、時間の経過とともに、炊き出しや業者委託等により安定的な供給に努める。 また、地域経済上不可欠な金融機関の被害状況把握等を行うとともに、市役所や避難所等において各種相談等を受け付け、災害時における被災者の生活を支援する。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 水の確保、供給					災対水循環部、災対産業振興部、避難所運営職員	東京都（多摩水道改革推進本部）、自衛隊、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第2節 食糧の確保、供給					災対産業振興部、避難所運営職員	東京都、東京農政事務所、自衛隊、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第3節 炊き出しの実施、支援等					災対産業振興部、災対学校教育部、避難所運営職員	東京都、東京農政事務所、自衛隊、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第4節 生活物資の確保、供給					災対産業振興部、災対福祉部、避難所運営職員	東京都、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第5節 物資の受け入れ、仕分け等					災対産業振興部	
第6節 金融対策					災対会計部	指定金融機関等
第7節 被災者相談					災対戦略部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部、避難所運営職員	

第1節 水の確保、供給

1 基本方針

大規模震災時には、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人当たり3リットルを基準に応急給水を行う。

その後は、水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含め給水量の拡大に努める。

2 水の確保

東京都（多摩水道改革推進本部）は、水道施設の被害状況を調査するとともに、取水施設や浄水場などでの緊急措置により水源の確保に努める。

災対水循環部は、給水が可能となるまでの間、備蓄ミネラルウォーターや生活用水のための井戸、ろ水機によるプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって水の確保に努める。

3 需要の調査、給水計画の報告

東京都は、給水機能が停止したときは、市と連携し応急給水が必要な区域などの需要調査を行うとともに、直ちに給水計画を作成し、市災害対策本部に報告する。

災対水循環部は、その計画を基本とし、東京都との役割分担に従い、市民への応急給水の具体的な計画を作成する。

調査、報告事項	○ 給水機能停止区域とその世帯数、人口 ○ 施設の被害状況と復旧の見込み ○ 応急給水の体制、活動状況 ○ 応急給水の開始時期 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）等の設置（予定）場所

4 給水活動の準備、応援要請

東京都は、市と連携し、給水計画に基づき必要な車両、応急給水資器材等を確保する。東京都と市での給水活動が困難なときは、近隣市町村、自衛隊、協定業者等に応援を要請する。

5 被災者への給水活動

被災者への給水は、災対水循環部及び災対資源循環・環境部が、東京都（多摩水道改革推進本部）と連携し、災害時給水ステーション（給水拠点）を設置して行うことを基本とする。

(1) 災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時給水ステーション（給水拠点）の概要は、次のとおりである。

給水拠点の種類	概 要
① 給水所、配水所等 (18 か所)	居住場所からおおむね2 km以内に1 か所を目標に東京都が定めている既設の配水所や給水所等の施設である。
② 応急給水槽 (1 か所)	①の施設がない空白地域を補完するために東京都が設置するもので、市内では、陵南公園敷地内に容量1500m ³ の応急給水槽がある。

災害時給水ステーション（給水拠点）での活動は、次のとおりである。

①、②の給水拠点では、災対水循環部及び災対資源循環・環境部が、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、市民が自ら持参した容器に対し給水を行う。容器を持参できない市民には、給水袋等を用意する。

①の給水拠点は分画化され、市職員が立ち入り可能な場所に給水栓が常設されている。東京都職員が参集できない場合等、必要に応じて、市職員が自主防災組織等の協力を得て給水活動を行う。

②の給水栓の設置及び市民への給水活動は、市が行う。

(2) 災害時給水ステーション（車両輸送）

東京都、災対水循環部及び災対資源循環・環境部は、災害時給水ステーション（給水拠点）から遠く離れている避難場所などに、給水車等の車両を使用して水を運び、開設する。水の輸送・補給及び貯水タンクの設置は、東京都、災対水循環部及び災対資源循環・環境部が行う。

なお、東京都、市では十分な給水活動が困難な時は、協定を締結している指定管工事組合等への応援要請を行う。

(3) 災害時給水ステーション（避難所等）

災対水循環部、災対資源循環・環境部及び避難所運営職員は、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するために、状況により避難所の応急給水栓及び避難所付近のあらかじめ東京都が指定した消火栓等から給水する。

6 その他の手段による被災者への給水活動

関係各部は、給水拠点以外に次の手段で被災者への給水活動を行う。

(1) 備蓄品の提供

独立型防災倉庫には、ミネラルウォーターを保管しており、災対水循環部の要請により災対産業振興部が避難所や医療機関等に輸送する。

また、避難所にもミネラルウォーターを備蓄しているので、避難所運営職員は施設管理者と協力して、避難所に備蓄飲料水を提供する。

(2) プールの活用

避難所運営職員は、避難所となる市立小・中・義務教育学校のプールを生活用水の水源として活用する。その場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、水質検査等を必要に応じて行うなど安全性に特に留意する。

(3) 井戸の活用

災対水循環部は、必要に応じて、生活用水用に協定を締結している井戸の所有者、管理者等に井戸水供給を要請する。

(4) 仮配水管等の設置

災対水循環部は、水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を東京都に要請する。

7 医療機関、福祉施設等への給水活動

災対水循環部及び災対資源循環・環境部は、水道施設の被害状況や要請に基づき、給水車等を活用して災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、福祉施設等に対し、最優先で応急給水を行う。

なお、車両輸送を必要とする医療施設等については、東京都災害対策本部に車両輸送による応急給水を緊急要請する。

8 周知、広報

災対水循環部は、東京都と連携し給水拠点を設置したときは、災対戦略部に給水に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

広報事項	○ 設置場所	○ 利用時間
	○ 利用方法	○ その他留意事項

第2節 食糧の確保、供給

1 基本方針

(1) 供給方針

大規模震災時には、次の供給方針に基づき食糧の段階的な供給を行う。

区 分	時期の目安	供 給 方 針
① 第1段階	発災当日	備蓄品を被災者に供給するが、必要に応じて市内の協定締結団体等から緊急調達する。
② 第2段階	2日目以降	①以外に、状況に応じて東京都や近隣市町村等に調達要請した救援食糧を供給する。
③ 第3段階	4日目以降	①、②以外に、状況に応じて炊き出しや業者委託による供給、給食センター（特殊栄養食品ステーションと兼用）から主食と汁物の提供を行うとともに、食事に配慮が必要な被災者に対しては特殊栄養食品等の提供による食支援を行う。

※ 食糧の供給に関しては、可能な限り栄養面・アレルギーへの配慮を行う。

※ 生活物資の確保、供給は原則として災対産業振興部が主体となって実施するが、被災者への生活物資の需要の把握、調達、供給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対産業振興部と協議の上で災対福祉部が行う。

(2) 供給対象者等

食糧供給の対象者は、次のとおりである。

また、食糧として主食、副食品等を供給するが、食物アレルギー疾患や乳児等の食事に配慮が必要な被災者に対しては、特殊栄養食品等（アレルギー対応食、乳幼児用ミルク等）を調達し、供給する。

供給対象者	○ 避難指示等に基づき、避難所に収容された者 ○ 住家が被害を受け、炊事の不可能な者 ○ 食糧の供給機能が混乱し、通常の調達が可能となった者 ○ 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者 ○ 災害応急対策活動従事者（※災害救助法の実費弁償の対象外である）

2 需要の把握

災対産業振興部は、関係各部等からの情報を通じて、食糧の需要を把握する。

把握方法	○ 避難所収容者は、避難所運営職員が把握する。 ○ 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て災対生活安全部が把握する。 ○ 災害応急対策活動の従事者の必要数は、災対生活安全部が把握する。

3 備蓄品の提供

災対産業振興部は、防災倉庫に備蓄している乾パン、アルファ米等を提供する。

寄託物資(クラッカー等)として東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都の承認を得て市が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。

4 協定締結団体等からの調達

災対産業振興部は、必要に応じて協定締結団体等に要請し、主食、副食品、調製粉乳等を調達する。

食糧等供給に関する応援協定締結先	協定内容
ダイエー、イトーヨーカ堂、 スーパーアルプス、コープみらい、 三和、八王子市農業協同組合及び同組合 青壮年部、クリエイトエス・ディー、ウ エルシア、日本水産	主食、副食、調味料、医薬品等の供給
東京八王子青果	食糧品の供給協力及び産地からの買付協力

5 東京都からの調達等

災対産業振興部は、必要に応じ、災対生活安全部を通じて東京都や近隣市町村等に調達を要請する。

6 食糧の輸送

備蓄又は調達要請等した食糧の輸送は、災対産業振興部が行うことを基本とする。

災対産業振興部は、災対契約資産部及び東京都トラック協会多摩支部等の協力を得て輸送を行うが、業者から調達する食糧は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

なお、調達等した食糧の受け入れ、仕分け、保管等が必要なときは、原則として地域内輸送拠点で行う。

7 被災者への食糧供給

被災者への食糧供給は、災対産業振興部が食糧供給拠点を設置して行うことを基本とする。

(1) 食糧供給拠点

食糧供給拠点は、原則として避難所に設置する。

(2) 食糧供給拠点での活動

避難所の食糧供給拠点では、避難所運営職員が、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て食糧を配布する。

8 医療機関、福祉施設等への食糧供給活動

災対産業振興部は、施設の被害状況や要請に基づき、市内の災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、福祉施設等に対し、最優先で応急食糧の供給を行う。

9 周知、広報

災対産業振興部は、食糧供給拠点を設置したときは、災対戦略部に食糧供給に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

広報事項	☐ 設置場所	☐ 利用時間	☐ 利用方法
	☐ その他留意事項		

第3節 炊き出しの実施、支援等

1 炊き出しの実施

避難所運営職員は、避難所等の体制が整った段階で、必要に応じて炊き出しを行う。

炊き出しは、各避難所において自主防災組織、ボランティア、避難者、自衛隊等の協力を得て行い、食事作りや片付け等の特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

なお、炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則（昭和38年10月5日 都規則第136号）の定めるところによる。

また、炊き出し時には、感染症対策を十分に考慮し、栄養面・アレルギーに配慮するとともに、炊き出し衛生管理チェック表等を利用し、衛生管理にも注意する。

2 炊き出しの支援

災対産業振興部は、炊き出しに必要な米穀、食材、資器材等を確保する。

米穀の調達は、市内の協定締結団体等から行うが、必要に応じて災対生活安全部を通じて東京都に要請する。

3 弁当類の業者委託による供給

災対産業振興部は、必要に応じて弁当類の供給体制を整える。供給にあたっては、栄養面・アレルギーに配慮するとともに衛生管理に注意する。

4 給食センターを活用した食支援

災对学校教育部は、災害発生後4日目以降、稼働可能な給食センターから近隣避難所への応急給食（主食と汁物）を行う。

給食センター	○ 学校給食センター元横山	○ 学校給食センター南大沢
	○ 学校給食センター元八王子	○ 学校給食センター橿原
	○ 学校給食センター寺田	

第4節 生活物資の確保、供給

1 基本方針

(1) 供給方針

大規模震災時には、次の供給方針に基づき男女双方のニーズを考慮し生活物資の供給を行う。

区 分	時期の目安	供 給 方 針
① 第1段階	発災当日	備蓄品を被災者に供給するが、必要に応じて市内の協定締結団体等から緊急調達する。
② 第2段階	2日目以降	①以外に、状況に応じて東京都や近隣市町村等に調達要請した救援物資を供給する。

注）被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定めるところによる。

(2) 供給品目、供給対象者

生活物資供給の品目、対象者は、次のとおりである。

供給品目	○ 寝具（就寝に必要な最小限度の毛布等） ○ 敷物 ○ 衣類（肌着、防寒着等） ○ 身回り品（タオル等） ○ 日用品（石鹸、女性用品等） ○ その他災害の状況、時期に応じて必要と判断するもの
供給対象者	○ 避難指示等に基づき、避難所に収容された者 ○ 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者 ○ 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者

2 需要の把握

災対産業振興部は、食糧と同様に、関係各部等からの情報を通じて、生活物資の需要を把握する。

把握方法	○ 避難所収容者は、避難所運営職員が把握する。 ○ 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て災对生活安全部が把握する。

3 備蓄品の提供

災対産業振興部は、防災倉庫に備蓄している生活物資を提供する。

寄託物資(毛布、敷物等)として、東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都の承認を得て市が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

4 協定締結団体等からの調達

災対産業振興部は、必要に応じて協定締結団体等に要請し、生活物資を調達する。

生活物資供給に関する応援協定締結先	協定内容
ダイエー、イトーヨーカ堂、 スーパーアルプスコープみらい、三和、 八王子市農業協同組合及び 同組合青壮年部、 クリエイトエス・ディー、ウエルシア、 カインズ	衣料品、日用品等の供給

5 東京都からの調達等

災対産業振興部は、必要に応じ、災对生活安全部を通じて東京都や近隣市町村等に生活物資の調達を要請する。

6 生活物資の輸送

備蓄又は調達要請等した生活物資の輸送は、災対産業振興部が行うことを基本とする。

災対産業振興部は、災対契約資産部及び東京都トラック協会多摩支部等の協力を得て輸送を行うが、業者から調達する生活物資は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

なお、調達等した生活物資の受け入れ、仕分け、保管等が必要なときは、原則として地域内輸送拠点で行う。

7 被災者への生活物資供給

被災者への生活物資供給は、災対産業振興部が生活物資供給拠点を設置して行うことを基本とする。

(1) 生活物資供給拠点

生活物資供給拠点は、原則として避難所に設置する。

(2) 生活物資供給拠点での活動

避難所の生活物資供給拠点では、避難所運営職員が、避難者(班長)、ボランティア等の協力を得て生活物資を配布する。なお、女性用品は女性の担当者から配布するなど男女の視点に配慮した配布に努める。

8 周知、広報

災対産業振興部は、生活物資供給拠点を設置したときは、災対戦略部に生活物資供給に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

広報事項	○ 設置場所	○ 利用時間	○ 利用方法
	○ その他留意事項		

第5節 物資の受け入れ、仕分け等

1 物資の受け取り、仕分け、保管

災対産業振興部は、地域内輸送拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達物資又は救援物資の受け取り、仕分け、保管を行う。

また、調達物資又は救援物資が短時間のうち大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワーを活用し、物資の供給が迅速かつ円滑に実施されるよう努める。

2 物資の配布方法

救援物資等の配布方法は、必要に応じて本部員会議で協議し、決定する。

第6節 金融対策

1 市内金融機関の情報収集

大規模な震災が発生した場合、災対会計部は、市内金融機関（指定金融機関及び収納代理金融機関）の被害状況及び被災者に対する臨時措置（定期預金の中途解約、通帳紛失に対する対応等）の実施状況等を調査するとともに、極力平常どおり営業を行うよう要請する。

なお、収集した営業に関する情報については、災対戦略部と連携し、市民へ広報する。

2 災害時における市公金事務の円滑化

大規模な地震が発生した場合は、市の財務会計システムが停止し、回復に時間がかかる事態も想定される。そのような場合に備え、市は指定金融機関（みずほ銀行）と災害時における八王子市公金の取扱いについて確認書を取り交わし、災害時の事務処理要領を定めており、災害時にはこの要領に基づき、事務取扱いに支障を及ぼさないよう処理する。

第7節 被災者相談

1 被災者総合相談窓口の設置

市は、被災者及び市民からの相談・要望・苦情などを一元的に受付け、適切な措置を実施するため、初動期から市本庁舎や事務所等に被災者総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。

避難所では、避難所運営職員が被災者の各種要望や相談を受け付けて対応する。なお、相談等に当たっては、女性の視点にも配慮し相談等しやすい環境の整備に努める。

また、災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求め、市の災害対応の参考とする。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

対応事項	○ 行方不明者の捜索受け付け ○ 食糧、飲料水、生活物資の支給に関する情報 ○ 埋火葬許可証の発行 ○ 仮設住宅の申し込み ○ 被災住宅の応急修理の相談 ○ 被災証明書の発行(※) ○ 災害弔慰金等の申し込み ○ その他相談事項

※ 罹災証明書の発行は、被災者相談窓口とは独立した、罹災証明書発行専門の窓口を設置し、実施する。

【罹災証明と被災証明・被災届出証明の相違点等について】

被災証明書・被災届出証明書は、住家に限定せず「被災した事実」や「被災の届出があったこと」を証明するものであるため、被害の度合いは証明されない。

一方、罹災証明書は、災害によって住家が破損した場合に、被害状況を調査（住家被害認定調査）したうえで、「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水」の範囲で被害の度合いを証明するものである。

第13章 住宅対策

章 の 概 要	大規模地震発生時には、二次災害を防止するため、被災建築物や被災宅地の危険度判定を行い、市民の安全を確保する。 また、住宅を被災し、自らの対応が困難な者に対しては、仮設住宅の建設や公営・民間住宅の確保、被災住宅の応急修理等、必要な支援を行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初 動	応 急	復 旧	復 興	市 担 当	関係機関等
第1節 被災建築物の応急危険度判定					災対まちなみ整備部	東京都、東京都建築士事務所協会、建設業協会
第2節 被災宅地の危険度判定					災対まちなみ整備部	東京都
第3節 被災住宅の応急修理					災対契約資産部	東京都、建設業協会
第4節 応急的な住宅の確保					災対まちなみ整備部	東京都
第5節 建設型応急住宅の用地確保、建設等					災対まちなみ整備部、災対契約資産部	東京都、建設業協会
第6節 応急仮設住宅の入居者の募集、選定					災対市民部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対まちなみ整備部	東京都
第7節 市営住宅の応急修理					災対まちなみ整備部	建設業協会

第1節 被災建築物の応急危険度判定

1 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

災対まちなみ整備部は、民間住宅等の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定員に出動を要請するとともに、八王子市災害時受援応援計画に基づき、東京都に支援要請を行うなどの措置を講ずる。

東京都は、東京都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録した応急危険度判定員の出動要請を行うなど、必要な支援を行う。

なお、各公営住宅並びに民間の事業所に関しては原則として、所有者・管理者の責任で行う。

応急危険度判定 実施本部の業務	○ 応急危険度判定実施本部の運営 ○ 東京都、関係団体等への支援要請 ○ 応急危険度判定員の確保、受け入れ ○ 応急危険度判定の実施 ○ 応急危険度判定結果の集計、報告等

2 作業体制の確保

判定は、地震発生後概ね10日程度で終了することを目標とし、災対まちなみ整備部は、次のとおり作業体制を確保する。

作業体制 の確保	○ 判定員の名簿作成 ○ 資器材等の準備 ○ 判定統一のための協議実施 ○ 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）	○ 担当区域の配分 ○ 判定基準の資料準備 ○ 判定ステッカー等の準備

3 判定作業及び結果の表示

応急危険度判定員は、災対まちなみ整備部の指示のもと応急危険度判定を行う。判定結果は、次のとおり3区分し、判定ステッカーを、該当する建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の所有者、利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

なお、判定作業の実施にあたっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会によるマニュアル等を参考とする。

判定結果の区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	建築物は使用可能

第2節 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

災対まちなみ整備部は、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、東京都に支援要請を行うなどの措置を講ずる。

東京都は、被災宅地危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、必要な支援を行う。

被災宅地 危険度 判定実施本部 の業務	○ 危険度判定実施本部の運営 ○ 東京都等への支援要請 ○ 被災宅地危険度判定士の受け入れ ○ 危険度判定の実施 ○ 危険度判定結果の集計、報告等

判定対象	① 盛土規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地 ② 実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地 ③ ①及び②に被害を及ぼすおそれのある土地

(注) 盛土規制法第2条第1号に規定する宅地とは、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地である。

2 作業体制の確保

災対まちなみ整備部は、次のとおり作業体制を確保する。

作業体制の確保	○ 被災宅地判定士等の名簿作成 ○ 担当区域の配分 ○ 資器材等の準備 ○ 判定基準の資料準備 ○ 判定統一のための協議実施 ○ 判定ステッカー等の準備 ○ 活動環境の準備（移動手手段、食事、宿泊場所の確保等）

判定結果の区分	判定結果の意味
危険宅地	○ この宅地に立ち入ることは危険です。 ○ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい。
要注意宅地	○ この宅地に入る場合は十分注意して下さい。 ○ 応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい。
調査済宅地	○ この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

3 判定作業と周知

危険度判定士は、災対まちなみ整備部と連携して危険度判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等を行い、使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷「一部損壊（準半壊）」した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

1 対象者の選定等

(1) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷「一部損壊（準半壊）」を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(2) 対象者の調査及び選定

災対契約資産部は、被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により、募集・受付・審査等の事務を行う。

2 応急修理の方法

(1) 修理

東京都が提示する一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあつせんする応急修理を行うことができる建設業者リストを参考に、市（災対契約資産部）独自のリストを作成する。作成されたリストを参考に被災者が業者を選定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(2) 修理費用の範囲

1 世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了。）

(4) 帳票の作成

応急修理を実施した場合、東京都及び市は、必要な帳票を整備する。

第4節 応急的な住宅の確保

災対まちなみ整備部は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力によっては住家を得ることができない被災者に、東京都と連携・協働し、応急仮設住宅等の確保を行う。

1 応急仮設住宅等の必要量の算定

災対まちなみ整備部は、東京都と連携・協力し、応急仮設住宅等の必要量の算定を行う。

応急仮設住宅等の種類	○ 建設型応急住宅 ○ 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅 ○ 公的賃貸住宅の活用による一時提供型住宅

2 公的賃貸住宅の確保

災対まちなみ整備部は、東京都と連携・協力し、一時提供型住宅として使用する公的賃貸住宅（市営住宅、都営住宅、独立行政法人都市再生機構・公社住宅等）の空き家を確保する。

3 賃貸型応急住宅に関する情報発信

災対まちなみ整備部は、賃貸型応急住宅の供与について、都知事からの委任に基づき、東京都や関係団体と連携・協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家に関する情報と、賃貸型応急住宅の制度に関する情報を、住宅に困窮する被災者に向けて発信する。

第5節 建設型応急住宅の用地確保、建設等

東京都が、災害救助法に基づき建設型応急住宅の建設に着手したときは、市は実施に協力する。また、都知事から委任を受けたときは、市が実施する。

1 用地の確保

災対まちなみ整備部は、災対契約資産部その他、用地を所管している部の協力を得て建設型応急住宅の建設候補地を確保し、東京都に報告する。

東京都は、確保された建設候補地の中から選定するとともに、市の用地だけでは必要戸数の確保が困難なときは、必要に応じて近隣市町村相互間で調整を行う。

用地確保における留意点	○ 接道及び用地の整備状況 ○ ライフラインの状況（埋設配管） ○ 広域避難場所などの利用の有無 ○ その他安全性、保健衛生、利便性等

2 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の建設は、二次災害の危険がないよう配慮する。

また、建設は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、東京都が建設業者に発注し、工事の監督を行う。

ただし、都知事が工事の監督を市長に委任したときは、災対契約資産部が、建設業協会等の協力を得て実施する。

なお、農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木造需給の安定のため災害復旧用木材（国有林材）を供給することとしており、関東森林管理局東京事務所は、都知事・区市長からの要請に基づき、災害復旧用材として国有林材の供給を行う。

また、災害復旧用材は、災害救助法等に基づく特例措置をとることができる。

構造、規模等	○ 平屋建て又は2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、集会施設設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者、障害者世帯に配慮した設備、構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、東京都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

（東京都地域防災計画 震災編より抜粋）

3 建設型応急住宅の管理等

建設型応急住宅の管理は、原則として供与主体が行い、入居者管理等は市が行う。入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

なお、建設型応急住宅の供与に伴い、市は入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

第6節 応急仮設住宅の入居者の募集、選定

1 応急仮設住宅の割り当て

応急仮設住宅の割り当てに際しては、地域コミュニティなどに配慮し割り当てることとする。なお、必要戸数の確保が困難な場合には、東京都との調整を踏まえ区市町村相互間で融通し合う。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

なお、入居申込みは1世帯1箇所限りとする。

対 象 者	○ 住家が全焼、全壊又は流失した者 ○ 居住する住家がない者 ○ 自らの資力では、住家を確保できない者

3 入居希望者の把握

災対市民部、避難所主管部は、東京都が作成する応急仮設住宅入居者の募集計画に基づき、被災者相談窓口又は避難所にて、入居希望者の申し込みを受け付ける。

災対まちなみ整備部は、入居希望者の結果をとりまとめる。

4 入居者の選定

市は、東京都が策定する選定基準に基づき、入居者の選定を行う。

第7節 市営住宅の応急修理

災対まちなみ整備部は、応急危険度判定後、危険防止のため応急的な修理が必要な市営住宅について、建設業協会等に依頼して応急修理を行う。

第14章 保健衛生・清掃活動

章の概要	大規模震災時には、感染症の発生等を予防するため、必要に応じて被災地や避難所の消毒などの保健衛生対策を行う。 また、上下水道に被害を受けた地域の避難所などに仮設トイレを設置するとともに、し尿、生活ごみの収集処理体制を確立する。 被災建物の解体などに伴う大量の災害廃棄物は、仮置場を設置するなどして対応する。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 保健衛生活動					災対健康医療部、災対資源循環・環境部	東京都
第2節 災害時トイレ対策					災対水循環部	東京都
第3節 生活ごみの処理					災対資源循環・環境部	東京都
第4節 災害廃棄物の処理					災対資源循環・環境部、災対契約資産部	東京都

第1節 保健衛生活動

災対健康医療部は、災害時の役割（第7章 第6節「被災者の保健対策」参照）を担い、災対資源循環・環境部と協力して保健衛生対策を総合的に推進する。

1 消毒の実施

災対資源循環・環境部は、必要に応じて災対健康医療部と連携して消毒班を編成し、次のような場所について消毒を行う。なお、災対健康医療部は、避難所などにおける消毒などの防疫方法について助言・指導を行う。薬剤・資器材は、市が保有するものを使用するが、不足するときは、東京都及び市薬剤師会等に調達を要請する。

また、状況に応じて、消毒方法を周知した上で各世帯に薬剤を配布し、各自による消毒を指導する。

消毒の場所	○ 水害により下水道、道路側溝等、家屋周辺が不衛生となった場所 ○ 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある場所 ○ 浸水、倒壊家屋、下水等により不衛生となった場所 ○ 土壌還元によるし尿処理を行った場所 ○ 鼠、昆虫が大量に発生した場所 ○ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積された場所 ○ ごみ集積所、トイレ、その他衛生状況が良好でない場所

2 感染症予防活動

災対健康医療部は、消毒班・保健活動班等と協力するとともに、必要に応じて、東京都と連携して避難所等の感染症予防活動を行う。

感染症予防活動	○ 健康調査及び健康・栄養相談等を実施する。 ○ トイレやごみ保管場所等の適正管理を行うよう助言・指導する。 ○ 感染症予防のための広報及び健康相談を行う。 ○ 避難者へ手洗い・うがい、屋内清掃、その他衛生管理及び感染症予防策を周知する。 ○ 避難所等での感染症発生時に情報集約できる体制を確保する。

3 感染症発生時の対策

災対健康医療部は、避難所サーベイランス等を実施し、感染症の発生状況を把握し、拡大防止に向けた必要な対応を行う。また、必要に応じて、東京都と連携し感染症対策を実施する。

避難所等の感染症対策	○ 避難所サーベイランス等を実施し、感染症の発生状況と、拡大防止策について情報提供を行う。 ○ 結核など、特定の感染症発生時や感染症集団発生時には、適切に医療機関につなげるとともに、積極的疫学調査を行い、感染拡大の防止を図る。 ○ 勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合は、東京都及び都区市保健所と連携して、受入医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。 ○ インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえた対策を行う。

4 避難所の衛生管理

災対健康医療部は、避難所運営職員と協力し、避難所の適正な生活環境を維持するため衛生管理活動を行う。また、必要に応じて東京都へ衛生管理に関する指導を要請する。

避難所の衛生管理	○ 避難所の過密状況の把握 ○ 土足禁止区域及び下足場の設定 ○ ごみ保管場所の管理及びごみの適正な排出の指導 ○ 喫煙（分煙）区域の設定 ○ 日常衛生用品の確保 ○ 室内環境の衛生保持 ○ シャワー施設、トイレの衛生管理 ○ 洗濯場、物干し場の設置等 ○ 動物の糞尿等

5 食品の安全確保

災対健康医療部は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもと次の活動を行う。

食 品 の 安全確保 措 置	○ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ○ 食品集積所の衛生確保 ○ 避難所における食品取扱管理者の指名、並びに搬入された食品の衛生確保、日付管理の徹底、手洗いの励行、調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底、残飯・廃棄物等の適正処理等についての管理・指導 ○ 仮設店舗等の衛生指導 ○ 避難住民に対する情報提供 ○ 食品取扱い時の殺菌、消毒の指導、相談 ○ 食中毒発生時の対応

6 水の安全対策

災対健康医療部は、「環境衛生指導班」を編成し、以下の活動を行う。

水 の 安 全 対 策	○ 飲用水が塩素で消毒されているかの確認 ○ 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導等 ○ 関係施設の貯水槽における環境衛生を確認し、各施設が自主的に消毒を行えるような消毒方法及び確認方法の指導

7 公衆浴場等の確保

災対健康医療部は、市内の公衆浴場、温泉施設の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、被災住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努める。

8 大気汚染対策

(1) 大気汚染防止対策

ア 災対資源循環・環境部は、建物倒壊に伴う有害大気汚染物質による大気汚染について監視し、汚染された場所について市民への周知を行う。

イ 災対資源循環・環境部は、事業者に対し、建物解体の際には有害大気汚染物質の飛散防止に関する指導を行う。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 災対資源循環・環境部は、建物倒壊に伴うアスベストの飛散について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき測定を実施し、汚染された場所について市民への周知を行う。

イ 災対資源循環・環境部は、倒壊建物所有者及び解体施工者に対し、建物解体の際には、アスベストの飛散防止に関する指導を行う。

ウ 倒壊建物の解体の際、倒壊建物所有者は、アスベストの飛散防止に努め、解体施工者は、アスベストの飛散防止を図る。

9 動物救護

災対健康医療部は、東京都に準じて必要な体制を確保するとともに、必要な備品を備え、東京都や関係団体と協力して、負傷又は放し飼い状態の動物の保護・救護を推進する。

東京都（保健医療局）の対策	○ 東京都獣医師会や関係団体と協力して「動物救援本部」を設置し、被災動物の保護等を行う。 ○ 「動物保護班」、「動物医療班」を編成して、被災住民への動物救護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。 ○ 区市町村、東京都獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

また、災対健康医療部は、避難所責任者と協議し、東京都保健医療局や獣医師会等関係団体と連携して、飼育動物の同行避難に対応するため、避難所における避難者の飼育動物について次のような対策を行う。

避難所の動物対策	○ 同行避難してきた飼育者と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。 ○ 動物の飼育状況等を把握し、東京都・関係団体へ情報提供する。 ○ 東京都や協力団体へ資材の提供を要請・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 ○ 東京都へ獣医療提供の支援を要請する。 ○ 飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 ○ 避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。 （長期化した場合） ○ 東京都へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。 ○ 飼育者等による自主管理体制を確立する。 ○ 避難所における動物の適正飼育を指導する。

第2節 災害時トイレ対策

1 段階的トイレ対策

災害が発生した直後は、仮設トイレのし尿収集を速やかに行うことが困難になることも予測されるため、段階的なトイレ対策を実施すると共に、水の確保が可能な場合は、下水道機能を活用することを基本とする。また、断水した場合には、学校プール、震災対策用井戸等を活用してトイレ用水を確保する。

なお、上記に関わらず帰宅困難者に対しては、八王子駅などの主要駅に必要な応じ仮設トイレを設置することとする。

段階的トイレ対策	○ 北野ポンプ場、衛生処理センター及び東京都管理の水再生センターの被害状況の確認 ○ 下水道が使えない地区・水道が使えない地区の把握

	○ 災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ）での対応 ○ 仮設トイレ、マンホールトイレの設置 ○ 仮設トイレのし尿収集・し尿処理

2 仮設トイレ・マンホールトイレの設置

災対水循環部は、災対資源循環・環境部と協力して仮設トイレ、マンホールトイレを設置し、管理を行う。（車両が不足する場合は災対契約資産部へ調達を依頼する。）

ただし、避難所においては、避難所運営職員が、自主防災組織、町会・自治会等の協力を得て、設置・管理を行う。

仮設トイレ、マンホールトイレの設置にあたっては、以下のことを念頭に入れて行う。

仮設トイレ・マンホールトイレの設置	○ 設置場所については、保健衛生、生活環境、防犯の視点を取り入れ、女性、要配慮者の利用について配慮する。 ○ 仮設トイレは、防災倉庫、リース会社等から調達、運搬することを基本とするが、調達数量が不足する場合は、東京都・他市町村に協力を要請する。 ○ マンホールトイレを設置した場所については、プール・震災対策用井戸等によりトイレ用水を確保し、水洗機能の確保を図る。

仮設トイレの設置場所については、以下をめやすとして、し尿収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、市民等にこれを周知する。

仮設トイレ設置場所	○ 避難所 ○ 災害対策拠点 ○ 病院・福祉施設等 ○ 主要駅等 ○ その他必要と認められる地点

3 し尿収集・処理

災対水循環部は、仮設トイレの設置状況や処理施設の被害状況、当面の処理能力等を考慮し、し尿収集・処理計画を策定し、必要な体制を確保して、し尿収集・処理を実施する。

し尿収集・処理	○ ポンプ場等の被害状況及び当面の処理能力を把握する。 ○ 収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し計画を策定する。 ○ し尿収集については協定締結事業者に協力を依頼して行うが、それだけでは対応が困難な場合には、東京都・他市町村へ応援を要請する。 ○ し尿の処理については市施設で行うが、市施設の被災や処理能力が不足する場合には、東京都が管理する水再生センターに搬入及び受入れについて要請する。 ○ し尿収集の計画を策定するにあたっては、停電時にはバキュームカーによるマンホールポンプの汲み取りも想定する。 ○ 市民・事業者等へ収集方法、簡易トイレの使用方法、平常時処理体制への復旧見通し等について広報する。

第3節 生活ごみの処理

1 ごみ処理体制の確立

災対資源循環・環境部は、被害の状況に応じたごみ処理を継続するため次のことを行う。

ごみ処理体制	○ 焼却工場である戸吹清掃工場、館クリーンセンター及び多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合のエコセンメント化施設、プラスチック資源化センターや不燃物処理センター等の資源化施設の被害状況及び当面の処理能力や受入れ体制の把握を行う。また、被災状況により受入れ品目等の制限を行う。 ○ 市の処理施設に被災があれば、被災状況に応じて応急的復旧措置を講じるとともに、受け入れ再開時期の検討を行う。処理施設の停止期間が長期に渡る場合は、国、都、多摩地域の自治体、相互応援に関する協定を締結する自治体及び都内外の関係団体等との広域的な処理を行う。

2 収集・運搬体制の確立

災対資源循環・環境部は、次の点に留意して、生活ごみの収集・運搬を行う。

ごみ収集運搬	○ 家庭系ごみの収集・運搬方法は、被災状況に応じ、一時集積所の設置を行う等、災害時も家庭ごみの収集・運搬を継続するように努める。 ○ 既存の体制を活用した収集運搬体制の構築が困難な場合、国や都、民間団体等に協力を求めると共に、災害発生時は収集運搬車両台数に不足が生じるため、処理の優先順位を定め、効率的な収集運搬を実施する。 ○ 平時に行っている市民・事業者による処理施設へのごみの直接持込みの実施については、被災状況を踏まえ検討する。 ○ 避難所ごみの搬出方法は、災害時の家庭系ごみに準じた分別方法とし、収集・運搬方法については、被災状況、避難所の状況に応じて効率的な収集・運搬体制を構築する。

第4節 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、市民生活の衛生確保や環境保全、地域の早急な復旧・復興に向け、適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に実行していく。

1 災害廃棄物の処理

(1) 実行計画の策定

災対資源循環・環境部は、災害時には災害廃棄物処理計画に基づき速やかに初動対応を着実に実施するとともに、発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画については、実際の被害の状況等に応じて災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フローや処理スケジュールなどに関して定めるとともに、これを指針として災害廃棄物を円滑に処理し、早期の復旧・復興を図ることを目的とする。また、処理の進捗に伴い、随時実行計画を改定し、進捗状況に伴う処理体制を整理する。

(2) 仮置場の設置

災対資源循環・環境部は、災害の規模に応じて、一次仮置場や二次仮置場の設置を行う。災害廃棄物量が中規模又は大規模の災害において、被災地域で発生した災害廃棄物は、一次仮置場に搬入し、粗選別後、種類ごとに分別保管し、処理処分先へ搬出する。なお、一次仮置場だけでは不足する場合は、二次仮置場で焼却、破碎・選別処理等を行い、処理処分先へ搬出する。

(3) 仮置場の管理運営及び排出ルール

災対資源循環・環境部は、設置した仮置場の管理運営に努める。仮置場では受入れる廃棄物を定め、定めた廃棄物のみを受入れるものとし、災害時における処理方法に準じた、分別区分を徹底する。

(4) 応援協力

発災時に大量の災害廃棄物が発生し、本市や多摩ニュータウン環境組合の既存施設の処理能力を超過した場合は、国や都、近隣自治体、産業廃棄物処理業者等との連携協力体制のもと、広域的な災害廃棄物処理を求める。

また、ボランティア等と連携して効率的な災害廃棄物処理に対応していく。

2 損壊家屋の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去（以下「公費解体」という）は、本来、私有財産の処分になるため、原則所有者の責任によって行うことになるが、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を市で実施することができる。

また、被害の状況によっては、国の特例措置により、半壊家屋まで補助の対象が拡大されるため、災害発生後の国の通知を確認し、補助対象の適否に従い実施する。

なお、この公費解体については、災対資源循環・環境部及び災対契約資産部が業務を分担して行う。

(1) 申請窓口の設置及び周知・受付

災対契約資産部は、申請窓口の設置を行うとともに、災対戦略部及び避難所運営職員の協力を得て解体・撤去の概要等を広報し、災対資源循環・環境部と調整のうえ受付を開始する。公費解体対象建物の整理、優先順位の検討を行い、解体事業者に作業を委託する。

(2) 公費解体の実施

災対契約資産部は、公費解体対象建物の整理、優先順位の検討を行う。解体事業者への連絡・指示を行うとともに、損壊家屋等の所有者の立ち会い（最終確認）のうえ、公費解体を実施する。

(3) 廃棄物の処理

災対契約資産部は、災対資源循環・環境部と連携を図り、解体業者により一次仮置場等の搬入や再資源化施設への運搬を基本として行う。解体現場での分別については徹底し、品目毎に運搬するように努める。処理先の選定・調整、及び処理については、災対資源循環・環境部が行う。

(4) 損壊家屋の解体・撤去時の感染対策

損壊家屋の解体・撤去等の作業に従事する者は、破傷風、創傷関連皮膚・軟部組織感染症、レジオネラ症等に関して予防対策を含め十分な対策を行う。

第15章 遺体の収容、火葬等

章の概要	大規模震災では、多数の死者が発生するおそれがある。災害による遺体は法的に変死扱いとなり、警察による検視や医師（東京都監察医）による検案を受ける必要がある。このため直ちに遺体収容所を設置し、納棺用品等を確保するとともに、速やかに遺体の検視、検案等を行い、遺族に引き渡す。 また、遺族に引き渡された遺体に対し、速やかに火葬の許可を行うとともに、遺族による搬送、火葬が困難な遺体、又は身元不明の遺体については、市がこれを行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 遺体の搜索、収容					災対市民部、災対福祉部、災対資源循環・環境部、災対消防部	警察署、消防署、自衛隊、施設管理者
第2節 遺体の検視、検案					災対市民部	警察署、東京都、市医師会、市歯科医師会
第3節 遺体の安置、引き渡し					災対市民部、災対福祉部	警察署 八王子葬祭業協同組合
第4節 遺体の火葬等					災対市民部、災対福祉部	東京都

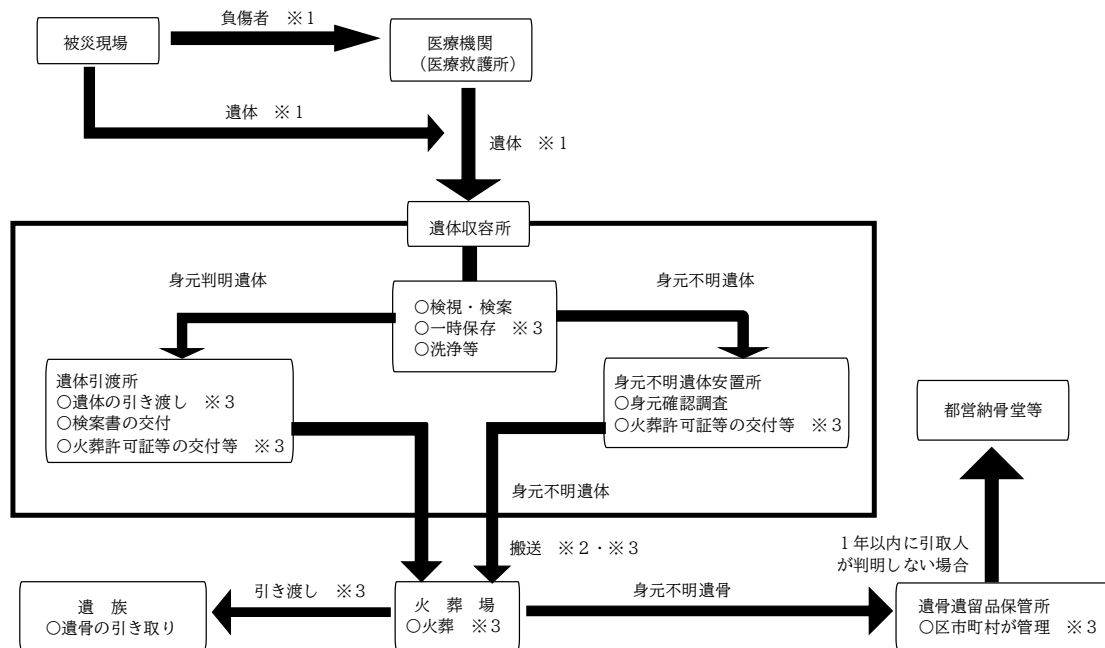
第1節 遺体の搜索、収容

1 遺体の搜索

警察署は、災害による周囲の状況から既に死亡していると推定される者に対し、消防署、災対消防部（消防団）、自衛隊等の協力を得て、搜索活動を行う。

警察署は、救助・救出活動に伴い遺体を発見・収容したときは、遺族等に連絡する。身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

災対資源循環・環境部は、関係機関と連携し、遺体を現場から遺体収容所まで搬送する。



- ※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力する。
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
※2 区市町村の要請に基づき、東京都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。
※3 市が行う業務

2 遺体収容所の設置

災対市民部は、大規模な地震災害により多数の死者が発生したときは、担当者を派遣して遺体収容所を設置し、速やかに東京都及び警察署への報告、市民への周知を行うとともに、警察署と協力し遺体の受け入れ、収容を行う。

また、遺体収容所となった施設の管理者は、施設の管理及び運営に協力する。

遺体収容所の設置場所	遺体収容所は、死者の尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、次の施設を事前に指定・公表するよう努める。 ○ 檜原斎場 ○ 檜原斎場で収容できない場合は、避難所や緊急医療救護施設など他の用途と競合しない公共施設 ○ 屋内施設 ○ 検視・検案も実施可能な広さを有する施設 ○ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 ○ 水、通信等のライフライン及び交通機関の確保に関して可能な限り考慮する。

3 遺体収容所の運営

災対市民部及び災対福祉部は、遺体収容所の設置に関する初動対応や遺体収容所における各種業務を円滑に行うための連絡調整等を行う。

また、複数箇所に遺体収容所を設置したときは、収容所間で身元判明遺体の情報等に関する連絡を密にとる。

4 納棺用品等の確保

災対市民部は、葬儀業者等の協力を得て、遺体の安置、腐敗防止のために必要な納棺用品、ドライアイス等を確保する。

第2節 遺体の検視、検案

検視、検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、災対市民部は、東京都及び警察署と連携し必要な体制を確立する。

1 遺体の検視

警察署は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣するとともに、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。

検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。

2 遺体の検案

東京都（監察医務院）は、検案班を編成し、遺体収容所に派遣する。

検案班は、検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を行う。

3 遺体の一時保存等

災対市民部は、検視班等の要請に基づき、遺体の一時保存等に協力する。また、検視・検案が未実施のときは、その取扱いを適切に行う。

第3節 遺体の安置、引き渡し

1 遺体の安置

検視、検案の済んだ遺体は、身元の判明・不明に応じて、それぞれ区別して安置する。

2 身元判明遺体の引き渡し

災対市民部は、警察署と協力して、身元判明遺体を速やかに遺族に引き渡す。

3 身元不明遺体の身元確認

警察署は、身元不明遺体の身元確認調査を行うが、おおむね2日間身元が判明しないときは、遺体及び遺品を市に引き継ぐ。（引き継いだ後も身元調査は継続する。）

災対市民部及び災対福祉部は、警察署と協力して、身元不明遺体の問い合わせ等に対応し、遺体の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

第4節 遺体の火葬等

1 火葬の許可等

災対市民部は、遺族に引き渡された遺体について、遺体収容所等において、死亡届けを受理し、火葬に対する許可を行う。また、火葬等に関する市民からの相談に応じる。なお、通常の手続きが困難な場合は、緊急時の対応として、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2 火葬の実施

災対市民部は、遺族等が被災により遺体収容所から火葬場への遺体搬送を行うことが困難なときは、災対契約資産部、協定締結団体等の協力を得て、八王子市斎場に遺体を搬送して火葬を行い、遺骨を遺族に引き渡す。

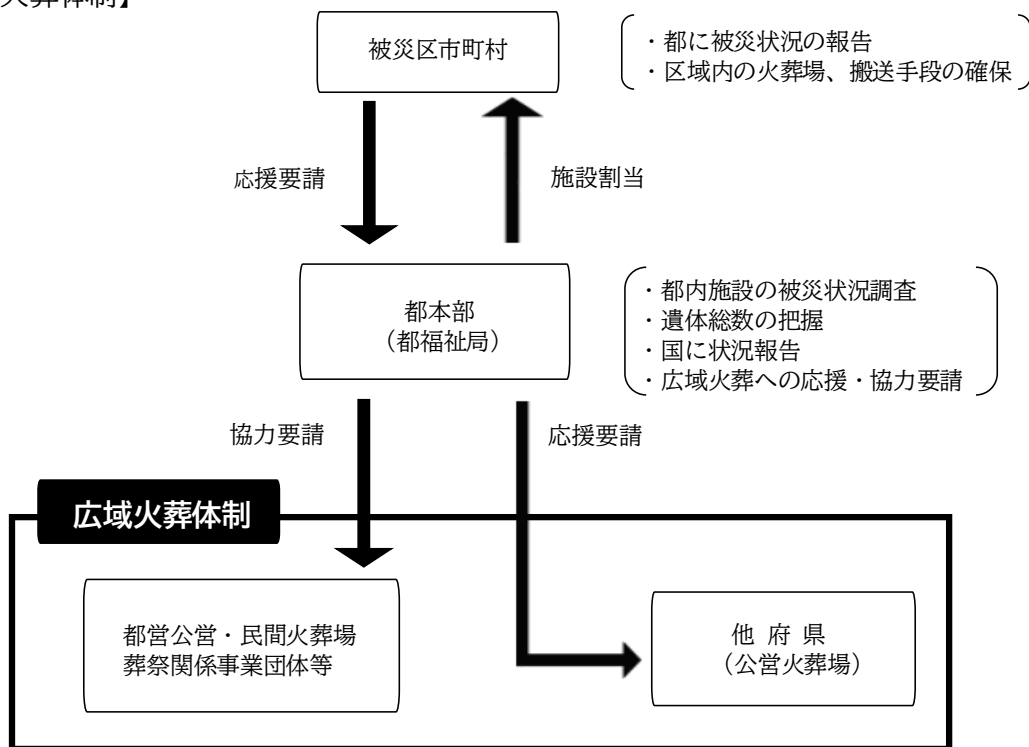
3 広域火葬体制の確立

災対市民部は、大規模地震発生時には、速やかに八王子市斎場の火葬場の被害状況、火葬能力、市内の死亡者の状況等を東京都に報告する。また、平常体制での火葬が困難と判断した場合は、広域火葬の実施を東京都に要請する。

東京都が広域火葬の実施を決定した場合、災対市民部は、広域火葬体制を整え、指定された火葬場と連絡調整を行い、遺体を搬送して火葬を行う。

また、東京都から広域火葬の協力要請があった場合は、応援の可否について判断するとともに、火葬の実施等について連絡調整を行う。

【火葬体制】



4 身元不明遺体の取扱い

災対福祉部は、災対市民部と連携して一定期間（状況によるが、おおむね遺体発見時より1週間程度）を経過した身元不明遺体を協定締結団体等の協力を得て、遺体収容所から八王子市斎場に搬送して火葬を行い、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存するとともに、遺骨と遺品を一時保管する。

なお、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

5 死亡者に関する広報

災対市民部は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、東京都及び警察署並びに災対戦略部と連携を保ち、市庁舎・事務所庁舎、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、市民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

第16章 園児・児童等の安全確保及び文教対策

章 の 概 要	大規模な地震が発生したときは、園児、児童・生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、施設や教職員等の被害状況を把握し、状況に応じた応急教育等を行う。 また、文化財の被害状況も把握し、所管先へ報告する。

項 目	活動時期				実施担当	
	初 動	応 急	復 旧	復 興	市 担 当	関係機関等
第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認					災对学校教育部	
第2節 園児の安全確保、安否確認					災対子ども家庭部	
第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認					災対子ども家庭部、災対生涯学習スポーツ部	
第4節 応急教育					災对学校教育部、災対福祉部、災対子ども家庭部	
第5節 応急保育					災対子ども家庭部、災対生涯学習スポーツ部	
第6節 文化財の対策					災対生涯学習スポーツ部	東京都教育委員会、国

第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

学校長は、学校の管理下において地震が発生したときは、児童・生徒の安全を確保する。

また、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携し、児童・生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 保護者への引き渡し、保護

学校長は、児童・生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、学校施設の安全を確認し、学校で保護する。

3 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与える。状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

4 安否の確認

災对学校教育部は、地震が発生したときは、学校長や避難所開設職員等を通じて児童・生徒、教職員の安否の確認を行う。また児童・生徒が市外へ避難したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより避難先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

第2節 園児の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育園若しくは幼稚園等の園長（代理者を含む）は、保育園、幼稚園の管理下において地震が発生したときは、園児の安全を確保する。

また、施設にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携の上、園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

園長は、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児を園内に保護する。

3 安否の確認

災対子ども家庭部は、地震が発生したときは、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員は、開館（所）中に地震が発生したときは、児童の安全を確保する。

また、子ども・若者育成支援センター、学童保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防等と連携の上、児童を安全な場所に避難誘導する。

2 児童の保護

子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員は、保護者の迎えがないときは、施設内の安全を確認し、児童を子ども・若者育成支援センター、学童保育所にて保護する。

3 安否の確認

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、地震が発生したときは、子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員を通じて児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4節 応急教育

1 応急教育の実施

(1) 場所の確保

幼稚園長、学校長は、施設の被害を調査し、災対子ども家庭部及び災対学校教育部と連携して、応急教育の場所を確保する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 予 定 場 所 等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育

幼稚園長及び学校長は、臨時の学級編制を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童・生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

災対学校教育部は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、東京都教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 学用品の調達及び給与

災対学校教育部は、住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。

また、学用品の調達は、東京都が一括して行い、児童・生徒への支給は市が行う。

なお、学用品の支給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対学校教育部と協議の上で災対福祉部が行う。

第5節 応急保育

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、保育園長及び子ども・若者育成支援センター、学童保育所職員を通じて保育施設等の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育等ができないときは、臨時的な場所の確保などの措置を講ずる。

第6節 文化財の対策

災対生涯学習スポーツ部は、状況に応じて文化財の担当者を定め、被害情報等の収集、整理を行う。また、文化財施設等の管理者及び関係機関は、次のような応急措置を行う。

応 急 措 置	○ 文化財の所有者、管理者は、出火延焼や二次災害の防止のために、消防への通報など必要な安全措置を講ずる。 ○ 文化財が被災したときは、その所有者、管理者は、市指定の文化財については市教育委員会へ、東京都指定の文化財については市教育委員会を通じて東京都教育委員会へ、国指定の文化財については、市教育委員会及び東京都教育委員会を通じて国へ報告する。

第17章 ライフライン、公共施設等の応急対策

章の概要

地震が発生したときは、ライフライン施設や公共施設等の事業者、管理者等は、速やかに施設の被害状況を把握するとともに、利用者の安全確保並びに、施設や機能の早期回復のために必要な応急復旧対策を行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 水道の応急対策					災対水循環部	東京都
第2節 下水道の応急対策					災対水循環部	東京都
第3節 電気の応急対策						東京電力パワーグリッド
第4節 ガスの応急対策						東京ガスグループ
第5節 通信関係の応急対策						NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、郵便局株式会社、郵便事業株式会社
第6節 鉄道等の応急対策						各公共交通機関
第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策					災対水循環部、災対道路交通部	道路管理者 河川管理者
第8節 社会公共施設等の応急対策					災対契約資産部、関係各部	

第1節 水道の応急対策

東京都は、地震が発生したときは、水道施設の被災状況及び断水区域の情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

災対水循環部は、東京都と連携し、水道施設の被災状況及び断水区域の情報収集を行う。

1 応急対策

東京都は、給水対策本部を設置し、必要な職員を確保する。異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底し、施設の点検・被害調査を実施する。また、被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。

2 復旧対策

東京都は、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止する。取水・導水施設・浄水施設・送・配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

第2節 下水道の応急対策

災対水循環部は、地震が発生したときは、東京都（流域下水道本部）等と連携して下水道施設の被災状況を把握する。また、下水道施設が被災したときは速やかに応急復旧を行う。

1 応急対策

災対水循環部は、下水道施設の被害状況を調査及び点検し、被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合は、必要な応急対策を行う。

応 急 対 策	○ 緊急輸送道路や下水道施設の重要な幹線（避難所等から処理場まで）を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没箇所等を早急に把握し、損傷度を確認する。 ○ 停電地区を早急に把握し、マンホールポンプ等の稼働状況を確認する。 ○ 污水管渠は、污水の疎通に支障のないよう、移動式ポンプやバキュームカーを配置し仮設配管等で、応急措置を行う。 ○ 污水の溢水は、最低限の消毒を行い、土のう等で近傍水路等へ排水を行う。 ○ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。 ○ ポンプ場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。 ○ ポンプ場が破損し、浸水が生じたときは、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行う。 ○ ポンプ場の機能が停止したときは、仮設ポンプ等により河川等へ排水を行う。 ○ 工事中の箇所があれば、請負者に被災状況の確認と工事中止を指示し、二次災害を防止する緊急措置を実施する。その際、作業員数や資器材等を把握し、緊急事態に備える。

2 復旧対策

災対水循環部は、施設の被害の程度、復旧の難易度、施設の重要度、上水道（浄水場、給水所）の運用状況等を考慮して効率的な復旧を行う。また、市民に対し、災対戦略部を通じて破損箇所、注意事項、下水道使用自粛、復旧作業の状況等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力及び東京都の技術支援を得て、復旧対策を行う。

第3節 電気の応急対策

東京電力パワーグリッドは、大規模な地震が発生したときでも、原則として送電を継続するが、被害甚大な地域について、警察、消防等から要請があった場合は、送電停止等の適切な二次災害予防措置を講ずる。

また、地震により電気施設に被害があったときは、二次災害の発生防止を図りつつ、速やかに応急措置を講じ、電気の早期復旧に努める。

1 応急対策

(1) 情報収集・連絡活動

東京電力パワーグリッド多摩総支社は、テレビ・ラジオ等から一般的被害情報等を収集するとともに、市及び関係防災機関と情報連絡活動を行い、収集した被害情報その他の情報を本店本部等に連絡する。

(2) 震災時の危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、震災時においても原則として送電を継続するが、火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に係わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

(4) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東京電力パワーグリッドと隣接する各電力会社間で締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて電力の融通協力が実施されることとなっている。

(5) その他

災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊が必要と判断されるときは、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は東京都災害対策本部を経由して行う。

2 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。

その他応急復旧対策については、次のとおり行う。

(1) 復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項を含む復旧計画を作成する。

復旧計画の項目	☐ 復旧応援班の必要の有無	☐ 復旧作業班の配置状況
	☐ 復旧作業の日程	☐ 復旧の完了見込
	☐ 宿泊施設、食糧等の手配	☐ その他必要な対策

(2) 復旧の順位

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

設備名	復旧順位
送電設備	○ 全回線送電不能の主要線路 ○ 全回線送電不能のその他の線路 ○ 一部回線送電不能の重要線路 ○ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	○ 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ○ 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ○ 重要施設に送電する配電用変電所
配電設備	○ 官公庁等の公共機関、病院、避難場所・避難所、交通、通信、報道機関水道、ガス、その他の重要施設 ※ 長期浸水地区などにおける重要施設に対しては、負荷切替や仮連絡ケーブルの施設等により仮送電する。 ※ 停電が長期にわたる場合は、被災地の道路上に投光器などの仮設置を行う。
通信設備	○ 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線 ○ 保守用回線 ○ 業務用回線

第4節 ガスの応急対策

1 都市ガス

東京ガスグループは、地震によりガス施設に被害が生じたときは、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

(1) 応急対策

ア 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。

イ 被害状況に応じてあらかじめ定めた BCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

ウ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。

エ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

オ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

カ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

キ その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

ク 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。

ケ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都 LP ガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救援物資として供給するよう努める。

(2) 復旧対策

ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

イ 具体的な手順は以下のとおり。

- (ア) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - (イ) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - (ウ) 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - (エ) 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - (オ) 都市ガスの復旧は 2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
 - (カ) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
 - (キ) 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - (ク) ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- ウ さらに、必要に応じて次の対応を行う。
- (ア) 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - (イ) 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - (ウ) 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

2 LPガス

各家庭等のLPガス設備には、震度5程度の地震やガス漏れが発生した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターをはじめとする安全設備が設置されており、屋内配管やガス器具等に異常が無い場合には、速やかな使用再開が可能である。

このため、東京都LPガス協会八王子支部は、大地震が発生したときは、できる限り速やかに顧客の被害状況把握を行い、余震発生等の可能性に注意して、連絡が取れた所から順にLPガス施設の点検及び使用再開に努める。

また、市から応急対策への協力要請があった場合には、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき、避難所へのLPガス供給等の協力をを行う。

第5節 通信関係の応急対策

通信関係の各機関は、地震時における通信の途絶を防止するため各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を実施する。

特にNTT東日本は、地震時に最優先で市をはじめとする防災関係機関並びに医療機関、避難所そ

の他拠点施設の相互通信を確保するとともに、被害が同時多発的に発生する事態に備えておく。

1 活動態勢

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、市本部、東京都本部及び国等の関係機関との連絡調整を行う。

2 応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

(1) 日本郵便株式会社

ア 災害時における業務運営の確保

状況に応じ、関係各機関と密接な連絡を取り、業務運営を確保するために必要な措置をとる。

(ア) 被災地の郵便運送及び集配の確保、早期回復を図るため、災害の態様、規模に応じて、運送、集配経路、方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

(イ) 郵便物委託運送法及び関連の契約に従い、業務の継続、郵便物の保全等のために必要な措置を講じる。

(ウ) 重要な郵便物の送達の確保、交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合、災害の規模、被災状況等に応じ、地域、期間を限って、郵便の減便、運送、集配業務を休止する。また、郵便の利用制限、郵便業務の一部停止をする措置をとる。

イ 被災地の郵便局利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により継続不能となった郵便局について仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便局車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間、取扱日の変更等の措置を講じる。

ウ 業務運営の確保を図るため、職員の非常勤務体制の確立、必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧事業用品の応急調達、緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

(2) NTT東日本

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象情報、災害予報等

(イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

エ 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

オ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸出しに努める。

カ 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。

(3) NTTコミュニケーションズ

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象情報、災害予報等

(イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

(4) NTTドコモ

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象情報、災害予報等

(イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要が有るときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を執ること。

(ウ) 非常、緊急通話は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定める所により、一般の通話に優先して取り扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

エ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(5) KDDI

ア 通信疎通の管理、制御等

電話用の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、通信ルートの迂回措置及び代替回線の設定等の措置を早急に実施する。

イ 災害用伝言板の運用

災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用を行う。

ウ 災害対策用資器材の利用

災害対策用資器材として緊急連絡用設備、災害対策車両、緊急輸送用ヘリコプター、車載型無線基地局、移動電源車を配備し、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵している。

エ 通信サービスの利用制限

通信の疎通が著しく困難な状態となった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。

オ 携帯電話の貸出し

指定行政機関、地方公共団体などから要請を受けた場合、貸し出し用の携帯電話・衛星携帯電話等の貸し出しに努める。

(6) ソフトバンク

ア 通信の利用制限等の措置

電気通信疎通が著しく困難になった場合は、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。

イ 災害用伝言板等の運用

状況に応じて、災害用伝言板等の運用を開始する。

ウ 対策要員の確保

状況に応じて、あらかじめ決められた要員が対策組織毎に参集する。

エ 災害対策用危機等の配備および災害対策用資機材の確保

災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

災害復旧等に係る組織において、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

オ 通信建物・設備等の巡視と点検

通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

カ 携帯電話の貸出し

地方公共団体などから要請を受けた場合、携帯電話・衛星携帯電話等の貸し出しに努める。

(7) 楽天モバイル

ア 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

(ア) 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

(イ) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

イ 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

ウ 重要通信の疎通確保

(ア) 災害等に際し、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

(イ) 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

エ 災害時における広報

(ア) 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

オ 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

カ 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

キ 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬車両その他災害対策用機器等を配備する。

3 復旧対策

(1) 日本郵便株式会社

物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を行う。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(2) NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

ア 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

イ 復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
1	○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 災害状況等を報道する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

(3) KDDI

ア 復旧工事の計画

(ア) 応急復旧工事

被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。

(イ) 原状復旧工事

被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施する。

(ウ) 本復旧工事

被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な復旧工事を実施する。

イ 復旧の順位

復旧工事にあたっては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施する。

(4) ソフトバンク

ア 応急復旧

被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義としてすみやかに実施する。

復旧にあたっては、行政機関等と連携し、早期復旧に努める。

イ 本復旧

応急復旧工事後、すみやかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画・設計する。

(5) 楽天モバイル

ア 応急復旧工事後、すみやかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画・設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第6節 鉄道等の応急対策

各公共交通機関は、地震が発生したときは、直接人命に係わる被害が発生するおそれがあるため、迅速かつ適切な応急措置を行う。

1 震災時の対応

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うた

めに、災害対策本部等を設置するとともに、市及び東京都その他関係機関にその旨を通報する。市は通報に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立する。

(2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動用無線機等を利用する。

2 発災時の初動措置

(1) JR東日本

区分	初 動 措 置
運転規制の内容	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。
乗務員の対応	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄の停車場の駅長又は指令と連絡をとり、その指示を受ける。
乗客への対応	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。
その他の措置	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。

(2) 京王電鉄

区分	初 動 措 置
運転規制の内容	6 カイン以上 12 カイン未満 全列車停止 震動停止後 25km 以下の注意運転
	12 カイン以上 全列車停止 点検後、異常なしを確認後、状況により順次運転速度の規制緩和
乗務員の対応	列車の運転が危険と判断した場合又は停車の指令を受けたときは、列車を停止する。
乗客への対応	車内放送にて、状況を旅客に説明し、混乱防止に努める。
その他の措置	① 被害状況の把握 ② 負傷者の救出、救護 ③ 旅客の避難誘導 ④ 出火防止、初期消火 ⑤ 線路、駅、電気設備等の点検 ⑥ 通信、電気施設の緊急措置 ⑦ 防災機関との連携

(3) 高尾登山電鉄

区分	初 動 措 置
運転規制の内容	停留所内で停車中の場合 ① 運転に支障が予測されるときは、直ちに線路、電気施設等の点検を行い、安全確認後に運行する。 ② 震度 4 以上の地震が発生したときは、直ちに危険箇所の巡回検査を行い、安全確認後に運行する。

乗務員の対応	列車が運行中の場合 ① 震度4以上の地震が発生したとき、並びに緊急地震速報を受信したときは、直ちに列車を停止する。 ② ただし、運行が可能な限りトンネル内、橋りょう又は中間行き違い所等危険な箇所での待避を避けて、安全と認められる場所まで移動する。

(4) 多摩都市モノレール

区分	初動措置	
運転規制の内容	震度4	25km以下の注意運転
	震度5弱以上	運転中止
乗務員の対応	列車の運転が危険と判断した場合又は指令センター長の指示があった場合は、列車を停止させた後、状況を指令センター長に報告し、指示を受ける。	
乗客への対応	状況を旅客に説明し、動揺と混乱防止に努める。	
その他の措置	① 旅客の避難誘導 ② 被害状況の把握 ③ 施設・設備の点検 ④ 出火防止、初期消火 ⑤ 通信、電気施設の緊急措置 ⑥ 防災関係機関との連携	

3 乗客の避難誘導

各鉄道会社は、次の避難誘導措置を講ずる。

駅における避難誘導	乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた避難場所に誘導する。
列車における避難誘導	乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所又は最寄り駅まで駅長（運転司令）と連絡の上誘導する。

4 事故発生時の救護活動

各鉄道会社は、事故が発生した場合次の救護活動を行う。

救護活動	震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先的に行う。 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

5 復旧計画

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努めるものとし、各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行

い、この結果に基づき再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て、実施する。

6 バス会社の安全措置

各バス会社は、災害時に次の安全措置を講ずる。

運 行 中 止	危険箇所（塀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等）を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗 客 救 護	負傷した乗客に対し、救急箱を使用した応急措置や、病院への収容、救護機関への連絡を行う。
乗 客 の 避 難 誘 導	ラジオ放送を流して乗客の動揺を制止し、最寄りの避難場所へ乗客を誘導する。なお、京王電鉄バスでは、全バス車両に路線沿線の避難場所一覧表を常備している。
車 両 処 置	乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会 社 等 へ の 連 絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策

道路管理者、河川管理者は、地震が発生したときは、各所管の道路、橋りょう、河川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。災対道路交通部及び災対水循環部は、市が管理する施設の応急復旧対策を行う。

1 道路、橋りょう

(1) 市

ア 応急措置

災害が発生したときは、施設の被害状況、障害物の状況などを調査する。通行が危険な道路は、警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。また、市道以外の道路が被災し通行に支障を来すときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

イ 応急復旧

市道が被災したときは、建設業協会等の協力により応急復旧を行うが、短期間で復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路の設置など必要な措置を講ずる。また、市単独で困難なときは、関係機関等に対し応援を要請する。

(2) 東京都建設局

ア 応急措置

都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

イ 応急復旧対策

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、震災対策協力会社等と連携して実施する。

その後、逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

また、平素から応急作業に必要な資器材の整備を行うとともに、協力会社等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 関東地方整備局

ア 応急措置

被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。また、ヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。

巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに応急復旧並びに必要な応じてう回道路の選定等の処置を行い緊急輸送道路の確保に努める。

イ 応急復旧対策

パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

(4) 中日本高速道路

ア 応急措置

大震災が発生した場合には、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常体制を確保し、直ちに災害応急活動に入るものとする。

地震発生後、次の基準に従って、警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、情報板、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行車の安全確保に努める。

中央道・圏央道

計測震度	通行規制の内容
4.0 未満	なし
4.0 以上 5.0 未満	速度規制
5.0 以上(震度5強以上)	通行止

イ 応急復旧対策

速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させるものとする。

2 河川、水路

(1) 市

ア 応急処置

災害が発生したときは、河川、水路の被害状況の確認を行う。国や東京都の管理河川については、直ちに被害状況の報告を行う。また、市管理水路においては流木その他障害物の除去も合わせて行う。

イ 応急復旧

市管理水路が被災したときは、建設業協会等の協力により応急復旧を行う。また、市単独で困難なときは、関係機関等に応援を要請する。

(2) 東京都建設局

ア 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。

ウ 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。

エ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処するものとする。

(3) 関東地方整備局

ア 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

3 砂防、地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設、治山施設

東京都（建設局、環境局、産業労働局）は、管理する施設が地震により被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。市はこれに協力する。

区 分		内 容
砂 防 施 設		○ 堰堤、床固め、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 流路工若しくは床固めの埋そく又は天然河岸の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
地 す べ り 防 止 施 設		○ 抑止杭、よう壁、排水工等、施設の損壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 集水井、流路工等の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
急傾斜地崩壊 防 止 施 設		よう壁、法面保護工、排水工、落石防護柵等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
治 山 施 設		東京都産業労働局は、治山施設（治山ダム工・護岸工・流路工・土留工・山腹緑化工・法枠工・落石防止工等）の被害状況を把握するとともに、東京都建設局等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
林 道	応急措置	東京都林務出張所は、被災地域住民の協力を得て情報を収集し、東京都森林事務所を通じて、東京都産業労働局に報告し、付近住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。

区 分		内 容
林道	応急対策	次の状況にあるときは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。 ○ 食糧の搬入が困難な場合 ○ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき ○ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合
	応急措置	市は、被害の情報を収集し、東京都農業振興事務所を通じて、東京都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。
農道	応急対策	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

4 復旧対策

河川管理者等は、被害調査等をもとに、公共の安全確保上重要な施設を優先して復旧する。

第8節 社会公共施設等の応急対策

1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、各管理者は、早期に被害状況を把握し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

社会公共施設の関係所管は、施設管理者から応急危険度判定の支援要請があった場合、市施設に準じて社会公共施設の判定を実施する。

判定対象建築物	内容
都立及び市立の公共施設	○ 東京都各局及び市は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 東京都各局及び市は、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都本部に判定実施の支援を要請する。 ○ 東京都本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。 ○ 東京都財務局は、判定部会の決定に基づき、東京都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、東京都本部は、他団体への協力を要請する。
上記以外の社会公共施設	○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、東京都又は市に判定実施の支援を要請する。 ○ 東京都本部は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

※社会公共施設等

都立、市立の公共施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の他、避難所に指定されている学校施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となりうる公的住宅等を総称している。

2 その他の応急対策

社会公共施設等の管理者は、地震が発生したときは、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

利用者等の安全確保	○ 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を第一とする。 ○ 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。 ○ 応急措置の状況を所管部、事務所、本部等へ報告する。
施設機能の保全、回復	○ 施設の被害調査を速やかに行う。 ○ 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。 ○ 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。 ○ 電気、電話、ガス、水道等の修理が必要なときは、関係機関に要請する。 ○ 応急措置が困難なときは、危険防止のための保全措置を講ずる。
その他の措置	○ 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。 ○ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者・利用者等の安全確保に努める。

第18章 災害警備活動

章 の 概 要	大規模震災時は、警察署を中心に、市民の生命、身体、財産の保護や各種犯罪の予防、取り締まり並びに被災地の治安維持活動を行う。

項 目	活動時期				実施担当	
	初 動	応 急	復 旧	復 興	市 担 当	関係機関等
第1節 警備体制の確立						警察署
第2節 防犯・防火活動への協力					災对生活安全部、災対消防部、関係各部	警察署、消防署、防犯協会、自主防災組織

第1節 警備体制の確立

1 災害警備体制の確立

警視庁第九方面本部、八王子・高尾・南大沢警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備本部を設置して指揮体制を確立する。

2 災害警備活動

警察署は、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

災 害 警 備 活 動 の 内 容	○ 被害の実態把握及び各種情報の収集 ○ 交通規制 ○ 被災者の救出救助及び避難誘導 ○ 行方不明者の捜索及び調査 ○ 遺体の調査等及び検視 ○ 公共の安全と秩序の維持

3 防犯活動

警察署は、災害時の犯罪予防として、次の活動を行う。

犯罪予防活動	○ 被災地、避難所等の警備重点地域に対し、必要に応じて臨時交番の設置、集団警ら等による警察活動を強化する。 ○ 町会、自治会、防犯協会等に対し、自警団等の編成、警戒の活動を要請する。 ○ 必要に応じて警備会社に協力を要請する。 ○ 許可又は登録を受けた銃砲刀剣類を所持している者に対し、警察署に一時預けるよう指導する。 ○ 銃砲刀剣類の製造・販売業者に対し、盗難等の防止について指導する。

第2節 防犯・防火活動への協力

1 巡回パトロール

市は、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯対策の広報啓発

市は、災害時の社会的混乱に乗じた窃盗や詐欺等の犯罪を未然に防止するため、警察等と連携を図り、市民に防犯対策に関する広報を行い、犯罪防止に努める。

3 防犯活動への協力要請等

災対生活安全部は、災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

第4編 風水害応急対策計画

第1章	水防本部体制
第2章	市の水防活動
第3章	関係機関の水防活動
第4章	災害対策本部体制
第5章	情報の収集、調査、報告等
第6章	災害広報・広聴
第7章	応援要請
第8章	災害救助法の適用
第9章	避難対策
第10章	救助・救急・消防活動等
第11章	医療救護活動
第12章	交通・輸送対策
第13章	各種応急対策活動
第14章	園児・児童等の安全確保等
第15章	ライフライン、公共施設等の応急対策
第16章	災害警備活動

第4編 風水害応急対策計画 目 次

第1章 水防本部体制	1
第1節 活動体制の決定	1
第2節 水防本部の設置	2
第3節 職員の配備	8
第4節 市域の水防体制	11
第2章 市の水防活動	12
第1節 情報連絡活動	12
第2節 水防警戒本部体制における活動	20
第3節 水防対策本部体制における活動	21
第4節 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等の浸水警戒活動等	23
第5節 土砂災害の警戒活動等	24
第6節 公用負担	24
第3章 関係機関の水防活動	26
第1節 消防機関の活動等	26
第2節 東京都の活動等	29
第3節 警察署の協力	31
第4章 災害対策本部体制	32
第1節 災害対策本部の設置	32
第2節 災害対策本部の運営	33
第5章 情報の収集、調査、報告等	42
第1節 情報連絡体制の確立	42
第2節 被害情報等の収集、報告	43
第3節 各種の被害調査及びとりまとめ	44
第4節 東京都、国への被害報告	45
第5節 住家の被害認定調査	45
第6章 災害広報・広聴	46
第1節 災害広報・広聴	46
第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表	48
第7章 応援要請	49
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等	49
第2節 国、東京都、他市町村、民間団体等への応援・協力要請	50
第3節 ボランティア等の活動支援	50
第4節 労働力の確保	51
第5節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ	51
第8章 災害救助法の適用	52
第1節 災害救助法の適用申請	52
第2節 災害報告及び救助実施状況の報告	52
第9章 避難対策	53
第1節 事前避難	53

第2節	避難の体制及び避難指示等	54
第3節	避難誘導	58
第4節	避難場所等の開設・運営	59
第5節	避難所の開設・運営	60
第6節	被災者の他地区等への移送	60
第7節	帰宅困難者対策	61
第10章	救助・救急・消防活動等	62
第1節	救助・救急活動の実施	62
第2節	行方不明者の捜索	63
第3節	消防活動の実施	63
第11章	医療救護活動	64
第1節	派遣要請及び連絡調整	64
第2節	医療救護所の設置	64
第3節	医療救護活動の実施等	65
第4節	被災者の保健対策	65
第5節	山間部における医療救護活動	66
第12章	交通・輸送対策	67
第1節	交通情報の収集、道路規制	67
第2節	道路交通の確保等	68
第3節	緊急輸送の実施等	69
第13章	各種応急対策活動	70
第1節	水の確保、供給	70
第2節	食糧の確保、供給	70
第3節	生活物資の確保、供給	71
第4節	金融対策	71
第5節	被災者相談	71
第6節	住宅対策	72
第7節	防疫・保健衛生等及び清掃活動	73
第8節	遺体の収容、火葬等	75
第14章	園児・児童等の安全確保等	77
第1節	児童・生徒の安全確保、安否確認	77
第2節	園児の安全確保、安否確認	77
第3節	子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認	78
第4節	応急教育等	78
第15章	ライフライン、公共施設等の応急対策	79
第1節	水道の応急対策	79
第2節	下水道の応急対策	80
第3節	電気の応急対策	80
第4節	ガスの応急対策	81
第5節	通信関係の応急対策	81

第6節	鉄道等の応急対策	81
第7節	道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策	84
第8節	社会公共施設等の応急対策	87
第16章	災害警備活動	88
第1節	警備活動	88
第2節	防犯・防火対策	88
第3節	その他	89

第1章 水防本部体制

章の概要	台風、豪雨及び大雪等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、市域の警戒活動や被害に応じた応急対策活動を行うために水防本部や災害対策本部を設置するとともに、必要な職員の配備を行う。 水防本部は、水防警戒本部及び水防対策本部の二段階で弾力的に対応し、全市的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置して応急対策活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 活動体制の決定	市長、生活安全部長、関係各部	
第2節 水防本部の設置	市長、生活安全部長、関係各部	
第3節 職員の配備	生活安全部、関係各部	
第4節 市域の水防体制	関係各部、消防団	東京都建設局（南多摩西部事務所）、消防署、警察署

第1節 活動体制の決定

1 各部の警戒体制

市の各部は、台風・豪雨等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、指令の有無に関わらず、気象情報等に留意して水防（緊急）連絡または水防警戒配備態勢相当の職員で警戒活動を行い、必要に応じて活動状況を防災課に連絡する。

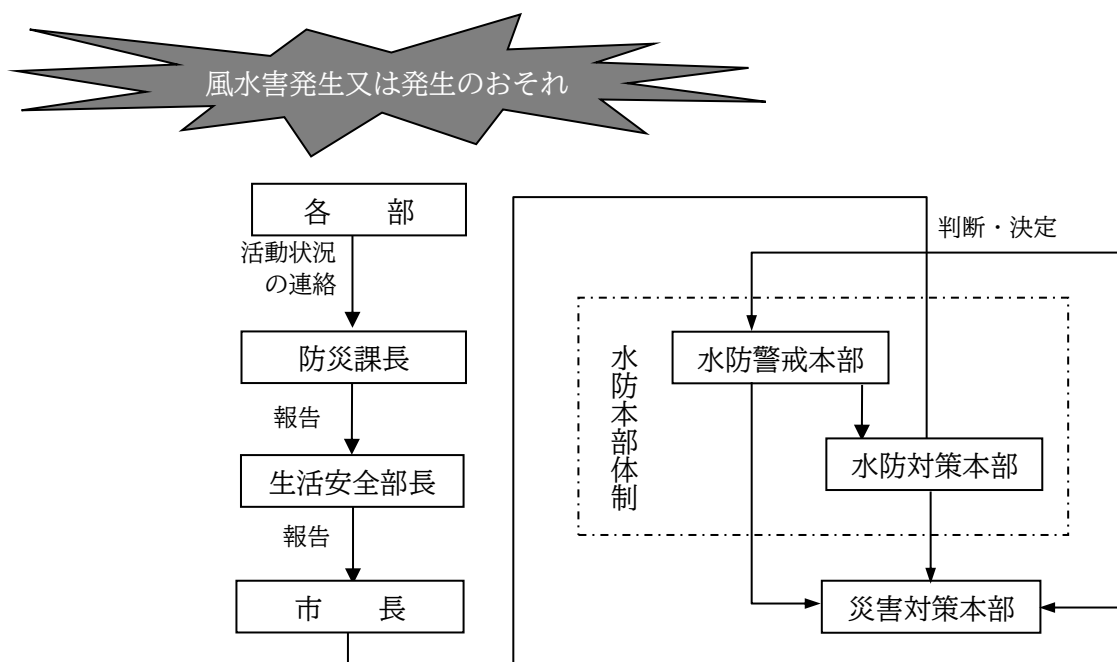
活動にあたっては、降雨等の状況により職員の参集自体が困難になることも想定して態勢を決定する等、水防本部や災害対策本部を設置した場合においても円滑な対応が図れるよう留意する。

2 活動体制の決定

市長は、生活安全部長又は防災課長からの報告により、風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、迅速な対策・対応をとるため、水防本部又は災害対策本部の設置を決定する。

ただし、台風や集中豪雨等による風水害は、地震等による突発的災害とは異なり、比較的に段階を追って被害が生じるという特徴があるため、本市の水防本部体制は、風水害の警戒・予防活動及び局地的な応急対策を行う水防警戒本部と、被災者への支援活動も含めて実施する水防対策本部の二段階により、風水害対策を実施するものとする。

活動体制決定のながれ図



第2節 水防本部の設置

1 水防本部の設置

市長は、気象状況等により、市域に災害が発生するおそれがあるときは、生活安全部長からの報告等を踏まえ、二段階ある水防本部のうち、水防警戒本部又は水防対策本部の設置を決定する。

水防本部の区分	水防本部長	主 な 活 動
水 防 警 戒 本 部	生活安全部長	災害に対する警戒・予防活動及び局地的な水防・応急対策活動
水 防 対 策 本 部	市 長	大規模な災害が予想される場合の警戒・予防活動、水防警戒本部では対処困難な水防・応急対策活動、及び災害の発生による被災者等への支援活動

(1) 水防警戒本部

ア 設置及び廃止基準

市長は、次のときに水防警戒本部を設置又は廃止する。

区 分	水防警戒本部の設置、廃止基準
設 置	○ 市域を含む地域に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」等のいずれかの警報が発せられ、今後さらに降雨等が予想されるとき ○ 多摩川又は浅川に水防警報の「待機」が発せられたとき ○ その他気象状況等により、必要があると認めたとき

区 分	水防警戒本部の設置、廃止基準
廃 止	○ 大雨、洪水、暴風、大雪等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき ○ 大雨、洪水、暴風、大雪等のおそれが拡大し、市長の判断により水防対策本部若しくは災害対策本部が設置されたとき

イ 水防警戒本部設置時の各部の活動

水防警戒本部の各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び水防・応急対策活動を行う。

職員配備態勢は、水防警戒配備態勢を基本とするが、各部の活動体制及び職員配備態勢については、分掌事務、活動内容及び気象状況等を考慮して各部長が決定し、生活安全部長へ報告する。

なお、警戒本部長（生活安全部長）は、水防対策上必要があると認める場合は、本部員以外の部課長等を水防警戒本部員に加え、当該部課長等が所掌する部課を水防警戒本部に追加することができる。

(2) 水防対策本部

ア 設置及び廃止基準

市長は、次のときに水防対策本部を設置又は廃止する。

区 分	水防対策本部の設置、廃止基準
設 置	○ 水防警戒本部では対応困難な災害の発生が予想されるとき若しくは発生したとき ○ 水防警報の「指示」が発せられたとき ○ 感染症流行時など、全庁的な応援体制で災害対応にあたる時 ○ その他気象状況等により、必要があると認めたとき
廃 止	○ 大雨、洪水、暴風、大雪等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき ○ 市長の判断により災害対策本部が設置され、水防本部の業務が統合されたとき

イ 水防対策本部設置時の各部の活動

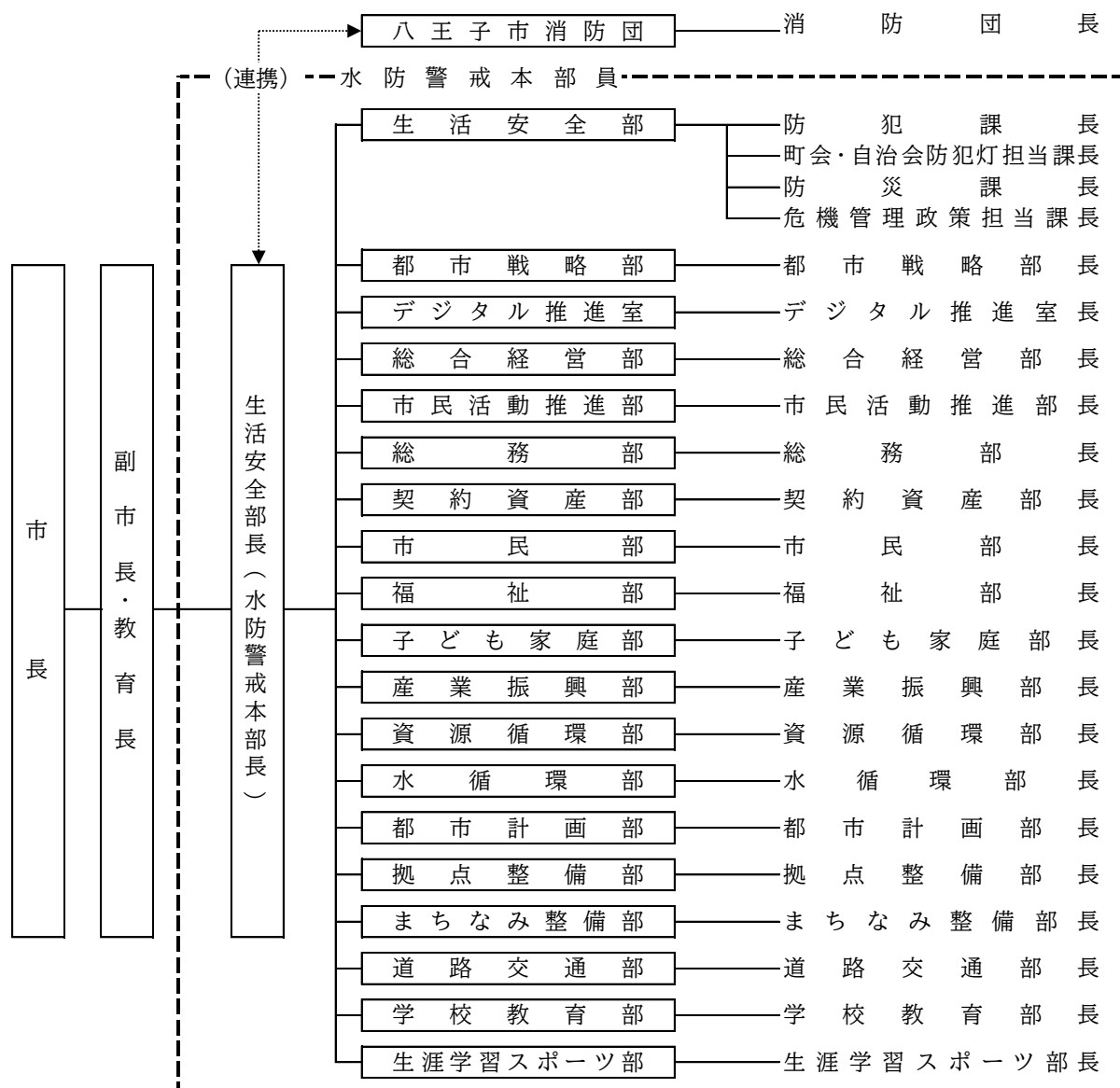
水防対策本部の各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び水防・応急対策活動を行う。

職員配備態勢は、水防第1非常配備態勢を基本とするが、各部の活動体制及び職員配備態勢については、分掌事務、活動内容及び気象状況等を考慮して各部長が決定し、生活安全部長へ報告する。

なお、対策本部長（市長）は、水防対策上必要があると認める場合は、本部員以外の職員等を水防本部員に加えることができる。

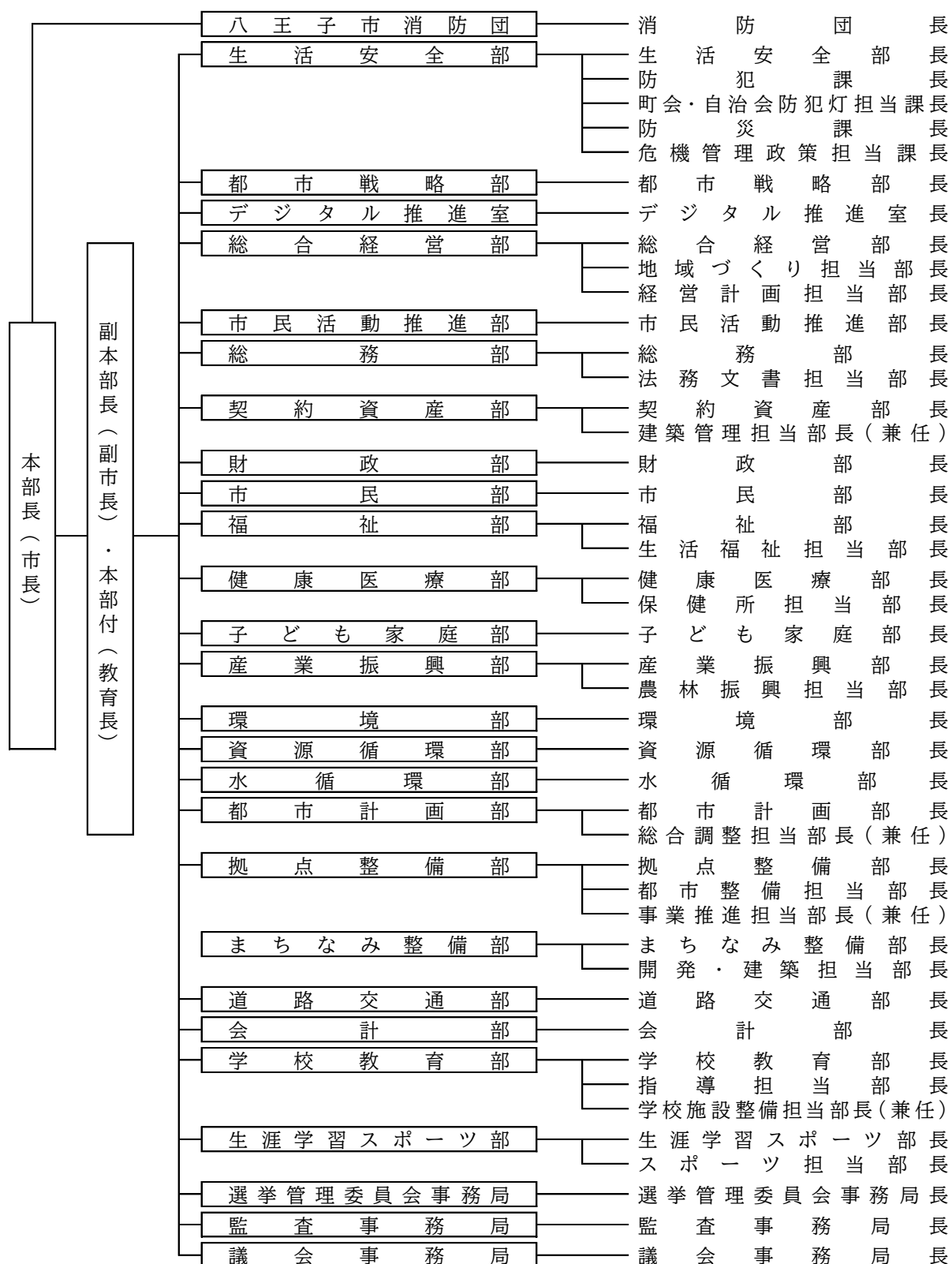
2 水防本部の組織

(1) 水防警戒本部の組織



- ※ 水防警戒本部体制では、原則として生活安全部長が本部長となり、総合的な調整及びその指揮をとる。
- ※ 各部の活動体制、部内各課の活動内容及び実活動時の職員配備態勢については、各部の部長が定める。
- ※ 水防警戒本部構成部以外の各部は、情報連絡・待機体制をとり、高次の体制に備える。
- ※ 災害の状況に応じ、関連する部課（部課長）を指名、追加する。全庁的な対応が必要なときは、市長の判断により水防対策本部または災害対策本部に移行する。

(2) 水防対策本部の組織



- ※ 各部の活動体制、部内各課の活動内容及び実活動時の職員配備態勢については、各部の部長が定める。
- ※ 本部長は必要に応じて、上記本部員以外の市職員及び他機関の職員を本部員に指名することができる。
- ※ 市内に甚大な被害が発生したとき若しくは発生するおそれがあり、市の総力をあげて応急活動を行う必要が生じた場合は、市長の判断により災害対策本部に移行する。

3 水防本部の分掌事務

水防本部の分掌事務は、次のとおりであるが、状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

八王子市水防本部の分掌事務（1）

所属部	水防本部		分掌事務
	警戒	対策	
生活安全部	●	●	水防本部の庶務に関する事
	●	●	水防本部情報の収集伝達に関する事
	●	●	職員配備の伝達と参集報告のとりまとめに関する事
	●	●	被災状況等の電話受付に関する事
	●	●	各部との連絡調整及び情報収集活動の総括に関する事
	●	●	他市町村、関係機関等との連絡調整に関する事
	●	●	東京都等からの情報連絡要員の受入に関する事
	●	●	水防資器材の利用計画に関する事
	●	●	防災行政無線の統制に関する事
	●	●	他の部の所管に属さない事
都市戦略部	●	●	災害広報に関する事
	●	●	報道機関との連絡調整に関する事
デジタル推進室	●	●	重要なシステムの機能確保に関する事
総合経営部	●	●	職員の応援体制に関する事
		●	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事
市民活動推進部	●	●	避難所の開設及び運営に関する事
総務部	●	●	職員への給食及び健康管理、勤務に関する事
	●	●	水防情報の収集伝達の協力に関する事
	●	●	生活安全部の応援に関する事
契約資産部	●	●	水防資器材の確保及び調達に関する事
	●	●	車両、燃料の確保及び配車に関する事
	●	●	市建築工事現場の警戒巡視
		●	トラック協会等への輸送要請及び緊急輸送に関する事
財政部		●	被災地の被害状況調査に関する事
市民部	●	●	本庁及び事務所管内の警戒に関する事
		●	被災地の被害状況調査の協力に関する事
福祉部	●	●	障害者、高齢被災者等の救護に関する事
	●	●	物資等の応急救急の協力に関する事
健康医療部		●	医療対策に関する事
		●	感染症予防に係る防疫対策に関する事
		●	被災地の保健衛生対策に関する事
子ども家庭部	●	●	園児等の安全確保及び救護に関する事
産業振興部	●	●	山地災害危険地区等の警戒巡視に関する事
	●	●	被災者の避難誘導及び収容に関する事
		●	本部長指示による応急的水防作業に関する事
		●	被災者への食糧、物資等の応急供給に関する事
環境部		●	被災地の消毒等防疫活動に関する事
資源循環部	●	●	被災地の清掃対策に関する事
	●	●	被災地の水防作業とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
		●	被災地への応急給水の協力に関する事

八王子市水防本部の分掌事務（2）

所属部	水防本部		分掌事務
	警戒	対策	
水循環部	●	●	河川・水路・道路・土砂災害警戒区域等（土石流）の警戒巡視に関する事
		●	被災者への応急給水に関する事
		●	被災地の水防作業とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
都市計画部	●	●	道路・公共交通の情報収集の総括・連絡調整に関する事
		●	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事
拠点整備部	●	●	被災地の水防作業及び応急対策の協力に関する事
	●	●	道路・公共交通の情報収集の連絡調整に関する事
	●	●	区画整理地の警戒巡視
		●	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事
まちなみ整備部	●	●	土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の警戒巡視に関する事
	●	●	被災地の水防対策とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
道路交通部	●	●	河川・水路・道路・土砂災害警戒区域等（土石流）の警戒巡視に関する事
	●	●	水防資器材に関する事
	●	●	被災地の水防作業とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
会計部		●	金融機関が実施する臨時措置の情報提供に関する事
学校教育部	●	●	児童・生徒の安全確保及び救護に関する事
	●	●	避難所の開設及び運営に関する事
生涯学習スポーツ部	●	●	避難所の開設及び運営に関する事
	●	●	学童保育所入所児童の安全確保及び救護に関する事
選挙管理委員会事務局		●	生活安全部の応援に関する事
監査事務局		●	生活安全部の応援に関する事
議会事務局		●	議員との連絡調整に関する事
各部共通の分掌事務			部内職員の配備及び部の庶務に関する事
			緊急応援職員に関する事
			所管施設、所管事項に係る被害調査に関する事
			被災者総合相談窓口への関係職員の派遣に関する事
			本部長指示による他部の応援協力に関する事
消防団	●	●	河川・水路等の監視及び警戒等に関する事

4 水防本部の廃止等

(1) 水防警戒本部の廃止等

市長は、生活安全部長からの報告等を踏まえ、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、水防警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により、水防対策本部又は災害対策本部へ移行する。

※ 災害対策本部移行時の体制等については、「第4章 災害対策本部体制」を参照。

(2) 水防対策本部の廃止等

市長は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、水防対策本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部へ移行する。

第3節 職員の配備

1 水防非常配備態勢

水防(風水害)時の市職員の配備態勢は、次表のとおりであるが、各態勢における各部の配備要員及び員数は所管する水防活動等を考慮し、各部長が定める。

なお、本部長は、災害の状況等により、特定の部又は課に対し、種別の異なる配備態勢を指示することがある。

態 勢	配備基準	配備内容	配備要員の目安
水 防 連絡態勢	○ 勤務時間内に、気象情報等により必要と認めたとき	職場において水防要員の配備など必要な情報連絡等ができる態勢	原則として水防本部を構成する部の部課長及び情報連絡等に必要な職員
水 防 緊急 連絡態勢	○ 勤務時間外に、気象情報等により必要と認めたとき	在宅又は出勤して水防要員の配備など必要な情報連絡等ができる態勢	
水 防 警戒 配備態勢	○ 市域に気象情報の注意報、警報、又は水防警報が発表され、今後さらに降雨等が予想されるとき ○ 市域に局地的な風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、水防本部長が必要と認めたとき ※ 水防警戒本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	各部が、それぞれ分掌する事務分野に応じて、情報の収集、観測、水防資器材の点検など、必要な警戒活動又は防御活動を円滑に実施できる態勢	水防本部を構成する各部 2～3割
水 防 第1非常 配備態勢	○ 市域に数地域又は広い範囲に及ぶ風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ 感染症流行時など、全庁的な応援体制で災害対応にあたる時 ○ その他、水防本部長が必要と認めたとき ※ 水防対策本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	数地域についての警戒活動又は防御活動を円滑に実施できる態勢	水防本部を構成する各部 4～5割

注) 災害対策本部が設置された場合は、「第3編 第1章 第5節 第1項 配備態勢」の第2非常配備態勢又は第3非常配備態勢に準じた職員配備とする。

2 配備指示の伝達

防災課長は、配備態勢の決定がなされたときは、各部に対し職員配備の伝達を行う。

なお、緊急を要するときは、携帯電話(メール)等により、関係職員に対し緊急出動についての伝達を行う。

各部長は、あらかじめ部内の伝達方法を定め、職員に対し周知徹底する。特に、勤務時間外に配備指示を受けたときも、所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡方法等を把握しておく。

3 配備場所等

各部長は、事前に所属職員の配備場所を指定し、任務分担を定めておく。

なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は、配備から除外することができる。

4 各部の配備職員

各部長は、平常時から配備態勢種別に応じた所管部の配備計画を作成し、生活安全部長に報告するとともに、職員に周知徹底を行う。人事異動等で計画内容に変更が生じたときは、その都度速やかに修正するとともに、生活安全部長に報告し、関係職員に周知する。

5 勤務時間外の配備態勢

勤務時間外に風水害が発生又は次の気象警報等が発令された場合は、直ちに水防緊急連絡態勢を取り、在宅又は参集して情報連絡等を行う。

水防緊急連絡態勢

気象警報等により 水防緊急連絡態勢 をとる場合	○ 市域を含む地域に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」等のいずれかの気象警報が発せられたとき ○ 水防警報が発せられたとき
活 動 手 順	○ 防災課長は、風水害の発生若しくは上記の気象警報の発令を知ったときは、防災課職員に参集を命じるとともに、生活安全部長へ報告し、状況に応じて水防本部を構成する各部の水防緊急連絡態勢該当職員に参集連絡を行う。 ○ 生活安全部長は、防災課長の報告に基づき、必要な活動体制を指示するとともに、状況を市長へ報告する。 ○ 参集連絡を受け、参集した各部の職員は、参集状況を防災課長へ連絡するとともに、状況に応じた水防活動を実施する。

6 緊急応援職員

(1) 大雨

風水害時における避難場所運営は、避難所主管部の職員及び事前に要請した避難所主管部外の職員により構成される避難所運営職員で対応することを原則とする。ただし、不測の事態により、災害対応中に急遽、職員の増員が必要な場合は、緊急応援職員（地震等）の活用を検討し、職員を配備する。

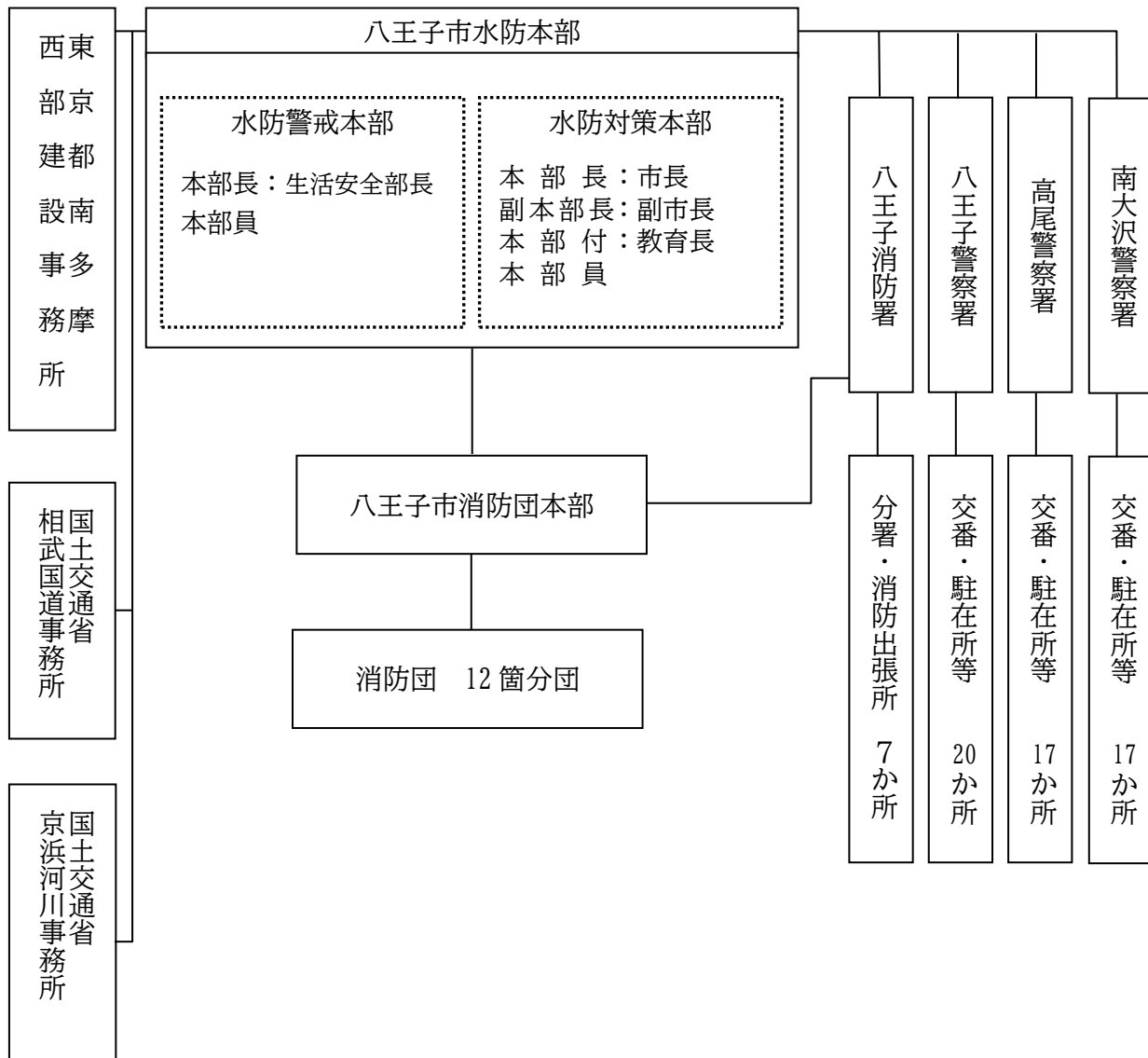
(2) 大雪

大雪による積雪に伴い、施設管理所管の職員だけでは施設の円滑な機能回復が困難であり、市民サービスに大きな支障が生じるおそれのある場合に、施設の機能回復（主に除雪作業）の応援に従事する職員

参集対象施設	○市民部事務所（斎場霊園事務所含む）、市立保育園、保健福祉センター、図書館、富士森体育館を指定 ※駅周辺の民間等施設内にある市民部事務所及び指定管理の施設は除く
対象職員	○自宅から施設まで徒歩で概ね 30 分以内のところに居住する職員の中から指定
主な役割	○施設の機能回復の応援（施設の所掌事務は除く） ○地域の被災情報収集
参集基準	○市全体として緊急応援職員活用の判断がなされ、各施設管理者から連絡を受けたとき ※活用の判断は、都市戦略部長、総合経営部長、生活安全部長の協議により行う。
活動終了時期	○施設管理者から活動終了の指示を受けたとき ○当該施設職員による対応が整い、施設管理者から終了の指示を受けたとき

第4節 市域の水防体制

水防本部設置時における市域の水防体制は、次のとおりである。



※ 八王子市水防本部（以下「水防本部」という。）は気象状況及び災害発生状況により、水防警戒本部と水防対策本部の二段階の体制とする。

第2章 市の水防活動

章の概要	市は、気象状況により災害が発生するおそれがある場合は、発災前に取るべき行動を時系列で示したタイムラインを基本とし洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することにより、水防法（昭和24年法律第193号）第3条に規定する市の区域内の水防の責任を十分に果たすため、必要な活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 情報連絡活動	生活安全部、水循環部、関係各部	東京都総務局、消防、警察
第2節 水防警戒本部体制における活動	関係各部、消防団	東京都建設局、消防、警察
第3節 水防対策本部体制における活動	関係各部、消防団	東京都建設局、東京都保健医療局、東京都環境局等
第4節 地下空間及び要配慮者利用施設の浸水警戒活動等	関係各部、消防団	
第5節 土砂災害の警戒活動等	関係各部	
第6節 公用負担	関係各部	

第1節 情報連絡活動

市は、東京都災害情報システム（D I S）、気象庁防災情報提供システムの活用を図る。また、各種の気象情報、洪水予報及び水防警報並びに小河内ダム放流通報・羽村投渡堰通報の通知を受けた場合は、東京都建設局（東京都水防本部）及び東京都総務局（総合防災部）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに、雨量、水位等の正確な資料を観測者から入手し、的確な情報の把握に務め、水防機関に伝達・周知する。

1 気象情報

(1) 気象庁の気象情報

気象庁が発表する気象情報は、次のとおりである。市及び防災関係機関は、気象庁の防災情報提供システム（気象庁がインターネット（電子メール、We b）等で各種防災気象情報を自治体や防災機関向けに提供するシステム）等を活用してこれらの情報をリアルタイムに把握する。

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
警報	大雨（土砂、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮

※ 大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が発表される。

警報の発表基準をはるかに超える現象に対しては、下表の基準で特別警報が発表される。

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表。
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表。

※ 特別警報が発表された場合、市は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車などの手段を用いて住民等への周知を行う。

(2) 八王子市の気象観測情報の活用

市は、八王子市及び気象庁が設置している観測機器を用いて、気象情報をリアルタイムに把握するほか、気象情報提供業務を委託している機関との連絡を通じ、情報の収集を行い、ゲリラ豪雨などの局地的な災害に対処するとともに、ホームページを利用し、観測情報の市民への周知を行う。

※市内の雨量観測所（テレメーター）は25か所〔内訳：市7、国8、東京都9、気象庁1〕

2 河川に関する情報

(1) 洪水予報

関東地方整備局と気象庁大気海洋部は、共同で多摩川及び浅川に関する洪水予報を行う。洪水予報は、予報地点の水位観測に基づき発表され、原則として東京都総務局より生活安全部防災課に伝達される。

(2) 緊急速報メール

京浜河川事務所は多摩川及び浅川の直轄区域が氾濫危険水位に到達し、河川氾濫のおそれがある場合、または河川氾濫が発生した場合、緊急速報メールを配信し、注意喚起を行う。

多摩川洪水予報及び浅川洪水予報の発表基準

洪水予報の種類	洪水予報の発表基準
多摩川 浅川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
多摩川 浅川 氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
多摩川 浅川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき
多摩川 浅川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
多摩川 浅川 氾濫注意情報解除	氾濫注意水位を下回ったとき

多摩川洪水予報地点等（八王子市に關係するもののみ）

河川名	洪水予報実施区域					洪水予報地点
多摩川	左岸 東京都青梅市青梅大柳町 1575 番地先から海まで					調布橋
	右岸 東京都青梅市畑中 1 丁目 18 番地先から海まで					
洪水予報の基準水位						
観測所名	水防団(※1) 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	位 置
調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	河口から 59.4km

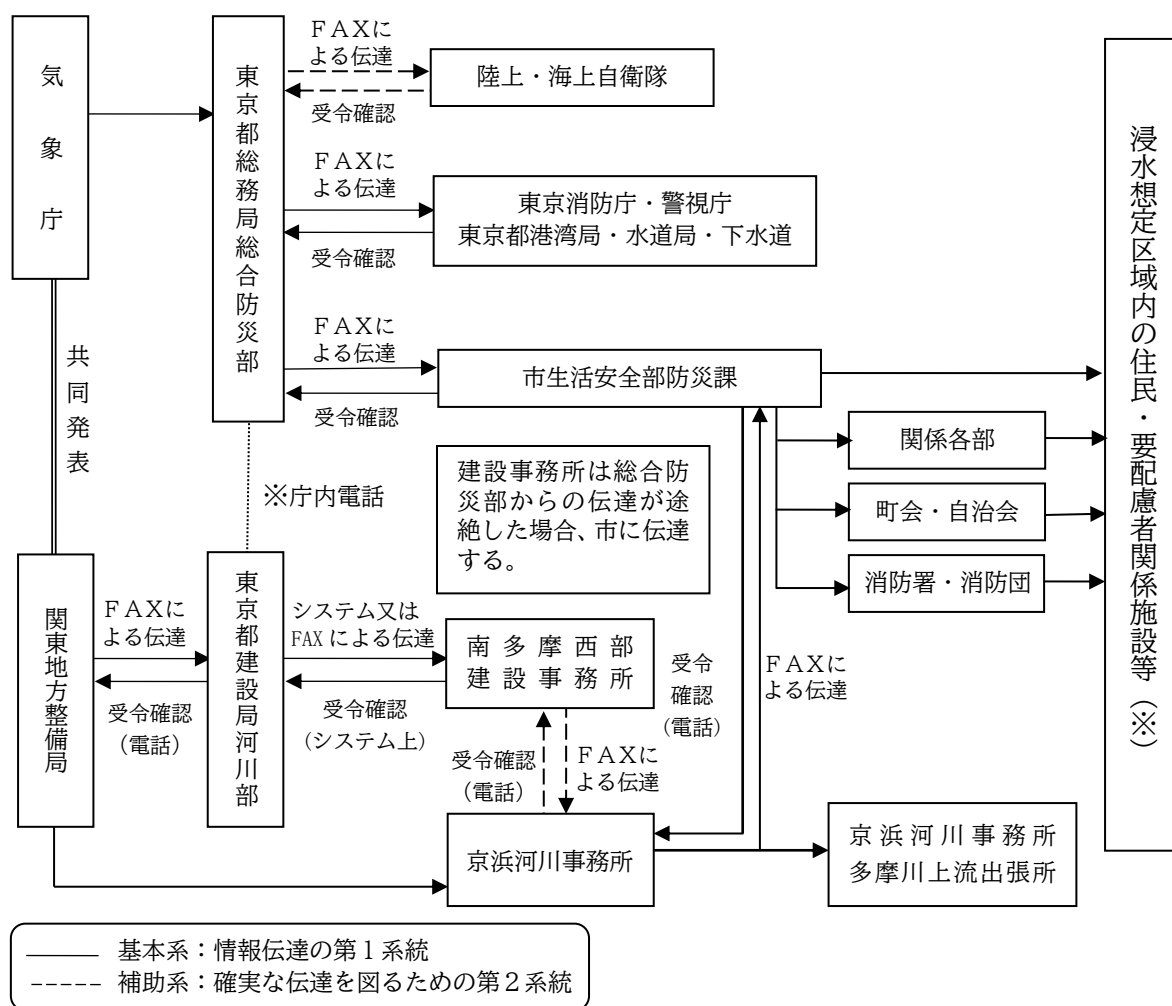
浅川洪水予報地点等（八王子市に關係するもののみ）

河川名	洪水予報実施区域					洪水予報地点
浅川	左岸 八王子市中野上町 4 丁目 3895 番地先から幹川合流点まで					浅川橋
	右岸 八王子市元本郷町 4 丁目 483 番地先から幹川合流点まで					
洪水予報の基準水位						
観測所 名	水防団(※1) 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	位 置
浅川橋	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m (右岸11.8km) 平岡町※2	3.58m	幹川合流点から 11.4km

※1 本市における水防団は、市消防団が兼ねる。

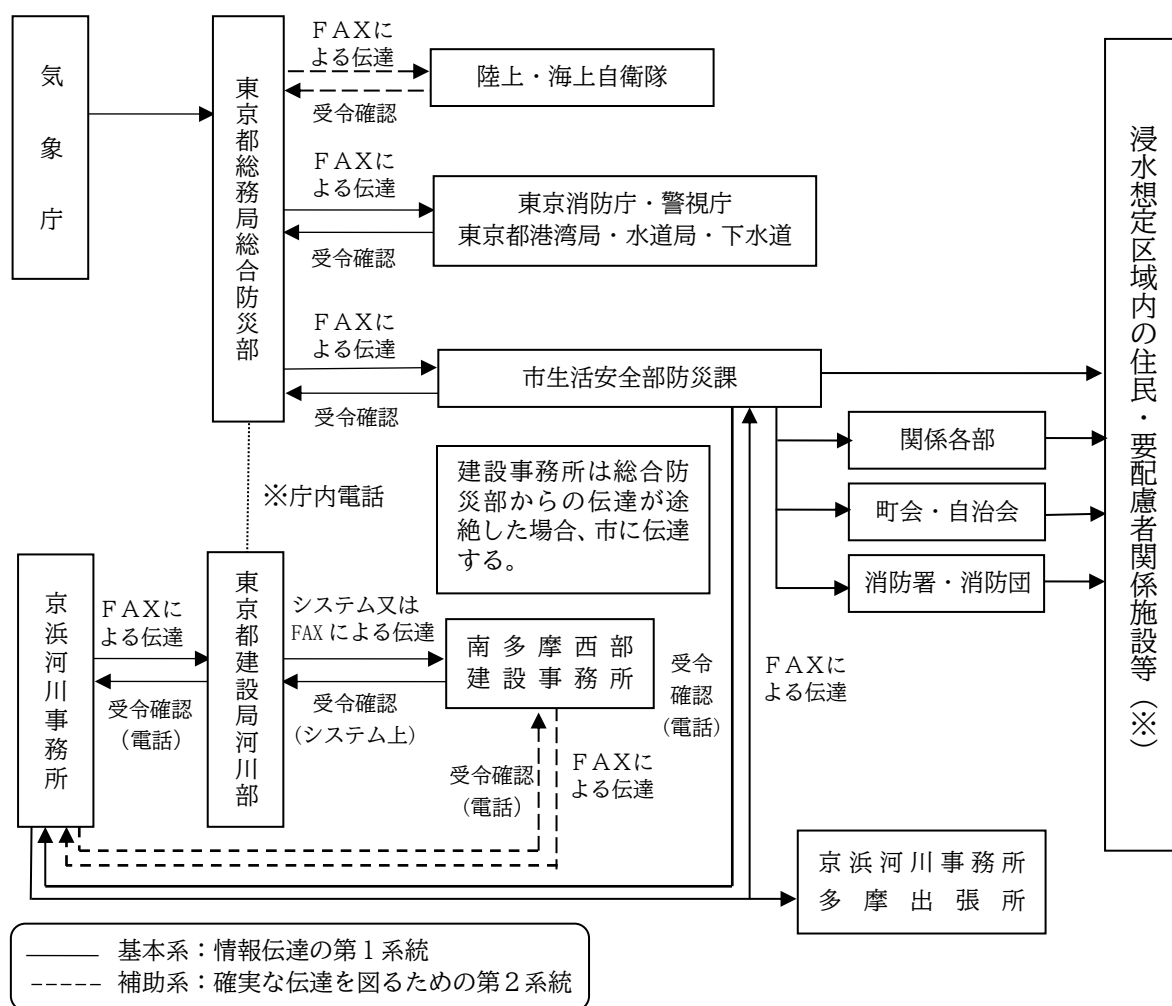
※2 ()内は、浅川橋観測所が氾濫危険水位に達すると()内の地点において氾濫の恐れがある。

多摩川洪水予報伝達系統図



※住民等への伝達は、避難情報に準ずる方法で行う（第9章 第2節 第2項「避難の指示等」参照）。
要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設で（水防法第15条参照）、市の関係各部から電話等で伝達する。

浅川洪水予報伝達系統図



※住民等への伝達は、避難情報に準ずる方法で行う（第9章 第2節 第2項「避難の指示等」参照）。
要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設で（水防法第15条参照）、市の関係各部から電話等で伝達する。

(3) 水位通報

水循環部は、多摩川及び浅川以外の河川の水位について、状況に応じて生活安全部防災課に報告する。

なお、市内の水位観測所は30か所（内訳：市6、東京都19、国5）である。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は都知事は、水防管理団体の活動指針として、水防警報を発令する。

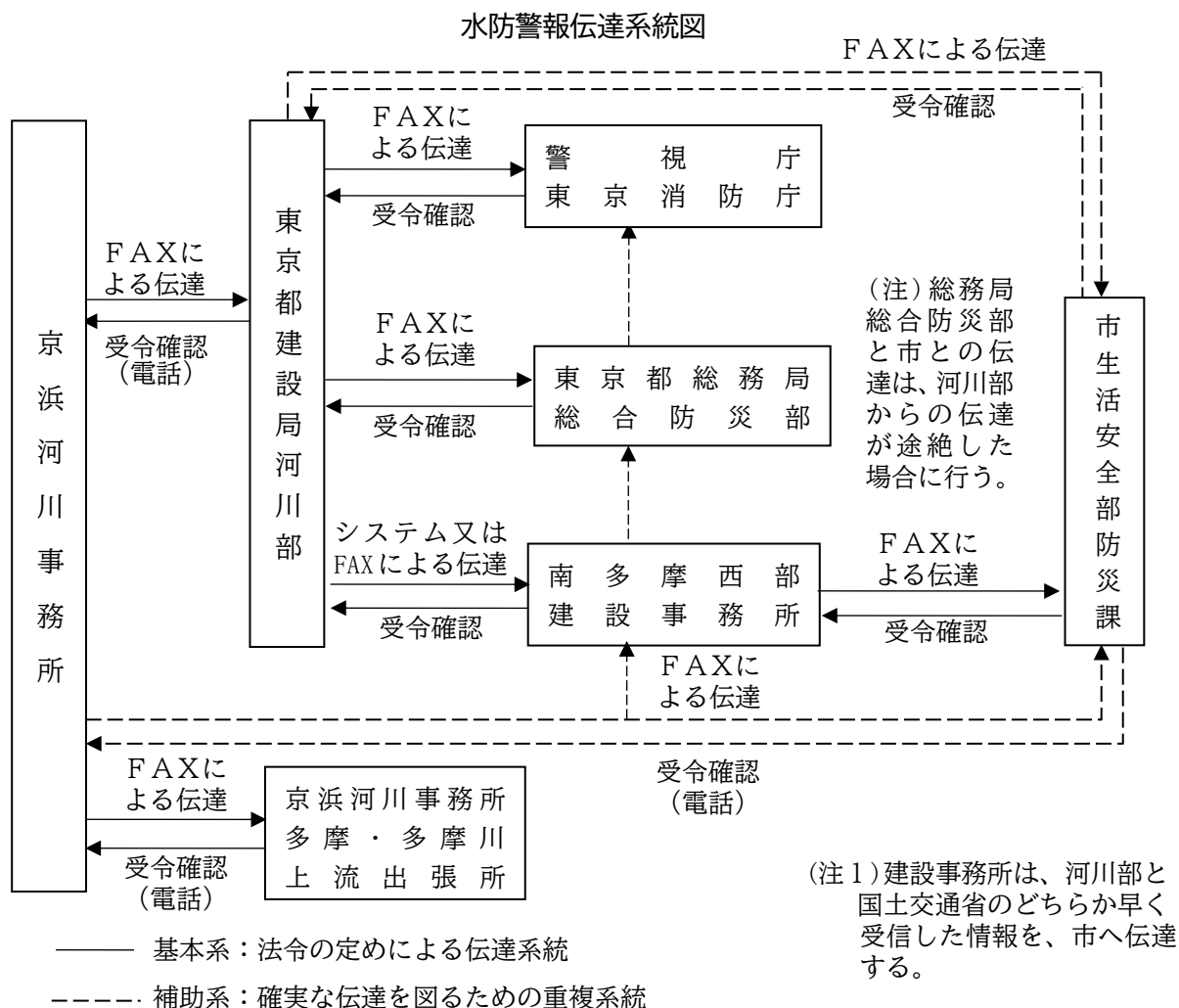
京浜河川事務所は、多摩川及び浅川を対象に水防警報を発令し、本市には、南多摩西部建設事務所及び東京都建設局より生活安全部防災課に伝達される。

種 類	警報の内容	警報の発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出勤時間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指 示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

国土交通大臣（京浜河川事務所）が水防警報を行う八王子市内の河川

河川名	水防警報区			基準地点
多摩川	左岸	自至	青梅市大柳町 1575 番地先 福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋
	右岸	自至	青梅市畑中 1 丁目 18 番地先 あきる野市小川東 1 丁目 1 番地先	
浅川	左岸	自至	八王子市中野上町 4 丁目 3895 番地先 幹川合流点	浅川橋
	右岸	自至	八王子市元本郷町 4 丁目 483 番地先 幹川合流点	



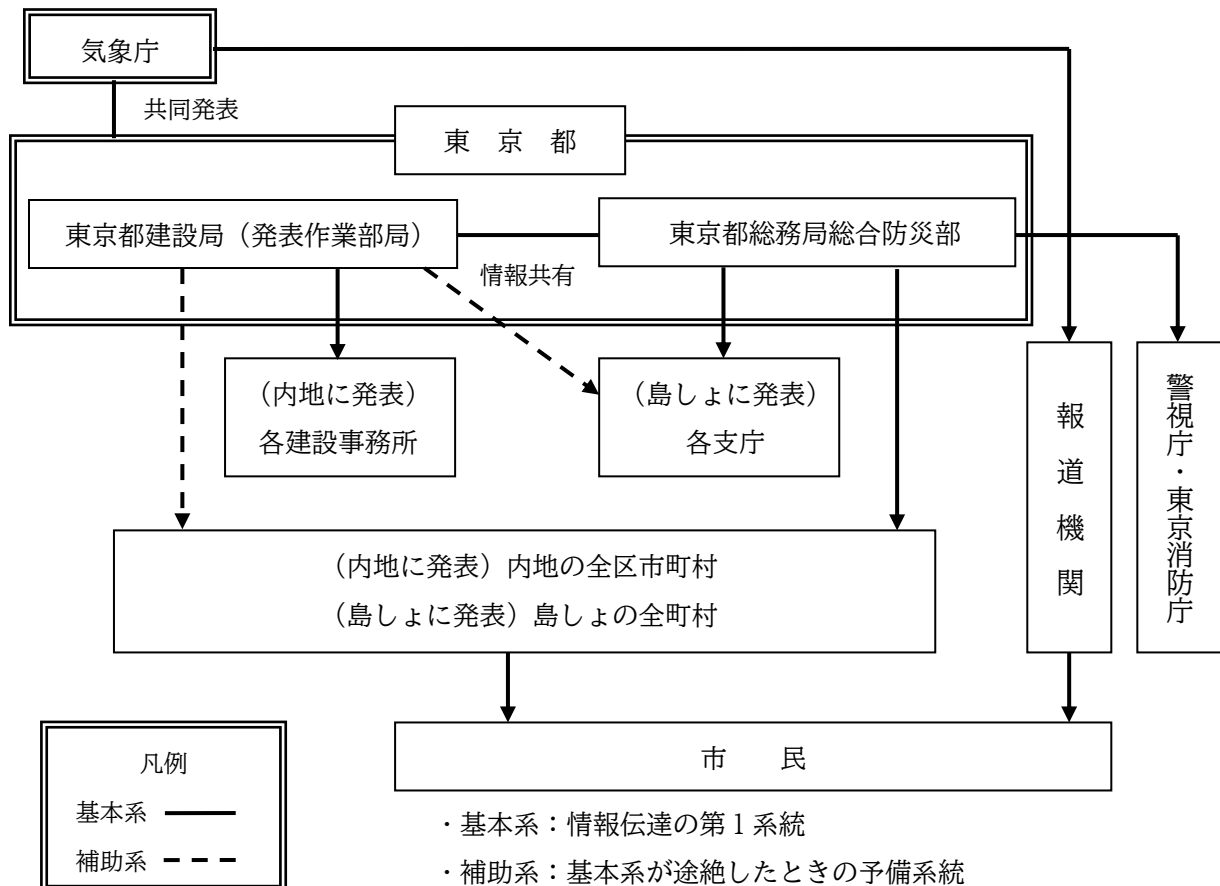
(5) その他の通報

市（生活安全部防災課）は、東京都水道局から南多摩西部建設事務所を通じて、小河内ダム放流通報又は羽村投渡堰洪水時堰払い通報を受けた場合、関係各部及び関係機関にその旨を連絡する。

3 土砂災害警戒情報

市（生活安全部防災課）は、土砂災害の危険度が高まったことにより土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域内等にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設、住民等に直ちにその旨を伝達する。なお、住民等への伝達方法は、避難情報の伝達に準ずる方法で行う（第9章 第2節 第2項「避難の指示等」参照）。

区 分	内 容
情報の特徴 及び利用に あたっての 留意事項	○ 大雨警報の発表中に発表する。 ○ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする。）。 ○ 降雨から土砂災害の危険度を判定するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。 ○ 地震や大規模な土砂災害等により通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合は、土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することがある。
情報の伝達	○ 気象庁と東京都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。 ○ 発表単位は区市町村別で、気象庁大気海洋部が東京都を通じて区市町村へ伝達。 ○ 東京都は、市や建設事務所へ、防災ファックス及びD I S（災害情報システム）を利用し伝達する。 ○ 市は、土砂災害警戒情報を、土砂災害の危険性のある地域に居住する住民等に防災行政無線等により伝達する。



4 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

5 災害予警報等の伝達

市は、災害予警報及び災害原因に関する重要な情報について、東京都、警察署又はN T T等からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、市民に周知する。

第2節 水防警戒本部体制における活動

1 水防警戒本部の設置

市長は、生活安全部長からの気象状況等に関する報告を踏まえ、次のときに水防警戒本部を設置する。水防警戒本部長（生活安全部長）は、水防警戒本部の設置の決定に基づき、水防警戒配備態勢を基本として適切な水防非常配備態勢を指示し、関係各部の要員を確保する。

区 分	水防警戒本部の設置基準
設 置	○ 市域を含む地域に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」等のいずれかの警報が発せられ、今後さらに降雨等が予想されたとき ○ 多摩川又は浅川に水防警報の「待機」が発せられたとき ○ その他気象状況等により、必要があると認めたとき

2 各種情報に基づく活動指示

水防警戒本部長（生活安全部長）は、気象や河川の各種情報を収集し、次のときに直ちに関係各部に準備及び出動を命じ、市内の水防機関等に対しても準備及び出動することを要請する。

準 備	○ 多摩川又は浅川に水防警報の「待機」又は「準備」が発せられたとき ○ 多摩川又は浅川に洪水予報が行われたとき ○ 多摩川又は浅川の河川水位が「水防団待機水位」に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき ○ その他気象状況等により、必要があると認めたとき
出 動	○ 多摩川又は浅川に水防警報の「出動」が発せられたとき ○ 多摩川又は浅川の河川水位が「氾濫注意水位」に達し、災害発生のおそれがあるとき ○ その他水防上必要と認めたとき

3 通信機器の点検等

関係各部は、災害発生に備え、所管する通信施設・設備の機能点検を行う。

契約資産部は、状況に応じて電話・FAX等の通信施設・設備並びに自家発電装置の機能確認を行う。

通信設備のうち防災無線の機能確認は、生活安全部、都市戦略部、契約資産部が連携して行う。

また、生活安全部は、防災無線の統制、無線機の管理等を行う。

4 車両、水防用資器材の確保

道路交通部は、部保有の車両により、状況に応じて各事務所等に備蓄されている水防用資器材の搬送準備を行う。資器材、車両が不足し、又はそのおそれがあるときは、契約資産部、資源循環部に確保・調達を要請する。

5 河川等の警戒巡視活動

水循環部、道路交通部及び消防団は、市内の水防上注意を要する河川等を巡視し、又は警戒員を配置して河川・水路施設被害、溢水・浸水箇所の状況把握及び警戒巡視を行う。

各部は所管施設周辺の被害状況等に関する情報収集などの警戒に当たる。異常を発見したときは直ちに水防警戒本部長（生活安全部長）に報告し、その指示により事態に即応した措置を講ずる。

なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、必要に応じて河川管理者等に連絡し、必要な措置を求める。

6 現場での浸水防御活動

水循環部及び道路交通部は、河川水位の上昇等により堤防等の施設が決壊又はこれに準ずべき事態（道路の冠水等）が発生するおそれがあるときは、水防警戒本部長（生活安全部長）の指示に基づき、消防団等と連携し、土のう積みなどその状況に適した工法をもって防御活動を行い、浸水被害の防止に努める。

7 活動報告、応援要請等

水循環部及び道路交通部は、警戒・防御活動の状況を、防災無線等により逐次、水防警戒本部に報告する。

水防警戒本部長（生活安全部長）は、各部の報告により、職員の応援体制を組む必要があると認めるときは、総合経営部に対し調整を指示する。

なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、気象及び河川等の状況を踏まえ、水防警戒本部体制では対応困難と認めるときは、市長に対し、その旨を報告する。

8 東京都との連携活動

東京都総務局（総合防災部）から派遣される情報連絡要員を活用し、東京都との連携を密にすることで円滑な応急対策の推進を図る。

第3節 水防対策本部体制における活動

1 水防対策本部の設置

市長は、気象及び河川等の状況に関する生活安全部長からの報告を踏まえ、次のときに水防対策本部を設置する。水防対策本部長（市長）は、水防対策本部の設置を決定したときは、水防第1非常配備態勢を基本として適切な水防非常配備態勢を指示し、要員を増強するとともに、直ちに関係各部に防御活動、避難者対応等を指示する。

水防対策本部の設置基準	○ 水防警戒本部では対応困難な災害の発生が予想されるとき若しくは発生したとき ○ 水防警戒の「指示」が発せられたとき ○ 感染症流行時など、全庁的な応援体制で災害対応にあたる時 ○ その他気象状況等により、必要があると認めたとき

なお、その後の推移により大規模な被害が発生するなど、水防対策本部体制では対応困難と認めるときは、災害対策本部を設置し、全市的な対応を行う。災害対策本部の設置・廃止の基準は、「第4章 第1節 災害対策本部の設置」のとおり。

2 河川の防御活動等

(1) 決壊等の防御活動

水循環部、道路交通部、まちなみ整備部、産業振興部は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、消防団等と連携して土のう積みなどその損傷の状況に適した工法をもって防御活動を行い、被害を最小限に止めるよう努める。

(2) 警戒区域の設定

水防対策本部長（市長）は、水防作業のために必要があるときは、警戒区域を設定し、無用の者の立ち入りを禁止、若しくは制限することができる。又、その区域内の居住者、若しくは水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(3) 警察への出動要請

水防対策本部長（市長）は、水防のために必要と認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防対策本部長（市長）又は警察及び消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係各所に通達し、相互に緊密な連絡をとる。

水防対策本部長（市長）及び消防機関の長は、決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

4 広報及び避難誘導等

水防対策本部長（市長）は、浸水被害の及ぶおそれがある地域又は大雪による孤立化のおそれがある地域等の住民に対し、防災行政無線等によりその状況を伝達するとともに、状況に応じて自主的な避難を呼びかける。

なお、事態が切迫し、市長が避難指示等を決定したときは、その旨を広報し、消防団等の協力を得て、避難者の誘導等を行う。

5 避難所の開設と避難者への支援

避難所運営職員は、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、避難所を開設して、避難者を受け入れる。

避難者に対しては、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、食糧、生活物資等を提供する。

なお、要配慮者に対しては、避難スペースや提供する食糧、物資に適切な配慮を行うよう努める。

6 防疫、保健衛生活動

健康医療部は、環境部と連携し、感染症が発生することを防止するため、状況に応じて避難所等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除などの防疫方法について助言・指導を行う。また、健康医療部は、必要に応じ、健康調査及び健康相談等の保健衛生活動を行う。

なお、市のみでは十分な活動が困難と認めるときは、東京都保健医療局又は市医師会に協力を要請する。

7 清掃活動

大規模な災害により、多数の被害が発生した場合には、浸水家屋等から畳、家具などの大量のごみが廃棄されることが予想される。このため資源循環部は、被害状況に応じてごみの収集・処理計画を策定し、迅速な処理を行う。

なお、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な対応が困難と認めるときは、東京都環境局に応援協力を要請する。

8 水防活動の実施状況報告

市長（水防管理者）は、水防終了後3日以内に、「水防活動報告表」により、箇所ごとにとりまとめ東京都（建設局河川部）に報告する。なお、公共土木施設に関する被害が生じたときは、被害後速やかに「被害報告表」によりFAXで東京都本部（建設局河川部）に報告する。又、情報は逐次更新し、報告する。

第4節 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等の浸水警戒活動等

1 洪水に関する情報等の伝達

市は、水防法第15条の規定により、浸水想定区域内に地下空間を有する施設、要配慮者施設及び大規模工場等がある場合は、その施設の管理者等に対し関東地方整備局等から得た洪水に関する情報を伝達する。地下空間の管理者等は、気象情報、洪水に関する情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対し、逐次、それらの情報を伝達する。

また、市は、浸水想定区域内等の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設についての現状を把握し、施設管理者等が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の円滑かつ迅速な伝達に努める。

2 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水による被害が発生するおそれがあると認めるときは、防水扉、防水板、土のう等による浸水防止活動を行うとともに、消防署等に通報する。

3 避難対策

市長（水防管理者）は、特に必要と認めるときは、地下空間の利用者に対し避難指示等を行うとともに、消防団等を通じて適切な避難誘導を行う。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

第5節 土砂災害の警戒活動等

1 土砂災害警戒情報、気象情報等の伝達

生活安全部は、必要に応じて土砂災害警戒区域等の危険箇所の住民等に対し、防災行政無線・防災情報メール・緊急速報メール・ソーシャルメディア等を通じて、土砂災害警戒情報、気象情報等を伝達する。

土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 の 危 険 箇 所	○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（水循環部・道路交通部・生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（まちなみ整備部・生活安全部） ○ 山地災害危険地区（産業振興部） ○ その他危険と認める箇所

2 警戒活動

水循環部、まちなみ整備部及び道路交通部は、土砂災害警戒区域等の警戒巡視を行い、前兆現象等の把握に努める。

産業振興部は、山地災害危険地区について警戒巡視を行う。

関係各部は、土砂災害が発生、又はそのおそれがあるときは、消防団等と連携し、関係住民の避難誘導を行うとともに、危険斜面をビニールシートで覆い、ロープで立ち入り規制を行う等の応急安全措施を行う。

第6節 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

水 防 法 の 公 用 負 担 権 限	○ 必要な土地の一時使用 ○ 土石、竹木、その他の資材の使用 ○ 土石、竹木、その他の資材の収用	○ 車両、その他の運搬具又は器具の使用 ○ 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明

市長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

3 公用負担命令票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡す。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において速やかに処理する。

4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けたものに対しては、市は、時価によりその損失を補償するものとする。

第3章 関係機関の水防活動

章の概要

水防の関係機関である消防、警察、東京都は、風水害に備えて、それぞれの体制を確立し、市と協力・連携して、適切な水防活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 消防機関の活動等	関係各部、消防団	東京都、消防、警察
第2節 東京都の活動等	関係各部	東京都 南多摩西部建設事務所
第3節 警察署の協力	関係各部	警察

第1節 消防機関の活動等

1 活動内容

- (1) 消防機関の長は、河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに市又は河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 水防上緊急の必要があるときは、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (4) 消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (5) 消防機関の長は、市長（水防管理者）の出動要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行わなければならない。また、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

2 配備態勢

(1) 八王子消防署

ア 水防態勢

東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、大雨、洪水警報等が地域を限定して発表されたとき又は局地的な豪雨が予想されるときは、第九消防方面本部長又は八王子消防署長が、方面、署ごとに水防態勢を発令する。

なお、水防態勢が発令されたときは、関係機関と密接な連携を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢に備えるものとする。

イ 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され又は発生したときは、第九消防方面本部長又は八王子消防署長が、方面、署ごとに、水防第一非常配備態勢及び水防第二非常配備態勢を発令する。

態 勢	内 容	編 成
水 防 第 一 非 常 配 備 態 勢	① 署隊本部機能の強化 ② 水防資器材の準備、点検整備及び救命ボート運用準備 ③ 関係機関との連絡、情報の収集 ④ 庁舎施設の防護 ⑤ 河川の巡視等による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報 ⑥ 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	水防切替小隊 2 隊
水 防 第 二 非 常 配 備 態 勢	① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の編成及び署隊運用 ③ 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 ④ 関係機関への連絡員の派遣 ⑤ 水防活動、被害状況等の把握 ⑥ 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	署隊本部 水防切替小隊 4 隊 水防小隊 3 隊 監視警戒隊 8 隊 水防指揮隊 1 隊
水 防 第 三 非 常 配 備 態 勢	① 署隊本部機能の強化 ② 監視警戒への強化 ③ 関係機関への派遣連絡員の増強 ④ 水防活動、被害状況の把握 ⑤ 水防部隊の編成増強及び署隊運用 ⑥ 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	署隊本部 水防切替小隊 4 隊 水防小隊 5 隊 監視警戒隊 11 隊 水防指揮隊 1 隊
水 防 第 四 非 常 配 備 態 勢	① 勤務時間外の職員、全員招集 ② 全水防小隊の編成 ③ 長期水防活動を行うために必要な交替要員の確立 ④ 応援態勢若しくは応援受入態勢の確立	署隊本部 水防切替小隊 4 隊 水防小隊 8 隊 監視警戒隊 11 隊 水防指揮隊 1 隊

(2) 市消防団

ア 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示がない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ 通報

団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生したときは、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

団本部は、分団からの通報を受けたときは、直ちに市長（水防管理者）及び八王子消防署長に通報するものとする。

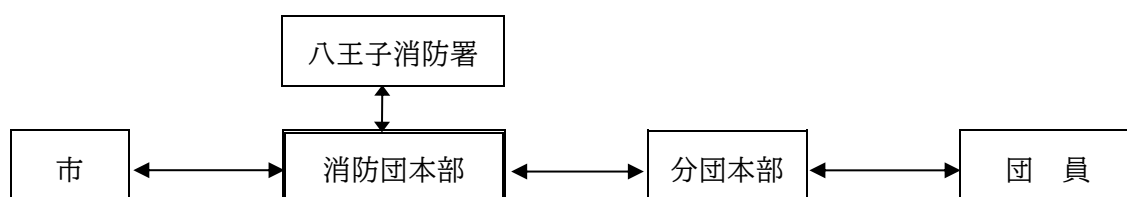
ウ 出動の指示

団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び八王子消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。

分団長は、分団区域内に水災の発生のおそれが認められるとき、又は発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を、団本部に報告しなければならない。

エ 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次により行うものとする。



オ 有線通信途絶の場合の連絡

有線通信施設が災害のため被害を受け、その機能を失ったときは、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、通信機能等を保つものとする。

カ 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとする。

キ 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。

待 機	団員は、自宅に待機し、必要に応じ直ちに出動できる態勢
準 備	水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢
出 動	消防団員が被害現場に出動する態勢
解 除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知

ク 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生したときは、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。

この場合、分団長は、出動ごとに出了した場所及び出動団員数を団本部に報告し、団本部は、市本部及び消防署に通報する。

ケ 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、分団長は、所属する団員を配置して監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずるものとする。

コ 水防作業報告

分団において水防作業を実施したときは、その経過及び結果について、随時団本部に報告し、団本部は、市本部及び消防署に通報する。

サ 非常配備態勢

態 勢	内 容	編 成
水 防 第 一 非常配備態勢	① 団員の在宅措置及び招集準備 ② 分団区域内の巡視及び危険箇所の監視警戒 ③ その他八王子消防署の主たる処置に準ずる。	巡視警戒班 第1分団 } 各2コ班 第2分団 } 第3分団 } 各3コ班 第12分団 } (1コ班3名)
水 防 第 二 非常配備態勢	① 団員の半数を招集する。 ② その他八王子消防署の主たる処置に準ずる。	
水 防 第 三 非常配備態勢	① 全団員を招集する。 ② その他八王子消防署の主たる処置に準ずる。	

第2節 東京都の活動等

東京都（南多摩西部建設事務所）は、気象状況等により洪水等のおそれがあるときは、次の業務分担及び非常配備態勢により、所管区域についての水防活動を行う。

班 別	業務分担
所長・副所長	○ 総括指導
庶 務 班	○ 各班の連絡調整に関すること ○ 水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること ○ 各班に属さないこと
情報連絡班	○ 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること（内水を含む） ○ 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関すること ○ 土砂災害警戒情報の収集、整理に関すること ○ 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること
技 術 班	○ 水防作業の技術援助及び指導に関すること ○ 水防実施状況の調査及び報告に関すること ○ 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること ○ 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること ○ がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること ○ 危険箇所の警戒巡視に関すること ○ 雨量、水位、潮位等の観測に関すること ○ 工区班応援に関すること
工 務 班	○ 水防資器材の受払の調整に関すること ○ 水防資器材の配分、輸送計画に関すること

班 別	業務分担
工 区 班	○ 雨量、水位、潮位等の観測に関する事 ○ 所管工事現場等の警戒巡視に関する事 ○ 水防作業の技術援助及び指導に関する事 ○ 公共土木施設の被害状況調査に関する事 ○ がけ崩れの被害状況調査に関する事 ○ 危険箇所の警戒巡視に関する事

種類	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1 水防活動用注意報が発表されたとき 2 国管理・東京都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき	若 干 名
警 戒 配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき 2 国管理・東京都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3 東京都管理の水位周知河川に危険情報が発表されたとき 4 国管理・東京都管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、警戒情報（洪水警報）が発表されたとき	水防要員の おおむね 1 / 15
第一非常 配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね 1 / 10
第二非常 配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1 / 5
第三非常 配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1 / 3
第四非常 配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員 全 員

注1) 水防要員は、異常気象が発生したとき、または発生が予想されるときには、気象情報に注意し、事態に即応した水防態勢ができるよう留意するものとする。

第3節 警察署の協力

1 応援出動

市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められたときは、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り、警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。

2 警戒区域の設定等

水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立ち退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。

3 優先通行等

水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かう者の通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

4 救助業務等

被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

第4章 災害対策本部体制

章の概要	台風、豪雨及び大雪等による風水害に対しては、水防警戒本部及び水防対策本部の二段階で弾力的に対応するが、大規模な被害が発生するなど、全市的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置して応急対策活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害対策本部の設置	関係各部	
第2節 災害対策本部の運営	災对生活安全部、災対契約資産部、関係各部	関係機関

第1節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

- 市内に気象等に関する特別警報が発表されたとき
- 市内の広範囲で大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるとき
- 市内で災害救助法による救助が必要又はこれに準ずる災害が発生したとき
- その他、市長が設置の必要があると認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎内に設置する。

2 現地災害対策本部等の設置

市長（本部長）は、災害等の状況に応じ、必要があると認めるときは、震災対策に準じて現地災害対策本部、現地活動本部を設置する。

3 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

災害対策本部の設置又は廃止に伴う通知等については、震災対策に準じて行う。

第2節 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長に事故があるときは、次の者が設置し、事後、速やかに市長の承認を得る。

設置、指揮 の順位	① 生活安全部担当副市長 ② 生活安全部担当外副市長 ③ 教育長 ④ 生活安全部長 ⑤ その他先着上位の職員

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の構成員は、次のとおりである。

なお、災害対策本部組織の詳細は、八王子市災害対策本部の組織図に示すとおりである。

区 分	担 当	主な任務
本 部 長	市 長	災害対策本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	生活安全部担当副市長、 生活安全部担当外副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本部付部門長	教育長	本部長、副本部長を補佐し、本部長、副本部長に事故あるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本 部 員	市各部の部長（室長、担当部長、局長を含む）、消防団長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長その他本部長が必要に応じ指名した職員	本部員会議を構成し、災害対策に係る協議を行うとともに、本部長の命を受け、担当部の職員を指揮監督する。 また、本部員のうち災対部長については、災対各部の分掌事項を統括する。
本 部 連 絡 員	本部員（各部長）が所属課長補佐・主査の中から指名した職員、関係機関からの連絡員	本部員会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。
本 部 職 員	各課長（課長級の職員がいない部、室、事務局は、部長級職員が本部職員を兼務）	本部員会議の決定事項及び本部員（部長）からの指示に基づき、所属職員を指揮監督する。 また、部内の調整については各部の庶務担当課長が行う。
	その他の職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

八王子市災害対策本部の組織図



注1) 部門長は担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。

注2) 土木・復旧部門の各部は、災害初動期においては主に被災者の救助・救援を行う。

注3) 本部長は必要に応じて、上記本部員以外の市職員及び他機関の職員を本部員に指名することができる。

3 本部員会議

本部長は、必要に応じて本部員会議を開催し、市域の被害状況や各部の活動状況等の報告を受けるとともに、必要事項を協議し、活動方針の決定等を行う。

開催時期	○ 災害対策本部の設置後 ○ その他本部長が必要と認めるとき
構成員	○ 本部長、副本部長、本部付、本部員 ○ 本部員に事故あるときは、当該部の庶務担当課長
本部員会議事務局	○ 災対生活安全部、災対総務部
協議事項	次の各事項に係る基本方針 ○ 職員非常配備態勢及びその廃止に関する事 ○ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事 ○ 避難情報に関する事 ○ 災害救助法の適用に関する事 ○ 東京都、他市町村及び公共機関に対する応援の要請に関する事 ○ 災害対策に要する経費の処理方法に関する事 ○ 業務継続計画の発動及び解除に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事

4 関係機関からの本部連絡員の派遣

災害対策本部との連携を図るため、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部員会議事務局に派遣するよう要請する。なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡に当たる。

5 本部員会議室等の設置、資器材等の確保

災対契約資産部は、災害対策本部の設置が決定したときは、災対生活安全部及び災対総務部と連携し、次の措置を講ずる。

区 分	内 容
本部員会議室等の設置	○ 本部員会議を開催する部屋の確保 ○ その他本部員会議事務局や関係機関等からの本部連絡員が使用する部屋などの確保
資器材等の確保	○ 防災関連の情報を整理した地図、資料等 ○ 住宅地図、その他地図類 ○ パソコン関連機材 ○ ホワイトボード等の表示装置 ○ コピー機等の複写装置 ○ カメラ、ビデオ、ICレコーダー等の記録装置 ○ 関係機関、協力団体等の連絡先リスト ○ 各種報告様式等 ○ その他必要資器材等

6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「八王子市災害対策本部の分掌事務」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

なお、災害対策本部等の本部体制が未設置の場合においても、災害予防や防御活動等の各種災害対応が必要な場合には、本分掌事務を準用し、関係各部が災害対応にあたるものとする。

※ 風水害の分掌事務は、基本的に地震災害と共通であるが、災害復興に関することは除外している。

ただし、河川決壊等による大規模浸水など、広大な範囲にわたり住宅地が壊滅的被害を受けた場合は、震災との相違点を踏まえた上で、第3編及び第6編を準用し災害復興事業を行う。

八王子市災害対策本部の分掌事務（１）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災 対 生 活 安 全 部	生活安全部 選挙管理委員会事務局 監査事務局	○	災害対策本部の運営の総合調整に関すること			
		○	本部員会議等の庶務に関すること			
		○	防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整に関すること			
		○	帰宅困難者対策に関すること			
		○	避難の指示その他本部長命令の伝達に関すること			
		○	災害救助法の適用に関すること			
		○	災害関連情報の収集の総括に関すること			
		○	報道機関への発表に関すること			
		○	防災無線の統制活用に関すること			
		○	東京都知事への要請、他市町村等との相互協力及び応援、並びに民間協力団体等への協力の要請に関すること			
		○	災害派遣受入れ用地確保に関すること			
		○	防犯対策に関すること			
		○	前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること			
		○	他の部の所管に属さないこと			
災 対 戦 略 部	都市戦略部 デジタル推進室 総合経営部 議会事務局	○	災害広報に関すること			
		○	報道機関との連絡調整に関すること			
		○	被害状況等の撮影及び記録に関すること			
		○	重要な情報システムの復旧及び機能確保に関すること			
		○	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること			
		○	市議会との連絡調整に関すること			
		○	職員の応援体制に関すること			
		○	国、東京都等への陳情に関すること			
		○	見舞者、災害視察者等の応接に関すること			
		○	本部長及び副本部長の健康管理その他支援業務に関すること			
災 対 市 民 活 動 推 進 部	市民活動推進部	○	避難所の開設及び運営に関すること			
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
		○	八王子周辺の大学等への協力要請に関すること			
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関すること			
		○	市民活動団体（NP0等）との協力に関すること			
		○	町会及び自治会に関すること			
		○	外国人への支援に関すること			
		○	女性に係る相談に関すること			
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること			
		○	災害ボランティアセンターの運営の協力に関すること			
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること			
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関すること			
		○	災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関すること			
災 対 総 務 部	総務部	○	災害対策本部の運営の協力に関すること			
		○	災害救助法、その他災害関連法規に関すること			
		○	職員の安否確認、動員及び服務に関すること			
		○	職員応援の総合調整に関すること			
		○	災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること			
		○	災害派遣職員の受入れに関すること			
		○	合同慰霊祭等儀式に関すること			
		○	災害関連情報の収集の協力に関すること			
		○	災害広報の協力に関すること			

八王子市災害対策本部の分掌事務（2）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災害契約資産部	契約資産部	○	本庁舎の被害状況把握等に関する事			
		○	本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関する事			
		○	車両その他の輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事			
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関する事			
		○	災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関する事			
		○	災害対策に必要な用地等の総合調整に関する事			
		○	被災住宅の応急修理に関する事			
		○	応急仮設住宅の設営に関する事			
		○	市有建物の修理（他の部に属するものを除く。）に関する事			
		○	被災建築物応急危険度判定の協力に関する事			
		○	被災建物の解体（市が実施するものに限る。）に関する事			
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事			
		○	市の燃料の調達に関する事			
		○	被災状況の調査及び住家の被害認定調査の実施に関する事。			
災害財政部	財政部	○	災害関連情報の整理及び提供に関する事			
		○	被害等に関する調査の総合調整に関する事			
		○	罹災証明書等の交付に関する事			
		○	租税の減免等に関する事			
		○	要搜索者名簿の作成の協力に関する事			
		○	災害対策に関する財政計画、予算及び決算認定資料に関する事			
		○	災害救助法適用に係る帳票調製に関する事			
		○	要搜索者名簿の作成に関する事			
災害市民部	市民部	○	帰宅困難者対策に関する事			
		○	事務所の修理に関する事			
		○	被災者相談、要望等の受付に関する事			
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関する事			
		○	遺体収容所の設置及び運営に関する事			
		○	災害死亡者に係る情報の収集に関する事			
		○	遺体の火葬及び埋葬に関する事			
		○	被災状況の調査その他災害情報の収集の協力に関する事			
災害福祉部	福祉部	○	救援救護対策の総合調整及び計画に関する事			
		○	災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する事			
		○	日本赤十字社との連絡調整に関する事（医療に関するものを除く。）			
		○	救助物資の確保・調達の協力及び配布に関する事			
		○	義援金の受領及び配分の計画に関する事			
		○	災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付けの計画に関する事			
		○	高齢者、障害者等要配慮者の救助救援及び介護に関する事			
		○	福祉避難所の確保及び運営に関する事			
		○	被災者生活再建支援金の支給に関する事			
		○	要搜索者名簿の作成の協力に関する事			
		○	遺体の火葬、埋葬の協力に関する事			
		○	被災状況の調査及び住家の被害認定調査の実施に関する事。			

八王子市災害対策本部の分掌事務（3）

部 名	平常の行政組織	区 分	分 掌 事 務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災 対 健 康 医 療 部	健康医療部	○	医療救護対策に関すること			
		○	医療に係る救護所の設置及び運営に関すること			
		○	医療品、衛生材料及び資器材の調達に関すること			
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること			
		○	保健対策の総合調整及び計画に関すること			
		○	防疫対策に関すること			
		○	災害時の動物対策に関すること			
		○	所管施設の災害予防及び復旧に関すること			
		○	災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関すること			
災 対 子 ど も 家 庭 部	子ども家庭部	○	園児等の救助救援、保護及び安否確認等に関すること			
		○	応急保育の実施に関すること			
		○	乳幼児及び児童に係る相談に関すること			
		○	避難所の運営の協力に関すること			
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること			
		○	応急教育の協力に関すること			
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること			
		○	食品その他救援物資の確保、調達及び配布に関すること			
災 対 産 業 振 興 部	産業振興部	○	農林業及び商工業の災害応急対策に関すること			
		○	観光客等対策に関すること			
		○	避難所の開設及び運営に関すること			
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営に関すること			
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること			
災 対 資 源 循 環 ・ 環 境 部	環境部 資源循環部	○	災害時の環境保全及び環境回復に関すること			
		○	生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること			
		○	被災地の消毒等防疫対策に関すること			
		○	遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関すること			
		○	倒壊建物生理め等被災者の救出に関すること			
		○	重傷被災者等の搬送に関すること			
		○	応急給水の実施の協力に関すること			
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること			
水 災 循 環 部 対	水循環部	○	応急給水に関すること			
		○	災害時のトイレ対策に関すること			
		○	土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関すること			
		○	災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること			
災 拠 点 都 整 市 備 計 部 画 ・	都市計画部 拠点整備部	○	交通情報の収集及び交通輸送計画の立案に関すること			
		○	臨時ヘリポートの開設に関すること			
		○	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること			
		○	災害時の交通規制の実施の協力に関すること			
		○	倒壊建物生理め等被災者の救出の協力に関すること			
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関すること			

八王子市災害対策本部の分掌事務（４）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災対 まちなみ整備部	まちなみ整備部	○	土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関すること			
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること			
		○	被災建築物応急危険度判定に関すること			
		○	被災宅地の危険度判定に関すること			
		○	市営住宅に関すること			
		○	被災者への住宅供給に関すること			
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整に関すること			
		○	倒壊建物生理め等被災者の救出の協力に関すること			
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関すること			
災対 道路交通部	道路交通部	○	道路、堤防、橋りょう等の被害状況把握に関すること			
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること			
		○	緊急輸送道路の確保に関すること			
		○	代替交通手段の確保に関すること			
		○	貸出用自転車の提供に関すること			
		○	水防活動に関すること			
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること			
		○	土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関すること			
		○	倒壊建物生理め等被災者の救出の協力に関すること			
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関すること			
会 災 計 対 部 部	会計部	○	現金の出納及び保管に関すること			
		○	指定金融機関等との連絡調整に関すること			
		○	災害対策に係る決算に関すること			
災対 学校教育部	学校教育部	○	避難所の開設及び運営に関すること			
		○	避難所の開設及び運営に係る総合調整に関すること			
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関すること			
		○	児童及び生徒の安否確認等に関すること			
		○	被災児童及び生徒の救護に関すること			
		○	被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること			
		○	応急教育に関すること			
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること			
		○	災害派遣職員の受入れの協力に関すること			
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関すること			
		○	臨時ヘリポートの開設の協力に関すること			
		○	被災者への応急給食の実施と食支援に関すること			

八王子市災害対策本部の分掌事務（５）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災 対 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	生涯学習スポーツ部	○	避難所の開設及び運営に関すること			
			避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
			避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
			仮設住宅の入居希望者の受付に関すること			
			文化財等の被害状況把握及び保全に関すること			
			帰宅困難者の対応に関すること			
			災害ボランティアセンターの開設及び運営の協力に関すること			
			地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること			
			災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること			
			遺体収容所の設置の協力に関すること			
			応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること			
			避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関すること			
			臨時ヘリポートの開設の協力に関すること			
			学童保育所入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に関すること			
災 対 消 防 部	消防団	○	災害及び火災の警戒及び防御に関すること			
			救急救助に関すること			
			避難者の誘導に関すること			
			災害情報の収集及び伝達に関すること			
			行方不明者及び遺体の捜索に関すること			
			その他消防団活動に関すること			
各 部 共 通		○	部内職員の配備に関すること			
			緊急応援職員に関すること			
			所管施設、事項の被害調査に関すること			
			所管施設の応急復旧に関すること			
			部内の応援協力に関すること			
			本部長、部門長の指示に基づく他部の応援協力に関すること			

7 東京都本部派遣員の派遣

本部長は、東京都本部から要請され、東京都本部との連絡調整にあたる職員の派遣が必要と認める場合は、課長級以上の職員から派遣員を指名する。

第5章 情報の収集、調査、報告等

章 の 概 要	台風、豪雨及び大雪等による風水害に備え、気象情報等の連絡体制を確立し、災害が発生したときには、迅速に被害情報等を収集、調査するとともに、これらを取りまとめて東京都へ報告する。 また、土砂災害や地下空間の浸水に備え、関係者への情報伝達や警戒活動等を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 情報連絡体制の確立	関係各部	各関係機関
第2節 被害情報等の収集、報告	災対生活安全部、災対財政部、関係各部	各関係機関
第3節 各種の被害調査及びとりまとめ	災対生活安全部、関係各部	各関係機関
第4節 東京都、国への被害報告	災対生活安全部	東京都総務局
第5節 住家の被害認定調査	災対財政部	消防署

第1節 情報連絡体制の確立

1 連絡窓口の統一

災対各部及び関係機関は、災害時の相互連絡窓口の統一を図るため、災害情報通信用電話番号を指定するとともに、通信事務従事者を配置し、通信連絡に従事させる。なお、指定する電話番号は、原則として、NTTに事前登録された災害時優先電話を発信用、それ以外の一般電話から受信用として指定する。

2 通信機能の確保及び通信手段の活用

災害時には、震災対策に準じて通信機能の確保を行うとともに、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		災害対策本部からの主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	関係機関等
	災害時優先電話	
	専用回線FAX	事務所
	行政情報ネットワーク(LAN等)、インターネット	庁内・各出先機関等

主な通信手段		災害対策本部からの主な通信先
無線	東京都防災行政無線※	東京都、関係機関、東京都内市町村
	市地域防災無線	避難所、市内関係機関、災害現場等
	市防災行政無線	屋外拡声子局及び戸別受信機で地域住民等や避難所等の公共施設への一斉通報
	消防団無線	消防団
	携帯電話、衛星携帯電話	関係機関、災害現場等
口頭	連絡員による伝令	各部、市内関係機関等

※ 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

3 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、非常・緊急通話、他機関の通信設備等の活用など、震災対策に準じて通信機能の確保を行う。

また、災対生活安全部は、水防本部に引き続き、防災無線の統制、無線機器の管理を行う。

第2節 被害情報等の収集、報告

1 関係各部の報告

関係各部は、速やかに関係機関、関係団体等と協力し、所管施設、所管事項を中心とした被害情報を収集するとともに、応急対策の活動状況とあわせて、災对生活安全部に報告する。

被害情報等の第一報は、覚知後1時間以内に行い、災害発生当日については、1時間ごとに定時報告を行う。

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
各 部	所属する職員が見聞きした情報を収集、整理し、災对生活安全部に報告する。	
災 対 安 全 総 務 部	東京都、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 消防署に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を東京都及び総務省消防庁に報告する。	
各 事 務 所	所管区域内の災害情報の収集を行い、災对生活安全部に報告する。	

2 災対財政部の調査、報告

災対財政部は、本部長の指示に基づき、被災地の被災状況など災害情報の収集を行い、災对生活安全部に報告する。

また、効果的な応急対策活動を行うため必要があると認めるときは、本部長は災対財政部に被災地の現地調査を指示する。

調 査 事 項	○ 人的被害の状況	○ 浸水、土砂災害の発生状況
	○ 住家等の被災状況	○ 市民の避難状況、避難の必要性
	○ 火災の発生状況	○ 道路・橋りょう等の交通施設被害状況
	○ 救助及び医療救護活動の必要の有無と状況	
	○ 各部の応急対策の活動状況	○ 電気、ガス、電話等の被害状況
	○ その他必要と認める事項	

3 同一河川・圏域・流域情報の共有

市は、同一河川・圏域・流域情報（※）に関して、市域の情報収集、報告（入力）を円滑に行い、上流の情報を本市の災害対策に活用するとともに、本市の情報を下流の市区町村が有効活用できるように協力する。

区 分	内 容	
河川・ 圏域・ 流域名	多摩川沿川	大田区、世田谷区、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、立川市、府中市、昭島市、調布市、国立市、狛江市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、奥多摩町 以上 17 区市町
	浅 川 圏 域	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市 以上 5 市
共 有 情 報	○ 同一河川・圏域・流域市町が発令した避難指示等 ○ 同一河川・圏域・流域市町からの浸水状況報告等 ○ 避難が必要な区域 ○ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況 ○ その他	

※ 同一の河川や流域では、豪雨による洪水や氾濫が同時若しくはわずかな時間差で起こる可能性があるため、東京都は同一の河川・圏域・流域の範囲を定め、同報FAX等で域内の区市町村の避難指示等に有用な情報を提供することとしている。

4 新たな手法による情報収集

市は、被害情報の収集を行う際、必要に応じてドローン等を活用した直接目視による収集のほか、LINE等のSNSを活用して市民から情報収集を行う。

第3節 各種の被害調査及びとりまとめ

関係各部は、災害の危険性が解消した段階で、被害等に関する調査の総合調整を担う災対財政部と連携のうえ、所管施設、所管事項等に関する被害調査を震災対策に準じて行う。

災対生活安全部は、各部からの被害情報や応急対策の活動状況を取りまとめるとともに、本部長に報告する。各部は所管施設周辺の災害情報を取りまとめ、災対生活安全部へ報告する。

活動期	とりまとめの留意点	
初動期	○ 災害の全体像の把握	○ 被害情報が集まらない地区の把握
	○ 現在の被害の状況	○ 被害情報に関する確認・未確認の把握
	○ 応急対策実施上利用可能な施設、設備、人員、資器材等の把握	
応急期	○ 市全体の被害の状況	○ 各事項の詳細な内容の整理

第4節 東京都、国への被害報告

1 東京都への被害報告

災対生活安全部は、東京都災害情報システム（DIS）を活用し、次の事項を東京都へ報告する。ただし、システム障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。また、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に対し報告を行う。なお、報告様式等は、災害報告取扱要領（東京都総務局総合防災部）の定めるところによる。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

2 国への被害報告

災対生活安全部は、国の火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後原則として30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告は、原則として電子メールで行うが、電子メールが使用不能な場合は、迅速性を最優先に電話等通信可能な方法により報告する。

第5節 住家の被害認定調査

災対財政部は、多数の家屋が被災したときは、東京都、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、被災地の概況調査とは別に、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、罹災証明書の発行等のため、震災対策に準じて住家の被害認定調査を行う。

第6章 災害広報・広聴

章の概要	台風、豪雨及び大雪等による災害に備え、警戒時には気象情報や危険箇所に関する情報等を市民へ広報するとともに、大規模な災害が発生した場合には、被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等の正確な情報を提供する。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害広報・広聴	災対戦略部、災对生活安全部	各関係機関
第2節 報道機関との連絡調整 及び報道発表	災对生活安全部、災対戦略部	報道機関

第1節 災害広報・広聴

1 市民への広報活動及び災害の記録

災対戦略部及び災对生活安全部は、広報時期や要配慮者に配慮して、適切な内容及び方法により広報活動を行う。関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を災対戦略部に提供する。

そのため、関係各部は、災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等に努める。

時 期	広 報 内 容
警 戒 活 動 期 又 は 発 災 直 後	○ 災害の規模・気象・水象等の情報 ○ 高齢者等避難又は避難指示及び避難方法等 ○ 要配慮者への支援に関する情報 ○ 被害状況や危険箇所に関する情報 ○ 災害時における心構え
応 急 対 策 活 動 期	○ 災害の規模・気象・水象等の情報 ○ 被害状況・道路交通状況等 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 食糧・飲料水の供給等の生活関連情報 ○ 市民のとりべき防災対策 ○ その他必要な事項

項 目	内 容
広 報 手 段	○ 防災行政無線 ○ 防災情報メール ○ ホームページ ○ 緊急速報メール ○ ソーシャルメディア ○ コミュニティFM（臨時災害放送局が開設している場合を含む。） ○ 広報車 ○ 市職員等による口頭連絡 ○ 広報紙 ○ ケーブルテレビやラジオ、テレビ等の放送
広 聴 活 動	○ 被災者からの相談、要望、苦情などを受け、適切な措置を実施する。

2 関係機関の広報活動

市及び関係機関は、災害の状況に応じて相互に連携し、広報活動を行う。

関係機関名	主 な 広 報 内 容
消 防	気象・水位の状況、水災及び土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況、救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ
警 察	気象・水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し、被害状況・治安状況・救助活動及び警備活動、感電・転落・でき水等による事故防止及び防疫に関する注意の喚起、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止等
東京都水道局（多摩水道改革推進本部）	水道施設の被害状況及び復旧見込み、災害時給水ステーション（給水拠点）の場所及び応急給水の実施方法、水質についての注意等
東京都下水道局（流域下水道本部）	下水道施設の被害状況、復旧の見通し 下水道使用自粛等の協力要請、使用制限等
東京都生活文化スポーツ局	外国人への災害情報の提供等
東京電力パワーグリッド	電気による二次災害等を防止するための方法、避難時の電気安全に関する心構えについての情報、電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ	通信の疎通及び利用制限の措置情報・設備復旧の見通し等、災害用伝言ダイヤル等の開設及び利用案内
KDDI	通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請
ソフトバンク	通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況、災害用伝言版及び音声お届けサービス等の協力要請等
東京ガスグループ	被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し
JR東日本、京王電鉄、高尾登山電鉄、多摩都市モノレール	災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等
中日本高速道路	応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等
京王電鉄バス、西東京バス、神奈川中央交通	災害情報、車両の運行状況・不通区間、運転再開の見通し等

3 市民からの広聴活動

市民からの広聴活動は、震災対策に準じて行う。

第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表

報道機関との連絡調整及び報道発表は、震災対策に準じて行う。

第7章 応援要請

章の概要	大規模な風水害が発生し、市だけでは対応できないときは、自衛隊、東京都、他市町村、民間団体、事業所等の応援活動が不可欠であり、そのために速やかに応援要請並びに受け入れを行う。
	また、ボランティアや民間非営利団体（NPO）は、柔軟性やきめ細やかな特性をもち、行政とは異なる立場から被災者の救援等に多大な役割を果たすものである。このため、大規模災害においてボランティア等が効果的な活動を行えるように、その活動支援を行う。

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等	災対生活安全部、関係各部	東京都、自衛隊
第2節 国、東京都、他市町村、民間団体等への応援・協力要請	災対生活安全部、関係各部	東京都、関係自治体等
第3節 ボランティア等の活動支援	災対福祉部、災対市民活動推進部、関係各部	市社協
第4節 労働力の確保	災対総務部、関係各部	東京都、東京労働局
第5節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ	災対生活安全部、関係各部	警察署、消防署、東京都在日米軍、在日大使館等

第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等

1 派遣要請依頼及び自主派遣

市長は、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、都知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊への災害派遣要請は、災対生活安全部が、震災対策に準じて行う。

なお、防衛大臣又はその指定する者並びに自衛隊の部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、都知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施することができる。

部隊名等	時間内連絡先	時間外連絡先
陸上自衛隊第1施設大隊 (東京都練馬区)	第3係主任又は連絡幹部 048 (460) 1711 内線 4830・4832	部隊当直司令 048 (460) 1711 内線 4898
航空自衛隊 (作戦システム運用隊) (横田)	企画部長又は防衛班長 042 (553) 6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊 当直 042 (553) 6611 内線 2348

2 活動内容及び派遣部隊の受け入れ

自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

災対生活安全部は、自衛隊の派遣が確定したときは、関係各部と連携し、受け入れ体制を準備する。

自 衛 隊 の 活 動 内 容	○ 被害状況の把握 ○ 避難の援助 ○ 避難者等の搜索援助 ○ 水防活動 ○ 消防活動 ○ 道路、水路の啓開 ○ 応急医療、救護、防疫 ○ 人員及び物資の緊急輸送 ○ 被災者生活支援 ○ 救援物資の無償貸付、譲与 ○ 危険物の保安、除去 ○ その他臨機の措置等
連 絡 窓 口	災対生活安全部から連絡担当者を定め、自衛隊に連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
受 け 入 れ 準 備	○ 応援を求める作業についての計画を作成する。 ○ 関係各部と連携し、必要な資器材を準備する。 ○ 関係各部と連携し、作業に関係する施設の管理者等の了解を得る。 ○ 災対都市計画・拠点整備部に連絡し、ヘリポート開設の準備をする。
派 遣 部 隊 活 動 拠 点	○ 上柚木公園 ○ 北野多目的広場 ○ 富士森公園 ○ 滝ガ原運動場(原則使用しない) ※ 上記以外にも状況に応じて、市が指定する場所とする。

3 経費の負担区分及び撤収要請

災害派遣部隊が活動に要した経費負担は、原則として市が負担する。複数の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

市長は、災害派遣部隊の撤収を要請するときは、都知事及び派遣部隊長と協議の上行う。

第2節 国、東京都、他市町村、民間団体等への応援・協力要請

国、東京都、他市町村（相互応援協定の締結市町村を含む）への応援、職員の派遣要請等については、震災対策に準じて行う。

また、民間団体、事業所等への協力要請についても、震災対策に準じて行う。

第3節 ボランティア等の活動支援

1 災害ボランティアセンターの設置及び一般ボランティアの活動支援

災対福祉部は、必要に応じて市社協に対し、一般ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、市社協と連携し運営を行う。災害ボランティアセンターは被災状況に応じ、被災地のニーズの把握やボランティア活動の円滑な実施が図られるよう被災地域近くに設置することとし、市内に複数箇所被災地域が存在する場合には、設置は3箇所までとする。

災害ボランティアセンターは、震災対策に準じて一般ボランティアの活動支援を行う。

2 専門ボランティア等の活動

東京都は「東京都防災ボランティアに関する要綱」等に基づき、防災（語学）ボランティア、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティアの確保に努めており、関係各部は、必要に応じて、これら事前登録された専門ボランティアの支援要請を行う。日赤においても、それぞれ事前登録されたボランティアは、自主的に活動を行う。

また、東京消防庁災害時支援ボランティア（八王子消防ボランティア）は、震度6弱以上の地震が発生したとき、その他大規模自然災害が発生したときに、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集して、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを行う。（資格等については第3編第4章第4節「ボランティア等の活動支援」を参照）

その他の専門ボランティアについては、状況に応じて関係各部が受け入れ等の対応を行う。

その他の専門ボランティアの活動内容	○ 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等） ○ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等） ○ 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等） ○ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等） ○ 語学ボランティア（語学能力を有する者） ○ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

3 市民活動団体（NPO等）への活動支援等

災対市民活動推進部は、災対福祉部と連携し、NPOなど市民活動団体に関する連絡調整、受け付け、活動支援等を行う。

第4節 労働力の確保

各部が行う災害対策のために必要な労働者については、市職員や防災関係機関、民間との連携協力により確保することが基本である。

しかし、市独自で困難若しくは不足を生じる場合は、震災対策に準じて関係機関に要請し、労働者の確保を行う。

第5節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ

市長（本部長）は、応援の申し出を受け、受け入れる必要があると認めるときは、連絡員を指名し、受け入れ体制を確保する。災对生活安全部は、応援隊の案内や配置、活動拠点の提供等に努める。

なお、大規模災害発生時、東京都は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各機関と緊密に連携を図ることとしている。また、東京都は、平常時から防災訓練等を通じ在日米軍や海外からの救援部隊の受入体制の整備に努めることとしている。

第8章 災害救助法の適用

章の概要

大規模な風水害時の災害救助は、災害救助法により国の責任において行われる。
災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続き等については、第3編 震災応急対策計画 第5章に示したとおりであり、ここでは、そのあらましのみを示す。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害救助法の適用申請	災対生活安全部	東京都総務局
第2節 災害報告及び救助実施状況の報告	災対生活安全部、災対財政部、関係各部	東京都総務局

第1節 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用基準及び申請等

災害救助法の適用基準に基づく適用申請並びに適用申請の特例は、災対生活安全部が、震災対策に準じて行う。

2 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、都知事が実施者となるが、都知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、市長は、その他の事務についても、都知事が行う救助を補助するものとする。

なお、災害救助法が適用されない小規模な災害については、災害対策基本法第5条に基づき市町村の責務として市長が応急措置を行うこととなる。

3 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、震災対策に示したとおりである。

なお、救助の程度、方法及び期間については、都知事が定め、区市町村や関係機関に通知することとなっている。災害救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、その基準の変更を申請できる。申請は都知事に対して行うが、期間の延長は定められた救助期間内に行う必要がある。

第2節 災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく災害報告及び救助実施状況の報告は、震災対策に準じて行う。

第9章 避難対策

章の概要	風水害から市民を守るために、市長は必要に応じて国が策定したガイドライン等に準じて、高齢者等避難又は避難指示を発令し、安全な場所に避難誘導を行う。 また、事前避難した市民や家屋等が被害を受けて住めなくなった市民を臨時に受け入れ、保護するために、担当者を派遣して避難所を速やかに開設する。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 事前避難	災対生活安全部	警察署
第2節 避難の体制及び避難指示等	災対生活安全部	警察署、消防署、自衛隊
第3節 避難誘導	災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対消防部	警察署、消防署、自主防災組織
第4節 避難場所等の開設・運営	災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、避難所主管部外の避難所運営職員	施設管理者、教職員
第5節 避難所の開設・運営	災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対福祉部、避難所主管部外の避難所運営職員、関係各部	施設管理者、教職員、ボランティア、自主防災組織
第6節 被災者の他地区等への移送	災対生活安全部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対福祉部	東京都、警察署、消防署、自衛隊、自主防災組織
第7節 帰宅困難者対策	災対生活安全部、災対市民部	東京都、J R 東日本、京王電鉄、警察署、消防署、事業所等

第1節 事前避難

1 避難場所等の定義と状況

本市では、被災者の生命と身体の安全を保護するため、風水害時の避難場所等を次のように区別しており、災害の状況に応じて、これらを有効に活用して避難対策を行う。

区 分	指定緊急避難場所・指定避難所の定義 (避難場所 ・ 避難所)	指定施設
指定緊急避難場所 (一時避難場所)	避難指示等を発令した際に、避難する場所として開設する施設。	市立の全小・中・義務教育学校、市内の全都立高等学校、市民センター等を指定
指定避難所 (避難所)	大規模災害時に住家を失った市民等が臨時に生活を行う施設（屋内）。	市立の全小・中・義務教育学校、市内の全都立高等学校、市民センター等を指定
指定福祉避難所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための避難所である。なお、受け入れる被災者等は事前に特定をする。	市内の特別支援学校
協定福祉避難所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための二次的な避難所である。	市内協定先の社会福祉施設等
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。	J:COM ホール八王子（市民会館）、芸術文化会館（いちょうホール）等を指定

※緊急避難先

災害発生時、又は発生の恐れのある場合、市民が時間的に余裕がないなどの理由から指定緊急避難場所等への避難が困難となった場合、公共又は民間施設等を活用し、緊急的かつ一時的に避難をする場所をいう。

なお、本市独自の取組みとして行うことから、災害対策基本法等の法令に基づく指定は行わない。

2 事前避難

台風、大雨等による浸水やがけ崩れ等の危険から、自主的に避難を希望する市民に対しては、必要に応じて自主避難場所を開設し提供する。

第2節 避難の体制及び避難指示等

1 避難場所開設の体制及び準備

風水害時における避難場所の開設は、地震時とは異なり、事前の気象情報等から想定される災害規模に応じて、準備を進める必要がある。

- (1) 開設が必要な避難場所数等は、想定される災害の規模によって変わることから、2段階のプランに分けた体制をあらかじめ定め、円滑な避難場所の開設・運営を行う準備体制を構築する。

プラン	避難場所数	想定する災害の規模
プラン 1	26 施設 程度	大雨、洪水、暴風警報の発表の可能性が高く、かつ市内に被害が想定され、高齢者等避難または避難指示を発令する見込みが高い場合
プラン 2	43 施設 程度	プラン1の状況かつ、特別警報の可能性が示唆されているなど、事前の気象状況等によって、市内の広範囲で明らかに大きな被害が想定される場合

- (2) 避難場所開設の要否、又は開設の適用プラン決定後も、不測の事態に備え、関連所管で密接に連携し、必要な対応を行う。

2 避難の指示等

(1) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令

市長は、緊急避難の必要を認めたときは、タイムラインを基本とし、高齢者等避難、避難指示を発令する。また、災害が発生又は切迫している状況で立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し場合は緊急安全確保を発令する。

災対生活安全部は、市長が避難指示等を発令するときは、災対戦略部、関係機関等と連携し、その事務及び広報伝達を行う。

避難指示等の広報伝達は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、モバイルアプリ、ソーシャルメディア、広報車、市職員・消防団員による巡回等のほか、関係地域のすべての人に伝わるように、ケーブルテレビやテレビ・ラジオ等放送機関その他報道機関の協力を得るなど、あらゆる手段を活用するよう努める。

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、日本語に不慣れな外国人等の要配慮者に対しては、地域住民等の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○ 発令される状況：気象状況悪化 ○ 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	○ 発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○ 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の判断は、次の指標等を目安とするが、判断にあたっては、上流域の雨量、水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難情報等と発令基準例

避難情報等	発令基準例
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	○ 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に達したとき ○ 水位観測所の水位が堤防等の高さを超え、氾濫している可能性があるとき ○ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき ○ 大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表されたとき ○ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ○ 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 土砂災害の発生が確認された場合
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき ○ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達していないが、氾濫開始相当水位に達する見込みがあるとき ○ 氾濫危険情報が発表されたとき ○ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき ○ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき ○ 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ○ 水位情報がないような中小河川において、洪水警報の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）となったとき ○ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が発表されたとき ○ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき ○ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ○ 避難の必要が予想される各種警報等が発せられたとき ○ 同一河川・圏域・流域市町における情報により避難の必要が予想されるとき

	○ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ○ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき ○ その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認めるとき
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	○ 水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき（洪水予報河川については、さらに水位の上昇が見込まれるとき） ○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき ○ 水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき ○ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ○ 水位情報がないような中小河川において、洪水警報の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）となったとき ○ 洪水警報が発表されたとき ○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）となったとき ○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき ○ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき ○ その他避難準備の必要が予想される各種情報を収受、又は気象警報が発せられたとき ○ 高齢者等の要配慮者の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認めるとき

水防信号	
出動信号	半鐘 ●—● ● ●—● ● ●—● ● （2点、1点斑打3分間） サイレン $\wedge$約5秒 ●— ●— ●— （3分間） $\vee$約6秒休み
危険信号	半鐘 ●—●—●—● ●—●—●—● （4点、3分間） サイレン $\wedge$約20秒 ●— ●— ●— （5分間） $\vee$約10秒休み

※水防信号は、市の望楼及び消防機関の営造物に備付の半鐘又はサイレンによって行う。

（東京都水防信号等に関する規則第2条による）

(2) 高齢者等避難又は避難指示の内容等

高齢者等避難又は避難指示は、次の内容を明らかにして行い、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

高齢者等避難 又は避難指示	○ 避難対象地域（町丁目名、施設名等） ○ 避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所等） ○ 避難先（避難場所の名称、避難方法※等） ※ 外が危険な場合は、屋内の高いところ（垂直避難）に避難（屋内安全確保） ○ その他避難行動時の注意事項（携行品、要配慮者への支援呼びかけ等）

（3）東京都への報告

災対生活安全部は、避難の措置及び解除について、震災対策に準じて速やかに東京都に報告し、記録する。

3 警戒区域の設定

市民の生命を守るために特に必要と認めるときの警戒区域の設定については、震災対策に準じて行う。

第3節 避難誘導

1 危険地域からの避難誘導

（1）避難誘導の方針

避難指示等が発令されて対象地域内の市民等が避難するとき、又は避難所が危険となり、他の場所へ再避難するときなどは、次の方針で避難者の安全な避難誘導を行う。

避難誘導 の方針	○ 状況が許す限りあらかじめ経路の安全を確認する。 ○ 避難は原則として徒歩とする。 ○ 携帯品は必要最小限のものに限定する。 ○ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の避難を優先する。

（2）市の活動

市及び災対消防部（消防団）は、消防署、警察署、自主防災組織等と連携し、任務分担に基づき避難誘導を行う。

なお、避難の状況については、適宜、災対生活安全部へ報告する。

（3）消防署、警察署の活動

区 分	活 動 内 容
消 防 署	○ 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 ○ 避難指示等が発令されたときは、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を市、警察署等に通報する。 ○ 上記の避難路等の安全確保に努める。 ○ 避難指示等が発令されたときは、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により、避難指示等の伝達を行う。

区 分	活 動 内 容
警 察 署	○ 避難指示等が発令されたときは、市、関係機関等と協力し、あらかじめ指定された避難所に誘導し収容する。 ○ 地域住民や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を行う。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 浸水地では、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難指示等に従わない者には、説得に努め避難するよう指導する。

(4) 施設、事業所等の活動

施設、事業所の管理者、責任者等は、必要に応じ、職員、施設利用者、来客者等を安全な場所に避難誘導する。

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

携 帯 品 等 の 目 安	○ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの） ○ 食糧、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等 ○ 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等 ○ 携帯、携帯のモバイルバッテリー及び充電器 ○ マスク、体温計（感染症流行時） ○ 家族に要配慮者がいるときは、その援護に必要なもの ○ その他現金等少量の貴重品以外の荷物は携行しないこと

第4節 避難場所等の開設・運営

1 避難場所の開設

避難場所の開設は、第2節第1項のとおり、事前の気象情報等から想定される災害規模に応じて決定した適用プランに応じた避難場所の開設を行う。開設にあたっては、避難所主管部外の職員も含めた避難所運営職員がそれぞれ施設管理者等の協力を得て実施することを基本とする。また、勤務時間内において緊急に避難場所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

2 避難場所開設の報告

避難所運営職員は、避難場所を開設したときは、震災対策の避難所運営に準じることを基本とし、避難所主管部を通じて災対生活安全部に報告を行う。

災対生活安全部は、東京都福祉局、警察署、消防署等に報告する。東京都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。

避難場所開設 の報告事項	☐ 避難場所開設の日時及び場所 ☐ 箇所数及び収容人数 ☐ 開設予定期間

3 避難者の受け入れ

避難者（帰宅困難者を含む）の受け入れは、震災対策の避難所運営に準じて行う。

4 避難場所の運営

震災対策の避難所運営に準じることを基本とし、避難所運営職員が施設の責任者や災害対策本部と連携して、円滑な運営に努める。なお、避難場所開設等に関して応援が必要と判断される場合は、早急に他部への応援要請を行い、避難場所運営の体制の充実を図る。

また、災対福祉部等の協力を得て、要配慮者に対して適切な配慮を行うとともに、被災者の多様な性の在り方も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。また、必要に応じて市内の社会福祉施設等を福祉避難所として確保する。

5 感染症流行時における避難場所運営

新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症が流行しているときは、震災対策の避難所運営に準じた感染症対策を行う。

6 緊急避難先の開設

災害発生時、又は発生の恐れのある場合、避難場所等に時間的に余裕がないなどの理由から避難が困難となった避難者の緊急的かつ一時的な避難先として、事前に協定等で締結した公共又は民間施設等の開設に努める。開設については、本市で定めた避難場所開設プラン2を決定した場合とする。

なお、市民がその場に留まる期間は、周囲の危険が無くなり、自宅や避難場所等に移動が可能になった時までとする。

第5節 避難所の開設・運営

風水害により、居住が困難となる住家等の被害が発生した場合は、必要に応じて、住家を失った市民等が臨時に生活する場として、避難所を開設する。また、避難所の開設判断を行う際は、第13章第6節第2項の公営・民間住宅の提供等による住宅支援も考慮の上、総合的に開設の必要性を判断する。

なお、避難所の開設・運営にあたっては、原則として、震災対策に準じて対応する。

第6節 被災者の他地区等への移送

1 孤立地区からの全集落集団避難

災对生活安全部は、土砂災害等により市内の山間部において、全集落集団避難が必要となった場合は、東京都、自衛隊、バス輸送業者等関係機関に協力を要請し、おおむね以下のとおり行う。

- 移送先となる避難所は、集落単位に受け入れ可能な施設を最優先し、必ずしも同一事務所管内にある指定避難所にこだわらないものとする。
- 移送手段は、バス、ヘリコプターを活用する。

2 市外他地区への移送

本部長（市長）は、市内の避難所への受け入れが困難な被災者について、市外他地区（近隣の非被災地若しくは小被災地又は隣接県）への移送を、知事（東京都福祉局）に要請する。

移送方法は、東京都と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、東京都財務局調達のバス等を中心に、東京都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

この場合、本部長（市長）は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

第7節 帰宅困難者対策

風水害により鉄道等の交通機関が不通となり、自ら滞在する場所を確保できない帰宅困難者が多く発生した場合は、必要に応じて震災対策に準じた対応を行う。

第10章 救助・救急・消防活動等

章の概要

大規模な風水害では、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等により、要救助者が発生する事態が予想される。市は、これらの被災者を救助するため救助班を編成し、出動する。救助班は、災対消防部（消防団）、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、救助・救急活動を行う。行方不明者は、警察署が市と連携して把握し、関係機関等の協力を得て搜索活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 救助・救急活動の実施	災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部 災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、建設業協会、市民、自主防災組織、事業所
第2節 行方不明者の搜索	災対市民部、災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、自主防災組織
第3節 消防活動の実施	災対消防部	消防署等

第1節 救助・救急活動の実施

1 救助情報の収集

浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等による要救助者を発見した者は、市、消防署、警察署等へ通報し、通報を受けた機関は関係する機関と情報を共有することに努める。

2 市の救助活動

市（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）及び災対消防部（消防団）は、震災対策に準じて、救助班の編成、救助活動の実施、応援要請を行う。

3 消防署・警察署の救助活動等

消防署、警察署は、災対消防部（消防団）、市の救助班、自主防災組織等と連携・協力し、被災者の救助活動等を行う。

機関名	活 動 内 容
消防署	○ 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 ○ 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

機関名	活 動 内 容
警察署	○ 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。 ○ 負傷者は、直ちに応急措置を施し現場救護所や医療機関に引継ぐ。 ○ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 ○ 救出救助にあたっては、市や消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。

4 市民、自主防災組織、事業所の救助活動

市民、自主防災組織、事業所は、連携して地域及び事業所内の被害状況を把握し、要救助者の発見に努める。

浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等による要救助者を発見した場合は、可能な限り協力して救助を行うとともに、消防署、警察署等へ通報し、救助隊が到着したときは、その指示に従い救助・救急活動に協力する。

5 救急活動

市の救助班（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）及び災対消防部（消防団）は、状況に応じて自主防災組織や付近の住民の協力を得て、被災現場から最寄りの現場救護所まで救助者を搬送する。

重傷者などを後方医療施設へ収容する必要があるときは、消防署等へ搬送を要請する。

第2節 行方不明者の搜索

1 行方不明者の把握等

警察署は、市（災対市民部）と協力し、所在を確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、震災対策に準じて、行方不明者の名簿を作成する。

また、状況に応じて、災対福祉部は高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認を震災対策に準じて行う。

2 行方不明者の搜索

警察署は、行方不明者名簿に基づき、消防署、自衛隊、災対消防部（消防団）、自主防災組織等の協力を得て、搜索活動を行う。

第3節 消防活動の実施

状況により、火災等が発生した場合の消防活動については、「第5編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画（第4章 第7節 消防活動）」に準じて行う。

第11章 医療救護活動

章の概要	大規模な風水害により、多数の負傷者が発生した場合には、状況に応じて市医師会等の協力を得て医療救護所を設置し、医療救護活動を行う。また、医療施設に重症者等を搬送する。 なお、避難所開設が長期化したときは、被災者の健康管理やメンタルヘルスケアなどの対応を行う。また、山間部等で孤立化した集落には、ヘリコプターを活用した救護体制を確保する。

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 派遣要請及び連絡調整	災対健康医療部	市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、東京都
第2節 医療救護所の設置	災対健康医療部	
第3節 医療救護活動の実施等	災対健康医療部	市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、消防署、東京都
第4節 被災者の保健対策	災対健康医療部	東京都
第5節 山間部における医療救護活動	災対健康医療部	市医師会、市歯科医師会、東京都

第1節 派遣要請及び連絡調整

1 市の要請

災対健康医療部は、災害により多数の負傷者が発生した場合は、市医師会等に対し、医療救護所への医師等の派遣を要請する。

また、上記だけでは不十分と判断したときは、地域災害医療コーディネーターを通じ東京都に医療チーム等の派遣を要請する。

東京都は、地域災害医療コーディネーターを通じ派遣要請があったときに、医療チームを派遣する。

2 医師会の対応

市医師会は、市から医療救護活動の要請を受けたとき、又は市医師会長が必要と認めたときは、震災対策に準じて運営体制等を確立する。

第2節 医療救護所の設置

災対健康医療部は、被害状況に応じ、市医師会と連絡をとり、震災対策に準じて医療救護所を設置するとともに、負傷者の受け入れ環境を整える。

なお、医療救護所を設置したときは、災対戦略部と連携し、速やかにその旨を市民に周知する。

第3節 医療救護活動の実施等

1 医療救護活動

医師等は、派遣された医療救護所において、震災対策に準じて医療救護活動を行う。

2 医薬品、衛生材料及び資器材の使用方針

医療救護所における医薬品、衛生材料及び資器材は、震災対策に準じて調達・確保し、使用する。

3 重傷者の搬送

医療救護所から救急医療機関等への重傷者の搬送は、震災対策に準じることを基本とし、消防署等に要請する。また、ヘリコプターによる搬送が必要である場合は、医師等と協議したうえ、要請する。

第4節 被災者の保健対策

災対健康医療部は、次の役割を担い、保健対策を総合的に推進する。

- ① 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握
- ② 避難者や在宅生活者の健康相談
- ③ 環境・食品営業施設等の監視指導等
- ④ 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整
- ⑤ 保健衛生全般に関する「情報センター」としての被災住民や営業施設等に対する必要な情報提供
- ⑥ 被災者に対する適切な保健衛生活動のための関係機関との連携

1 避難所等での保健予防活動

災対健康医療部は、避難所生活が長期化するときは、避難者の健康相談、保健予防活動等のため市の保健師を中心として、保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。市の編成で不足するときは、東京都へ保健活動班の派遣を要請する。

保健活動班の活動内容は、震災対策に準じて行うものとする。また、必要に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師等による巡回診療を行う。

2 メンタルヘルスケア

災対健康医療部は、震災対策に準じてメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

3 透析患者等への対応

災対健康医療部は、透析患者、在宅難病患者等への対応に関しては、医師会等並びに関係各部・機関と協力し、震災対策に準じて行う。

4 在宅人工呼吸器使用者への対応

在宅人工呼吸器使用者への対応は、震災対策に準じて行う。

5 医療情報の提供

医療情報の提供は、震災対策に準じて行う。

第5節 山間部における医療救護活動

山間部では、風水害等により道路の寸断や通信線の断線が発生し、集落が孤立するおそれがある。孤立地区における負傷者への応急医療活動は、まずその地区内で行うが、地区に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。この場合、ヘリコプターを活用して、災害拠点病院等へ搬送し救命医療を施す必要があるが、地区によってはヘリコプター離着陸場がない場合もある。そのため、以下のとおり行う。

1 医療スタッフの派遣等

- (1) 災対健康医療部は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を地域災害医療コーディネーターを通じ東京都に要請する。
- (2) 東京都は、要請に応じ東京都立病院機構、東京都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療チームを派遣する。

2 ヘリコプターの活用

- (1) 災対健康医療部は、災対生活安全部を通じて、東京都に対しヘリコプターによる負傷者等の搬送を要請する。
 - (2) 東京都は、市から要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関に搬送する。
 - (3) 東京都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においてもヘリコプターの活用を図る。
 - (4) ヘリコプター離着陸場がない場合は、ヘリコプターのホイスト(※)を行える地点を確保する。
- ※ 救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内まで吊り上げること。

3 ドローンの活用

市は、土砂災害や大雪などによる交通途絶や通信線の断線等により孤立化した被災者に対し、ドローンを活用した医薬品や医療資器材、緊急物資等の搬送体制を整える。

第12章 交通・輸送対策

章の概要	大規模な風水害時には、被災地区の状況に応じて必要な交通規制が実施され、また、道路の障害物等を除去して道路交通を確保するとともに、必要な車両、人員等を確保し、緊急輸送を行う。また、必要に応じて地域内輸送拠点や臨時ヘリポート等を設置する。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 交通情報の収集、道路規制	災対都市計画・拠点整備部、 災対道路交通部	警察署、道路管理者
第2節 道路交通の確保等	災対道路交通部、災対契約資産部	警察署、道路管理者、 建設業協会
第3節 緊急輸送の実施等	災対契約資産部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部	協定締結団体等

第1節 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集、交通輸送計画

災対都市計画・拠点整備部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各部に伝達する。特に、緊急輸送道路の状況については、警察署、関係機関と密接な連絡をとる。

また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡する。

2 警視庁の交通規制

広域的な災害発生の場合、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な交通規制を行う。

被災地及びその周辺を管轄する警察署は、安全で円滑な交通を図るため、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等の適切な交通規制を行う。

なお、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

3 その他の交通規制

道路管理者等は、道路の被害状況等に応じて交通規制を行う。

災対道路交通部は、震災対策に準じることを基本とし、市道の道路管理者として被害状況を把握し、必要に応じて危険箇所の交通規制を行う。

4 アンダーパス部の交通規制

道路管理者等は、異常な豪雨時に冠水のおそれがあるアンダーパス部（※）のパトロールの強化等を行い、必要に応じて交通規制を行う。

※ アンダーパス部：主要幹線道路や鉄道などと立体的に交差する道路で、路面の高さが前後と比べて低くなっている箇所

5 交通規制の実施

警察は、交通規制の要員確保や装備資器材等の効果的な活用等により、適切な交通規制の実施に努める。

災対都市計画・拠点整備部は、警察と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努める。

交通安全協会は、緊急交通路の確保のために、震災対策に準じて、交通規制の支援活動を行う。

なお、警察、市は、交通規制の実施状況に関し、広報活動を通じて運転者等へ周知する。

6 代替交通手段の確保要請

災対都市計画・拠点整備部は、災害の状況により震災対策に準じて、関係機関に代替交通手段の確保を要請する。

第2節 道路交通の確保等

1 道路交通の確保

災対道路交通部は、国・東京都の道路管理者及び警察と連携して市域の道路被災状況を把握し、交通規制や交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線、放置車両や立ち往生車両等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等作業により被災地区の道路交通を確保する。

なお、各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

2 除雪の実施

(1) 道路管理者

災対道路交通部は、降雪による被害が発生又は発生するおそれがある場合は、各道路管理者と連携して、道路交通等の確保に向けた凍結防止剤の散布・除雪を行う。

(2) 除雪路線

災対道路交通部は、各道路管理者等と連携して駅周辺やバス路線などの幹線道路、救急病院へのアクセス道路、緊急輸送道路、孤立可能性地区などを優先して除雪を行う。

(3) 市民等による除雪活動

市民は、自宅付近の生活道路等について、自助・共助による除雪に努めるとともに、市は、共助による除雪に対して必要な支援を行う。

3 緊急通行車両の確保

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（標章及び確認証明書の交付）を受ける必要があり、この場合の緊急通行車両の確認申請については、災対契約資産部が、震災対策に準じて行う。

第3節 緊急輸送の実施等

関係各部は、各部の車両により必要な輸送活動を行うが、不足するときは災対契約資産部にその旨を連絡する。

災対契約資産部は、必要に応じて災害対策に必要な車両・燃料の確保、配車並びに輸送業者との委託業務に関する事務等について、震災対策に準じて行う。

また、状況に応じて地域内輸送拠点を開設する場合は災対産業振興部が、臨時ヘリポートを開設する場合は災対都市計画・拠点整備部が、それぞれ震災対策に準じて行う。

第13章 各種応急対策活動

章 の 概 要	大規模な風水害時には、必要に応じて避難者等に対し、飲料水、食糧、生活物資の供給を行うとともに、被災者の各種相談等を受け付ける。また、その他状況に応じて、家屋が被害を受けて住めなくなった被災者に対する住宅の提供、浸水地区での消毒等の防疫活動、保健衛生等及び清掃活動、遺体の収容・火葬等、被災者のための各種応急対策活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 水の確保、供給	災対水循環部	東京都（多摩水道改革推進本部）、協定締結団体等
第2節 食糧の確保、供給	災対産業振興部、避難所運営職員	東京都、協定締結団体等
第3節 生活物資の確保、供給	災対産業振興部、災対福祉部	東京都、協定締結団体等
第4節 金融対策	災対会計部	指定金融機関等
第5節 被災者相談	災対戦略部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部、避難所運営職員	
第6節 住宅対策	災対まちなみ整備部、災対契約資産部	東京都、建設業協会等
第7節 防疫・保健衛生等及び清掃活動	災対健康医療部、災対資源循環・環境部、災対道路交通部	東京都、市薬剤師会等
第8節 遺体の収容、火葬等	災対市民部、災対福祉部、災対資源循環・環境部、災対消防部	東京都、警察署、消防署、市医師会等

第1節 水の確保、供給

東京都は、給水機能が停止したときには市と連携して応急給水計画を策定し、災害により水の確保が困難となった被災者に対し、東京都と市の役割分担に基づき、災害時給水ステーション（給水拠点）、同（車両輸送）及び同（避難所等）により応急給水活動を行う。

なお、東京都と市で十分な給水活動が困難なときは、震災対策に準じて災害時給水ステーション（給水拠点）を開設するなど適切な方法により給水活動を行う。

第2節 食糧の確保、供給

災対産業振興部は、本部長の指示に基づき、災害により食糧の確保が困難となった被災者に対し、防災倉庫の備蓄食糧や市内の協定締結団体等から調達した食糧の供給を行う。

避難所運営職員は、避難者や自主防災組織等から協力を得て、炊き出しを行う。

なお、市のみで十分な食糧調達が困難なときは、震災対策に準じて東京都、近隣市町村等に調達を要請するなど適切な方法により食糧の供給を行う。

また、食糧の供給にあたっては、乳児や高齢者など要配慮者への配慮を行う。

第3節 生活物資の確保、供給

災対産業振興部は、本部長の指示に基づき、災害により生活物資の確保が困難となった被災者に対し、防災倉庫の備蓄品や市内の協定締結団体等から調達した生活物資の供給を行う。

また、生活物資の供給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対産業振興部と協議の上で災対福祉部が行う。

なお、市のみで十分な生活物資の調達が困難なときは、震災対策に準じて東京都、近隣市町村等に調達を要請するなど適切な方法により生活物資の供給を行う。

第4節 金融対策

災対会計部は、市内金融機関（指定金融機関及び収納代理金融機関）の被災者に対する臨時措置（通帳等紛失に対する対応、被災者向け特別融資等）の実施状況を調査し、被災者総合相談窓口や避難所等へその情報を提供する。

第5節 被災者相談

1 被災者総合相談窓口の設置

市は、市民からの問い合わせや各種相談に1つの窓口で対応するため、震災対策に準じて、被災者総合相談窓口を設置し、関係各部の職員を配置する。

避難所では、避難所運営職員が被災者の各種要望や相談を受け付けて対応する。

なお、これらの相談等にあたっては、要配慮者へも配慮し、実施する。

2 対応事項

被災者総合相談窓口で扱う事項は、以下のとおり。

対応事項	○ 行方不明者の捜索受け付け ○ 被災住宅の応急修理や消毒受け付け ○ 家屋・敷地内への流入土砂の対応受け付け ○ 土砂をかぶった家財の処分受け付け ○ 罹災証明書の発行 ○ 埋火葬許可証の発行 ○ 災害弔慰金等の申し込み受け付け ○ その他相談事項受け付け

第6節 住宅対策

1 被災宅地の危険度判定

災対まちなみ整備部は、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、震災対策に準じて危険度判定実施本部を設置するなど必要な措置を講ずる。

危険度判定実施本部は、危険度判定の作業体制を確立し、危険度判定士は、被災宅地の危険度判定を行う。

判定結果は、3種類（「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」）の判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

2 公共、民間住宅の確保

災対まちなみ整備部は、震災対策に準じることを基本とし、家屋が被害を受けて住めなくなった被災者に対して、東京都と連携・協力し、公共住宅（市営住宅、都営住宅、独立行政法人都市再生機構・公社住宅等）の空き家を住宅として確保し、入居者の募集、選定を行うとともに、入居者管理のために必要な帳票を整備する。また、状況に応じて東京都や関係団体と連携・協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を、借り上げ等により被災者に提供することを検討する。

3 被災住宅の応急修理等

災対契約資産部は、東京都が提示する一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者リストを参考に、市（災対契約資産部）独自のリストを作成する。作成されたリストを参考に被災者が業者を選定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

応急修理の対象者等は、震災対策に準じて行う。

また、被災状況により応急仮設住宅を建設する場合は、震災対策に準じて行う。

4 市営住宅の応急修理

災対まちなみ整備部は、震災対策に準じることを基本とし、危険度判定後、危険防止のため応急的な修理が必要な市営住宅について、建設業協会等に依頼して応急修理を行う。

第7節 防疫・保健衛生等及び清掃活動

災対健康医療部は、災害時の役割（第11章 第4節「被災者の保健対策」参照）を担い、災対資源循環・環境部と協力して防疫、保健衛生対策を総合的に推進する。

1 消毒の実施

災対資源循環・環境部は、震災対策に準じることを基本とし、必要に応じて災対健康医療部と連携して消毒班を編成する。なお、災対健康医療部は、避難所などにおける消毒などの防疫方法について助言・指導を行う。薬剤・資器材は、市が保有するものを使用するが、不足するときは、東京都及び市薬剤師会等に調達を要請する。また、状況に応じて、消毒方法を周知した上で各世帯に薬剤を配布し、各自による消毒を指導する。

2 避難所の防疫、保健活動

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、防疫班を編成し、消毒班・保健活動班等と協力して避難所の防疫、保健活動を行う。また、市の対応能力では十分でないと認めるときは、東京都へ協力を要請する。

3 感染症対策

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、必要に応じて消毒班を編成し、医療救護班、保健活動班と連携して被災住民の健康調査、健康相談を行い、被災地の感染症発生状況を把握する。入院を要する感染症患者は、迅速かつ安全に移送するとともに、市民に対し感染症予防の周知・教育を行う。また、市のみでは十分な対応が困難と認めるときは、東京都へ協力を要請する。

4 避難所の衛生管理

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、避難所運営職員と協力し、避難所の適正な生活環境を維持するため衛生管理活動を行う。また、必要に応じて東京都へ衛生管理に関する指導を要請する。

5 食品の安全確保

災対健康医療部は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもと震災対策に準じて食品の安全確保のための活動を行う。

6 水の安全対策

災対健康医療部は、必要に応じて「環境衛生指導班」を編成し、震災対策に準じて水の安全確保のための助言・指導を行う。

7 公衆浴場等の確保

災対健康医療部は、市内の公衆浴場、温泉施設の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、被災住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努める。

8 動物救護

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、東京都に準じて必要な体制を確保し、東京都や関係団体と協力して、負傷又は逸走した飼育動物の保護・救護を行う。

9 堆積土砂等の除去

災害により市道や市施設等に流入した土砂等は、市民生活の早期の復興に向け、速やかかつ計画的に除去するため、施設管理者及び災対道路交通部、災対資源循環・環境部、災対水循環部など関連する災対各部が連携して対応する。

また、住家等に流入した土砂等は、その所有者または管理者が除去するのが原則であるが、災害救助法が適用された場合、または災害救助法が適用されていない場合にあっても下記の要件を満たし、市長が必要と認めた場合には、災対生活安全部が指名した災対部は、同じく指名された災対各部で構成する専門チームを設置し、ボランティア等と連携し土砂等の除去等を行うものとする。

(1) 住家障害物の対象

次の全てに該当すること。

ア 個人が所有する住家等であること。

イ 所有者・管理者、ボランティア等だけでは対応が困難な規模であること。

ウ 被害認定調査により半壊以上の罹災証明書が発行されていること。

エ 国、東京都、その他の機関による除去の対象となっていないこと。

オ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 人命への危険が見込まれる場合

(イ) 撤去されることが日常生活に著しい影響を及ぼす場合

(ウ) 公益上の重大な支障（二次災害の発生危険や一般の交通、公衆衛生、都市施設の機能に重大な支障をきたす等）がある場合

(2) 所有者又はボランティア等が除去した土砂の処分等

専門チームは、被災地の近隣に土砂等の一時仮置き場を設置し、所有者又はボランティア等が回収した土砂等の受入れを行う。

また、様々な事情により、自ら一時仮置き場へ土砂等の搬入が困難な住家に対して、土砂等の回収を行う。ただし、所有者又はボランティア等は土砂等を容易に回収可能な状態にしたうえで、依頼を行う。

専門チームは土砂の最終回収場を設置し、受入・回収を行った土砂の処分を行う。

10 道路関係等障害物の除去

災対道路交通部は、震災対策に準じることを基本とし、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに東京都建設局に報告するとともに、所管する道路及び公共土木施設等の敷地内にある障害物について除去する。また、関係機関と協力の上、除去する。

11 生活ごみ・災害廃棄物の処理

災害時における生活ごみ・災害廃棄物の収集・処理は、震災対策に準じることを基本とし、災対資源循環・環境部が被災状況を踏まえて、迅速に行う。

12 し尿の処理等

災害時におけるし尿の収集・処理は、災対水循環部が被災状況を踏まえて迅速に行う。また、雨水が便槽に流入したものについては、市民からの要請に基づき、できる限り早急な収集に努める。なお、災害により仮設トイレの設置等、その他のトイレ対策が必要となった場合は、震災対策に準じて行う。

第8節 遺体の収容、火葬等

1 遺体の搜索

警察署は、災害による周囲の状況から既に死亡していると推定される者に対し、消防署、災対消防部（消防団）、自衛隊等の協力を得て、搜索活動を行う。警察署は、救助・救出活動に伴い遺体を発見・収容したときは、遺族等に連絡する。身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

災対資源循環・環境部は、震災対策に準じることを基本とし、関係機関と連携し、遺体を現場から遺体収容所まで搬送する。

2 遺体収容所の設置、運営

災対市民部は、災害により多数の死者が発生したときは、状況に応じて、担当者を派遣して遺体収容所を設置し、速やかに東京都及び警察署への報告、住民への周知を行うとともに、警察署と協力し遺体の受け入れ、収容を行う。また、葬儀業者等の協力を得て、遺体の安置、腐敗防止のために必要な納棺用品、ドライアイス等を確保する。なお、遺体収容所の設置場所及び運営は、震災対策に準じる。

災対市民部及び災対福祉部は、遺体収容所の設置に関する初動対応や遺体収容所における各種業務を円滑に行うための連絡調整等を行う。

3 遺体の検視、検案

検視、検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、警察署（検視班等）及び東京都（監察医務院）は、遺体収容所等において遺体の検視、検案を震災対策に準じて行う。

災対市民部は、震災対策に準じて東京都及び警察署と連携し必要な体制を確立するとともに、遺体の一時保存等を行う。

4 遺体の引き渡し、火葬

災対市民部は、検視、検案の済んだ遺体に関して、警察署と協力して、震災対策に準じて遺族への引き渡しや火葬等を行う。

5 身元不明遺体の取扱い

災対福祉部は、災対市民部と連携して一定期間（状況によるが、おおむね遺体発見時より1週間程度）を経過した身元不明遺体を協定締結団体等の協力を得て、遺体収容所から八王子市斎場に搬

送して火葬を行い、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存するとともに、遺骨と遺品を一時保管する。

なお、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

6 死亡者に関する広報

災対市民部は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、震災対策に準じて行う。

第14章 園児・児童等の安全確保等

章 の 概 要	風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、気象情報等を収集し、園児、児童・生徒の安全確保や安否確認を行う。施設等が被災したときは、被害状況を調査・報告し、状況に応じた応急教育等を行う。 また、文化財の被害状況も把握し、東京都へ報告する。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認	災対学校教育部	
第2節 園児の安全確保、安否確認	災対子ども家庭部	
第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認	災対子ども家庭部、災対生涯学習スポーツ部	
第4節 応急教育等	災対学校教育部、災対福祉部、災対子ども家庭部、災対生涯学習スポーツ部	東京都教育委員会、国

第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認

学校長は、気象情報や災害の状況に応じ、災対学校教育部と協議の上、次のような措置を講じて、適切に児童・生徒の安全を確保する。

安 全 確 保 の 措 置	○ 臨時休校 ○ 安全な場所への避難誘導 ○ 帰宅、下校途中における危険防止のための注意事項の説明 ○ 通学区域ごとの集団下校、教職員による引率 ○ 学校での保護者への引き渡し ○ 保護者の迎えがない場合における学校での一時預かり

災対学校教育部は、災害が発生したときは、学校長や避難所開設職員等を通じて児童・生徒、教職員の安否の確認を行う。

第2節 園児の安全確保、安否確認

保育園若しくは幼稚園等の園長（代理者を含む）は、気象情報や災害の状況に応じ、災対子ども家庭部と協議の上、臨時休園、保護者の迎えがない園児の一時預かり、安全な場所への避難誘導などの措置を講じて、適切に園児の安全を確保する。

災対子ども家庭部は、災害が発生したときは、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認

子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員は、気象情報や災害の状況に応じ、災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部と協議の上、臨時休館、保護者の迎えがない児童の一時預かり、安全な場所への避難誘導などの措置を講じて、適切に児童の安全を確保する。

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、災害が発生したときは、子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員を通じて児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4節 応急教育等

1 応急教育の実施

幼稚園長、学校長は、災害により教育施設が被害を受け、通常のエ育活動に支障があるときは、災対子ども家庭部及び災対学校教育部と連携し、応急的な代替施設の確保や臨時の学級編制を行うなど応急教育のために適切な措置を講じて、速やかに園児、児童・生徒及び保護者に周知する。

災対学校教育部は、東京都教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずるとともに、住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒に対し、震災対策に準じて教科書、文房具及び通学用品を支給する。

また、学用品の支給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対学校教育部と協議の上で災対福祉部が行う。

2 応急保育等の実施

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、保育園長及び子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員を通じ、施設等の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育等ができないときは、応急的な代替施設の確保などの措置を講ずる。

3 文化財の対策

災対生涯学習スポーツ部は、状況に応じて文化財の被害情報等の収集、整理を行い、文化財施設等の管理者及び関係機関は、震災対策に準じて被害状況等を市教育委員会（災対生涯学習スポーツ部）に報告する。

第15章 ライフライン、公共施設等の応急対策

章の概要	風水害に対して、ライフライン施設や公共施設等の事業者、管理者等は、速やかに施設の被害状況を把握するとともに、利用者の安全確保並びに、施設や機能の早期回復のために必要な応急復旧対策を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 水道の応急対策	災対水循環部	東京都（多摩水道改革推進本部）
第2節 下水道の応急対策	災対水循環部	東京都（流域下水道本部）
第3節 電気の応急対策		東京電力パワーグリッド
第4節 ガスの応急対策		東京ガスグループ
第5節 通信関係の応急対策		NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、日本郵便株式会社
第6節 鉄道等の応急対策		公共交通機関
第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策	災対水循環部、災対道路交通部	道路管理者 河川管理者
第8節 社会公共施設等の応急対策	災対契約資産部、関係各部	公共施設等管理者

第1節 水道の応急対策

東京都は、水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については速やかに復旧活動を実施する。管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

東京都は、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時・適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

災対水循環部は、東京都と連携し、水道施設の被災状況及び断水区域の情報収集を行う。

第2節 下水道の応急対策

災対水循環部は、震災対策に準じることを基本とし、災害により汚水、雨水の疎通に支障がないよう、東京都（流域下水道本部）等と連携し、速やかに応急対策を行う。

1 応急対策

災対水循環部は、下水道施設の被害状況を調査及び点検し、被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合は、必要な応急対策を行う。

応急対策	○ 下水道施設の被害状況を早急に把握し損傷度を確認する。 ○ 停電地区を早急に把握し、マンホールポンプ等の稼働状況を確認する。 ○ 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動式ポンプやバキュームカーを配置し、仮設配管等で応急措置を行う。 ○ 汚水の溢水は、最低限の消毒を行い、土のう等で近傍水路等へ排水を行う。 ○ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。 ○ ポンプ場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。 ○ ポンプ場が破損し、浸水が生じたときは、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行う。 ○ ポンプ場の機能が停止したときは、仮設ポンプ等により河川等へ排水を行う。 ○ 工事中の箇所があれば、請負者に被災状況の確認と工事中止を指示し、二次災害を防止する緊急措置を実施する。その際、作業員数や資器材等を把握し、緊急事態に備える。

2 復旧対策

災対水循環部は、市民に対し、災対戦略部を通じて破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力及び東京都の技術支援を得て、復旧対策を行う。

第3節 電気の応急対策

東京電力パワーグリッドでは、大規模な災害が発生したときでも、原則として送電を継続するが、被害甚大な地域については、警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等の適切な二次災害予防措置を講ずる。

また、災害により電気施設に被害があったときは、二次災害の発生防止を図りつつ、速やかに情報収集・連絡活動等に基づき応急措置を講じ、原則的に人命に係わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先して、電気の早期復旧に努める。

第4節 ガスの応急対策

東京ガスグループは、災害によりガス施設に被害が生じたときは、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

大規模な災害が発生したときは、「超高密度リアルタイム地震防災システム※」の稼動により被害状況を総合的に把握して、被害甚大な地区のガス供給停止等の措置を行う。（「※地震防災システム～SUPREME（シュープリーム）」とは131基（令和3年4月1日現在）のSIセンサーが、強い揺れを感知すると自動的に地区カバナのガスを遮断し、安全を確保するシステム）

また、ガスの供給再開にあたっては、市、消防、警察、関係ライフライン機関等との十分な連携・協力のもと、安全かつ効率的に行う。

第5節 通信関係の応急対策

通信関係の各機関（NTT各社、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、日本郵便株式会社）は、市域で災害が発生、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、災害対策本部等を設置し、被害状況等の把握、通信疎通の確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行うとともに、市、東京都及び関係機関との連絡調整を行う。

なお、NTT東日本等は、気象業務法に基づき、気象庁からFAXによる伝達予警報等について、関係する区市町村等に速やかに通報するとともに、災害により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第6節 鉄道等の応急対策

各公共交通機関は、災害時において、人命の安全及び輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を行う。

1 災害時の対応

(1) 災害対策本部等の設置

災害に対して、各交通機関は、その状況により旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するとともに、市及び東京都その他関係機関にその旨を通報する。市は通報に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立する。

(2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動用無線機等を利用する。

2 運行基準

台風等異常気象時の災害を防止するため、各鉄道会社は、次の運行基準により対処する。

なお、被害を最小限にとどめることから、計画運休を検討し、実施する際は運休の可能性や運休に

関する詳細な情報を発信することに努める。

機関名	内 容
J R 東日本	降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、関係法令に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転規制方法をあらかじめ定めておくとともに、速度規制又は運転中止の手配をとる。
京 王 電 鉄	強風・豪雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転を中止又は徐行とする。 ① 風速が毎秒 25m 以上を観測したときは列車の運転を中止する。 ② 浸水等により、軌道面の冠水を認めた場合は列車を停止する。
多 摩 都 市 モノレール	① 暴風雨 風速計により風速が 20m/s を超えた場合は次の運転規制を行う。 a. 風速 20m/s 以上・・・運転見合せ b. 風速 25m/s 以上・・・運転中止 ② 雪害 状況により次の運転規制を行う。 a. 降雪により列車運行に支障が予想される場合 ヒーター投入及び散布器、凍結防止剤の準備 b. 大雪注意報発表・・・速度 35 km/h 以下 c. 大雪警報発表・・・速度 25 km/h 以下
高 尾 登 山 電 鉄	強風・豪雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転を休止する。 ① 風速が毎秒 20m 以上となった場合。 ② 雷雲が近付き、落雷が予想される場合。 ③ 積雪が軌条面上 30cm を超え、策条の状態確認が困難となった場合。 ④ 濃霧のため線路の見通しが 20m 以下となった場合。 ⑤ 時間雨量が 60 mm 以上、または連続雨量が 150 mm 以上となった場合。

3 浸水時等の対応

機関名	内 容
J R 東日本	降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制方法及び災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。 トンネル立杭に設置してある排水設備により排水に努める。
京 王 電 鉄	被害の予想される地点には、排水ポンプ、水位警報装置等を設置し、状況に応じて係員を巡回させて、被害の未然防止を図る。 浸水防止対策は次による。 ア 浸水防止の土のう配備 イ 排水ポンプによる浸水箇所の排水
多 摩 都 市 モノレール	台風等大雨時において、駅舎内への雨水の吹き込み、また駅出入口付近の浸水が想定される場合は、駅係員を派遣し現状把握に努め、駅放送及び案内装置により旅客周知の徹底を図る。

4 事故発生時の救護活動

機関名	内 容
J R 東日本	旅客誘導・放送案内等による駅構内の混乱防止及び負傷者の救出に努めるとともに、被害状況により、救護所の開設、警察署・消防署等への出動要請を行う。
京 王 電 鉄	災害発生時には、災害対策本部を設置し、負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ警察署・消防署に出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。
多 摩 都 市 モノレール	① 当事者及び発見者は、死傷者の救護を最優先する。また、併発事故の防止の手配をとるとともに、必要に応じ関係諸官の応援を求める。 ② 事故現場に居合わせた係員は、可能な限り事故の処置に協力する。
高 尾 登 山 電 鉄	災害発生時には、負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い、旅客の安全を図る。

5 復旧対策

鉄道施設は、都市機能の確保に重要な役割を果たすことから、各鉄道会社は、応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。

機関名	内 容
J R 東日本	災害に伴う被災線区の迅速な運転再開のため、各施設、設備の被害状況及び復旧工事の難易度、輸送の重要度等を勘案し、復旧対策を計画する。
京 王 電 鉄	あらかじめ定められている事故連絡体制に従い、情報の授受を行うとともに、予想される被害に応じて従業員を動員して、速やかに対応する体制をとる。
多 摩 都 市 モノレール	人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速的確な処置をとり、併発事故の防止に努めて、その影響を最小限にとどめるとともに復旧を迅速に行い本線路の早期開通に努める。

6 バス会社の安全措置

各バス会社は、災害時に次のような安全措置を行う。

運 行 中 止	危険箇所（堀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等）を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗 客 救 護	負傷した乗客に対し、救急箱を使用した応急措置や、病院への収容、救護機関への連絡を行う。
乗 客 の 避 難 誘 導	ラジオ放送を流して乗客の動揺を制止し、最寄りの避難場所へ乗客を誘導する。なお、京王電鉄バスでは、全バス車両に路線沿線の避難場所一覧表を常備している。
車 両 処 置	乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会社等への 連 絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策

道路管理者、河川管理者は、災害が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、各所管の道路、橋りょう、河川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。災対道路交通部及び災対水循環部は、市が管理する施設の応急復旧対策を行う。

1 道路、橋りょう

(1) 市

ア 災害時の応急措置

災害が発生したときは、施設の被害状況、障害物の状況などを調査する。通行が危険な道路は、警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。また、市道以外の道路が被災し通行に支障を来すときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

イ 応急復旧対策

市道が被災したときは、建設業協会等の協力を得て応急復旧を行うが、短期間で復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路の設置など必要な措置を講ずる。また、市単独で困難なときは、関係機関等に対し応援を要請する。

(2) 東京都建設局

ア 災害時の応急措置

各建設事務所は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。

イ 応急復旧対策

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき実施する。

その後、逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

また、平素から応急作業に使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 関東地方整備局

ア 災害時の応急措置

被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。また、ヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。

巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を行うとともに、速やかに応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能確保に努める。

イ 応急復旧対策

パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

(4) 中日本高速道路

ア 応急措置

災害が発生した場合は、道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、適切な通行規制を実施する。また、その内容、状況について、道路利用者への広報に努め、通行者の安全確保を図る。

イ 応急復旧対策

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させるものとする。

2 河川、水路

(1) 市

水防活動と並行して河川、水路、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、国や東京都の管理河川については、直ちに国や東京都に被害状況の報告をする。

また、市管理水路においては、流木その他障害物の除去とともに必要な措置を実施する。

(2) 東京都建設局

ア 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。

ウ 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。

エ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処するものとする。

(3) 関東地方整備局

ア 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

(4) 復旧対策

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- 堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

3 砂防、地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設、治山施設

東京都（建設局、環境局、産業労働局）は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。市はこれに協力する。

区 分		内 容
砂 防 施 設		○ 堰堤、床固め、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 流路工若しくは床固めの埋そく又は天然河岸の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
地 す べ り 防 止 施 設		○ 抑止杭、よう壁、排水工等、施設の損壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 集水井、流路工等の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
急傾斜地崩壊 防 止 施 設		よう壁、法面保護工、排水工、落石防護柵等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
治 山 施 設		東京都産業労働局は、治山施設（治山ダム工・護岸工・流路工・土留工・山腹緑化工・法枠工・落石防止工等）の被害状況を把握するとともに、東京都建設局等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
林 道	応急措置	東京都林務出張所は、被災地域住民の協力を得て情報を収集し、東京都森林事務所を通じて、東京都産業労働局に報告し、付近住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。
	応急対策	次の状況にあるときは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。 ○ 食糧の搬入が困難な場合 ○ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき ○ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合
農 道	応急措置	市は、被害の情報を収集し、東京都農業振興事務所を通じて、東京都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。
	応急対策	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

第8節 社会公共施設等の応急対策

社会公共施設等の管理者は、災害が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、利用者の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

利用者等の安全確保	○ 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を第一とする。 ○ 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。 ○ 応急措置の状況を所管部、事務局、本部等へ報告する。
施設機能の保全、回復	○ 施設の被害調査を速やかに行う。 ○ 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。 ○ 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。 ○ 電気、電話、ガス、水道等の修理が必要なときは、関係機関に要請する。 ○ 応急措置が困難なときは、危険防止のための保全措置を講ずる。
その他の措置	○ 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。 ○ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者・利用者等の安全確保に努める。

第16章 災害警備活動

章の概要

大規模な風水害時には、警察署を中心に、市民の生命、身体、財産の保護や各種犯罪の予防、取り締まり並びに被災地の治安維持活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 警備活動		警察署
第2節 防犯・防火対策	災対生活安全部	警察署、消防署、自主防災組織
第3節 その他		警察署

第1節 警備活動

警視庁第九方面本部、八王子・高尾・南大沢警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備本部を設置して指揮体制を確立し、八王子・高尾・南大沢警察署は、被害の予防又は拡大防止のため、次の警備活動を行う。

災 害 警 備 活 動 の 内 容	○ 河川その他危険箇所の警戒 ○ 被災地における災害関係の情報収集 ○ 警戒区域の設定 ○ 被災者の救出、救護 ○ 避難者の誘導 ○ 危険物の保安 ○ 交通秩序の確保 ○ 犯罪の予防及び取り締まり ○ 行方不明者の調査 ○ 遺体の調査等及び検視

第2節 防犯・防火対策

市は、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

また、市は、災害時の社会的混乱に乗じた窃盗や詐欺等の犯罪を未然に防止するため、警察等と連携を図り、市民に防犯対策に関する広報を行い、犯罪抑止に努める。

第3節 その他

警視庁第九方面本部、八王子・高尾・南大沢警察署は、その他以下の活動を行う。

区 分	内 容
警戒区域の設定	○ 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。
市に対する協力	○ 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 ○ 市の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。
装備資器材の調達及び備蓄	○ 警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資器材を保有しておく。 ○ 災害発生時に不足する装備資器材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

第5編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画

第1章	計画の目的、対象
第2章	危機管理体制
第3章	危機初動時の情報連絡等
第4章	災害対策本部設置後の各種対策活動
第5章	危険物事故対策
第6章	大規模事故等対策
第7章	火山災害対策
第8章	原子力災害対策
第9章	新型インフルエンザ等対策

第5編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画 目次

第1章 計画の目的、対象	1
第1節 計画の目的	1
第2節 対象とする現象	2
第2章 危機管理体制	3
第1節 危機管理体制の決定	3
第2節 危機管理本部等の設置	4
第3章 危機初動時の情報連絡等	7
第1節 大規模事故等の情報連絡	7
第2節 市の施設における危機管理の情報連絡	9
第3節 所管部の対応活動、報告	10
第4章 災害対策本部設置後の各種対策活動	11
第1節 情報の収集、調査、連絡	11
第2節 災害広報・広聴	11
第3節 避難対策	12
第4節 救助・救急活動	13
第5節 医療救護活動	13
第6節 遺体の収容、処理	14
第7節 消防活動	14
第5章 危険物事故対策	16
第1節 石油類等危険物保管施設	16
第2節 高圧ガス保管施設	17
第3節 火薬類保管施設等	19
第4節 毒物・劇物取扱施設	20
第5節 危険物輸送車両	21
第6章 大規模事故等対策	22
第1節 航空機事故	22
第2節 鉄道事故	23
第3節 ガス事故	24
第7章 火山災害対策	26
第1節 基本方針	26
第2節 噴火予警報等の種類及び連絡体制	28
第3節 降灰対策	31
第8章 原子力災害対策	33
第1節 基本方針	33
第2節 原子力施設事故	33
第3節 放射性物質事故	36
第9章 新型インフルエンザ等対策	39

第 1 節 危機管理体制	39

第1章 計画の目的、対象

章 の 概 要	危機管理（大規模事故等応急対策）計画は、災害対策基本法で定める災害の範囲にとどまらず、自然災害以外の大規模事故、重大事件、緊急事態等（以下「大規模事故等」という。）が発生した場合を対象範囲とし、八王子市危機管理本部設置要綱等に基づき必要な危機管理体制をとって実施する。

第1節 計画の目的

市域には、木造密集市街地やビルなどの商業・業務地区、石油類や高圧ガス等の危険物施設の混在などに加え、鉄道・高速道路等の交通施設などが存在する。これらの施設で、事故が発生した場合には、多数の被災者が発生するほか、広域にわたって市民生活に影響する事態となるおそれがある。これらは事故の原因者が応急措置を実施し、救援活動は消防機関等が対応することとなっているが、市においても情報収集や避難活動など市民への対策を実施する必要がある。こうした大規模事故に対する対策も、災害対策基本法に基づく地域防災計画の対象となる。

一方、これら大規模事故以外にも、市民生活に影響する重大事件や緊急事態が発生した場合には、市民生活を守る上で、市の果たす役割は重要である。

このため、市では「大規模事故等の発生、又は発生するおそれ」を「危機」と定義し、「八王子市危機管理本部設置要綱」を策定して、自然災害以外の大規模事故や緊急事態等の発生に備えることとした。また、新型インフルエンザ等感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法を踏まえた「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき必要な対応を実施することとしている。

本計画は、このように災害対策基本法に基づく大規模事故対策だけでなく、重大事件、緊急事態といったさらに広い範囲での事象に対する危機管理対策を定めるものとする。

なお、本計画では対応できないような大規模又は特異な緊急事態については、地域防災計画の震災応急対策計画、風水害応急対策計画を準用して対処することとする。

また、各種法令等に基づき策定された対応計画等がある場合は、当該計画等の規定に従い措置を実施することとし、計画等に規定されていない事項は、危機の状況により本計画を準用し、必要な対策を行うものとする。

第2節 対象とする現象

本計画の対象とする現象は、おおむね次のとおりとする。

想定する危機の種類	(1) 危険物事故 ・危険物等の爆発、流出事故等 (2) 大規模事故 ・航空機事故 ・鉄道事故 ・ガス事故 ・地下施設、地下工事事故災害 ・大規模な交通事故災害 (3) 大規模な火災 (4) 重大事件 ・破壊工作等の重大なテロ事件 ・多数の被災者が発生する等、社会的に影響のある重大事件等 (5) 緊急事態 ・感染症の発生、集団食中毒などの医療災害 ・その他非常事態等 (6) 火山災害 (7) 原子力災害 (8) 新型インフルエンザ等の特に警戒すべき感染症

第2章 危機管理体制

章 の 概 要	危機に関する情報を得たときは、被害状況や市民生活への影響度に応じて、適切な対策活動を行うために危機警戒本部又は危機管理本部（以下2つの本部を合せて「危機管理本部等」という。）を設置する。危機管理本部には、専門的に対処するための対策本部を設置し、情報収集や必要な対策を実施する。さらに、全庁的な対応が必要な場合は、災害対策本部を設置する。 なお、対策の実施は、「八王子市危機管理本部設置要綱」及び「危機管理責任者設置要綱」によるが、これに規定されていない事務は、災害対策本部の事務分掌に準じるものとする。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 危機管理体制の決定	生活安全部長、各部の部長及び庶務担当課長	
第2節 危機管理本部等の設置	生活安全部、関係各部	

第1節 危機管理体制の決定

1 初動対応

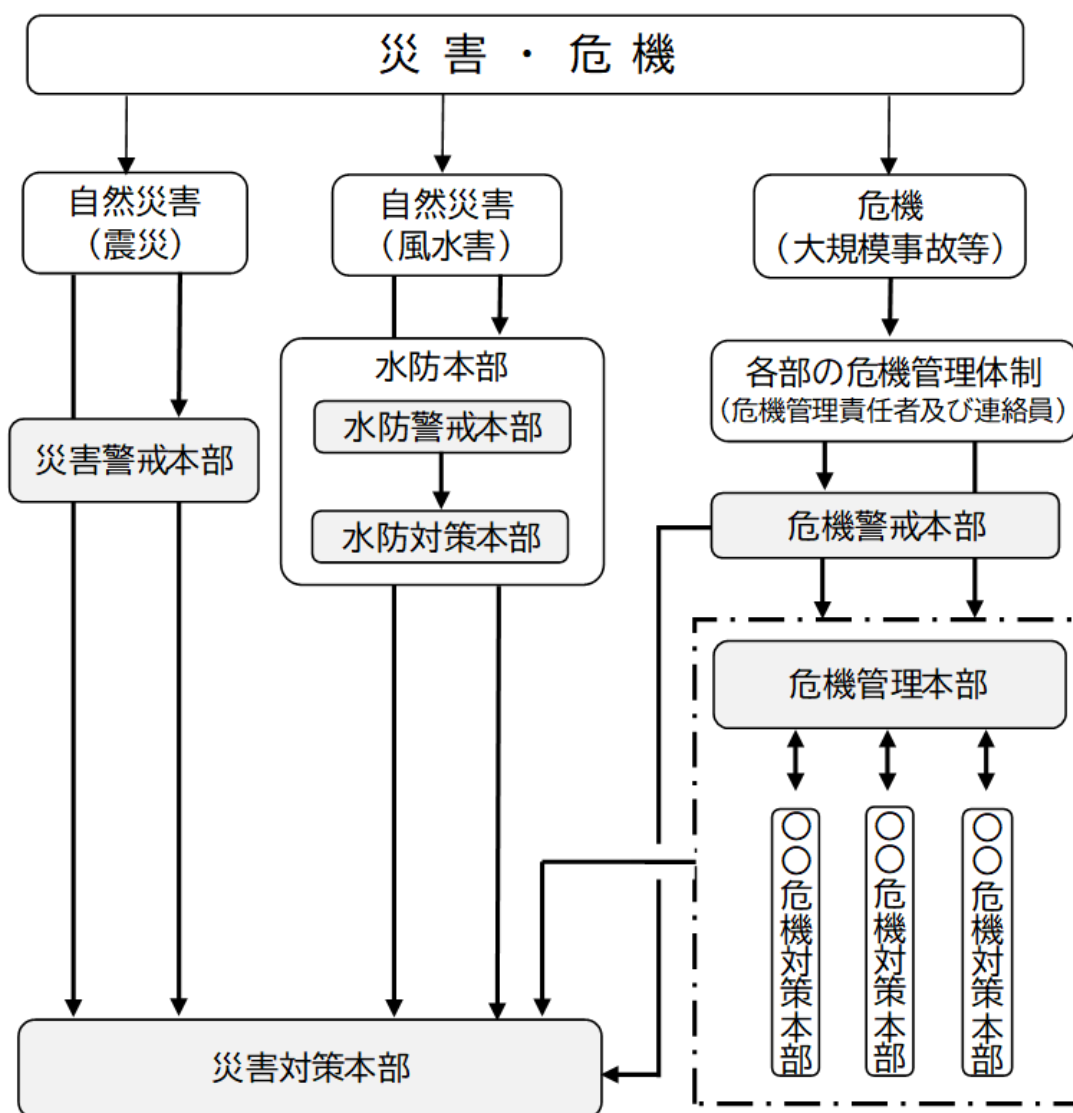
職員は、危機（大規模事故等の発生、又は発生するおそれ）に関する情報を得たときは、所属長に報告する。所属長は、危機の内容に応じて該当する所管部の庶務担当課長に連絡する。各部の庶務担当課長は、所属部の分掌事務及び所管施設等に関する危機の情報を得たときは、所管部長に報告し、その指揮のもと必要な各部の危機管理体制をとり、危機に対処する。

ただし、その時点で既に、多数の市民の生命・身体及び財産に損失を与えるおそれがあると判断され、単独又は少数の所管部では対処できない、又はできなくなるおそれがあるときは、所管部長は、生活安全部長に対し、危機管理本部等の設置を要請する。

2 活動体制の検討、報告

生活安全部長は、危機が発生し、必要と認めるとき、又は関係部長から要請があったときは、危機管理本部等の設置を検討して市長に報告する。市長はその報告に基づき危機管理本部等の設置を決定する。

危機管理体制の概要



第2節 危機管理本部等の設置

1 危機管理本部等の設置

市長は、危機の発生により市民生活に相当な影響がある事態となる恐れがある場合、生活安全部長の報告を踏まえ、二段階の危機管理体制のうち、危機警戒本部又は危機管理本部の設置を決定する。

危機管理本部等の区分	本部長	主 な 活 動
危機警戒本部	生活安全部長	危機に対する警戒、応急対策活動、注意喚起
危機管理本部	市 長	危機警戒本部では対応が困難な危機対応活動、及び危機の発生による被害者の支援活動

2 危機警戒本部

(1) 組織

危機警戒本部の本部長は、生活安全部長とし、本部員は当該危機に関連する部の部長（室長、担当

部長、局長を含む）とする。危機警戒本部の事務局は、生活安全部防災課に置く。

(2) 危機警戒本部の所掌事務

所掌事務	○ 当該危機に関する情報及び対応内容の集約に関すること ○ 当該危機に関する警戒活動及び市民等への注意喚起に関すること ○ その他危機管理に関する連絡調整に関すること

(3) 危機警戒本部の廃止等

危機警戒本部は、次の場合に廃止等する。

危機警戒本部の 廃止	○ 当該危機による影響が解消し、活動がおおむね終了したとき ○ 危機管理本部又は災害対策本部体制に移行したとき

3 危機管理本部

(1) 組織

危機管理本部は、市長を本部長、副市長・教育長を副本部長とし、本部員は各部の部長及び局長とする。危機管理本部の事務局は、生活安全部防災課に置く。

危機管理本部の 所 掌 事 務	○ 市域での危機発生時における、当該危機に係る初動体制の基本方針に関すること ○ 市域での危機発生時における、当該危機に係る情報収集に関すること ○ その他危機管理の総合調整に関すること

(2) 対策本部

危機管理本部長は、当該危機に専門的に対処するために危機管理本部に対策本部を置くことができる。対策本部の本部長は副本部長の中から危機管理本部長が指名し、関係部課長を本部員とする。

なお、当該対策本部に関する事務は当該危機と密接な所管課において行う。

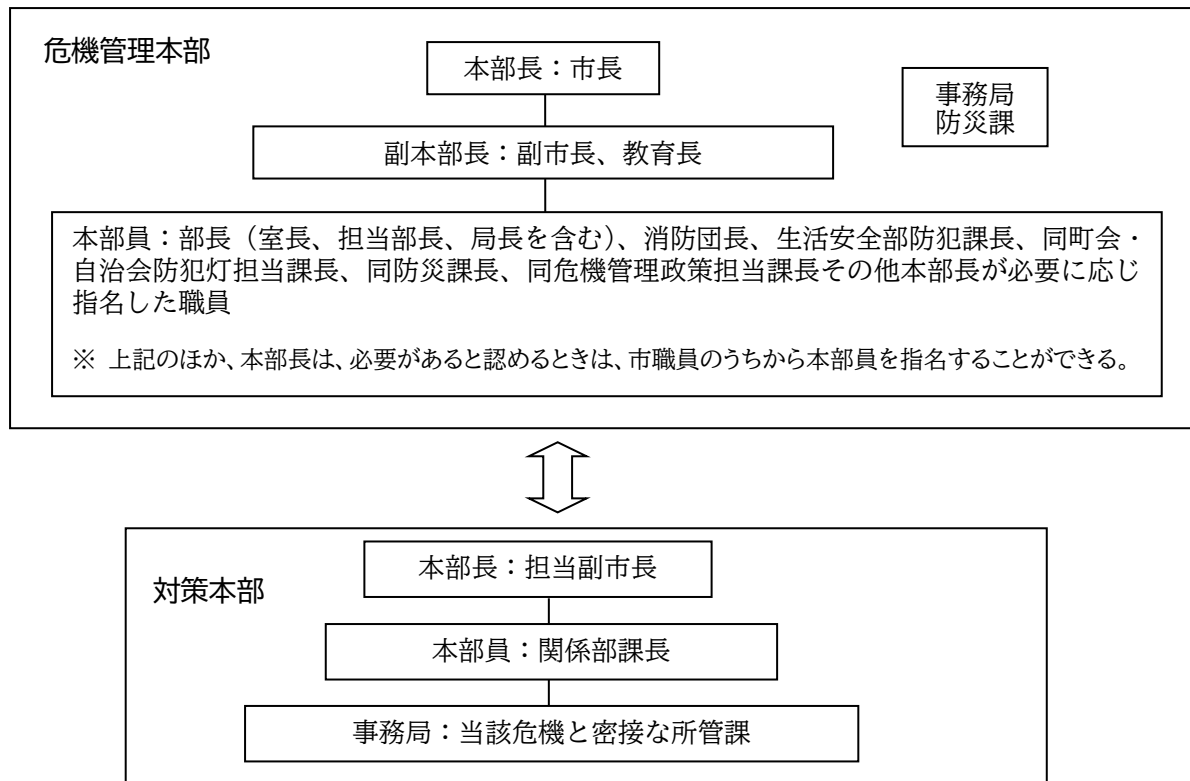
対 策 本 部 の 所 掌 事 務	○ 当該危機に対する具体的な対処・対策に関すること ○ 必要に応じた、対処の経過及び結果の危機管理本部への報告に関すること

(3) 危機管理責任者及び連絡員

危機発生時における迅速な情報収集及び連絡調整体制を確保するために、部に危機管理責任者及び連絡員を置く。

危機管理本部の組織等

危機管理責任者	部の庶務担当課長
危機管理連絡員	部の庶務担当主査又は部長が指名する主査
所 掌 事 務	(1) 所管部内の危機（緊急事態）における情報収集に関すること (2) 危機管理本部との連絡調整に関すること (3) 所管部内の危機の総合調整に関すること



（4）危機管理本部の廃止等

危機管理本部は、次の場合に廃止等する。

危機管理本部の 廃止	○ 当該危機による影響が解消し、活動がおおむね終了したとき ○ 災害対策本部体制に移行したとき

4 災害対策本部への移行

危機管理本部長は、事態の状況により必要があると認めるときは、災害対策本部の体制に移行する。
なお、それぞれの本部体制については、「第3編 震災応急対策計画」に準ずるものとする。

第3章 危機初動時の情報連絡等

章 の 概 要	危機に関する情報を得たときは、危機の種類に応じ、庁内及び関係機関との情報連絡や関連情報の収集を行い、各部における危機管理体制を構築するとともに、状況により危機管理本部を設置して、適切な対応を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 大規模事故等の情報連絡	関係各部	関係機関
第2節 市の施設における危機管理の情報連絡	関係各部	関係機関
第3節 所管部の対応活動、報告	関係各部	関係機関

第1節 大規模事故等の情報連絡

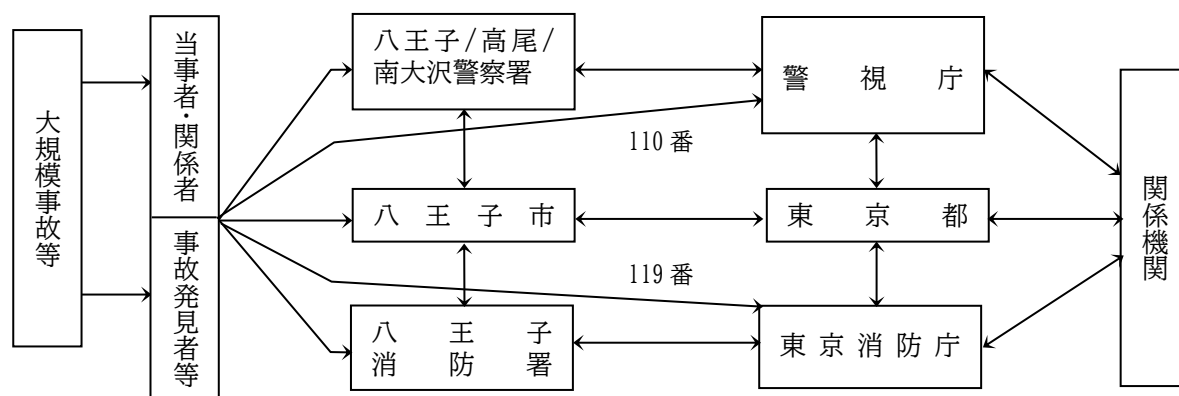
1 生活安全部防災課への連絡

大規模事故等を発見、又は発生したとの情報を得た職員は、直ちに生活安全部防災課へ連絡する。

2 関係機関との情報連絡等

生活安全部防災課は、大規模事故等の発生を知ったときは、関係機関等から情報を収集するとともに、生活安全部長へ報告し、その指示のもと関係部署へ連絡して、応急的な対策を図る。

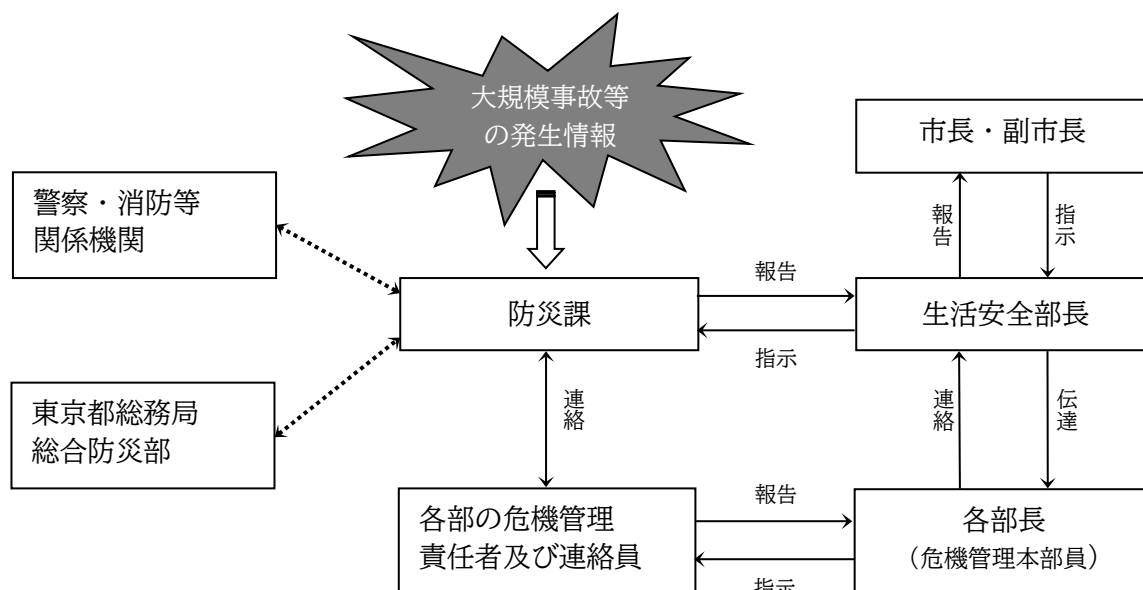
関係機関との情報連絡経路



3 初動時の情報連絡

生活安全部長は、理事者（市長・副市長）へ報告し、その指示のもと状況に応じた危機管理体制をとるために必要な措置について防災課へ指示するとともに、理事者（市長・副市長）からの指示事項等を各部長（危機管理本部員）へ伝達する。

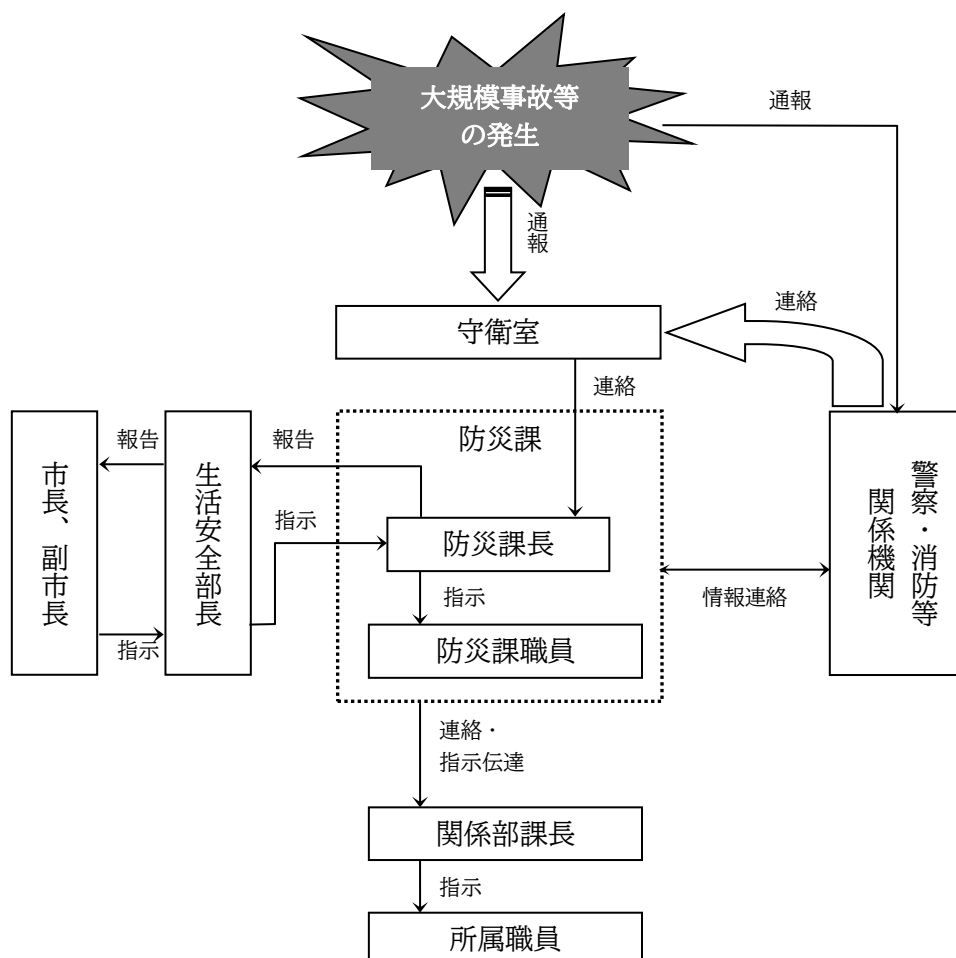
初動時における市の情報連絡経路



4 勤務時間外への対応

大規模事故等の発生について、勤務時間外に市への通報があったとき等は、次の情報連絡経路により情報伝達を行い、状況に応じて職員を招集(自主参集含む)し、必要な危機管理体制をとる。

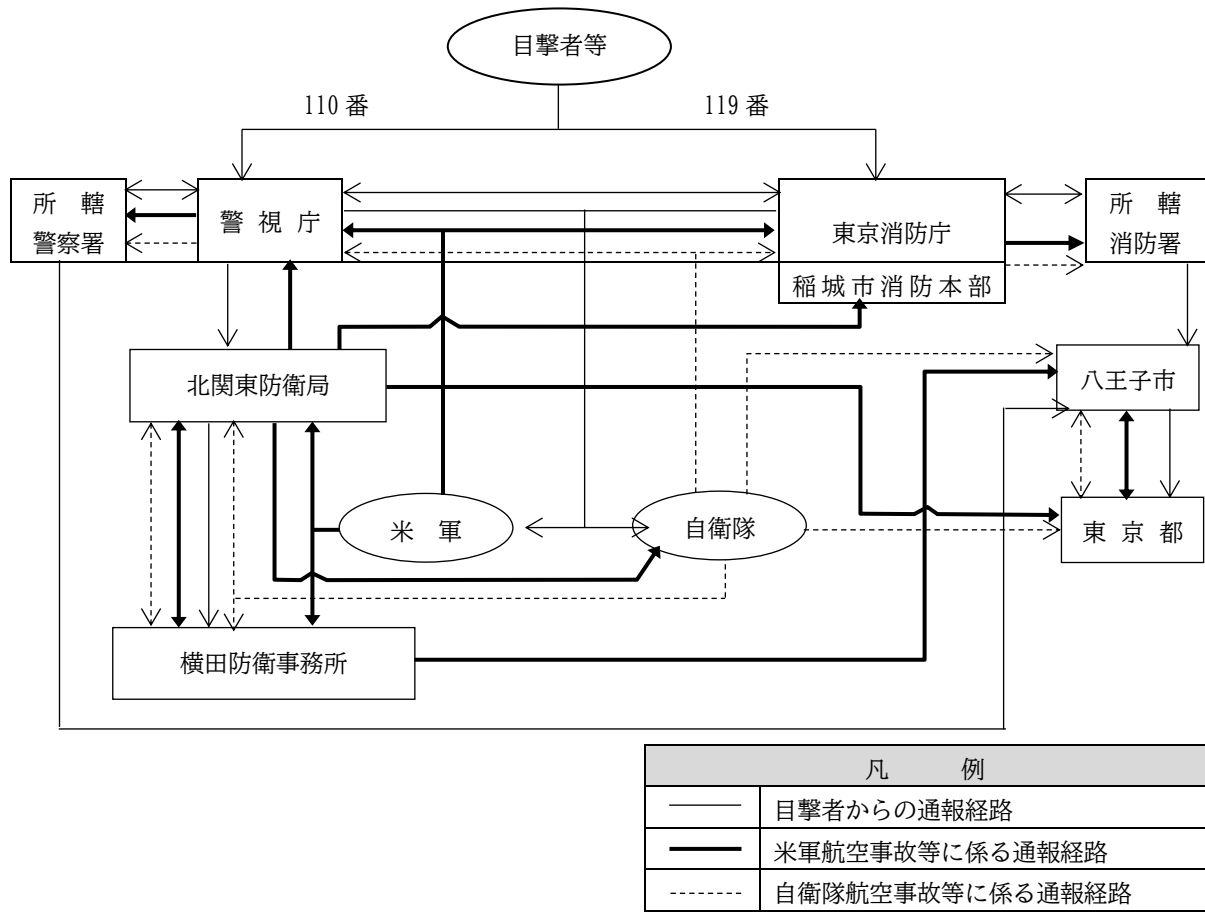
勤務時間外の情報連絡



5 米軍又は自衛隊の航空機事故等の対応

航空機事故が発生した場合は、前記の経路に準じて通報連絡を行うが、米軍又は自衛隊の航空機事故等による場合は、次の通報経路により通報を行う。

米軍・自衛隊航空機事故等に係る通報経路図



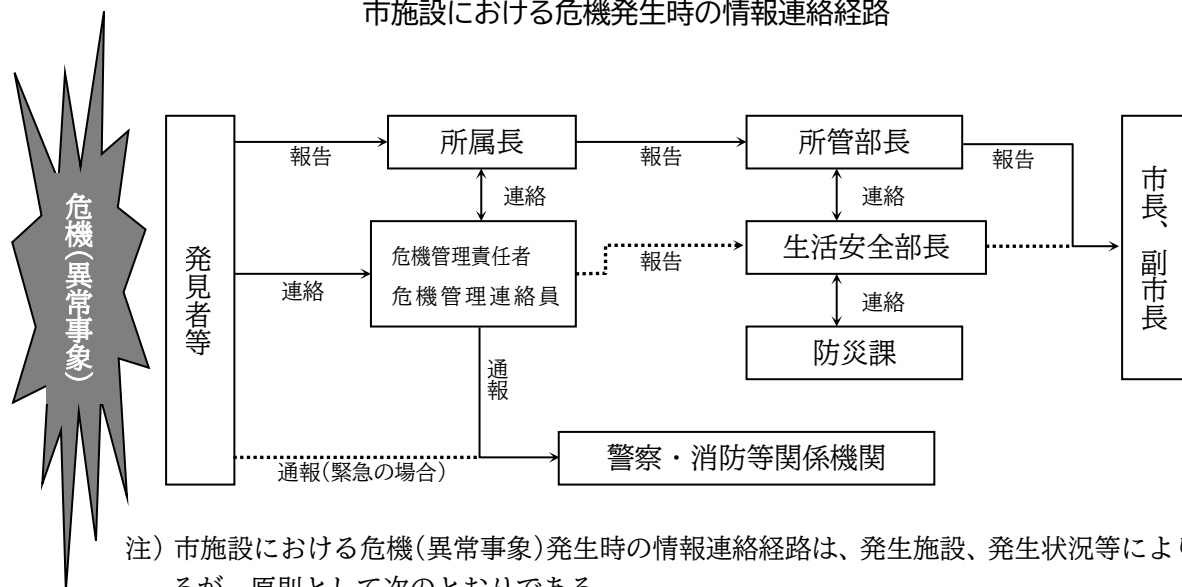
6 市域外で発生した災害等が市域に影響するおそれがある場合の対応

生活安全部防災課は、近隣地域や近県で発生し、市域に影響を及ぼす可能性がある災害等の情報を得たときは、直ちに情報収集を行い、危機発生の可能性、発生すると思われる危機の状況等を勘案し、危機発生の可能性が高いと判断される場合は、生活安全部長へ報告し、市域で大規模事故が発生した場合に準じて危機管理体制の構築を図る。

第2節 市の施設における危機管理の情報連絡

市の施設において危機（異常事象）が発生した場合は、所属長及び危機管理責任者を中心として所管部署により初動活動を行い、危機が拡大（事態が悪化）するおそれがあるときは、状況に応じて警察・消防等関係機関への通報及び生活安全部長への報告を行う。

市施設における危機発生時の情報連絡経路



第3節 所管部の対応活動、報告

危機が発生した場合は、当該危機等に関する所管部が適切な対応活動を行うとともに、危機に関する被害状況等を、所管課を主体として調査し、対策本部事務局又は危機管理本部事務局（生活安全部防災課）に報告する。

第4章 災害対策本部設置後の各種対策活動

章 の 概 要	危機が拡大し災害となったとき、又は危機管理本部等では対応が困難なときは、災害対策本部を設置して、被害の拡大防止や避難対策等の各種対策活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 情報の収集、調査、連絡	災対生活安全部、関係各部	関係機関
第2節 災害広報・広聴	災対戦略部	関係機関
第3節 避難対策	災対生活安全部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対消防部	警察署、消防署、自主防災組織
第4節 救助・救急活動		警察署、消防署
第5節 医療救護活動	災対健康医療部	市医師会、市薬剤師会、市歯科医師会
第6節 遺体の収容、処理	災対市民部	警察署、東京都、市医師会、市歯科医師会、葬祭業協同組合
第7節 消防活動	災対生活安全部、災対消防部、関係各部	消防署

第1節 情報の収集、調査、連絡

災害対策本部設置後においても、当該危機に関する情報は、関係する所管部を主体に調査し、本部に報告する。

なお、所管する事項以外の被害調査の担当については、原則として第3編第2章「情報の収集、調査、報告等」に準ずるものとする。

第2節 災害広報・広聴

災対戦略部は、災対生活安全部並びに警察署、消防署、その他関係機関と密接な連携をとり、必要に応じて次のとおり広報・広聴を行う。

広 報 の 内 容	○ 事故、事件等の発生状況 ○ 避難の指示等、市民の行動に対する指示 ○ 関係機関等の応急対策の実施状況 ○ パニック防止、デマ情報への注意呼びかけ ○ 市、関係機関等の相談先 ○ その他必要な事項

広 報 手 段	○ 防災行政無線	○ 防災情報メール	○ ホームページ
	○ 緊急速報メール	○ ソーシャルメディア	○ 八王子エフエム
広 聴 活 動	○ 広報車	○ 市職員等による口頭連絡	
	○ 広報紙	○ ケーブルテレビ、その他ラジオ、テレビ等の放送	
	○ 被災者からの相談、要望、苦情などを受付け、適切な措置を実施する。		

第3節 避難対策

1 避難の指示

(1) 基 準

避難指示の基準は、原則として次のとおりとする。

避 難 指 示	○ 火災が拡大するおそれがあるとき
	○ 爆発のおそれがあるとき
	○ 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
	○ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

(2) 避難指示

本部長は、避難の必要を認めたときは、警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難指示を行う。この場合、直ちに知事に報告する。

避難指示に関する詳細は、第3編第9章「避難対策」を参照する。

(3) 警戒区域の設定

本部長は、災害発生時において、生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 避難誘導

避難指示を発令した場合、震災対策に準じることを基本とし、警察署、消防署の協力を得て、なるべく地区又は町会・自治会単位に、最寄りの安全な避難所に誘導する。

3 避難所の開設

避難所は、警察署、消防署等との協議により安全が確保できる場所を、あらかじめ市で指定した避難所から選択し、震災対策に準じて開設する。

避難所の開設は、避難所運営職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て実施する。また、勤務時間内において緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

避難所を開設した際は、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、東京都に報告する。

4 食糧、物資等の供給

災対産業振興部は、震災対策に準じることを基本とし、避難者等に食糧、物資等を供給する必要があるときは、必要数を把握の上備蓄品又は協定締結団体等から確保し、供給する。

第4節 救助・救急活動

救助・救急活動は、原則として警察署及び消防署が次のように実施する。

機 関 名	内 容
八王子警察署 高尾警察署 南大沢警察署	○ 救出・救護は他の活動に優先して行う。 ○ 救助した負傷者は、応急措置を施したのち救護機関に引き継ぐ。 ○ 救出救助にあたっては、保有する装備資器材を有効に活用する。 ○ 救出救助にあたっては、東京都や東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。
八王子消防署	○ 活動方針 多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立並びに関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。 ○ 活動態勢・内容 ・ 災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ・ 建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 ・ 活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京DMA T等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ・ 救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送する。 ・ 搬送に際しては、患者等搬送事業所等との連携を図る。

第5節 医療救護活動

1 医療救護体制

災害発生により多数の傷病者が発生し、その救出及び医療機関への搬送に時間を要すると見込まれるときは、災対健康医療部は、消防署及び市医師会等と連絡をとり、被災現場周辺医療機関において医療救護活動を行うよう要請する。

東京都は、市から要請があったとき、又は都知事が必要と認めたときは、医療機関等に東京DMA Tを派遣し、医療救護活動を行う。

2 医師等の派遣要請

災対健康医療部は、市医師会等に対し、医師等の派遣を要請する。

3 医薬品、衛生材料及び資器材の確保

医療救護所で使用する医薬品、衛生材料及び資器材は、市の備蓄及び医師等が携行したものを使用する。不足するときは、災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、協定に基づき市薬剤師会に要請するとともに、東京都へ協力を要請する。

4 健康相談窓口の設置

災対健康医療部は、被災者の被害調査及び医療相談等に応じるために、震災対策に準じることを基本とし、市役所その他に相談窓口を設置する。また、救護所・健康相談窓口の設置や被害等の届け出について広報活動を行う。なお、健康相談では被災者のメンタルケアなどの対策も必要に応じ関係機関と連携して実施する。

第6節 遺体の収容、処理

1 遺体収容所の設置

災対市民部は、多数の死者が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、事故当事者や関係機関と連携して遺体収容所を設置する。

2 遺体の処理

遺体の処理は、東京都及び警察等が実施する。多数の死者が発生したときは、事故当事者や関係機関等の要請に基づき、震災対策に準じることを基本とし、公共施設を提供するなどの協力を行う。

第7節 消防活動

1 消防署の活動

(1) 消防署の活動態勢

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、第九消防方面本部に方面隊本部、八王子消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、災害に即応できる態勢を確保している。

大規模な火災等が発生したときは、東京消防庁消防部隊運用規程等により消防部隊を運用し消火活動等を行う。

(2) 消防応援

東京消防庁は、運用可能な消防力で対応が困難なときは、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、任務を遂行する。

2 市の活動

(1) 消防活動

消防団（災対消防部）は、大規模な火災等が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、直ちに参集し、消防団長（災対消防部長）の命に従う。

消防団（災対消防部）の基本的な活動内容は、次のとおりである。

消 防 団 （災対消防部） の 活 動 内 容	○ 消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集と伝達を行う。 ○ 消防署隊と連携して消火活動、避難路等の防護活動を行う。 ○ 救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者に対する応急処置を行う。 ○ 避難指示が発令されたときは、住民への伝達と避難路等の安全確保、避難場所の防護活動を行う。

(2) 避難活動

火災の延焼状況により多数の住民を避難させる必要があるときは、震災対策に準じることを基本とし、市は安全な避難所を開設し、避難誘導を行う。

(3) 交通規制

火災により道路等の通行が危険なときは、震災対策に準じることを基本とし、警察署、道路管理者と連携して交通規制などの措置をとる。

第5章 危険物事故対策

章 の 概 要	市内又は近隣において大規模な危険物事故が発生した場合は、市民にも大きな影響を及ぼす可能性がある。このため、関係機関は、石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の各施設や危険物輸送車両等の災害事象別に定められた対策活動を実施する。 なお、市は状況に応じ、関係機関と連携して市民の保護を中心とした活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 石油类等危険物保管施設	関係各部	消防署
第2節 高圧ガス保管施設	関係各部	東京都、消防署、警察署、国
第3節 火薬類保管施設等	関係各部	東京都、国
第4節 毒物・劇物取扱施設	関係各部	消防署
第5節 危険物輸送車両	関係各部	東京都、警察署、消防署、国、J R 貨物

(注) 危険物事故とは、石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の各施設や危険物輸送車両の事故をいう。

第1節 石油类等危険物保管施設

1 消防署等の行う応急措置

消防署等は、次の対策を実施する。

石油類 危険物 保管 施設 への 対策	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。 ○ 危険物の流出あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 ○ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 ○ 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 ○ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び関係機関との連携活動

2 市の行うべき応急措置

本部長は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

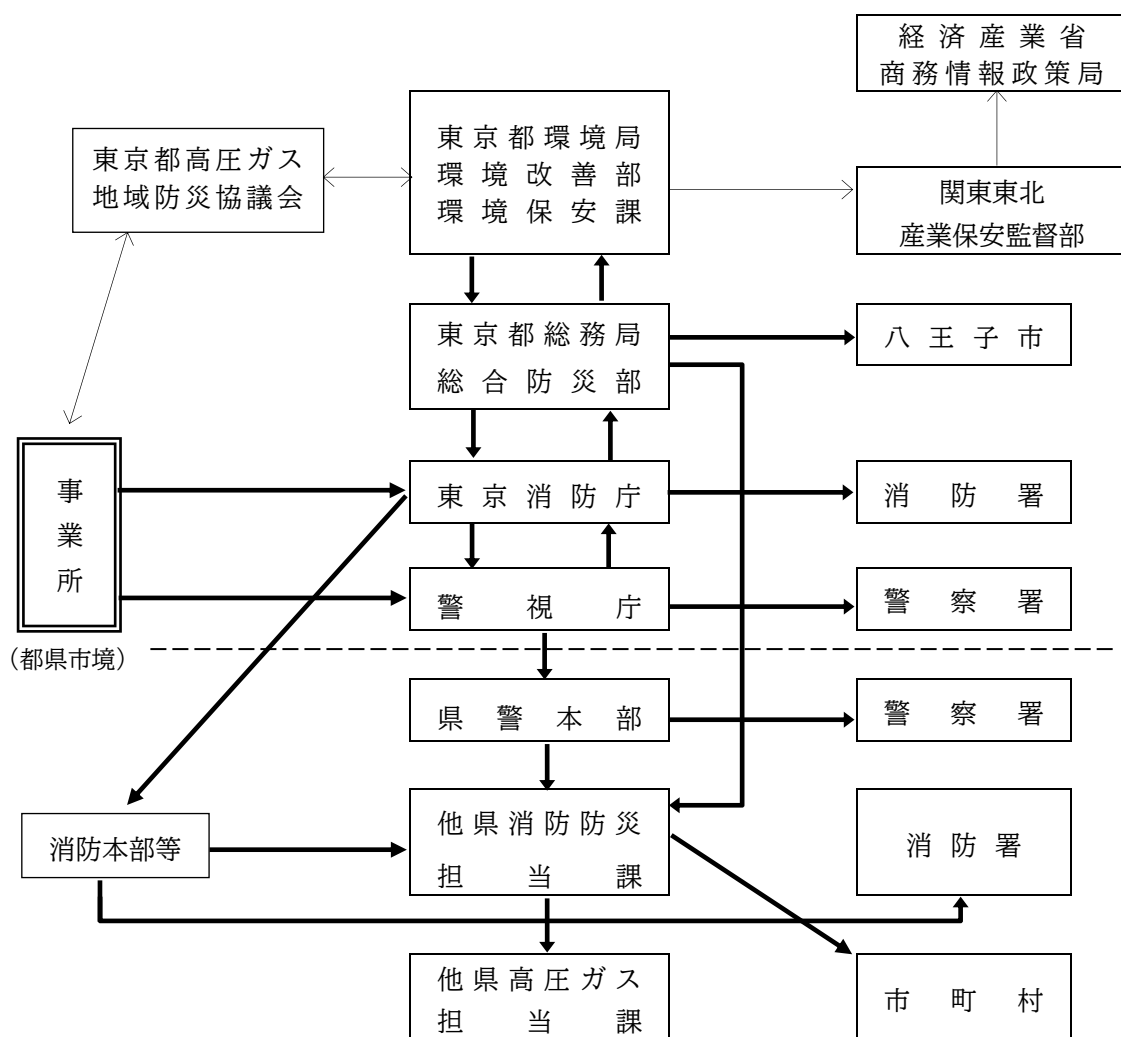
- 住民に対する避難の指示
- 住民の避難誘導
- 避難所の開設
- 避難住民の保護
- 情報提供
- 関係機関との連携

第2節 高圧ガス保管施設

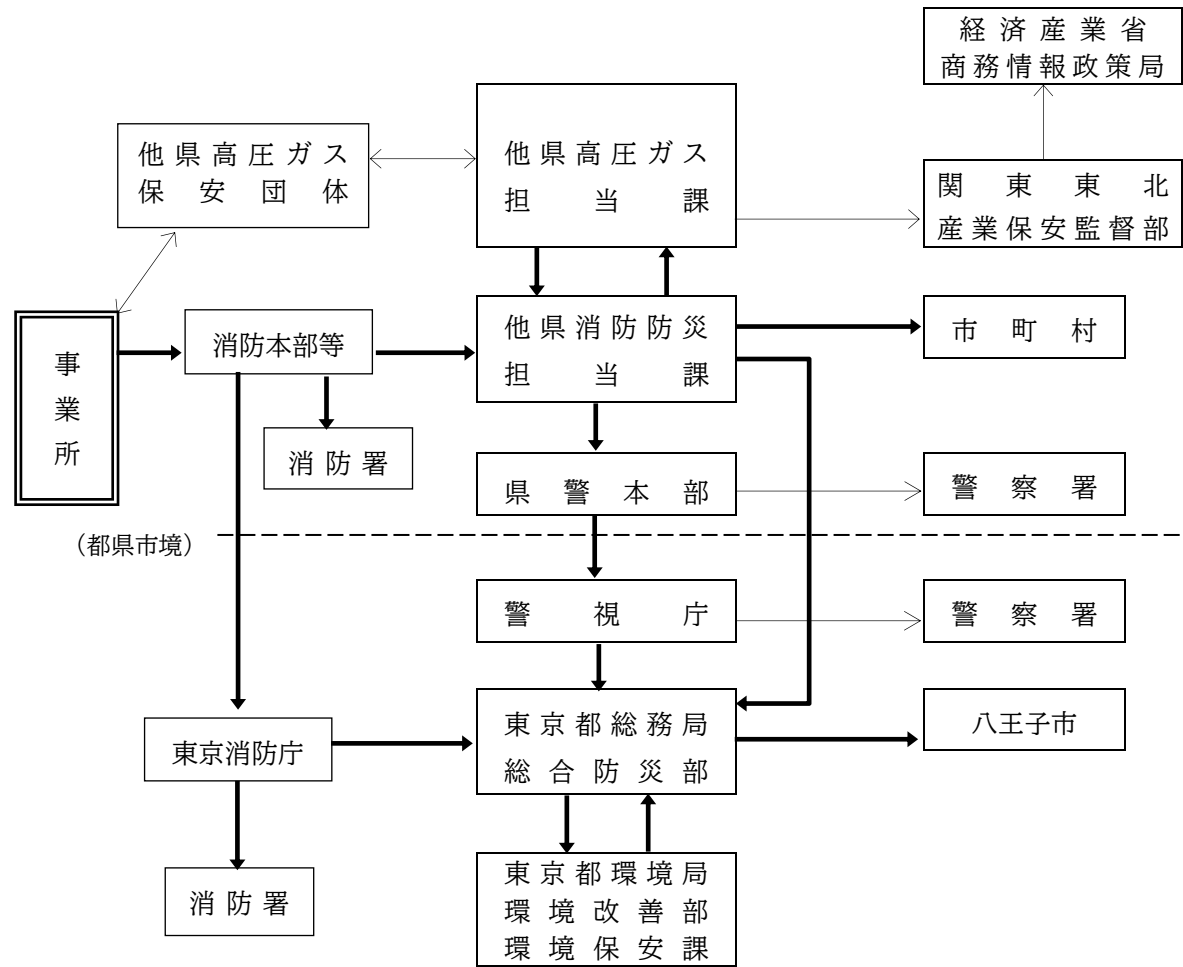
高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいしたときは、当該事業所は全力をあげて防除活動を実施するが、あわせて、被害の拡大を未然に防止するため、関係機関に迅速、的確な通報を行う必要がある。

安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する都県市周辺住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（東京都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）とする。

東京都において事故が発生した場合の通報系統



隣接県において事故が発生した場合の通報系統



(注) 太線は基幹ルートである。

機 関 名	対応措置
市	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
東京都総務局	都県市境周辺で漏えい事故が発生したときは、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
東京都環境局	事故時における措置 ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 ○ 東京都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 事故時の緊急出動体制 ○ 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が、事故に対応する体制を整えている。 ○ 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。

機 関 名	対応措置
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示を行う。 ○ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 なお、応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。
警 視 庁 (八王子警察署・ 高尾警察署・ 南大沢警察署)	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害発生に伴い、東京都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第3節 火薬類保管施設等

火薬類保管施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
東 京 都 環 境 局	被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 ○ 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 ○ 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	○ 火薬類製造事業所等の施設が、災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令を行う。 ○ 作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類について、緊急の場合、自主的保安管理体制のもとに、直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示、命令等を発する。

第4節 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
市	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東 京 都 保 健 医 療 局	
健 康 安 全 研 究 セ ン タ ー	
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。
東 京 都 教 育 庁	発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 ○ 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ○ 出火防止及び初期消火活動 ○ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ○ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ○ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ○ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ○ 避難場所及び避難方法

第5節 危険物輸送車両

1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
東京都環境局	一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。 ○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限または一時禁止等の緊急措置命令を発する。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	○ 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○ 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁 (八王子消防署)	○ 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。
関東東北産業保安監督部	正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ○ 災害発生時の緊急連絡設備の整備 ○ 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ○ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
J R 貨 物	危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

第6章 大規模事故等対策

章 の 概 要	航空機事故や鉄道事故、ガス事故等の大規模事故が発生した場合、事業者及び関係機関は、迅速に応急対策を実施する。本章では、関係機関の事故時の応急措置について定める。 市は、これらの大規模事故が市域又は近隣で発生したときは、市民に与える影響を勘案し、必要に応じ、災害対策本部を設置して本編第4章に定められた対策を実施する。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 航空機事故	関係各部	国、東京都、消防署等
第2節 鉄道事故	関係各部	各鉄道会社、消防署等
第3節 ガス事故	関係各部	東京ガスグループ、消防署等

第1節 航空機事故

航空機事故発生時の対応は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	○ 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する。

機 関 名	対応措置																																																																																																																																																																																															
東京都及び 防災関係機関	米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により防災関係機関は次の活動を行う。																																																																																																																																																																																															
	(1) 米軍機自衛隊機事故被災者救援活動分担表																																																																																																																																																																																															
	<table><tr><th>区分</th><th>活動内容</th><th>警察</th><th>消防</th><th>自衛隊</th><th>東京都</th><th>市</th><th>防衛局</th></tr><tr><td rowspan="3">負傷者 救援</td><td>1 救急活動</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 救急病院の引受確認</td><td></td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3 その他（転院等）</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td></tr><tr><td rowspan="6">現場対策</td><td>1 消火活動</td><td></td><td>◎</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>2 警戒区域の設定</td><td>○</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 立入制限、交通整理</td><td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 現地保存</td><td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>5 連絡所の設置</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td></tr><tr><td>6 通信輸送</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr><tr><td rowspan="3">財産被災 者救援</td><td>1 財産保護、警備</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 仮住居のあつせん提供</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td></tr><tr><td>3 生活必需品の支給</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="7">航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 (注) ◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。</td></tr><tr><td colspan="8">(2) 事故時の応急措置</td></tr><tr><td colspan="8">ア 緊急連絡通報</td></tr><tr><td colspan="8">航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。</td></tr><tr><td colspan="8">a 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）</td></tr><tr><td colspan="8">b 事故発生の日時、場所</td></tr><tr><td colspan="8">c 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無</td></tr><tr><td colspan="8">d その他必要事項</td></tr><tr><td colspan="8">イ 現地連絡所等の設置</td></tr><tr><td colspan="8">a 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。</td></tr><tr><td colspan="8">b 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。</td></tr><tr><td colspan="8">この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。</td></tr></table>	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市	防衛局	負傷者 救援	1 救急活動	○	◎	○	○	○	○	2 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○	3 その他（転院等）			○	○	○	◎	現場対策	1 消火活動		◎	○		○		2 警戒区域の設定	○	◎					3 立入制限、交通整理	◎	○					4 現地保存	◎	○				○	5 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	6 通信輸送			○		○	◎	財産被災 者救援	1 財産保護、警備	◎						2 仮住居のあつせん提供				○	○	◎	3 生活必需品の支給				○	○	◎	備 考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 (注) ◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。							(2) 事故時の応急措置								ア 緊急連絡通報								航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。								a 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）								b 事故発生の日時、場所								c 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無								d その他必要事項								イ 現地連絡所等の設置								a 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。								b 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。								この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。							
	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市	防衛局																																																																																																																																																																																								
	負傷者 救援	1 救急活動	○	◎	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
		2 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
		3 その他（転院等）			○	○	○	◎																																																																																																																																																																																								
	現場対策	1 消火活動		◎	○		○																																																																																																																																																																																									
		2 警戒区域の設定	○	◎																																																																																																																																																																																												
		3 立入制限、交通整理	◎	○																																																																																																																																																																																												
		4 現地保存	◎	○				○																																																																																																																																																																																								
		5 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎																																																																																																																																																																																								
		6 通信輸送			○		○	◎																																																																																																																																																																																								
	財産被災 者救援	1 財産保護、警備	◎																																																																																																																																																																																													
		2 仮住居のあつせん提供				○	○	◎																																																																																																																																																																																								
		3 生活必需品の支給				○	○	◎																																																																																																																																																																																								
	備 考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 (注) ◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。																																																																																																																																																																																														
	(2) 事故時の応急措置																																																																																																																																																																																															
ア 緊急連絡通報																																																																																																																																																																																																
航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。																																																																																																																																																																																																
a 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）																																																																																																																																																																																																
b 事故発生の日時、場所																																																																																																																																																																																																
c 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無																																																																																																																																																																																																
d その他必要事項																																																																																																																																																																																																
イ 現地連絡所等の設置																																																																																																																																																																																																
a 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。																																																																																																																																																																																																
b 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。																																																																																																																																																																																																
この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。																																																																																																																																																																																																

第2節 鉄道事故

鉄道事故発生時の応急対策は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置						
J R 東 日 本 J R 貨 物	事故等の発生に迅速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備しておく。 <table border="0"> <tr> <td>○ 応急処置方法</td><td>○ 情報の伝達方法</td></tr> <tr> <td>○ 事故復旧対策本部の設置方法</td><td>○ 非常招集の方法</td></tr> <tr> <td>○ 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法</td><td></td></tr> </table>	○ 応急処置方法	○ 情報の伝達方法	○ 事故復旧対策本部の設置方法	○ 非常招集の方法	○ 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法	
○ 応急処置方法	○ 情報の伝達方法						
○ 事故復旧対策本部の設置方法	○ 非常招集の方法						
○ 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法							

機 関 名	対応措置
京 王 電 鉄	○ 大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。 ○ 速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。 なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から緊急自動車、衛星電話の配備を行っている。
多 摩 都 市 モ ノ レール	○ 事故が発生した場合は、人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速に処置を行い、併発事故の防止に万全を期し、その影響を最小限にとどめるとともに、復旧を迅速に行う。 ○ また、災害・事故等対策本部を設置するとともに、必要により現地対策本部を設置する。

第3節 ガス事故

ガス事故発生時の対応は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡

機 関 名	対応措置
東京ガスグループ	○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の体制は、あらかじめ定めた組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 ○ 事故時の応急措置 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 2 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 3 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMA T と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第7章 火山災害対策

章 の 概 要	富士山等の噴火により、本市に降灰等の被害が及ぶ場合は、関係機関と連携し、降灰対策を中心とした活動を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 基本方針	関係各部	国、東京都、気象庁、消防署等
第2節 噴火予警報等の種類 及び連絡体制	関係各部	国、東京都、気象庁、消防署等
第3節 降灰対策	関係各部	国、東京都、気象庁、消防署等

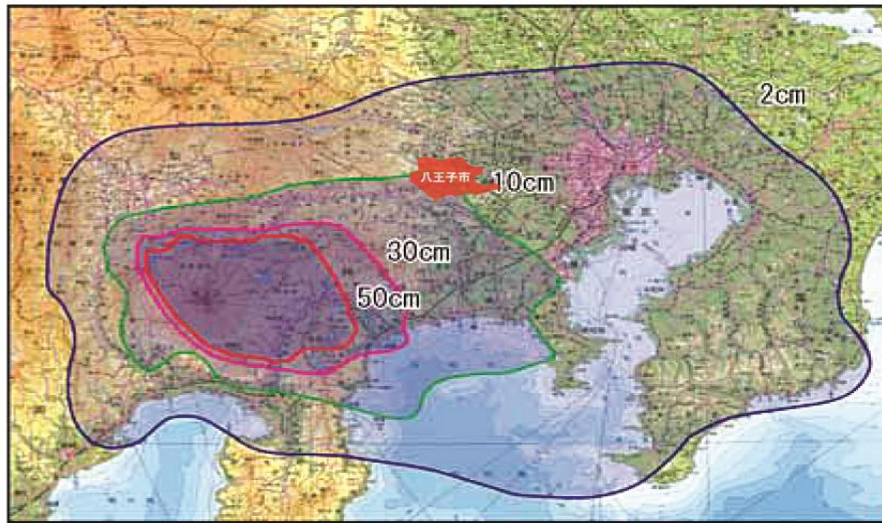
第1節 基本方針

本市に被害を及ぼすおそれがある火山としては、富士山、箱根山がある。富士山、箱根山は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、平成21年6月に火山噴火予知連絡会によって選定されている。

八王子市役所から富士山山頂火口までの距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。富士山等の噴火により、本市に降灰等の被害が及ぶ場合は、関係機関と連携し、降灰対策を中心とした活動を行う。また、市は、富士山等の噴火に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に関する情報提供を行う。

情報提供時の 留 意 事 項	○ 情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。 ○ 情報の一元化を図り、誤情報の拡散を防止する。

富士山防災マップ（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



（内閣府 富士山火山広域防災対策基本方針 資料より）

火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山

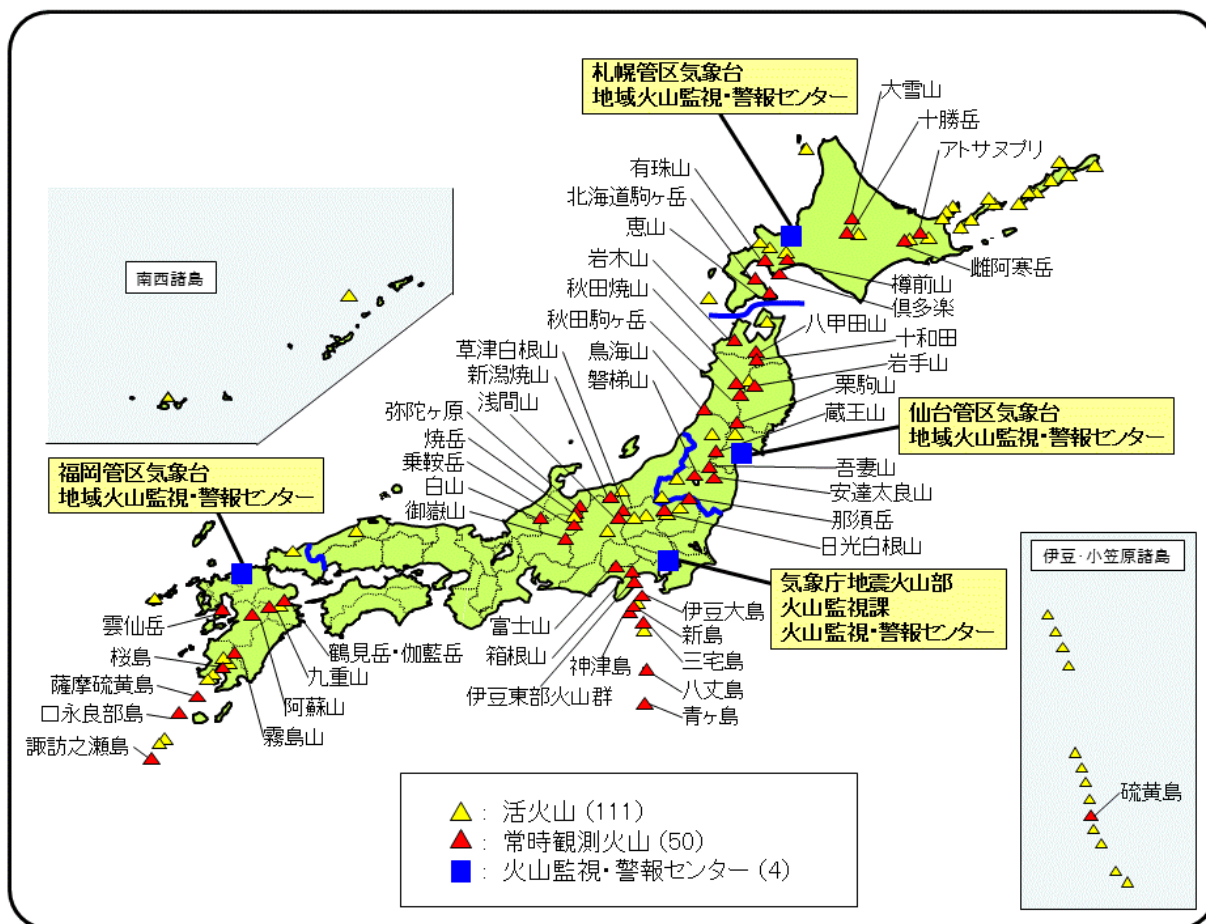
選定理由	火山名
① 近年、噴火活動を繰り返している火山 ・過去数十年程度の間、頻繁に噴火している ・100年以内の間隔でマグマ噴火を繰り返している	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、伊豆大島、三宅島、硫黄島、阿蘇山、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島 （23火山）
② 過去100年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山 ・地震活動 過去100年程度の山体浅部の地震活動（マグマの動きに関連したものなど） ・地殻変動 過去10年程度のマグマ貫入等に伴う地殻変動 ・噴気活動・地熱活動 過去100年程度の活発な噴気活動、地熱活動	アトサヌプリ、大雪山、恵山、八甲田山、十和田、岩手山、栗駒山、蔵王山、安達太良山、磐梯山、日光白根山、弥陀ヶ原、乗鞍岳、白山、 <u>箱根山</u> 、伊豆東部火山群、新島、神津島、 八丈島、鶴見岳・伽藍岳、九重山 （21火山）
③ 現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	岩木山、鳥海山、 <u>富士山</u> 、雲仙岳 （4火山）
④ 予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	倶多楽、青ヶ島 （2火山）

（気象庁 火山噴火予知連絡会 資料より）

第2節 噴火予警報等の種類及び連絡体制

気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関（大学等研究機関や自治体・防災機関等）からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

火山監視・警報センターにおいて火山活動を24時間体制で監視している火山（常時観測火山）



（気象庁ホームページ より）

1 噴火予警報等の種類

(1) 噴火警報

気象庁地震火山部火山監視・警報センターは居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

(2) 噴火予報

気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。

噴火警報及び噴火予報の発表基準（噴火警戒レベルが運用されている火山）

種別	予報及び警報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

（気象庁ホームページ より）

(3) 噴火速報

噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に発表する情報です。気象庁が、登山中の方や周辺にお住まいの方に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表するものです。

(4) 降灰予報

気象庁は、火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）の予報を、次の区分で発表する。

ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表する。
- ・ 噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を発表する。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火の発生を通報する噴火に関する火山観測報を受けて発表する。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程

度で）発表する。

- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を発表する。

（5）火山ガス予報

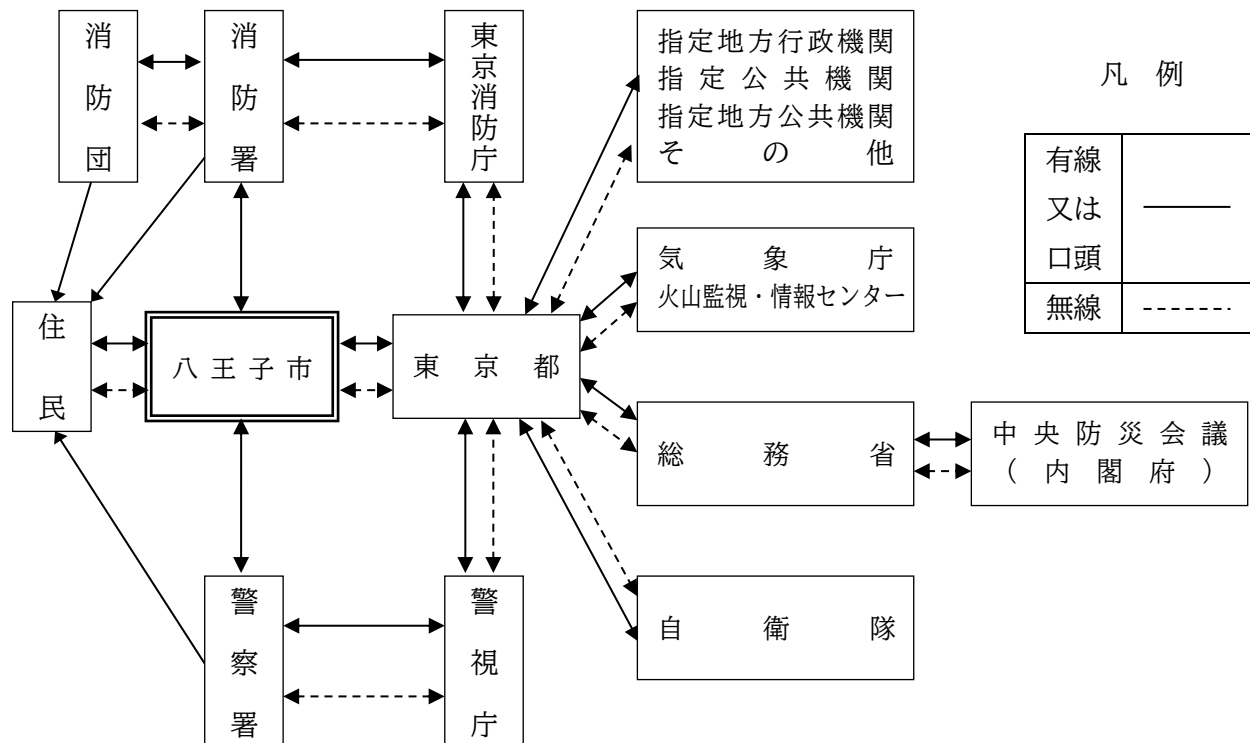
居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2 情報連絡体制

（1）噴火予警報等の収集、伝達

富士山又は箱根山で、噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対応を実施するため、次のとおり速やかに連絡体制をとり、迅速かつ的確な情報の収集、伝達にあたる。

噴火降灰対策における情報連絡経路



(2) 降灰調査

降灰調査項目は、以下のとおりとする。

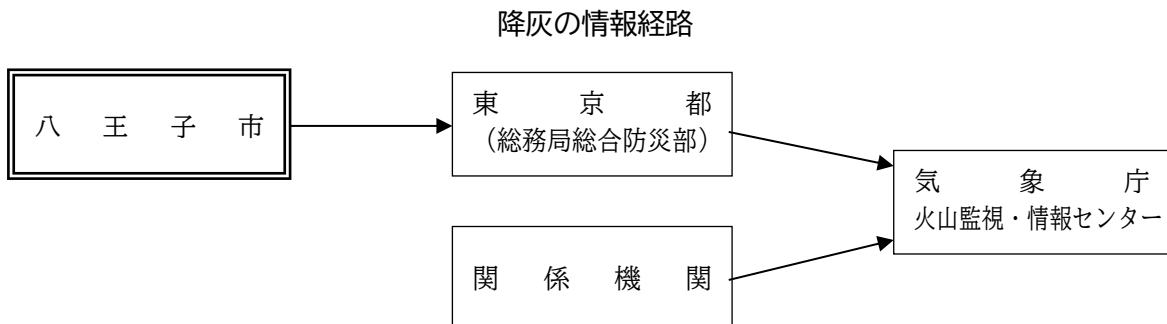
降灰調査項目	① 降灰の有無・堆積の状況	⑥ 写真撮影
	② 時刻・降灰の強さ	⑦ 降灰量・降灰の厚さ※
	③ 構成粒子の大きさ	(※可能な場合)
	④ 構成粒子の種類・特徴等	
	⑤ 堆積物の採取	

降灰の強さ

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20 分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20 分で厚さ 1 mm 以上積もる程度

(3) 火山（降灰）情報の収集、伝達

東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震監視・情報センターに集約される。



第3節 降灰対策

富士山又は箱根山で、高さ数 km を超えるような噴煙柱を吹き上げる大規模な噴火が発生した場合には、灰は高層の強い偏西風に乗って東へ流されて本市へも降り注ぎ、次のような影響を及ぼす可能性がある。

大量の降灰が本市に影響を及ぼすと予想される事項	○ 呼吸器系や目の障害など健康被害が発生する可能性がある。 ○ 視界が悪くなり、濡れると道路が滑り易くなるなど輸送力が落ちる。 ○ 家庭の雨どいや側溝、下水道などが詰まる。 ○ 降灰時に車のワイパーを使用することでフロントガラスなどが傷つく。 ○ 屋内に灰や粉塵が入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。 ○ 農作物の収穫量に影響が出る。

このため、市は、あらかじめ次のような事項について、市民等へ周知、啓発を行う。

事前に準備すべき事項	○ 防塵マスク、防塵眼鏡、掃除用品（ほうき、掃除機、シャベルなど） ○ ラップフィルム（巻けば粉塵に弱い電気製品を保護できる） ○ 最低3日分の食糧及び飲料水（3リットル／人・日を目安に） ○ 応急用医薬品と家庭用常備薬 ○ 携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池 ○ 衣服、毛布、予備の燃料

また、市はこうした大量の降灰が予想される場合には、気象庁が発表する噴火予報・警報、降灰予報、降灰時に留意すべき事項、除灰する際に留意すべき事項について、市民等に防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、コミュニティFM（臨時災害放送局が開設している場合を含む。）等を活用し広報する。大量に降灰した場合は、東京都など関係機関と連携し、健康相談や除灰活動を行う。

降灰時に留意すべき事項	○ 無用の外出を避ける。窓を閉め、なるべく屋内で過ごす（呼吸器系が弱い人は特に注意する）。 ○ 外出には防塵マスク、防塵眼鏡を使用する。防塵マスクがないときは、ぬらしたハンカチで代用する。 ○ 車での移動は最小限にする。運転の際は降灰をまきあげないようにスピードを落とし、視界が悪いのでライトを点灯する。また、ガラスを痛めるためワイパーは極力使わず、ウォッシャー液で洗い流すようにする。 ○ 排水口、雨どい、換気孔、建物、機械等の中に、極力火山灰を入れないよう努める。 ○ 通信を確保するため、緊急性のない電話は避ける。 ○ 火山灰は電気回路を短絡させることがあり、停電が起きやすくなるので、携帯ラジオを活用した情報収集に努める。
（降灰の後で）除灰する際に留意すべき事項	○ 火山灰をまきあげるため、不必要な車の運転はしない。 ○ 除灰をおこなう場合は、防塵マスクを着用し、上の方から、又はよく使う場所から順に行う。 ○ 火山灰は少し湿らせたほうが、扱いやすくなる。 ○ 濡れた火山灰の上は滑りやすいので、はしごや屋根に登るときは注意する。 ○ 火山灰を排水口などに流すと詰まるので注意する。 ○ 水を大量に使うと断水につながるので極力節約する。 ○ 細かい火山灰は空気中を浮遊しており、周囲から完全に除去されるまでは、粉塵に弱い精密機器には注意する。

第8章 原子力災害対策

章 の 概 要	都内には原子力施設が存在しないが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、市は状況に応じ、東京都等関係機関と連携し対策を行う。 また、関係機関は、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、災害事象別に定められた対策活動を実施する。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 基本方針	関係各部	東京都、警察署、消防署、国
第2節 原子力施設事故	関係各部	東京都、警察署、消防署、国
第3節 放射性物質事故	関係各部	東京都、警察署、消防署、国、 J R 貨物

第1節 基本方針

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても「原子力災害対策重点区域」に東京都の地域は含まれていない。「原子力災害対策重点区域」とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域であり、平時からの市民等への対策の周知、市民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・勧告等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要であるとされている区域である。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故において、発電所から離れている東京においても、様々な影響を受けた経験を踏まえるとともに、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、災害事象別に定められた対策活動を実施する必要がある。

そこで、原子力災害に関する情報収集や市民への迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、市民の不要な混乱の防止及び市民生活の安心・安全の確保を中心とした活動を行う。

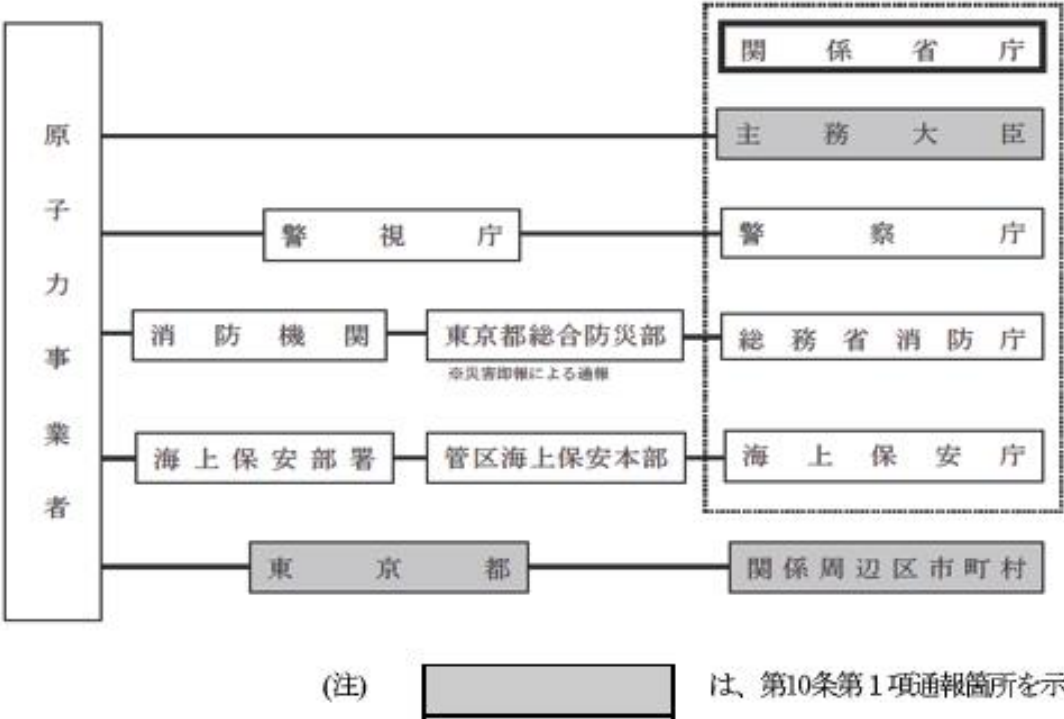
第2節 原子力施設事故

1 情報の収集・連絡活動

(1) 事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、東京都、国、関係機関との間において、原子力事業所から通報を受けた事項や各々が行う応急対策活動の状況等を適宜把握する。

原子力事業者から都に原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項通知があった場合又は同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合における都の情報連絡体制は、次のとおり。



(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

市は、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備するとともに、東京都や国、原子力事業者等から、原子力施設周辺の状況、モニタリング情報等の必要な情報を収集し、あわせて東京都、国等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策に活用する。

2 市民等への情報提供

市は、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に関する情報提供を行う。

情報提供時の留意事項	○ 原子力災害の特殊性を考慮し、市民の心理的動揺、混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、的確な情報提供を迅速に行う。 ○ 情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。 ○ 情報の一元化を図り、誤情報の拡散を防止する。

3 屋内退避・避難誘導等

市は、市民の屋内退避・避難等の措置を講ずるにあたっては、東京都、警察署、消防署等の関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、東京都から屋内退避・避難等の防護対策の指示があった場合には、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

4 モニタリング活動

市は、東京都と連携し、空間放射線量等を必要に応じて測定するなど、観測データの共有に努め、原子力施設等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握し、その結果を市民等に公表する。

機関名	活動内容
東京都	○ 気象データの提供 ○ 都内市区町村と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集 ○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表 ○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査 ○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）の遠隔操作による清浄な水の確保 ○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供
市	○ 空間放射線量の測定 ○ 給食における放射線の測定 ○ ごみ焼却灰等の放射能濃度の測定 ○ 東京都と連携し、得られた測定検査と内容の公表

5 食品、飲料水の安全性の確保

原子力災害が発生した場合、市は、東京都が実施する放射性物質に係るモニタリング検査や放射性物質の測定結果の提供を受け、速やかに市民等に情報提供を行う。

飲食物の放射性物質に係る初期設定値※1

核 種	飲料水・ 牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・ 魚・その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※2
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元 素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

（原子力規制委員会 原子力災害対策指針令和2年10月28日一部改正より）

※1 初期設定値とは、緊急事態当初に用いる運用上の介入レベルの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、初期設定値は改定される。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象

6 放射性物質の除去・処分

市は、必要に応じて除染実施ガイドライン（八王子市版平成24年1月最終改定）に基づき、公共施設における除染作業を行う。除染後も施設、及び除染により生じた土壌等の仮置場のモニタリングを継続的に行い、市民の安心・安全を図ると共に、施設所管部は、仮置場に市民が立ち入らないように対策を講じる。また、除染により生じた土壌など、放射性物質を含んだ廃棄物の処分については、状況に応じ国・東京都等関係機関と連携を図りながら、安全かつ適切に対応する。

7 風評被害への対応

市は、放射性物質等による影響が生じた際に、風評等により、農作物や工業製品等が購入されず、経済的な被害が生じる。市は、東京都、関係機関と連携し、放射線及び放射性物質検査の結果をホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、広報紙等を活用し広報することで、被害の防止に努めるとともに、消費者の安心・安全の確保に努める。

8 相談窓口の設置

市は、市民等からの問い合わせに対応する放射線相談窓口を設置し、必要な要員を配置する。その場合、問い合わせ先等の事項を広報する。

9 市外からの避難者の受入れ

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。市は、必要に応じて東京都と連携し、市営住宅等への受入れを検討しその対応を行う。

第3節 放射性物質事故

1 放射線使用施設等

災害や事故等により、放射性同位元素（R I）又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがあるとき又は放射線障害が発生したときは、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。また、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、これに対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院または診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生または発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ☐ 住民に対する避難の指示 ☐ 住民の避難誘導 ☐ 避難所の開設

	○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
東京消防庁 (八王子消防署)	放射性同位元素（R I）等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、消防機関は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところにより災害応急活動を行うものとする。 ○ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ○ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
東京都 保健医療局	放射性同位元素（R I）使用医療施設で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、4人を1班とする放射性同位元素（R I）管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
国の省庁の対応 （原子力規制委員会） （原子力防災会議事務局） （内閣府） （国土交通省） （警察庁） （消防庁） （海上保安庁）	(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質等の輸送中に事故が発生し、原子力事業者等から通報を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合は、「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 ○ 事故情報の収集、整理及び分析 ○ 関係省庁の講ずべき措置 ○ 係官及び専門家の現地派遣 ○ 対外発表 ○ その他必要な事項 (2) 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警 視 庁 （八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署）	事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
東 京 消 防 庁 （八王子消防署）	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東 京 都 総 務 局	事故の通報を受けた東京都総務局は、東京都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
そ の 他 （事業者等）	事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第9章 新型インフルエンザ等対策

章 の 概 要	新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症など（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、多くの人が免疫を獲得していないため、大流行（パンデミック）のおそれがあることから、これら感染症に対する応急対策を定める。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 危機管理体制	関係各部	国、東京都、医療機関
第2節 発生段階に応じた対策	関係各部	国、東京都、医療機関

第1節 危機管理体制

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新興感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（新型コロナウイルス等）も発生する可能性がある。病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新興感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」）が制定された。

これを受けて、本市においても「八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定。平成26年に「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときなどには、行動計画に基づき対応する。また、特措法に定めのない感染症により、市民の健康被害や社会的影響が懸念されるような場合も行動計画に準じて対応する。新型インフルエンザ等の感染拡大を防止し、市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるためには、未発生期や海外発生期等、これらに基づく対応を行う以前の段階から、情報収集等の対応を行うことが重要である。そこで、八王子市新型インフルエンザ等対策本部の設置前の段階から、必要に応じて関係機関と連携を図り、行動計画で規定された危機管理体制をとって対応するなど発生段階に応じた対策を行う。

	本部体制〔事務局〕	主な対応
未発生期		○ 保健所による発生情報収集
海外発生期	八王子市新型インフルエンザ等初動対応本部〔保健総務課〕	○ 情報収集・対応準備
	八王子市新型インフルエンザ等健康危機管理本部〔防災課、保健総務課〕	
国内発生早期	○ 所管部のみでは対応が困難な状況となったとき又は国・都が対策本部を設置したときのいずれか早い時点で「八王子市新型インフルエンザ等健康危機管理本部」を設置	○ 感染予防励行の呼びかけ ○ 市内発生への対応準備
都内発生早期		○ 知事による「発生宣言」を受け、市も各種対策を実施
	八王子市新型インフルエンザ等対策本部（法定）〔防災課、保健総務課〕	○ 都が実施する対策に協力して、感染拡大防止策や医療提供体制の確保等を実施 ○ 市民生活、経済活動の安定確保のための各種対策を実施
都内感染期	○ 政府が「緊急事態宣言」を発した場合は、特措法第34条、本市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく市対策本部（法定）を設置 市対策本部（法定）の廃止	
	○ 政府により「緊急事態宣言」が解除されたときは、特措法第37条に基づき、市対策本部（法定）を廃止 ○ 特措法、市条例に準じた「市対策本部」体制を継続〔防災課、保健総務課〕	
小康期	市対策本部の廃止 ○ 知事による「終息宣言」に伴い、都対策本部の廃止に合わせ、市も「市対策本部」を廃止	

段 階	概 要
(1) 未発生期	○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
(2) 海外発生期	○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
(3) 国内発生早期	○ 国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態で、都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
(4) 都内発生早期	○ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(5) 都内感染期	○ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）
(6) 小康期	○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第2節 発生段階に応じた対策

1 発生状況の監視

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

国は、海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、東京都は、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施し、その結果を評価する。海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。市は、平時から保健所の感染症発生動向調査を的確に行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び東京都からの要請に応じ、都内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

2 情報提供の実施

新型インフルエンザ等に関する情報については、感染予防と拡大防止、医療の提供、風評等によるパニックの防止を目的に、発生段階ごとに適時、適切に市民に情報提供を行う。

海外発生期以前は、新型インフルエンザ等の基本的な知識や、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策等について市民に周知していく。

市は、市民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国や東京都の情報を市民に正確に迅速にわかりやすく伝えることが重要である。

3 相談・検査の実施

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を設置する。発生当初は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置する。夜間・休日対応は、東京都保健医療情報センター（ひまわり）や東京都が提供する場所においての都内保健所の共同設置の窓口を活用して24時間対応する。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

4 医療物資の確保と活用

抗インフルエンザウイルス薬、その他の感染防御資器材や医薬品、消毒薬など様々な医療物資について、東京都は、東京都備蓄計画に基づき備蓄する。これを踏まえつつ、市は、協定の締結などによる医療物資の確保に向けた取り組みを行う。

住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われ、緊急事態宣言が行わ

れていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、いずれも市が実施主体として行う。市は、接種計画に基づき、接種体制、必要な資器材の確保を行う。

5 医療の提供

海外発生期から都内発生早期には、新型インフルエンザ等が疑われる患者は、原則として新型インフルエンザ等専門外来（帰国者・接触者外来）で診察し、ウイルス検査実施の結果、新型インフルエンザ等と診断された患者は、感染症指定医療機関へ入院を勧告し、移送する。

都内感染期には、勧告入院が解除され、すべての医療機関での診療体制となる。市は、東京都、医療機関等と連携し、在宅で療養する患者への支援体制を構築する。

6 防疫体制

予防とまん延防止対策として、手洗い、マスク着用等基本的予防策の実施を広く呼びかけるとともに、必要に応じて教育・保育施設、各公共施設等の臨時休業を進め、民間施設にも休業を要請するなど、施設単位での防止策を実施する。

7 社会行動の制限

流行が拡大した場合（国内発生早期以降）は、感染を防止するために、状況により市の主催行事は中止し、市民に対して集会や各種行事開催等の自粛を要請する。

8 市民生活の確保

流行に備え、各世帯で最低限の食糧・生活用品等の備蓄を勧奨する。都内発生早期以降は、行動計画に基づき、要配慮者対策を実施する。また、ごみの排出抑制を促し、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。

第6編 復旧復興計画

第1章	被災者等の生活再建等の支援
第2章	災害復旧事業
第3章	災害復興計画

第6編 復旧復興計画 目 次

第1章 被災者等の生活再建等の支援	1
第1節 罹災証明書・被災証明書・被災届出証明書の発行	1
第2節 義援金の受け入れ、配分	3
第3節 災害弔慰金等の支給	4
第4節 災害援護資金等の貸与	4
第5節 租税の減免等	5
第6節 郵便・電話料金などの免除等	5
第2章 災害復旧事業	7
第1節 災害復旧事業の推進	7
第2節 激甚法による災害復旧事業	8
第3章 災害復興計画	11
第1節 災害復興体制の確立	12
第2節 都市復興対策	15
第3節 生活復興対策	20

第1章 被災者等の生活再建等の支援

章の概要

災害により被害を受けた市民が、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付（住宅資金等の貸付等を含む。）を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 罹災証明書・被災証明書・被災届出証明書の発行	災対財政部	消防署
第2節 義援金の受け入れ、配分	災対福祉部、災対産業振興部	東京都、日赤東京都支部
第3節 災害弔慰金等の支給	災対福祉部	日赤東京都支部、（公財）都道府県センター
第4節 災害援護資金等の貸与	災対福祉部	東京都社協
第5節 租税の減免等	災対財政部、災対健康医療部	東京都、東京労働局
第6節 郵便・電話料金などの免除等	災対総務部	日本郵便株式会社、NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NHK

第1節 罹災証明書・被災証明書・被災届出証明書の発行

1 発行の担当

災害時の「罹災証明書」の発行事務は、災対財政部が消防署と連携して行う。

2 発行の手続

「罹災証明書」の発行受付は、被災者相談窓口とは独立した、罹災証明書発行専門の窓口を設置し、実施する。

災対財政部は、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、被災者台帳により確認の上発行するものとする。（⇒ 第3編 第2章 第8節「住家の被害認定調査」参照）

なお、被災者台帳により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、「罹災証明書」を発行するものとする。

3 罹災証明の範囲

「罹災証明書」の区分及び範囲は以下のとおりとする。

原因となった災害	被害の主体	住家/非住家	証明書種類
災害対策基本法第2条第1号に規定する災害	建物	住家	罹災証明書
		非住家	被災届出証明書 被災証明書
	それ以外		被災届出証明書 被災証明書

なお、罹災証明・被災証明・被災届出証明書の相違については、第3編第2章第8節に記載のとおりとする。

罹災証明 の範囲	家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊等

4 罹災証明書発行等体制の整備

国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明書発行体制等についてガイドライン化し、市における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。

また、東京都の統一システムを使用して業務を標準化し、都内自治体との連携を図る。

5 連携体制の確立

被害状況調査体制を充実するとともに、罹災証明書の発行基準を近隣自治体と調整する。また、市は消防署と事前協議等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。

6 職員研修の実施

罹災証明書の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査や、罹災証明書発行手続に関する職員研修を実施する。

7 広報等による周知

「罹災証明書」、「被災証明書」及び「被災届出証明書」の発行基準、発行手続、発行時期、発行窓口、窓口受付時間等を広報等により周知する。

8 その他

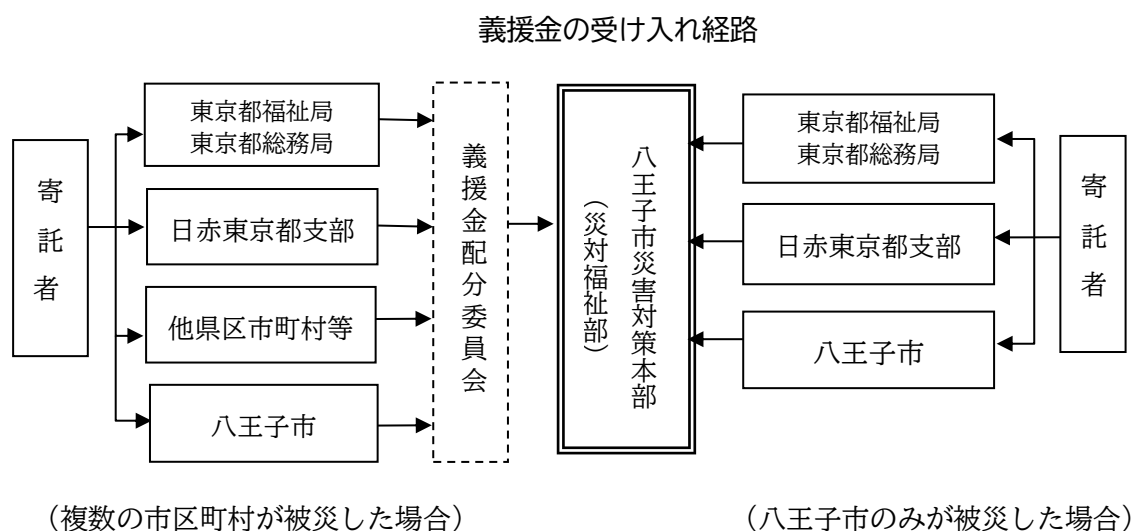
「罹災証明書」、「被災証明書」及び「被災届出証明書」については、証明手数料を徴収しない。

第2節 義援金の受け入れ、配分

1 義援金の受け付け

義援金は、以下に示すような経路により市に寄託され、市に直接寄託された場合は、災対福祉部が担当する。

なお、受け付けに際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。



2 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成する。

なお、東京都に義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）が設置された場合は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。また、都委員会に逐次受付状況を報告するとともに都委員会の指定する口座に送金する。また、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

義 援 金 配 分 委 員 会 の 構 成	東京都、区市町村、日赤東京都支部、その他関係機関の代表者
審 議 事 項	○ 被災市区町村への義援金の配分計画の策定 ○ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ○ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

3 義援金の配分

(1) 配分方法の決定

都委員会の配分計画に基づき、市は被災者への適正な配分方法を決定する。

(2) 配分の実施

決定した配分方法により、市は被災者に対し速やかに義援金を配分する。

(3) 配分の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果を都委員会に報告する。都委員会は東京都災害対策本部に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

(4) 東京都に義援金配分委員会が設置されない場合の措置

東京都に委員会が設置されない場合は、これに準じて市に委員会を設置する。

4 義援品の受け入れ

東京都において仕分けされた義援品、及び寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にし、災対産業振興部が受け入れから配分までの業務を行う。

第3節 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

災対福祉部は、八王子市災害り災者救護条例の規定に基づき、災害により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を支給する。

2 災害見舞金・災害障害見舞金

災対福祉部は、八王子市災害り災者救護条例の規定に基づき、災害により住居また身体に被害を受けた者に対して災害見舞金を支給する。また、同条例に基づき、災害により精神又は身体に重度な障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

公益財団法人都道府県センターは、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた市民に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給する。

災対福祉部は、この支援金の申請を受け付け、受理した申請書等を東京都に送付する。

4 日赤東京都支部による災害救援品等の支給

日赤東京都支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災したものに対し、災害救援品（見舞品）の配布を行う。

災対福祉部は、この制度の紹介を被災者に対し行う。

第4節 災害援護資金等の貸与

市は、災害救助法の適用時において、災害により家財等に被害があった世帯の世帯主に対して、生活再建、自立支援のための資金として災害援護資金を貸し付ける。

また、災対福祉部は被災者に対し、必要な情報の紹介を行う。

第5節 租税の減免等

災対財政部及び災対健康医療部は、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免、納期限等の延長及び徴収猶予を行う。同様に、東京都主税局及び東京労働局は、都税、労働保険料等についての減免・猶予措置を行う。

種類	減免等の内容		担当部
納期限等の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市民税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。（地方税法第20条の5の2）		災対財政部 災対健康医療部
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市民税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）		災対財政部
減免	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。		災対財政部
	個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。（地方税法第323条）	
	固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。（地方税法第367条）	
	事業所税	被災した事業所家屋の状況に応じて減免を行う。（地方税法第701条の57）	
	国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。（地方税法第703条の5）	災対健康医療部

第6節 郵便・電話料金などの免除等

1 郵便等

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び被災状況等、被災地の実情に応じて、会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除する。

イ 郵便はがき等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

ウ 被災者の郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(2) 郵便貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金、恩給等の業務について、一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付並びに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

(3) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金（倍額保険金を含む。）及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の払込猶予期間の延長等の非常取扱いを実施する。

2 NHK及びNTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

NHK及びNTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモは、次の措置を行う。

N H K	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所等へ受信機を貸与
NTT東日本 NTTコミュニ ケーションズ NTTドコモ	(1) NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住 居への移転工事費の無料化を実施 (2) 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

第2章 災害復旧事業

章の概要	大規模災害発生後は、その災害による被害を一刻も早く復旧し、市民生活の秩序回復に努める必要がある。このため、市の各部は、所管施設及び所管事業に係る被害の程度を十分調査し、計画的な復旧を図る。 また、国は、著しく激甚な災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と、被災者の復興意欲を高めることを目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）を制定しており、この法律の指定を受けた場合には、国の特別な財政援助を受け迅速な復旧を目指す。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害復旧事業の推進	関係各部	東京都
第2節 激甚法による災害復旧事業	関係各部	東京都

第1節 災害復旧事業の推進

1 災害復旧事業計画の策定

各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、次の基本方針に基づいて、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成する。

災害復旧事業計画の基本方針	(1) 災害の再発防止……被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図る。 (2) 事業期間の短縮……被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間を短縮する。
公共施設に関する主な災害復旧事業計画の種類	(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川公共土木施設事業復旧計画 イ 道路公共土木施設事業復旧計画 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市災害復旧事業計画 (4) 下水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 (8) 学校教育施設災害復旧事業計画 (9) 社会教育施設災害復旧事業計画 (10) 復旧上必要な金融その他資金計画 (11) その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

各部は、被災施設の復旧事業計画を作成する。また、災対財政部は、国又は東京都が費用の全部又は一部を負担若しくは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針等により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

災害復旧事業に伴う財政援助関係法律等	(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7) 予防接種法 (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第2節 激甚法による災害復旧事業

1 激甚災害の指定

市域で災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき「激甚災害」または「局地激甚災害」に指定された場合、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するため、激甚法に基づく財政援助等の嵩上げがなされる。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つがあり、この基準により指定を受けることとなる。

このため、東京都および市は、災害の状況を速やかに調査し、迅速に災害情報の報告を行う。

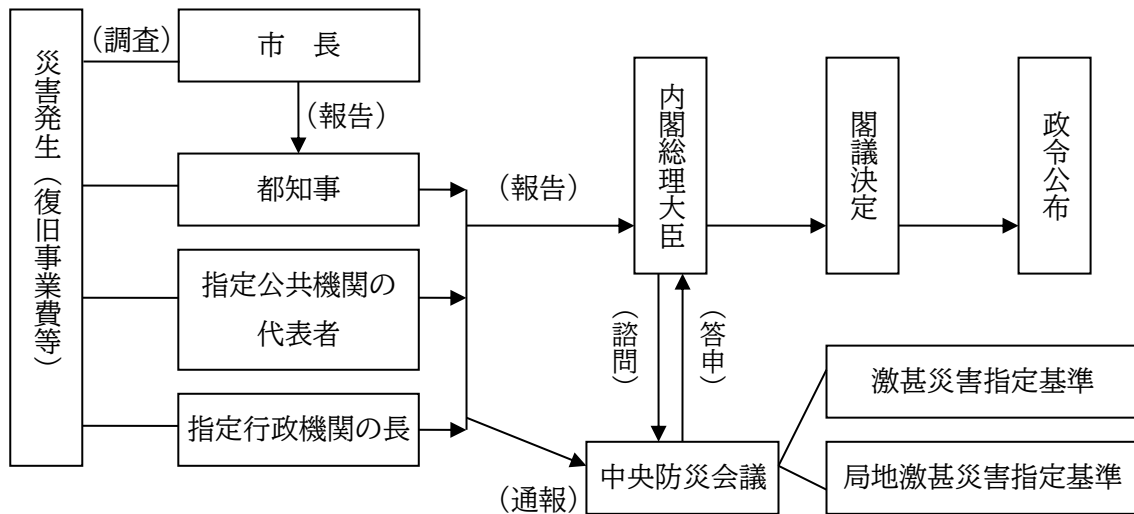
2 激甚災害の指定手続

市域に大規模な災害が発生した場合、市長は、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

都知事は、都内区市町村の被害状況を把握、必要な調査を行い、その結果をとりまとめて内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議では、内閣総理大臣の諮問に対し、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申することとなっている。

激甚災害指定の手続きのながれ



(注)局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

3 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調書等を作成し、東京都各局へ提出する。

東京都の関係局は、激甚法に定められた事業を実施するとともに、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続等を実施する。

4 激甚法に定める事業

激甚法に定める事業及び東京都の関係局は、次のとおりである。

適用条項	事業名	東京都関係局	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 感染症予防事業	保健医療局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		

適用条項	事業名	東京都関係局	備考
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾労働局 産業労働局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第14条	21 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	22 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	23 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第20条	24 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉局	
第21条	25 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	26 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第23条	27 産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第24条	28 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育労働局 産業労働局 財政局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定
第25条	29 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	（東京労働局）	

※東京労働局は、国の機関である。

第3章 災害復興計画

章の概要

災害により被災した市民の生活や、企業の活動などをいち早く復興させることが、生活を継続していくことができ、活力あるまちをよみがえらせる決め手になる。復興事業は、単に都市機能を回復させるだけのものではなく、以前よりも安全性が向上し、より合理的な機能をもった都市となるよう努めなくてはならない。そのために、市は災害復興本部を設置し、東京都等と連携して都市復興と生活復興の推進を行う。

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害復興体制の確立	都市戦略部、総合経営部、都市計画部、関係各部	東京都
第2節 都市復興対策	都市計画部、関係各部	東京都
第3節 生活復興対策	総合経営部、関係各部	東京都

◇災害復興について

震災等、大規模災害発生直後の応急・復旧段階における行政の役割は、被災者の救助・救援をはじめ、ライフライン施設の応急・復旧対策等、その範囲や関与の程度についておおむね社会的な合意が得られている。また、法令上も災害対策基本法、災害救助法等の規定により行政の役割は明確になっている。これに対し、復興段階における行政の役割は、阪神・淡路大震災、東日本大震災における復興計画の作成過程でもみられたように、事業の範囲や投入すべき資源量について様々な見方があり、社会的合意が得られているとは言い難く、不明確な状況である。

東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大震災後の復興を進めるための行政の行動指針（手引き）として「東京都都市復興マニュアル（平成9年）」と「東京都生活復興マニュアル（平成10年）」を策定していたが、より効果的に復興を進めるには、被災者をはじめとする市民主体の自助・共助による復興とそれを支える公助の連携及び、広く都民が被災後にとるべき行動の指針や基準も必要であるとの認識に立ち、平成15年3月に従来の二つのマニュアルを統合、改訂し、「東京都震災復興マニュアル」を策定した。これにより、都民向けには復興の全体像を提示した「復興プロセス編」が、主に行政担当者向けには復興施策の具体的な行動指針を提示した「復興施策編」が作成された。

市は、これらのマニュアルに基づき、復興の基本的な体制や都市の復興分野の手順を定める「八王子市震災復興マニュアル（平成26年1月）」や「八王子市震災復興の推進に関する条例」を策定、制定した。

その後、東京都は東日本大震災の制度改正を踏まえたものなど継続的に見直しを行い、復興施策編においては、熊本地震（平成28年4月）以降の西日本豪雨・東日本台風等の自然災害を踏まえ、迅速な復興と被災者支援の観点から令和3年3月に修正を行っている。

市もこれらのマニュアルの修正に基づき、「八王子市震災復興マニュアル」や「八王子市震災復興の推進に関する条例（令和4年6月24日条例第30号附則）」の見直しを適宜行っている。

本章は、主に市の復興初期段階における体制と手順をまとめたものである。

第1節 災害復興体制の確立

1 復興の基本的考え方

復興には、「都市復興」と「生活復興」という二つの概念があり、それぞれ次のように定義される。

項 目	基本的考え方
都市復興	人々がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 (1) 特に大きな被害を受けた地域のための復興にとどまらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。 (2) 復興の整備水準は、旧状の回復にとどまらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人々が快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続可能な都市」にしていくことを目標とする。 (3) 市、市民（都民）、企業、東京都、国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。
生活復興	(1) 生活復興の目標 ア 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 イ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、被災前のくらしにもどることが困難な場合には、被災者が新たな現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 (2) 生活復興の推進 ア 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供、指導、相談等を通じて自立のための支援を行う。 イ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 復興体制

(1) 災害復興本部の設置

被害が甚大であり迅速かつ計画的な復興が必要と認めた場合は、被災後1週間以内に市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興総合計画の策定に着手するとともに、災害復興事業（復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野）の総合調整を行う。

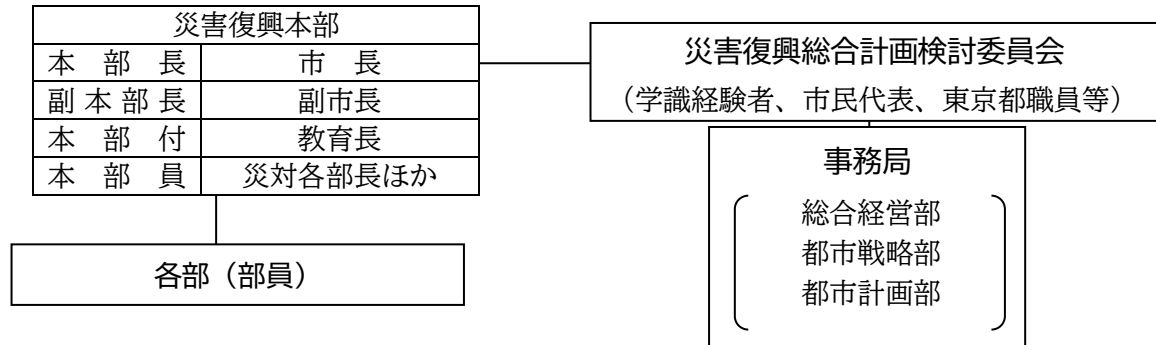
災害復興本部の事務局は、都市戦略部、総合経営部及び都市計画部を中心として構成し、事務局長を総合経営部長とする。また、都市計画部長、都市戦略部長は、副事務局長として事務局長（総合経営部長）を補佐する。

本部長は、市職員のほか、学識経験者、市民代表及び東京都職員等により構成される災害復興総合計画検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を諮る。

また、八王子市災害時受援応援計画に基づいて人的支援の応援要請を行うとともに、東京都で設置する「復興本部長等連絡会議（仮称）」による関係地方公共団体の相互間調整を要請する。

また、災害対策本部と災害復興本部は、その目的と役割は異なるが、連携を密にして同時並行で活動する必要がある。

災害復興本部の組織



(2) 災害復興本部の分掌事務

災害復興本部の分掌事務は、災害対策本部の分掌事務（⇒ 第3編 第1章 第4節 第5項「分掌事務」参照）において併記しているが、被災状況などに応じて、本部長の命により変更されることがある。

また、災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策と推移するため、災害対策本部と災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

3 災害復興総合計画の策定

災害復興本部長は、国復興基本方針及び都復興方針に即して、復興後の市民生活や市街地形成のあり方及びその実現に至る基本的戦略を明らかにした「八王子市災害復興基本方針」を策定し、公表する。

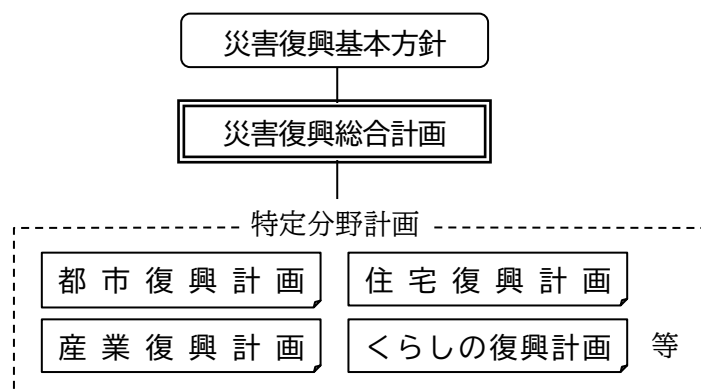
災害復興本部は、基本方針に基づき、災害復興総合計画及び特定分野計画を策定する。

災害復興総合計画は、災害後の八王子市の復興に係る市政の最上位の総合計画として、(1)自治体を実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにし、(2)市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅し、(3)今後の大災害にも備える安全安心都市への改善を目指した長期的視点に立って策定する。また、策定にあたっては、広く市民の意向を聴き、反映する。

特定分野計画は、特定分野の施策について、災害復興総合計画と整合を図りつつ、策定する。

大規模災害からの復興に関する法律（以下、復興法）が適用され、国の復興基本方針が定められる場合には、東京都は復興基本方針に即して復興方針を定めることになる。また、市は市単独又は東京都と共同して復興法に基づく復興計画を作成できるとされており、復興法の適用事項等に留意する。

災害復興計画の体系



災害復興総合計画策定のスケジュール

2週間程度	○災害復興総合計画検討委員会開催 ○災害復興基本方針の策定
4か月程度	○災害復興総合計画の原案策定 ○住民への提示及び意見集約
5か月程度	○特定分野計画との調整 ○東京都復興計画との調整
6か月程度	○災害復興総合計画策定、公表

4 財政方針の策定

災害復興本部は、予算措置、財源対策や特例措置に係る東京都や国への提案要求、災害復興総合計画策定等の前提資料となる財政需要見込額を算定し、必要な財源を確保する。

財政需要は複数年次にわたって見積もり、順次精度を高めていく。また、緊急度が高い応急・復旧対策は当年度予算で可能な限り措置するための方策を検討するほか、応急・復旧事業、復興事業に係る予算編成にあたって、予算編成方針を示す。

5 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を活かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた災害復興総合計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好で安全なまちなみの形成を図る。

被災した市民・事業者及び被災地域の健全な回復は、計画の原案策定から実施までの各過程で、「都市復興」と「生活復興」の二つについて国・東京都等と連携して進める。

6 被災者総合相談窓口の設置

事務局は、被災者からの問い合わせや各種相談に対応し、各分野における災害復興事業を円滑に進

めるため、市役所等に被災者総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。

警察署は、警察署・交番その他必要な場所に臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

消防署は、消防署、その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談・説明等を行うとともに、地震後の出火防止に関する指導を行う。また、火災による罹災証明書の発行について、市と連携を図り、罹災者の利便の向上を図る。

第2節 都市復興対策

災害復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本とする都市の復興対策を実施する。プロセスの手順の詳細については、「八王子市震災復興マニュアル」に定める。

1 被災前の調査

被災前に「都市づくりの現行計画とその整備状況」「都市基盤の整備水準」「災害種類別の被害想定」に関する調査を実施し、GIS（地理情報システム）等で図として取りまとめ、東京都と市で共有し、継続的に更新する。

また、被災後に効率的に家屋被害調査を実施するため、調査結果をもとに、あらかじめ市街地復興が必要となる可能性がある地区を「優先調査地区」として抽出し、東京都と市で共有する。

2 被災後の調査（被害状況調査）

被災地において、都市復興に関する方針・計画の策定や、事業の実施を検討するために、被害状況の把握が必要となる。災害復興本部は、東京都と連携し、被害状況として次の調査を実施し、被災前の調査結果と重ねられるように、GIS（地理情報システム）等で図として取りまとめ、共有する。

（1）家屋の被害状況〔優先調査地区：10日、その他の地区1ヶ月〕

東京都は、他機関が多目的で調査する家屋被害に係る調査結果（被災建築物応急危険度判定、国土地理院の航空写真など）を収集し、「被害区域図（災害種類別）」と「街区別被害度の分布図」を整理する。災害復興本部は、その結果をもとに現地確認（補足調査）を行い、必要に応じて修正する。

ア 被害区域図（災害種類別）

家屋被害の原因となった災害について、揺れ、地盤、火災、浸水等の視点から調査し「災害種類別の被害区域図」を作成する。

イ 街区別被害度の分布図

街区単位で建て替えが想定される家屋の被害度を調査し、整理した「街区別家屋被害度の分布図」を作成する。

（2）都市基盤施設の被害状況〔2週間以内〕

各地域防災計画により都市基盤施設への被害は各施設管理者や事業者が被害概要を把握し、DIS（東京都災害情報システム）等を活用して、各災害対策本部へ随時報告することになっているため、東京都と災害復興本部はそれぞれこれらの情報を各災害対策本部から収集し、整理する。

3 都市復興基本方針の策定（2週間以内）

災害復興基本方針における都市の復興分野として「都市復興基本方針」を策定する。「都市復興基本方針」は「復興まちづくり方針」と「地域別復興まちづくり方針」で構成される。災害復興本部は、それぞれの原案を検討し、東京都等の関係機関と調整を図り、他分野の復興方針と合わせて、「災害復興基本方針」（⇒第3章第1節第3項）として策定・公表する。

(1) 復興まちづくり方針

災害復興本部は、市内の主要インフラや土地利用について八王子市都市計画マスタープランを基本として、調査結果を元に、東京都復興方針や「地域別復興まちづくり方針」との整合を図りつつ、「復興まちづくりの方針」として示す。

(2) 地域別復興まちづくり方針

「市街地復興の対象区域」及び「市街地復旧の対象区域」を定めるとともに、必要に応じて第一建築制限（⇒5）、土地取引規制（⇒6）、時限的市街地（⇒7）や地域協働復興区域（復興協働区）（⇒8）を検討し、実施する場合には、その内容や趣旨を記載する。

「市街地復興の対象区域」はその地区区分として、面整備により抜本的な改造を予定する「市街地改造予定地区」と部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定している「市街地修復予定地区」の2種類があり、家屋や都市基盤施設の被害状況や復興事業などを考慮して定める。

4 市街地復興の対象区域とその地区区分（2週間以内）

都市復興基本方針の地域別まちづくり方針に定めた市街地復興の対象区域とその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）について、八王子市震災復興の推進に関する条例に基づき、告示する。

復興まちづくり計画等を検討していく中で、市街地復興の対象区域とその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）の区域や地区を変更することが望ましいと判断した場合には、地域別復興まちづくり計画にその内容を記載し、決定及び変更後に、変更後の区域及び地区を告示する。

5 第一次建築制限の実施（2週間～1か月）※必要に応じて1か月の延長措置

復興事業を合理的に行うため、「市街地復興の対象区域」において、建築行為等により復興まちづくり上支障となる可能性がある場合など、区域を指定し、建築基準法第84条による被災市街地における建築制限を実施する。実施にあたっては、住民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな相談・支援及び適切な情報提供を行う。

(1) 建築制限の実施有無の検討

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、建築行為等により復興まちづくり上支障となる可能性がある場合など、第一次建築制限の実施有無を検討し、実施する場合には、その旨を東京都と協議を行う。

(2) 建築制限区域（案）の作成と建築制限の指定・告示

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、地形地物等を参考としながら町丁目単位を基本とした区域（案）及び建築の制限又は禁止の内容を作成する。なお、第一次建築制限の区域・内容の検討にあたっては、将来的に実施する可能性のある第二次建築制限との整合性も考慮する。市長は、区域（案）を東京都と調整した後、区域の指定、告示を行う。

(3) 建築基準法第85条第一項に基づく仮設建築物に対する制限の緩和措置（2週間以内）

市長は、被災市街地の隣接する区域について、仮設建築物に対する制限を緩和する必要がある場合は、その区域を指定する。

(4) 復興相談の実施（2週間以内）

災害復興本部は、復興相談の窓口を設置し、建築制限に係る情報提供、建築相談等を実施する。

なお、災害対策本部が被災者相談（⇒「第3編 第12章 第7節」及び「第4編 第13章 第5節」参照）を行う場合はこれらの窓口と調整する。

(5) 期間延長等の検討（1か月以内）

災害復興本部は、市街地復興の対象区域の設定状況等を踏まえて、期間延長や建築制限区域の見直しを検討する。見直す場合、市長は区域（案）を東京都と調整したのち、区域の指定、告示を行う。

6 土地取引規制（2週間～2年以内）

「市街地復興の対象区域」のうち、「市街地改造予定地区」において、地価が急激に上昇し、又は上昇する恐れがあると認められる区域を、必要に応じて国土利用計画法第27条の6第1項の規定に基づく監視区域の指定を行うものである。

(1) 監視区域の指定の実施有無の検討

土地取引規制は国土利用計画法で都知事の責務であるが、市が指定する「市街地復興の対象区域」の「市街地改造予定地区」において、その実施有無を判断することになるため、市がその実施有無を検討し、東京都と調整を行う。

(2) 監視区域指定の手続き（監視区域を実施する場合）

市（市長）は、監視区域の区域、届出対象面積及び指定期間の案を作成し、東京都（都知事）と調整する。東京都は、監視区域の指定の手続きを経て、指定・公告を行う。

7 時限的市街地の形成（2週間以降）

近年の大災害からの復興において、復興が遅れている原因の一つとして、地区内権利者が遠方に避難し、協議が進まないことが挙げられる。そのため、「市街地復興の対象区域」において、本格的な復興まで、区域内権利者の継続的な生活を支える場として、被災宅地等を活用して、住宅、店舗、事務所、集会所、被災者支援拠点などの仮設建築物、残存する建築物やオープンスペースなどによって構成される「時限的市街地」の設置について検討する。設置にあたっては周辺地域との連携も考慮する。

(1) 時限的市街地の設置有無の検討・決定（2週間程度）

災害復興本部は、災害救助法に基づく応急仮設住宅や時限的市街地の設置の可能性がある区域について、建築基準法第85条に基づく仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域を検討する。その結果を踏まえ、市（特定行政庁）が区域指定を行う（2週間以内）。

次に災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」のうち、市施行事業の実施又は予定している地区等において、復興まちづくりを円滑に進めるとともに従前のコミュニティや地域産業等の維持に努める観点から、時限的市街地の設置有無を検討し、決定する。都施行事業区域等については、東京都が市と調整し決定する。

(2) 時限的市街地の設置準備（時限的市街地を設置する場合）（2週間程度）

災害復興本部は、地区内権利者の意向を把握するとともに、時限的市街地を設置する地区において「みなし仮設」を確保するための建築物や「仮設建築物」を設置するための公有地、被災宅地（民有地）等の用地の状況を調査する。なお、災害復興本部は都施行事業地区において東京都を支援する。

これらの調査に当たっては東京都の応急仮設住宅等の設置の取組（東京都震災復興マニュアル（復興施策編）第3章住宅の復興）と連携を図り実施する。

(3) 時限的市街地の設置・運営管理（2週間程度以降）

災害復興本部は、時限的市街地の設置準備の調査結果を踏まえ、配置計画を作成し、時限的市街地を設置・運営管理を行う。災害復興本部は、東京都が運営管理を行う時限的市街地について、入居者の意向把握など運営支援を行う。また、災害復興本部は「復興協働区」の認定や時限的市街地の設置のための用地・建物確保のための情報提供や技術支援等を行う。

8 地域協働復興区域（復興協働区）

市長は、市街地復興の対象区域において、対象区域の住民や地権者への呼びかけ、準備会の開催等を経て、「八王子市震災復興の推進に関する条例」に基づく地域復興組織（活動区域を地域協働復興区域）として認定する。

9 都市復興基本計画（原案）の検討・作成（2か月以内）

行政と市民が共通の目標をもって復興都市づくりを進めるため、災害復興総合計画の都市の復興分野の特定分野計画として、「復興まちづくり計画」と「地域別復興まちづくり計画」で構成される「都市復興基本計画」を策定する。

(1) 復興まちづくり計画（原案）の検討・作成

災害復興本部は、都市計画マスタープランをもとに、調査結果を踏まえ、復興まちづくり方針を具体化し、市内の主要なインフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を記載した「復興まちづくり計画（原案）」を検討し、作成する。検討にあたっては、「地域別復興まちづくり計画（原案）」と整合性を図るとともに、東京都や関係者と調整を図る。

(2) 地域別復興まちづくり計画（原案）の検討・作成

災害復興本部は、都市計画マスタープランや地域別のまちづくり方針等をもとに、調査結果を踏まえ、地域別復興まちづくり方針を具体化し、地域におけるインフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を記載した「地域別復興まちづくり計画（原案）」を検討し、作成する。

「地域別復興まちづくり計画（原案）」は当該地域における「市街地復興の対象区域」において作成する「市街地改造計画（原案）」「市街地修復計画（原案）」で構成され、第二次建築制限、土地取引規制、時限的市街地、地域協働復興区域の指定等を実施する場合には、その旨を記載する。

検討にあたっては、「復興まちづくり計画（原案）」と整合性を図るとともに、東京都や関係者と調整を図る。

なお、「地域別復興まちづくり計画（原案）」を検討していく中で、市街地復興の対象区域とその地区区分（市街地改造予定地区、市街地修復予定地区）の区域や地区を変更することが望ましいと判断した場合には、原案にその内容を記載する。

10 第二次建築制限（2ヵ月～2年以内）

第二次建築制限とは、都市計画として「被災市街地復興推進地域」を決定し、建築行為等の制限を行うとともに、市街地開発事業等や住宅供給等の特例を受ける区域を定めることを指す。「市街地復興の対象区域」のうち、今後の事業実施や土地利用規制の見込みなどを考慮し、必要な区域については、第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）に指定する。第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）においては、被災市街地特別措置法第7条により土地の形質の変更または建築物の新築等の行為にあたっては市長の許可を受けなければならない。また、許可にあたっては、将来行うべき市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないものであれば、許可できることから、あらかじめ許可要件を定める必要がある。

（1）第二次建築制限の実施有無の検討・調整

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、市街地改造計画（原案）や市街地修復計画（原案）の検討と合わせて、第二次建築制限について、その実施有無を検討する。

（2）第二次建築制限区域（案）及び許可要件（案）の作成・調整

災害復興本部は、「市街地復興の対象区域」において、第二次建築制限を実施する場合には、第一次建築制限を実施していた場合はその区域をもとに、計画の具体化を踏まえ、区域（案）及び許可要件（案）を作成し、東京都と調整を行う。

（3）第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画決定・告示

災害復興本部は、第二次建築制限の区域（案）や許可要件（案）を基に、都市計画決定の手続きを行う。

11 都市復興基本計画の策定（6か月以内）

「復興まちづくり計画」と「地域別復興まちづくり計画」で構成される「都市復興基本計画」について、東京都への意見照会を行い、東京都の意見を踏まえるとともに、公聴会の開催その他の手段により適切に市民意見を反映し、また、原案を踏まえて実施している都市計画の決定・変更や適用事業の内容を追加する。地域別復興まちづくり計画の策定にあたっては、災害復興本部は地域復興組織の立ち上げを働きかけ、組織が立ち上がった場合は、地域別復興まちづくり計画（原案）をもとに、地域による検討を支援する。

その上で、他分野の復興計画と合わせて「災害復興総合計画」として策定、公表する。

12 復興事業の推進

（1）広域インフラ事業（東京都施行）

東京都は、「東京都震災復興計画（都市の）復興」に基づく広域インフラ事業について、関係住民・企業、市などの関係機関と調整を図りながら、事業計画を作成し、事業を実施する。

（2）主要インフラ事業

災害復興本部は、「復興まちづくり計画」に基づく広域インフラ事業について、関係住民・企業、市などの関係機関と調整を図りながら、事業計画を作成し、事業を実施する。

（3）地域別まちづくり事業

「地域別まちづくり事業」には「市街地改造型事業」と「市街地修復型事業」がある。「市街地改造型事業」は面的に抜本的な改善を図るための事業で、都市計画法第12条に基づく市街地開発事業、

都市計画法第11条に基づく都市施設のうち一団地の住宅施設事業、一団地の官公庁施設事業、一団地の復興拠点市街地形成事業や、防災集団移転事業をいい、これら以外の事業を「市街地修復型事業」という。

災害復興本部は「地域別復興まちづくり計画」に基づく各事業について、関係住民・企業、市などの関係機関と調整を図りながら、事業計画を作成し、事業を実施する。また、他の事業者が実施する都市復興に係る事業について、支援する。

第3節 生活復興対策

災害復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、①住宅の復興、②くらしの復興、③産業の復興に関する対策を実施する。

1 住宅の復興対策

災害復興本部は、東京都及び関係機関と協力し、災害対策本部が実施する住宅関連の対策と連携を図りながら、応急的な住宅の確保、自力再建支援及び公的住宅の供与等の復興対策を実施する。

(1) 住宅復興計画の策定

住宅の被害状況を的確に把握し、自力再建を基本とした各種支援策を検討し、建設主体・タイプの住宅供給目標や実現のための施策を早期に策定する。

(2) 応急的な住宅の整備

地域での居住継続確保、災害廃棄物の大量発生抑制、住宅の自力再建が困難な被災者数、その他復旧復興事業を勘案して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅や一時的に提供する住宅の供与を推進する。

(3) 自力再建への支援

災害の程度や社会経済状況、財源の状況等に応じて、次のような住宅再建支援メニューを検討し、自力再建を促進する。

自力再建支援施策	ア マンション等の再建支援 マンションの建替え（の合意形成）、補修に係る支援
	イ 住宅資産活用等による住宅再建支援 定住促進、持ち家再建、住宅資産活用による民間賃貸住宅供給への支援
	ウ 民間住宅の供給促進 民間住宅の供給への支援
	エ 民間賃貸住宅入居支援 民間賃貸住宅入居者への支援
	オ 住まい・まちづくりの推進 住まい・まちづくり活動、まちづくりとの連携、地域復興協議会への支援
	カ 情報提供及び相談 情報提供・相談対応による支援

(4) 公的住宅の供給

東京都、独立行政法人都市再生機構等と協力し、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得可能性等の諸事情を総合的に勘案して、広域的、長期的な視点にたち、自力再建が困難な被災者に対する公営住宅等の供給を推進する。

(5) 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

住宅・住環境のバリアフリー化、福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供のため、安全で快適な福祉のまちづくりを計画的に推進する。

推進にあたっては、都市復興対策と十分な調整・連携を図りながら、耐震・不燃化の促進による安全な住宅・住環境の整備を推進する。

2 くらしの復興対策

災害復興本部は、東京都及び関係機関と協力し、また、災害対策本部が実施する生活関連の対策と連携しながら、市民のくらしを災害前の状態に戻し、また、元のくらしに戻ることが困難な被災者に対しては新たな状況に適合したくらしができるよう、医療、福祉、保健、教育・文化、市民活動、消費生活等の復興対策を実施する。

(1) 医療

医療機関の再建支援、復旧状況に関する情報提供、医療機能の回復が遅れている地域や一時的な医療需要の増加がみられる地域での仮設診療所の設置等を行う。

(2) 福祉

被災後の福祉需要とサービス供給能力を把握し、福祉サービス提供体制の再構築等の支援策を実施する。

福祉支援施策	ア 地域福祉需要の把握 福祉活動関連情報の収集、一時入所の実施
	イ 社会福祉施設等の再建 施設の修理、改修・改築の支援等
	ウ 福祉サービス体制の整備 施設の整備・拡充、在宅サービス体制の充実等
	エ 生活支援対策 生活資金の貸付、災害弔慰金等の支給、義援金の募集・配分等の促進

(3) 保健

メンタルヘルスケア、健康相談、食生活支援等の健康管理等の保健対策、公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援及び食品・飲料水の安全確保、食中毒発生予防等の環境衛生対策を推進する。

(4) 学校教育

学校施設の再建等、迅速な授業再開に向けた施策、被災した児童・生徒への支援策等を推進する。

(5) 文化・社会教育

文化・社会教育施設等の再開、文化財等の修復支援等を推進する。

(6) ボランティア等の市民活動

ボランティアセンターやボランティアコーディネータと連携し、地域の復興状況に応じたボランティア活動の調整等を推進する。

(7) 消費

悪質商法や便乗値上げ等に対する消費生活相談窓口の設置を推進する。

3 産業の復興対策

災害復興本部は、東京都及び関係機関と協力し、早期の事業再開等が円滑に進むよう、東京都が主体となって実施する次の施策を推進する。

産業復興支援施策	(1) 産業復興方針の策定 復興段階に応じた産業復興の方向性、総合的な施策の推進 (2) 中小企業対策 中小企業の事業再開支援、産業活性化策等 (3) 観光産業の復旧促進 観光復興イベントの開催等 (4) 農林業 農林水産業者の速やかな生活再建と生鮮食糧品の安定供給の促進を図るための農林漁業施設の再建支援、物流の安定化対策等 (5) 雇用・就業 雇用維持対策、失業者発生の未然防止、離職者の再就職促進等 (6) 相談・指導 従業者、離職者、事業主等への情報提供、相談窓口の設置等

付 編 東海地震・南海トラフ地震対応計画

第1章	総則
第2章	防災機関の業務大綱
第3章	災害予防対策
第4章	東海地震に関連する情報の種類と その対応
第5章	調査情報・注意情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応
第6章	警戒宣言時の応急活動
第7章	市民・事業所のとるべき措置
第8章	南海トラフ地震対策

付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画 目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 計画策定の趣旨と経過.....	1
第2節 計画策定の基本的な考え方.....	2
第2章 防災機関の業務大綱.....	3
第1節 市.....	3
第2節 東京都.....	3
第3節 指定地方行政機関.....	3
第4節 自衛隊.....	4
第5節 指定公共機関.....	4
第6節 指定地方公共機関.....	5
第7節 一部事務組合.....	6
第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者.....	6
第3章 災害予防対策.....	7
第1節 広報及び教育.....	7
第2節 事業所に対する指導等.....	9
第3節 防災訓練.....	11
第4章 東海地震に関連する情報の種類とその対応.....	17
第1節 情報の種類と防災対応.....	17
第2節 東海地震に関連する情報の伝達.....	17
第5章 調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応.....	20
第1節 調査情報発表時の活動態勢等.....	20
第2節 注意情報発表時の活動態勢等.....	20
第3節 混乱防止措置.....	23
第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報.....	25
第6章 警戒宣言時の応急活動.....	26
第1節 活動態勢.....	26
第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達.....	27
第3節 消防、危険物対策.....	32
第4節 警備、交通対策.....	35
第5節 公共輸送対策.....	38
第6節 学校、病院、福祉施設対策.....	40
第7節 超高層ビル及び不特定多数の人が集まる施設の対策.....	43
第8節 電話、通信対策.....	46
第9節 電気、ガス、上下水道対策.....	49
第10節 生活物資対策.....	51
第11節 金融対策.....	52
第12節 避難対策.....	53

第13節 救援・救護対策	53
第7章 市民・事業所のとるべき措置	54
第1節 市民のとるべき措置	54
第2節 自主防災組織のとるべき措置	55
第3節 事業所のとるべき措置	56
第8章 南海トラフ地震対策	58
第1節 南海トラフ地震対策の考え方	58
第2節 南海トラフ地震による被害想定	59
第3節 南海トラフ地震に関連する情報と対応	60

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨と経過

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）が制定され、同年12月14日施行された。

この法律に基づき、「東海地震」（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される地域（6県176市町村）が「地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」として指定された。

その後、平成13年12月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。これを受けて、平成14年4月の中央防災会議において、強化地域は、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村（その後市町村合併により平成24年4月1日現在157市町村）となった。

東京都の地域は、新島村、神津島村では東海地震が発生した場合に10分程度で津波が到達し、三宅村が、20分以内に大津波が予測されるため強化地域に追加指定されたが、その他の地域は従来通り、震度5強以下と予想されることから、強化地域として指定されなかった。そのため、市は、大震法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通の輻輳、石油类等危険物の集積などの状況からみて、震度5弱（地域によっては5強）であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、東海地震については、プレスリップ（前兆的なすべり現象）の観測により直前予知の可能性があるとされていることから、東海地震に関連する情報が発表された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生及び東海地震に関連する情報が発表された場合に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、「八王子市地域防災計画」本冊の付編として「東海地震等対応計画」を策定するものである。

この東海地震に関連する情報については、「確度の高い予測は困難」との理由で予知前提の防災対策を見直すことを国が決定。平成29年11月1日、「東海地震に関連する情報」の発表を終了し、同日から「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う運用を開始した。

しかしながら、東海地震発生の可能性については従来と変わらないものであり、また、大震法が廃止されていないため、法律上は「東海地震に関連する情報」の運用が可能であることを考慮すると、対策としては継続する必要があることから、引き続きこの「東海地震等対応計画」を規定し続けるものとする。

なお、南海トラフ地震の対応については、別の根拠法令があるため、第8章に定める。

第2節 計画策定の基本的な考え方

- 1 東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言（※）が発せられた場合にも社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言の発令から、東海地震が発生又は警戒宣言及び東海地震予知情報（以下本編において「予知情報」という。）解除が発せられるまでの間にとるべき次の対応措置を定める。
 - （1）警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱防止のための対応措置
 - （2）東海地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置※ 警戒宣言：気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する必要があると認めたとき、大震法に基づいて内閣総理大臣が閣議を経て行う宣言。
- 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下本編において「調査情報」という。）又は東海地震注意情報（以下本編において「注意情報」という。）発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、社会的混乱の発生が予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。
- 3 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかに、より浸透するための支援策等を講ずる。
- 4 地震発生後（直前予知がされなかった場合を含む）の応急対策・復旧対策及び東海地震に係る予防対策は、八王子市地域防災計画の「第2編 災害予防計画」、「第3編 震災応急対策計画」、「第6編 復旧復興計画」により対処する。
- 5 本市域は、強化地域でないところから、大震法が適用されないため、この計画の実施に関しては行政指導又は協力要請で対応する。
- 6 この計画の策定にあたっては、次の事項に留意した。今後この計画の実施に当たり十分配慮する。
 - （1）警戒宣言が発表された日及び翌日以降の対応措置については、特に区分しないことを原則とするが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとる。
 - （2）警戒宣言が発表された時点から地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - （3）東海地震が発生した場合、八王子市のほとんどの地域は、震度5強以下と想定されるため、震度に応じた対策を講ずる。
 - （4）隣接市町村及び各防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第2章 防災機関の業務大綱

市、東京都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び対応措置は、おおむね、次のとおりである。

第1節 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市の防災会議及び災害対策本部に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること 4 東海地震に関連する情報の収集伝達に関すること 5 市民等に対する防災対策の指導に関すること 6 市所管施設・事項に係る災害予防、警戒及び応急対策に関すること

第2節 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 東海地震に関連する情報の収集伝達に関すること 2 都防災会議、都警戒本部に関すること 3 東海地震対策の連絡調整に関すること 4 地震防災応急対策に係る広報に関すること 5 区市町村の東海地震対策事務の指導に関すること 6 都所管施設・事項に係る災害予防、警戒及び応急対策に関すること
警視庁 (第九方面本部) (八王子警察署) (高尾警察署) (南大沢警察署)	1 各種情報等の収集、連絡に関すること 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 3 交通の混乱等の防止に関すること
東京消防庁 (第九消防方面本部) (八王子消防署)	1 各種情報等の収集連絡に関すること 2 災害の予防、警戒に関すること 3 市民等に対する指導に関すること 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関すること

第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局	1 金融の確保に関すること
関東総合通信局	1 電波及び有線電気通信の監理に関すること 2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること 3 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督に関する こと 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 5 非常通信協議会の育成及び指導に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
関 東 農 政 局	1 生鮮食糧品及び加工食糧品の流通に関すること 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関すること
東京地域センター	1 主要食糧の需給に関すること
関 東 森 林 管 理 局 東 京 事 務 所	1 国有林野の保全に関すること
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給に関すること 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
関 東 運 輸 局	1 鉄道、バス、タクシー、ハイヤー、貨物自動車（トラック）による安全輸送の指導に関すること
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	1 航空機運航の安全確保に関すること 2 航空保安施設、通信施設等の点検及び保全に関すること
東京管区気象台 (気 象 庁)	1 東海地震に関連する情報の連絡・通報に関すること
東 京 労 働 局	1 産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること 2 雇用対策に関すること
関 東 地 方 整 備 局 (相武国道事務所) ※以上道路 〔京浜河川事務所 多摩川上流出張所 多 摩 出 張 所 〕 ※以上河川	1 管轄する河川、道路等の保全に関すること

第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 第 1 施 設 大 隊 航 空 自 衛 隊 (作戦システム運用隊)	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 郵 便 (八王子郵便局)	1 郵便、郵便貯金、簡易保険各事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に関すること
N T T 東 日 本	1 電報、電話等の通信の確保に関すること
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信の確保に関する事
K D D I	1 通信サービスの確保に関する事
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関する事
楽 天 モ バ イ ル	1 重要通信の確保に関する事
日 本 銀 行	1 警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関する事
日 本 赤 十 字 社 (東京都支部)	1 救護班の編成並びに医療及び助産救護に関する事 2 日赤医療施設の保全に関する事
日 本 放 送 協 会	1 地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保安に関する事
中 日 本 高 速 道 路 (八王子支社)	1 管轄する高速道路等の安全確保に関する事
J R 東 日 本 J R 貨 物	1 鉄道輸送に関する事 2 鉄道施設の保全に関する事
東 京 ガ ス グ ル ー プ	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む)の保全に関する事
日 本 通 運 福 山 通 運 佐 川 急 便 ヤ マ ト 運 輸 西 濃 運 輸	1 貨物(トラック)自動車による救助物資の輸送の準備に関する事
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド (多摩総支社)	1 電力施設等の建設及び安全保全に関する事 2 電力需給に関する事

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
京 王 電 鉄 多摩都市モノレール	1 鉄道輸送に関する事 2 鉄道施設の保全に関する事
東京都トラック協会 (多摩支部)	1 貨物(トラック)自動車による救助物資の輸送の準備に関する事
東 京 都 医 師 会	1 医療に関する事 2 傘下医療機関との連絡調整に関する事
東 京 都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療に関する事 2 傘下歯科医療機関との連絡調整に関する事
東 京 都 薬 剤 師 会 (八王子支部)	1 薬剤師業務に基づく医療及び助産活動に関する事 2 傘下薬剤師との連絡調整に関する事
献 血 供 給 事 業 団	1 血液の供給に関する事
テ レ ビ ・ ラ ジ オ 放 送 各 社 (注)	1 地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事

東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること
東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること
東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること
日本エレベーター協会 関東支部	1 災害時におけるエレベーター閉じ込め事故及び早期復旧に関すること 2 エレベーターの安全保安に関すること

注) TBSテレビ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、InterFM、日本テレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ&コミュニケーション

第7節 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京たま広域資源循環組合	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力の準備に関すること
多摩ニュータウン環境組合	
南多摩斎場組合	

第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
公共的団体その他 防災上重要な施設の 管理者	1 警戒宣言、東海地震関連情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること 2 自衛防災体制の確立に関すること 3 災害発生の予防措置に関すること 4 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること 5 市等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること 6 避難に関すること

※ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が東海地震の防災に関して処理する業務については、その他「第1編 総則 第2章 防災機関の業務大綱」を準用する。

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言の発令等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市並びに東京都は、防災関係機関との連携・協力を密にして広報活動を実施するものとする。

第1 市

市は、東京都及び防災関係機関との緊密な連携のもとに市民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰り返し行い、その周知を図るものとする。

1 広報の内容

- (1) 東海地震の特徴について
- (2) 東海地震に関連する情報（調査情報、注意情報、予知情報）についての広報
- (3) 東海地震に関連する情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- (4) 八王子市及び東京都における予想震度と想定される被害の程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- (6) 住民の不安解消のための警戒宣言時に防災機関が行う措置
- (7) 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
- (8) その他事業所及び市民等に周知すべき事項

2 広報の実施方法

市は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、臨時災害FM放送、広報車、ケーブルテレビ、広報紙の発行、自主防災組織等を通じて広報を行う。なお、情報提供・広報時には、混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

第2 東京都

地震予知を前提とした東海地震に対応するためには、都民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

東京都は、都民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導するものとする。

1 広 報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。23区・多摩地域では、地震の発生に

備えて危険箇所の点検や家具類の転倒・落下・移動防止など安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う

(2) 実施事項

- ア 東海地震についての教育、啓発及び指導
- イ 東海地震に関する調査情報・注意情報についての広報
- ウ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- エ 東京の予想震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間
- オ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- カ 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- キ 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
主な例を示すと次のとおりである。

- a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - その他防災上必要な事項
- b 道路交通の混乱防止のための広報
 - 警戒宣言時の交通規制の内容
 - 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - その他防災上必要な事項
- c 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - 警戒宣言時等の非常時における電話利用の自粛
 - 回線の輻輳と規制の内容
- d 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - 生活関連物資取扱店の営業状況
 - 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- f その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報の方法

- ア 印刷物による広報
「広報東京都」をはじめ、各防災機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- イ インターネット等による広報
ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
- ウ テレビ、ラジオによる広報
 - a 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなどして防災知識の向上に努める。
 - b 東京都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

エ イベントや講演会等による広報

防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

2 教育指導

(1) 幼児・児童・生徒等に対する教育

東京都、市及び各学校等においては、次の事項について関係職員及び幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

ア 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- a 地震発生時の安全行動
- b 登下校（園）時等の安全行動等

イ 教育指導方法

児童・生徒に対しては防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、地震に対する防災教育を推進する。

(2) 自動車運転者に対する教育

東京都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。

ア 教育指導事項

- a 東海地震に関する基本的事項
- b 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d その他の防災措置等

イ 教育指導の方法

- a 運転免許更新時の講習
- b 安全運転管理者講習
- c 自動車教習所における教育、指導

第2節 事業所に対する指導等

第1 事業所防災計画等の作成

警戒宣言発令時の社会的混乱と発災時の災害を防止するため、強化地域内にある所定の施設等の管理者又は運営者は、地震防災応急計画を作成することが義務付けられている。

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておく必要がある。

1 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

2 情報の収集伝達等

(1) テレビ、ラジオ等による情報の把握

(2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達

- (3) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- (4) 大型商業施設等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員等に対する安全の確保

3 安全対策面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- (2) 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

5 危害防止

商品、設備器具等の転倒・落下・移動防止措置

第2 事業所に対する指導

1 事業所防災計画等の作成指導

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関し、強化地域における地震防災応急計画については、所定の機関が作成指導を行う。

強化地域以外の事業所等では、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画に定めるように次のとおり指導を行う。市は、八王子消防署等の関係機関との協力を密にして、その徹底を推進する。

2 対象事業所

機 関	対 象 事 業 所
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	1 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規定を作成することとされている事業所
東 京 都 環 境 局 (多摩環境事務所)	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所
東京都保健医療局	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 R I 使用医療機関

3 事業所指導の内容

(1) 東京消防庁（八王子消防署）

- ア 消防計画、全体についての消防計画に定める事項
イ 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む）
ウ 事業所防災計画に定める事項

(2) 東京都環境局（多摩環境事務所）

- ア 高圧ガス施設に関わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項
イ 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項

(3) 東京都保健医療局及び市

- イ R I 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

第1 市

区分	機関	内 容		
八王子市の訓練	市	警戒宣言時において、八王子市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。		
		このため、警戒宣言時に、円滑かつ的確な防災活動を実施できるよう、（特に市民に対する情報伝達に重点を置いた）訓練実施のための計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実践的能力の向上に努める。		
		(1) 参加機関		
		ア 市	イ 地域住民及び事業者	ウ 東京都及び防災機関
		(2) 訓練項目		
		ア 非常参集訓練	イ 本部運営訓練	ウ 情報伝達訓練
		エ 現地訓練	オ 要配慮者等避難誘導訓練	

第2 東京都並びに防災機関

区分	機関	内 容
総合 防 災 訓 練	東京都	注意情報及び警戒宣言時において、東京都・区市町村及び各防災機関がとる 防災措置が迅速かつ的確に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施する。
		(1) 参加機関
		ア 東京都各部局 イ 区市町村 ウ 指定地方行政機関等
		エ 各事業所及び施設利用者 オ 住民
		(2) 訓練項目
		ア 非常参集訓練 イ 警戒本部運営訓練
		ウ 情報伝達訓練 エ 現地訓練
		(3) 実施時期及び場所
		他の防災訓練等との調整を行い実施する。

区分	機関	内 容
警備・交通対策訓練	警視庁	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 （１）参加機関 ア 東京都各部局 イ 区市町村 ウ 地域住民及び事業所等 （２）訓練項目 ア 部隊の招集・編成訓練 イ 交通対策訓練（低速走行訓練を含む） ウ 情報収集伝達訓練 エ 通信訓練 オ 部隊配備運用訓練 カ 装備資器材操作訓練 （３）実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
消防訓練	東京消防庁	警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。 （１）参加機関等 ア 消防団 イ 協定締結等の民間団体 ウ 東京消防庁災害時支援ボランティア エ その他関係機関 （２）訓練の内容 ア 非常招集命令伝達訓練 イ 参集訓練 ウ 初動措置訓練 エ 情報収集訓練 オ 震災警防本部等運営訓練 カ 通信運用訓練 キ 部隊編成及び部隊運用訓練 ク 消防団との連携訓練 ケ 協定締結等の民間団体との連携訓練 コ 各種計画、協定等の検証 （３）実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
応急医療訓練	東京都保健医療局	警戒宣言時において、迅速・的確な医療救護体制を確保するため、次により関係機関（東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、日赤東京都支部等）及び医療機関が参画した訓練を行う。 （１）予知情報の収集、伝達 ア 局内事業所、都立病院等及び関係機関（東京都医師会等）に対する情報伝達 イ 入院患者等に対する広報 （２）医療救護班等の編成 東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、都立病院、日赤東京都支部等 ：医療救護班等の編成準備要請 （３）病院施設、設備及び防災資器材等の緊急点検 ア 建物、各種消防用設備、医薬品等の点検 イ 発火性物質等危険物及び火気の点検 これらの訓練は、他の防災訓練等との調整を行い実施する。

区分	機関	内 容
応急医療訓練	東京都医師会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、東京都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 (1) 各医療機関の被害状況を把握 (2) 医療救護班の編成 (3) 東京都の要請により検案に協力 各医療機関は、随時、目的（例えば、入院患者の安全対策、多数傷病者殺到時の対策等）を定め、反復して防災訓練を実施する。
	東京都歯科医師会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、東京都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 (1) 各歯科医療機関の被害状況を把握 (2) 歯科医療救護班の編成 (3) 東京都及び警視庁の要請により身元確認作業に協力 各歯科医療機関は、随時、目的を定め、反復して防災訓練を実施する。
	東京都薬剤師会	警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、東京都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。 (1) 各薬局等の被害状況を把握 (2) 薬剤師班の編成 (3) 区市町村の要請を受け、災害薬事（旧称：医薬品ストック）センター等の設置協力 (4) 災害薬事（旧称：医薬品ストック）センター等における医薬品の仕分け、管理 (5) その他、随時、目的を定め、反復して防災訓練を実施
	日赤東京都支部	次により防災訓練を実施する。 (1) 防災訓練は、毎年1回以上実施する。 (2) 防災訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策に係る次の事項について行う。 ア 地震予知情報等の伝達

区分	機関	内 容
その他の防災機関訓練	東京都水道局	(1) 訓練内容 訓練は、東京都、区市町等関係機関と協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部と事業所が一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 ア 総合訓練 ① 本部運営訓練 ② 非常参集訓練 イ 個別訓練 ① 情報連絡訓練 ② 保安点検訓練 ③ 応急給水訓練 ④ 復旧訓練 (2) 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、施設の新設や運転方法の変更及び職員の異動があったときなど、必要に応じて随時行う。
	東京電力	大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、非常災害対策本部・支部の設営、運営、情報伝達を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。
	東京ガスグループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年に1回以上実施する。 訓練内容は次のとおりである。 (1) 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 (2) 非常体制の確立 (3) 工事の中断等 (4) ガス工作の巡視、点検等 (5) 資機材等の点検 (6) 事業所間との連携 (7) 警戒解除宣言に係る措置 (8) 需要家等に対する要請
	各鉄道会社	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。 (1) 非常招集訓練 (2) 情報連絡訓練 (3) 旅客誘導案内訓練 (4) 各担当業務に必要な防災訓練 また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。
	各放送機関	警戒宣言等が発せられた場合などの対応について、次の内容を主とする訓練を、年1回以上実施する。 (1) 予知情報等を想定した放送送出訓練 (2) 非常招集訓練 (3) 放送設備の防災措置訓練 (4) その他必要な事項 このほか国又は地方公共団体等が主催する防災訓練に積極的に参加する。

区分	機関	内 容
その他防災機関訓練	N T T 東 日 本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 非常招集 (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 (4) 大規模地震発生時の災害応急対策 (5) 避難及び救護 (6) その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次の掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 非常招集 (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 (4) 大規模地震発生時の災害応急対策 (5) 避難及び救護 (6) その他必要とするもの 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	N T T ド コ モ	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 非常招集 (3) 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 (4) 大規模地震発生時の災害応急対策 (5) 避難及び救護 (6) その他必要とする事項 中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	K D D I	防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる事項を重点に、年1回以上訓練を実施する。 (1) 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 (2) 地震災害対策警戒組織の設置と要員参集訓練 (3) 警戒宣言時における防災措置の実施訓練 (4) 防災設備の運用に関する訓練 (5) その他必要な訓練

区分	機関	内 容
その他 防災 機関 訓練	ソフトバンク	防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を毎年1回以上実施する。 (1) 地震災害予防及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 各種災害対策用機器の操作 (4) 電気通信設備等の災害応急復旧 (5) 避難所等への支援
	楽天モバイル	防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を年1回以上実施する。 (1) 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 (2) 地震災害対策警戒組織の設置訓練 (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 (4) その他必要な訓練
	防そ 災の 機他 関の	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第4章 東海地震に関連する情報の種類とその対応

第1節 情報の種類と防災対応

東海地震に関する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報は、気象庁から観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

また、各情報の危険度に応じ、赤・黄・青のカラーレベルが情報文において示されることとなった。

東海地震に関連する情報と主な防災対応（強化地域の場合）

情報名 【カラーレベル】	発表基準	主な防災対応等
東海地震に関連する調査情報（定例） 【カラーレベル：青】	毎月の定例の強化地域判定会で評価した調査結果を発表	・ 防災対応は特にない
東海地震に関連する調査情報（臨時） 【カラーレベル：青】	東海地域に設置されている観測点のデータに通常とは異なる変化が観測された場合（変化の原因についての調査の状況を発表）	・ 情報収集連絡体制
東海地震注意情報 【カラーレベル：黄】	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	・ 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策 ・ 医療関係者、消防部隊等の派遣準備
東海地震予知情報 【カラーレベル：赤】	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合。 （東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表）	・ 災害警戒本部の設置 ・ 必要に応じ、避難や交通規制等の対策

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき示されるカラーレベルは「青」に戻される。

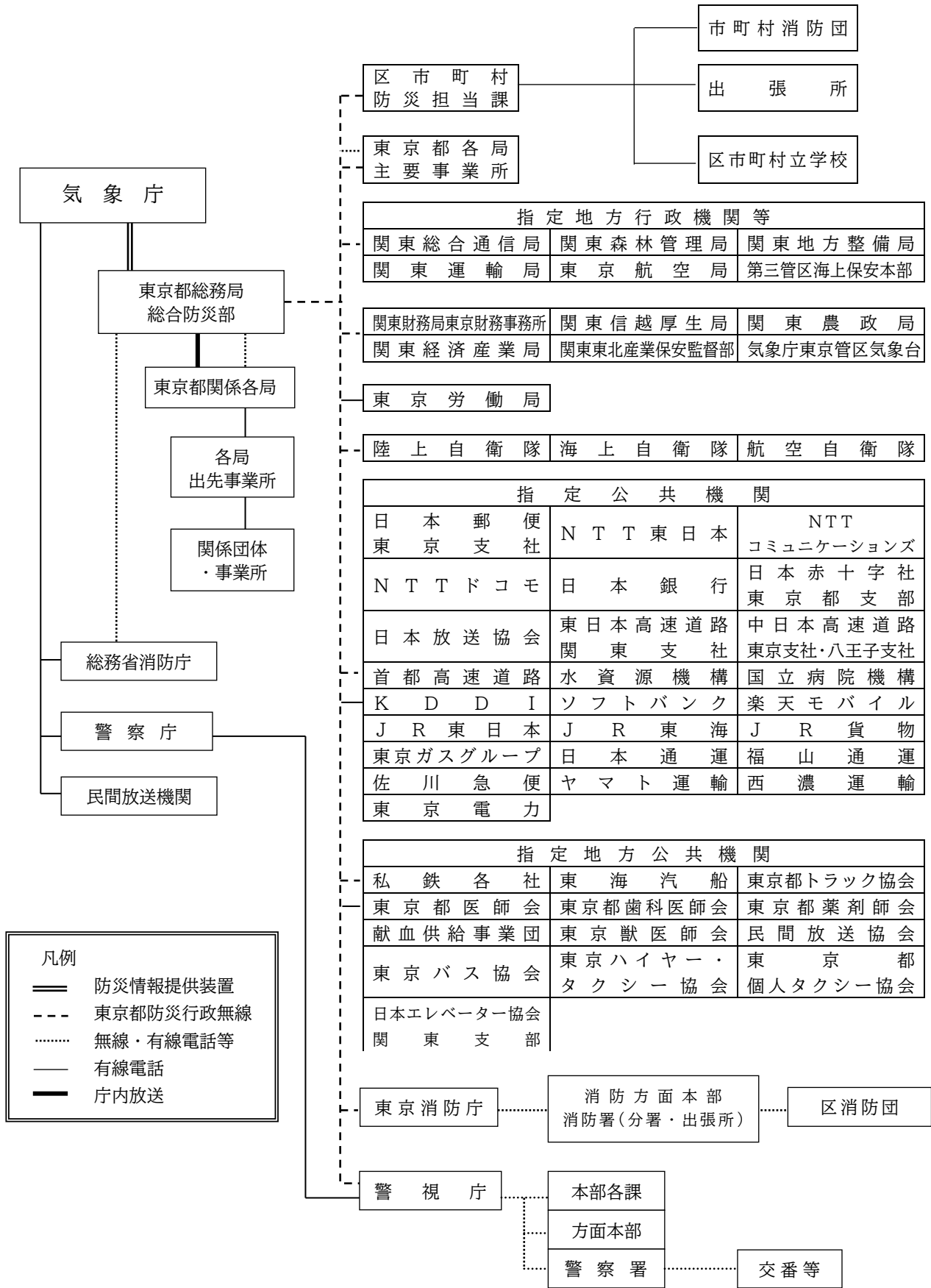
※ 観測される変化が小さかったり、前兆現象が捉えられないまま、突発的に東海地震が発生する場合がある。

第2節 東海地震に関連する情報の伝達

第1 伝達系統及び伝達手段

東海地震に関連する情報の伝達系統及び伝達手段は、次の図のとおりとする。

【東海地震に関連する情報の伝達系統図】



第2 伝達態勢

機	関	内 容
市	生活安全部	生活安全部（防災課）は、東京都総務局総合防災部から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、直ちに市各部（事務局及び会計部含む。）、市消防団及び市防災会議の各委員へ情報を伝達する。 なお、調査情報については、必要に応じて情報伝達を行う。
	その他の各部	各部は、生活安全部（防災課）から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、その情報を部内各課及び出先機関に周知徹底するとともに、必要な関係機関、団体等へ加入電話（FAXを含む。）又は口頭で伝達する。
警視庁 八王子 高尾 南大沢警察署		各警察署は、警視庁（通信指令本部）から注意情報及び予知情報の通報を受けた時は、直ちにその情報を署内及び交番へ伝達する。
東京消防庁 八王子消防署		消防署は、東京消防庁から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、その情報を署内、各消防出張所及び消防団事務局である市防災課に伝達する。
その他の 防災機関		東京都総務局総合防災部又は市から注意情報及び予知情報の通報を受けたときは、その情報を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

第3 伝達事項

1	注意情報又は予知情報が発表されたこと及びその内容
2	必要な活動態勢及び緊急措置をとること
3	注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び緊急措置を解除すること

第5章 調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

第1節 調査情報発表時の活動態勢等

第1 市

調査情報が発表された場合、生活安全部（防災課）は連絡要員を確保するなど情報収集・連絡体制をとり、東京都、防災関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内各部及び関係機関に情報伝達を行う。

なお、夜間休日等の勤務時間外に調査情報を受けた場合は、本庁守衛室当直職員が防災課長に連絡する。

第2 東京都

東京都総務局総合防災部は「情報監視体制」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。また、区市町村、東京都各局及び防災関係機関等へ一斉連絡を行う。

なお、東京都が夜間・休日において調査情報を受けたときは、夜間防災連絡室において必要な対応を行う。

第2節 注意情報発表時の活動態勢等

第1 市

1 市災害対策本部の設置準備

市は、注意情報を受けた場合、直ちに災害警戒本部体制をとり、状況に応じて、市災害警戒本部員（⇒ 第3編「震災応急対策計画」参照）を招集し、対応方針等を協議するとともに市災害対策本部の設置準備に入る。

なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けた場合は、本庁守衛室当直職員が防災課長に連絡する。

注意情報発表の連絡を受けた場合、防災課長は、『時間外に市域で震度4の地震が発生した場合の体制（⇒ 第3編「震災応急対策計画」参照）』に準じた体制をとるものとする。

2 職員の配備

注意情報発表時の市職員の配備は、警戒配備態勢とする。

なお、配備の伝達は、生活安全部長の指示のもと、各部、各課で定める情報伝達経路により指示するものとする。

3 注意情報発表時の活動内容

注意情報発表時に必要となる活動はおおむね次のとおりである。

- (1) 注意情報、予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 警戒宣言、予知情報伝達の準備
- (3) 災害対策本部設置の準備

- (4) 社会的混乱防止のための必要な措置
- (5) 東京都及び関係防災機関との連絡調整
- (6) 庁舎その他の施設及び来庁市民等の被害防止措置

4 市役所庁舎の管理体制

注意情報を受けた場合、契約資産部長は、「八王子市庁舎大規模地震応急計画（以下「市庁舎地震応急計画」という。）」に基づいて、防火管理委員による緊急会議を招集し、対応措置をとる。

第2 東京都の機関

機 関	内 容
東 京 都	1 東京都の情報連絡態勢 東京都は、注意情報を受けたときは、直ちに総務局総合防災部において、情報連絡態勢をとる。また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとる。各部局は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。 2 職員の参集 都職員動員態勢を地震防災強化地域内においては、第1配備態勢とし、それ以外の地域においては、第1又は第2配備態勢とする。 3 掌握事務 東京都総務局総合防災部は、各防災関係機関の協力を得て、次の事務を行う。 (1) 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達 (2) 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施 (3) 都各局、区市町村及び防災関係機関との連絡調整
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南大沢警察署	1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 (1) 特別警備本部 本部に特別警備本部を設置し、副総監が本部長となり、総括的指揮にあたる。 (2) 方面警備本部 各方面本部長は方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたる。 (3) 現場警備本部 各警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。 2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。

機 関	内 容
東京消防庁 八王子消防署	注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して次の対応を行う。 1 八王子消防署管内における活動態勢 主に次の対策をとる。 (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 関係防災機関への職員の派遣 (4) 救急医療情報の収集体制の強化 (5) 救助・救急資器材の準備 (6) 情報受信体制の強化 (7) 高所見張員の派遣 (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (9) その他消防活動上必要な情報の収集

第3 その他の防災機関

機 関	内 容
自 衛 隊	東部方面隊は、速やかに非常勤務態勢に移行し、情報・指揮・通信の整備に着手し、警戒態勢を強化するとともに、都庁に連絡班を派遣し連絡調整及び現況把握をする。また、海・空自衛隊と密接な共同関係を保持し、陸海空の三自衛隊一体の「地震防災派遣」を実施する。
鉄 道 会 社	J R 東 日 本 1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置する。 2 地震防災対策に関係する対策本部要員及び必要な要員を非常招集する。 京 王 鉄 道 1 注意情報を受けたときは、防災会議を開催し、情報の収集と災害対策本部の設置、警戒体制の種別決定、列車の運転方式その他事前対策を協議する。 2 要員の非常招集を行う。 多摩都市モノレール 注意情報を受けた場合、災害・事故等対策会議を招集して、災害・事故等対策本部を設置及び社員を非常招集する。
N T T 東 日 本	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。
N T T コミュニケーションズ	1 注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、情報連絡室の設置等、防災態勢をとる。 2 地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。 (1) 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況 (2) 電力機器通信設備の運転状況 (3) 社員の確保及び避難の状況 (4) 地震防災応急対策の実施状況 (5) その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等

機 関	内 容
N T T ドコモ	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため、状況の把握及び情報の収集を行う。
K D D I	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、その情報伝達、とるべき措置の確認・指示、通信の疎通状況の確認と疎通確保に向けた対策をとる。
ソフトバンク	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、必要要員を確保し、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行い、通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。
楽天モバイル	注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、状況の把握に努め、場合によっては必要要員を確保、派遣し通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。
日 赤 東 京 都 支 部	注意情報が発表されたときは、災害救護活動を効果的に行うため主に次の対策をとる。 1 職員非常招集 2 災害対策本部設置準備 3 所属施設への情報伝達 4 医療救護班の編成準備 5 その他必要な情報収集と準備措置
その他の機関	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有化を図る。

第3節 混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、市及び各防災機関は、次により対応策を講ずる。

機 関	内 容
市	生活安全部（防災課）は、市各部及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。 1 混乱防止に必要な情報の収集、東京都及び関係防災機関への伝達 2 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施支援 3 その他必要事項
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南大沢警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。

付編 東海地震・南海トラフ地震対応計画
第5章 調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関			内 容
鉄 道 会 社	J 東 日 本	R	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施とあわせて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
	京 電	王 鉄	1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供を行い、混雑緩和への協力要請を行う。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 (1) 状況により本社員の応援動員を行う。 (2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。 (3) 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施する。 (4) 駅構内営業の中止等、必要な措置を講ずる。
	多摩都市 モノレール		1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運行状況を報道する。 2 旅客の安全を確保するため、次の措置を講ずる。 (1) 適切な放送を行い、旅客の冷静な対応と協力を要請する。 (2) 必要に応じ乗車券の発売制限、改札規制等を行う。 3 管理部門から係員を駅に派遣し、旅客扱い要員の増強を図る。 4 混雑状況に応じて、警察官に出動を要請する。
N 東	T 日	T 本	国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保
N コ ミュ ニ ケー シ ョ ン ズ	T	T	国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 重要通信の確保、通信の利用制限等の措置準備 3 対策要員の確保及び広域応援 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保
N ド	T コ	T モ	国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。
K D D I			指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。

機 関	内 容
ソフトバンク	国又は東京都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。
楽天モバイル	国、東京都、各自治体及び関係機関から発出される指示及び各種情報、または報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、互いに各機関に通報し、過不足のない広報を行う。

第1 市の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア等を通じて、その内容と意味について市民に周知し、適切な行動を呼びかける。

第2 東京都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、市民の冷静な対応を呼びかける。

具体的には、旅行の自粛、児童・生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具類の転倒・落下・移動防止等、安全対策の実施等に関する呼びかけを行う。

この場合、注意情報の主旨について、誤解を招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、東京都も迅速に同様の発表を行う。

第3 放送機関の対応措置

各ラジオ・テレビの放送機関においては、注意情報を受けた時点から、職員の動員等を行い、通常番組を中断するなどして、あらかじめ定める計画に基づき、地震関係の放送を行う。特に民放各社では、平常番組の放送を中断して、特別番組の放送を開始し、必要な情報の提供を行う。

なお、NHKの放送内容は、次の事項を重点として行うこととなっている。

NHKの 主な放送内容	1 観測データの解説 2 地震予知の仕組みと段取りの説明 3 住民に冷静な行動への具体的な呼びかけ

第6章 警戒宣言時の応急活動

第1節 活動態勢

第1 市の活動態勢

1 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられたとき、災害対策基本法第23条の2の規定による災害対策本部を設置する。

2 職員の配備

警戒宣言が発せられたときの職員の配備は、第1 非常配備態勢とする。

3 市庁舎の管理体制

警戒宣言が発せられたときは、「市庁舎地震応急計画」に基づいて、来庁市民及び職員等の安全を確保する。

契約資産部長は、市庁舎地震防災対策本部を設置し、地震防災隊（自衛消防隊）を編成して、次の対応にあたる。

- (1) 来庁市民及び職員への広報
- (2) 来庁市民の誘導
- (3) 庁舎の被害防止措置等

第2 東京都の活動態勢

東京都は、警戒宣言が発せられたときは、大震法第16条の規定に基づき、知事を本部長とする東京都地震災害警戒本部（以下「都警戒本部」という。）を設置する。

都警戒本部の組織及び運営は、大震法、災害対策基本法、都警戒本部条例及び都警戒本部運営要綱に定めるところによる。

なお、警戒宣言時における東京都職員動員態勢は、強化地域内においては「第3 非常配備態勢」とし、その他の地域においては「第2 非常配備態勢」とする。

第3 防災関係機関等の活動態勢

1 指定地方行政機関等、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、東京都並びに市地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。

また、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

2 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

3 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、東京都及び市計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、東京都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

第4 相互応援協力

- 1 警戒宣言時には、単一の防災機関だけでは十分な防災活動が行えない場合もあるため、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- 2 防災機関等の長及び代表者は、東京都に対し応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等による応援のあつせんを依頼しようとするときは、東京都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。

- 1 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
- 2 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援を必要とする日時、時間
- 5 応援を必要とする場所
- 6 応援を必要とする活動内容
- 7 その他必要な事項

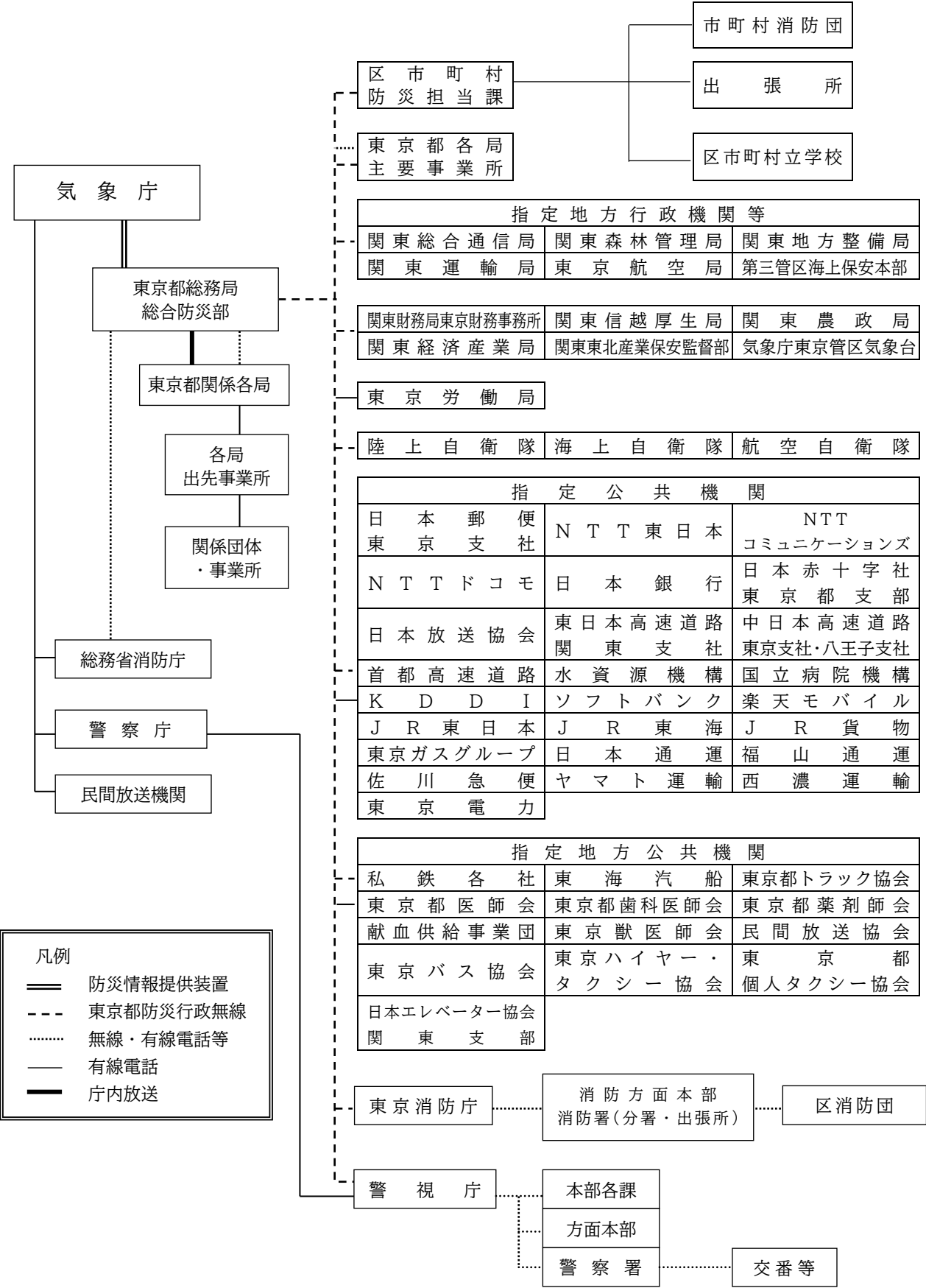
第2節 警戒宣言、予知情報等の伝達

第1 警戒宣言の伝達等

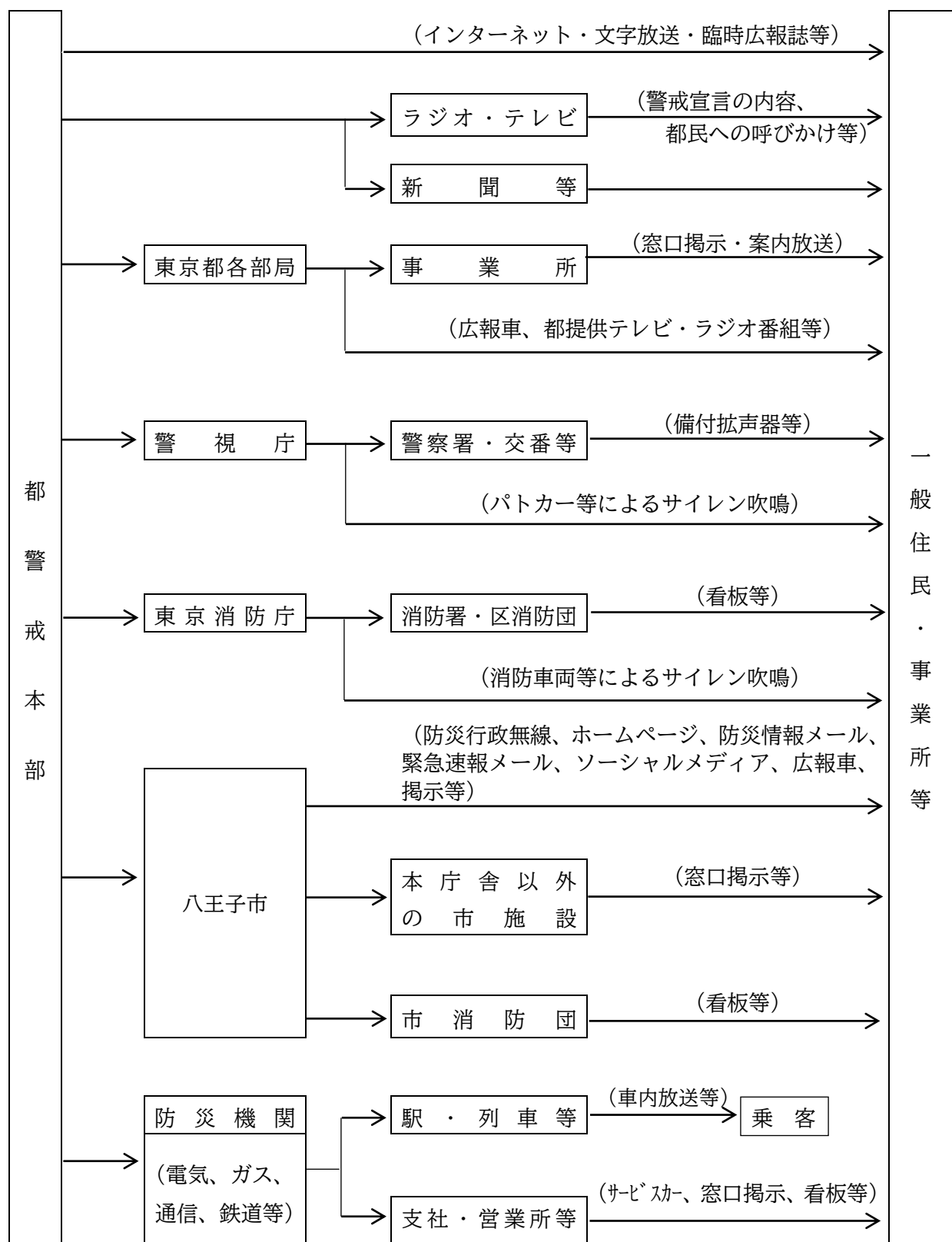
1 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次のとおりとする。

【警戒宣言の連絡伝達系統図】



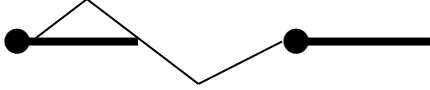
【一般住民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段】



2 伝達態勢

機 関	内 容
市	1 生活安全部（防災課）は、東京都総務局（総合防災部）から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは、直ちに市各部（事務局及び会計部を含む。）及び市防災会議の各委員へ情報を伝達する。 生活安全部から情報の伝達を受けた各部は、その情報を部内各課及び出先機関に周知徹底するとともに、必要な関係機関、団体等へ加入電話（FAXを含む。）又は口頭により伝達する。 2 一般住民に対しては、生活安全部及び都市戦略部が消防署、消防団及び警察署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
東京消防庁 八王子消防署	1 消防署は、本庁から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは直ちにその旨を署内各部、分署及び各消防出張所並びに消防団事務局である市防災課へ伝達する。 2 消防署（分署・所）は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
警視庁 八王子 高尾 南大沢 警察署	1 警察署は、本庁から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは直ちにその旨を署内及び交番等へ伝達する。 2 警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
八王子市 医師会	市医師会は、東京都医師会又は市から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により加入電話又は口頭で、管下の病院、診療所に伝達する。
その他の 防災機関	東京都から警戒宣言及び予知情報等の通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設の利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 本市への影響予想（予想震度等）
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

1 基本的な考え方

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱や電話の輻輳等の発生が予想される。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した広報のほか、東京都、市、各防災機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生が予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び混乱防止のために必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び関係機関は、相互に密接な連絡をとりながら混乱防止に必要な情報を速やかに広報し、市民等に対し冷静な行動を呼びかけ、協力を求めるものとする。

2 広 報

機 関	内 容
市	1 住民、事業所等のとるべき防災措置に関する広報 市は、警戒宣言が発せられたときは、関係防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行う。 なお、特に重要な広報文は、あらかじめ定めておくものとする。 (1) 広報の項目 ア 市長のコメント イ 警戒宣言の内容 ウ 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ エ 防災措置の呼びかけ オ 避難が必要な地域の住民に対する避難行動等の呼びかけ (2) 広報の実施方法 防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車等を通じて広報活動を行う。なお、各防災機関から市へ、市民、事業所に対する防災措置に関する広報活動の協力依頼があった場合は、依頼(広報)内容に応じて優先順位を決め、可能な限り実施する。 2 市施設利用者に対する広報 市各施設の管理者は、警戒宣言が発令されたとの通報を受けたときは、あらかじめ定める計画に基づき、施設利用者に情報を伝達するとともに、施設利用の自粛等、混乱の発生防止のために必要な協力を要請する。
東京消防庁 八王子消防署	1 広報項目 (1) 警戒宣言の内容 (2) 消防機関の措置状況 (3) 出火防止、初期消火及び混乱防止に関し必要な対応措置の協力要請 2 広報の実施方法 職員及び消防団員により広報車又は徒歩による巡回を行う。 (⇒ 第3節「消防、危険物対策」参照)

機 関	内 容
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南大沢警察署	1 広報の項目 (1) 警戒宣言の内容 (2) 東京での予想震度 (3) 防災対策の実施の徹底 (4) その他特に必要な事項 2 広報の手段及び方法 (1) 広報車、警ら用無線自動車等によるマイク広報 (2) 警察署、交番・駐在所による看板及びマイク広報 (3) 警ら員等のトランジスタメガホン等による広報 (4) ヘリコプター等による広報
そ の 他 の 防 災 機 関	あらかじめ定められた広報計画により、混乱防止のための措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請等必要な広報活動を行う。

3 市民等からの照会に対する対応措置

警戒宣言が発令されたことを知った市民、事業所等から東海地震に関して各種の問い合わせがあった場合、市及び各防災機関は、対応窓口を設置し、冷静かつ的確に事実に基づいて対応する。

また、市民、事業所等に対しては、とるべき措置についてあらかじめ周知徹底を図り、被害の軽減及び社会的混乱防止のための協力を要請する。

なお、市民、事業所等のとるべき措置のあらましは、「第7章 市民・事業所のとるべき措置」に定める。

第3節 消防、危険物対策

第1 消防対策

八王子消防署は、警戒宣言時に次のとおり対策を実施する。

1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にあるため、次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 関係防災機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2 市民（事業所）に対する呼びかけ

対 象	事 項	内 容
市 民	情 報 の 把 握	テレビ、ラジオや警察、消防、市からの情報に注意
	出 火 防 止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初 期 消 火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危 害 防 止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事 業 所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

第2 危険物対策

1 石油类等危険物の取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 八王子 消防署	予防規程又は事業所防災計画に基づく対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。
	1 操業の停止又は制限
	2 流出拡散防止資器材等の点検、配置
	3 緊急しゃ断装置の点検、確認
	4 火気使用の中止又は制限
	5 消防用設備等の点検確認

2 火薬類取扱施設

機 関	内 容
東京都 環境局	(一社)東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請する。
	1 警戒宣言等の伝達
	2 事故発生時に準じた保安要員の確保
	3 保安用品及び保安装置の再点検等
	4 その他特に必要な事項

3 高圧ガス取扱施設

機 関	内 容
東京都 環境局	東京都高圧ガス地域防災協議会 ((公社)東京都高圧ガス保安協会、(一社)東京都LPガス協会及び(一社)東京都LPガススタンド協会) に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請する。
	1 警戒宣言等の伝達
	2 事故発生時に準じた保安要員の確保
	3 保安上必要な施設及び設備の点検整備
	4 地震による被害の防止及び軽減措置

東京都水道局	浄水場においては、日常、薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入は行わない。

4 化学薬品等取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 八王子消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画による対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止の措置 3 化学薬品等取扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認

5 毒物・劇物取扱施設

機 関	内 容
市	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。
東京都保健医療局	1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施
健康安全研究センター	3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要がある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集、伝達

6 放射性物質取扱施設

機 関	内 容
東京都保健医療局	1 R I（放射性同位元素）の管理測定班の編成 市内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うR I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い、必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。
市	2 R I 使用医療機関に対する指導 (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 (2) R I 使用状況の把握 (3) 未使用R I 及び使用済R I の保安確認 (4) R I 治療患者の管理体制の徹底周知 (5) 地震予知関連情報の収集

7 危険物輸送

機 関	内 容
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南 大 沢 警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、危険物の被害発生防止のため、次の措置を講ずる。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物施設及び保管施設に対する警戒強化
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 1 出荷、受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底
J R 貨 物	警戒宣言・予知情報が発せられた際は、列車の運転規制等を実施するものとする。 1 火薬類 輸送状況を確認し必要に応じて関係箇所へ連絡をする。 2 その他の危険物 積載情報を確認し必要に応じて関係箇所へ連絡をする。

第4節 警備、交通対策

第1 警備対策

機 関	内 容
警 視 庁 八 王 子 高 尾 南 大 沢 警 察 署	1 警備部隊の配備 八王子駅等混乱のおそれのある駅、ターミナル、地下街、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。 2 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 市内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

第2 交通対策

1 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	1 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。

2 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

(1) 走行中の運転者にとるべき措置

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速自動車国道では時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速20kmに減速すること。

イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

エ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。

（⇒前節参照）

カ 現場警察官等の指示に従う。

(2) 駐車中の運転者にとるべき措置

ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、できる限り使用しない。

イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

(3) 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

a 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については、原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

b 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限をする。

c 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記 a の交通規制に準ずる。

イ 交通対策本部長（交通部長）及び現場警備本部長は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

(5) 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

第3 道路管理者等のとるべき措置

機 関	内 容
市	- 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合には、防災関係機関と連絡を保ち、緊急輸送道路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の保全に努める。 - 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
東京都 南多摩西部 建設事務所	- 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合には、緊急啓開道路を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 - 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
相武国道 事務所	- 警戒宣言等が発せられた場合、道路パトロール等により、災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努めるものとする。なお、道路法に基づく占用物件についても同様の措置を講ずるよう、その管理者を指導するものとする。 - 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を講ずることに伴い、必要となる補強、落下防止等の保全措置に努めるものとする。
中日本高速 道路(株) 八王子支社	- 警戒宣言が発せられた場合には、高速自動車国道等の交通対策として、道路状況の把握に努めるとともに、東京都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等に係る措置等に協力するものとする。 - 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努めるものとする。 - 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努めるものとする。 - 警戒本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努めるものとする。 - 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとする。

第5節 公共輸送対策

第1 鉄道対策

1 情報伝達

J R東日本、京王電鉄等鉄道会社は、警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、あらかじめ定めたルートで、列車、駅並びに乗客等に伝達する。

2 列車運行措置

(1) J R東日本

ア 強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く。）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

- a 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- b 中央本線 高尾～上野原駅間
- c 青梅線 青梅～奥多摩駅間
- d 相模線 橋本～厚木駅間

(2) 京王電鉄及び多摩都市モノレール

ア 運行方針

防災関係機関、報道機関及びJ R東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

警戒宣言当日	翌日以降
情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に現象する。

(3) 高尾登山電鉄運行方針及び措置

ア 高尾山駅（山上）

警戒宣言が発せられたとき、山上駅については旅客に対して、速やかに下山されるよう知らせる。この間山上の旅客が下山し終るまで平常運転を続ける。混雑時期であれば連続運転を行って輸送に努める。

イ 清滝駅（山麓）

警戒宣言が発せられたときは、旅客に対し万一に備えて登山を見合せて、速やかに帰宅されるようマイク放送等で伝達する。

3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられ、乗客が一度に駅に集中すると、混乱による被害が発生する可能性があるとともに、列車の運行にも支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関は、乗客の一時集中を防止するため、次の措置をとる。

機 関	内 容
東京都・市	1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関等、関係機関からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
J R 東 日 本 京 王 電 鉄 多 摩 都 市 モ ノ レール	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

4 主要駅での対応

J R八王子駅等の主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道会社は、次の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
J R 東 日 本 京 王 電 鉄 多 摩 都 市 モ ノ レール	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

5 列車運転中止に伴う旅客の対応措置

警戒宣言が発せられると、J R高尾駅～上野原駅間は、列車の運行が中止される。この場合、高尾駅に足留めされる通勤客等旅客の対応は次の方法により対処する。

(1) 長距離旅客に対する対応

他の運転線区を利用して輸送につとめる。

(2) 近距離旅客に対する対応

地震関連情報の内容によっては、他の交通手段により振替輸送をすることとし、これが不可能のときは、次の(3)に準じて対処する。

(3) 強化地域内へ帰宅する旅客に対する対応

強化地域内へ帰宅する通勤客等旅客については、原則として高尾駅内に收容することとし、旅客数によって同駅内に收容が不可能な場合、JRは関係機関に收容施設の開設を要請する。なお、この場合JRは、あらかじめ收容施設を定め、施設管理者等と事前に調整しておくこととする。

第2 バス、タクシー等対策

1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等、事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。
東京都個人タクシー協会	この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

第1 学校等

（小・中・義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修・各種学校、保育園、幼稚園、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等）

1 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

(1) 児童・生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、注意情報が発表された場合、適切な時期に授業（保育）を学級活動・ホームルーム活動に切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、地震後の授業（保育）又は解除宣言後の再開等について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、あらかじめ定めた対応措置等により、原則として学校（園）で児童・生徒等を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校（園）を臨時休業とする。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言解除まで臨時休業とする。

(2) 児童・生徒等の保護・帰宅

公共交通機関の運行状況、市内外の被災状況等の把握に努め、保護者が勤務先等に留まっている場合は、原則として、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校（園）において児童・生徒等の安全を確保する。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。一斉帰宅抑制により保護者が勤務先等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒等の校（園）内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、SNS等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校（園）と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(3) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）又は災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童・生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中・義務教育学校等に避難するなど適宜、適切な措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

(4) 学校等におけるその他の対応策

ア 水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する必要がある児童・生徒等のために必要な飲料水、食糧、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業

者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定める緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

エ 残留する児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く市教育委員会又は所轄庁へ報告する。

(5) 警戒解除宣言の連絡等

ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。

イ 解除後の授業の再開日時は、あらかじめ定めるところによる。

第2 病院、診療所

1 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行うこととし、このために必要な職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。医療機関の対応は、次のとおりである。

機 関	外来診療	入院患者	手術等
救 急 病 院	1 可能な限り平常通りの診療を行う。 2 救急患者の診療は継続的に行う。 3 緊急度が加われば二次、三次救急態勢に入り軽症患者の診療制限を行う。	1 可能な限り患者の希望に応じ帰宅許可を与える。 2 緊急事態の進展度に応じ通常入院患者の制限を行う。	1 医師の判断により可能な限り手術・検査等の日程変更を検討する。
診 療 所	1 可能な限り、平常通りの診療を行い、同時に救急出動の態勢を整える。		

2 防災措置

病院、診療所等が扱う医薬品類等のなかには、危険なものも含まれていることから、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

(1) 建物、設備の点検・防災措置

(2) 危険物の点検・防災措置

(3) 落下物の防止

(4) 非常用設備、備品の点検及び確保

(5) 職員の分担事務の確認

(6) 備蓄医薬品の点検・防災措置

3 その他

収集した情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

第3 社会福祉施設等

1 通所施設

警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業、指導等を中止して、警戒宣言が解除されるまで臨時休所等の措置をとる。

(1) 通所者の扱い

ア 通所者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

イ 引き取りのない利用者又は心身が不自由で急な移動が困難な利用者等は、施設内で保護する。

ウ 通所時間中の場合は、通所経路に沿って利用者等を探索して保護する。

(2) 防災措置

ア 施設設備、消火器、火気等の点検

イ ライフラインの確認

ウ 落下、転倒等の危険箇所の確認及び防止

エ 食糧、飲料水等の確保

オ 医薬品等の確保

(3) その他

ア 通所者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員、通所者、保護者等に防災訓練等を通じて防災教育を行う。

2 入所施設

入所者は、原則として施設内で保護する。このために次の措置をとる。

(1) 施設設備の点検

(2) ライフラインの確認

(3) 落下、転倒物の危険箇所の確認及び防止

(4) 食糧、飲料水等の確保

(5) 医薬品の確保

(6) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

(7) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知

(8) 関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 超高層ビル及び不特定多数の人が集まる施設の対策

超高層ビル及び不特定多数の人が集まる劇場、テナント等の施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、八王子消防署及び各施設を所管する市の各部は次のとおり、対応措置を行う。

所 管	対象施設	対 応 措 置
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。	
	映 画 館 集 会 施 設 等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	ホ テ ル テナントビル 超高層ビル等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用
災 対 市 民 活 動 推 進 部	J:COMホー ル 八 王 子 （市民会館） 芸術文化会館 （いちよう ホー ル） 南 大 沢 文 化 会 館 学 園 都 市 セ ン ター 夢 美 術 館	1 警戒宣言が発せられると同時に団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
災 対 市 民 部	市 営 斎 場	1 原則として、火葬業務は停止する。 ただし、火葬執行中のものにあつては、厳重な警戒のもとに執行を完了する。 2 既に斎場に到着している場合は、遺体保管室で保管する。なお、出棺前の場合は親族において保管する。 3 火葬業務を停止（解除）する場合は、停止（解除）する旨、市民部、葬祭業団体等に連絡する。

所 管	対象施設	対 応 措 置
災 害 対 策 部 健 康 医 療 部	保 健 所 大横保健福祉 セ ン タ ー 東 浅 川 保 健 福祉センター 南 大 沢 保 健 福祉センター	1 集団を対象とした事業及び所外で行う事業は原則として、中止する。 2 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 3 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 4 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
災 害 対 策 部 対 産 業 振 興 部	タヤケ小やけ ふれあいの里 高 尾 5 9 9 ミュージアム	1 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
	ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 銀 行 等	1 スーパーマーケット等大型店舗の食糧品等の生活必需物資売場、及び銀行等市民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所に対する可能な限りの営業継続への依頼 2 スーパーマーケット等で売場の一部を営業継続する場合における、営業する部分と閉鎖する部分との明確化への指導
災 害 対 策 部 対 資 源 循 環 ・ 環 境 部	北 野 環 境 学習センター	1 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
災 害 対 策 部 対 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	総 合 体 育 館 富士森体育館 甲の原体育館 こども科学館 各 図 書 館 等	1 警戒宣言が発せられると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議の上閉館し、個人使用形態をとる施設は直ちに閉館する。 2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。

第8節 電話、通信対策

第1 警戒宣言時の輻輳防止措置

機 関	内 容
N T T 東 日 本	○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程等に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 一般電報の発信及び電話による配達 (3) 営業窓口 (4) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 (ア) 故障修理 (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施 しない業務がある。
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	○ 警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したとき、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
N T T ド コ モ	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。
K D D I	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。
ソ フ ト バ ン ク	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ 警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。
楽 天 モ バ イ ル	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ ただし、通信サービスの疎通が著しく輻輳した際は、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

第2 広報措置の実施

機 関	内 容
N T T 東 日 本	1 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 (2) 電報の受付及び配達状況 (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 (4) 営業窓口における業務実施状況 (5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。） (6) その他必要とする事項 2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。 1 国内・国際通信の疎通の状況 2 国内・国際通信の輻輳対策 3 お客様に協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む。）
N T T ド コ モ	警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 2 営業窓口における業務実施状況 3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板の準備状況を含む。） 業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 4 その他必要とする事項
K D D I	警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し、主に次の事項を広報する。 1 通信サービスの疎通状況 2 通信サービスの輻輳対策 3 利用者に協力を要請する事項
ソ フ ト バ ン ク	警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板の協力要請 3 その他必要とする事項
楽 モ バ イ ル 天	警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、テレビ・ラジオ放送等を通じ利用者に以下の事項を広報する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 通信サービスの輻輳対策状況 3 その他必要とする事項

第3 防災措置の実施

機 関	内 容								
N 東 T 日 T 本	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達と周知 2 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等） 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配 7 電気通信設備等の巡視点検 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等								
N コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ T T	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施								
N ド T コ T モ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施								
K D D I	警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 1 災害対策本部等の対策活動組織の確立 2 情報連絡体制の確立 3 通信設備の点検 4 通信疎通の監視、管理体制の強化 5 災害対策用設備の点検 6 その他、一般防災に関する措置 <table border="0"> <tr> <td>(1) 事務機器等の転倒防止措置</td> <td>(2) 危険物等の保安点検</td> </tr> <tr> <td>(3) 火気の使用制限措置</td> <td>(4) 応急対策物資の点検</td> </tr> <tr> <td>(5) 医療、救護備品の点検</td> <td>(6) 局舎警備の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準</td> </tr> </table>	(1) 事務機器等の転倒防止措置	(2) 危険物等の保安点検	(3) 火気の使用制限措置	(4) 応急対策物資の点検	(5) 医療、救護備品の点検	(6) 局舎警備の強化	(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準	
(1) 事務機器等の転倒防止措置	(2) 危険物等の保安点検								
(3) 火気の使用制限措置	(4) 応急対策物資の点検								
(5) 医療、救護備品の点検	(6) 局舎警備の強化								
(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準									
ソ フ ト パ ン ク	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警備体制の確立 3 対策要員の確保 4 社外関係機関との連携・協力 5 災害対策用設備・資機材の確保 6 社員の安全確保 7 その他必要な事項								

楽 モ パ イ ル	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言の伝達 2 社外機関との連携・協力 3 社員の安全確保 4 対策要員の確保 5 災害対策用設備・資器材の確保、配備 6 その他必要な事項

第9節 電気、ガス、上下水道対策

第1 電 気（東京電力）

1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても原則として電力の供給は継続する。

2 人員、資器材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、すべての事業所は非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

(2) 資器材の点検確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策本部・支部は、復旧用資器材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等の応急出動に備えた点検整備、確保を行う。

3 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

4 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的な事項について広報する。

5 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

第2 ガ ス（東京ガスグループ）

1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

2 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

3 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

4 人員、資機材の点検確保

(1) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

ア 不使用ガス栓の閉止の確認

イ 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保

ウ 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(2) 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

ウ 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第3 上水道（東京都・市）

1 飲料水の供給

東京都は、警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

(1) 当座の飲料水の汲み置きの要請

(2) 地震発生後の避難にあたっての注意事項

(3) 地震発生後の広報等の実施方法

(4) 地震発生後における住民への注意事項

2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

東京都は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。さらに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置を講ずるとともに、地震発生後の応急対策活動の準備を行う。

市は、東京都と連携し、連絡体制を強化する。

3 施設等の保安措置

(1) 東京都は、浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。

- (2) 東京都は、浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうよう送配水圧を調整する。
- (3) 東京都は、警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- (4) 東京都は、工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

第4 下水道（東京都・市）

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

1 危険物に対する保安措置

東京都は、危険物のある処理場、ポンプ所においては、3交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

市は、第1非常配備態勢で対応する。

2 施設等の保安措置

- (1) 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、下記施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

機関名	巡視点検する施設		
市	ア 管渠施設	イ マンホールポンプ施設	ウ ポンプ場施設
東京都 下水道局	ア 管渠施設	イ ポンプ所施設	ウ 処理場施設
東京都 住宅局	ア 管渠施設	イ ポンプ所施設	

(2) 工事現場

工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策

警戒宣言が発せられた場合、市は、食糧及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、商業者団体等に対し、できるだけ通常営業を継続し、不当販売（売り惜しみ、便乗値上げ等）が行われることが無いよう要請する。

市民に対しては、各店舗の営業状況等を伝えるとともに、買い占めや買い急ぎ等をしないよう、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、臨時災害FM放送等により呼びかけを行う。

なお、東京都中央卸売市場及び八王子卸売市場は、生鮮食糧品の安定供給を確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食糧品の取引業務を行うものとする。

第11節 金融対策

警戒宣言が発令された場合、市は、市内の金融機関及び郵便局に対し、できるだけ窓口業務を継続するよう要請する。

市民に対しては、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア等により金融機関、郵便局の営業状況等を広報する。

なお、東京都の地域防災計画が定める警戒宣言発令時における金融対策は、次のとおりである。

機 関	内 容
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること (2) 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること (3) 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること イ 上記1(1)なお書き及び(2)イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること (注) ・「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 ・本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。 2 日本銀行は、①地震予知情報等の伝達及び避難誘導に関すること、②通貨の円滑な供給の確保に関すること、③資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること、④金融機関の業務運営に係る措置に関すること、⑤地震防災応急対策に係る広報に関すること、⑥海外中央銀行等との連絡・調整に関することを行う。
東 京 都 主 税 局	1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 2 警戒宣言が発せられた後、引続き、東京都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

第12節 避難対策

原則として事前避難の必要はないが、急傾斜地等の危険地域について、特に危険が予想されるときは、状況に応じて避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させる。

なお、避難の実施については、「第3編 震災応急対策計画」に準じて行う。

第13節 救援・救護対策

第1 医療救護態勢

市は、医療関係機関・団体との連携を図り、医療、救護体制に関する調整を行う。

1 医療関係機関の対応

市医師会は、発災時に備え連絡態勢を確保するよう、市医師会会員及び医療機関に対して依頼し、市からの要請等に応じて出動できるよう医療救護班の編成態勢をとる。また、市内の救急指定病院等の病院においては、救急患者の受入体制の確保を行う。

なお、市歯科医師会は、歯科医療救護班を必要とするとき、速やかに編成できるよう準備を指示する。

2 医薬品の確保

市は、備蓄医薬品等の保管状況を点検し整備するとともに、市薬剤師会等に対して、応急医薬品の確保及び供給できる態勢をとるよう要請する。

3 日赤東京都支部

(1) 血液業務

負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備え、供給体制を確保する。

(2) 応急救護出動態勢

医療資器材及び医療救護班の応援要請を受けた場合に備え、情報連絡体制の確保を図る。

第2 輸送車両の確保

日本通運及び東京都トラック協会は、東京都及び市からの要請に応じて、あらかじめ定められた方法により、車両の調達準備を行う。

第3 その他

陸上自衛隊は、災害派遣準備を実施するとともに、都内各駐屯地指令等は自衛隊の管理する施設等について地震防災応急措置を講じ、即応態勢を確立する。

第7章 市民・事業所のとるべき措置

東海地震に係る災害の防止、又は被害の軽減を図るため、市民、自主防災組織及び各事業所は、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市・東京都及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

市民、自主防災組織、各事業所のとるべき措置は、おおむね、次のとおりである。

第1節 市民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。 2 消火器具など防災用品を準備しておく。 3 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。 4 ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。 5 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食糧の最低3日分の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。 6 家族で対応措置を話し合っておく。 (1) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。 (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。 7 防災訓練や防災事業へ参加する。東京都・区市町村・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 8 避難行動要支援者がいる家庭では、市町村の定める要件に従い、差し支えない限り、「避難行動要支援者名簿」や個別避難計画の情報について、避難支援関係者の提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。 3 電話の使用を自粛する。 4 自動車の利用を自粛する。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 情報の把握を行う。 (1) 市の防災信号（サイレン）等を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 (2) 東京都・市・警察・消防等、防災機関からの情報に注意する。 (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。 2 火気の使用に注意する。 (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 (2) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が 発せられて から地震 発生まで	(3) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。） (4) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。 (5) 危険物類の安全防護措置を点検する。 3 消火器、三角バケツ等の置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。 4 テレビや家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。 6 窓ガラス等の落下防止を図る。 (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。 (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。 8 食糧、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるようとりまとめておく。（非常持出品の準備） 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。 10 電話の使用を自粛する。特に役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路外(空地や駐車場等)に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。 (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。 12 幼児、児童の行動に注意する。 (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊ばせる。 (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて、引き取りに行く。 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。 14 エレベーターの使用は避ける。 15 近隣相互間の防災対策を確認する。 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。 17 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

※ 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。 2 情報の収集・伝達体制を確立する。 (1) 市及び防災機関からの情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。 6 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 2 地域住民に、冷静な行動を呼びかける。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 自主防災組織の活動態勢を確立する。 (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して、市民のとるべき措置（⇒前節参照）を呼びかける。 4 防災資器材等を確認する。 5 街頭配備消火器の確認、消火用水を確保する。 6 幼児、児童、生徒、高齢者、病弱者の安全対策措置を呼びかける。 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等がいたら注意する。 8 救急医薬品等を確認する。 9 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	1 消防計画、事業所防災計画等の作成 第3章第2節第2項記載の消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成 2 従業員等に対する防災教育の実施 3 自衛消防訓練の実施 4 情報の収集・伝達体制の確立 5 事業所施設の耐震性の確保及び施設内の安全対策 6 水・食糧・医薬品その他必需品の備蓄

区 分	と る べ き 措 置
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。 3 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時にとるべき措置を確認又は準備する。 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員に迅速かつ正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動がとれるようにする。 この場合、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の安全に留意する。 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食糧品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。 ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下階等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物の流出、漏えい防止のための措置を確認する。 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等の点検、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。 8 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止する。特に東京都、市、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問合せは控える。 9 バス、タクシー、生活物資輸送車両等、市民生活上不可欠な車両以外の車両の使用は、できるかぎり制限する。 10 救助、救急資器材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。 11 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認した上で、時差退社させるものとする。 ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第8章 南海トラフ地震対策

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70～80%といわれ、令和4年5月に東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」で震度分布等を公表。本市では最大で震度5強の揺れが想定されている。また、国の調査では、南海トラフ地震が発生した場合に広い範囲で長周期地震動による被害が発生する恐れがあるとされている。

本計画では南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応等を定める。

第1節 南海トラフ地震対策の考え方

第1 南海トラフ地震対策の経過

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。

平成14年7月、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、「東南海・南海地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）が制定された。その後、平成23年に発生した東日本大震災を教訓として、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも人命保護とともに我が国の経済が致命傷を負わないためにハード・ソフトの両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月、東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正された。南海トラフ法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めることで、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

これにより、法律の対象地震は、東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで起こる様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが平成24年に公表した南海トラフ巨大地震による市町村別最大震度分布によると、本市は最大で震度5強の揺れが想定されている。また、令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」でも本市の最大震度は5強とされている。

令和元年5月31日、南海トラフ法に基づく国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が定められた。

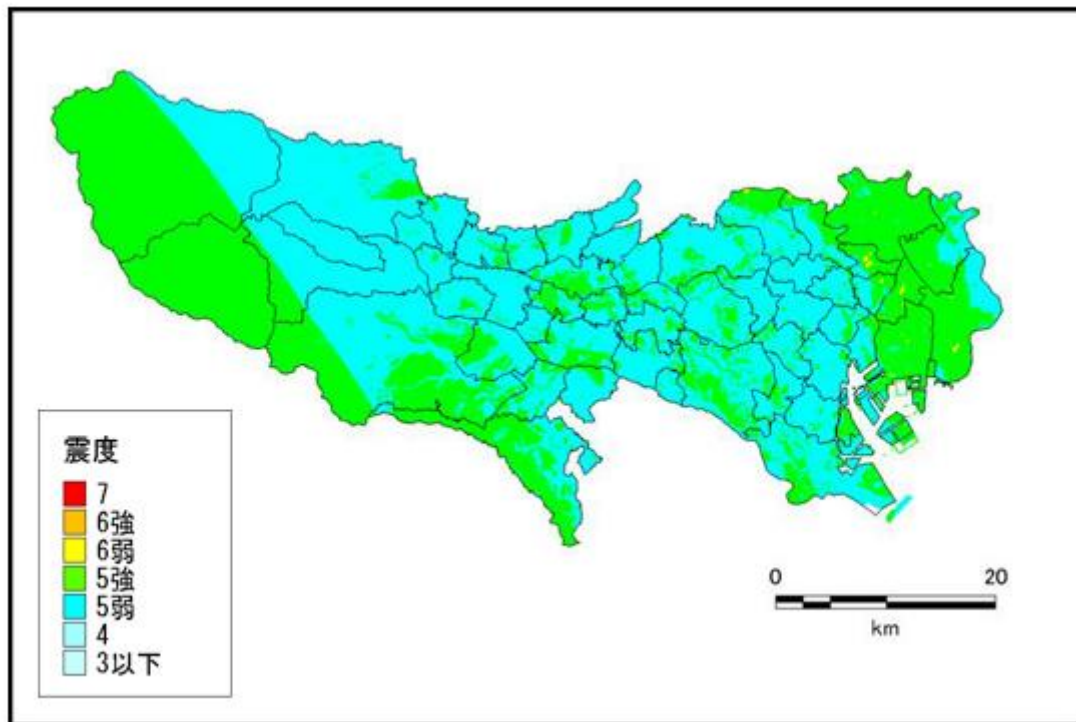
第2 南海トラフ地震対策の基本的な考え方

南海トラフ地震が発生した場合、本市は最大で震度5強の揺れと想定されていることから南海トラフ法での防災対策推進地域には指定されていない。よって、同法第5条に基づく推進計画の作成は義務付けられていないため、地震発生後の応急対策・復旧対策及び南海トラフ地震に係る予防対策は、本計画「第2編 災害予防計画」、「第3編 震災応急対策計画」、「第6編 復旧復興計画」により対処することとし、本章では南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における対応を定める。

第2節 南海トラフ地震による被害想定

令和4年に東京都が公表した「首都直下型地震等による東京の被害想定」によると、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市の揺れは震度5強が最大であることから、人的被害・建物被害、ライフラインの被害は限定的であると想定している。そのため、区部・多摩地域における人的被害等を定量化した被害数は公表されていない。

【南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）の震度分布】



第3節 南海トラフ地震に関連する情報と対応

第1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、平成29年11月1日から、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まった場合、国や地方自治体等が防災対応をとりやすくするため、南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（この二つの情報を合せて「南海トラフ地震に関連する情報」）の運用を開始した。この情報の種類と発表条件が令和元年5月31日に次のとおり変更された。

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

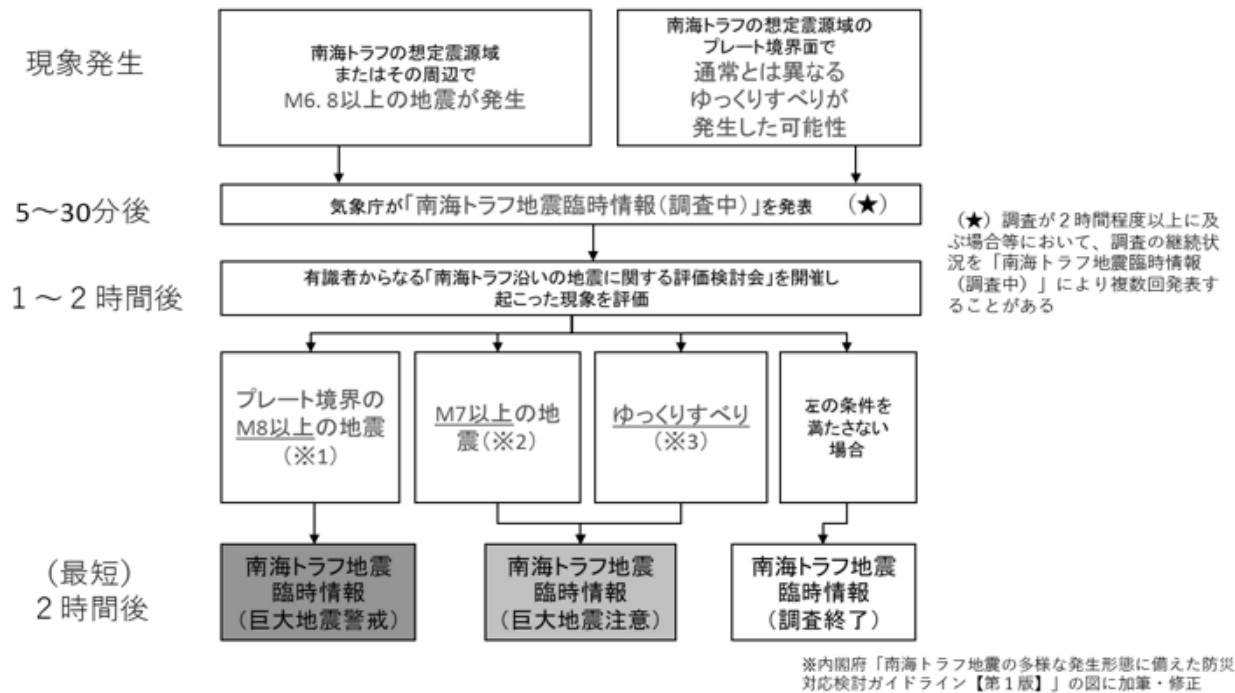
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内(※1)でマグニチュード6.8以上(※2)の地震(※3)が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化(※4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

	調査終了	○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも 当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震を漏れなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大ききで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、
- レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の 値に設定
- レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定
- レベル3：レベル1の2倍に設定
- 「有意な変化」とは上記レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（出典）令和元年5月31日、気象庁「「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合における本市の対応は原則として次のとおりとする。ただし、本市において既に地震が発生したときは、第3編「震災応急対策計画」に基づき震度階級や被害状況を踏まえた本部体制及び対応とする。

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)

本部体制	主な対応	注意(警戒)期間
災害警戒本部	○ 各部は、必要な対応が行える体制とし、情報収集及び伝達 ○ 住民への注意喚起、混乱防止等の広報 ○ 必要に応じ、園児・児童・生徒の帰宅等の安全対策	—

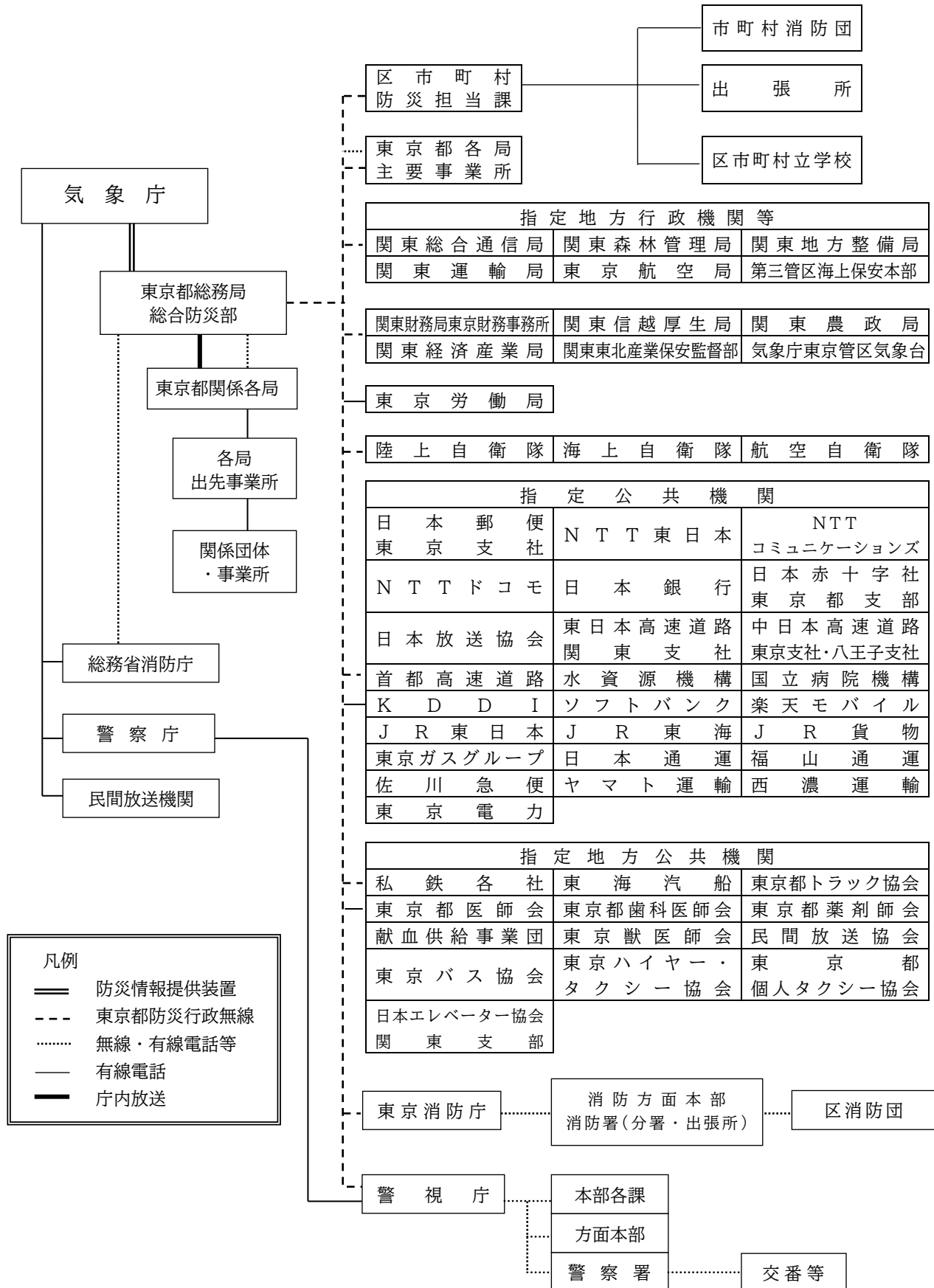
2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

本部体制	主な対応	注意(警戒)期間
災害警戒本部	第3編「震災応急対策計画」に基づく対応	○ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く）が発生する場合：1週間 ○ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合：プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

本部体制	主な対応	注意(警戒)期間
災害警戒本部	第3編「震災応急対策計画」に基づく対応	○ 後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。 ○ また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

【情報の連絡伝達系統図】





八王子市地域防災計画【本冊】

令和7年修正

素案

発行 八王子市防災会議
事務局 八王子市生活安全部防災課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話 (直通) 042-620-7207
(FAX) 042-626-1271